

令和3年版

消防白書

総務省消防庁

本白書は再生紙を使用しております。

はじめに

昨年は、静岡県熱海市土石流災害や8月11日からの大雨などの自然災害に見舞われ、多くの人的・物的被害が生じました。

また、新型コロナウイルス感染症への対応として、救急隊員の感染防止対策の徹底や、ワクチン接種業務への救急救命士の活用など様々な対応が求められました。

気候変動の影響により、近年、多様化・激甚化・頻発化する風水害や、切迫する大規模地震・津波災害、火山災害等に備えるため、防災・減災、国土強靱化の取組を進めることが重要であり、国民の生命・財産を守る消防の果たす役割は益々増大しています。

令和3年版消防白書では、特集として、最近の大規模自然災害等への対応のほか、新型コロナウイルス感染症対策、消防団を中核とした地域防災力の充実強化、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」における消防庁の取組、消防防災分野におけるDXの推進について記載しています。

第1章以下では、火災や風水害をはじめとする各種災害の現況と課題、消防防災の組織と活動、国民保護への対応、自主的な防火防災活動と災害に強い地域づくり、国際的課題への対応及び消防防災の科学技術の研究・開発について記載しています。

この白書が、消防防災に対する国民の皆様のご理解を深め、国や地方公共団体だけではなく、住民、企業も含めた総合的な消防防災体制を確立するに当たって、広く活用いただけることを願っています。

令和4年1月

はじめに

特集 1

最近の大規模自然災害等への対応

| | |
|---------------------------------------|----|
| 1. 令和3年7月静岡県熱海市土石流災害による被害及び消防機関等の対応状況 | 3 |
| （1）災害の概要 | 3 |
| （2）政府の主な動き及び消防機関等の活動 | 3 |
| 2. 令和3年8月11日からの大雨による被害及び消防機関等の対応状況 | 8 |
| （1）災害の概要 | 8 |
| （2）政府の主な動き及び消防機関等の活動 | 8 |
| 3. 栃木県足利市林野火災による被害及び消防機関等の対応状況 | 10 |
| （1）災害の概要 | 10 |
| （2）消防機関等の活動 | 11 |
| 4. 令和2年12月16日からの大雪による被害及び消防機関等の対応状況 | 14 |
| （1）災害の概要 | 14 |
| （2）政府の主な動き及び消防機関等の活動 | 14 |
| 5. 千葉県北西部を震源とする地震による被害及び消防機関等の対応状況 | 15 |
| （1）災害の概要 | 15 |
| （2）政府の主な動き及び消防機関等の活動 | 15 |
| 6. 東京オリンピック・パラリンピック競技大会における消防特別警戒 | 15 |
| （1）東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催 | 15 |
| （2）東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催までの取組 | 16 |
| （3）消防特別警戒の実施状況 | 17 |

特集 2

新型コロナウイルス感染症対策

| | |
|--------------------------------|----|
| 1. 新型コロナウイルス感染症の感染者数の推移と政府等の対応 | 18 |
| （1）新型コロナウイルス感染症の感染者数の推移 | 18 |
| （2）令和3年における政府等の対応 | 19 |
| 2. 新型コロナウイルス感染症対策に係る消防機関等の取組 | 19 |
| （1）消防庁の体制 | 19 |
| （2）具体的な取組 | 20 |

特集 3

消防団を中核とした地域防災力の充実強化

| | |
|-------------------------|----|
| 1. 消防団の現状 | 31 |
| （1）消防団員数の減少 | 31 |
| （2）若年層の入団者数減少 | 31 |
| （3）被雇用者である消防団員の割合の増加 | 33 |
| （4）女性消防団員の増加 | 33 |
| （5）学生消防団員の増加 | 34 |
| （6）機能別消防団員の増加 | 34 |
| （7）消防団の役割の多様化 | 35 |
| 2. 「消防団員の処遇等に関する検討会」の開催 | 36 |
| 3. 消防団の充実強化施策 | 37 |
| （1）報酬等の処遇改善 | 37 |
| （2）消防団に対する理解の促進 | 38 |

| | |
|------------------|----|
| (3) 幅広い住民の入団促進 | 39 |
| (4) 平時の消防団活動のあり方 | 42 |
| (5) 装備等の充実 | 43 |

特集 4

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」 における消防庁の取組

| | |
|----------------------------------|----|
| (1) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の概要 | 45 |
| (2) 5か年加速化対策における消防庁の施策 | 45 |

特集 5

消防防災分野におけるDXの推進

| | |
|-------------------------------|----|
| 1. デジタル社会の実現に向けた政府の動き | 48 |
| 2. 消防防災分野におけるDX | 48 |
| (1) 火災予防分野における各種手続の電子申請等の導入促進 | 48 |
| (2) 危険物規制におけるICT等の活用 | 49 |
| (3) AI・IoT技術等の先進技術を活用した防災活動支援 | 50 |
| (4) 消防指令システムの高度化等に向けた検討 | 51 |

第1章

災害の現況と課題

第1節 火災予防

| | |
|-------------------------------------|----|
| [火災の現況と最近の動向] | 55 |
| 1. 出火状況 | 56 |
| (1) 1日当たり95件の火災が発生 | 56 |
| (2) 出火率は2.7件/万人 | 56 |
| (3) 火災覚知方法は119番通報が最多 | 56 |
| (4) 初期消火の方法は消火器の使用が最多 | 56 |
| 2. 火災による死者の状況 | 56 |
| (1) 火災による死者の状況 | 56 |
| (2) 建物火災による死者数の状況 | 59 |
| (3) 住宅火災による死者の状況 | 60 |
| 3. 火災による損害額 | 63 |
| 4. 出火原因 | 63 |
| (1) 「たばこ」による火災の6割以上は不適当な場所への放置によるもの | 64 |
| (2) 「放火」及び「放火の疑い」の合計は減少 | 64 |
| (3) 「こんろ」による火災の約半数は消し忘れによるもの | 65 |
| 5. 火災種別ごとの状況 | 65 |
| (1) 建物火災 | 65 |
| (2) 林野火災 | 66 |
| (3) 車両火災 | 66 |
| (4) 船舶火災 | 66 |
| (5) 航空機火災 | 67 |
| [火災予防行政の現況] | 67 |
| 1. 住宅用火災警報器の設置の現況 | 67 |
| 2. 防火対象物 | 67 |

| | |
|------------------------------|----|
| 3. 防火管理制度 | 68 |
| (1) 防火管理者 | 68 |
| (2) 統括防火管理者 | 68 |
| (3) 防火対象物定期点検報告制度 | 69 |
| 4. 防災管理制度 | 69 |
| (1) 防災管理者 | 69 |
| (2) 統括防災管理者 | 69 |
| 5. 立入検査と違反是正 | 69 |
| (1) 立入検査と違反是正の現況 | 69 |
| (2) 適マーク制度 | 70 |
| (3) 違反対象物の公表制度の運用開始 | 70 |
| 6. 消防用設備等 | 70 |
| (1) 消防同意の現況 | 70 |
| (2) 消防用設備等の設置の現況 | 70 |
| (3) 消防設備士及び消防設備点検資格者 | 70 |
| (4) 防災規制 | 71 |
| (5) 火を使用する設備・器具等に関する規制 | 71 |
| 7. 消防用機械器具等の検定等 | 71 |
| (1) 検定 | 71 |
| (2) 自主表示 | 72 |
| 8. 消防用設備等に係る技術基準の性能規定 | 72 |
| 9. 火災原因調査の現況 | 72 |
| 10. 製品火災対策の推進 | 73 |
| [火災予防行政の課題] | 74 |
| 1. 住宅防火対策の推進 | 74 |
| 2. 小規模施設における防火対策の推進 | 74 |
| 3. 消防用設備等の点検報告の推進 | 74 |
| 4. ICT 機器等を活用した効率的な火災調査業務の推進 | 75 |
| 〈二酸化炭素消火設備の放出事故について〉 | 76 |
| 第2節 危険物施設等における災害対策 | |
| [危険物施設等における災害の現況と最近の動向] | 77 |
| 1. 火災事故 | 78 |
| (1) 危険物施設における火災事故発生件数と被害 | 78 |
| (2) 危険物施設における火災事故の発生要因 | 78 |
| (3) 無許可施設における火災事故 | 79 |
| (4) 危険物運搬中の火災事故 | 79 |
| (5) 仮貯蔵・仮取扱い中の火災事故 | 79 |
| 2. 流出事故 | 79 |
| (1) 危険物施設における流出事故発生件数と被害 | 79 |
| (2) 危険物施設における流出事故の発生要因 | 80 |
| (3) 無許可施設における流出事故 | 81 |
| (4) 危険物運搬中の流出事故 | 81 |
| (5) 仮貯蔵・仮取扱い中の流出事故 | 81 |
| [危険物行政の現況] | 81 |
| 1. 危険物規制 | 81 |

| | |
|-----------------------------------|-----------|
| (1) 危険物規制の体系 | 81 |
| (2) 危険物施設の現況 | 81 |
| (3) 危険物取扱者 | 82 |
| (4) 事業所における保安体制 | 83 |
| (5) 保安検査 | 84 |
| (6) 立入検査及び措置命令 | 84 |
| 2. 石油パイプラインの保安 | 84 |
| (1) 石油パイプライン事業の保安規制 | 84 |
| (2) 石油パイプラインの保安の確保 | 84 |
| [危険物行政の課題] | 85 |
| (1) 官民一体となった事故防止対策の推進 | 85 |
| (2) 科学技術及び産業経済の動向等を踏まえた安全対策の推進 | 85 |
| (3) 大規模災害への対応 | 85 |
| (4) 過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた対策 | 85 |
| 第3節 石油コンビナート災害対策 | |
| [石油コンビナート災害の現況と最近の動向] | 87 |
| 1. 事故件数と被害 | 87 |
| 2. 事故の特徴 | 87 |
| (1) 事故種別ごとの一般事故件数 | 87 |
| (2) 原因別の一般事故件数 | 87 |
| (3) 特定事業所種別の一般事故件数 | 88 |
| (4) 特定事業所業態別の一般事故件数 | 88 |
| [石油コンビナート災害対策の現況] | 88 |
| 1. 特別防災区域の現況 | 88 |
| 2. 都道府県・消防機関における防災体制 | 90 |
| (1) 防災体制の確立 | 90 |
| (2) 災害発生時の応急対応 | 90 |
| (3) 特別防災区域所在市町村等の消防力の整備 | 90 |
| 3. 特定事業所における防災体制 | 90 |
| (1) 自衛防災組織等の設置 | 90 |
| (2) 大容量泡放射システムの配備 | 90 |
| (3) 自衛防災体制の充実 | 91 |
| 4. 事業所のレイアウト規制 | 91 |
| (1) レイアウト規制 | 91 |
| (2) 新設等届出等の状況 | 91 |
| 5. その他の災害対策 | 91 |
| (1) 災害応急体制の整備 | 91 |
| (2) 防災緩衝緑地等の整備 | 91 |
| 6. 最近の石油コンビナート等における災害対策 | 91 |
| (1) 石油コンビナート等における災害防止対策検討関係省庁連絡会議 | 91 |
| (2) 石油コンビナート等の地震・津波対策 | 91 |
| (3) 石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト | 91 |
| (4) 石油コンビナート災害対応への先進技術活用検討会の開催 | 92 |
| [石油コンビナート災害対策の課題] | 92 |
| 1. 特定事業所における防災体制の充実強化 | 92 |

| | |
|----------------------|----|
| 2. 大容量泡放射システムの効果的な活用 | 92 |
|----------------------|----|

第4節 林野火災対策

| | |
|---------------------|----|
| [林野火災の現況と最近の動向] | 93 |
| [林野火災対策の現況] | 93 |
| 1. 林野火災特別地域対策事業 | 93 |
| 2. 広域応援・空中消火による消防活動 | 93 |
| (1) 空中消火の実施状況 | 93 |
| (2) 広域応援・空中消火体制の整備 | 94 |
| 3. その他の対策 | 94 |
| (1) 出火防止対策の徹底 | 94 |
| (2) 林野火災用消防施設等の整備 | 95 |
| [林野火災対策の課題] | 95 |

第5節 風水害対策

| | |
|----------------------------|----|
| [風水害の現況と最近の動向] | 97 |
| 1. 令和2年中の主な風水害 | 97 |
| 2. 令和3年1月から令和3年10月までの主な風水害 | 97 |
| [風水害対策の現況と課題] | 98 |
| 1. 避難情報の適時適切な発令 | 98 |
| (1) 避難情報ガイドラインの改定 | 98 |
| (2) 市町村長の災害対応力強化のための研修の実施 | 98 |
| 2. 避難行動要支援者に係る避難の実効性の確保 | 98 |
| (1) 避難行動要支援者名簿の作成 | 99 |
| (2) 個別避難計画の作成 | 99 |

第6節 震災対策

| | |
|-------------------------------|-----|
| [地震災害の現況と最近の動向] | 100 |
| 1. 令和2年中の主な地震災害 | 100 |
| 2. 令和3年1月から令和3年10月までの主な地震災害 | 101 |
| [震災対策の現況と課題] | 102 |
| 1. 地震災害の予防 | 102 |
| (1) 防災拠点となる公共施設等の耐震化の促進 | 103 |
| (2) 防災拠点となる公共施設等の耐震化に係る地方財政措置 | 103 |
| (3) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づく施設整備 | 103 |
| (4) 震度情報ネットワークシステムの整備 | 103 |
| (5) 緊急地震速報訓練の実施 | 104 |
| 2. 津波避難の実効性の確保 | 104 |
| (1) 津波避難計画の策定の促進 | 104 |
| (2) 津波避難のために必要な取組の促進 | 104 |
| (3) 津波避難施設の整備に係る地方財政措置 | 104 |

第7節 原子力災害対策

| | |
|-------------------------|-----|
| [原子力災害等の現況と最近の動向] | 106 |
| 1. 原子力施設の現況と主な事故 | 106 |
| 2. 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応 | 106 |
| [原子力災害対策等の現況] | 107 |
| 1. 原子力施設等の原子力災害対策 | 107 |
| 2. 消防機関における活動対策 | 107 |

| | |
|---------------------------------|-----|
| (1) マニュアル、ハンドブック、活動要領等の作成・配布 | 107 |
| (2) 放射性物質事故対応資機材の整備等 | 107 |
| (3) 消防職員に対する教育・訓練等 | 107 |
| [原子力災害対策等の課題] | 108 |
| 1. 福島原発事故を踏まえた今後の取組 | 108 |
| (1) 避難指示区域の管轄消防本部の支援 | 108 |
| (2) 関係地方公共団体における地域防災計画の見直し等 | 108 |
| (3) 福島原発事故において活動した消防職員の長期的な健康管理 | 108 |
| 2. 放射性物質等事故対応能力の向上 | 108 |
| 第8節 その他の災害対策 | |
| [火山災害対策] | 109 |
| 1. 令和2年以降の主な火山活動 | 109 |
| 2. 火山災害対策の現況と課題 | 109 |
| (1) 火山避難の実効性確保 | 109 |
| (2) 退避施設の整備に係る地方財政措置 | 109 |
| [雪害対策] | 110 |
| 1. 雪害の現況と最近の動向 | 110 |
| 2. 雪害対策の現況と課題 | 110 |
| [地下施設等の災害対策] | 110 |
| 1. 地下施設等の災害の現況と最近の動向 | 110 |
| 2. 地下施設等の災害対策の現況と課題 | 110 |
| (1) 鉄道トンネル及び道路トンネル | 110 |
| (2) 大深度地下空間 | 111 |
| [消防活動阻害物質に係る災害対策] | 111 |
| 1. 消防活動阻害物質に係る災害の現況 | 111 |
| (1) 火災事故の状況 | 112 |
| (2) 漏えい事故の状況 | 112 |
| 2. 消防活動阻害物質に係る災害対策の課題 | 112 |
| (1) 実態の把握及び指導 | 112 |
| (2) 危険物災害等情報支援体制の充実 | 112 |
| [海上災害対策] | 113 |
| 1. 海上災害の現況と最近の動向 | 113 |
| 2. 海上災害対策の現況 | 113 |
| 3. 海上災害対策の課題 | 113 |
| [航空災害対策] | 113 |
| 1. 航空災害の現況と最近の動向 | 113 |
| 2. 航空災害対策の現況 | 113 |

第2章

消防防災の組織と活動

第1節 消防体制

| | |
|------------|-----|
| 1. 消防組織 | 117 |
| (1) 常備消防機関 | 117 |
| (2) 消防団 | 117 |

| | |
|-------------------------------|-----|
| 2. 消防防災施設等 | 118 |
| (1) 消防車両等の整備 | 118 |
| (2) 消防通信施設 | 118 |
| (3) 消防水利 | 120 |
| 3. 消防財政 | 120 |
| (1) 市町村等の消防費 | 120 |
| (2) 消防費の財源 | 121 |
| (3) 都道府県の防災費 | 121 |
| (4) 消防庁予算額 | 121 |
| 4. 常備消防体制整備の課題 | 123 |
| (1) 消防力の整備 | 123 |
| (2) 消防隊員用個人防火装備 | 123 |
| 第2節 消防の広域化の推進 | |
| 1. 消防の広域化とは | 124 |
| 2. 消防の広域化のメリット | 124 |
| (1) 初動体制の充実等による住民サービスの向上 | 124 |
| (2) 人員配置の効率化及び現場体制の充実 | 124 |
| (3) 消防体制の基盤強化 | 124 |
| 3. これまでの取組 | 124 |
| (1) これまでの取組とその成果 | 124 |
| (2) 消防の広域化及び連携・協力の更なる推進（令和3年） | 124 |
| 4. 関係機関の取組 | 125 |
| (1) 消防庁の取組 | 125 |
| (2) 都道府県の取組 | 126 |
| (3) 市町村の取組 | 126 |
| 第3節 消防職団員の活動 | |
| 1. 活動状況 | 127 |
| 2. 公務による死傷者の状況 | 127 |
| 3. 勤務条件等 | 127 |
| (1) 消防職員の勤務条件等 | 127 |
| (2) 消防本部におけるハラスメント等への対応策 | 128 |
| (3) 女性消防吏員の更なる活躍の推進 | 130 |
| 4. 安全衛生体制の整備 | 131 |
| (1) 安全衛生体制 | 131 |
| (2) 惨事ストレス対策 | 132 |
| 5. 消防表彰等 | 132 |
| (1) 国の栄典 | 132 |
| (2) 内閣総理大臣表彰 | 132 |
| (3) 総務大臣表彰 | 132 |
| (4) 総務大臣感謝状 | 133 |
| (5) 消防庁長官表彰 | 133 |
| (6) 賞じゅつ金及び報賞金 | 133 |
| (7) 退職消防団員報償 | 133 |
| (8) 消防庁長官感謝状 | 133 |
| (9) その他 | 133 |

| | |
|--|-----|
| 〈女子学生等を対象としたWEB職業体験イベント（WEBインターンシップ）の開催〉 | 134 |
|--|-----|

第4節 教育訓練体制

| | |
|-------------------------|-----|
| 1. 消防職団員の教育訓練 | 136 |
| 2. 職場教育 | 136 |
| 3. 消防学校における教育訓練 | 136 |
| (1) 消防学校の設置状況 | 136 |
| (2) 教育訓練の種類 | 136 |
| 4. 消防大学校における教育訓練及び技術的援助 | 136 |
| (1) 教育訓練の実施状況 | 136 |
| (2) 施設・設備 | 137 |
| (3) 消防学校に対する技術的援助 | 138 |

第5節 救急体制

| | |
|------------------------------|-----|
| 1. 救急業務の実施状況 | 139 |
| (1) 救急出動の状況 | 139 |
| (2) 傷病程度別搬送人員の状況 | 139 |
| (3) 年齢区分別事故種別搬送人員の状況 | 139 |
| (4) 現場到着所要時間の状況 | 139 |
| (5) 病院収容所要時間の状況 | 139 |
| (6) 救急隊員の行った応急処置等の状況 | 140 |
| 2. 救急業務の実施体制 | 140 |
| (1) 救急業務実施市町村数 | 140 |
| (2) 救急隊数、救急隊員数及び准救急隊員数 | 141 |
| (3) 救急救命士及び救急救命士運用隊の推移 | 142 |
| (4) 救急自動車数 | 143 |
| (5) 高速自動車国道等における救急業務 | 143 |
| 3. 消防と医療の連携 | 143 |
| (1) 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準 | 143 |
| (2) 救急医療体制 | 144 |
| (3) 救急搬送における医療機関の受入れ状況 | 144 |
| 4. 救急業務高度化の推進 | 144 |
| (1) 救急業務に携わる職員の教育の推進 | 144 |
| (2) 救急救命士の処置範囲の拡大 | 145 |
| (3) メディカルコントロール体制の充実 | 145 |
| (4) 救急蘇生統計（ウツタインデータ）の活用 | 146 |
| 5. 救急業務を取り巻く課題 | 146 |
| (1) 救急車の適時・適切な利用の推進 | 146 |
| (2) 一般市民に対する応急手当の普及 | 147 |
| (3) 感染症への対策 | 149 |
| (4) 熱中症への対応 | 149 |
| (5) 外国人傷病者への救急対応 | 150 |
| 〈救急安心センター事業（#7119）の推進〉 | 151 |

第6節 救助体制

| | |
|---------------------|-----|
| 1. 救助活動の実施状況 | 153 |
| (1) 救助活動件数及び救助人員の状況 | 153 |
| (2) 事故種別ごとの救助活動の状況 | 153 |

| | |
|------------------------------|-----|
| 2. 救助活動の実施体制 | 153 |
| (1) 救助隊数及び救助隊員数 | 153 |
| (2) 救助活動のための救助器具等の保有状況 | 154 |
| 3. 全国消防救助技術大会 | 154 |
| 4. 救助の課題と対応 | 154 |
| (1) 体制の整備 | 154 |
| (2) 車両及び資機材の整備 | 154 |
| (3) 救助技術の高度化等 | 156 |
| 第7節 航空消防防災体制 | |
| 1. 航空消防防災体制の現況 | 157 |
| 2. 今後の取組 | 158 |
| (1) 消防防災ヘリコプターの機能強化 | 158 |
| (2) 消防防災ヘリコプターの安全な活動の確保に向けて | 159 |
| (3) 消防防災ヘリコプター操縦士の養成・確保に向けて | 159 |
| 第8節 広域消防応援と緊急消防援助隊 | |
| 1. 消防の広域応援体制 | 161 |
| (1) 消防の相互応援協定 | 161 |
| (2) 広域消防応援体制の整備 | 161 |
| 2. 緊急消防援助隊 | 161 |
| (1) 緊急消防援助隊の創設と消防組織法改正による法制化 | 161 |
| (2) 緊急消防援助隊の編成及び出動計画等 | 163 |
| (3) 緊急消防援助隊の登録隊数及び装備 | 166 |
| (4) 緊急消防援助隊の活動 | 167 |
| (5) 緊急消防援助隊の訓練及び広報 | 167 |
| (6) 今後の取組 | 168 |
| 第9節 国と地方の防災体制 | |
| 1. 国と地方の防災組織等 | 170 |
| (1) 防災組織 | 170 |
| (2) 消防庁の防災体制 | 170 |
| 2. 防災に係る制度の見直し | 170 |
| (1) 災害対策基本法の改正 | 170 |
| (2) 地域防災計画の修正 | 171 |
| 3. 防災に係る体制の整備 | 172 |
| (1) 業務継続性の確保 | 172 |
| (2) 災害対応力の強化 | 173 |
| 第10節 消防防災の情報化の推進 | |
| 1. 被害状況等に係る情報の収集・伝達体制の確立 | 175 |
| 2. 災害に強い消防防災通信ネットワークの整備 | 175 |
| (1) 消防防災通信ネットワークの概要 | 176 |
| (2) 耐災害性の向上及びバックアップ機能の整備 | 178 |
| 3. 情報システムの活用 | 178 |
| (1) 災害時対応支援システムの導入と活用 | 178 |
| (2) 統計調査系システム | 179 |
| 4. 情報化の最近の動向 | 179 |
| (1) 消防防災通信ネットワークの充実強化 | 179 |

| | |
|------------------------|-----|
| (2) 消防防災業務の業務・システムの最適化 | 180 |
|------------------------|-----|

第3章 国民保護への対応

第1節 国民保護への取組

| | |
|-----------------------------------|-----|
| 1. 地方公共団体における国民保護計画の策定等の推進 | 184 |
| 2. Jアラートによる迅速な情報伝達 | 184 |
| 3. 国民保護事案における住民の避難に関する体制の整備 | 185 |
| (1) 市町村における避難実施要領のパターンの作成 | 185 |
| (2) 避難施設の指定 | 185 |
| 4. 安否情報システムの運用 | 186 |
| 5. 国民保護事案への対応力の強化 | 186 |
| (1) 国民保護共同訓練 | 186 |
| (2) 地方公共団体職員の研修・普及啓発 | 186 |
| (3) 地方公共団体における体制整備 | 187 |
| (4) 特殊標章等 | 187 |
| 6. テロ対策 | 188 |
| (1) テロ災害に対応するための体制の整備 | 188 |
| (2) 訓練・教育 | 188 |
| (3) テロ災害に対応するための救急資器材の導入に向けた教育の推進 | 189 |

第2節 北朝鮮弾道ミサイル発射事案への対応

| | |
|--------------------|-----|
| 1. 北朝鮮の情勢 | 190 |
| 2. 消防庁の対応 | 190 |
| 3. Jアラートによる情報伝達 | 190 |
| 4. 普及啓発 | 190 |
| 5. 地方公共団体による訓練の実施等 | 190 |

第4章 自主的な防火防災活動と災害に強い地域づくり

| | |
|--|-----|
| [防火防災意識の高揚] | 195 |
| 1. 全国火災予防運動等 | 195 |
| (1) 全国火災予防運動 | |
| (秋季 令和2年11月9日～11月15日 春季 令和3年3月1日～3月7日) | 195 |
| (2) 文化財防火デー(1月26日) | 196 |
| (3) 全国山火事予防運動(令和3年3月1日～3月7日) | 196 |
| (4) 車両火災予防運動(令和3年3月1日～3月7日) | 196 |
| (5) 消防記念日(3月7日) | 196 |
| 2. 危険物安全週間 | 196 |
| [住民等の自主防災活動] | 197 |
| (1) 自主防災組織 | 198 |
| (2) 女性防火クラブ | 198 |
| (3) 少年消防クラブ | 198 |
| (4) 幼年消防クラブ | 198 |

| | |
|--------------------|-----|
| (5) 自主防災組織等の活動の活性化 | 199 |
| (6) 防災知識の普及啓発 | 199 |

第5章 国際的課題への対応

| | |
|--|-----|
| [国際緊急援助] | 203 |
| 1. 国際消防救助隊の派遣体制 | 203 |
| 2. 教育訓練 | 203 |
| 3. 派遣実績 | 204 |
| [国際協力・国際交流] | 204 |
| 1. 国際消防防災フォーラムの開催 | 204 |
| 2. 開発途上国からの研修員受入れ等 | 204 |
| (1) 課題別研修・国別研修の実施 | 204 |
| (2) 諸外国への情報提供等 | 205 |
| 3. 技術協力等 | 205 |
| 4. 国際交流 | 205 |
| [基準・認証制度の国際化への対応] | 205 |
| 1. 消防用機械器具等の国際規格の現況 | 205 |
| 2. 規格の国際化への対応 | 205 |
| [日本の規格に適合する消防用機器等の海外展開] | 205 |
| 1. 日本の消防用機器等の品質、規格・認証制度の発信 | 206 |
| 2. 国内の連携体制・日本企業へのサポート | 206 |
| (1) 日本貿易振興機構（JETRO）と連携したセミナーの開催 | 206 |
| (2) 個別の消防用機器等が日本規格に適合する旨の英訳の証明書の発出 | 206 |
| 3. 個別の国に対する日本の消防用機器等の品質、規格・認証制度の浸透への取組 | 206 |
| [地球環境の保全（ハロン消火剤等の放出抑制等）] | 206 |
| 1. ハロン消火剤等の放出抑制について | 206 |
| 2. PFOS を含有する泡消火薬剤の排出抑制について | 207 |

第6章 消防防災の科学技術の研究・開発

| | |
|-------------------------------|-----|
| [研究・開発の推進] | 211 |
| 1. 消防庁における重点研究開発目標 | 211 |
| 2. 消防研究センター | 211 |
| 3. 消防防災科学技術研究推進制度 | 211 |
| 4. 消防機関における研究開発 | 211 |
| 5. 研究・開発の担い手の育成 | 211 |
| [消防研究センターにおける研究開発等] | 211 |
| 1. 消防防災に関する研究 | 211 |
| (1) 消防ロボットシステム（スクラムフォース）の研究開発 | 212 |
| (2) 火災延焼シミュレーションの高度化に関する研究開発 | 214 |
| (3) 災害時の消防力・消防活動能力向上に係る研究開発 | 215 |
| (4) 危険物施設の安全性向上に関する研究開発 | 217 |

| | |
|-----------------------------------|-----|
| （５）火災予防と火災による被害の軽減に係る研究開発 | 219 |
| （６）地下タンクの健全性診断に係る研究開発 | 221 |
| （７）火山噴火にともなう降灰が消防活動や危険物施設に与える影響評価 | 221 |
| ２．令和３年度より実施する研究開発 | 222 |
| ３．火災原因調査等及び災害・事故への対応 | 223 |
| （１）火災原因調査及び危険物流出等の事故原因調査等 | 223 |
| （２）災害・事故への対応 | 224 |
| ４．研究成果をより広く役立てるために | 225 |
| （１）一般公開 | 225 |
| （２）全国消防技術者会議 | 225 |
| （３）消防防災研究講演会 | 225 |
| （４）調査技術会議 | 225 |
| （５）消防防災科学技術賞 | 225 |
| （６）施設見学 | 225 |
| [競争的資金における研究開発等] | 225 |
| [消防機関の研究等] | 226 |
| [消防防災科学技術の研究における今後の取組] | 226 |

写真索引

特集 1

| | | |
|-------|--|----|
| 写真 1 | 被害状況 1 | 3 |
| 写真 2 | 被害状況 2 | 3 |
| 写真 3 | 捜索活動状況 | 7 |
| 写真 4 | 現地合同調整本部会議の様子 | 7 |
| 写真 5 | 捜索活動状況（ドローンにより撮影）（静岡県内応援隊提供） | 7 |
| 写真 6 | 救出活動状況（神奈川県大隊提供） | 7 |
| 写真 7 | 資機材・隊員除染作業状況（愛知県大隊提供） | 7 |
| 写真 8 | 重機を活用した捜索活動状況（静岡県消防防災航空隊提供） | 7 |
| 写真 9 | D P A T * によるメンタルヘルスに関するレクチャーを受けている様子 （愛知県大隊提供） | 7 |
| 写真 10 | 宿営活動状況（静岡県消防防災航空隊提供） | 7 |
| 写真 11 | 土砂の中の捜索・救助活動（雲仙市） （長崎県県央地域広域市町村圏組合消防本部提供） | 9 |
| 写真 12 | ヘリコプターによる孤立住民の救助活動（武雄市橘町）（佐賀県防災航空隊提供） | 9 |
| 写真 13 | 消防団員による救助活動（久留米市消防団提供） | 10 |
| 写真 14 | 両崖山及び天狗山全景（横浜市消防局提供） | 13 |
| 写真 15 | 上空から見た延焼状況（横浜市消防局提供） | 13 |
| 写真 16 | 延焼状況（足利市消防本部提供） | 13 |
| 写真 17 | 消火活動の状況（足利市消防本部提供） | 13 |
| 写真 18 | 東京消防庁ヘリコプター空中消火活動（横浜市消防局提供） | 13 |
| 写真 19 | 両崖山山頂付近の焼損状況（足利市消防本部提供） | 13 |
| 写真 20 | 消防団員による除雪作業（富山市消防団提供） | 15 |
| 写真 21 | 消防対策協議会の実施状況 | 16 |
| 写真 22 | 札幌ドームにおけるNBC災害対応訓練実施状況 | 16 |
| 写真 23 | 札幌大通公園における現地警戒本部設置状況 | 17 |
| 写真 24 | 国立代々木競技場における救急車待機状況 | 17 |
| 写真 25 | 宮城スタジアムへの消防庁職員派遣状況 | 17 |

特集 2

| | | |
|-------|-----------------------|----|
| 写真 26 | 消防団設備整備費補助金の補助対象資器材の例 | 24 |
|-------|-----------------------|----|

特集 3

| | | |
|-------|------------------------------|----|
| 写真 27 | 消防団員募集ポスター | 38 |
| 写真 28 | 消防団のオフィシャルウェブサイト | 39 |
| 写真 29 | 消防団オフィシャルウェブサイト内「女性消防団員コーナー」 | 41 |

特集 4

| | | |
|-------|----------------------|----|
| 写真 30 | 情報収集活動用ハイスペックドローンの活用 | 45 |
| 写真 31 | 拠点機能形成車 | 45 |
| 写真 32 | NBC災害即応部隊用資機材 | 46 |
| 写真 33 | 消防防災ヘリコプター | 46 |
| 写真 34 | 救助用資機材等を搭載した多機能消防車 | 46 |
| 写真 35 | 救助用資機材等のイメージ | 46 |

第1章

第1節

- 写真1-1-1 住宅防火いのちを守る10のポイントリーフレット……………74
- 写真1-1-2 消防用設備等点検アプリ（本アプリは、イラストや写真を用いた案内により点検することができ、その結果を出力する機能を有している。）……………75

第3節

- 写真1-3-1 大容量泡放射システム……………90
- 写真1-3-2 石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテストポスター……………92
- 写真1-3-3 石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト表彰式……………92

第4節

- 写真1-4-1 山火事予防ポスター……………95
- 写真1-4-2 令和3年2月栃木県足利市で発生した林野火災（足利市消防本部提供）……………96
- 写真1-4-3 令和3年2月栃木県足利市で発生した林野火災（足利市消防本部提供）……………96
- 写真1-4-4 避難指示区域内における大規模火災対応訓練におけるドローン映像を活用した指揮活動……………96

第2章

第3節

- 写真2-3-1 叙勲伝達式……………132
- 写真2-3-2 褒章伝達式……………132
- 写真2-3-3 開催周知チラシ……………134
- 写真2-3-4 LIVE講演の様子……………135
- 写真2-3-5 機器点検……………135
- 写真2-3-6 火災現場VR体験……………135

第4節

- 写真2-4-1 実火災体験型訓練（ホットトレーニング）……………137
- 写真2-4-2 実火災体験型訓練（危険物火災）……………137
- 写真2-4-3 多数傷病者対応訓練……………137

第6節

- 写真2-6-1 特殊災害対応自動車……………155
- 写真2-6-2 大型除染システム搭載車……………155
- 写真2-6-3 特別高度工作車……………155
- 写真2-6-4 大規模震災用高度救助車……………155
- 写真2-6-5 重機及び重機搬送車……………155
- 写真2-6-6 高機能救命ボート……………155
- 写真2-6-7 化学剤遠隔検知装置※化学剤を検知した場所を色で識別……………156
- 写真2-6-8 水上オートバイ……………156

第7節

- 写真2-7-1 消防庁ヘリコプター「おとめ」（高知県）……………157

第3章

第1節

- 写真3-1-1 大型除染システム搭載車……………188
- 写真3-1-2 化学剤検知器……………188
- 写真3-1-3 生物剤検知器……………188
- 写真3-1-4 放射線測定器……………188

第2節

- 写真3-2-1 体育館に避難する児童……………191
- 写真3-2-2 用水路の橋の下に避難する住民……………191
- 写真3-2-3 体育館に避難した児童……………191
- 写真3-2-4 屋内で窓から離れて避難する住民……………191

第4章

| | | |
|-------|---------------|-----|
| 写真4-1 | 火災予防運動ポスター | 195 |
| 写真4-2 | 文化財防火デーポスター | 196 |
| 写真4-3 | 危険物安全週間推進ポスター | 197 |

第5章

| | | |
|-------|---|-----|
| 写真5-1 | トラルパンでの捜索救助活動メキシコ地震災害（平成29年9月派遣） （JICA提供） | 204 |
| 写真5-2 | 花蓮県での捜索救助活動を支援台湾東部地震災害（平成30年2月派遣） （JICA提供） | 204 |
| 写真5-3 | 国際消防防災フォーラム（令和元年度タイ） | 204 |
| 写真5-4 | 展示ブースにおける日本企業の自社製品PR（令和元年度タイ） | 204 |

第6章

| | | |
|-------|------------------------------------|-----|
| 写真6-1 | 日本瓦の下から炎が見える様子（風速9m/s） | 215 |
| 写真6-2 | 富士山登山道 傾斜角20度 | 222 |
| 写真6-3 | 桜島火山灰廃棄場 傾斜角20度 | 222 |
| 写真6-4 | 機動鑑識車 | 224 |
| 写真6-5 | 危機管理産業展2021（RISCON TOKYO）における出展の様子 | 226 |

図表索引

特集 1

| | | |
|----------|-----------------------------|----|
| 特集 1－1 表 | 政府の主な動き | 3 |
| 特集 1－2 表 | 消防庁の対応 | 4 |
| 特集 1－3 表 | 緊急消防援助隊の活動状況 | 5 |
| 特集 1－1 図 | 静岡県熱海市土石流災害における緊急消防援助隊の活動状況 | 6 |
| 特集 1－2 図 | 降水量の分布図（期間：8月11日～26日） | 8 |
| 特集 1－4 表 | 政府の主な動き | 8 |
| 特集 1－5 表 | 消防庁の対応 | 9 |
| 特集 1－3 図 | 地上消火活動の実績 | 10 |
| 特集 1－4 図 | 消防防災ヘリコプターの消火活動実績 | 12 |
| 特集 1－6 表 | 政府の主な動き | 14 |
| 特集 1－7 表 | 消防庁の対応 | 14 |

特集 2

| | | |
|----------|--|----|
| 特集 2－1 図 | 1週間ごとの新規感染者数（厚生労働省ホームページから引用） | 18 |
| 特集 2－1 表 | 新型コロナウイルス感染症に係る都道府県消防防災主管部(局)及び全国の消防本部への対応状況（救急関係）について | 20 |
| 特集 2－2 図 | 各消防本部からの救急搬送困難事案に係る状況調査の結果（各週比較） | 23 |
| 特集 2－2 表 | 厚生労働省におけるこれまでの検討経緯等 | 26 |
| 特集 2－3 表 | 避難所における新型コロナウイルス感染症対策に関する主な通知等 | 28 |
| 特集 2－4 表 | 自然災害発生時の救助活動等及び緊急消防援助隊活動時における感染防止関連通知 | 29 |
| 特集 2－3 図 | 広報啓発用リーフレット | 29 |
| 特集 2－4 図 | 広報啓発用リーフレット | 30 |

特集 3

| | | |
|-----------|---------------------------------------|----|
| 特集 3－1 図 | 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律概要 | 31 |
| 特集 3－2 図 | 消防団員数及び被雇用者である消防団員の割合の推移 | 32 |
| 特集 3－3 図 | 入団者数・退団者数の推移 | 32 |
| 特集 3－4 図 | 年齢階層別入団者数の推移 | 33 |
| 特集 3－5 図 | 消防団員の年齢構成比率の推移 | 33 |
| 特集 3－6 図 | 女性消防団員数の推移 | 34 |
| 特集 3－7 図 | 学生消防団員数の推移 | 34 |
| 特集 3－8 図 | 機能別消防団員数の推移 | 35 |
| 特集 3－9 図 | 消防団員の火災・風水害等の災害への出動回数 | 35 |
| 特集 3－10 図 | 消防団員の処遇等に関する検討会概要 | 36 |
| 特集 3－11 図 | 消防団員の処遇等に関する検討会のポイント | 37 |
| 特集 3－12 図 | 消防団員の報酬等の基準 | 38 |
| 特集 3－13 図 | 消防団協力事業所表示制度 | 40 |
| 特集 3－14 図 | 学生消防団活動認証制度 | 41 |
| 特集 3－15 図 | 消防団員の準中型自動車免許取得に係る公費負担制度を設けている市町村数の推移 | 44 |

特集4

| | | |
|---------|-------------------------|----|
| 特集4-1 図 | 衛星通信を用いた非常用通信手段のイメージ | 46 |
| 特集4-2 図 | 災害情報伝達手段の多重化 | 47 |
| 特集4-3 図 | 消防指令システムの将来像 | 47 |
| 特集4-4 図 | 被害情報収集・共有システム（仮称）のイメージ図 | 47 |

特集5

| | | |
|---------|---------------------------------|----|
| 特集5-1 図 | マイナポータル・ぴったりサービスを利用した電子申請等のイメージ | 49 |
| 特集5-2 図 | 石油コンビナート災害対応の未来像 | 50 |
| 特集5-3 図 | 標準インターフェイスのイメージ | 51 |

第1章

第1節

| | | |
|-----------|---|----|
| 第1-1-1 図 | 火災の推移と傾向図 | 55 |
| 第1-1-2 図 | 火災覚知方法別出火件数 | 56 |
| 第1-1-3 図 | 火災による死傷者数の推移 | 57 |
| 第1-1-4 図 | 火災による経過別死者発生状況（放火自殺者等を除く。） | 58 |
| 第1-1-5 図 | 火災による年齢階層別死者発生状況（放火自殺者等を除く。） | 59 |
| 第1-1-6 図 | 建物火災における焼損程度ごとの死者発生状況 | 59 |
| 第1-1-7 図 | 建物用途別の死者発生状況 | 60 |
| 第1-1-8 図 | 建物火災の死因別死者発生状況 | 60 |
| 第1-1-9 図 | 住宅火災の件数及び死者数の推移（放火自殺者等を除く。） | 60 |
| 第1-1-10 図 | 住宅火災における年齢階層別死者発生状況（放火自殺者等を除く。） | 61 |
| 第1-1-11 図 | 住宅火災の発火源別死者数（放火自殺者等を除く。） | 62 |
| 第1-1-12 図 | 住宅火災の着火物別死者数（放火自殺者等を除く。） | 62 |
| 第1-1-13 図 | 時間帯別住宅火災の死者発生状況（放火自殺者等を除く。） | 63 |
| 第1-1-14 図 | 住宅火災の死に至った経過別死者発生状況（放火自殺者等を除く。） | 63 |
| 第1-1-15 図 | 主な出火原因別の出火件数 | 64 |
| 第1-1-16 図 | 放火及び放火の疑いによる火災件数の推移 | 65 |
| 第1-1-17 図 | 建物火災の火元建物用途別の状況 | 65 |
| 第1-1-18 図 | 林野火災の月別出火件数 | 66 |
| 第1-1-1 表 | 防火対象物数 | 68 |
| 第1-1-2 表 | 平成24年以降行われた消防庁長官による火災原因調査のうち消防法令の改正を行ったもの | 73 |
| 第1-1-19 図 | 最近5年間の製品火災の調査結果の推移 | 73 |
| 第1-1-3 表 | 二酸化炭素の危険性 | 76 |

第2節

| | | |
|-----------|--------------------------|----|
| 第1-2-1 図 | 危険物施設における火災及び流出事故発生件数の推移 | 77 |
| 第1-2-2 図 | 危険物施設における火災事故発生件数と被害状況 | 78 |
| 第1-2-3 図 | 危険物施設別火災事故発生件数 | 78 |
| 第1-2-4 図 | 出火原因物質別火災事故発生件数 | 78 |
| 第1-2-5 図 | 発生要因別火災事故発生件数 | 79 |
| 第1-2-6 図 | 着火原因別火災事故発生件数 | 79 |
| 第1-2-7 図 | 危険物施設における流出事故発生件数と被害状況 | 80 |
| 第1-2-8 図 | 危険物施設別流出事故発生件数 | 80 |
| 第1-2-9 図 | 流出物質別流出事故発生件数 | 80 |
| 第1-2-10 図 | 発生要因別流出事故発生件数 | 81 |
| 第1-2-1 表 | 危険物施設数の推移 | 82 |

| | | | |
|------------|----------|--|-----|
| | 第1-2-11図 | 危険物施設数の区分別の状況 | 82 |
| | 第1-2-12図 | 危険物施設の規模別構成比 | 82 |
| | 第1-2-13図 | 危険物取扱者試験実施状況 | 83 |
| | 第1-2-2表 | 危険物取扱者保安講習受講者数及びその危険物取扱者免状の種類別内訳 | 83 |
| | 第1-2-14図 | 危険物施設等に関する措置命令等の推移 | 84 |
| 第3節 | 第1-3-1図 | 石油コンビナート事故発生件数の推移 | 87 |
| | 第1-3-2図 | 原因別の一般事故件数 | 88 |
| | 第1-3-3図 | 石油コンビナート等特別防災区域の指定状況 | 89 |
| 第4節 | 第1-4-1図 | 空中消火の実施状況 | 94 |
| 第5節 | 第1-5-1図 | 風水害による過去10年間の被害状況の推移 | 97 |
| | 第1-5-1表 | 令和2年中の主な風水害による被害状況等 | 97 |
| | 第1-5-2表 | 令和3年1月から令和3年10月までの主な風水害による被害状況等 | 98 |
| 第6節 | 第1-6-1表 | 最大震度別地震発生状況の推移（震度5弱以上） | 100 |
| | 第1-6-2表 | 令和2年中の主な地震災害による被害状況等 | 100 |
| | 第1-6-3表 | 令和3年1月から令和3年10月までの主な地震災害による被害状況等 | 101 |
| | 第1-6-4表 | 大規模地震対策の概要 | 102 |
| | 第1-6-5表 | 防災拠点となる公共施設等の耐震率 | 103 |
| | 第1-6-1図 | 震度情報ネットワークシステムの概要 | 104 |
| 第7節 | 第1-7-1図 | 我が国の主な原子力施設立地地点 | 106 |
| | 第1-7-2図 | 避難指示区域の概念図（令和2年3月10日時点） | 107 |
| 第8節 | 第1-8-1表 | 令和2年以降の主な火山活動による被害状況等 | 109 |
| | 第1-8-1図 | トンネル内車両・施設火災件数の推移 | 110 |
| | 第1-8-2図 | 消防活動阻害物質に係る届出施設の状況 | 111 |
| | 第1-8-3図 | 消防活動阻害物質に係る事故件数 | 112 |
| | 第1-8-4図 | 消防活動阻害物質に係る火災事故の内訳 | 112 |
| | 第1-8-5図 | 消防活動阻害物質に係る漏えい事故の内訳 | 112 |
| 第2章 | | | |
| 第1節 | 第2-1-1図 | 消防職団員数の推移 | 117 |
| | 第2-1-2図 | 消防本部の設置方式の内訳 | 118 |
| | 第2-1-3図 | 119番通報件数（通報内訳別） | 118 |
| | 第2-1-4図 | 119番通報件数（回線区分別） | 119 |
| | 第2-1-5図 | Net119の流れ | 119 |
| | 第2-1-6図 | 三者間同時通訳の流れ | 120 |
| | 第2-1-7図 | 令和3年度消防庁予算の概要 | 122 |
| 第2節 | 第2-2-1図 | 消防本部数と常備化率 | 125 |
| | 第2-2-2図 | 消防の広域化及び連携・協力に対する財政措置 | 126 |
| 第3節 | 第2-3-1表 | 消防職団員の出勤及び出向状況 | 127 |
| | 第2-3-1図 | ハラスメント等通報制度・ハラスメント相談窓口のイメージ （単独消防本部の場合） | 129 |
| | 第2-3-2図 | 女性消防吏員数・割合の推移 | 130 |
| 第5節 | 第2-5-1図 | 救急自動車による現場到着所要時間別出動件数の状況 | 139 |
| | 第2-5-2図 | 救急自動車による病院収容所要時間別搬送人員の状況 | 140 |
| | 第2-5-3図 | 救急自動車による現場到着所要時間及び病院収容所要時間の推移 | 140 |
| | 第2-5-4図 | 救急隊数の推移 | 141 |

| | | | |
|-------------|-----------|--|-----|
| | 第2-5-5 図 | 救急隊員数の推移 | 142 |
| | 第2-5-6 図 | 救急救命士運用隊の推移 | 142 |
| | 第2-5-7 図 | 救急救命士の推移 | 143 |
| | 第2-5-8 図 | 救急出動件数・救急搬送人員の推移とその将来推移 (2000年～2030年) | 147 |
| | 第2-5-9 図 | 心原性かつ一般市民による目撃のあった症例の1ヵ月後の生存率及び 社会復帰率 | 147 |
| | 第2-5-10 図 | 一般市民により除細動が実施された件数の推移 | 148 |
| | 第2-5-11 図 | 救急安心センター事業（#7119）の普及状況 | 151 |
| | 第2-5-1 表 | 救急安心センター事業（#7119）の事業実施効果 | 152 |
| 第6節 | 第2-6-1 図 | 事故種別救助活動件数の状況 | 153 |
| | 第2-6-2 図 | 事故種別救助人員の状況 | 153 |
| | 第2-6-1 表 | 救助隊等が保有する主な救助器具及び搭乗する車両 | 154 |
| 第7節 | 第2-7-1 図 | 消防防災ヘリコプターの配備状況 | 157 |
| | 第2-7-2 図 | 消防防災ヘリコプターによる災害出動状況（平成28～令和2年） | 158 |
| | 第2-7-3 図 | 消防防災ヘリコプターの運航時間の内訳（令和2年） | 158 |
| | 第2-7-4 図 | 段階的審査のイメージ | 160 |
| | 第2-7-5 図 | 段階的な訓練イメージ | 160 |
| 第8節 | 第2-8-1 図 | 消防応援活動調整本部の組織 | 163 |
| | 第2-8-2 図 | 緊急消防援助隊の部隊編成 | 164 |
| | 第2-8-1 表 | 特別な任務を行う部隊 | 164 |
| | 第2-8-3 図 | 緊急消防援助隊の基本的な出動とアクションプラン | 165 |
| | 第2-8-4 図 | 緊急消防援助隊登録部隊の推移 | 167 |
| | 第2-8-5 図 | 緊急消防援助隊PR動画の公開 | 168 |
| 第9節 | 第2-9-1 図 | 災害対策基本法改正後の警戒レベル | 171 |
| | 第2-9-2 図 | 災害対策基本法改正前後の国の災害対策本部 | 171 |
| | 第2-9-1 表 | 都道府県地域防災計画において特定災害対策計画を策定している 都道府県数（令和3年4月1日現在） | 171 |
| | 第2-9-2 表 | 地方公共団体における業務継続計画、受援計画の策定率 | 172 |
| | 第2-9-3 表 | 主な備蓄物資の状況 | 172 |
| | 第2-9-4 表 | 地方公共団体における相互応援協定等の締結状況 | 173 |
| 第10節 | 第2-10-1 図 | 火災・災害等即報の概要 | 175 |
| | 第2-10-2 図 | 消防防災通信ネットワークの概要 | 176 |
| | 第2-10-3 図 | 映像伝送システムの概要 | 177 |
| | 第2-10-4 図 | ヘリコプター衛星通信システムの概要 | 178 |
| | 第2-10-5 図 | 簡易型地震被害想定システムの画面表示例 | 179 |
| | 第2-10-6 図 | 防災行政無線デジタル化の概要 | 180 |
| 第3章 | | | |
| 第1節 | 第3-1-1 図 | 国民の保護のための措置の仕組み | 183 |
| | 第3-1-2 図 | Jアラートの概要 | 184 |
| | 第3-1-3 図 | 安否情報の流れ（関係機関関連イメージ） | 186 |
| | 第3-1-4 図 | 特殊標章 | 187 |
| 第2節 | 第3-2-1 図 | 弾道ミサイル落下時の行動について | 191 |

第4章

- 第4-1 図 阪神・淡路大震災における生き埋めや閉じ込められた際の救助の状況…………… 197
- 第4-2 図 自主防災組織の推移…………… 198

第5章

- 第5-1 図 国際緊急援助の概要…………… 203
- 第5-2 図 派遣（要請）の流れ…………… 203
- 第5-1 表 訓練実施場所及び実施期間…………… 203

第6章

- 第6-1 表 消防研究センターにおける研究開発課題…………… 212
- 第6-1 図 消防ロボットシステム「スクラムフォース」…………… 213
- 第6-2 図 放水砲ロボットの放水…………… 213
- 第6-3 図 Web版市街地火災延焼シミュレーションシステムの計算結果例…………… 214
 - 上：陰影起伏図を背景地図に利用した場合
 - 下：オルソ画像を背景地図に利用した場合
- 第6-4 図 運用最適化プログラムの画面例…………… 216
 - 赤丸：出場中の救急車、青丸：待機中の救急車
 - 救急車が手薄な画面中央へ①の救急車を移動配置
- 第6-5 図 移動配置中の救急車（実証実験時）…………… 216
- 第6-6 図 パンク対応タイヤ…………… 217
- 第6-7 図 ドローン画像から推定した熱海市土石流災害における土砂の深さの分布図…………… 217
- 第6-8 図 「石油タンク地震・津波被害シミュレータ（全国版）」の出力イメージ…………… 218
- 第6-9 図 在不在表示装置の外観…………… 221
- 第6-2 表 消防研究センターにおける令和3年度からの研究開発課題…………… 222
- 第6-3 表 火災原因調査及び危険物流出等の事故原因調査の現地調査実施事案一覧
（令和2年度から令和3年度（9月30日現在）までの調査実施分）…………… 224

特集

- 特集 1 最近の大規模自然災害等への対応
- 特集 2 新型コロナウイルス感染症対策
- 特集 3 消防団を中核とした地域防災力の充実強化
- 特集 4 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」における消防庁の取組
- 特集 5 消防防災分野におけるDXの推進

1

令和3年7月静岡県熱海市土石流災害による被害及び消防機関等の対応状況

(1) 災害の概要

6月末から日本付近に停滞した梅雨前線の影響で、西日本から東北地方の広い範囲で大雨となり、各地で河川氾濫、浸水、土砂崩れ等が発生した。

静岡県熱海市では、降り始めから7月3日までの4日間の総雨量が432.5mmを観測し、平年の7月1か月分の降水量243mmを上回った。気象庁は、7月2日6時29分に大雨警報、同日12時30分に土砂災害警戒情報を発表した。これを受け、熱海市は、同日12時30分に高齢者等避難^{*1}を発令した。その後、7月3日10時30分頃伊豆山地区の住宅地で大規模な土石流が発生したことを受け、熱海市は同日11時05分に緊急安全確保^{*2}を発令した。

この土石流災害については、住民等の死者・行方不明者が27人となるなど甚大な被害が生じた。



被害状況 1



被害状況 2

(2) 政府の主な動き及び消防機関等の活動

ア 政府の主な動き

政府においては、7月3日13時10分に官邸対策室を設置し、関係省庁局長級会議を開催して情報収集や対応の協議を開始した。その後、同日17時00分に関係閣僚会議を開催した。同日17時30分には「令和3年7月1日からの大雨特定災害対策本部^{*3}」を設置し、さらに、5日11時00分に「令和3年7月1日からの大雨非常災害対策本部^{*4}」を設置し、7月30日までの間に関係閣僚会議を2回、特定災害対策本部会議を2回、非常災害対策本部会議を3回開催した（特集1-1表）。

特集1-1表 政府の主な動き

| 日付 | 時刻 | 本部設置、本部会議開催等 |
|-------|--------|---|
| 7月1日 | 12時30分 | 関係省庁災害警戒会議 |
| 7月3日 | 13時10分 | 官邸対策室設置 |
| 7月3日 | 14時00分 | 関係省庁局長級会議（第1回） |
| 7月3日 | 17時00分 | 7月1日からの大雨に関する関係閣僚会議（第1回） |
| 7月3日 | 17時30分 | 令和3年7月1日からの大雨特定災害対策本部設置 |
| 7月3日 | 19時00分 | 令和3年7月1日からの大雨特定災害対策本部会議（第1回） |
| 7月4日 | 9時00分 | 関係省庁局長級会議（第2回） |
| 7月4日 | 11時00分 | 7月1日からの大雨に関する関係閣僚会議（第2回） |
| 7月5日 | 9時00分 | 関係省庁局長級会議（第3回） |
| 7月5日 | 10時30分 | 令和3年7月1日からの大雨特定災害対策本部会議（第2回） |
| 7月5日 | 11時00分 | 令和3年7月1日からの大雨非常災害対策本部設置 |
| 7月5日 | 11時30分 | 令和3年7月1日からの大雨非常災害対策本部会議（第1回） |
| 7月9日 | 12時30分 | 関係省庁局長級会議（第4回） |
| 7月9日 | 14時00分 | 令和3年7月1日からの大雨非常災害対策本部会議（第2回） |
| 7月10日 | 7時30分 | 関係省庁局長級会議（第5回） |
| 7月12日 | — | 内閣総理大臣が熱海市を訪問し、被災現場を視察 |
| 7月30日 | 10時25分 | 令和3年7月1日からの大雨非常災害対策本部会議（第3回） |
| 8月31日 | — | 「令和三年五月十一日から七月十四日までの間の豪雨による災害」を激甚災害に指定（8月31日閣議決定、9月3日公布、施行） |

*1 高齢者等避難：災害対策基本法第56条第2項の規定に基づくもの。第2章第9節第2-9-1図を参考にされたい。
 *2 緊急安全確保：災害対策基本法第60条第3項の規定に基づくもの。第2章第9節第2-9-1図を参考にされたい。
 *3 特定災害対策本部：第2章第9節第2-9-2図を参考にされたい。
 *4 非常災害対策本部：第2章第9節第2-9-2図を参考にされたい。

イ 消防庁の対応

消防庁においては、7月1日、伊豆諸島で線状降水帯が発生したとの気象情報を受け、災害対策室を設置（第1次応急体制）し、都道府県、指定都市に対して「梅雨前線による大雨についての警戒情報」により警戒を呼びかけた。その後、7月3日の熱海市土石流災害発生に伴い、同日12時45分に第2次応急体制、さらに、同日13時10分には官邸対策室の設置と同時に消防庁長官を長とする消防庁災害対策本部に改組（第3次応急体制）し、全庁を挙げて災害対応に当たった。

緊急消防援助隊については、同日13時30分に静岡県から消防庁長官に対する出動の要請を受け、直ちに統括指揮支援隊（横浜市消防局）、指揮支援隊（静岡市消防局）、都県大隊（東京都、神奈川県）に対し出動を求めた。同日以降、隊の交代にあわせ7県に対して出動を指示した（発災当初、消防庁長官の求めによる出動としていたところ、その後、7月3日特定災害対策本部、同月5日非常災害対策本部が設置されるなど被害の甚大さが判明したことから、消防庁長官の指示によるものとした。「オ 緊急消防援助隊の活動」を参照）。

あわせて、被災自治体の支援や情報収集のため、7月3日以降、静岡県、熱海市役所及び熱海市消防本部に対し、27日間にわたり計42人の消防庁職員を派遣した。派遣された職員は、熱海市による被害規模の把握や救助・捜索活動の方針策定などの発災直後の応急対策を支援したほか、緊急消防援助隊の安全、円滑な活動のため、安全管理、警察・自衛隊等の他機関を含めた活動調整等を行った（特集1-2表）。

特集1-2表 消防庁の対応

| 日付 | 時刻 | 本部設置等 |
|-------|--------|-------------------------------------|
| 7月1日 | 8時59分 | 応急対策室長を長とする消防庁災害対策室を設置（第1次応急体制） |
| 7月1日 | 12時30分 | 関係省庁災害警戒会議に応急対策室長が出席 |
| 7月1日 | 13時45分 | 都道府県、指定都市に対し「梅雨前線による大雨についての警戒情報」発出 |
| 7月3日 | 12時45分 | 国民保護・防災部長を長とする消防庁災害対策本部に改組（第2次応急体制） |
| 7月3日 | 13時10分 | 消防庁長官を長とする消防庁災害対策本部に改組（第3次応急体制） |
| 7月3日 | 14時50分 | 消防庁職員、消防研究センター職員を熱海市役所及び熱海市消防本部に派遣 |
| 7月8日 | 10時20分 | 消防庁職員を静岡県災害対策本部に派遣 |
| 7月17日 | — | 総務大臣及び消防庁長官が熱海市被災現場を視察 |

ウ 熱海市災害対策本部等の動き

発災当初、土石流に巻き込まれた方の人数把握が困難であったため、熱海市災害対策本部は消防庁や消防研究センターとも連携し、ドローン映像等も活用して被災エリアを確定するとともに、住民基本台帳などの住民情報も活用し安否不明者名簿を作成した。この名簿をもとに、静岡県災害対策本部では、熱海市、静岡県警とも調整し、広く情報を募るための氏名公表、寄せられた情報をもとにした安否不明者の絞り込みを行い、救助・捜索活動に活用した。

このほか、静岡県は、熱海市に対して災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用を決定した。

エ 消防機関の活動

被災現場は、土石流による泥や倒壊家屋のがれき等の堆積物に覆われ極めて困難な状況であったが、消防（地元消防本部、県内消防本部からの応援隊及び緊急消防援助隊）は警察、自衛隊、海上保安庁等と一体となり、救助活動、行方不明者の捜索などを懸命に行った。

また、地元消防団は、発災後の住民の避難誘導に加え、現場周辺の交通整理や夜間警戒等を実施した。

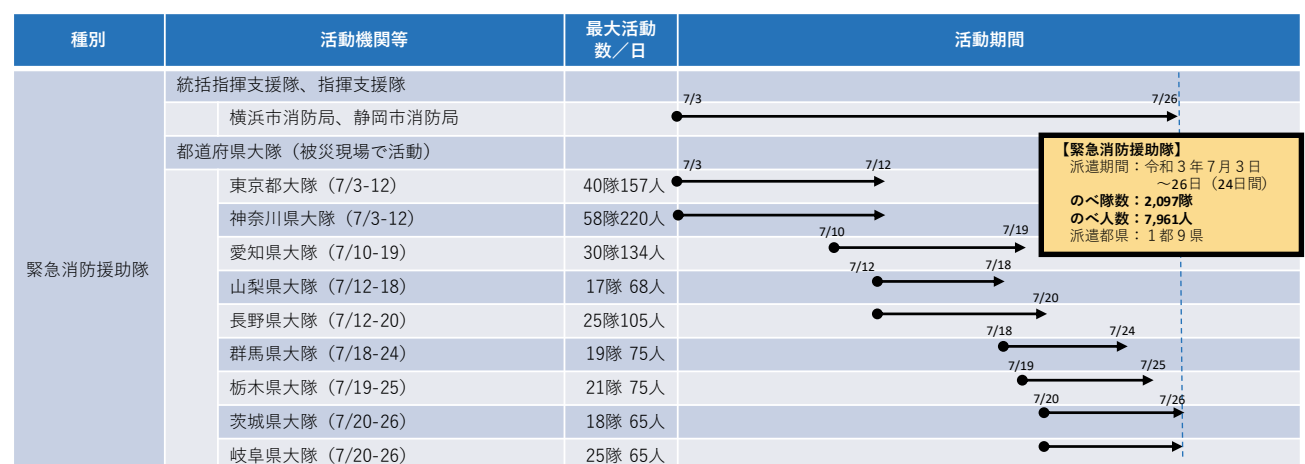
オ 緊急消防援助隊の活動

7月3日以降、消防庁長官から出動の求め^{*5}又は指示^{*6}を受けた10都県の緊急消防援助隊は、順次出動し26日まで活動した（特集1-3表）。

*5 消防庁長官による出動の求め：消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条第1項、第2項又は第4項の規定に基づき、消防庁長官から災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県知事又は当該災害発生市町村以外の市町村長に対し緊急消防援助隊の出動のための必要な措置を求めること。

*6 消防庁長官による出動の指示：消防組織法第44条第5項の規定に基づき、消防庁長官から災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県知事又は当該都道府県内の市町村長に対し緊急消防援助隊の出動のための必要な措置を指示すること。

静岡県熱海市土石流災害における活動状況



統括指揮支援隊（横浜市消防局）は、静岡県消防応援活動調整本部において、静岡県、静岡県内消防本部及び消防庁派遣職員のほか、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT*7等の関係機関と連携し、被害情報の収集・整理、緊急消防援助隊の活動管理等を行った。

指揮支援隊（静岡市消防局）は、熱海市消防本部において、熱海市長及び消防長を補佐するとともに被害情報の収集・整理を行い、消防庁派遣職員のほか、警察、自衛隊、海上保安庁等の関係機関と連携し、熱海市に派遣された大隊の活動管理等を行った。

各都県大隊（東京都、神奈川県、愛知県、山梨県、長野県、群馬県、栃木県、茨城県、岐阜県）は、県内応援隊や警察・自衛隊等と連携の下広範囲に堆積した土石流による泥や倒壊家屋のがれき等を除去しながら安否不明者の救助活動を実施した。当初は、被災地域の道路が堆積物に覆われていたため重機等の進入が困難であり、人力によるがれき等の除去を行いながらの活動となったが、県内応援隊等と連携の下7月5日までの間、32人を救出した。その後、道路啓開が進むにつれ、大隊の保有する重機による救助活動も徐々に行われ、安否不明者（行方不明者）の住居付近等に捜索箇所を重点化するなど活動の効率化も図られ、26日の活動終了までにさらに17人（総計49人）の要救助者を発見、救出した。また、ドローンを活用した上空からの情報収集を積極的に行い、被災エリアの明確化、効果的な活動方針

の策定に役立てた。これらの映像情報は、映像伝送装置を使用した伝送により、現地の活動隊だけでなく消防庁及び静岡県庁にも情報共有された。

熱海市に出勤した緊急消防援助隊は、7月3日から26日までの24日間にわたり活動し、出勤隊の総数*8は、815隊、3,099人（延べ活動数*92,097隊、7,961人）となった。（特集1-1図）

今回の災害現場では、大量かつ広範囲の泥やがれきの除去作業が必要となり、多くの隊員が長期にわたり活動することとなったため、通常の救助工作車に加え、消防庁が無償使用車両として配備している重機、拠点機能形成車等が活用された。

カ 災害後の消防庁の対応

（ア）被害規模の迅速な把握

熱海市土石流災害では、発災当初、土石流による被害状況の正確な把握が困難であったが、ドローン映像等を活用した被災エリアの確定、住民情報等との突合による安否不明者名簿の作成、広く情報を募るための名簿公表等を経て、安否不明者の絞り込み特定を行った。

こうした取組は早期の被害規模把握、救助活動の効率化・重点化に有効であり、今後の同様の災害発生時においても活用すべく、消防庁においては、被害状況の迅速な把握のための取組をガイドラインとして取りまとめ提示できるよう、検討を進めてい

*7 DMAT：災害発生直後の急性期（概ね48時間以内）に活動が開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チームで、医師、看護師及び業務調整員で構成される。
 *8 出勤隊の総数：出勤した隊数・隊員数の実総数
 *9 延べ活動数：日毎の活動した隊数・隊員数を活動期間中累計した数

るところである。

なお、安否不明者の氏名等公表については、氏名等の公表を行うに当たっての留意事項を周知すべく、内閣府と連携し「災害時における安否不明者の氏名等の公表について」（令和3年9月16日付け通知）を各都道府県防災主管部長に対して発出した。

（イ）救助・捜索活動

熱海市土石流災害の救助・捜索活動では、多量の土石が堆積するなど困難な状況のなかで、これに対応した様々な資機材の活用、県内及び緊急消防援助隊の消防機関や自衛隊等の関係機関との効果的な連携など、今後の災害対応にも参考となる取組が見られた。

これを受け、消防庁は、日本各地で起こり得る土石災害・風水害時の救助活動の参考とするべく、「熱海市土石流災害における救助活動事例（奏功事例）等の周知について」（令和3年8月31日付け通知）を発出し、各都道府県消防防災主管部長に対して救

助活動の奏功事例等を周知するとともに、これまでの実災害や訓練等で得られた教訓や地域の特性等も踏まえ、土石災害時における救助活動の充実、関係機関との連携の強化を図るよう要請した。

今後、本災害を受けて、多数の応援部隊を得て活動する際の活動方針策定など地元消防本部への指揮支援、また、警察・自衛隊といった関係機関との活動調整等について、より効果的な方策を検討していく予定である。

（ウ）資機材・車両の整備

熱海市土石流災害の救助・捜索活動では、ドローン映像や狭隘・急傾斜の被災現場で活動可能な小型救助車が有効に活用されたことから、消防庁では、今後の災害に備え、空撮した写真から地図画像を作成できる情報収集活動用ハイスペックドローン、登坂能力・資機材搬送能力に優れた小型救助車の配備等を進めることとしている。

特集 1-1 図 静岡県熱海市土石流災害における緊急消防援助隊の活動状況

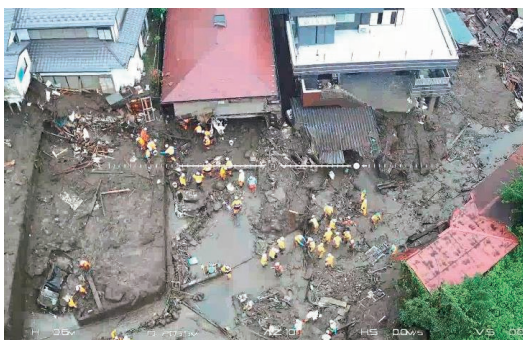




搜索活動状況



現地合同調整本部会議の様子



搜索活動状況（ドローンにより撮影）
（静岡県内応援隊提供）



救出活動状況
（神奈川県大隊提供）



資機材・隊員除染作業状況
（愛知県大隊提供）



重機を活用した搜索活動状況
（静岡県消防防災航空隊提供）



DPA T^{*10}によるメンタルヘルスに関する
レクチャーを受けている様子
（愛知県大隊提供）



宿営活動状況
（静岡県消防防災航空隊提供）

* 10 DPA T：自然災害や多数傷病者発生災害による災害ストレス等により発生する精神的問題に対し、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行う災害派遣精神医療チームで、精神科医師、看護師、業務調整員で構成される。

2

令和3年8月11日から大雨による被害及び消防機関等の対応状況

(1) 災害の概要

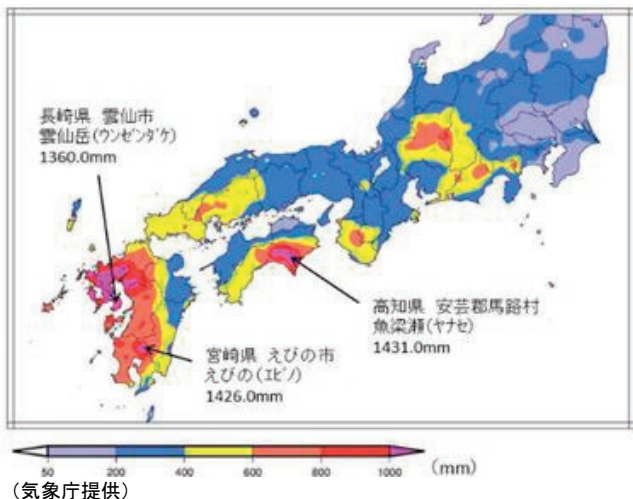
ア 気象の状況

8月11日から21日にかけて、日本付近に停滞した前線に暖かく湿った空気が断続的に流れ込んだ影響で前線の活動が活発となり、西日本から東日本の広い範囲にかけて大雨となった。

特に、8月12日から14日は九州北部地方及び中国地方で線状降水帯による非常に激しい雨や猛烈な雨が降り続き、気象庁は、8月13日8時45分に広島県、14日2時15分から15時25分にかけて佐賀県、長崎県、福岡県、広島県に大雨特別警報を発表し、災害による命の危険が迫っているとして直ちに身の安全を守る行動をとるよう呼びかけた。

降り始めからの総降水量(8月11日から26日まで)が高知県や宮崎県において1,400mmを超える地点を観測するなど、記録的な大雨となった(特集1-2図)。

特集1-2図 降水量の分布図(期間:8月11日~26日)



イ 被害の状況

この記録的な大雨により、各地で河川の増水、低地の浸水が見られるなど、西日本から東日本の広い範囲で被害が発生した。特に佐賀県では、六角川の氾濫により武雄市から大町町にかけて広範囲にわたり住家の浸水被害が発生したほか、長野県岡谷市や長崎県雲仙市では土砂崩れ等に住家が巻き込まれる被害が発生した。

これにより、長野県で3人、広島県で3人、長崎県で5人の方が亡くなるなど死者13人、負傷者16人の人的被害が発生した。

住家被害については、福岡県で3,288棟、佐賀県で3,275棟の住家が浸水するなど、計8,203棟の被害が生じた(令和3年11月16日現在)。

(2) 政府の主な動き及び消防機関等の活動

ア 政府の主な動き

政府においては、8月12日に関係省庁災害警戒会議を開催し、各省庁の初動体制を確認し、自治体や国民に対し大雨への警戒を呼びかけた。8月13日以降、相次ぐ大雨特別警報の発表を受け、災害発生の可能性が高まったことから8月13日9時30分に関係省庁局長級会議を開催し、同日9時50分に官邸対策室に改組した。その後、同日11時30分に内閣府特命担当大臣(防災)を本部長とする「令和3年8月の大雨特定災害対策本部」を設置し、災害応急対策に加え、自治体や国民への災害に対する警戒の働きかけを強化した。その後、8月24日までの間に、関係閣僚会議を2回、特定災害対策本部会議を9回開催した(特集1-4表)。

特集1-4表 政府の主な動き

| 日付 | 時刻 | 本部設置、本部会議開催等 |
|-------|--------|---|
| 8月12日 | 11時00分 | 関係省庁災害警戒会議 |
| 8月12日 | 11時00分 | 情報連絡室設置 |
| 8月13日 | 9時30分 | 関係省庁局長級会議(第1回) |
| 8月13日 | 9時50分 | 官邸対策室に改組 |
| 8月13日 | 11時00分 | 8月11日からの大雨に関する関係閣僚会議(第1回) |
| 8月13日 | 11時30分 | 令和3年8月の大雨特定災害対策本部設置 |
| 8月13日 | 15時00分 | 令和3年8月の大雨特定災害対策本部会議(第1回) |
| 8月14日 | 6時15分 | 関係省庁局長級会議(第2回) |
| 8月14日 | 10時30分 | 令和3年8月の大雨特定災害対策本部会議(第2回) |
| 8月15日 | 10時30分 | 令和3年8月の大雨特定災害対策本部会議(第3回) |
| 8月15日 | 13時00分 | 関係省庁局長級会議(第3回) |
| 8月15日 | 14時30分 | 8月の大雨に関する関係閣僚会議(第2回) |
| 8月16日 | 11時30分 | 令和3年8月の大雨特定災害対策本部会議(第4回) |
| 8月17日 | 11時00分 | 令和3年8月の大雨特定災害対策本部会議(第5回) |
| 8月18日 | 11時00分 | 令和3年8月の大雨特定災害対策本部会議(第6回) |
| 8月19日 | 11時00分 | 令和3年8月の大雨特定災害対策本部会議(第7回) |
| 8月20日 | 13時30分 | 令和3年8月の大雨特定災害対策本部会議(第8回) |
| 8月24日 | 11時00分 | 令和3年8月の大雨特定災害対策本部会議(第9回) |
| 9月28日 | — | 「令和三年八月七日から同月二十三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害」を激甚災害に指定(9月28日閣議決定、10月1日公布、施行) |

イ 消防庁の対応

消防庁においては、令和3年8月12日11時00分に消防庁災害対策室を設置(第1次応急体制)し、都道府県、指定都市に対し「前線による大雨についての警戒情報」により警戒を呼びかけた。

広島県に大雨特別警報が発表された13日には、9時50分に官邸対策室が設置されると同時に、消防庁長官を長とする消防庁災害対策本部に改組(第3次応急体制)し、全庁を挙げて災害対応に当たった。また、同日「災害時におけるドローンの活用について」(令和3年8月13日付け事務連絡)を發出し、ヘリコプターやドローンを活用した早期の被害状況の把握を要請した(特集1-5表)。

特集1-5表 消防庁の対応

| 日付 | 時刻 | 本部設置等 |
|-------|--------|--|
| 8月12日 | 11時00分 | 応急対策室長を長とする消防庁災害対策室を設置(第1次応急体制) |
| 8月12日 | 11時51分 | 都道府県、指定都市に対し「前線による大雨についての警戒情報」發出 |
| 8月13日 | 8時45分 | 国民保護・防災部長を長とする消防庁災害対策本部に改組(第2次応急体制) |
| 8月13日 | 8時54分 | 大雨特別警報が発表された広島県に対し適切な対応及び被害報告について要請 |
| 8月13日 | 9時50分 | 消防庁長官を長とする消防庁災害対策本部に改組(第3次応急体制) |
| 8月13日 | 15時18分 | 都道府県に対し「災害時におけるドローンの活用について」發出 |
| 8月14日 | 2時16分 | 大雨特別警報が発表された佐賀県、長崎県に対し適切な対応及び被害報告について要請 |
| 8月14日 | 5時50分 | 大雨特別警報が発表された福岡県に対し適切な対応及び被害報告について要請 |
| 8月14日 | 7時15分 | 杵藤地区広域市町村圏組合消防本部において、令和元年に危険物流出事故が発生した事業所に対する注意喚起等を指導済みであることを確認 |
| 8月15日 | 15時40分 | 都道府県に対し、一時的に雨の弱まった地域においても厳重な警戒、適時的確な避難情報の発令や継続の必要性に留意の上、対応するよう要請 |
| 8月24日 | — | 総務大臣及び消防庁長官が福岡県、佐賀県の被災現場を視察 |

ウ 被災自治体の対応

この大雨により、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、鳥取県、島根県、広島県、福岡県、佐賀県及び長崎県の10県に災害対策本部が設置された。

また、被災市町村では、住民に対し家屋の浸水や土砂災害への警戒を促すとともに、土砂災害警戒情報や大雨特別警報の発表等に伴い、避難指示や緊急安全確保を発令し、早期の避難や安全の確保を呼び掛けた。

このほか、甚大な被害が発生した6県では、21市町村に対し災害救助法の適用を決定した。

エ 消防機関の活動

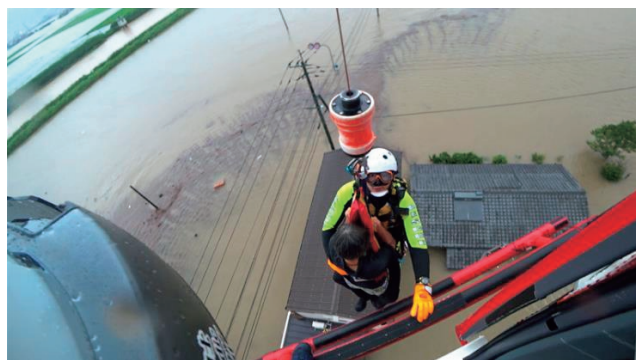
(ア) 消防本部

甚大な被害に見舞われた地域を管轄する消防本部では、多数の119番通報が入電し、直ちに救助・救急活動等に当たったが、河川の氾濫等による浸水や土砂崩れ等による道路通行止めなどにより被災現場にすぐに近づくことができず、その活動は困難を極めた。

これらの地域では地元消防本部が消防団等と協力し、住民の避難誘導、救命ボートや消防防災ヘリコプターを活用した救助活動、情報収集、行方不明者の捜索などを懸命に行った。広範にわたる浸水被害が発生した佐賀県では、消防防災ヘリコプターによる孤立住民の救助活動と県内応援隊による救助活動、情報収集が実施された。



土砂の中の捜索・救助活動(雲仙市)
(長崎県県央地域広域市町村圏組合消防本部提供)



ヘリコプターによる孤立住民の救助活動
(武雄市橋町)
(佐賀県防災航空隊提供)

(イ) 消防団

福岡県や佐賀県内の市町村をはじめ、甚大な被害に見舞われた多くの市町村において、消防団は、大雨に備え、危険箇所の巡視・警戒や広報車を活用した早期避難の呼び掛け、住民の避難誘導等を実施し

た。

また、発災後においても、消防団は、ボートによる救助活動を行ったほか、がれきや土砂の撤去、ポンプによる排水活動等を長期間にわたり実施した。



消防団員による救助活動
(久留米市消防団提供)

3

栃木県足利市林野火災による被害及び消防機関等の対応状況

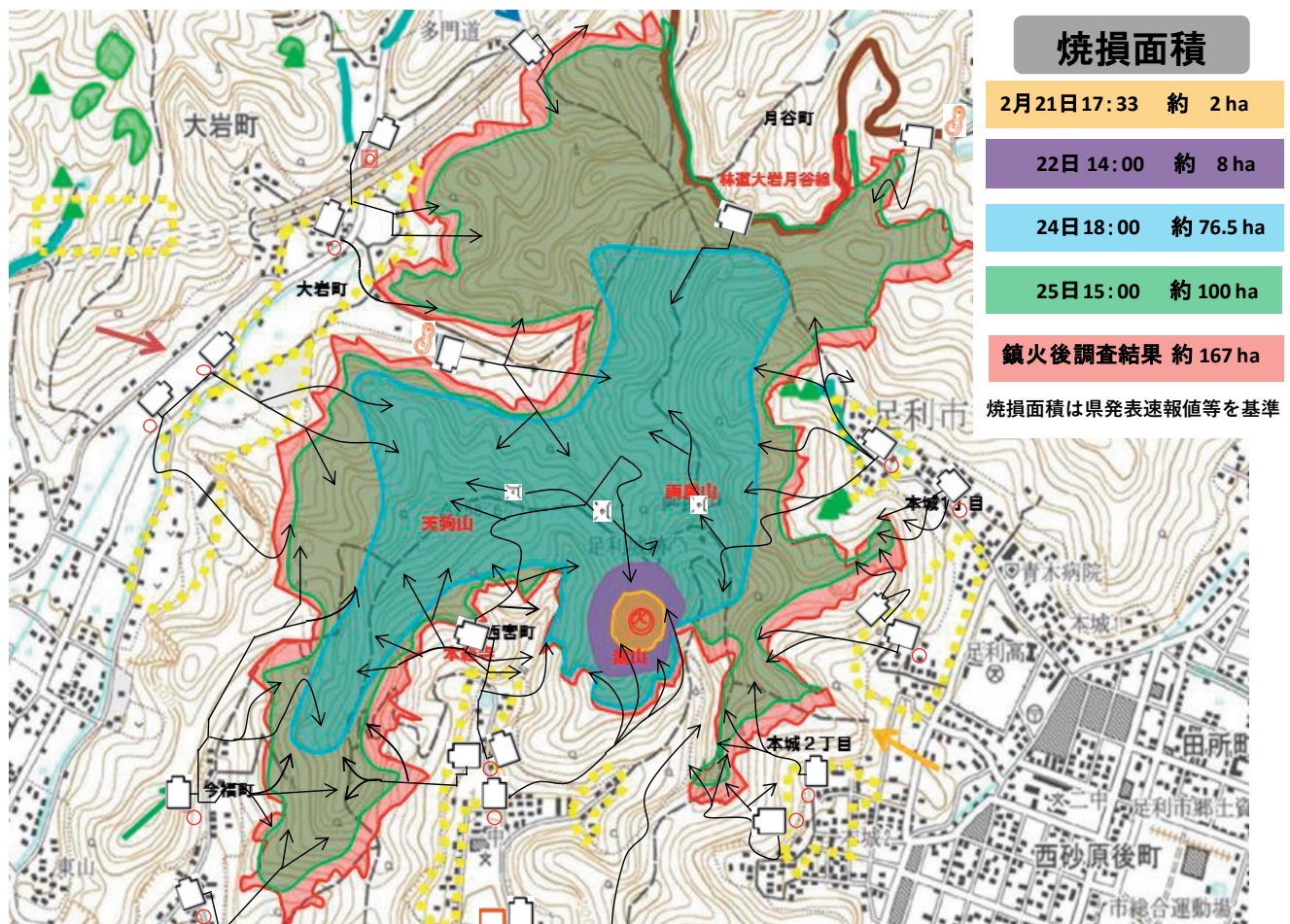
(1) 災害の概要

ア 火災の概要

令和3年2月21日15時20分頃、栃木県足利市西宮町地内にある両崖山山頂付近の山林(通称「紫山」)から出火した。管轄の足利市消防本部は同日の15時36分に覚知し消火活動に当たったが、強風注意報が発表された23日以降、両崖山及び隣り合う天狗山を含めた広範囲な山林に急激に延焼拡大した。この状況を受け、県内外から応援隊、緊急消防援助隊による部隊増強が行われ、地上消火隊、空中消火隊による連携した活動の結果、最終的に私有林約167haを焼損したものの、人的被害、住居被害は発生しなかった。(特集1-3図)

鎮圧時刻は3月1日16時、鎮火時刻は3月15日15時である。発生から鎮火まで時間を要したことや、住宅街の近くまで延焼が広がり、市内住民に避難勧告が出されたこともあり全国的に注目を集めた。

特集1-3図 地上消火活動の実績



イ 地域の特性

火災発生場所の両崖山は標高 251 メートルと比較的低い山であるが、斜面が急勾配で消火活動は困難を極めた。堆積していた多量の落ち葉を介して延焼したため、多くの人員や水量が必要となった。

ウ 気象の状況

広く冬型の気圧配置となった影響で、栃木県では空気が乾燥した状態が続き、断続的に風が強くなるなど、火災が発生しやすい気象状況となっていた。出火時の天候は晴れ、実効湿度 54.8%、平均風速毎秒 3.9 メートル、気温 22.3 度、最終降雨日から 6 日が経過していた。(観測値は足利市河南消防署南分署における観測結果に基づく)

エ 出火原因

足利市消防本部によると、出火箇所は両崖山から天狗山に通じるハイキングコース途中の休憩所付近であり、出火当日、たばこを吸うハイカーが目撃されていることや原因調査時にたばこの吸い殻が確認されたことからたばこの不始末によるものと推定されている。

(2) 消防機関等の活動

ア 消防庁の対応

消防庁は発災当初から情報収集を開始するとともに、2月24日6時30分には消防庁災害対策室を設置、同日11時には第2次応急体制、さらに翌日13時45分には消防庁長官を長とする消防庁災害対策本部に改組(第3次応急体制)した。

また、被災自治体の支援や情報収集のため、24日以降、栃木県及び足利市に対し、6日間にわたり延べ39人の消防庁職員を派遣した。派遣された職員は、被害規模の把握の支援のほか、指揮の支援、消防防災ヘリコプターや自衛隊ヘリコプターで構成される空中消火隊と陸上部隊との調整、緊急消防援助隊の円滑な活動調整や安全管理などを行った。

イ 足利市災害対策本部等の動き

足利市は、2月22日10時00分に災害対策本部を設置するとともに、周辺住宅地において最大305世帯610人に避難勧告を発令した。

栃木県は、2月24日9時40分に災害警戒本部を設置した。

ウ 消防機関の活動

2月21日、火災を覚知した足利市消防本部は、市街地の消火栓から取水し、両崖山山頂付近の火元を北側から消火に当たった。22日には南側からもホースを延長して火元を挟み込む態勢をとり、到着した消防防災ヘリコプターや自衛隊ヘリコプターと連携した消火活動を行った。23日の延焼拡大を踏まえ、24日には相互応援協定に基づく県内外からの応援(栃木県内11隊、群馬県内4隊)を得て、広大な延焼範囲を包囲する態勢を整え、住宅地への延焼阻止に当たった。

栃木県消防防災航空隊はヘリベース、フォワードベースの運用、空中消火及び情報収集活動に当たった。

茨城県及び埼玉県の消防防災ヘリコプターは、栃木県との航空消防防災相互応援協定に基づき出場し、空中消火活動に当たった。

足利市消防本部は延べ1,015人、足利市消防団は延べ331人が消火活動に当たった。

エ 緊急消防援助隊等の活動

強風により火勢が拡大した2月24日には、栃木県知事からの要請を受けた消防庁長官の広域航空消防応援の要請により出場した山梨県、横浜市消防局、宮城県、茨城県及び埼玉県の消防防災ヘリコプターが空中消火活動、群馬県及び福島県の消防防災航空隊が航空指揮支援活動に当たった。

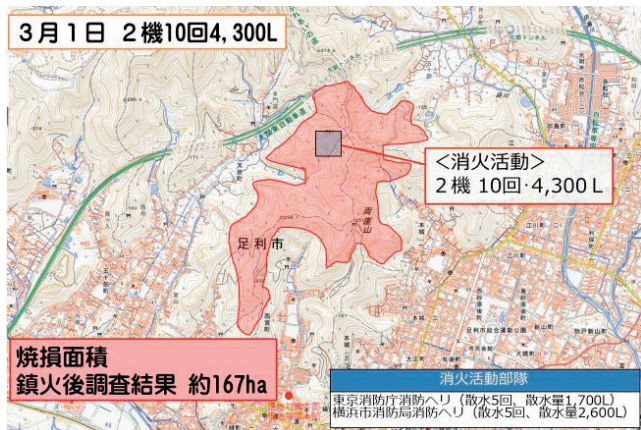
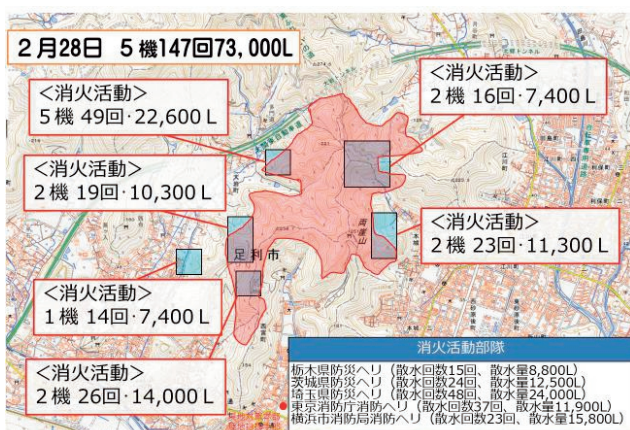
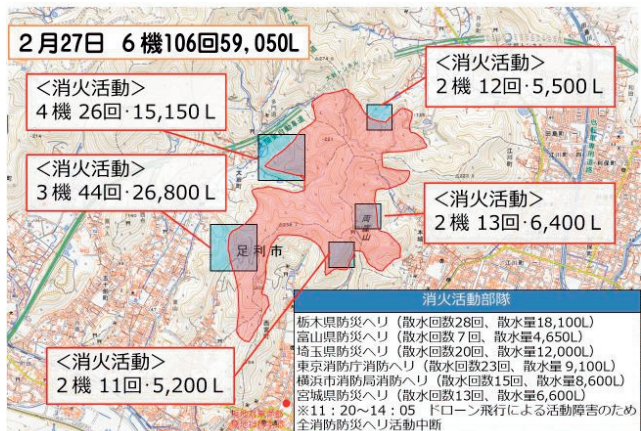
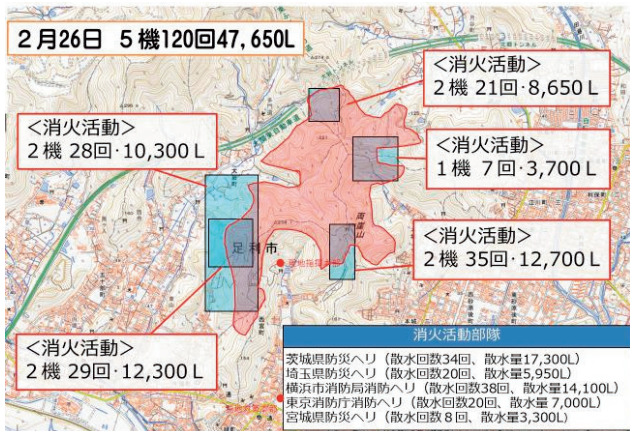
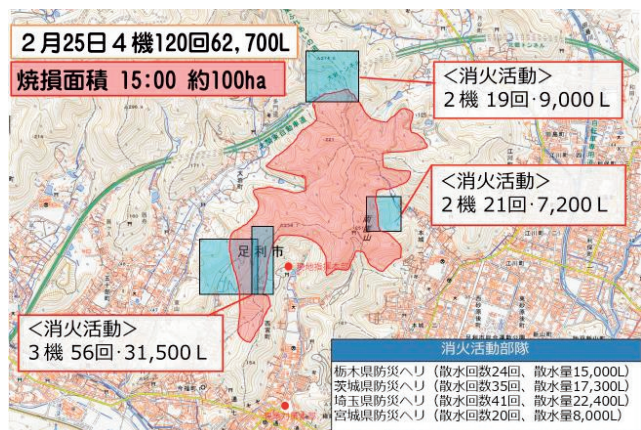
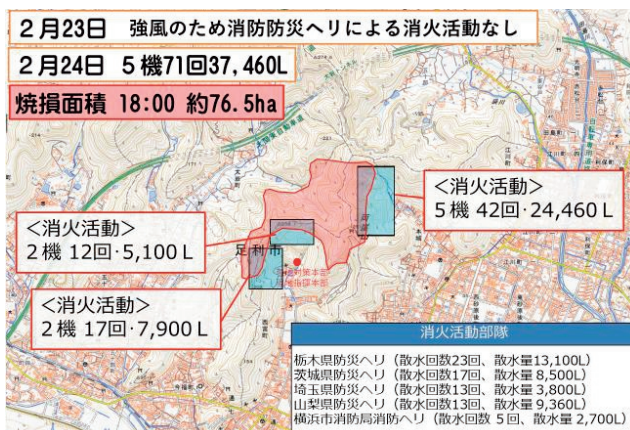
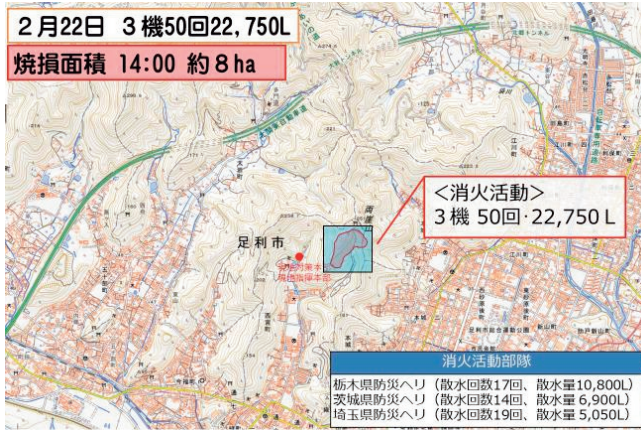
翌25日には、更に火勢が拡大したことから、栃木県知事からの要請を受けた消防庁長官の緊急消防援助隊出動の求めにより、統括指揮支援隊として東京消防庁、航空指揮支援隊として福島県消防防災航空隊が活動した。航空小隊(空中消火及び情報収集)として宮城県、埼玉県、茨城県、横浜市消防局、東京消防庁及び富山県の消防防災ヘリコプターが出動、活動した。

なお空中消火については2月21日から3月1日までの間、栃木県消防防災ヘリコプターほか県外消防防災ヘリコプター7機の応援により30万7,910リットル(626回)の散水が行われた(特集1-4図)。

オ 自衛隊の対応

2月22日に栃木県は自衛隊に空中消火にかかる災害派遣要請を行い、2月22日から3月1日までの間、ヘリコプター部隊(最大CH-47×8機態勢)により200万5,000リットル(401回)の散水が行われた。

特集 1-4 図 消防防災ヘリコプターの消火活動実績



カ 火災後の消防庁の取組

消防庁では本火災を契機に、令和3年度より「より効果的な林野火災の消火に関する検討会」を開催し、林野火災における応援要請のタイミング、指揮

体制の早期確立、陸上部隊・航空部隊との情報共有方法、活動時間・場所の区分けによる連携方法等の検討を行い、今後のより効果的な林野火災の消火活動等に役立てていくこととしている。



両崖山及び天狗山全景
(横浜市消防局提供)



上空から見た延焼状況
(横浜市消防局提供)



延焼状況
(足利市消防本部提供)



消火活動の状況
(足利市消防本部提供)



東京消防庁ヘリコプター空中消火活動
(横浜市消防局提供)



両崖山山頂付近の焼損状況
(足利市消防本部提供)

4

令和2年12月16日からの大雪による被害及び消防機関等の対応状況

(1) 災害の概要

ア 気象の状況

日本付近は令和2年12月14日から21日にかけて強い冬型の気圧配置が続き、この影響で、群馬県みなかみ町（藤原）で期間降雪量（12月14日から21日）291cm、新潟県津南町で278cmを観測するなど、関東地方や北陸地方、東北地方の山地を中心に大雪となった。

イ 被害の状況

この大雪により、群馬県、新潟県内の関越自動車道では、12月16日夕方から車両の立ち往生が発生し、最大で2,000台を超える車両が滞留した。この解消には2日以上を要し、立ち往生した車両内で体調不良を訴えるなど、軽傷4人の人的被害となった。

このほか、電柱の倒壊や倒木により、秋田県、福島県、岐阜県、兵庫県及び鳥取県の5県で孤立地域が発生し、また、北日本から西日本の各地域で停電、断水等ライフラインへの被害や道路の通行止め、鉄道の運休、航空機、船舶の欠航等の交通障害が発生した。

(2) 政府の主な動き及び消防機関等の活動

ア 政府の主な動き

政府においては、12月16日に関係省庁災害警戒会議を開催し、各省庁の初動体制を確認し、自治体や国民に対し大雪への警戒を呼びかけた。翌17日6時55分に情報連絡室を設置し、同日7時45分に官邸対策室に改組した。その後、同日8時27分から関係省庁局長級会議を開催し、同日15時35分から大雪に関する関係閣僚会議を開催した（特集1-6表）。

特集1-6表 政府の主な動き

| 日付 | 時刻 | 本部設置、本部会議開催等 |
|--------|--------|--------------|
| 12月16日 | 13時00分 | 関係省庁災害警戒会議 |
| 12月17日 | 6時55分 | 情報連絡室設置 |
| 12月17日 | 7時45分 | 官邸対策室に改組 |
| 12月17日 | 8時27分 | 関係省庁局長級会議 |
| 12月17日 | 15時35分 | 大雪に関する関係閣僚会議 |

イ 消防庁の対応

消防庁においては、12月16日13時00分に消防庁災害対策室を設置（第1次応急体制）し、都道府県、指定都市に対し「強い冬型の気圧配置による大雪等についての警戒情報」により警戒を呼びかけた。

また、関越自動車道での車両の立ち往生の発生を受け、情報収集体制の強化、滞留者への支援のため、17日7時45分には、官邸対策室の設置と同時に消防庁長官を長とする消防庁災害対策本部に改組（第3次応急体制）し、群馬県、新潟県、地元消防本部や関係省庁と連携しながら対応に当たった（特集1-7表）。

特集1-7表 消防庁の対応

| 日付 | 時刻 | 本部設置等 |
|--------|--------|--|
| 12月16日 | 13時00分 | 応急対策室長を長とする消防庁災害対策室を設置（第1次応急体制） |
| 12月16日 | 15時07分 | 都道府県、指定都市に対し「強い冬型の気圧配置による大雪等についての警戒情報」発出 |
| 12月17日 | 7時45分 | 消防庁長官を長とする消防庁災害対策本部に改組（第3次応急体制） |
| 12月18日 | 18時15分 | 消防庁職員を新潟県災害対策本部に派遣 |

ウ 被災自治体の対応

新潟県、鳥取県の2県で災害対策本部が設置された。特に大規模な車両の立ち往生が発生した新潟県では、12月17日に南魚沼市、湯沢町に災害救助法の適用を決定した。また、同日14時26分に自衛隊に災害派遣を要請した。17日から18日にかけてNEXCO東日本、国土交通省、防衛省、警察庁、消防庁と連携して、滞留者への水、物資の配布等の支援、避難者受け入れのためのバス及び宿泊先の確保を実施した。

エ 消防機関の活動

(ア) 消防本部

関越自動車道の車両の立ち往生による体調不良者の増加が心配されたことから、地元消防本部では非番員の招集を行い人員を増強すると同時に、インターチェンジ近くにある消防署へ救急車を集中的に配備するなど、救急要請に速やかに対応できる体制を整備した。

(イ) 消防団

豪雪に見舞われた多くの市町村において、消防団は、消防水利や消防施設周辺の除雪作業に加え、雪崩や落雪への対応、用水路に転落した住民の捜索活動を長期間にわたり実施した。



消防団員による除雪作業
(富山市消防団提供)

5

千葉県北西部を震源とする地震による被害及び消防機関等の対応状況

(1) 災害の概要

ア 地震の概要

令和3年10月7日22時41分、千葉県北西部を震源とするマグニチュード5.9の地震が発生し、埼玉県川口市、宮代町、東京都足立区で最大震度5強を観測した。

イ 被害の状況

この地震により、震度5弱以上を観測した埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県などで転倒等による重傷6人、軽傷43人の人的被害が発生した(令和3年11月26日現在)。

また、エレベーターの閉じ込めによる救助要請(東京消防庁管内で5件)があったほか、鉄道の運転見合わせにより、ターミナル駅において多くの滞留が発生した。

(2) 政府の主な動き及び消防機関等の活動

ア 政府の主な動き

政府においては、地震発生後直ちに官邸対策室を設置した。同日23時03分には、関係省庁の局長等で構成される緊急参集チームによる協議が開始さ

れ、被害情報の収集等を行った。

イ 消防庁の対応

消防庁においては、地震発生後、直ちに消防庁長官を長とする消防庁災害対策本部を設置(第3次応急体制)し、震度5弱以上を観測した埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県に対して、適切な対応及び被害報告について要請するとともに、震度5弱以上を観測した消防本部及び市区町村へ直接問い合わせ、被害状況の早期の把握に努めた。

ウ 被災自治体の対応

地震発生により埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県では、警戒体制等の体制をとり被害情報の収集等を行った。また、千葉県、東京都及び神奈川県では、帰宅困難者のために一時滞在施設を開設するなど、その対応に当たった。

エ 消防機関の活動

被災地の消防本部では、119番通報の入電に対応するとともに、ヘリコプターによる情報収集活動を実施した。

6

東京オリンピック・パラリンピック競技大会における消防特別警戒

(1) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催

2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会(以下「東京大会」という。)は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により1年延期となり、東京オリンピック競技大会は令和3年7月23日から8月8日まで、東京パラリンピック競技大会は令和3年8月24日から9月5日までの日程で開催され、開催都市である東京都を含む10都道府県(自転車ロードレースの一部コースとなった山梨県を含む。)において競技が行われた。

東京大会については、世界中から注目を集める国際的規模のスポーツ大会であり、多数の要人の観戦も予想されることから、テロリストの標的となる可能性がある。実際に、過去に開催された同規模のスポーツ大会では、死傷者を伴うテロ事件が複数発生している。

このため、消防として東京大会の円滑な運営及び安全・安心の確保に資するため、テロ災害等に的確に対応するための体制構築を図ることとした。

(2) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催までの取組

ア セキュリティ対策に関する国の方針

関係府省庁連絡会議の下で開催される「セキュリティ幹事会」（消防庁次長が構成員として参画）において、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ基本戦略」が決定され、セキュリティ確保のために必要となる基本的な考え方、主な対策等について取りまとめられた。とりわけ、主な対策のうち、緊急事態対処という点については、テロ等が発生した場合に被害を最小化するための被害者の救助、搬送等の検討を進めるとともに、テロ災害等の対処に当たる関係機関の体制及び装備資機材の充実強化を図り、各種事案を想定した共同対処訓練を実施するなど、緊急事態対処能力の強化を図ることが掲げられた。

イ 消防庁の対応

消防庁では、東京大会に向けたNBC等のテロ災害への対応力強化を目的として、大型除染システム搭載車及び化学剤遠隔検知装置の整備や、国民保護事案における国と地方公共団体との共同訓練の実施、ターケット導入に向けた消防職員用の教育カリキュラム等を策定するほか、外国人や障害者の方々への対応として、電話通訳センターを介した三者間同時通訳、Net119緊急通報システム及び多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」の積極的な導入促進、外国人のための「救急車利用ガイド」の普及、外国人や障害者の方々を利用する施設における避難誘導等の多言語対応に関する取組促進を図った。

また、平成29年11月には、消防庁次長を会長とし、競技会場を管轄する都道府県、消防本部及び関係機関で構成する「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会消防対策協議会」を設置し、競技実施期間中における警戒体制や、警戒計画及び予防計画の策定など、各種検討を行うための体制を構築した。

オリンピック競技大会は10都道府県42会場、パラリンピック競技大会は4都道府県21会場において競技が行われるため、競技会場ごとに警戒本部及び警戒

部隊を配置する必要がある。また、NBC等のテロ災害に対応するための装備資機材の整備や、当該災害が発生した場合における対応部隊の出場体制についても確保する必要があった。そこで、管轄消防本部のみの消防力では十分な警戒体制を構築することが困難な場合においては、他の消防本部と応援体制を構築するなどして対応することとした。

消防庁では、令和元年12月12日に「消防・救急体制整備費補助金（東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会）交付要綱」を制定し、NBC等のテロ災害に対応するための装備資機材の整備や、応援体制の構築に必要な経費に対して補助金を交付し、関係消防本部に対して財政支援を行った。

こうした取組により、東京大会の開催までに、テロ災害等に的確に対応するための警戒体制を構築することができた。



消防対策協議会の実施状況



札幌ドームにおけるNBC災害対応訓練実施状況

ウ 防火安全対策

各競技会場における警戒体制を構築する一方で、競技会場を含む関連施設への防火安全対策としては、

競技会場等を管轄する消防本部において、各競技会場における競技期間中の防火管理体制や消防訓練の実施状況、消防用設備や危険物施設の特例適用状況について事前調査が実施されたほか、競技会場周辺の旅館やホテル、駅などの競技大会開催に伴い不特定多数の方が利用する施設に対する事前の立入検査、防火指導及び消防法令違反の是正指導が実施された。

（3）消防特別警戒の実施状況

ア 消防庁の体制

令和3年3月25日、福島県でのオリンピック聖火リレーグランドスタートの実施に合わせて、セキュリティ調整センター*11が内閣官房に設置されたことに伴い、消防庁では、「消防庁連絡室」を設置し、消防・救急課長を長とする「第1次応急体制」を整備した。

イ 警戒状況

競技実施期間中においては、各競技会場に現地警戒本部が設置され、関係機関との連携体制が確立されたほか、選手、観客等が急病又は負傷した場合や、災害発生時における対応のため、各競技会場及びその付近に消防部隊が配置された。その部隊及び職員の総数は、オリンピック競技大会では延べ2,760隊、13,521人、パラリンピック競技大会では延べ652隊、3,361人となった。加えて、大規模なNBCテロ災害等が発生した場合に備え、競技会場管轄消防本部を中心に、必要な消防部隊を迅速に出動させるための体制を確保するなど、万全の体制で消防特別警戒を実施した。



札幌大通公園における現地警戒本部設置状況



国立代代木競技場における救急車待機状況

また、消防庁としては、災害発生時、災害状況を早期に把握するとともに、迅速な初動対応につなげるため、各競技会場や東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会警備本部等に消防庁職員を派遣するなど、情報連絡体制の強化を図り、対応に当たった。競技会場等へ派遣した消防庁職員の総数は、オリンピック競技大会では延べ348人、パラリンピック競技大会では延べ118人となった。



宮城スタジアムへの消防庁職員派遣状況

競技実施期間中、開閉会式をはじめほとんどの競技が無観客での実施となったこともあり、テロ災害や多数の傷病者が発生するといった大きな事故等はなく、選手や競技大会関係者の救急搬送といった事案は一定程度発生したものの、各消防本部による迅速かつ適切な対応が実施され、結果、競技大会における消防の任務は完遂された。

*11 セキュリティ調整センター：東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の下に置かれたセキュリティ幹事会の決定により、東京大会における政府のセキュリティ対策の中心として関係機関内の迅速・円滑な情報共有や活動調整を実施するため内閣官房に設置された組織。

特集 2

新型コロナウイルス感染症対策

1

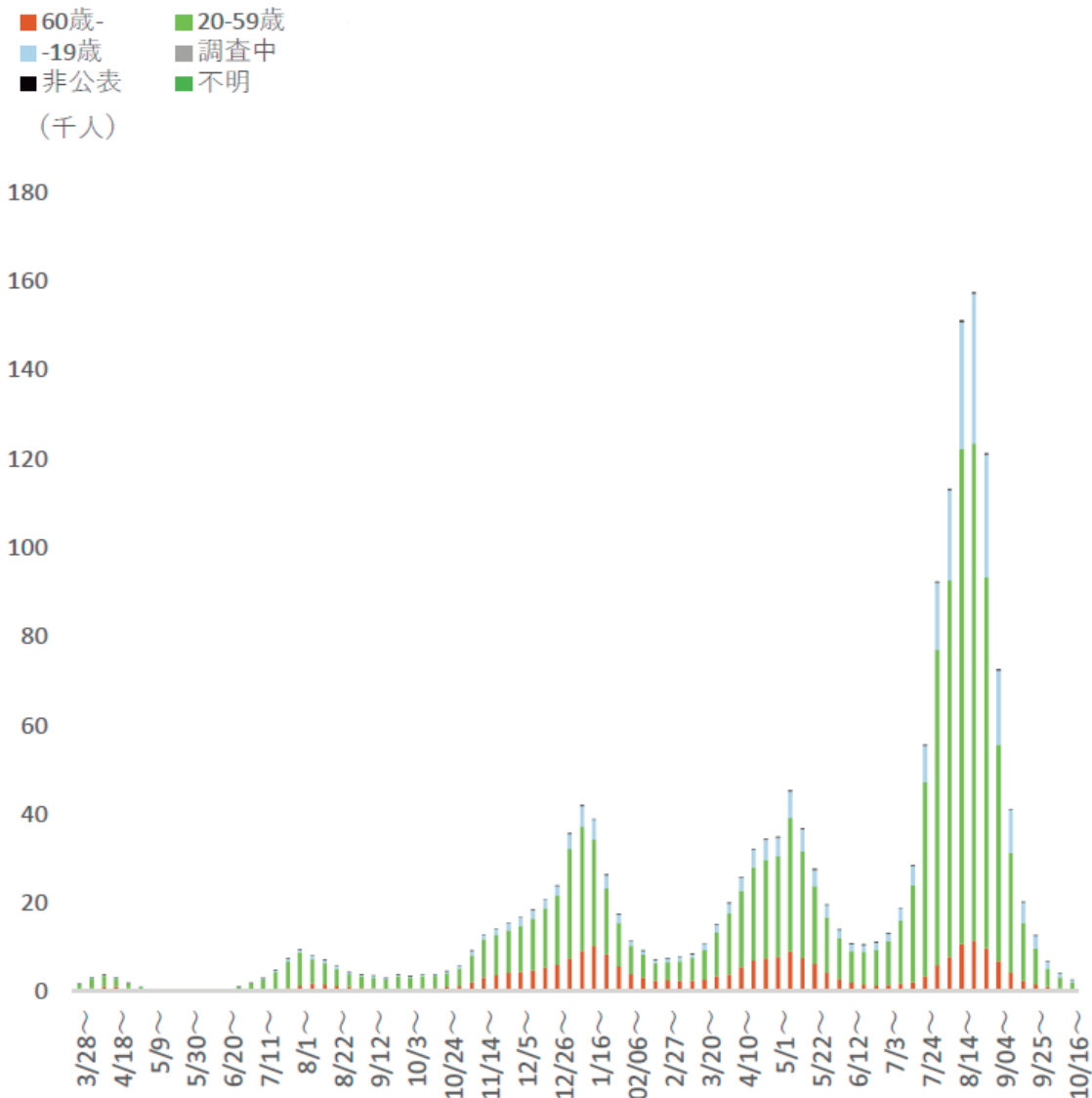
新型コロナウイルス感染症の
感染者数の推移と政府等の対応(1) 新型コロナウイルス感染症の感染者数の
推移

国内における新型コロナウイルス感染症患者の累計発生数は、令和2年1月15日に最初の感染者が確認された後、4月18日には1万人を超え、令

和3年11月1日現在172万2,864人（厚生労働省調べ）となった。

新型コロナウイルス感染症の感染の新規報告数は、令和2年10月末以降増加傾向となり、令和3年1月9日の週には週間で4万2,819人の感染が報告された。その後、新規報告数は減少傾向となったが、令和3年3月中旬より再び増加傾向となり、5月8日の週には週間で4万5,092人の感染が報告された。その後、6月中旬まで減少傾向となるが、

特集 2-1 図 1 週間ごとの新規感染者数（厚生労働省ホームページから引用）



再度増加に転じ、8月21日の週には週間で16万309人の感染が報告された。その後新規報告数は減少傾向となり、10月16日の週には2,592人の感染が報告されている（特集2-1図）。

なお、本感染症による累計死者数は1万8,268人、重症者数は122人（令和3年11月1日現在、厚生労働省調べ）である。

（2）令和3年における政府等の対応

新型コロナウイルス感染症の感染の新規報告数は、令和2年10月末以降増加傾向となり、12月には首都圏を中心に過去最多の状況が継続し、医療提供体制がひっ迫している地域が見受けられた。こうした状況を踏まえ、令和3年1月7日、新型コロナウイルス感染症対策本部長（以下「政府対策本部長」という。）は新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下、本特集において「特措法」という。）に基づき緊急事態宣言を行った。

政府は、新型コロナウイルス感染症にかかる対策を強化するため、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置（以下「まん延防止等重点措置」という。）の創設などを含む新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案を国会に提出し、令和3年2月3日に成立した。

令和3年3月21日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況を踏まえ、緊急事態措置を終了したが、同年4月1日には、感染の再拡大を防止する必要性が高いこと等から、政府対策本部長は、特措法に基づくまん延防止等重点措置の実施を公示した。大都市部を中心に新規報告数の増加が続き、重症者数の増加も見られた他、変異株（アルファ株）の感染拡大が見られた状況を踏まえ、同年4月23日には、政府対策本部長は、特措法に基づく緊急事態宣言を行った。6月20日には、新規陽性者数の減少及び医療提供体制等への負荷の軽減が見られる都道府県が緊急事態措置区域から除外され、緊急事態措置区域が沖縄県のみに変更されたが、その後、新規陽性者数が増加し、高い水準となったことから、7月12日に東京都が、8月2日に埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府が緊急事態措置区域に追加された。さらに、8月中に、2度の緊急事態措置区域への追加（計15道府県）があったが、9月に入り2県が除外された後、9月28日に、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対

する負荷の状況について分析・評価を行い、9月30日をもって緊急事態措置を終了した。

ワクチンに関しては、接種を円滑に実施するため、令和2年12月に、予防接種に係る実施体制の整備等を内容とする予防接種法の改正を行うとともに、内閣官房及び厚生労働省において、令和3年2月9日に接種の実施体制や接種順位を内容とする「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について」を取りまとめた。その後、厚生科学審議会等を経て、2月17日に医療従事者向けの先行接種が、4月12日から高齢者への接種が開始され、政府は、1日100万回以上の接種を実施すること及び7月末を念頭に希望する全ての高齢者に2回の接種を終わらせることを目標とした。総務省では、国と地方の十分な連携・協力のもと、速やかなワクチン接種に向けて、地方公共団体を支援するため、新型コロナワクチン接種地方支援本部を設置し、地方公共団体に対し、早期接種に向けた働きかけを行った。6月9日には1日100万回以上の接種目標を達成し、また、7月末を念頭に希望する全ての高齢者に2回の接種を終わらせるという目標は概ね達成された（7月31日時点の高齢者接種率約80%）。11月5日現在、国民の73.1%が2回の接種を完了している。

2

新型コロナウイルス感染症対策に係る消防機関等の取組

（1）消防庁の体制

消防庁では、令和2年1月26日、救急企画室長を長とする消防庁災害対策室を設置し、30日には、総務省対策本部の設置を踏まえ、消防庁においても、消防庁長官を本部長とする「消防庁新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置した。

3月26日には、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく政府対策本部の設置を受け、消防庁長官を本部長とする「新型コロナウイルス感染症消防庁対策本部」（以下、本特集において「消防庁対策本部」という。）を設置した。

同月28日、政府における基本的対処方針の決定及び総務省における総務省対処方針の決定を踏まえ、消防庁においても消防庁対策本部を開催し、「新

型コロナウイルス感染症対策の消防庁対処方針」(以下、本特集において「消防庁対処方針」という。)を決定した。消防庁対処方針では、新型コロナウイルス感染症対策を更に進めていくため、消防庁職員への注意喚起や、地方公共団体・消防機関等の関係機関との連携の推進等について、消防庁として迅速かつ適切に行うこととした。

消防庁は、その後、累次にわたる基本的対処方針

及び総務省対処方針の改正及び変更を受け、令和2年4月7日、5月25日、令和3年1月7日、2月12日及び9月30日に消防庁対処方針を改正した。

(2) 具体的な取組

消防庁においては、新型コロナウイルス感染症対策について累次の通知等を発出し、消防機関の円滑な活動の推進や、国民の安全確保に努めた。

特集 2-1 表 新型コロナウイルス感染症に係る都道府県消防防災主管部(局)及び全国の消防本部への対応状況(救急関係)について

| 通知等の発出日 | 通知等の件名 | 通知等の内容 |
|---|--|--|
| <p>○ これまで、都道府県消防防災主管部(局)及び全国の消防本部に対して、新型コロナウイルス感染症に係る注意喚起及び具体的な対応方法に関する通知等を 29 回発出。 【主な内容】 > 救急隊員の行う感染防止対策など具体的手順の徹底 > 保健所等関係機関との密な情報共有、連絡体制の構築 > 救急搬送困難事案の抑制に向けた連携協力 など</p> | | |
| ① 令和2年1月16日(木) | 「新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生について」(事務連絡) | 新型コロナウイルスに関連した肺炎の患者の発生に係る注意喚起を行うもの |
| ② 令和2年1月28日(火) | 「新型コロナウイルス感染症への対応について」(事務連絡) | 「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」の施行までの間の消防機関における対応を確認するもの |
| ③ 令和2年2月1日(土) | 「新型コロナウイルス感染症に係る消防機関における対応について」(消防消第24号・消防救第28号通知) | 上記政令施行後の消防機関における対応を確認するもの(一のうち、④の発出に際して廃止) |
| ④ 令和2年2月4日(火) | 「新型コロナウイルス感染症に係る消防機関における対応について」(消防消第26号・消防救第32号通知) | 2/3 付け厚生労働省通知を踏まえた消防機関における対応を確認するもの(一のうち、⑤の発出に際して一部改正) |
| ⑤ 令和2年2月15日(土) | 「消防機関における新型コロナウイルス感染症への対応の再徹底について」(事務連絡) | 2/4 に通知した「消防機関における傷病者への対応の具体的手順」の徹底などを改めて促すもの |
| ⑥ 令和2年2月28日(金) | 「新型コロナウイルス感染症に係る消防機関と保健所等との連絡体制の構築等について」(事務連絡) | 感染防止対策の徹底や保健所等との密な情報共有、連絡体制の構築を促すもの |
| ⑦ 令和2年3月10日(火) | 「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急対応策(第2弾)の決定等について」(事務連絡) | 左記緊急対応策の決定や、救急隊の感染防止対策の改めての徹底等を確認するもの |
| ⑧ 令和2年3月19日(木) | 「新型コロナウイルス感染症に係る入院医療提供体制等の検討への対応について(依頼)」(事務連絡) | 3/19 付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの(一のうち、⑨の発出に際して廃止) |
| ⑨ 令和2年3月26日(木) | 「新型コロナウイルス感染症に係る入院医療提供体制等の整備への対応について(依頼)」(事務連絡) | 3/26 付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの |
| ⑩ 令和2年4月14日(火) | 「新型コロナウイルス感染症患者等の転院等にかかる搬送の対応について(依頼)」(事務連絡) | 4/14 付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの |
| ⑪ 令和2年4月18日(土) | 「新型コロナウイルス感染症を疑う救急患者への対応等について(依頼)」(事務連絡) | 4/18 付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの(一のうち、⑬の発出に際して廃止) |
| ⑫ 令和2年4月23日(木) | 「新型コロナウイルス感染症に伴う救急搬送困難事案に係る状況調査について(依頼)」(消防救第103号通知) | 左記調査実施への協力を求めるとともに、必要な対応を求めるもの |
| ⑬ 令和2年4月27日(月) | 「心肺停止の新型コロナウイルス感染症患者及び新型コロナウイルス感染症が疑われる傷病者に係る消防機関における対応について」(消防救第109号通知) | 日本臨床救急医学会からの提言を情報提供するとともに、救急隊の感染防止対策について再度の徹底等を求めるもの |
| ⑭ 令和2年5月13日(水) | 「新型コロナウイルス感染症を疑う救急患者等への対応等について(依頼)」(事務連絡) | 5/13 付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの |
| ⑮ 令和2年5月27日(水) | 「新型コロナウイルス感染症に係る消防機関における対応について」の一部改正について(消防消第163号・消防救第130号通知) | 5/13 付け厚生労働省通知を踏まえ、2/4 付け通知(上記④)の内容の一部改正した旨を周知するもの |
| ⑯ 令和2年5月27日(水) | 「新型コロナウイルス感染症患者等の移送等への対応について(依頼)」(事務連絡) | 5/27 付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの |
| ⑰ 令和2年6月19日(金) | 「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備への対応について(依頼)」(事務連絡) | 6/19 付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの |
| ⑱ 令和2年10月23日(金) | 「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備への対応について(依頼)」(事務連絡) | 9/4 付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの |
| ⑲ 令和2年12月7日(月) | 「年末年始に向けた医療提供体制の確保への対応について(依頼)」(事務連絡) | 12/2 付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの |
| ⑳ 令和2年12月25日(金) | 「救急隊の感染防止対策マニュアル(Ver. 2.0)」の発出及び救急隊の感染防止対策の推進について(消防救第315号通知) | 左記マニュアル等を参考に、引き続き救急隊の感染防止対策の体制整備・充実を図るよう求めるもの |
| ㉑ 令和3年2月16日(火) | 「新型コロナウイルス感染症の医療提供体制の整備に向けた一層の取組への対応について(依頼)」(事務連絡) | 2/16 付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの |
| ㉒ 令和3年3月2日(火) | 「新型コロナウイルスへの感染防止対策としての警察との情報共有の推進について」(事務連絡) | 3/2 付け警察庁事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの |
| ㉓ 令和3年3月24日(金) | 「今後の感染拡大に備えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備への対応について(依頼)」(事務連絡) | 3/24 付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの |
| ㉔ 令和3年4月15日(木) | 「ゴールデンウィーク等の連休時の医療提供体制の確保への対応について(依頼)」(事務連絡) | 4/13 付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの |
| ㉕ 令和3年8月23日(月) | 「新型コロナウイルス感染症に係る周産期医療提供体制の確保への対応について」(消防救第297号通知) | 8/23 付け厚生労働省通知等を踏まえ、迅速かつ円滑な移送・搬送体制の確保に努めるよう求めるもの |
| ㉖ 令和3年8月26日(木) | 「入院外患者に一時的に酸素投与等の対応を行う施設(入院待機施設)の整備への対応について(依頼)」(事務連絡) | 8/25 付け厚生労働省通知等を踏まえ、入院待機施設への移送・搬送について、関係機関と調整の上、適切に対応するよう求めるもの |
| ㉗ 令和3年9月13日(月) | 「新型コロナウイルス感染症患者等への酸素投与用の酸素使用量増加に備えた取組事例について」(事務連絡) | 酸素使用量の増加が想定されることから、救急活動に支障が生ずることのないよう、必要な対応を求めるもの |
| ㉘ 令和3年9月15日(水) | 「今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた医療提供体制の構築への対応について」(事務連絡) | 9/14 付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの |
| ㉙ 令和3年10月1日(金) | 「今夏の感染拡大を踏まえた今後の新型コロナウイルス感染症に対応する保健・医療提供体制の整備への対応について」(事務連絡) | 10/1 付け厚生労働省事務連絡を踏まえ、必要な対応を求めるもの |

ア 救急業務における対応

救急業務については、救急隊員の行う感染防止対策など具体的手順の徹底や、保健所等関係機関との密な情報共有、連絡体制の構築、救急搬送困難事案の抑制に向けた連携協力等を消防機関に要請した（特集 2-1 表）。

（ア）救急隊員への注意喚起等

救急分野における新型コロナウイルスへの対応のため、「新型コロナウイルス感染症に係る消防機関における対応について」（令和 2 年 2 月 4 日付け通知。以下、本特集において「2 月 4 日通知」という。）では、救急業務の実施に当たって、保健所等との連絡体制を確保した上で、①都道府県知事が入院を勧告した患者（疑似症を含む。）又は入院させた患者の医療機関までの移送は、都道府県知事（保健所設置市の場合は市長又は区長）が行う業務であること、②全ての傷病者に対して、標準感染予防策を徹底すること、③救急要請時又は現場到着時に、新型コロナウイルス感染症の患者又は感染が疑われる患者であることが判明した場合は、直ちに保健所等に連絡し、対応を引き継ぐこと等を消防機関に周知した。

救急現場における感染防止対策については、消防庁から消防機関に対して、累次の通知等を発出し、保健所等関係機関との連携や、マスク・手袋などの感染防止資器材の正しい装着方法、救急隊員の健康管理及び救急車の消毒の徹底といった、具体的な対応手順の周知・徹底を図ってきた。令和 2 年度には、救急隊員等の感染症対策強化などのため、「救急隊の感染防止対策マニュアル（Ver. 1.0）」の改訂を検討し、「救急隊の感染防止対策マニュアル（Ver. 2.0）」として取りまとめ、「救急隊の感染防止対策マニュアル（Ver. 2.0）」の発出及び救急隊の感染防止対策の推進について」（令和 2 年 12 月 25 日付け通知）を発出し、全国の消防本部に周知した。さらに、令和 3 年度には、オンライン方式により「救急隊の感染防止対策研修会」を開催するとともに、各消防本部における研修等で活用できるよう、本研修会の動画を消防庁ホームページで公開した。

このほか、新型コロナウイルス感染症患者等（疑われる場合を含む。）の移送・搬送に従事した救急隊員が、濃厚接触者として保健所から PCR 検査の指示を受けていない場合であっても、消防本部として PCR 検査が必要と考える場合は適切に検査が

受けられるよう、大学病院に相談できる取組体制を構築し、「大学病院に対する救急隊員への PCR 検査実施の依頼等について（周知）」（令和 2 年 9 月 15 日付け事務連絡）により周知した。

（イ）感染防止資器材の確保・提供等

こうした中、感染防止資器材の確保に支障が生ずる消防機関も発生したため、消防庁は、令和 2 年 3 月 10 日に感染防止資器材の卸売会社等に対して、医療機関等と同様に消防機関に対する安定供給に努めるよう要請を行った。また、救急搬送に当たって必要となる感染防止資器材について不足が生じ、救急活動に支障が生じることのないよう、令和元年度一般会計予備費や、令和 2 年度の 3 次におたる補正予算を活用し、緊急的な措置として、消防庁が N95 マスクや感染防止衣などの感染防止資器材を調達して必要な本部に提供する形で支援することで、救急隊員の感染防止対策の徹底を図っている。

（ウ）保健所等関係機関との密な情報共有、連絡体制の構築

2 月 4 日通知においては、新型コロナウイルス感染症について、都道府県知事が入院を勧告した患者（疑似症を含む。）又は入院させた患者の医療機関までの移送は、都道府県知事（保健所設置市の場合は市長又は区長）が行う業務とされているが、地域における搬送体制の確保の観点から、消防機関としても、あらかじめ保健所等との密な情報共有、連絡体制の構築に協力するよう要請した。特に、厚生労働省から消防庁に対して、保健所等が行う新型コロナウイルス感染症の患者（疑似症患者を含む。）の移送について消防機関に対する協力の要請があったことから、保健所等と事前に十分な協議を行った上で移送に協力するよう、消防機関に要請した。また、「新型コロナウイルス感染症に係る消防機関と保健所等との連絡体制の構築等について」（令和 2 年 2 月 28 日付け事務連絡）を発出し、消防機関と保健所等との連絡体制の構築等に関して、先行取組事例等を取りまとめ、周知した。

その後、厚生労働省より、「新型コロナウイルス感染症患者等の移送及び搬送について」（令和 2 年 5 月 27 日付け事務連絡）が発出され、都道府県知事、保健所設置市長又は特別区長が当該患者等の移送を円滑に進められるよう、都道府県知事等から消防機関に対して移送協力の要請をする場合の留意事項等が示されたことに伴い、消防庁から、「新型

コロナウイルス感染症患者等の移送等への対応について(依頼)」(令和2年5月27日付け事務連絡)を发出し、都道府県消防防災主管部(局)や消防機関に対して、今後、都道府県知事等から、地域の実情を踏まえて必要に応じ、新型コロナウイルス感染症患者等の移送に係る協議がなされることも想定し、適切な対応に努めるよう依頼した。

また、令和3年8月17日に発生した自宅療養中の新型コロナウイルス感染妊婦の入院先が見つからず、自宅で早産となり、新生児が死亡するという事案を受け、厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症に係る周産期医療の着実な整備について」

(令和3年8月23日付け通知)が发出され、総務省より、「新型コロナウイルス感染症に係る周産期医療の着実な整備及び医療提供体制の確保への対応について」(令和3年8月23日付け通知)が发出されたことなどを踏まえて、消防庁から「新型コロナウイルス感染症に係る周産期医療提供体制の確保への対応について」(令和3年8月23日付け通知)を发出した。本通知において、都道府県消防防災主管部(局)や消防機関に対し、医療機関リスト及び当該リストに掲載された医療機関における空き病床状況を活用し、新型コロナウイルスに感染した妊産婦に係る救急要請時に、産科的緊急処置が必要であると判断した場合には、保健所等への連絡も併行しながら、各消防機関においても即時に、上記医療機関リスト等の情報を活用して受入れ医療機関の選定を開始することなどのほか、周産期医療協議会等への消防機関の積極的な参画を要請した。その後、消防庁においては、当該通知への対応状況について全国52消防本部(東京消防庁、指定都市消防本部及び代表消防機関)に対し調査を実施し、対応を促すとともに、調査結果を公表した。

さらに、厚生労働省より、「入院外患者に一時的に酸素投与等の対応を行う施設(入院待機施設)の整備について」(令和3年8月25日付け事務連絡)が发出され、入院待機施設の設置・運営に係る留意点等が示されたことに伴い、消防庁から「入院外患者に一時的に酸素投与等の対応を行う施設(入院待機施設)の整備への対応について(依頼)」(令和3年8月26日付け事務連絡)を发出し、今後、都道府県の衛生主管部(局)等との間で入院待機施設に係る移送等について調整がなされる際には、適切に対応するよう依頼した。

特に、新型コロナウイルス感染症患者が急激に増加した時期には、各地の消防機関において、救急隊の増隊や入院待機施設への運営協力も行うなど、国民の生命を守るために尽力した。

(エ) 救急搬送困難事案への対応

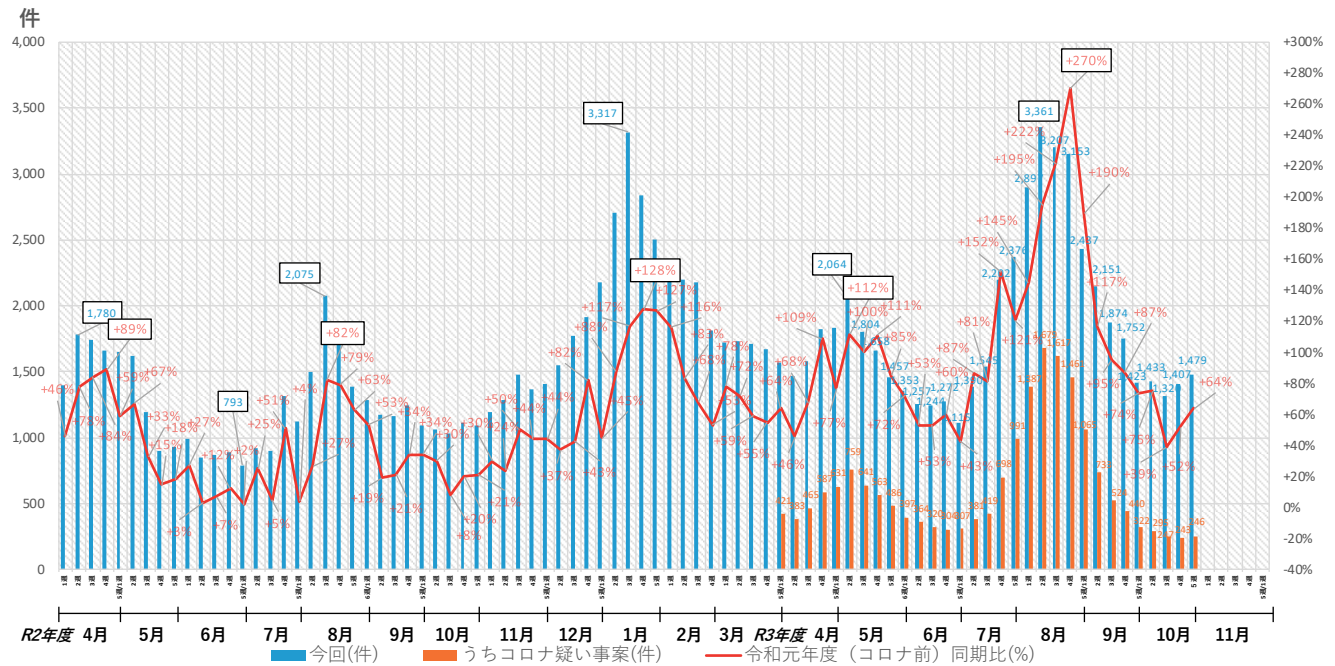
令和2年3月以降、発熱や呼吸苦などの新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈する傷病者への対応に関して、消防機関が受入れ医療機関の決定に苦慮する事案が報告された。

これを受けて、消防庁では、「新型コロナウイルス感染症に伴う救急搬送困難事案に係る状況調査について(依頼)」(令和2年4月23日付け通知)を发出し、全国52消防本部を調査対象として、救急搬送困難事案の件数を把握している。これを踏まえ、消防庁において救急搬送困難事案の状況を厚生労働省と共有するとともに、都道府県消防防災主管部(局)に対し、衛生主管部(局)等との情報共有等や地域における搬送受入れ体制の整備・改善などの検討等に活用するよう依頼している。

こうした中、令和3年3月には、厚生労働省から「今後の感染拡大に備えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」(令和3年3月24日付け事務連絡)が发出され、各地で過去最大の感染拡大を経験することで明らかになった様々な課題を点検し、次の感染拡大に向けて医療提供体制を更に強化するよう、体制整備の考え方や具体的な内容が整理された。また、患者対応への一連の流れの中で目詰まりが起こっていないか、コロナ対策と一般医療との両立が図られているかどうかの「チェックポイント」として、主要項目の中で「救急搬送困難事案件数(全搬送患者)」が、参考項目の中で「救急搬送困難事案件数(コロナ疑い以外)」が掲げられた。これを踏まえ、消防庁でも「今後の感染拡大に備えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備への対応について」(令和3年3月24日付け事務連絡)を发出し、上記対応について、都道府県の衛生主管部(局)等との関係者との間で適切な調整・連携を図り、必要な対応に努めるとともに、改めて、救急搬送困難事案に係る状況調査の結果を活用するよう依頼した。

当該調査を通じて把握した救急搬送困難事案の発生件数をコロナ前である令和元年度の同時期との比較で見ると、令和2年4月、8月及び令和3年1月と計3回のピーク(それぞれ約1.9倍、約1.8

特集 2-2 図 各消防本部からの救急搬送困難事案に係る状況調査の結果（各週比較）



- ※1 本調査における「救急搬送困難事案」とは、救急隊による「医療機関への受入れ照会回数4回以上」かつ「現場滞在時間30分以上」の事案として、各消防本部から総務省消防庁へ報告があったもの。
- ※2 調査対象本部＝政令市消防本部・東京消防庁及び各道府県の代表消防本部 計52本部
- ※3 コロナ疑い事案＝新型コロナウイルス感染症疑いの症状（体温37度以上の発熱、呼吸困難等）を認めた傷病者に係る事案
- ※4 医療機関の受け入れ体制確保に向け、厚生労働省及び各道府県等と状況を共有。
- ※5 この数値は速報値である。
- ※6 本調査には保健所等により医療機関への受入れ照会が行われたものは含まれない。

倍及び約2.3倍）があった。令和3年度に入ってから、5月第2週に4回目のピーク（約2.1倍）、8月第4週に5回目のピーク（約3.7倍）を迎えたのち、対前週比では概ね減少傾向となり、10月第5週では約1.6倍となっている。（特集2-2図）。

救急搬送困難事案の調査結果は、消防庁ホームページ上の特設サイト「新型コロナウイルス感染症対策関連」に最新の情報を掲載している。

イ 消防機関の業務継続等

（ア）消防本部の業務継続等

消防機関の任務は、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、災害を防除し、災害による被害を軽減することであり、新型コロナウイルス感染症発生時においても、安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することが求められる。消防機関は、特に救急業務を担うことから、業務の重要性と感染防止策の必要性を十分認識するとともに、救急搬送のみならず、消火をはじめとした必要な業務を継続できるようにする必要がある。

消防庁では、上述のとおり、基本的対処方針、総務省対処方針及び消防庁対処方針の決定に併せ、各消防機関に対し、消防職員の健康管理の徹底や、必

要な業務を継続できる体制の確保を要請するとともに、「消防機関における新型インフルエンザ対策のための業務継続計画ガイドライン（改訂版）」を含む「消防機関における新型インフルエンザ対策検討会報告書」（平成22年2月）を対応の参考として送付した。

また、政府対策本部の内容等政府の対応状況や、各省庁から提供される職員の感染防止に資する情報を、累次にわたり事務連絡により各消防機関に対し周知した。

各消防機関においても、職員の感染防止のために様々な取組は行われていたが、職員の感染事例が断続的に発生していたため、消防庁では、職員の感染事例が発生した消防機関からのヒアリング結果を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症の再度の感染拡大に備えた消防本部の業務継続等のための当面の留意事項について」（令和2年6月30日付け通知。以下、本特集において「6月30日通知」という。）を発出し、消防本部において喫緊に取り組むべき当面の留意事項として、感染防止資器材の確保、消防本部内での感染防止対策の徹底、消防本部内での感染者の発生等により職員数が減少した場合への備え、テレワーク勤務や早出遅出勤務の推進につ

いて要請した。

このほか、新型コロナウイルス感染症対策に従事した国家公務員への防疫等作業手当の特例について、人事院規則が改正されたことを受け、「新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例について（人事院規則 9-129 の一部改正）（情報提供）」（令和 2 年 3 月 19 日付け事務連絡）に続き、「新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例の運用及び業務体制の確保について（情報提供）」（令和 2 年 4 月 23 日付け事務連絡）を发出し、人事院規則の改正内容を周知するとともに、適切な対応を依頼した。加えて、地方創生臨時交付金の活用事業例にその用途として、「感染症対応に従事した救急隊員等への防疫等作業手当等」が明記されたことを受け、6 月 30 日通知において、その周知を含めあらためて適切な対応を各消防機関に要請した。

（イ）救急隊員等へのワクチン接種

全国各地で新型コロナウイルス感染症予防接種が進められる中で、厚生労働省から「医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について」（令和 3 年 1 月 8 日付け厚生労働省通知。以下「1 月 8 日付け厚生労働省通知」という。）が各都道府県に发出され、医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の基本的な考え方等が示され、医療従事者等に新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等が含まれる見込みであると示された。これを受けて、消防庁において、厚生労働省と協議の上、「医療従事者等の範囲」に示される「新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等」の具体的範囲を①救急隊員②救急隊員と連携して出動する警防要員③都道府県航空消防隊員④消防非常備町村の役場の職員⑤消防団員（主として消防非常備町村や消防常備市町村の離島区域の消防団員を想定）と整理し、「医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種における接種対象者について（周知）」（令和 3 年 1 月 15 日付け事務連絡）により周知した。令和 3 年 6 月 30 日時点の全国 52 消防本部に対する調査によると、対象者の約 9 割が 2 回目の接種を完了している。

（ウ）消防団活動における感染症対策

消防団員は、主に災害時の避難誘導や避難所運営

支援の際など、新型コロナウイルス感染症患者と接することが想定された。

このため、令和 3 年度には、市町村が消防団員の新型コロナウイルス感染症対策として必要となる資器材の整備を促進するため、国庫補助制度を創設した（「消防団設備整備費補助金」（消防団新型コロナウイルス感染症対策事業））。本補助金は、市町村の事業費全体の 3 分の 1 を補助するものであり、また、残りの地方負担分に対しても特別交付税措置（措置率 0.8）を講じている。

このほか、消防団活動において感染者や濃厚接触者が発生していることを踏まえ、「消防団活動における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底について」（令和 2 年 12 月 1 日付け通知）を发出し、感染防止対策を徹底するよう要請した。また、消防団員が感染症の感染防止に留意して活動できるよう、予防方法や感染防止策など感染症に関する基礎的な知識や、消防団員の新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた各市町村等の取組例などを消防庁ホームページに掲載するとともに、通知を发出し周知を図るなどの対応を行っている。



感染防止衣

マスク

グローブ

ゴーグル

消毒液

消防団設備整備費補助金の補助対象資器材の例

ウ ワクチン接種業務等

（ア）救急救命士によるワクチン接種等の実施

国民の生命・健康を守るためには、ワクチン接種を迅速に進める必要があるため、厚生労働省において、法的、制度的な検討を行い、「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための各医療関係職種専門性を踏まえた対応の在り方等について」（令和 3 年 6 月 4 日付け厚生労働省通知。以下「6 月 4 日付け厚生労働省通知」という。）において、臨床検査技師及び救急救命士等の各医療関

係職種の専門性を踏まえた効果的・効率的な役割分担の在り方等が示された。この中では、当面、救急救命士に期待される役割として、「ワクチン接種のための筋肉内注射」及び「接種後の状態観察」が考えられるとされた。救急救命士は、ワクチン接種のための筋肉内注射の手技に関する一定の技術的基盤を有していると考えられることを踏まえると、違法性阻却の可否は個別具体的に判断されるものであるが、少なくとも以下の条件の下でワクチン接種のための筋肉内注射を救急救命士が行うことは、公衆衛生上の観点からやむを得ないものとして、医師法第 17 条との関係では違法性が阻却され得るものと考えられることが示された。違法性阻却のための条件として、①必要な医師・看護師等の確保ができないために、臨床検査技師や救急救命士による協力が不可欠であること、②協力に応じる臨床検査技師・救急救命士がワクチン接種のための筋肉内注射について必要な研修を受けていること、③臨床検査技師・救急救命士によるワクチン接種について、被接種者の同意を得ること、という 3 つの条件が掲げられている。消防本部に所属している救急救命士が相当数いることから、各都道府県や消防本部に対し、適時の情報提供や、必要な助言を行った。具体的には、消防庁からも「厚生労働省「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための各医療関係職種の専門性を踏まえた対応の在り方等について」への対応について（依頼）」（令和 3 年 6 月 4 日付け通知）を発出した。当該通知において、予防接種の実施主体である自治体の長から、効果的かつ効率的なワクチン接種体制の構築に向けて、ワクチ

ン接種のための筋肉内注射や接種後の状態観察に関して、消防機関に所属する救急救命士の活用に係る協力要請があった場合には、救急救命士による本来業務に支障を生じさせない範囲で、できる限りの協力を行うこと、また、現場の救急活動に従事していない救急救命士であって、今後、当該救急救命士をワクチン接種業務に従事させることが見込まれる場合には、厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（3 版）」を参考に、当該救急救命士をワクチン接種対象とするため、都道府県及び市町村のワクチン接種主管部（局）等の関係者との間で、適切な対応を行うよう依頼した。

さらに、「消防本部の救急救命士のワクチン接種業務に向けた研修受講等の実績調査について」（令和 3 年 7 月 7 日付け通知）において、消防機関に所属する救急救命士があらかじめ座学研修を受講し、ワクチン接種業務に係る十分な知見を習得することは、危機管理上の観点から有益であると考えられるため、消防機関に所属する救急救命士の座学研修の受講について、特段の配慮を依頼した。

また、「消防職員である救急救命士がワクチン接種業務に従事する場合の任命等及び手当について」（令和 3 年 6 月 11 日付け通知）を発出し消防職員である救急救命士がワクチン接種業務に従事する場合は、特殊勤務手当を支給することが想定されること等を助言した。

これらの一連の概要については、**特集 2-2 表**のとおりである。

特集 2-2 表 厚生労働省におけるこれまでの検討経緯等

| 日時 | 厚生労働省における検討経緯 | 左に係る総務省・消防庁の対応 |
|----------|---|---|
| 5月25日(火) | 【検討の着手】 加藤官房長官が記者会見で、臨床検査技師・救急救命士について、新型コロナワクチンの接種の実施について検討することを表明。 | ○ 各都道府県消防防災主管部(局)及び消防本部に対して、今後、厚生労働省における法的・制度的な検討状況に応じて、適時の情報提供を行う旨の事務連絡を发出。 |
| 5月31日(月) | 【有識者検討会の開催】 厚生労働省において有識者検討会(新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための各医療関係職種専門性を踏まえた対応の在り方等に関する検討会(全1回))が開催され、各医療関係職種の役割分担のあり方の検討の中で、臨床検査技師・救急救命士がワクチン接種を行う場合の違法性阻却の条件等について議論。 | ○ 有識者検討会に消防庁消防・救急課長が出席し、違法性阻却のための条件の明確化や、必要な研修内容の明確化等について、留意いただきたい旨を発言。 ○ 有識者検討会の開催及び資料について情報提供する事務連絡を发出。 |
| 6月4日(金) | 【違法性阻却についての整理等】 有識者検討会を踏まえ、厚生労働省より、各医療関係職種に期待される役割及び臨床検査技師・救急救命士によるワクチン接種に係る法的整理等について通知を发出。 | ○ 各都道府県総務部(局)に対して、衛生主管部局と連携して市区町村の支援体制を充実いただくよう事務連絡を发出。 ○ 各都道府県消防防災主管部(局)及び消防本部に対して、ワクチン接種に係る法的整理の周知と併せて、自治体の長から消防機関に所属する救急救命士への協力要請があった場合に、本来業務に支障がない範囲でできる限り協力いただきたい旨の通知を发出。 |
| 6月11日(金) | 【研修の考え方の整理等】 臨床検査技師・救急救命士がワクチン接種を行うために予め必要な研修(座学・実技)について事務連絡を发出。 | ○ 各都道府県総務部(局)に対して、引き続き市区町村の支援体制を充実いただくよう事務連絡を发出。 ○ 各都道府県消防防災主管部(局)及び消防本部に対して、ワクチン接種業務に従事する救急救命士の研修受講への配慮等について依頼する事務連絡を发出。 ○ 併行して、ワクチン接種業務に従事する救急救命士の身分取扱い等の考え方を示す通知を发出。 |
| 6月17日(木) | 【研修の実施体制等】 座学研修に用いるWEB研修システムの詳細や、実技研修の実施体制及び研修を委託可能な関係団体の一覧等について事務連絡を发出。 | ○ 各都道府県消防防災主管部(局)及び消防本部に対して、ワクチン接種業務に従事する救急救命士の研修に関し、左記厚労省事務連絡に沿った対応等を依頼する事務連絡を发出。 |
| 日時 | 消防庁の対応 | |
| 6月25日(金) | 「消防職員である救急救命士のワクチン接種業務従事者の検討状況等に係る調査の実施について」(消防消第274号通知)を发出し、消防職員である救急救命士のワクチン接種業務従事者の検討状況や研修の実施等に係る調査を実施(提出期限:令和3年7月15日)。 | |
| 7月5日(月) | 「神奈川県海老名市における救急救命士によるワクチン接種の開始について」(事務連絡)を发出し、令和3年7月1日から接種業務が開始されたことを情報提供 | |

(イ) ワクチン接種に伴うアナフィラキシー発症時の対応

先行接種対象者である医療従事者等への接種が進むにつれて、ワクチンの接種に伴うアナフィラキシーの副反応疑いが報告されていることを踏まえ、厚生労働省より、「新型コロナワクチンの接種に伴いアナフィラキシーを発症した者の搬送体制の確保について」(令和3年3月31日付け通知)が发出された。これを踏まえ、消防庁でも「新型コロナワクチンの接種に伴いアナフィラキシーを発症した者の搬送体制の確保への対応について(依頼)」(令和3年3月31日付け通知)を发出し、消防機関に対し、市町村又は都道府県衛生主管部(局)等の関係者から協力要請があった場合には、①予めの情報共有や、搬送が必要になった場合に備えた動線や引継ぎ方法等の協議、②搬送先医療機関の選定・調整等について連携して必要な対応を行うよう依頼した。

エ 住民等への情報発信

(ア) 住民への適時・適切な情報発信の要請

消防庁としては、新型コロナウイルス感染症対策に関する情報提供について、「新型コロナウイルス感染症対策に関する住民への独自の情報発信につ

いて」(令和2年3月31日付け通知)を发出し、様々な情報伝達手段を活用した情報発信を行うよう要請した。さらに、国内の感染状況が予断を許さない状況であることを踏まえて、「新型コロナウイルス感染症対策に関する住民への情報発信について」(令和3年4月26日付け事務連絡)を发出し、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛等、住民への情報発信を適時・適切に行うとともに、市町村防災行政無線、登録制メール、SNS、広報車による巡回等、様々な情報伝達手段を活用して住民への情報発信の取組を継続するよう要請した。

(イ) 繁華街における見回り活動等の実施について

「営業時間短縮要請等に係る繁華街における見回り活動等の実施について」(令和2年12月18日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡)が发出され、各都道府県宛てに街中の見回りや声かけなど営業時間短縮要請等の実効性を担保するための取組(以下、本特集において「見回り活動等」という。)の実施が要請され、その実施に当たっては警察や消防等関係機関が緊密に連携して行うこととされたこと等を踏まえ、消防庁では「営業時間短縮要請等に係る繁華街における見回り活動等の実施について」(令和2年12月18日付け事務連絡)及び「緊急事態宣言下における繁華街

での見回り活動等の実施について」(令和3年1月7日付け事務連絡)を発出し、見回り活動等が円滑に行われるよう消防本部等へ要請した。

また、「繁華街での見回り活動等の徹底について」(令和3年1月13日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡)が発出され、各都道府県宛てに20時以降の夜間のみならず、日中においても警察、消防その他の関連部局が一体となり見回り活動等を徹底して実施するよう要請されたことを踏まえ、消防庁では「繁華街での見回り活動等の徹底について」(令和3年1月13日付け事務連絡)を発出し、市町村防災行政無線、登録制メール、SNS、広報車による巡回等の様々な情報伝達手段、消防による管内警戒パトロールや火災予防普及啓発活動等の様々な機会を活用し、営業時間短縮要請等の徹底はもとより、広く住民に対して、日中も含めた不要不急の外出自粛の徹底等について積極的な広報啓発を実施するよう消防本部等へ要請した。

オ 災害対応に係る感染症対策

(ア) 災害時の避難所における新型コロナウイルス感染症対策

災害が発生し避難所を開設した場合、多数の避難者が集まり、新型コロナウイルス感染症等の感染が発生する懸念があることから、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るほか、避難所の衛生環境を整える必要がある。

消防庁においては、令和2年4月以降、内閣府、厚生労働省等と連携し、多くの避難所の確保の観点から、親戚や知人の家等への避難の検討やホテル・旅館の活用を促すほか、避難所の衛生環境の整備の観点から、避難者の健康状態の確認等に関する留意事項や発熱者等の滞在スペース確保を含む全体レイアウト例を示す等適切な取組を要請するため、通知等を発出した(特集2-3表)。

特集 2-3 表 避難所における新型コロナウイルス感染症対策に関する主な通知等

| 通知等の発出日 | 通知等の件名 | 通知等の内容 |
|--------------------------------|--|--|
| 1. 避難所関連 | | |
| 1- (1) 可能な限り多くの避難所の確保 | | |
| 令和2年5月21日 | 「新型コロナウイルス感染症対策に係る災害時の避難所としての各省庁及び独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、宿泊施設等の活用等について」(消防災第86号等) | ホテル・旅館、各省庁及び独立行政法人等の所有する研修所・宿泊施設等を活用し、可能な限り多くの避難所を確保するための取組みを進めるよう要請。 |
| 令和2年5月27日 | 「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」(令和2年4月28日付け事務連絡)を踏まえた対応について」(消防災第97号等) | |
| 令和3年8月3日 | 「新型コロナウイルス感染症禍における、災害が発生するおそれのある段階からの避難所の確保等について(通知)」(消防災第110号等) | |
| 1- (2) 避難所運営全般 | | |
| 令和2年4月1日 | 「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」(消防災第62号等) | 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、可能な限り多くの避難所の開設を図ることや、感染対策を徹底すること等を要請。 |
| 令和2年12月17日 | 「冬期における避難所の新型コロナウイルス感染症等への対応について」(消防災第206号等) | |
| 令和3年5月13日 | 「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ & A (第3版)について」(消防災第58号等) | |
| 1- (3) 避難所レイアウト | | |
| 令和2年6月10日 | 「「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」(第2版)について」(消防災第114号等) | 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の検討に資するよう、避難所全体のレイアウト例について周知。 |
| 1- (4) 避難所開設・運営訓練 | | |
| 令和3年6月16日 | 「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン(第3版)について」(消防災第83号等) | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために避難所開設・運営訓練において確認すべき事項等をまとめたガイドラインを周知。 |
| 1- (5) ワクチン接種会場への避難所の開設 | | |
| 令和3年6月10日 | 「避難所の運営と新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に係る対応について(周知)」(事務連絡) | 避難所として開設予定の施設が新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の会場でもある場合における留意事項を周知。 |
| 2. 自宅療養者等の避難支援 | | |
| 令和2年7月8日 | 「災害発生時における新型コロナウイルス感染症拡大防止策の適切な実施に必要な新型コロナウイルス感染症に関する情報共有について」(事務連絡) | 自宅療養者等について、都道府県及び市町村の防災担当部局、保健福祉部局及び保健所が連携し、適時適切に情報共有が図られるよう、災害時等における情報共有のあり方について検討するよう要請。 |
| 令和3年9月27日 | 「令和3年7月及び8月に発生した大雨等における対応や新型コロナウイルス感染症の現下の状況を踏まえた今後の避難所における新型コロナウイルス感染症対策等について(周知)」(事務連絡) | |
| 3. 経費の負担関係 | | |
| 令和3年2月19日 | 「災害発生時における新型コロナウイルス感染症への対応について—情報共有及び避難所における対応の経費—」(事務連絡) | 避難所において新型コロナウイルス感染症への対応として実施する物資や資材の備蓄に要する費用等について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用が可能であることを周知。 |

(イ) 自然災害発生時の救助活動等及び緊急消防援助隊活動時における感染防止

新型コロナウイルス感染症の流行が継続していることから、救急以外の消防活動においても、万全な感染防止対策により、消防隊員の感染防止に努めることが重要である。

令和2年は河川の氾濫及び土砂災害による大規

模自然災害が多発したため、自然災害発生時の救助活動等及び大規模災害発生時の都道府県を越えた広域応援を行う緊急消防援助隊活動時における感染防止対策について通知(特集 2-4 表)を発出し、各都道府県消防防災主管部(局)長及び全国の消防本部に対して周知した。

特集 2-4 表 自然災害発生時の救助活動等及び緊急消防援助隊活動時における感染防止 関連通知

| 通知等の発出日 | | 通知等の件名 | 通知等の内容 |
|---------|-----------|--|--|
| ① | 令和2年5月1日 | 「自然災害発生時の救助活動等における感染防止について」 (消防参第88号 消防庁国民保護・防災部参事官通知) | 救助活動等における感染防止の徹底について周知 |
| ② | 令和2年5月1日 | 「緊急消防援助隊における新型コロナウイルス感染症に係る留意事項について」 (消防広第118号 消防庁広域応援室長通知) | 定期的な検温による現地での隊員の健康管理、傷病者と接触時等における感染予防対策、会議・食事・仮眠等での三密の回避等を徹底、受援都道府県における適切な宿営場所の確保と必要な情報の提供について周知 |
| ③ | 令和2年6月8日 | 「緊急消防援助隊事故等報告要領について」 (消防広第150号 消防庁広域応援室長通知) | 緊急消防援助隊として出勤時又は活動時に発生した事故等（新型コロナウイルス感染症への感染等含む。）について、報告要領を周知 |
| ④ | 令和2年6月15日 | 「緊急消防援助隊における新型コロナウイルス感染症に係る留意事項の補足及び今後の出水期における対応について」 (消防庁広域応援室 事務連絡) | 応援都道府県の感染拡大状況によっては、広範囲の都道府県に対し出動準備依頼等を行う可能性があること、感染予防対策に必要な物品について数量に余裕を持って準備すること、受援都道府県において可能な限り避難場所と同じ場所には設定しないことや被災地市町村以外の他市町村への宿営地の分散について柔軟な対応を周知 |

(ウ) 緊急消防援助隊の訓練における取組

令和3年度に静岡県において実施予定であった第6回全国合同訓練は、新型コロナウイルス感染症拡大状況を踏まえて令和4年度に延期とした。

また、令和3年度の地域ブロック合同訓練は訓練の趣旨、目的、必要性及び新型コロナウイルス感染症の感染リスクを考慮したうえで、地域の感染状況に応じて感染リスクの高い訓練を行わないなど、感染防止対策を徹底した訓練計画になるよう通知し、各ブロックにおいては、宿営を伴う実動訓練を中止し、訓練実施の次年度延期や感染症対策を徹底した図上訓練の実施、または感染症対策を徹底したうえで小規模な実動訓練を実施するなど、ブロックの実情に応じた訓練計画に基づき実施した。

カ 危険物保安・火災予防等の消防法令に関する措置

(ア) 消毒用アルコールの増産等への対応

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、手指の消毒等のため、消防法に定める危険物第4類のアルコール類に該当する消毒用アルコールを使用する機会が増えた。このような状況を踏まえ、アルコールの取扱いにおける火災予防上の一般的な注意事項についてリーフレット（特集 2-3 図）を作成するなど広報啓発を行った。また、消毒用アルコールの増産等が喫緊の課題であることを踏まえ、各都道府県には、消防法令の運用については、安全を確保しつつ事務手続き等の迅速かつ弾力的な運用に配慮するよう依頼し、消防研究センターにおけるアルコールの火災危険性等に関する実験結果を踏まえ、運用上の注意事項や運用事例についての情報提供も行った。

なお、アルコールから発生する可燃性蒸気の流れについては、可視化した動画をホームページで公開

している。

特集 2-3 図 広報啓発用リーフレット



(イ) 飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の観点から、レジカウンター等に飛沫防止用のシート（以下、本特集において「シート」という。）を設置する例が増えた。このような状況の下、大阪府内の商業施設において、ライターを購入した顧客が、試しにライターを点火したところ、レジカウンターに設置されていたシートに着火する火災が発生した。当該火災を受け、シートに係る火災予防上の留意事項として、①火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものから距離をとること、②スプリン

クレー設備の散水障害が生じない位置に設置するとともに、自動火災報知設備の感知に支障とならないように設置すること、③避難の支障とならないように設置すること、④必要に応じて難燃性又は不燃性のものの使用を検討することを通知した。

また、各業種の感染拡大予防ガイドラインにシートの火災予防上の留意事項を記載することについて、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室及び関係府省庁に対し周知を依頼したほか、消防庁として、シートに係る火災の注意喚起と火災予防上の留意事項の一層の広報周知のため、リーフレットを作成し消防庁ホームページ上で公開している(特集 2-4 図)

(<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/post-7.html>)。

特集 2-4 図 広報啓発用リーフレット



FDMA 消防庁
Fire and Disaster Management Agency
<https://www.fdma.go.jp/>



ご相談はお近くの消防署まで

消防設備士講習の未受講について、免状の返納命令の対象となる違反行為として点数を計上しないことを通知した。その後、これらの講習や危険物取扱者試験及び消防設備士試験については、各都道府県において、各会場の換気や消毒、座席間の距離の確保等の感染症対策が徹底された上で実施されている。消防庁においても、安定した受講機会の確保を図るため、オンラインによる危険物取扱者講習の本格導入を進めるとともに、その他講習についても検討を実施することとしている。

また、消防法令関係手続における押印の省略や、電子メール等による申請等の受付について、令和 2 年 5 月に通知したほか、制度的な対応として、同年 12 月の消防法施行規則や危険物の規制に関する規則等の改正により申請者等の押印を廃止するとともに、各都道府県等に対し、電子メールや電子申請システム等による受付体制の整備について助言を行った。同時に、防火対象物の点検や消防用設備等の点検などの消防法令に定める各種点検について、新型インフルエンザ等その他の事由の影響により、当該期間ごとに点検等を行うことが困難である場合の期間延長に係る規定を定めるため、消防法施行規則を改正した。その後の令和 3 年 1 月の緊急事態宣言に際しては、当該規定に基づき、消防法令に定める各種点検の期間を延長する告示を制定している。

こうした取組に加え、消防庁においては、新型コロナウイルス感染症対策やデジタルガバメント実現の観点から、特に申請・届出が多い火災予防分野の手続において、マイナポータル・ぴったりサービスを活用した電子申請等の早期導入を促進するための取組を進めている。

(ウ) 感染拡大防止に伴う消防法令の運用等

基本的対処方針を踏まえ、人と人との距離を確保し接触の機会を低減すること等の対策が講じられたことに伴い、消防法令に定める講習の受講や点検報告など各種義務の履行等が難しい場合が見られた。

このため、消防法に基づく危険物取扱者講習又は

特集 3

消防団を中核とした地域防災力の
充実強化

火災の発生に加え、全国各地で地震や風水害等の大規模災害が多発化・激甚化する中、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護する地域防災力の重要性がさらに増している。

消防庁では、平成 25 年 12 月に成立した消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（以下「消防団等充実強化法」という。特集 3-1 図）を踏まえ、地域における防災活動を担う多様な主体により確保される地域防災力の充実強化に向け取り組んでいる。

特に消防団は、

- ・地域密着性（消防団員は管轄区域内に居住又は勤務）
 - ・要員動員力（消防団員数は消防職員数の約 4.9 倍）
 - ・即時対応力（日頃からの教育訓練により災害対応の技術・知識を習得）
- といった特性を有しており、地域防災力の中核とし

て、更なる充実強化に向け取り組む必要がある。

1

消防団の現状

（1）消防団員数の減少

消防団員数は年々減少しており、令和 3 年 4 月 1 日現在、前年に比べ 13,601 人減少し、804,877 人となっている（特集 3-2 図）。特に、平成 30 年度以降 3 年連続で 1 万人以上減少しており、危機的な状況にある。

（2）若年層の入団者数減少

近年の消防団員の入団者数・退団者数を見ると、退団者数は概ね横ばい傾向であるのに対し、入団者数が大きく減少している（特集 3-3 図）。年齢階層

特集 3-1 図 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律概要

1. 目的・基本理念等

- 消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的とし、地域防災力の充実強化は、消防団の強化を図ること等により地域における防災体制の強化を図ることを旨として実施（1～3条）
- 地域防災力の充実強化を図る国及び地方公共団体の責務（4条）
- 住民に対する防災活動への参加に係る努力義務（5条）
- 地域防災力の充実強化に関する関係者相互の連絡及び協力義務（6条）
- 地域防災力の充実強化に関する計画・具体的な事業計画の策定義務（7条）

2. 基本的施策

（1）消防団の強化

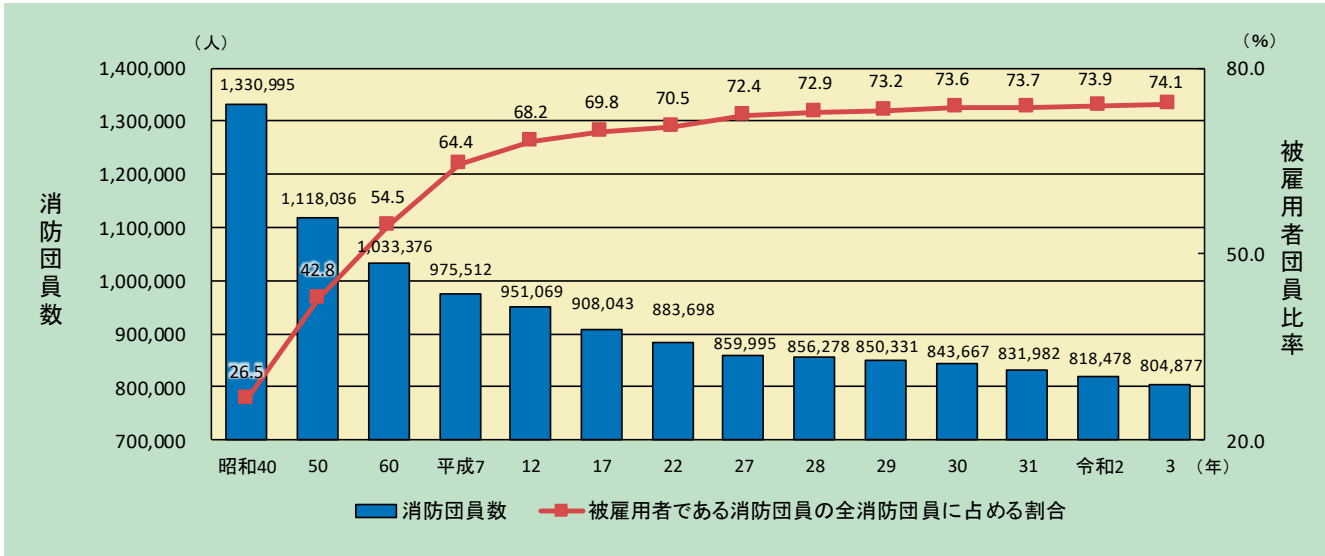
- 消防団を「将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在」と規定（8条）
- 消防団への加入の促進
 - ・意識の啓発（9条）
 - ・公務員の消防団員との兼職に関する特例（10条）
 - ・事業者・大学等の協力（11・12条）
- 消防団の活動の充実強化のための施策
 - ・消防団員の処遇の改善（13条）
 - ・消防団の装備の改善・相互応援の充実（14・15条）
 - ・消防団員の教育訓練の改善・標準化、資格制度の創設（16条）

（2）地域における防災体制の強化

- 市町村による防災に関する指導者の確保・養成・資質の向上、必要な資機材の確保等（17条）
- 自主防災組織等の教育訓練において消防団が指導的役割を担うための市町村による措置（18条）
- 自主防災組織等に対する援助（19条・20条）
- 学校教育・社会教育における防災学習の振興（21条）

特集 3-2 図 消防団員数及び被雇用者である消防団員の割合の推移

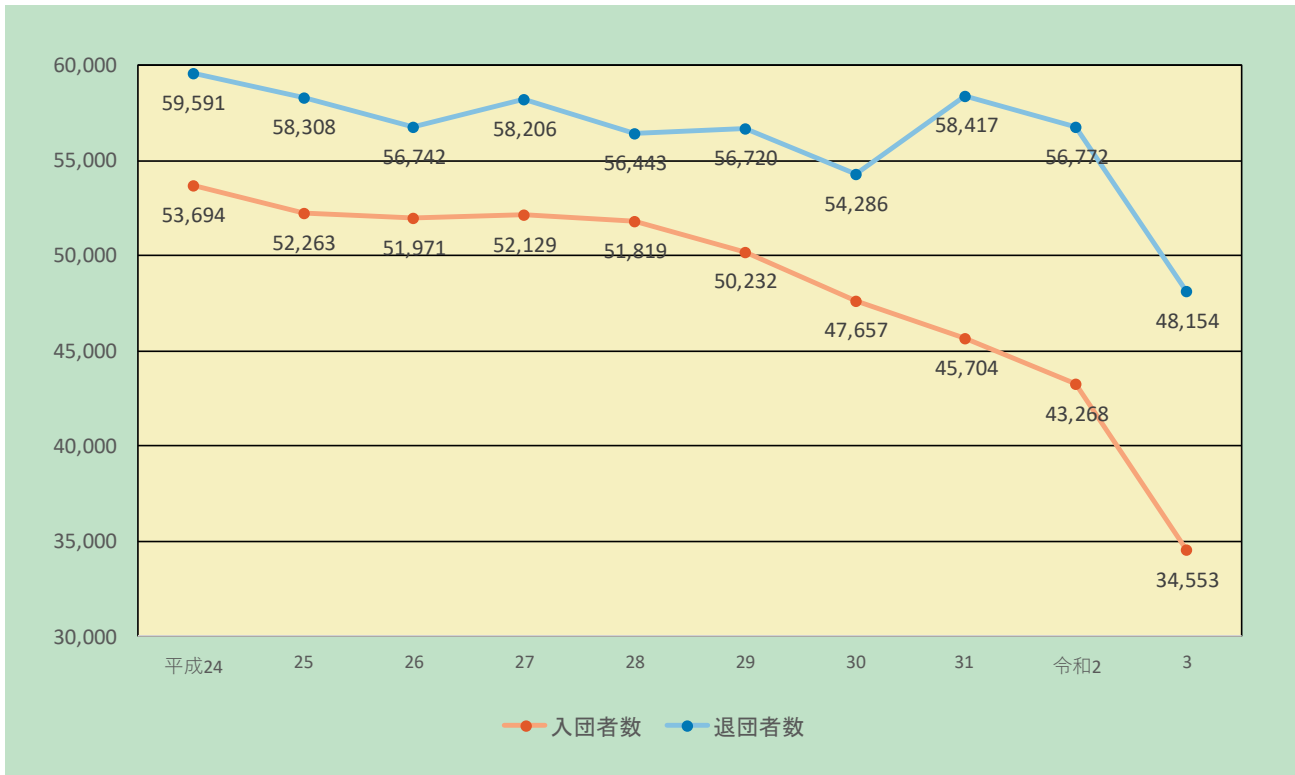
(各年4月1日現在)



(備考)「消防防災・震災対策現況調査」により作成

特集 3-3 図 入団者数・退団者数の推移

(各年4月1日現在)



(備考)「消防団の組織概要等に関する調査」により作成

別に入団者数を見ると、特に若年層の入団者数が著しい減少傾向にある(特集 3-4 図)。それに伴い、消防団員の平均年齢は毎年少しずつ上昇しており、

令和3年4月1日現在、前年に比べ0.6歳上昇し、42.5歳となっている(特集 3-5 図)。

特集 3-4 図 年齢階層別入団者数の推移

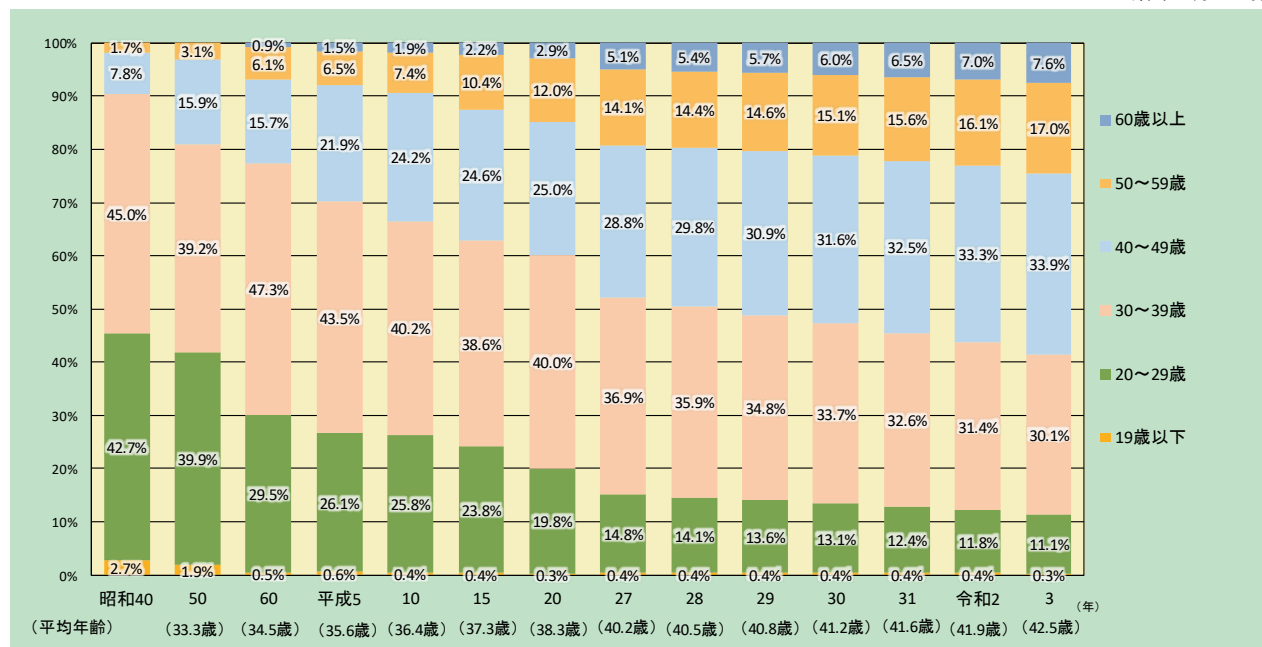
(各年 4 月 1 日現在)



(備考) 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

特集 3-5 図 消防団員の年齢構成比率の推移

(各年 4 月 1 日現在)



(備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

2 昭和 40 年、昭和 50 年は「60 歳以上」の統計が存在しない。また、昭和 40 年は平均年齢の統計が存在しない。

(3) 被雇用者である消防団員の割合の増加

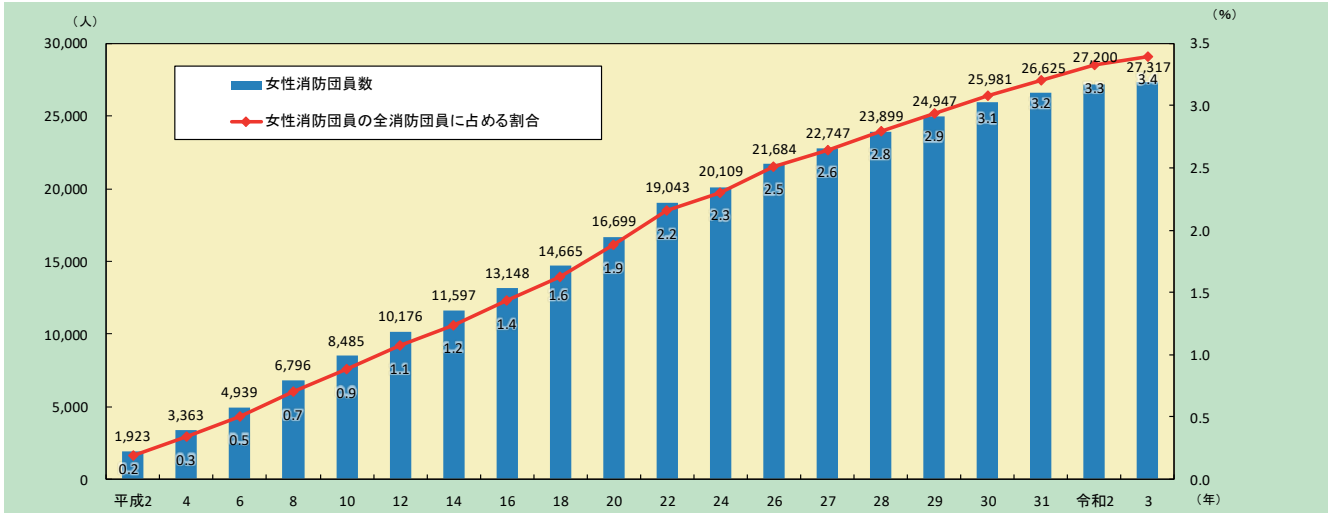
被雇用者である消防団員の全消防団員に占める割合は高い水準で推移しており、令和 3 年 4 月 1 日現在、前年に比べ 0.2 ポイント上昇し、74.1%となっている (特集 3-2 図)。

(4) 女性消防団員の増加

消防団員の総数が減少する中、女性消防団員の数は年々増加しており、令和 3 年 4 月 1 日現在、前年に比べ 117 人増加し、27,317 人となっている (特集 3-6 図)。また、女性消防団員がいる消防団の割合は、同日現在で、75.9%となっている。

特集 3-6 図 女性消防団員数の推移

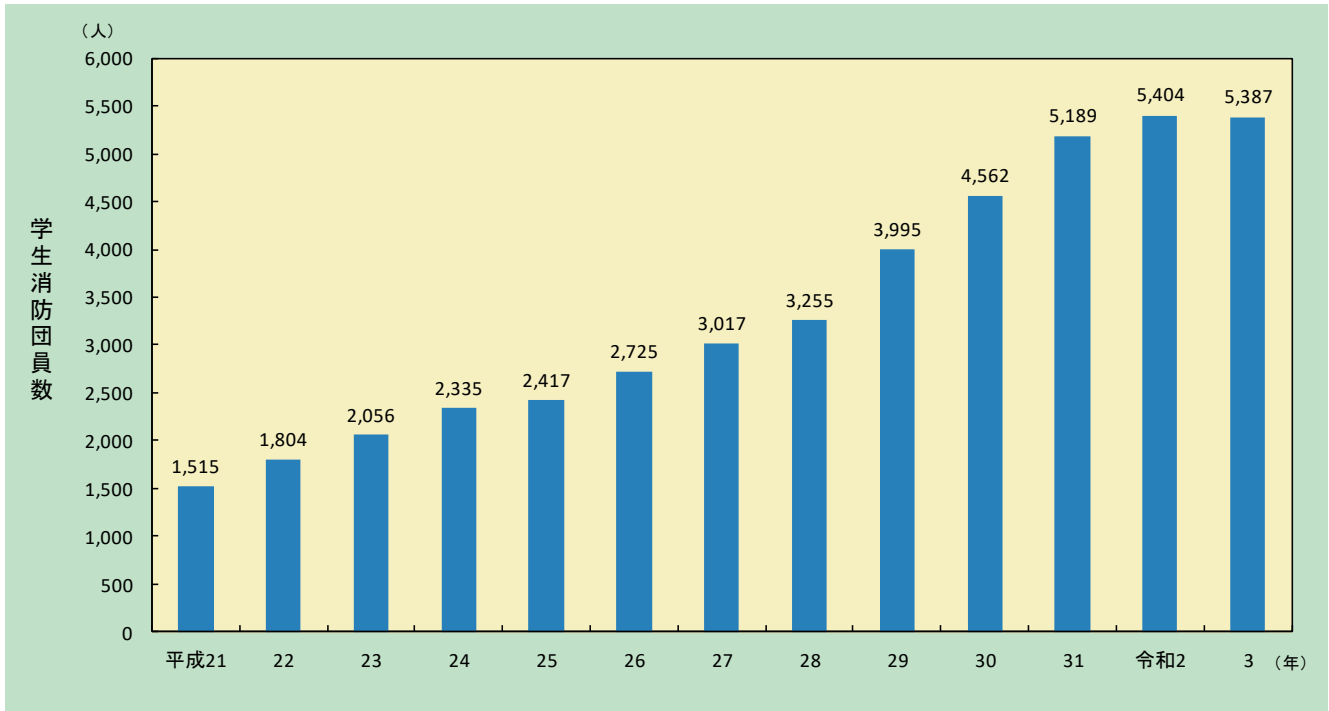
(各年 4 月 1 日現在)



(備考)「消防防災・震災対策現況調査」により作成

特集 3-7 図 学生消防団員数の推移

(各年 4 月 1 日現在)



(備考)「消防防災・震災対策現況調査」により作成

(5) 学生消防団員の増加

消防団員の総数が減少する中、大学生、大学院生、専門学校生等の消防団員（以下「学生消防団員」という。）の数は令和 3 年 4 月 1 日現在、前年に比べ若干減少したものの、増加傾向にある。（特集 3-7 図）。

(6) 機能別消防団員の増加

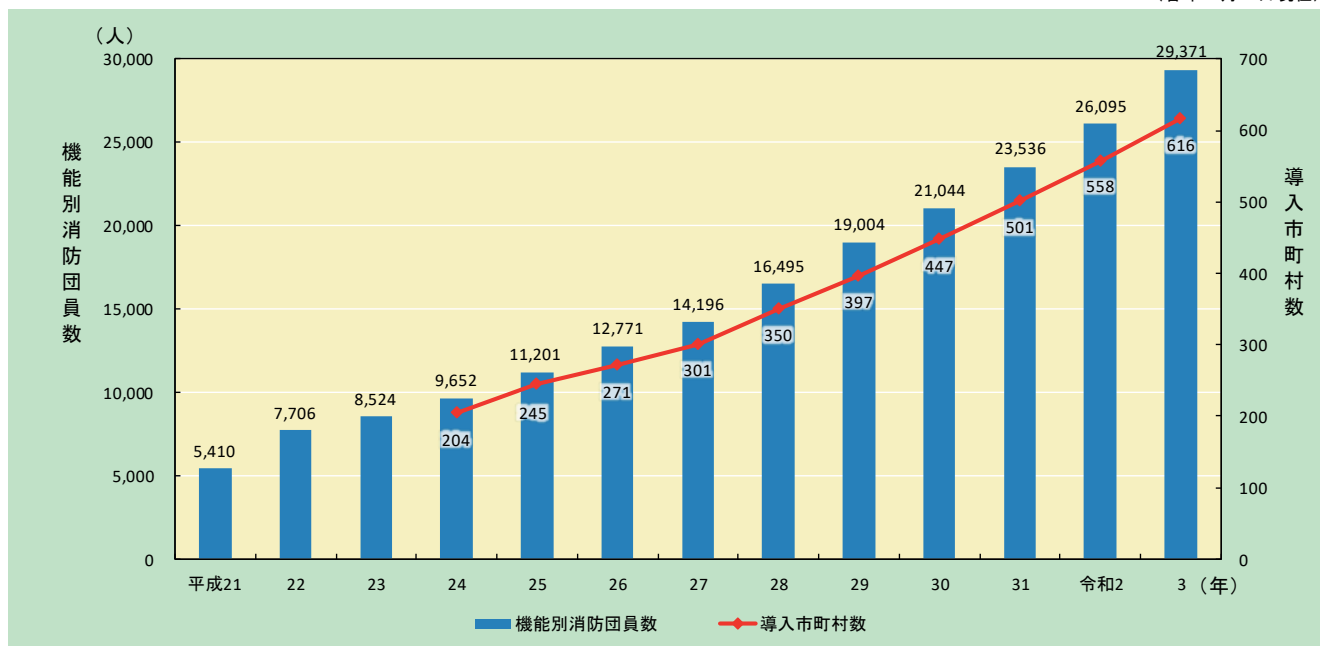
機能別消防団員とは、すべての災害・活動に参加する基本団員とは異なり、入団時に決めた特定の活

動・役割を担う消防団員である。例えば、基本団員のみでは人員不足が生じるような大規模災害に限り出動する「大規模災害団員」や、高齢者宅訪問等の火災予防、広報活動等のみに従事する団員などが挙げられる。

基本団員の数が減少する中、機能別消防団員の数は年々増加しており、令和 3 年 4 月 1 日現在の機能別消防団員の数は、前年に比べ 3,276 人増加し、29,371 人となっている（特集 3-8 図）。

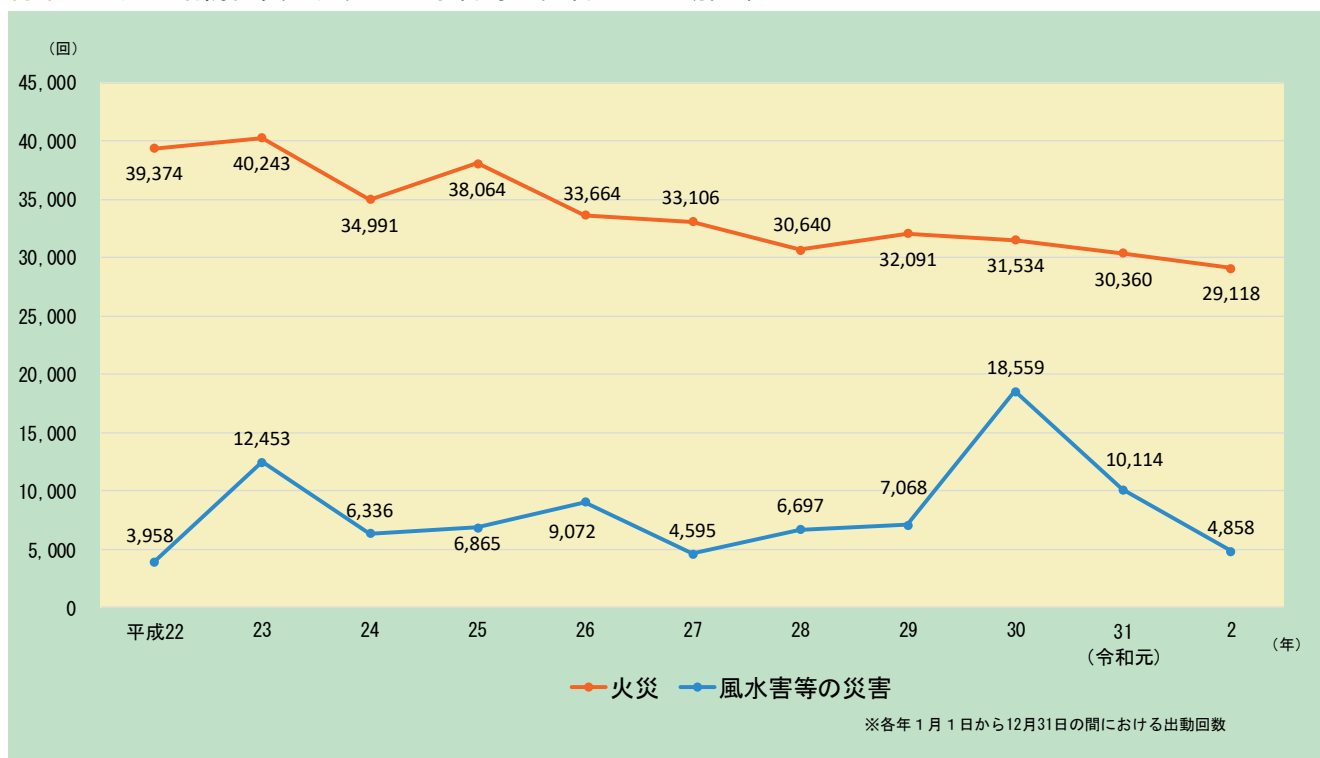
特集 3-8 図 機能別消防団員数の推移

(各年 4 月 1 日現在)



(備考)「消防団の組織概要等に関する調査」により作成

特集 3-9 図 消防団員の火災・風水害等の災害への出動回数



※各年 1 月 1 日から 12 月 31 日の間における出動回数

(備考)「消防防災・震災対策現況調査」により作成

(7) 消防団の役割の多様化

消防団員の出動回数に着目すると、火災のための出動はやや減少傾向にあるものの、引き続き多くの出動がある一方、風水害等の災害のための出動は大きく増加しており、災害の多発化・激甚化により消防団の役割は多様化している (特集 3-9 図)。

特に大規模災害において、消防団員は、消火・応急手当・救助活動はもとより、発災前の早期避難の呼び掛けや住民の避難誘導・避難所の運営支援、安否確認のための戸別訪問など、様々な活動に取り組んでいる。

特集 3
消防団を中核とした地域防災力の充実強化

2

「消防団員の処遇等に関する
検討会」の開催

これまでも、消防団員数の減少という課題に対しては、消防団等充実強化法の制定や、「消防団員の確保方策等に関する検討会」（平成 29 年度）の開催など、様々な議論・検討を行い、必要と考えられる対策を講じてきた。機能別団員数や、学生・女性団員数の増加など、消防団員の裾野は広がってきているものの、消防団員数の減少傾向を抜本的に改善するまでは至っていない。

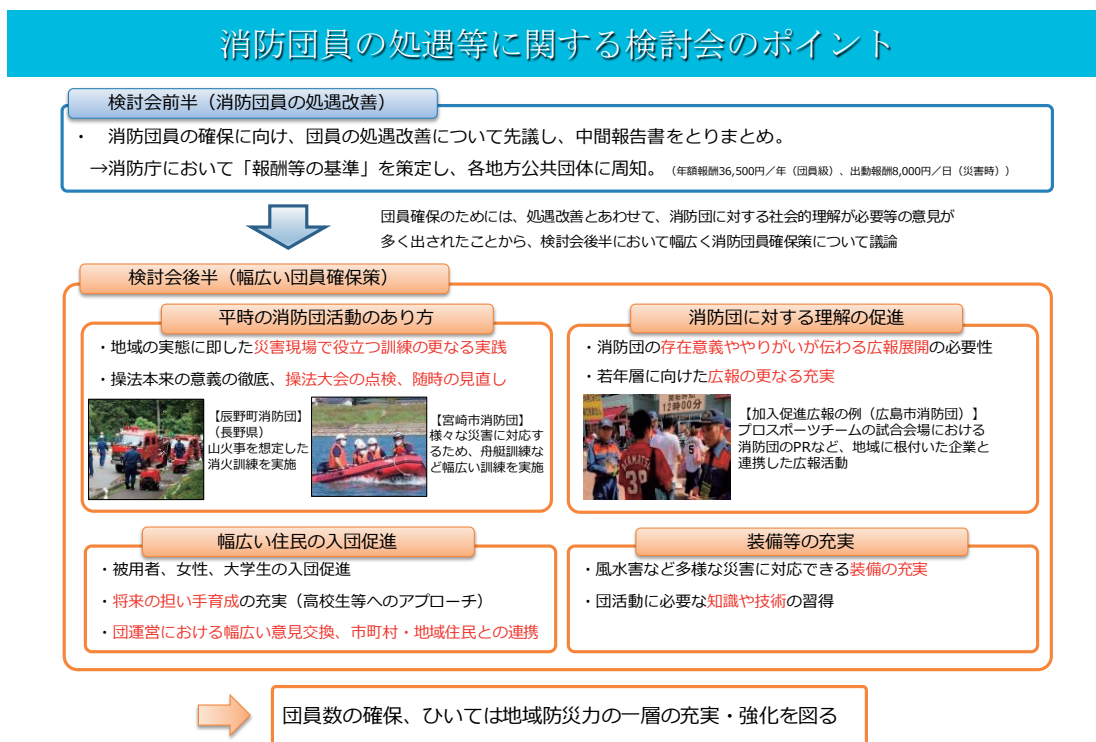
そのため、令和 2 年 12 月、消防団員数が大幅に減少する中、相次ぐ風水害等に対応するため消防団員一人ひとりの役割が大きくなっていることを踏まえ、災害に係る出動手当の引上げなど消防団員の処遇の改善を求める総務大臣の書簡を各都道府県及び市町村に送付するとともに、処遇の改善を含めた消防団員の確保等について取組を要請する消防

庁長官通知を発出した。あわせて、「消防団員の処遇等に関する検討会」（以下、本特集において「検討会」という。）を立ち上げ、消防団員の適切な処遇のあり方や消防団員の加入促進等について検討を行った（特集 3-10 図）。

検討会では、まずは、喫緊の課題である消防団員の適切な報酬等のあり方について、同年 12 月から令和 3 年 3 月までの計 4 回にわたり検討を行い、同年 4 月、従来の出動手当を改め新たに出勤報酬を創設することや、その標準額を国において定めるべきことなどを提言する中間報告書を取りまとめた。その後、消防団に対する理解の促進や幅広い住民の入団促進、平時の消防団活動のあり方といった報酬等のあり方以外の事項について、同年 5 月から 6 月までの計 3 回にわたり検討を行い、8 月に最終報告書を取りまとめた。消防庁では、検討会における議論を踏まえ、処遇の改善や消防団員の確保方策について取り組むこととしている（特集 3-11 図）。

特集 3-10 図 消防団員の処遇等に関する検討会概要

| 消防団員の処遇等に関する検討会概要 | |
|---|---|
| <p>1 目的 近年、消防団員数は減少の一途をたどり、特にこの 2 年は毎年 1 万人以上減少する危機的状況にある一方で、災害の多発化・激甚化が進み、消防団員一人ひとりの役割が大変重要なものとなっている。こうした消防団員の労苦に報いるため、報酬・出動手当をはじめとした団員の適切な処遇のあり方等について検討を行い、ひいては消防団員を確保することを目的として、検討会を開催。</p> | |
| <p>2 検討事項 (1) 消防団員の報酬・出動手当をはじめとした適切な処遇のあり方 (2) 消防団員の加入促進 等</p> | |
| <p>3 構成員（五十音順・敬称略）</p> <p>○座長 室崎 益輝 （兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科長）</p> <p>○委員 秋本 敏文 （公益財団法人日本消防協会会長） 安達 由紀 （鳥取市消防団女性分団団員） 石橋 毅 （公益財団法人千葉県消防協会会長） 太田 長八 （東伊豆町長） 荻澤 滋 （消防庁国民保護・防災部長） 小出 譲治 （市原市長） 重川希志依 （常葉大学大学院環境防災研究科教授） 花田 忠雄 （神奈川県くらし安全防災局長） 山内 博貴 （全国消防長会総務委員会前委員長（京都市消防局長））</p> | <p>4 開催日程</p> <p>第 1 回 令和 2 年 12 月 24 日 第 2 回 令和 3 年 2 月 9 日 第 3 回 令和 3 年 3 月 12 日 第 4 回 令和 3 年 3 月 29 日 -中間報告書 令和 3 年 4 月 9 日- 第 5 回 令和 3 年 5 月 17 日 第 6 回 令和 3 年 6 月 15 日 第 7 回 令和 3 年 6 月 30 日 -最終報告書 令和 3 年 8 月 18 日- ※中間報告書を踏まえた消防庁長官通知「消防団員の報酬等の基準の策定等について」を令和 3 年 4 月 13 日に発出</p> |



3

消防団の充実強化施策

（1）報酬等の処遇改善

ア これまでの取組

消防庁ではこれまで年額報酬の引上げや活動実態に見合う出動手当の引上げについて市町村に繰り返し要請してきており、年額報酬の平均額は29,707円（平成26年4月1日現在）から31,072円（令和3年4月1日現在）まで増額された。また、報酬を支給しない「無報酬団体」は平成27年度に解消したほか、報酬が1万円未満の市町村も、令和3年4月1日現在で2団体まで減少した。一方、出動手当については、市町村ごとに支給方法、金額は様々となっている。

また、消防団員が公務により死傷した場合には、ほかの公務災害補償制度に準じて補償が受けられるほか、消防団員が退職した際には、条例で定めるところにより、退職報償金が支給されることとなっている（資料特-3-1~3-4）。

イ 「非常勤消防団員の報酬等の基準」の策定

令和3年4月に検討会から消防団員の適切な報酬等のあり方について中間報告書が取りまとめられたことを受け（報酬等のあり方については中間報告書をもって同検討会の結論とされている）、同年4月13日、消防庁において「非常勤消防団員の報酬等の基準」（以下、本特集において「基準」という。）を策定し、都道府県知事等に通知した（特集3-12図）。基準では、消防団員への報酬は年額報酬と出動報酬の2種類とし、年額報酬は「団員」階級の者については36,500円、出動報酬は災害時1日当たり8,000円を標準額とすることや、報酬等は消防団員個人に対し、活動記録等に基づいて市町村から直接支給することなどを定め、令和4年4月1日からの基準の適用に向け条例改正等に取り組むよう市町村に要請した。報酬等は、個人に直接支給されるべきものであることから、その徹底を要請している。

その後、都道府県に対する説明会や各市町村の取組状況のフォローアップ等を行いながら、各地方公共団体に対し働き掛けを実施している。

特集 3-12 図 消防団員の報酬等の基準

「消防団員の報酬等の基準の策定等について」のポイント
(令和3年4月13日付消防庁長官通知)

○ 「消防団員の処遇等に関する検討会」中間報告を踏まえ、消防団員の処遇改善を推進するため発出するもの

① 「非常勤消防団員の報酬等の基準」の制定

【基準の内容】

1. 報酬の種類
年額報酬と出勤報酬の2種類とする。ただし、地域の実情に応じ、このほかの報酬を定めることを妨げない。

2. 報酬の額 ※以下の基準を踏まえ、市町村が条例で定める。
○年額報酬の額は、「団員」階級の者については36,500円を標準額とする。
「団員」より上位の階級にある者等については、業務の負荷や職責等を勘案して、標準額と均衡のとれた額とする。
○出勤報酬の額は、災害（水・火災・地震等）に関する出勤については1日あたり8,000円を標準額とする。
災害以外の出勤については、出勤の態様や業務の負荷、活動時間等を勘案して、標準額と均衡のとれた額とする。

3. 費用弁償
上記に掲げる報酬のほか、団員の出勤に係る費用弁償については、必要額を措置する。

4. 支給方法
報酬・費用弁償とも、団員個人に対し、活動記録等に基づいて市町村から直接支給する。

② その他(適切な予算措置、留意事項等)

○ 団員個人に対し直接支給すべき経費（報酬等）と、団・分団の運営に必要な経費（維持管理費等）は適切に区別し、各市町村において適切に予算措置すべきであること。
○ ①の基準は令和4年4月1日から適用するため、それまでに、各市町村において消防団と協議のうえ、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置を実施すること。
○ ①の基準を定めることとあわせ、条例(例)を改正するので、各市町村の条例改正にあたり参考にされたいこと。
○ 出勤報酬の創設等に伴う課税関係については、国税庁と協議の上、追って消防庁から通知すること。
○ 地方財政措置については、令和4年度から、①の基準等を踏まえて見直しを行う方向で検討することとしていること。

(2) 消防団に対する理解の促進

地域の安全、安心に欠くことのできない消防団活動について広く認識・評価されることが、消防団員の処遇改善や、今後の団員確保につながるものと考えられることから、消防庁としては以下のような消防団への加入促進策や消防団活動の発信・表彰等の取組を実施している。

ア 消防団員入団促進キャンペーンの全国展開

消防団員の退団が毎年3月末から4月にかけて多く、退団に伴う消防団員の確保の必要性があることを踏まえ、毎年1月から3月までを「消防団員入団促進キャンペーン」期間として、入団促進に向け、消防団員募集ポスターやリーフレットを作成して全国の市町村・消防本部等に配布するなどにより、広報の全国的な展開を重点的に行っている。令和3年度は、より若年層等に対する広報を強化するため、前年度の取組に加え、ウェブサイト上や電車内モニターに広告を掲出するなどの取組を実施している。



消防団員募集ポスター

イ 消防団活動のPR

消防庁ホームページにおいて、消防団の特設コーナーを設置し、消防庁における最新施策や最新情報のほか、各消防団における取組事例等を掲載し、消防団活動や加入促進のPRに努めている。令和2年度には、ホームページの内容の充実を図るとともにリニューアルを実施し、よりアクセスしやすいホームページ作成に努めている。

(参照URL: <https://www.fdma.go.jp/syobodan/>)

また、地域住民に消防団をより身近なものとして知ってもらうため、平成 29 年度から毎年度、各都道府県及び市町村から消防団に関する動画作品を募集し、優秀な作品を表彰する「消防団 PR ムービーコンテスト」を実施している。



消防団のオフィシャルウェブサイト

ウ 消防団等充実強化アドバイザーの派遣

平成 19 年 4 月から、消防団の充実強化等に関する豊富な知識や経験を有する消防職団員等を、「消防団等充実強化アドバイザー」として地方公共団体等に派遣し、消防団への加入促進、消防団の充実強化等を図るための具体的な助言や情報提供を行っている。

令和 3 年 4 月 1 日現在、28 人のアドバイザー（うち女性 9 人）が全国で活躍している。

エ 地域防災力充実強化大会等の開催

消防団等充実強化法の成立等を踏まえ、地域防災力の充実強化を図るため、「地域防災力充実強化大会」を平成 27 年度以降開催している。令和 3 年度は、令和 3 年 11 月 20 日、長崎県島原市において開催した。

また、地域における活動を推進するとともに、消防団員の士気の高揚を図るため、全国各地で活躍する消防団員による意見発表会を毎年度開催している。令和 3 年度は、令和 4 年 2 月 18 日に開催予定となっている。

オ 総務大臣による感謝状の贈呈

消防団員の確保等に積極的に取り組む消防団に

対し、平成 25 年度より、総務大臣から感謝状を贈呈している。令和 2 年度は、前年度に比べて総団員数又は女性・学生消防団員数が相当数増加した 47 の消防団に対し、総務大臣から感謝状を贈呈した。

カ 消防庁長官による表彰

自然災害や大規模事故等の現場において、顕著な活動実績が認められる消防団等に対し、防災功労者消防庁長官表彰を行っており、令和 2 年度には 9 団体が受賞した。

また、平常時の活動により、地域防災力の向上に寄与し、地域住民の安全の保持、向上に顕著な功績があり、全国の模範となる消防団や団員確保について特に力を入れている消防団、また消防団活動に特に深い理解や協力を示し、消防団員である従業員を雇用しているなどの事業所等に対し、消防団等地域活動表彰を行っており、令和 2 年度には、消防団表彰を 18 団体、事業者表彰を 20 事業所が受賞した。

（3）幅広い住民の入団促進

ア 社会環境の変化等に対応した制度等の導入

多様な住民が消防団に参画するためには、基本団員の充実を前提としながらも各団員の得意分野を活かせる機能別団員や機能別分団の創設が有効であると考えられる。また、定年制度の見直しや、居住者だけでなく通勤・通学者も加入対象とするなど、幅広い層の人材が入団できる環境の整備を図ることが必要である。

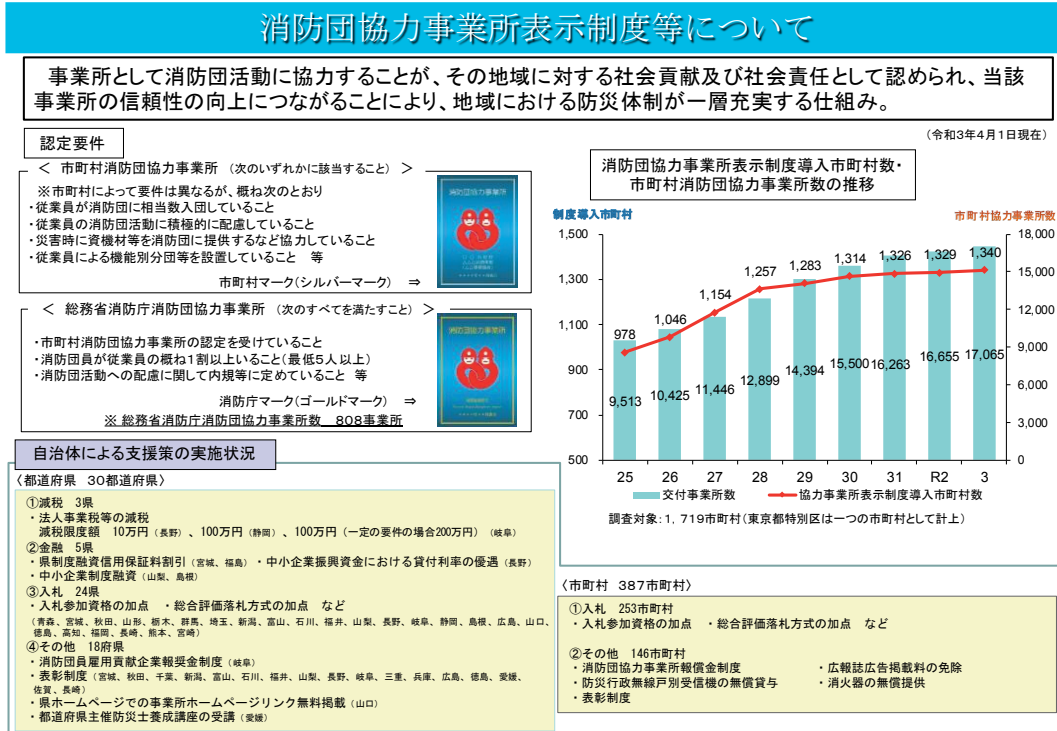
令和元年度には、消防庁長官から都道府県知事等に対し通知（以下「令和元年消防庁長官通知」という。）を発出し、「大規模災害団員」等の機能別団員・機能別分団制度を導入していない市町村に対し、制度導入の早急な検討や、消防職団員 OB を「大規模災害団員」等の消防団員として位置付けるなどの取組を行うよう要請したほか、消防団員の退団対策として、休団制度の活用や定年年齢の 60 歳以上への引上げを令和 4 年 3 月末日までに行うこと等を要請した。

イ 被雇用者の入団促進

（ア）事業所等への働き掛け

被雇用者である消防団員の割合の増加に伴い、消防団員を雇用する事業所の消防団活動への理解と協力を得ることが不可欠となっている。そのため、

特集 3-13 図 消防団協力事業所表示制度



平成18年度から、「消防団協力事業所表示制度」の普及及び地方公共団体による事業所への支援策の導入促進を図っている（特集3-13図）。令和3年4月1日現在、当該制度を導入している市町村の数は1,340、市町村消防団協力事業所の数は17,065となっている。令和元年消防庁長官通知では、制度を導入していない市町村に対し、令和4年3月末日までに制度が導入されるよう早急に取り組むことを要請した。

また、市町村消防団協力事業所のうち、特に顕著な実績が認められる事業所を総務省消防庁消防団協力事業所として認定しており、令和3年4月1日現在、認定事業所数は808となっている。なお、消防庁認定に当たっては、複数の事業所を持つ企業等は、企業等全体での認定も可能である。

（イ）公務員の入団促進

消防団等充実強化法において、公務員の消防団員との兼職に関する特例規定が設けられた。この規定により、国家公務員の消防団への加入を容易にする環境整備がなされたことを踏まえ、職員の消防団への加入を促進するよう、各府省や地方公共団体に対し働き掛けを行っている。

また、令和元年消防庁長官通知では、市町村職員等の消防団への加入促進を図ることなどを要請した。

ウ 女性の入団促進

（ア）消防団への加入促進

女性消防団員の割合は年々増加しているが、未だその数は少数にとどまっている。一方、消防団活動が多様化する中で、災害時の後方支援活動、避難所の運営支援等をはじめ、住宅用火災警報器の設置促進、火災予防の普及啓発、住民に対する防災教育・応急手当指導等、広範囲にわたる女性消防団員の活躍が期待されており、今後さらなる女性の加入促進に取り組む必要がある。

令和元年消防庁長官通知では、女性の消防団への参加を促すとともに、女性消防団員が所属していない消防団について、令和4年3月末日までに女性消防団員が所属するよう早急に取り組むこと等を要請した。また、毎年1～3月に実施している「消防団員入団促進キャンペーン」に併せて、女性向けの消防団員募集リーフレットを全国の市町村、消防本部等に配布し、女性に対する周知を図っている。

（イ）女性消防団員の活躍の促進

消防庁ホームページ内に女性の消防団への加入促進を図るためのポータルサイトを開設し、女性消防団員の活躍の様子や活動事例等を掲載している。

また、女性消防団員の活動をより一層、活性化させることを目的として、「全国女性消防団員活性化大会」を毎年度開催している。全国的女性消防団員が一堂に会し、日頃の活動成果を紹介するとともに、

意見交換を通じて連携を深めている。

令和3年度は、徳島県徳島市において第26回大会を開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止することとした。



消防団オフィシャルウェブサイト内「女性消防団員コーナー」

エ 学生の入団促進

学生は、現在又は将来の消防団活動の担い手として期待されることから、積極的な入団促進に取り組む必要がある。

(ア) 学生消防団活動認証制度

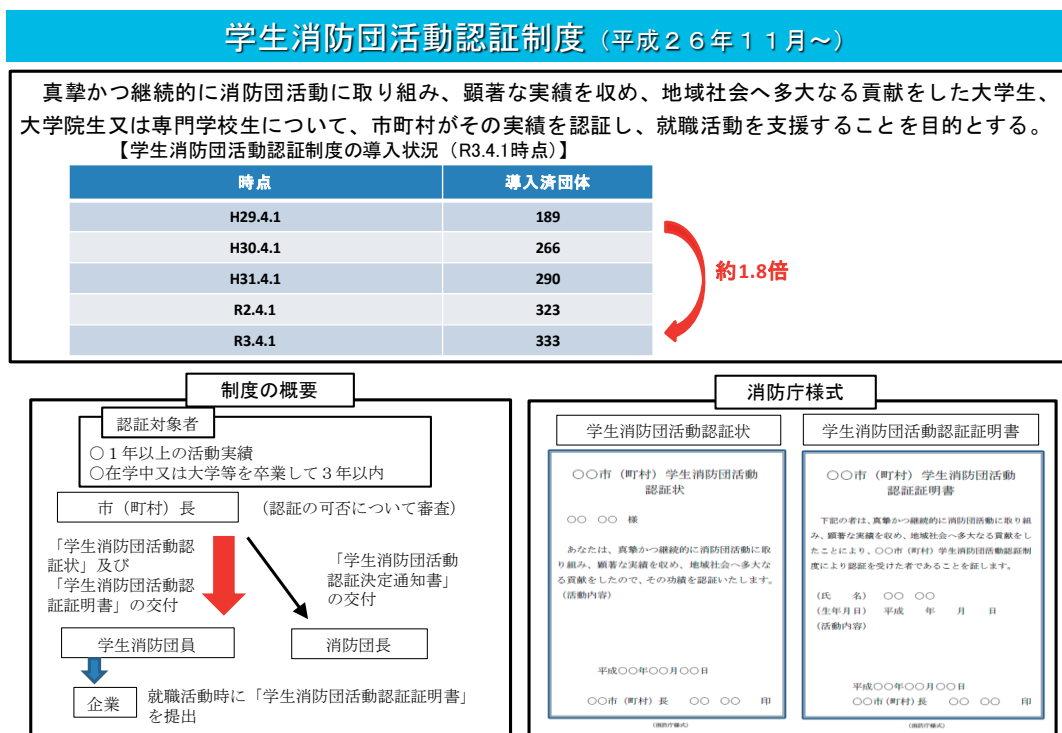
消防団に所属する大学生、大学院生、専門学校生等に対する就職活動支援の一環として、平成26年11月から「学生消防団活動認証制度」の普及を図っている。この制度は、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会に多大な貢献をした学生消防団員に対し、市町村がその実績を認証するものである。

令和3年4月1日現在、当該制度を導入している市町村の数は333となっている(特集3-14図)。消防庁では、特に大学等が管内に所在する市町村において令和4年3月末日までに制度が導入されるよう早急に取り組むことなどを令和元年消防庁長官通知で要請しており、今後も引き続き導入に向けた働き掛けを行っていく。

(イ) 大学等の協力

平成25年12月、消防団等充実強化法の成立と併せて、文部科学省と連携し、大学等に対して消防団活動のための適切な修学上の配慮等を依頼した。また、文部科学省と協力し、全国国立大学学生指導担当副学長協議会に消防庁職員を派遣するなど、機会を捉えて積極的な働き掛けを行ってきた。

特集3-14図 学生消防団活動認証制度



あわせて、平成 28 年には、文部科学省及び各国公私立大学長に対し、大学生の消防団への加入促進等について通知を发出した。その通知において、課外活動等の一つとして消防団活動を推奨するなど、学生の消防団活動への一層の理解促進や、学生が消防団活動に参加しやすい環境づくりに配慮するよう依頼した。

加えて、「消防団員入団促進キャンペーン」の実施に併せて、大学構内向け消防団員募集広告の掲示やポスターの配布等により、学生への理解促進を図っている。

オ 将来の担い手育成

災害が多発化・激甚化する中、自らの安全を守る能力を幼い頃から継続的に育成していく防災教育について、その充実に取り組むことが重要である。防災教育に、地域防災力の中核を担う消防団員等が積極的に携わっていくことは、消防団の活動に対する理解、ひいては地域防災力の向上にもつながるものである。

このため、消防庁では、文部科学省と連携し、「児童生徒等に対する防災教育の実施について」（令和 3 年 12 月 1 日付け通知）を发出し、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において消防団員等が参画し、体験的・実践的な防災教育の推進に取り組むよう要請した。

また、高校生は、未来の消防団を担う層として、学業との両立に留意しつつ、早い段階で、消防団への加入に向けた意識啓発を行うことが重要であることから、消防庁では、各地方公共団体に対し、高校生の機能別分団への入団の検討等について要請するとともに、文部科学省と連携し、都道府県等の教育委員会等に対し周知した。

カ 加入促進のための先進的な取組の支援

女性や若者をはじめとした消防団員を更に増加させるため、消防庁として、平成 27 年度から、地方公共団体が企業や大学等との連携により、女性や若者等の消防団への加入促進を図る取組を支援しており、令和 2 年度までに 206 件の事業を実施している。

キ 新たな社会環境に対応する団運営

災害の多発化・激甚化等を踏まえ消防団に求めら

れる役割が多様化していることや、共働き世帯が年々増加していること、全団員に占める被雇用者の割合が増加していることなど、消防団を取り巻く社会環境が変化する中で、消防団の運営に当たり、消防団内部での幅広い意見交換や、市町村・地域住民との連携がより重要となっている。消防庁では、ホームページにおいて、地域との連携強化など、団運営の優良事例について情報提供を行っており、今後も幅広い住民が参加しやすい運営に向けた支援を行っていく。

（４）平時の消防団活動のあり方

ア 地域の実態に即した災害現場で役立つ訓練

近年頻発する豪雨災害などにおいては、消防団員が住民の避難誘導・支援や、逃げ遅れた方の救命ボートによる救助を実施するなど、消防団が果たす役割は多様化している。こうした活動を安全に実施するためにも、風水害や地震、豪雪等、火災以外の災害に対応する訓練の重要性がますます高まっている。

消防庁では、救助活動用資機材等の整備に対する国庫補助や、救助用資機材等を搭載した多機能消防車の無償貸付け事業（詳細は（５）及び特集 4 を参照）を行い、消防団の訓練等を支援しているほか、消防団にとって有効だと考えられる、地域の実態に即した災害現場で役立つ訓練事例等について情報提供等を行っており、今後も引き続き、様々な訓練の実施に資する支援を行っていく。

一方で、様々な訓練を実施することが消防団員にとって過大な負担となる恐れがあることから、団員に過重な負担がかからないよう真に必要な訓練を効率的なスケジュールで実施するなど、地域の実情に応じて創意工夫を図ることが必要である。

イ 操法訓練・操法大会

消火活動の技術力の高さを競い、ひいては消防団全体の技術の向上を図るため、全国、都道府県、市町村など、それぞれの段階で操法大会が運営されている。

操法大会については、近年、大会を過度に意識した訓練の実施や、大会での行動の形式化といった指摘があることにも配慮しつつ、適切な大会運営に努める必要がある。全国消防操法大会については、主催者のひとつである（公財）日本消防協会が中心と

なって、見直しの検討を行うこととしている。

(ア) 全国消防操法大会の開催

消防団員の消防技術の向上と士気の高揚を図るため、「全国消防操法大会」を開催している。令和3年度は、千葉県市原市において第28回大会を開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、中止することとした。

(イ) 全国女性消防操法大会の開催

女性消防団員等の消防技術の向上と士気の高揚を図るため、「全国女性消防操法大会」を開催しており、令和元年度は、11月13日、神奈川県横浜市において第24回大会を開催した。

(5) 装備等の充実

ア 消防団の装備の充実強化

消防団等充実強化法の成立を契機として、消防庁では、消防団の装備等の充実強化に向け、平成26年の「消防団の装備の基準」の改正のほか、以下の取組を行っている。

(ア) 消防団の救助用資機材等の整備に対する国庫補助

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に引き続き、令和2年12月11日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」として、消防団の災害対応能力の向上を図るため、国庫補助金（消防団設備整備費補助金（消防団救助能力向上資機材緊急整備事業））を創設した（詳細は特集4を参照）。

本補助金の積極的な活用を通じ、消防団の装備の充実及び災害対応能力の向上を進めている。

(イ) 救助用資機材等を搭載した多機能消防車の無償貸付

同じく5か年加速化対策として、市町村に対し、救助用資機材等を搭載した多機能消防車両を無償で貸し付け、訓練等を支援している（詳細は特集4を参照）。

(ウ) 救助用資機材等の無償貸付

平成29年度から3か年かけて、全都道府県の消防学校に対し、情報収集活動用資機材（オフロードバイク、ドローン）や、女性・若者が扱いやすい小型動力ポンプを無償で貸し付け、消防学校での消防団員に対する訓練を支援した。

また、令和2年度から、市町村に対し、災害対応能力の向上のための救助用資機材等（発電機や投光

器、ボート等）を無償で貸し付け、消防団員に対する訓練を支援している。

(エ) 消防団拠点施設及び地域防災拠点施設の整備

各市町村が消防団拠点施設や地域防災拠点施設において標準的に備えることを要する施設・機能（研修室、資機材の収納スペース、男女別の更衣室・トイレ等）について、緊急防災・減災事業債をはじめとする地方財政措置等の活用により整備することを促進している。

イ 教育・訓練の充実

消防団の現場のリーダーの教育訓練の充実を図るため、平成26年3月に「消防学校の教育訓練の基準」を改正したほか、火災防御、救助救命、避難誘導等における的確な現場指揮、安全管理の知識及び技術の向上や、自主防災組織等への指導・育成を消防団員が行う上で必要となる教育用教材を作成し、平成26年度から消防学校に配布している。

また、令和2年度から、消防団員が救助用資機材等を安全で円滑に利用できるようにするため、都道府県の消防学校に講師を派遣し、救助用資機材等の技術講習を実施している。

ウ 準中型自動車免許の新設に伴う対応

道路交通法の改正により、平成29年3月12日から、準中型自動車免許が新設されるとともに、同日以後に取得した普通自動車免許で運転できる普通自動車の範囲は車両総重量3.5トン未満等とされた。これに伴い、車両総重量3.5トン以上の消防自動車を所有している消防団において、将来的に当該自動車を運転する消防団員の確保が課題となる。

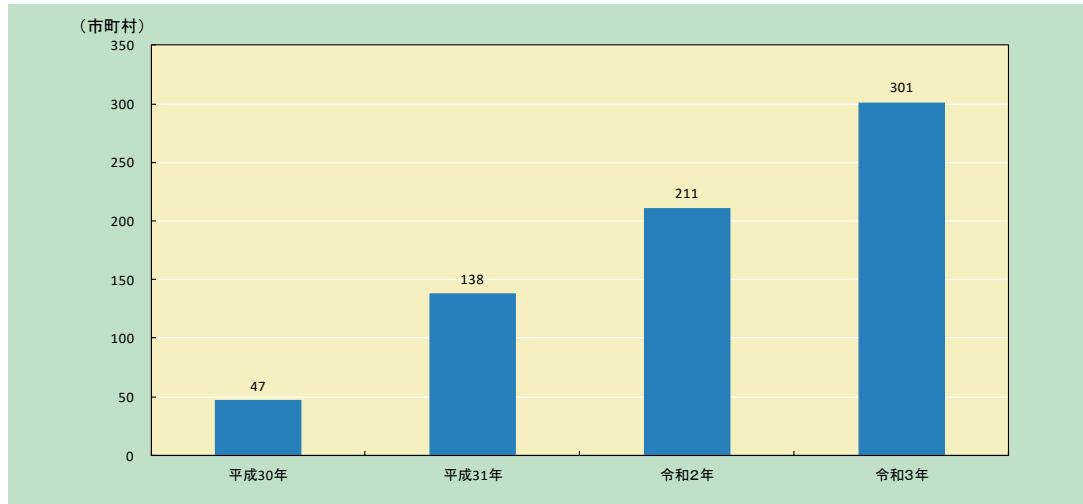
そこで、消防庁では、平成30年1月25日、各地方公共団体に対し、消防団員の準中型自動車免許の取得に係る公費助成制度の新設及び改正道路交通法施行後の普通自動車免許で運転できる消防自動車の活用を依頼した。当該公費助成制度を設けた地方公共団体に対しては、平成30年度から特別交付税による地方財政措置を講じている（特集3-15図）。

さらに、令和3年度には、地域ごとの課題に対しきめ細かく対応するため、消防団員が教習を優先的に予約することを可能とするなどの内容のモデル事業を実施している。

また、普通自動車免許で運転可能な車両総重量

特集 3-15 図 消防団員の準中型自動車免許取得に係る公費負担制度を設けている市町村数の推移

(各年4月1日現在)



(備考)「消防団の組織概要等に関する調査」により作成

3.5 トン未満の消防車両の活用・普及にも取り組んでいる。

今後とも、消防団の実情を注視し、消防団車両の運行に支障が生じないように努める。

エ 消防団員のマイカー共済

消防団の活動に際しては、自家用自動車を使用する消防団員が多い中、令和元年東日本台風（台風第19号）による災害出動などに伴い、消防団員が使用した自家用自動車の水没する被害が生じた。

このような急を要する活動のために、消防団員がやむを得ず、自家用自動車を使用した場合において、原則、消防団員に個人的負担を生じさせることなく、安心して活動に従事してもらうことが必要であることから、消防団活動を下支えする取組として、令和2年4月1日から、公用車の損害共済事業を実施する法人が、消防団員が災害活動等で使用した自家用自動車等に生じた損害を補償する共済を開始した。あわせて、市町村が当該法人に支払う分担金に対しては、令和2年度から特別交付税による地方財政措置を講じている。さらに、一部の民間損害保険会社において、同様の保険商品が販売されており、市町村が支払う保険料についても、令和3年度から特別交付税による地方財政措置を講じている。

(1) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の概要

近年、気候変動の影響により気象災害は激甚化・頻発化し、南海トラフ地震などの大規模地震の発生も切迫している。また、老朽化するインフラの維持管理・更新に適切に対応しなければ、行政・社会経済システムが機能不全に陥る懸念がある。

このような危機に打ち勝ち、国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持するためには、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図る必要がある。

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(平成30年12月14日閣議決定)において特に緊急に実施すべきとされた施策に係る取組だけでは、上記の課題についての備えは未だ十分ではないことから、政府は、令和2年12月11日、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(以下、本特集において「5か年加速化対策」という。)を閣議決定し、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」等の分野の取組について、更なる加速化・深化を図ることとし、令和7年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に対策を講ずることとした。

消防庁では、5か年加速化対策に8つの施策を位置付けている。

(2) 5か年加速化対策における消防庁の施策

ア 大規模災害等緊急消防援助隊充実強化対策

近年の激甚化する土砂・風水害や切迫する南海トラフ地震など、大規模災害に備え、より迅速な消火・救助体制の整備、情報収集・共有機能の充実、後方支援体制の強化等により、より効果的・効率的な活動ができるよう、緊急消防援助隊の車両・資機材の適切な整備を行う。

中長期の目標としては、令和7年度までに、特別高度工作車12台、情報収集活動用ハイスペックド

ローン37台、映像伝送装置54台、さらに拠点機能形成車10台を整備するとともに、緊急消防援助隊動態情報システムの機能向上を行う。



情報収集活動用ハイスペックドローンの活用



拠点機能形成車

イ NBC災害等緊急消防援助隊充実強化対策

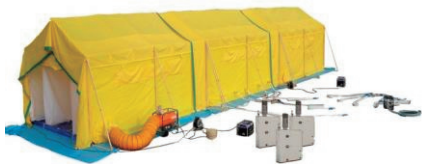
NBC災害等への対応体制の充実強化を図るため、車両・資機材の老朽化を踏まえ、適切な整備を行う。

中長期の目標としては、令和7年度までに、全国に配備しているNBC災害即応部隊(54部隊)の資機材(化学剤検知器や大型除染システム)を最新の知見に基づき整備する。また、全国の緊急消防援助隊に配備している放射線防護資機材(全面マスクや放射線量率計等)についても必要に応じて更新する。

〈化学剤検知器〉



〈大型除染システム〉



NBC災害即応部隊用資機材

ウ 大規模災害等航空消防防災体制充実強化対策

大規模災害等発生時の被害状況の早期把握、救助・救急活動、被災地への迅速な消防庁職員派遣などのため、消防防災ヘリコプターの航空機・資機材の整備を行う。

中長期の目標としては、令和7年度までに、緊急消防援助隊の航空小隊（令和2年12月1日時点で74隊）を80隊程度まで整備し、航空消防防災体制の充実強化を図る。



消防防災ヘリコプター

エ 地域防災力の中核を担う消防団に関する対策

近年、災害が多様化、大規模化する中で、地域防災力の中核的存在として、消防団の果たす役割がますます大きくなっていることを踏まえ、消防団の災害対応能力を向上させるため、救助用資機材等を搭載した多機能消防車を無償で市町村に貸し付け消防団に配備する事業や、救助用資機材等の整備を促進するための国庫補助事業とあわせた地方財政措置を実施している。

中長期の目標としては、特に風水害に対応した救助活動等を行える消防団の割合を令和7年度までに100%とすることとしている。



救助用資機材等を搭載した多機能消防車



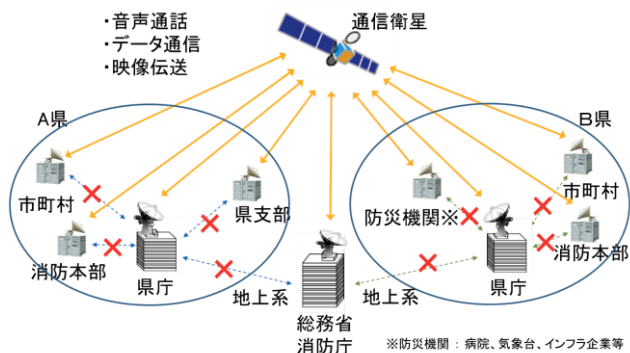
救助用資機材等のイメージ

オ 自治体庁舎等における非常用通信手段の確保対策

災害発生時に地上通信網が途絶した際に、都道府県や市町村等が外部と連絡を取ることができるよう、衛星通信を用いた非常用通信手段を確保するため、都道府県・市町村等に対して衛星通信を用いた非常用通信手段の確保を働きかけるとともに、技術情報の提供を通じて整備を促進する。

中長期の目標としては、令和7年度までに、地域衛星通信ネットワークの第3世代システムをはじめとした衛星通信機器を全市町村等に導入することとしている（特集4-1図）。

特集4-1図 衛星通信を用いた非常用通信手段のイメージ

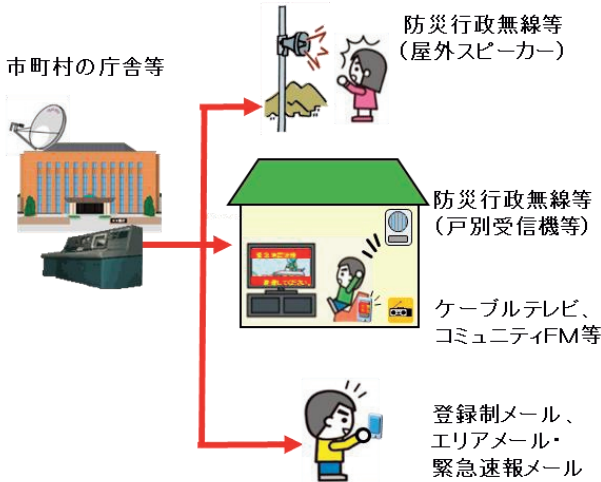


カ 住民等への情報伝達手段の多重化対策

防災行政無線等の整備や戸別受信機の導入促進、地上デジタル放送波を用いた情報伝達手段等の新技術の検討等により、市町村における情報伝達手段の多重化を推進するため、アドバイザー派遣や技術的知見の整理、各種会議での周知等を実施する。

中長期の目標としては、令和7年度までに、全ての市町村において防災行政無線等の災害情報伝達手段を整備することとしている（特集 4-2 図）。

特集 4-2 図 災害情報伝達手段の多重化

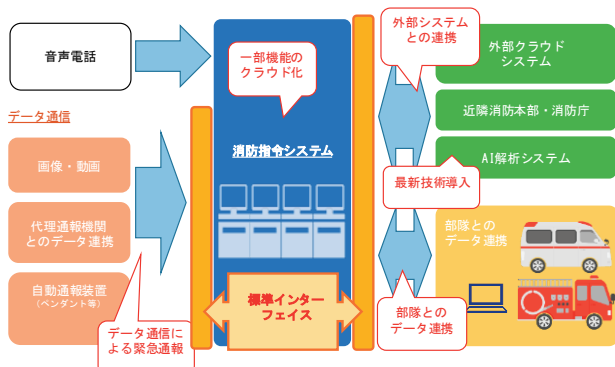


キ 消防指令システムの高度化等に係る対策

消防本部間の連携を強化し、災害時における消防本部の活動をより一層円滑化・高度化させるため、緊急通報を受けた際の消防の部隊運用を支援する消防指令システムの高度化等に向け、外部システムとの連携等のための環境整備を行う。

中長期の目標としては、外部システムと連携するためのデータの出入口（標準インターフェイス）の各消防本部における導入を推進するため、令和5年度までに、消防庁において標準仕様書を策定し、実証事業等を実施する（特集 4-3 図）。

特集 4-3 図 消防指令システムの将来像

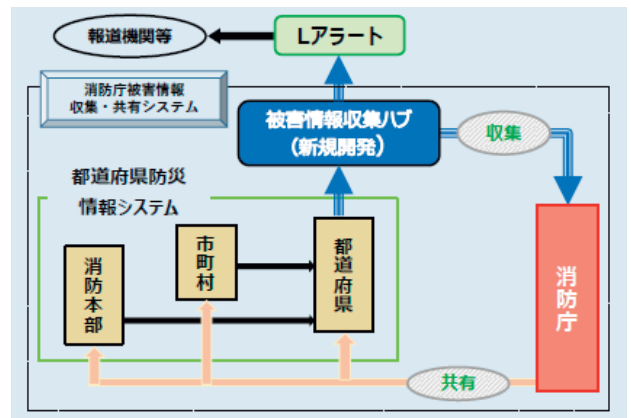


ク 被害状況等の把握及び共有のための対策

発災時に迅速・的確な災害応急対策を講じるため、死者数等の人的被害、全壊棟数等の住家被害及び避難指示の発令状況等（12項目の被害情報）を地方公共団体等と効率的に共有するためのシステムを整備する。

中長期の目標としては、12項目の被害情報全てについて自動収集できる都道府県を、令和5年度までに47都道府県とする（特集 4-4 図）。

特集 4-4 図 被害情報収集・共有システム（仮称）のイメージ図



特集 5

消防防災分野におけるDXの推進

1

デジタル社会の実現に向けた政府の動き

令和2年12月25日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」においては、今般の新型コロナウイルス感染症対応において、行政の情報システムは、国民が安心して簡単に利用するには十分に構築されておらず、国・地方公共団体を通じて、横断的なデータの活用も十分にできないことなど、様々な課題が明らかになったことから、行政のデジタル化の遅れに対する迅速な対処や、データの蓄積・共有・分析に基づく行政サービスの質の向上こそが行政のデジタル化の真の目的であるとされた。また、同基本方針においては、行政のみならず、社会経済活動全般のデジタル化を推進するとともに、制度や政策を変革していく、言わば社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（以下、本特集において「DX」という。）が新たな日常の原動力になるとされた。

さらに、令和3年6月18日には、世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画を全面的に改訂して策定する「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定された。

2

消防防災分野におけるDX

（1）火災予防分野における各種手続の電子申請等の導入促進

ア 取組の概要

消防庁では、新型コロナウイルス感染症対策やデジタルガバメント実現のため、「書面主義、押印主

義、対面主義の見直し」や「行政手続のオンライン化の推進、業務プロセス・システムの標準化」といった課題への対応を進めている。特に申請・届出が多い火災予防分野において電子申請等の導入を促進するため、令和3年3月から「火災予防分野における各種手続の電子申請等の導入に向けた検討会」を開催し、市町村共通の電子申請基盤であるマイナポータル・ぴったりサービスを活用して電子申請等を行う場合の業務フローや標準様式の検討を行うとともに、消防本部における実証実験を実施することで、電子申請等の標準モデルの構築に取り組んできた。

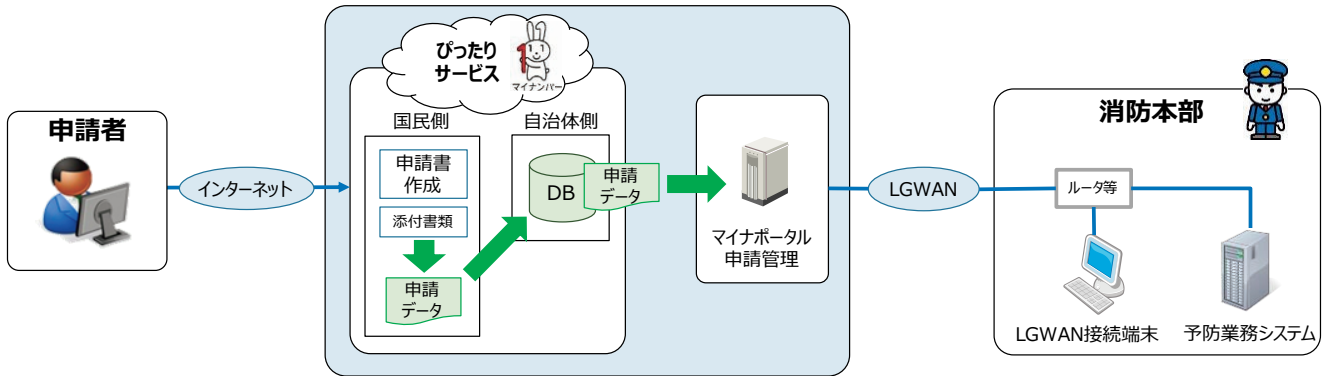
イ 検討の背景

防火管理者選任届出や防火対象物点検報告など消防本部に対して行う火災予防関係の申請・届出等は、これまで主として書面の提出によりなされてきた。令和2年9月1日現在で、火災予防分野において電子申請等を実施している消防本部は全体の7%、実施予定をあわせても全体の9%という状況であり、実施していない理由としては、「受け付けるための環境が無い」というものが多かった。

また、これらの火災予防関係の手続に関する業務は、原則として基礎自治体である市町村が行うこととなっており、国等が整備した法令、ガイドライン等に基づいて、個々の市町村の消防本部で実施されているが、業務の効率化等の観点からは、業務プロセス・システムの標準化が必要となっていた。

こうした状況を踏まえ、消防庁では市町村共通の電子申請基盤であるマイナポータル・ぴったりサービスを活用した電子申請等の標準モデルの構築を進めてきたところである（特集5-1図）。

特集 5-1 図 マイナポータル・ぴったりサービスを利用した電子申請等のイメージ



ウ 検討事項

「火災予防分野における各種手続の電子申請等の導入に向けた検討会」には、有識者のほか、消防本部関係者が委員として参加し、マイナポータル・ぴったりサービスの担当である内閣官房番号制度推進室（現・デジタル庁）や、火災予防業務を処理するシステムを開発しているシステムベンダーなどがオブザーバーとして参加し、検討を進めてきた。

主な検討事項は、「①電子申請等の対象となる手続の優先順位の検討」、「②電子申請等に用いるシステム構成等の検討」、「③電子申請等の標準様式の検討」、「④電子申請等の導入による事務フローの見直し」及び「⑤電子申請等の普及方法」であり、並行して令和3年7月から11月に実施する5つの消防本部における実証実験の結果も踏まえ、最終的に標準モデル報告書及び導入マニュアルを取りまとめることとしている。

エ 期待される効果

利用者側の電子申請等の導入のメリットとしては、窓口訪問等の負担の軽減、書類の電子化による紙の削減・書類管理の効率化、申請データの再利用による再申請時の入力負担の軽減等が期待される。

一方、消防本部側の導入のメリットとしては、業務システムへのデータ入力作業の省力化、申請書等書類の電子化に伴う紙の削減・書類管理の効率化等が期待される。

オ 関連スケジュール

今般取りまとめる標準モデル報告書及び導入マニュアルを活用し、令和4年以降、各消防本部における標準モデル対応の電子申請等の早期導入を目指すこととしている。

（2）危険物規制におけるICT等の活用

ア 危険物取扱者保安講習のオンライン化

危険物取扱者保安講習は、従来、主に「集合型・対面型」により実施されていたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、経済団体等からオンライン講習の実施に対する要望が出されるとともに規制改革実施計画においてオンラインによる講習の方針が掲げられたことを踏まえ、消防庁では、令和2年度に試行的運用を実施し、その結果を踏まえ令和3年度には都道府県が実施しやすいよう民間のeラーニングシステムを調達し、10月から都道府県で活用できるようにした。

イ 危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会

我が国の危険物施設は高経年化が進み、腐食・劣化等を原因とする事故件数が増加するなど、近年、危険物等に係る事故は高い水準で推移している。他方で、昨今、各分野において技術革新やデジタル化が急速に進展しており、危険物施設においても安全性、効率性を高める新技術の導入により効果的な予防保全を行うことなど、スマート保安の実現が期待されている。

これらの状況を踏まえ、今後における危険物施設のスマート保安化等に柔軟な対応ができるよう調査検討を行うことを目的として、令和3年度から「危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会」を開催し、以下の項目について検討している。

- (ア) セルフ式のガソリンスタンドにおけるA I等による給油許可監視支援に関する事項
- (イ) プラントにおける屋外貯蔵タンクの可燃性蒸気滞留範囲の明確化に関する事項

(ウ) キュービクル式リチウムイオン蓄電池（鋼板で作られた外箱にリチウムイオン蓄電池と制御機器を収納したもの）の一時的な貯蔵に関する安全性の検討に関する事項

(3) AI・IoT技術等の先進技術を活用した防災活動支援

ア コンビナート防災への先進技術の活用

石油コンビナート地域は、石油や高圧ガスなどが多量に取扱われており、ひとたび火災等の災害が発生すると被害が拡大する危険性が大きい。当該地域に所在する特定事業所には、大型化学消防車などの防災資機材を備えた自衛防災組織等が設置されている。

近年のAI・IoT等の技術（以下「先進技術」という。）は、これまで人が携わってきた業務の一部を代替や補完できる水準まで向上してきており、石油コンビナート災害対応への活用が期待されている。

消防庁では、自衛防災組織等がより安全で効果的に防災活動を行うための環境を整備するため検討会を開催して有効な先進技術の活用について検討を進めている。

イ 具体的な取組

令和元年度に開催した検討会では、先進技術を活

用した災害対応支援のニーズ調査及び国内外の先進技術活用事例について情報収集を行い、これに基づいた先進技術の導入及び活用方策を検討し、将来目指すべき目標イメージとして、石油コンビナート災害対応の未来像を提示した（特集5-2図）。

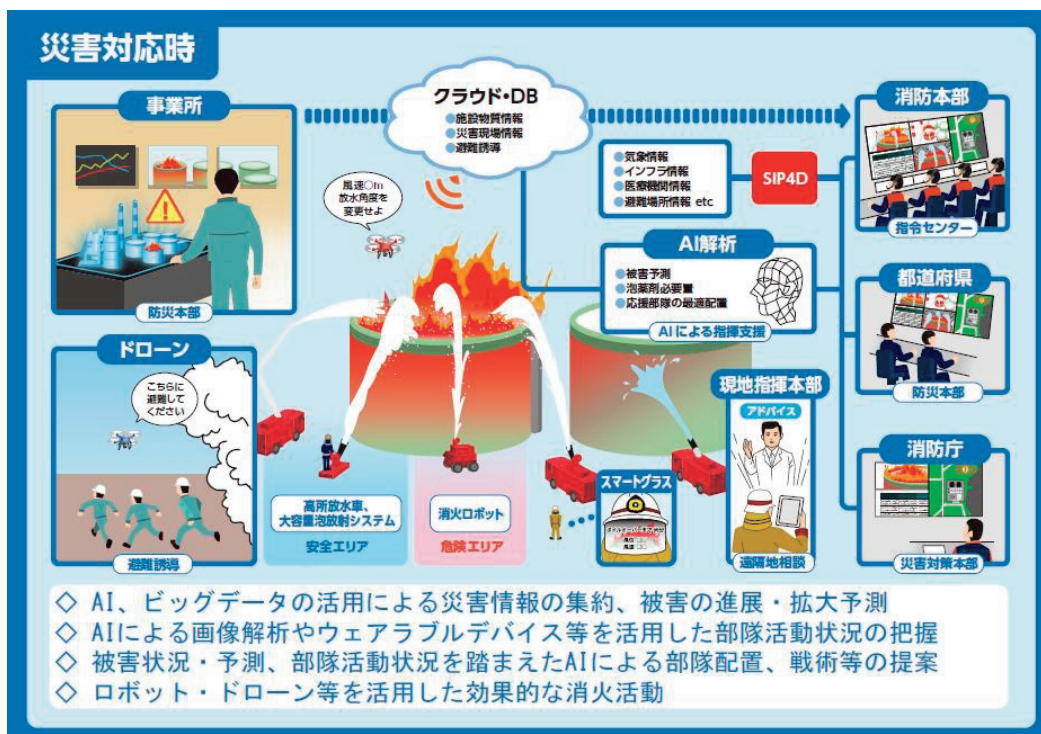
一方、先進技術の導入は、特定事業所の経済的負担を伴うものであり、導入促進には規制上インセンティブを検討する必要があることや災害時の情報共有には、セキュリティ上の問題を解決する必要性を確認した。

令和2年度に開催した検討会では、先進技術の導入に向け、石油コンビナートにおける防災体制の現状を整理するため、都道府県、消防本部、特定事業所からマニュアル類の情報収集を行い、災害対応の現状について整理した。また、先進技術の導入が防災体制にどのような効果をもたらすか確認するため、令和元年度に示した未来像をもとに先進技術導入検討箇所を明確化し、プラント情報のデジタル化やドローンの活用方法などについて具体的な検証に向けた準備を行った。

ウ 今後の展望

令和3年度の検討会では、令和2年度にとりまとめた先進技術導入検討項目について、それぞれ検証を進めている。そして、検証は、「調査」、「結果報告」、「評価」の順に進め、年度末に報告書としてと

特集5-2図 石油コンビナート災害対応の未来像



りまとめる予定である。その結果をもとに、先進技術を石油コンビナートの災害対応に活用するために必要な法令改正等につなげ、さらなる防災管理体制の高効率化、強化等を図っていく。

(4) 消防指令システムの高度化等に向けた検討

ア 取組の概要

緊急通報を受けて部隊の出動指令等を支援するための消防指令システムについて、近年の情報通信技術（ICT）環境の変化を踏まえた高度化等に向けた検討を行っている。「消防指令システムの高度化等に向けた検討会」（令和3年1月25日第一回開催）において取組を進め、システム調達・維持コストの低減や消防活動の効率化、通報手段の多様化への円滑な対応等を目指している。

イ 検討の背景

消防指令システムは、119番緊急通報を受けて、災害地点の特定や出動隊の編成、消防署所への出動指令等の一連の消防指令業務を支援するシステムである。全国の多くの消防本部・消防指令センター等で導入されており、消防・救急等の消防本部の活動を支えている。

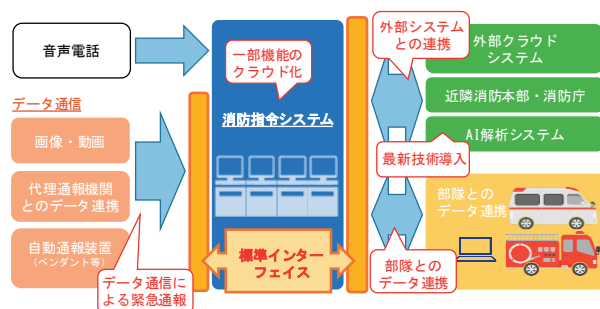
一方、近年のICTの急速な進展に伴い、5G等のモバイル通信網の高度化、クラウドサービスの普及、ビッグデータを活用したAI解析技術の進歩、SNS等の新しいコミュニケーション手段の増加など、消防を取り巻く社会のICT環境が変化している。従来の消防指令システムについては、各消防本部・指令センターにおいて独立したシステムとして整備・運用され、多くの本部でパッケージ製品をベースとしつつも機能追加等のカスタマイズを行っており、システムの整備・運用コストが消防本部の大きな負担となっているほか、外部システムとの接続などが困難である等の課題がある。令和2年度に実施した全国の消防本部に対するアンケート調査等においても、こうした多くの問題意識が明らかとなった。これらの課題に対応していくため、近年のICT環境の変化を踏まえた消防指令システムの高度化等に向けた検討を開始した。

ウ 検討事項

「消防指令システムの高度化等に向けた検討会」

において、①消防指令システムに求められる基本的な機能、②消防指令システムの将来的なあり方・今後の取組方針、③外部システムと接続するための標準インターフェイスの構築等について検討している。特に、標準インターフェイス（＝データの出入口）については、外部システムとの連携や一部機能のクラウド化、データ通信による緊急通報の受入れ、部隊とのデータ連携、最新技術の導入などを実現するための環境整備として、システム的设计・試作等の具体的な取組を進めている（特集5-3図）。

特集5-3図 標準インターフェイスのイメージ
【将来（イメージ）】



エ 期待される効果

本取組によって、調達時の競争性確保やクラウドの利用、外部システム接続時の改修コスト低減などによるシステム調達・維持コストの低減が期待できる。さらに、近隣消防本部や消防庁、関係機関などの外部システムとの連携による広域応援や救急活動の円滑化、様々な通報手段を一元的に受信可能とすることによる住民の利便性向上など様々な効果が見込まれる。

オ 関連スケジュール

令和3年度に消防指令システムの高度化等に向けた検討会の中間とりまとめとして、各検討事項に関する検討成果を示していく。また、全国の消防本部で令和7年度に消防指令システムの更新ピークを迎えることが見込まれる中、消防庁では令和4年度の消防本部での実証等を踏まえ、令和5年度中を目途に標準インターフェイスに関する標準仕様書を作成し、全国の消防本部へ提示できるよう取組を進めていく。

第 1 章

災害の現況と課題

- 第 1 節 火災予防
- 第 2 節 危険物施設等における災害対策
- 第 3 節 石油コンビナート災害対策
- 第 4 節 林野火災対策
- 第 5 節 風水害対策
- 第 6 節 震災対策
- 第 7 節 原子力災害対策
- 第 8 節 その他の災害対策

第1節

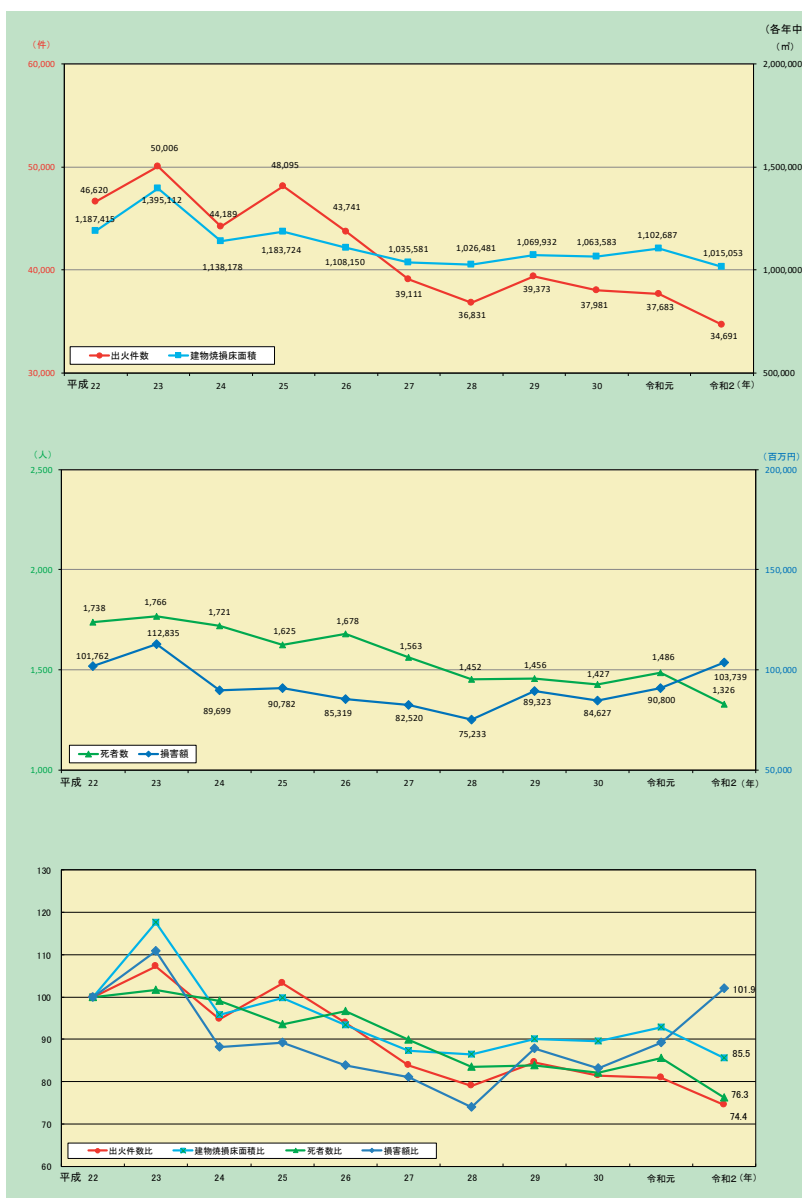
火災予防

火災の現況と最近の動向

平成22年以降の出火件数をみると、おおむね減少傾向となっている。令和2年中の出火件数は、3万4,691件（対前年比2,992件減、同7.9%減）となっており、10年前（平成22年中）の出火件数4

万6,620件の74.4%となっている。また、火災による死者数も、平成22年以降おおむね減少傾向にあり、令和2年中の火災による死者数は、1,326人（対前年比160人減、同10.8%減）で、10年前（平成22年中）の火災による死者数1,738人の76.3%となっている（第1-1-1図、資料1-1-9）。

第1-1-1図 火災の推移と傾向図



- (備考) 1 「火災報告」により作成
 2 各年の数値は、1月～12月に発生した火災を集計したもの、以下本節において、ことわりのない限り同じ。
 3 「出火件数」、「死者数」、「出火件数比」、「建物焼損床面積比」、「死者数比」、「損害額比」は左軸を、「建物焼損床面積」、「損害額」は右軸を参照
 4 「出火件数比」、「建物焼損床面積比」、「死者数比」、「損害額比」については、平成22年中の値を100とした比

1. 出火状況

(1) 1日当たり95件の火災が発生

令和2年中の出火件数3万4,691件を1日当たりで見ると、95件/日の火災が発生したことになる(資料1-1-10)。

出火件数について、その構成比をみると、建物火災が全火災の55.8%で最も高い比率を占めている(資料1-1-11)。

また、出火件数を四季別にみると、春季(3月～5月)及び冬季(12月～2月)の出火件数が多くなっており、総出火件数の57.6%を占めている(資料1-1-12)。

(2) 出火率は2.7件/万人

出火率(人口1万人当たりの出火件数)は、全国平均で2.7件/万人となっている(資料1-1-13)。

また、出火率を都道府県別にみると、最も高いのは鹿児島県で4.1件/万人となっている。一方、最も低いのは、富山県の1.6件/万人で、同県は平成3年(1991年)以降連続して最も出火率が低くなっている(資料1-1-14)。

(3) 火災覚知方法は119番通報が最多

消防機関における火災覚知方法をみると、火災報知専用電話(119番)^{*1}による通報が70.4%と最も多い(第1-1-2図)。

(4) 初期消火の方法は消火器の使用が最多

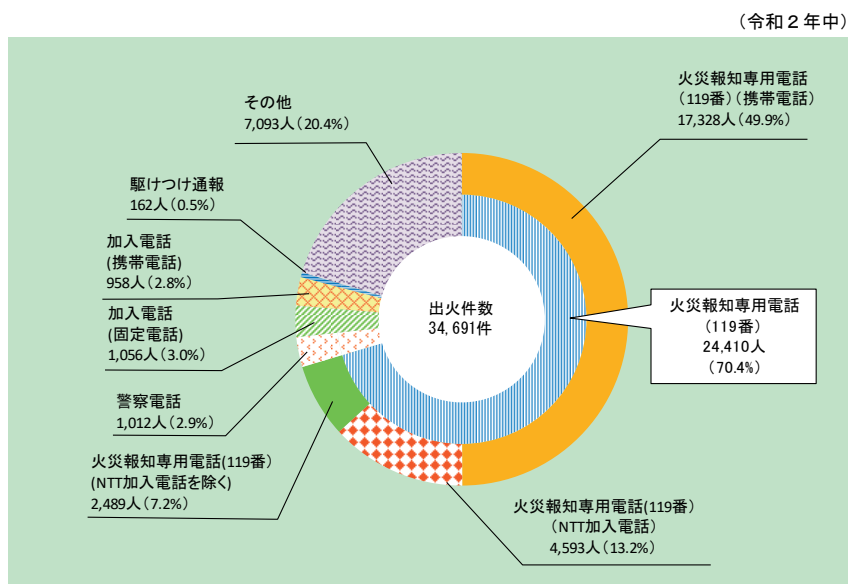
火災の発生時には、消火器を使用した初期消火が18.9%の割合で行われており、初期消火が行われたものの中(その他を除く。)で最も高い割合になっている。一方で初期消火が行われなかったものは35.9%となっている(資料1-1-15)。

2. 火災による死者の状況

(1) 火災による死者の状況

令和2年中の火災による死者数は1,326人で、そのうち放火自殺者、放火自殺の巻き添えとなった者及び放火殺人による死者(以下「放火自殺者等」という。)を除いた死者数は1,094人(対前年比108人減)となっている。また、負傷者数は5,583人(対前年比282人減)となっており、近年は、おおむね減少傾向にある。なお、放火自殺者等は232人となっており、火災による死者の総数の17.5%を占めている(第1-1-3図)。

第1-1-2図 火災覚知方法別出火件数

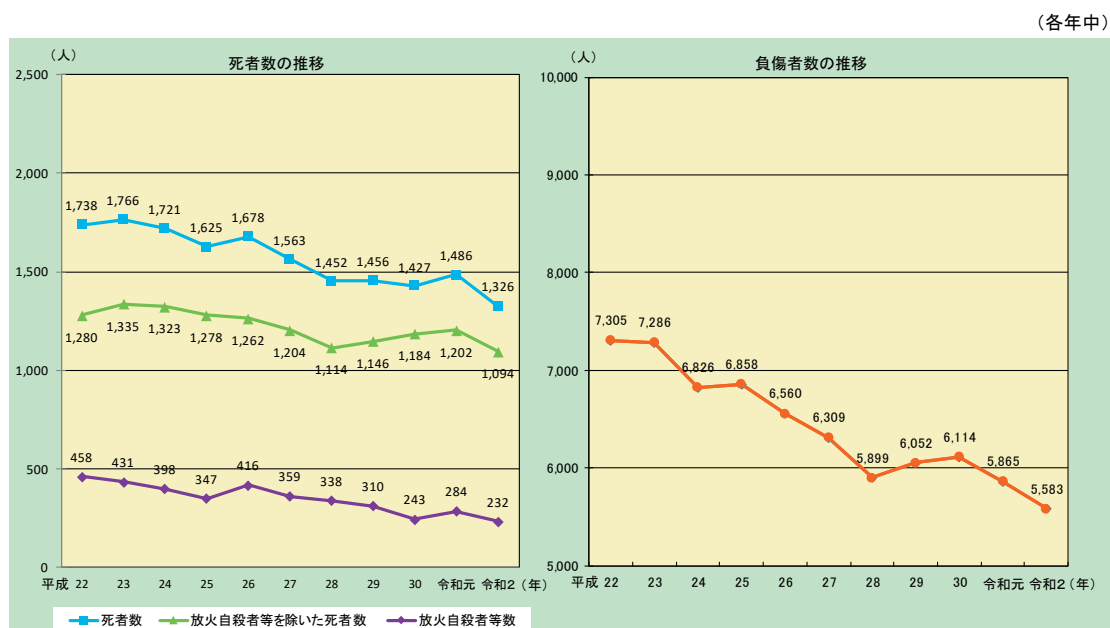


(備考) 1 「火災報告」により作成

2 「その他」には事後聞知(消防機関が「このような火災があった」という通報を受けた場合をいう。)6,489件を含む。

*1 火災報知専用電話：通報者等が行う火災や救急等に関する緊急通報を、消防機関が受信するための専用電話をいう。なお、電気通信番号計画において、消防機関への緊急通報に関する電気通信番号は「119」と定められている。

第1-1-3 図 火災による死傷者数の推移



(備考)「火災報告」により作成

ア 1日当たりの火災による死者数は3.6人

1日当たりの火災による死者数は3.6人となっている(資料1-1-10)。

人口10万人当たりの火災による死者数は、全国平均で1.0人となっている。また、都道府県別にみると、最も多いのは長野県で2.6人、最も少ないのは沖縄県で0.3人となっている(資料1-1-16)。

月別の死者数は、火気を使用する機会が多い12月から3月が多くなっている(資料1-1-17、資料1-1-18)。

時間帯別の死者数は、0時から6時の時間帯で多くなっている(資料1-1-19、資料1-1-20)。

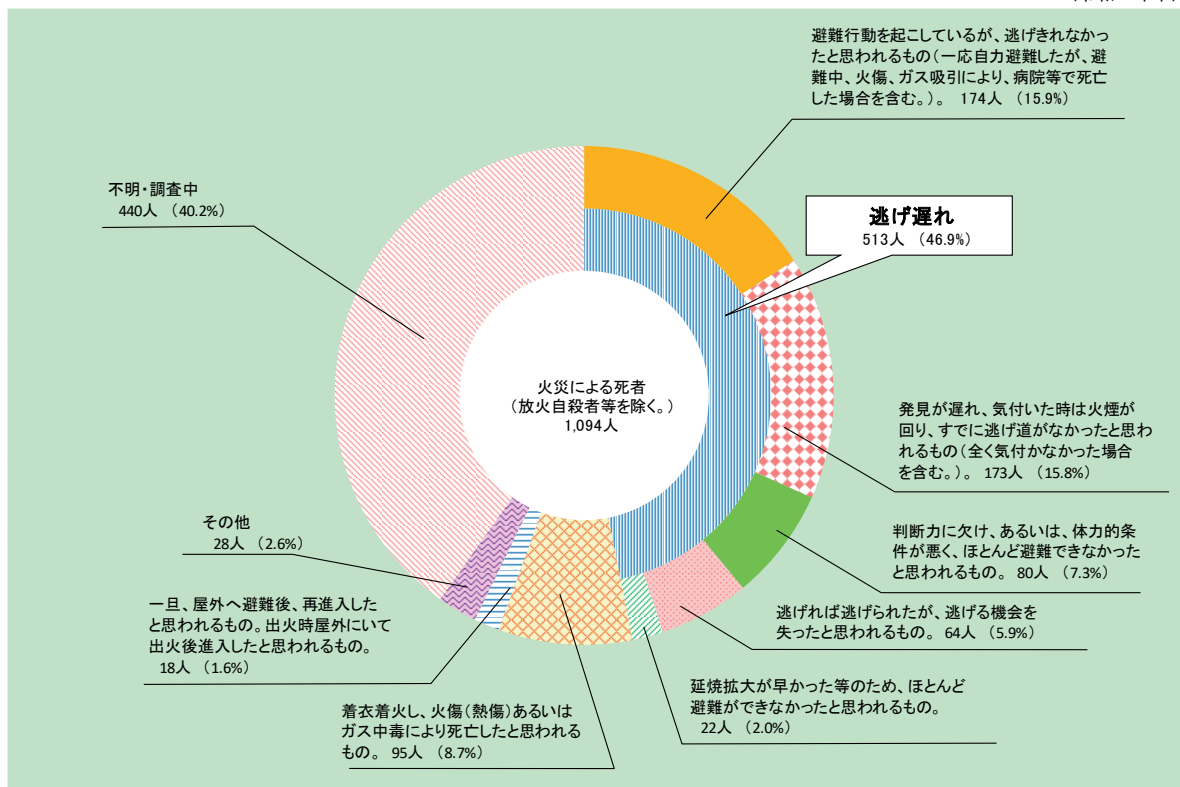
イ 死因は火傷、次いで一酸化炭素中毒・窒息が多い

死因は、火傷が最も多く、次いで一酸化炭素中毒・窒息となっている(資料1-1-21)。

死亡に至った経過をみると、死者数(放火自殺者等を除く。)のうち、逃げ遅れが全体の46.9%を占めている。その中でも「避難行動を起こしているが、逃げ切れなかったと思われるもの(一応自力避難したが、避難中、火傷、ガス吸引により、病院等で死亡した場合を含む。)」が全体の15.9%、「発見が遅れ、気付いた時は火煙が回り、すでに逃げ道がなかったものと思われるもの(全く気付かなかった場合を含む。)」が全体の15.8%を占めている(第1-1-4 図、資料1-1-22)。

第 1-1-4 図 火災による経過別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）

（令和 2 年中）



（備考）「火災報告」により作成

ウ 高齢者の死者数が 764 人で 69.8%

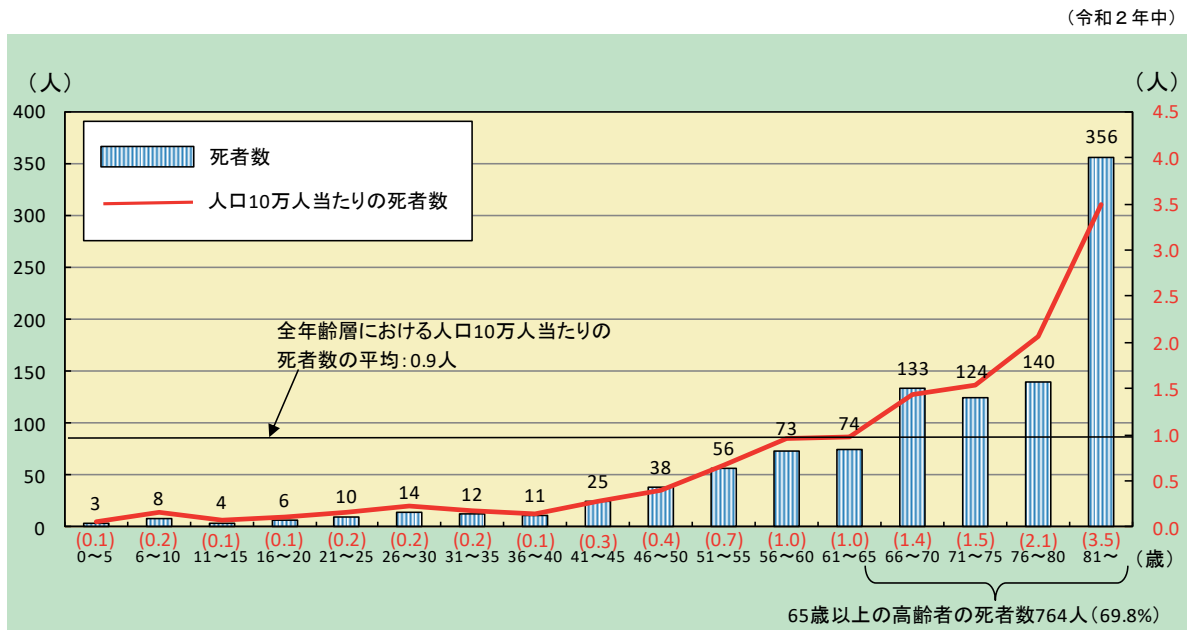
火災による死者数（放火自殺者等を除く。）を年齢別で見ると、65 歳以上の高齢者が 69.8%を占めている。

年齢階層別の人口 10 万人当たりの死者数（放火自殺者等を除く。）は、年齢が高くなるに従って著

しく増加しており、特に 81 歳以上の階層が、全年齢階層における平均の 3.9 倍となっている（第 1-1-5 図）。

また、放火自殺者等を年齢別・性別にみると、男性の 71 歳～75 歳の階層が最も多くなっている（資料 1-1-23、資料 1-1-24）。

第1-1-5 図 火災による年齢階層別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）



- (備考) 1 「火災報告」により作成
 2 () 内は、人口10万人当たりの死者数を示す。
 3 「死者数」については左軸を、「人口10万人当たりの死者数」については右軸を参照
 4 年齢不明者7人を除く
 5 人口は、令和元年10月1日現在の人口推計（総務省統計局）による。

(2) 建物火災による死者数の状況

ア 建物火災による死者数は、死者総数の79.6%で最多

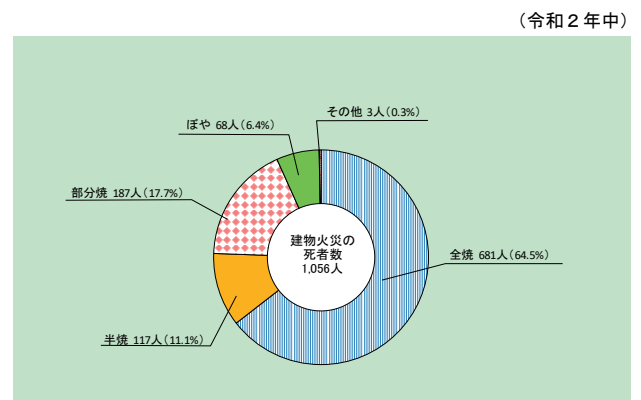
建物火災による死者数は、1,056人で、火災による死者の79.6%を占め、建物火災による負傷者は4,718人で、火災による負傷者の84.5%を占めており、火災による死傷者の多くが建物火災により発生している(資料1-1-26)。

また、建物焼損程度別の死者発生状況をみると、全焼の場合の死者が64.5%を占めている(第1-1-6図、資料1-1-27)。

イ 建物火災による死者の92.1%が住宅で発生

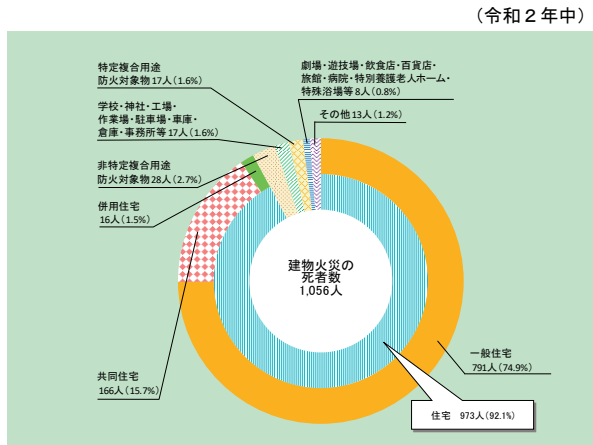
建物用途別にみると、住宅での死者数が973人で、建物火災による死者数の92.1%を占めている(第1-1-7図、資料1-1-28)。

第1-1-6 図 建物火災における焼損程度ごとの死者発生状況



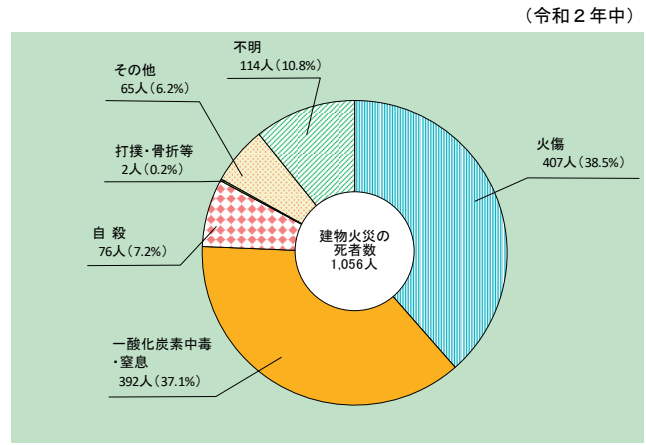
- (備考) 1 「火災報告」により作成
 2 「全焼」とは、建物の焼損部分の損害額が火災前の建物の評価額の70%以上のもの、又はこれ未満であっても残存部分に補修を加えて再使用できないものをいう。
 3 「半焼」とは、建物の焼損部分の損害額が火災前の建物の評価額の20%以上のもので全焼に該当しないものをいう。
 4 「部分焼」とは、建物の焼損部分の損害額が火災前の建物の評価額の20%未満のものでぼやに該当しないものをいう。
 5 「ぼや」とは、建物の焼損部分の損害額が火災前の建物の評価額の10%未満であり焼損床面積が1㎡未満のもの、建物の焼損部分の損害額が火災前の建物の10%未満であり焼損表面積が1㎡未満のもの、又は収容物のみ焼損したものをいう。

第1-1-7 図 建物用途別の死者発生状況



(備考) 「火災報告」により作成

第1-1-8 図 建物火災の死因別死者発生状況



(備考) 「火災報告」により作成

また、死因別では火傷による死者数が 38.5%で最も多くなっている (第1-1-8 図、資料1-1-29)。

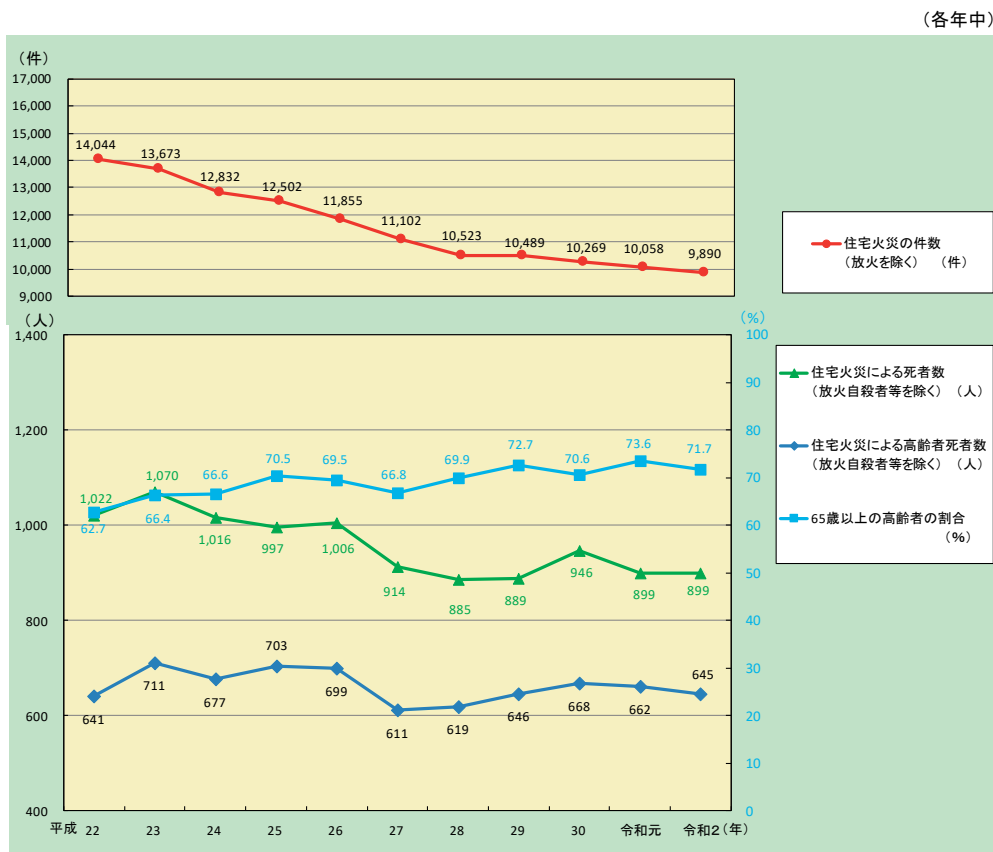
(3) 住宅火災による死者の状況

ア 住宅火災の死者数は横ばい

令和2年中の住宅火災による死者数(放火自殺者等を除く)は899人(前年同数)であり、近年では横ばいとなっている。

また、住宅火災による死者数(放火自殺者等を除く)のうち65歳以上の高齢者の死者数は645人で、全体の71.7%を占めている(第1-1-9 図)。

第1-1-9 図 住宅火災の件数及び死者数の推移 (放火自殺者等を除く。)



(備考) 1 「火災報告」により作成
 2 「住宅火災の件数(放火を除く)」、「住宅火災による死者数(放火自殺者等を除く)」、「住宅火災による高齢者死者数(放火自殺者等を除く)」については左軸を、「65歳以上の高齢者の割合」については右軸を参照

イ 死者数は高齢者層で著しく高い

年齢階層別の人口10万人当たりの死者数（放火自殺者等を除く。）は、年齢が高くなるに従って著しく増加しており、特に81歳以上の階層では、全年齢階層における平均の約4.1倍となっている（第1-1-10図）。

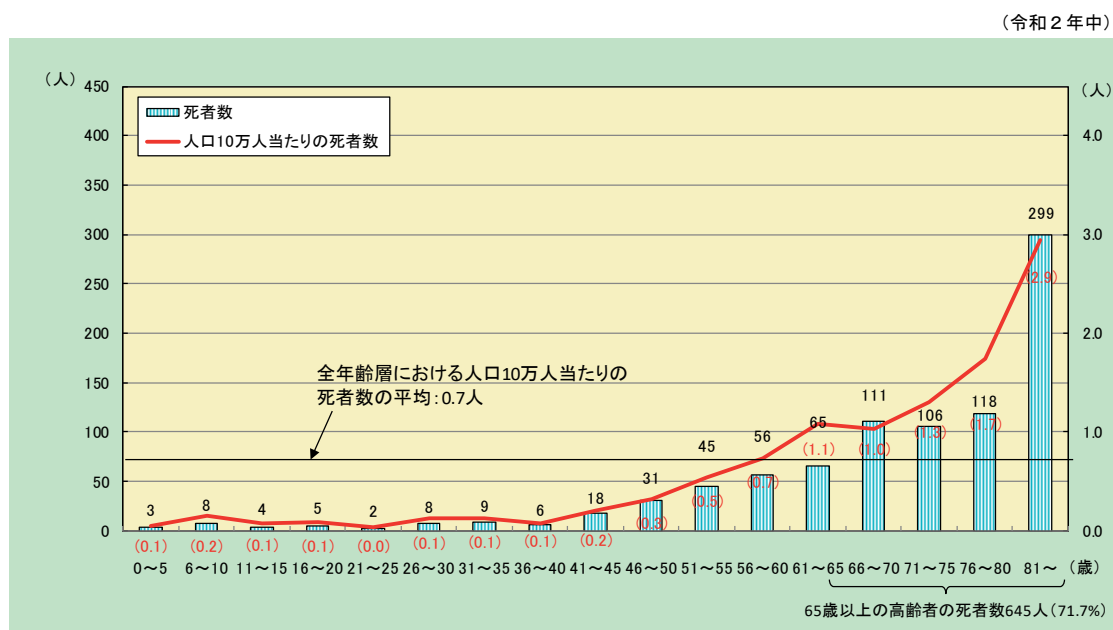
ウ たばこを発火源とした火災による死者数が最多

住宅火災の発火源別死者数（放火自殺者等を除

く。）をみると、たばこによる死者数が最も多く、次いで電気器具、ストーブとなっている（不明を除く。）（第1-1-11図）。

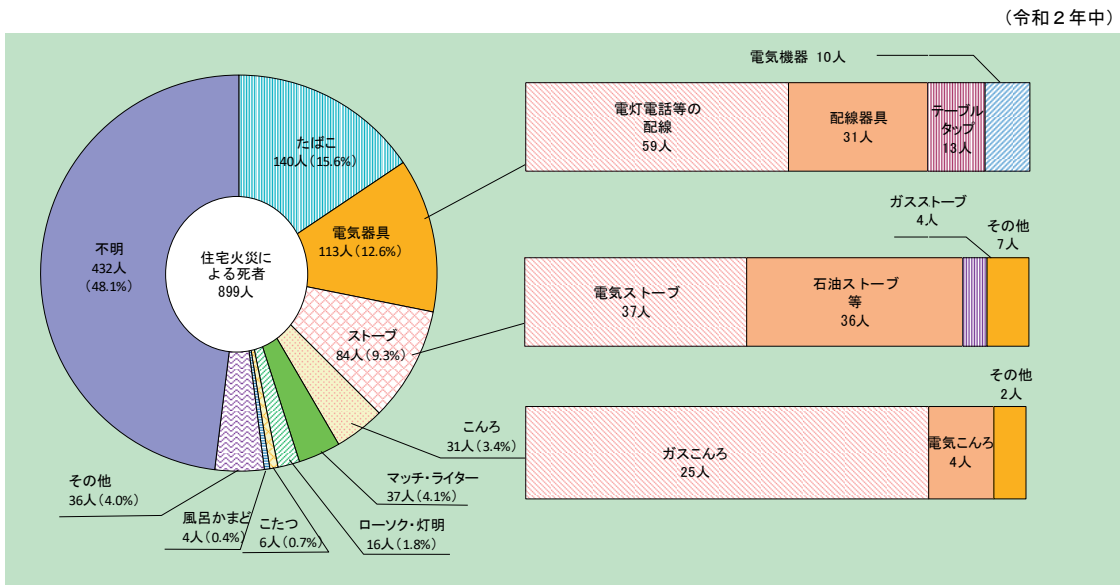
また、住宅火災の着火物（発火源から最初に着火した物）別死者数（放火自殺者等を除く。）をみると、寝具類に着火した火災による死者が最も多く、次いで衣類、内装・建具類となっている（不明を除く。）（第1-1-12図）。

第1-1-10図 住宅火災における年齢階層別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）



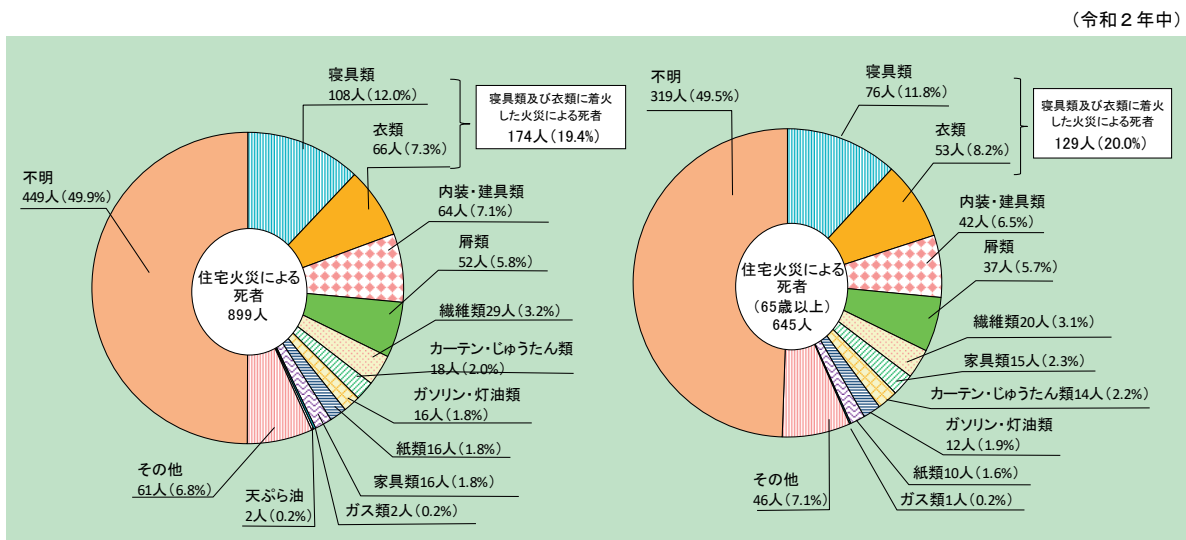
- (備考) 1 「火災報告」により作成
 2 () 内は人口10万人当たりの死者数を示す。
 3 「死者数」については左軸を、「人口10万人当たりの死者数」については右軸を参照
 4 年齢不明者5人を除く。
 5 人口は、令和元年10月1日現在の人口推計（総務省統計局）による。

第1-1-11 図 住宅火災の発火源別死者数（放火自殺者等を除く。）



(備考)「火災報告」により作成

第1-1-12 図 住宅火災の着火物別死者数（放火自殺者等を除く。）



(備考)「火災報告」により作成

エ 0時から6時までの時間帯の住宅火災で多くの死者が発生

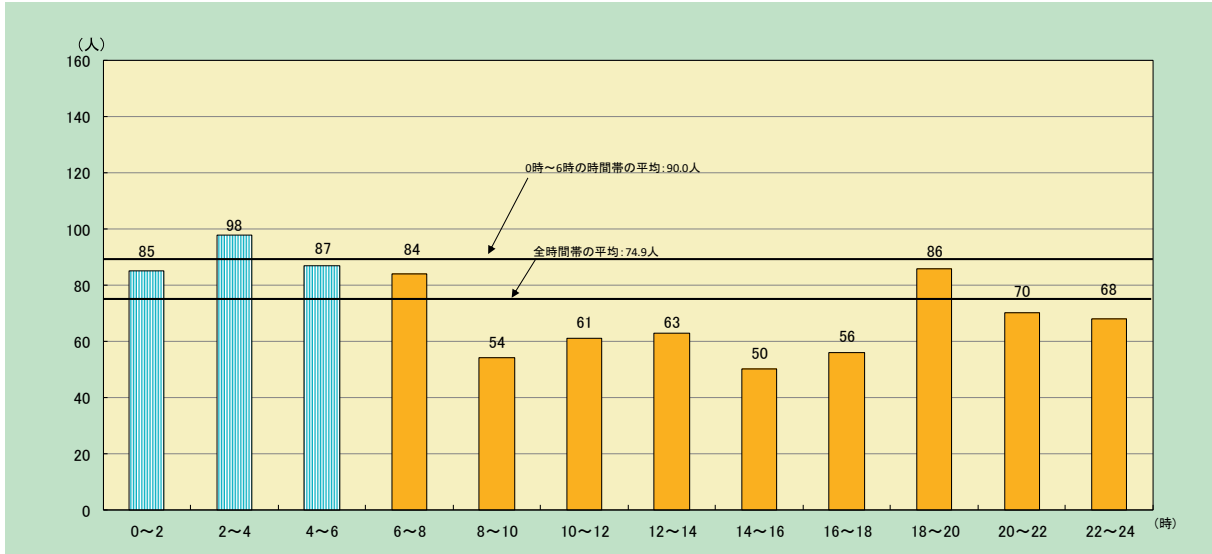
住宅火災の死者数（放火自殺者等を除く。）を時間帯別にみると、0時から6時までの時間帯の平均は全時間帯の平均の1.2倍となっている（第1-1-

13 図、資料1-1-30）。

また、死者（放火自殺者等を除く。）の発生状況を死に至った経過別にみると、逃げ遅れが448人と最も多くなっている（第1-1-14 図）。

第1-1-13 図 時間帯別住宅火災の死者発生状況（放火自殺者等を除く。）

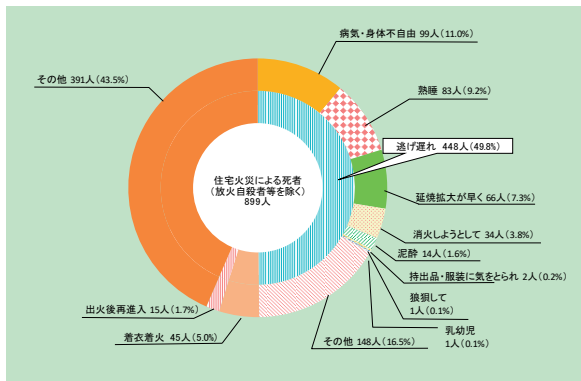
（令和2年中）



- （備考） 1 「火災報告」により作成
 2 「各時間帯の数値」は、出火時刻が不明の火災の386件による死者37人を除く集計結果。「全時間帯の平均」は、出火時刻が不明である火災を含む平均。
 3 例えば、時間帯の「0～2」は、出火時刻が0時0分～1時59分の間であることを表す。

第1-1-14 図 住宅火災の死に至った経過別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）

（令和2年中）



（備考）「火災報告」により作成

これを出火原因別で見ると、電灯電話等の配線による損害額が最も多く、次いでストーブ、たばこになっている（資料1-1-32）。

また、火災による損害額は、建物火災によるものが圧倒的に多く、全体の93.9%を占めている（資料1-1-9）。

4. 出火原因

令和2年中の出火件数3万4,691件のうち、失火による火災は全体の75.6%である（資料1-1-33）。

出火原因別にみると、たばこが3,104件と最も多く、次いでたき火が2,824件、こんろが2,792件となっている（第1-1-15図）。

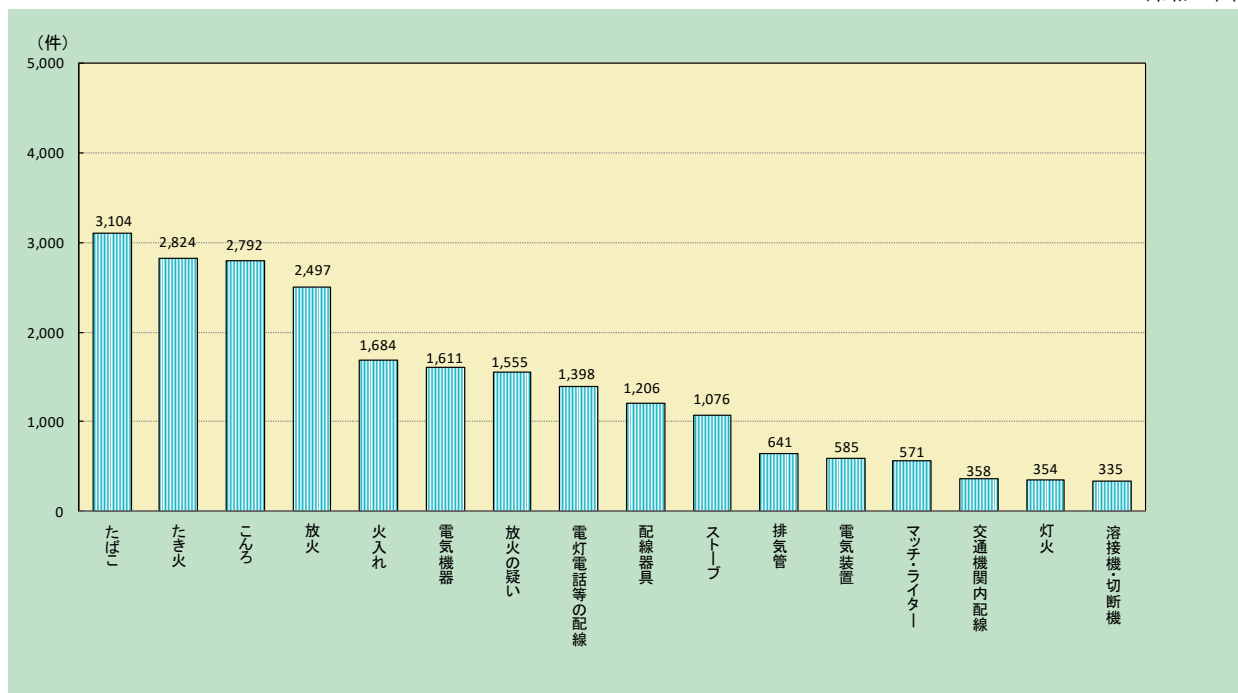
また、全火災の着火物別出火件数は、枯草が全体の16.3%を占め、最も多くなっている（資料1-1-34）。

3. 火災による損害額

令和2年中の損害額は約1,037億円（対前年比14.3%増）であった（資料1-1-31）。

第1-1-15図 主な出火原因別の出火件数

(令和2年中)



(備考)「火災報告」により作成

(1) 「たばこ」による火災の6割以上は不適當な場所への放置によるもの

たばこによる火災は、3,104件で全火災の8.9%を占めている。主な経過別出火状況を見ると、不適當な場所への放置によるものが1,930件と6割以上を占めている(資料1-1-35、第1-1-15図)。

(2) 「放火」及び「放火の疑い」の合計は減少

放火による出火件数は、おおむね減少傾向が続いており、令和2年中の放火による出火件数は2,497

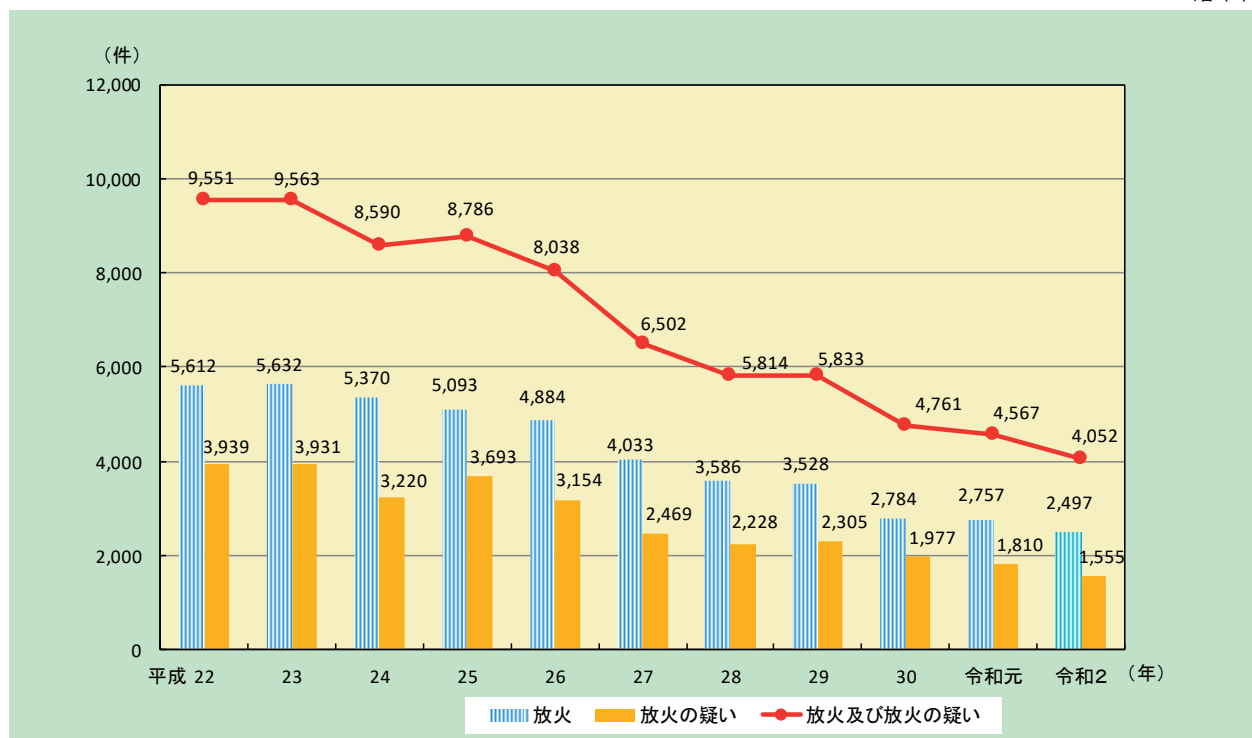
件(全火災の7.2%、対前年比9.4%減)である。これに放火の疑いを加えると4,052件(全火災の11.7%、対前年比11.3%減)となっている(第1-1-15図、第1-1-16図、資料1-1-36)。

次に、放火及び放火の疑いによる火災を発火源別にみると、ライターによるものが1,180件と最も多くなっている(資料1-1-36)。

また、放火及び放火の疑いによる火災1件当たりの損害額を時間帯別にみると、2時～4時の時間帯が最も多くなっている(資料1-1-37、資料1-1-38)。

第 1-1-16 図 放火及び放火の疑いによる火災件数の推移

(各年中)



(備考)「火災報告」により作成

(3) 「こんろ」による火災の約半数は消し忘れによるもの

こんろによる火災は、2,792 件で全火災の 8.0% を占めている。こんろの種類別では、ガスこんろによる火災が 2,359 件と最も多い。

主な経過別出火件数をみると、消し忘れによるものが 1,294 件と最も多い (第 1-1-15 図、資料 1-1-39)。

5. 火災種別ごとの状況

(1) 建物火災

令和 2 年中の建物火災の出火件数は 1 万 9,365 件となっている (資料 1-1-9)。

ア 建物火災の 54.6%が住宅火災で最多

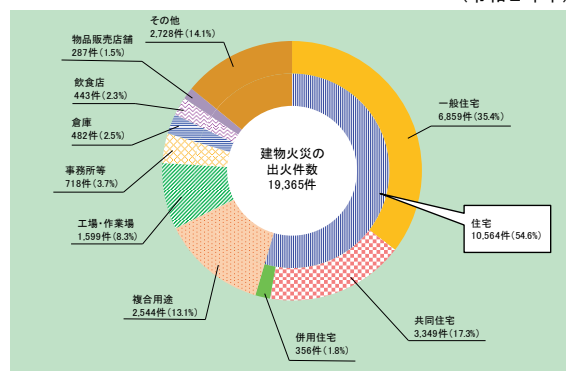
建物火災の出火件数を火元建物の用途別にみると、住宅火災が 1 万 564 件と最も多く、全体の 54.6%を占めている (第 1-1-17 図、資料 1-1-40)。

建物火災では、こんろの消し忘れ、たばこの不始末、電気機器に起因するものが多くなっている (資料 1-1-41)。

また、月別の出火件数をみると、12 月が最も多くなっており、冬期から春期にかけて多く発生している (資料 1-1-42)。

第 1-1-17 図 建物火災の火元建物用途別の状況

(令和 2 年中)



(備考) 1 「火災報告」により作成

2 共同住宅、工場・作業場、事務所等、倉庫、飲食店及び物品販売店舗の区分は、消防法施行令別表第一による区分。なお、複合用途については、消防法施行令別表第一により区分される特定複合用途及び非特定複合用途の出火件数の合計数

イ 建物火災の 38.0%が木造建物で最多

建物火災の出火件数を火元建物の構造別にみると、木造建物が最も多く、7,358 件となっている。火元建物以外の別棟に延焼した火災件数の割合 (延焼率) を火元建物の構造別 (その他・不明を除く。) にみると、木造が最も高くなっている。火元建物の構造別に火災 1 件当たりの焼損床面積をみると、木造は全建物火災の平均の約 1.5 倍となっている (資料 1-1-43)。

また、出火件数を損害額及び焼損床面積の段階別にみると、損害額では1件の火災につき10万円未満の出火件数が建物火災全体の55.2%を占めている。焼損床面積50㎡未満の出火件数は、建物火災全体の78.8%を占めている（資料1-1-44）。

ウ 全建物火災の49.8%で放水を実施

消防機関が火災を覚知し、消防隊が出動して放水を行った建物火災の件数は、1万9,365件中、9,642件（49.8%）となっている（資料1-1-45）。

エ 30分以内に鎮火した建物火災件数2,412件

消防隊が放水した建物火災のうち、放水開始後30分以内に鎮火に至った件数は2,412件となっており、このうち放水開始後11分から20分までに鎮火に至ったものが843件と最も多くなっている（資料1-1-46）。

（2）林野火災

令和2年中の林野火災の出火件数は1,239件（対前年比152件減）、焼損面積は449ha（同388ha減）、死者数は5人（同7人減）、損害額は2億147万円（同6,724万円減）となっている（資料1-1-47）。

林野火災の出火件数を月別にみると、4月に最も多く発生しており、次いで3月、5月と、降水量が少なく空気が乾燥し強風が吹く時期に多くなって

いる（第1-1-18図）。

林野火災の出火件数を焼損面積別にみると、焼損面積10ha未満は1,234件で、全体の99.6%を占めている（資料1-1-48）。

林野火災の出火件数を原因別にみると、たき火によるものが410件（全体の33.1%）と最も多く、次いで火入れ^{*2}が215件（同17.4%）、放火（放火の疑いを含む。）が91件（同7.3%）の順となっている（資料1-1-49）。

（3）車両火災

令和2年中の車両火災の出火件数は3,466件（対前年比119件減）、死者数は90人（放火自殺者等51人を含む。同12人減）、損害額（車両火災以外の火災種別に分類している車両被害は除く。）は17億5,199万9千円（同6,410万1千円減）となっている（資料1-1-50）。

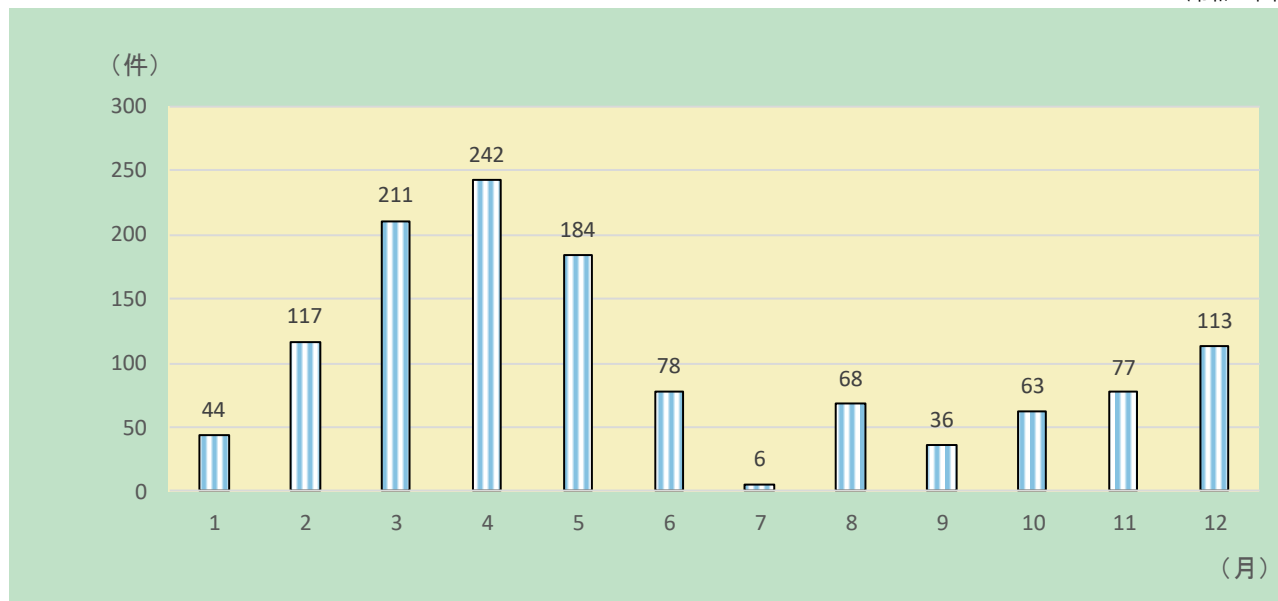
車両火災の出火件数を原因別にみると、排気管によるものが563件（全体の16.3%）と最も多く、次いで交通機関内配線が320件（同9.2%）、電気機器が264件（同7.6%）、放火（放火の疑いを含む。）が223件（同6.4%）の順となっている（資料1-1-51）。

（4）船舶火災

令和2年中の船舶火災の出火件数は78件（対前

第1-1-18図 林野火災の月別出火件数

（令和2年中）



（備考）「火災報告」により作成

*2 火入れ：土地の利用上の目的をもって、その土地の上にある立木竹、雑草、堆積物等を面的に焼却する行為

年比9件増)、死者数は3人(同3件増)、損害額(船舶火災以外の火災種別に分類している船舶被害は除く。)は4億1,055万円(同1億5,748万円増)となっている(資料1-1-52)。

船舶火災の出火件数を原因別にみると、交通機関内配線によるものが8件(全体の10.3%)と最も多く、次いで排気管、蓄電池がそれぞれ5件(それぞれ同6.4%)となっている。

(5) 航空機火災

令和2年中の航空機火災の出火件数は0件(対前年比1件減)、死者数は0人(同1人減)、損害額(航空機火災以外の火災種別に分類している航空機被害は除く。)は0円(同300万円減)となっている(資料1-1-53)。

火災予防行政の現況

1. 住宅用火災警報器の設置の現況

消防法及び各市町村の条例において、住宅用火災警報器の設置が義務付けられており、全国の消防本部等において、消防団、女性防火クラブ及び自主防災組織等と協力して、設置の徹底及び維持管理のための各種取組を展開している。令和3年6月1日時点で全国の設置率^{*3}は83.1%、条例適合率^{*4}は

68.0%となっており、都道府県別にみると設置率及び条例適合率は福井県が最も高くなっている(資料1-1-54)。

2. 防火対象物

消防法では、建築物など火災予防行政の主たる対象となるものを「防火対象物」と定義し、そのうち消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物については、その用途や規模等に応じて、火災予防のための人的体制の整備や消防用設備等^{*5}の設置、防災物品の使用などを義務付けている。

令和3年3月31日現在、全国の防火対象物数(「防火対象物実態等調査」(消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物のうち、(一)項から(十六の三)項までに掲げる防火対象物で延べ面積が150m²以上のもの及び(十七)項から(十九)項までに掲げる防火対象物が対象。)による数。以下同じ。)は、422万8,692件である。

また、21大都市(東京都特別区及び指定都市)の防火対象物数は、121万1,992件と全国の防火対象物の28.7%を占めている。特に都市部に集中しているものは、地下街(全国の86.7%)、準地下街^{*6}(同85.7%)、性風俗特殊営業店舗等(同52.5%)などである(第1-1-1表)。

*3 設置率：市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分のうち、一箇所以上設置されている世帯(自動火災報知設備の設置により住宅用火災警報器の設置が免除される世帯を含む。)の全世帯に占める割合

*4 条例適合率：市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分の全てに設置されている世帯(自動火災報知設備の設置により住宅用火災警報器の設置が免除される世帯を含む。)の全世帯に占める割合

*5 消防用設備等：消火、避難、その他の消防の活動のための設備等(消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、避難器具及び誘導灯等)

*6 準地下街：建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの

第1-1-1表 防火対象物数

(令和3年3月31日現在)

| 防火対象物の区分 | | 全国 | 21大都市 | 割合(%) | 防火対象物の区分 | | 全国 | 21大都市 | 割合(%) |
|----------|--|-----------|---------|----------|--------------------|--------------------|-----------|--------|-------|
| (一) | イ 劇場等 | 4,441 | 646 | 14.5 | (六) | ハ (3) 保育所等 | 37,698 | 8,338 | 22.1 |
| | ロ 公会堂等 | 64,544 | 6,237 | 9.7 | | ハ (4) 児童発達支援センター等 | 3,836 | 603 | 15.7 |
| (二) | イ キャバレー等 | 737 | 130 | 17.6 | | ハ (5) 身体障害者福祉センター等 | 22,560 | 3,714 | 16.5 |
| | ロ 遊技場等 | 8,932 | 1,694 | 19.0 | | 小計 | 87,260 | 16,626 | 19.1 |
| | ハ 性風俗特殊営業店舗等 | 179 | 94 | 52.5 | | ニ 幼稚園等 | 15,747 | 3,876 | 24.6 |
| (三) | ニ カラオケボックス等 | 2,382 | 591 | 24.8 | (七) 学校 | 125,245 | 28,214 | 22.5 | |
| | イ 料理店等 | 2,516 | 456 | 18.1 | (八) 図書館等 | 7,607 | 835 | 11.0 | |
| (四) | ロ 飲食店 | 86,649 | 18,090 | 20.9 | (九) イ 特殊浴場 | 1,392 | 633 | 45.5 | |
| | 百貨店等 | 157,159 | 28,444 | 18.1 | ロ 一般浴場 | 4,023 | 918 | 22.8 | |
| (五) | イ 旅館等 | 60,337 | 8,216 | 13.6 | (十) 停車場 | 3,885 | 1,420 | 36.6 | |
| | ロ 共同住宅等 | 1,378,322 | 533,108 | 38.7 | (十一) 神社・寺院等 | 58,749 | 12,347 | 21.0 | |
| イ | (1) 避難のために患者の介助が必要な病院 | 6,186 | 1,030 | 16.7 | (十二) イ 工場等 | 486,114 | 71,486 | 14.7 | |
| | (2) 避難のために患者の介助が必要な有床診療所 | 3,009 | 605 | 20.1 | ロ スタジオ | 358 | 142 | 39.7 | |
| | (3) 病院(1)に掲げるものを除く、有床診療所 (2)に掲げるものを除く、有床助産所 | 9,297 | 2,314 | 24.9 | (十三) イ 駐車場等 | 51,498 | 13,827 | 26.8 | |
| | (4) 無床診療所、無床助産所 | 45,303 | 8,591 | 19.0 | ロ 航空機格納庫 | 711 | 98 | 13.8 | |
| | 小計 | 63,795 | 12,540 | 19.7 | (十四) 倉庫 | 334,729 | 53,756 | 16.1 | |
| ロ | (1) 老人短期入所施設等 | 44,667 | 8,525 | 19.1 | (十五) 事務所等 | 494,195 | 111,817 | 22.6 | |
| | (2) 救護施設 | 218 | 33 | 15.1 | (十六) イ 特定複合用途防火対象物 | 384,274 | 145,804 | 37.9 | |
| | (3) 乳児院 | 137 | 30 | 21.9 | ロ 非特定複合用途防火対象物 | 279,214 | 127,992 | 45.8 | |
| | (4) 障害児入所施設 | 479 | 74 | 15.4 | (十六の二) 地下街 | 60 | 52 | 86.7 | |
| | (5) 障害者支援施設等 | 7,325 | 1,233 | 16.8 | (十六の三) 準地下街 | 7 | 6 | 85.7 | |
| 小計 | 52,826 | 9,895 | 18.7 | (十七) 文化財 | 9,535 | 1,533 | 16.1 | | |
| ハ | (1) 老人サービスセンター等 | 22,965 | 3,928 | 17.1 | (十八) アーケード | 1,270 | 469 | 36.9 | |
| | (2) 更生施設 | 201 | 43 | 21.4 | (十九) 山林 | 0 | 0 | - | |
| | | | | | 合計 | 4,228,692 | 1,211,992 | 28.7 | |

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」(消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物のうち、(一)項から(十六の三)項までに掲げる防火対象物で延べ面積が150㎡以上のもの及び(十七)項から(十九)項までに掲げる防火対象物が対象。)により作成

2 21大都市とは、東京都23区及び20の指定都市(札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市)をいう。

3. 防火管理制度

(1) 防火管理者

消防法では、多数の人を収容する防火対象物の管理について権原を有する者(以下「管理権原者」という。)に対して、自主防火管理体制の中核となる防火管理者*7を選任し、消火、通報及び避難訓練の実施等を定めた防火管理に係る消防計画*8の作成等、防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けている。

令和3年3月31日現在、法令により防火管理体制を確立し防火管理者を選任しなければならない防火対象物は、全国に108万1,668件あり、そのうち82.4%に当たる89万805件について防火管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。

また、防火管理者が自らの事業所等の適正な防火管理業務を遂行するために防火管理に係る消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防火

対象物は83万7,879件で全体の77.5%となっている(資料1-1-55)。

(2) 統括防火管理者

消防法では、高層建築物(高さ31mを超える建築物)、地下街、準地下街、一定規模以上の特定防火対象物*9等のうち、管理権原が分かれているものについては、防火管理を一体的に行うため、統括防火管理者を協議して定め、防火対象物全体の防火安全を確立することを各管理権原者に対して義務付けている。

令和3年3月31日現在、統括防火管理者を選任しなければならない防火対象物は、全国に、8万8,819件あり、そのうち63.5%に当たる5万6,406件について統括防火管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。

また、建物全体の防火管理を一体的に行うため、

*7 防火管理者：防火対象物の防火管理に関する講習の課程を修了した者等一定の資格を有し、かつ、防火対象物において防火管理上必要な業務を適切に遂行できる管理的又は監督的な地位にある者で、管理権原者から選任された者

*8 防火管理に係る消防計画：防火管理上必要な事項を定めた計画書であり、防火管理者は当該計画を作成するとともに、本計画に基づいて防火管理業務を遂行するもの

*9 特定防火対象物：百貨店、飲食店等の多数の者が出入りするものや病院、老人保健施設、幼稚園等要配慮者が利用するもの等の一定の防火対象物

全体についての消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防火対象物は5万4,198件で、全体の61.0%となっている（資料1-1-56）。

（3）防火対象物定期点検報告制度

消防法では、一定の用途、構造等を有する防火対象物の管理権原者に対して、火災の予防に関して専門的知識を有する者（以下「防火対象物点検資格者」という。）による点検及び点検結果の消防機関への報告を1年に1回義務付けている。

この防火対象物点検資格者は、消防用設備等の工事等について3年以上の実務経験を有する消防設備士^{*10}や、防火管理者として3年以上の実務経験を有する者等、火災予防に関し一定の知識を有する者であって、総務大臣の登録を受けた法人が行う講習の課程を修了し、防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類の交付を受けた者である。

令和3年3月31日現在、防火対象物点検資格者の数は3万3,338人となっている。

また、防火対象物定期点検報告が義務付けられた防火対象物のうち管理を開始した時から3年が経過しているものは、当該防火対象物の管理権原者の申請に基づいた消防機関が行う検査により、消防法令の基準の遵守状況が優良なものとして認定された場合には、3年間点検・報告の義務が免除される。

なお、防火対象物が、防火対象物点検資格者によって点検基準に適合していると認められた場合は、「防火基準点検済証」を、消防機関から消防法令の基準の遵守状況が優良なものとして認定された場合は「防火優良認定証」を、それぞれ表示することができる。

4. 防災管理制度

（1）防災管理者

消防法では、切迫する大地震等の危険に対応するため、大規模・高層建築物等の管理権原者に対して、地震災害等に対応した防災管理に係る消防計画^{*11}の作成、地震発生時に特有な被害事象に関する応急

体制や避難の訓練の実施等を担う防災管理者^{*12}の選任及び火災その他の災害による被害を軽減するために必要な業務等を行う自衛消防組織^{*13}の設置を義務付けている。

令和3年3月31日現在、法令により防災管理体制を確立し防災管理者を選任しなければならない防災管理対象物は、全国に1万52件あり、そのうち86.9%に当たる8,735件について防災管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。

また、防災管理者が自ら事業所等の適正な防災管理業務を遂行するために防災管理に係る消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防災管理対象物は8,041件で全体の80.0%、自衛消防組織を設置している防災管理対象物は9,074件で全体の90.3%となっている（資料1-1-57）。

（2）統括防災管理者

消防法では、防災管理対象物のうち管理権原が分かれているものについては、防災管理を一体的に行うため、統括防災管理者を協議して定め、防災管理対象物全体の防火・防災安全を確立することを各管理権原者に対して義務付けている。

令和3年3月31日現在、統括防災管理者を選任しなければならない防災管理対象物は、全国に2,925件あり、そのうち89.8%に当たる2,626件について統括防災管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。また、建物全体の防災管理を一体的に行うための消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防災管理対象物は2,574件で全体の88.0%となっている（資料1-1-58）。

5. 立入検査と違反是正

（1）立入検査と違反是正の現況

消防機関は、火災予防のために必要があるときは、消防法に基づき、防火対象物に立ち入って検査を行っている。

令和2年度中に全国の消防機関が行った立入検査回数は、64万8,485回となっている（資料1-1-59）。

*10 消防設備士：消防用設備等に関して専門的知識を有する者として、消防設備士免状の交付を受けている者

*11 防災管理に係る消防計画：防災管理上必要な事項を定めた計画書であり、防災管理者は当該計画を作成するとともに、本計画に基づいて防災管理業務を遂行するもの

*12 防災管理者：防災管理に関する講習の課程を修了した者等の一定の資格を有し、かつ、防災管理対象物において防災管理上必要な業務を適切に遂行できる管理的又は監督的な地位にある者で、管理権原者から選任された者

*13 自衛消防組織：防火対象物の従業員からなる人的組織であって、消防計画に定められた役割により、火災等の災害発生時における被害を軽減するための必要な業務を行うもの

立入検査等により判明した防火対象物の防火管理上の不備や消防用設備等の未設置等について、消防長又は消防署長は、消防法に基づき、防火管理者の選任、消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置等必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。また、火災予防上危険であると認める場合には、消防法に基づき、当該防火対象物の改修、移転、危険排除等の必要な措置や使用禁止、制限等を命ずることができることとされており、これらの命令をした場合には、その旨を公示することとされている。

このように立入検査等を行った結果、消防法令違反を発見した場合、消防長又は消防署長は、警告等の改善指導及び命令等を行い、法令に適合したものとなるよう違反状態の是正に努めている（資料 1-1-60、資料 1-1-61、資料 1-1-62、資料 1-1-63）。

特に、重大違反對象物（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならない建物で、これらの消防用設備等のいずれかが設置されていないもの若しくは本来の機能が損なわれている状態にあるものをいう。）については、火災危険性が高いことから、その違反の重大性を踏まえ、重点的に是正指導を行うとともに、是正指導に従わない場合は、警告・命令等の措置を実施し、その早期是正を図っている（資料 1-1-64）。

（2）適マーク制度

適マーク制度は、消防法令及び建築法令への適合性を利用者に情報提供するものであり、基準に適合しているホテル・旅館等において表示マーク（銀）を掲出することができることとされている。

また、表示マーク（銀）が3年間継続して交付されており、かつ、消防法令及び建築法令に関する基準に適合しているホテル・旅館等においては、表示マーク（金）を掲出することができることとされている。

なお、消防庁ホームページにおいて全国の適マーク交付施設を公開している（参照 URL：https://www.fdma.go.jp/relocation/kasai_yobo/hyoujiseido/）。

（3）違反對象物の公表制度の運用開始

違反對象物の公表制度は、特定防火対象物で屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の設置義務があるにもかかわらず未設置であるもの等について、市町村の条例に基づき、市町村

等のホームページに法令違反の内容等を公表する制度であり、全国の消防本部で順次開始されている。

なお、消防庁ホームページにおいて全国の市町村における公表制度の実施状況を公開している（参照 URL：<https://www.fdma.go.jp/relocation/publication/index.html>）。

6. 消防用設備等

（1）消防同意の現況

消防同意は、消防機関が防火の専門家としての立場から、建築物の火災予防について設計の段階から関与し、建築物の安全性を高めることを目的として設けられている制度である。

令和2年度の全国における消防同意事務に係る処理件数は、20万8,469件で、そのうち不同意としたものは14件であった（資料 1-1-65）。

（2）消防用設備等の設置の現況

消防法では、防火対象物の関係者は、当該防火対象物の用途、規模、構造及び収容人員に応じ、所要の消防用設備等を設置し、かつ、それを適正に維持しなければならないとされている。

全国における主な消防用設備等の設置状況を特定防火対象物についてみると、令和3年3月31日現在、スプリンクラー設備の設置率（設置数/設置必要数）は99.4%、自動火災報知設備の設置率は99.5%となっている（資料 1-1-66）。

消防用設備等に係る技術上の基準については、技術の進歩や社会的要請に応じ、逐次、規定の整備を行っている。

また、消防用設備等の設置義務違反等の消防法令違反對象物については、消防法に基づく措置命令等を積極的に発し、迅速かつ効果的な違反処理を更に進めることとしている。

（3）消防設備士及び消防設備点検資格者

消防用設備等は、消防の用に供する機械器具に係る検定制度等により性能の確保が図られているが、工事又は整備の段階において不備・欠陥があると、火災が発生した際に本来の機能を発揮することができなくなる。このような事態を防止するため、一定の消防用設備等の工事又は整備は、消防設備士に限って行うことができることとされている。

また、消防用設備等は、いかなるときでも機能を

発揮できるように日常の維持管理が十分になされることが必要であることから、定期的な点検の実施と点検結果の報告が義務付けられている。維持管理の前提となる点検には、消防用設備等についての知識や技術が必要であることから、一定の防火対象物の関係者は、消防用設備等の点検を消防設備士又は消防設備点検資格者（消防庁長官の登録を受けた法人が実施する一定の講習の課程を修了し、消防設備点検資格者免状の交付を受けた者）に行わせなければならないこととされている。

消防設備士及び消防設備点検資格者には、消防用設備等に関する新しい知識や技能の習得のため、免状取得後の一定期間ごとに再講習を受けることを義務付けることにより資質の向上を図っている。また、これらの者が消防法令に違反した場合においては、免状の返納命令等を実施している。

令和3年3月31日現在、消防設備士の数は延べ125万3,425人（資料1-1-67）、消防設備点検資格者の数は特種（特殊消防用設備等）737人、第1種（機械系統）16万3,370人、第2種（電気系統）15万3,955人となっている。

（4）防災規制

ア 防災物品の使用状況

高層建築物や地下街のような構造上、形態上特に防火に留意する必要がある防火対象物や、劇場、旅館、病院等の不特定多数の人や要配慮者が利用する防火対象物（以下「防災防火対象物」という。）においては、着火物となりやすい各種の物品に燃えにくいものを使用することで、出火を防止すると同時に火災初期における延焼拡大を抑制することが火災予防上非常に有効である。このことから、使用するカーテン、どん帳、展示用合板、じゅうたん等の物品（以下「防災対象物品」という。）には、消防法により、所定の防災性能を有するもの（以下「防災物品」という。）を使用することを義務付けている。

令和3年3月31日現在、全国の防災防火対象物数は、99万8,822件であり、適合率（防災防火対象物において使用される防災対象物品が全て防災物品である防災防火対象物の割合）は、カーテン・どん帳等を使用する防災防火対象物で88.1%、じゅうたんを使用する防災防火対象物で87.9%、展示用合板を使用する防災防火対象物で85.0%となっている（資料1-1-68）。

イ 寝具類等の防災品の普及啓発

防災対象物品以外の布団やパジャマ、自動車やオートバイのボディカバー等についても、防災品を使用することは火災予防上非常に有効であることから、消防庁ではホームページ（参照URL：https://www.fdma.go.jp/relocation/html/life/yobou_contents/fire_retardant/）において、これらの防災品の効果に係る動画を掲載するなど、その普及啓発を行っている。

（5）火を使用する設備・器具等に関する規制

火災予防の観点から、こんろ、ストーブ、給湯器、炉、厨房設備、サウナ設備などの火を使用する設備・器具等の位置、構造、管理及び取扱いについては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令に基づき、各市町村が定める火災予防条例によって規制されている。

7. 消防用機械器具等の検定等

（1）検定

消防法では、検定の対象となる消防用機械器具等（以下「検定対象機械器具等」という。）は、検定に合格し、その旨の表示が付されているものでなければ、販売し又は販売の目的で陳列する等の行為をしてはならないこととされている。

検定対象機械器具等は、消火器、閉鎖型スプリンクラーヘッド等、消防法施行令に定める12品目である。

この検定は、「型式承認」（形状等が総務省令で定める技術上の規格に適合している旨について総務大臣が行う承認）と「型式適合検定」（個々の検定対象機械器具等の形状等が、型式承認を受けた検定対象機械器具等の型式に係る形状等と同一であるかどうかについて日本消防検定協会又は登録検定機関が行う検定）からなっている。

また、新たな技術開発等に係る検定対象機械器具等について、その形状等が総務省令で定める技術上の規格に適合するものと同様以上の性能があると認められるものについては、総務大臣が定める技術上の規格によることができることとされている。

検定制度では、過去の不正事案等を踏まえて、規格不適合品や規格適合表示のない検定対象機械器具等を市場に流通させた場合の総務大臣による回

収命令や罰則等を消防法で規定している。

令和 2 年度中の型式承認は、消火器 29 件、消火器用消火薬剤 1 件、泡消火薬剤 5 件、火災報知設備の感知器又は発信器 49 件、中継器 2 件、受信機 16 件、住宅用防災警報器 22 件、閉鎖型スプリンクラーヘッド 0 件、流水検知装置 3 件、一斉開放弁 6 件、金属製避難はしご 2 件及び緩降機 0 件となっている。また、型式適合検定の合格数は、21,901,430 個となっている（資料 1-1-69）。

（2）自主表示

消防法では、自主表示の対象となる機械器具等（以下「自主表示対象機械器具等」という。）は、製造事業者等の責任において、自ら規格適合性を確認し、あらかじめ総務大臣に届出を行った型式について表示を付すことができるとされており、また、表示が付されているものでなければ、販売し又は販売の目的で陳列する等の行為をしてはならないこととされている。

また、検定対象機械器具等と同様に、規格不適合品や規格適合表示のない自主表示対象機械器具等に係る総務大臣による回収命令や罰則等を消防法で規定している。

自主表示対象機械器具等は、動力消防ポンプ、消防用ホース等、消防法施行令に定める 6 品目である。

令和 2 年度中の製造事業者からの届出は、動力消防ポンプ 10 件、消防用ホース 23 件、消防用吸管 1 件、消防用結合金具 13 件、エアゾール式簡易消火具 1 件及び漏電火災警報器 13 件となっている。

8. 消防用設備等に係る技術基準の性能規定

消防用設備等に係る技術上の基準は、消防防災分野における技術開発を促進するとともに、一層の効果的な防火安全対策を構築できるよう性能規定が導入されている。

その基本的な考え方は、従来の技術基準に基づき設置されている消防用設備等と同等以上の性能を有するかどうかについて判断し、同等以上の性能を有していると確認できた設備については、従来の技

術基準に基づき設置されている消防用設備等に代えて、その設置を認めるというものである。

消防用設備等に求められる性能は、火災の拡大を初期に抑制する性能である「初期拡大抑制性能」、火災時に安全に避難することを支援する性能である「避難安全支援性能」、消防隊による活動を支援する性能である「消防活動支援性能」に分けられる。これらについて、一定の知見が得られているものについては、客観的検証法（新たな技術開発や技術的工夫について客観的かつ公正に検証する方法）等により、同等性の評価が行われる。

一方、既定の客観的検証法のみでは同等性の評価ができない設備等（特殊消防用設備等）を対象として、総務大臣による認定制度が設けられている。これは、一般的な審査基準が確立されていない「特殊消防用設備等」について、防火対象物ごとに申請し、性能評価機関（日本消防検定協会又は登録検定機関）の評価結果に基づき総務大臣が審査を行い、必要な性能を有すると認められたものを設置できるとするものである。令和 3 年 3 月 31 日現在、特殊消防用設備等としてこれまで 73 件が認定を受けている（資料 1-1-70）。

9. 火災原因調査の現況

火災の原因究明は全国の消防機関の役割であるが、それを補完することは国の責務であり、消防機関から要請があった場合及び消防庁長官が特に必要があると認めた場合は、消防庁長官による火災原因調査を行うことができることとされている（第 6 章 火災原因調査等及び災害・事故への対応を参照）。

本制度による火災原因調査は、火災種別に応じて消防庁の職員により編成される調査チームが、消防機関と連携して実施するものであり、調査から得られた知見は必要に応じ、消防行政の施策に反映されている。平成 24 年以降に行われた消防庁長官による火災原因調査のうち、その結果を踏まえて消防法の改正を行ったものは、第 1-1-2 表のとおりである。

第1-1-2表 平成24年以降行われた消防庁長官による火災原因調査のうち消防法令の改正を行ったもの

| No. | 出火日 | 場所 | 用途等 | 消防庁の対応 |
|-----|-------------|---------|---------------------|---|
| 1 | 平成24年5月13日 | 広島県福山市 | ホテル (死傷者10人) | 消防法施行令等を改正し、自動火災報知設備の設置基準を強化するとともに消防法令等の防火基準に適合している建物の情報を利用者に提供する「表示制度」を再構築し、運用を開始した。 |
| 2 | 平成25年2月8日 | 長崎県長崎市 | グループホーム (死傷者12人) | 消防法施行令等を改正し、スプリンクラー設備の設置基準の強化や自動火災報知設備と火災通報装置の連動を義務化した。 |
| 3 | 平成25年8月15日 | 京都府福知山市 | 花火大会 (死傷者59人) | 消防法施行令及び火災予防条例(例)を改正し、一定規模以上の屋外イベント会場の火災予防上必要な業務に関する計画の提出義務化や消火器の準備を義務化した。 |
| 4 | 平成25年10月11日 | 福岡県福岡市 | 診療所 (死傷者15人) | 消防法施行令等を改正し、消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、動力消防ポンプ設備及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準等の見直しを行った。 |

10. 製品火災対策の推進

近年、火災の出火原因が極めて多様化する中、自動車等、電気用品及び燃焼機器など、国民の日常生活において身近な製品からも火災が発生しており、消費者の安心・安全の確保が強く求められていることから、消防庁では製品火災対策の取組を強化している。

これらの火災について、消防庁では、各消防機関から火災情報を網羅的に収集する体制を確立し、発火源となった製品の種類ごとに火災件数を集計して、製造事業者名や製品名などを四半期ごとに公表することにより、消費者の安心・安全の確保のための注意喚起を迅速かつ効率的に行っている。

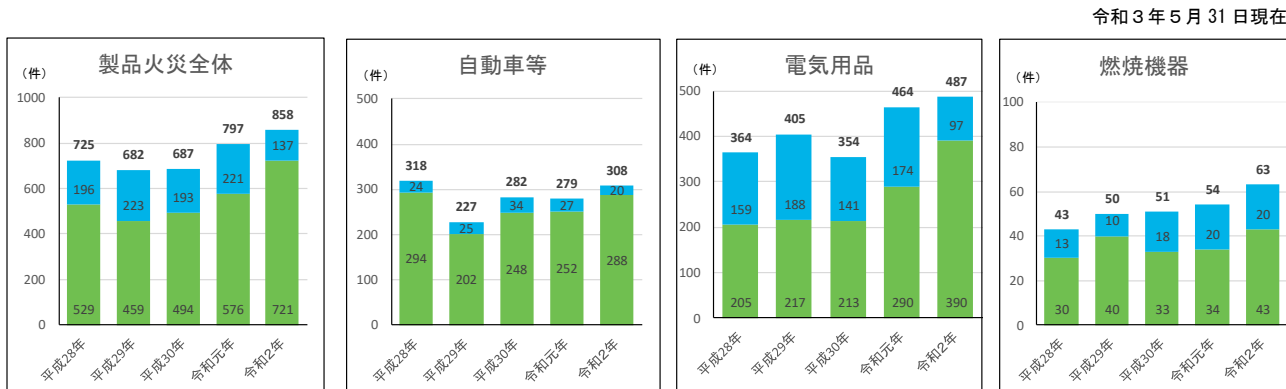
令和2年中に自動車等、電気用品及び燃焼機器の不具合により発生したと消防機関により判断された火災について集計したところ、製品火災全体では858件、うち「製品の不具合により発生したと判断された火災」が137件、「原因は特定されたものの

製品の不具合が直接的な要因となって発生したか判断できなかった火災及び原因の特定に至らなかった火災」が665件、「現在調査中の火災」が56件であった(第1-1-19図)。

この調査結果については、全国の消防機関に通知するとともに、収集した火災情報を消費者庁、経済産業省、国土交通省、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)と共有し、連携して製品火災対策を推進することとしている。

また、全国の消防機関が行う火災原因調査に対し、消防研究センターにおける専門的な知見や資機材による鑑識等の技術的支援を行うなど、消防機関の調査技術の向上を図り、火災原因調査・原因究明体制の充実に努めている。さらに、製品火災に係る積極的な情報収集や、関係機関との連携強化を図ることにより、消費者の安心・安全を確保し、製品に起因する火災事故の防止を促進することとしている。

第1-1-19図 最近5年間の製品火災の調査結果の推移



(備考) 詳細については、消防庁ホームページ参照 (URL : <https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/cause/34530.html>)

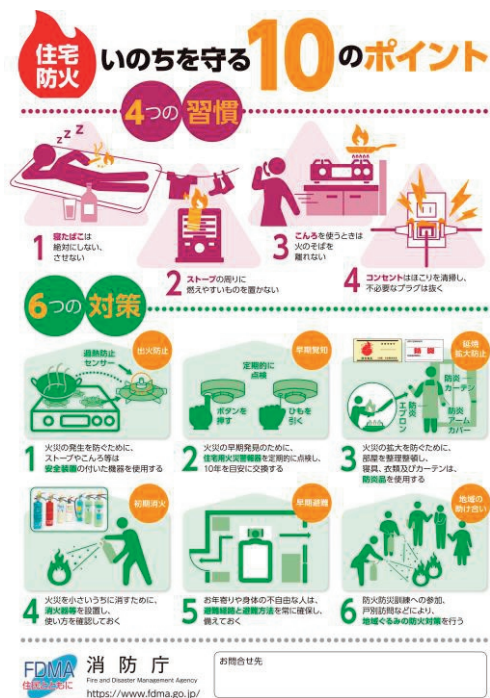
火災予防行政の課題

1. 住宅防火対策の推進

近年の住宅火災による年齢階層別死者数(放火自殺者等を除く。)は、65歳以上の高齢者の占める割合が約7割と高水準で推移している状況であり、さらなる高齢化の進展が見込まれる中で、住宅火災による高齢者の死者数の割合は今後増加していくことが予想される。

住宅における効果的な防火対策を高齢者や高齢者家族が自ら行えるよう必要な情報の提供などを推進することから、令和2年度には、住宅火災による高齢者の死者数の低減を図るため、高齢者の生活実態等の把握や、高齢者の死者が発生した火災の分析を踏まえた防火対策を検討した。検討の結果、近年の火災を取り巻く状況の変化や高齢者の生活実態等を踏まえ、「住宅防火いのちを守る10のポイント」を新たに定めるとともに、ポイントの概要を示したリーフレット等を作成した。

また、住宅用火災警報器については平成23年6月に全ての住宅への設置が義務化され、令和3年6月に10年を経過したことから、定期的な点検や老朽化した機器の交換といった、適切な維持管理を促進することが重要である。交換の際には、連動型住宅用火災警報器、火災以外の異常を感知して警報する機能を有する機能を併せ持つ住宅用火災警報器、音や光を発する補助警報装置を併設した住宅用火災警報器など、付加的な機能を併せ持つ機器などへの交換を広報活動等を通じて促していく。

住宅防火いのちを守る10のポイント
リーフレット

2. 小規模施設における防火対策の推進

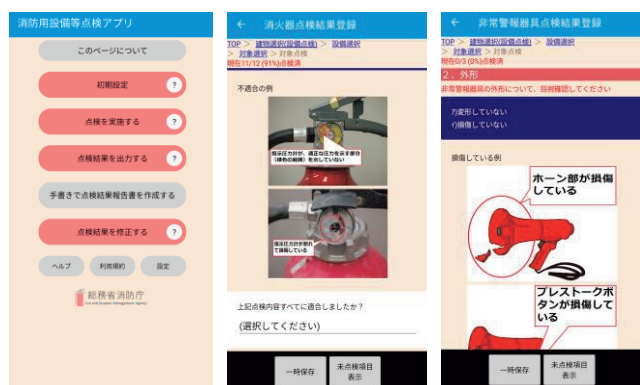
比較的小規模な高齢者施設や有床診療所において多数の人的被害を伴う火災が相次いだことを受け、平成26年の消防法施行令の改正により、自力で避難することが困難な方が入所する高齢者・障害者施設や避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院については、平成28年4月1日以降、原則として面積にかかわらずスプリンクラー設備の設置が義務付けられた。既存の有床診療所・病院についてはスプリンクラー設備の設置義務に係る経過措置が令和7年6月までとされていることから、このような動向を踏まえて、消防機関においてはスプリンクラー設備等の設置に関する適切な指導を引き続き行っていく。

3. 消防用設備等の点検報告の推進

防火対象物に設置された消防用設備等や特殊消防用設備等については、定期的な点検の実施とその結果の消防署長等への報告が義務付けられているが、小規模な防火対象物においては、点検、報告の実施状況が十分でない等の課題もある。

点検報告率向上のための取組を進めて、点検報告制度の適正な運用の推進を図っていく必要があることから、延べ面積1,000㎡未満の小規模な宿泊施設、共同住宅、飲食店等の関係者が、自ら消防用設備等(消火器、非常警報器具、誘導標識、特定小規

模施設用自動火災報知設備)の点検及び報告書を作成することを支援するため、令和3年3月31日から「消防用設備等点検アプリ」の提供を開始し、普及を図っていく。



消防用設備等点検アプリ（本アプリは、イラストや写真を用いた案内により点検することができ、その結果を出力する機能を有している。）

4. ICT 機器等を活用した効率的な火災調査業務の推進

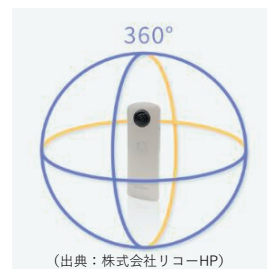
製品の複雑化・国民生活の多様化に伴う火災原因の複雑・多様化や、火災件数の減少に伴う火災調査業務に精通した職員の育成機会の減少などにより、火災調査業務に対する職員の負担が増大する傾向にある。

このため、令和2年度に、消防職員の負担軽減や効率的で質の高い火災調査を実施していくことを目的として、スマートグラス、360度カメラ、タブレット端末等のICT機器や、各種ソフトウェアの導入による新たな調査手法の検証を行った。

検証の結果、これらの活用により、職員の負担軽減、作業効率の向上、火災調査の精度の向上、コストの削減等、業務の効率化に大きく寄与することが確認できた。一方で、消防本部において、情報を管理するクラウドのセキュリティや、個人情報の取扱いなどの課題が明らかになった。さらなるICT機器等の活用の推進に向けては、消防本部における様々な取組事例や課題について、今後も継続的に情報共有を図っていく。



スマートグラス



(出典：株式会社リコーHP)

360度カメラ



タブレット端末



(出典：メガソフト株式会社)

図面作成ソフト等

二酸化炭素消火設備の放出事故について

■二酸化炭素消火設備について

二酸化炭素は、消火剤として用いることで酸素濃度を低下させ、消火する作用を有することに加え、貯蔵容器から放出された際は火災の冷却に寄与する性質も有しており、消火剤としての有効性がある。また、消火に伴う汚損が少ない、電気絶縁性がある等の特徴を有している。

このため、二酸化炭素を消火剤とする不活性ガス消火設備（以下「二酸化炭素消火設備」という。）は、昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造の駐車場（以下「機械式駐車場」という。）等における消火設備として広く設置されている。

しかしながら、高濃度の二酸化炭素は、人体に影響を与え、場合によっては生命の危険性が生じるおそれがある（第1-1-3表）。

このことから、二酸化炭素消火設備については、その危険性を考慮し、消防法令において、常時人がいない部分以外の部分には、二酸化炭素消火設備は設けてはならないこと等、必要な技術基準を定めるとともに、安全対策上のガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を示してきたところである。

■近年発生した二酸化炭素消火設備の放出事故の概要

令和2年12月から令和3年4月にかけて、二酸化炭素消火設備に係る死亡事故が相次いで発生した。事故の概要は次のとおり。

愛知県名古屋市（令和2年12月22日）

ホテルの機械式駐車場において、メンテナンス作業中に、二酸化炭素消火設備を誤って作動させたことにより防護区画内に二酸化炭素が放出し、死者1人、負傷者10人が発生。

東京都港区（令和3年1月23日）

事務所ビルにおいて、機械式駐車場等に設置された二酸化炭素消火設備の点検実施中に、何らかの理

由によりボンベ庫内で二酸化炭素が放出し、死者2人、負傷者1人が発生。

東京都新宿区（令和3年4月15日）

共同住宅の機械式駐車場において、天井ボードの張替え作業中に、何らかの理由により防護区画内に二酸化炭素が放出し、死者4人、負傷者2人が発生。

■消防庁の対応

消防庁では、消防法令の技術基準のほか、平成9年に示したガイドライン等において、閉止弁を設けることや二酸化炭素消火設備が設けられている付近で工事や整備、点検（以下「工事等」という。）が行われる場合における防護区画の入退室管理の徹底等の安全対策を示してきたところであるが、一連の事故を踏まえ、改めてガイドラインに示す安全対策の再周知や、以下について注意喚起を行った。

- ▶ 点検作業は、二酸化炭素消火設備の点検要領について熟知した者が行うこと。
- ▶ 昭和49年以前から設置されている二酸化炭素消火設備において、工事等を実施する際は、消火設備メーカー等に安全対策を確認した上で、作業を実施すること。
- ▶ 二酸化炭素消火設備が設けられた付近での工事等における安全管理体制を確保すること。
- ▶ 工事等の従事者に対する安全対策（消火剤が放出されないよう閉止弁を閉止する等の措置を講じた上でなければ当該工事を開始しないこと等）を周知徹底すること。

さらに、令和3年5月から、「特殊消火設備の設置基準等に係る検討部会」において、二酸化炭素消火設備の実態を把握するとともに、過去の同種の事故を含め、事故発生要因を洗い出した上で、再発防止対策の検討を行っている。また、二酸化炭素に替わる消火剤の活用を進めるため、技術的な課題等を解決するための検討を進めていくこととしている。

第1-1-3表 二酸化炭素の危険性

| 二酸化炭素の濃度 | 症状発現までの暴露時間 | 人体の影響 |
|----------|-------------|---|
| 2%未満 | | はっきりした影響は認められない |
| 2～3% | 5～10分 | 呼吸深度の増加、呼吸数の増加 |
| 3～4% | 10～30分 | 頭痛、めまい、悪心、知覚低下 |
| 4～6% | 5～10分 | 上記症状、過呼吸による不快感 |
| 6～8% | 10～60分 | 意識レベルの低下、その後意識喪失へ進む ふるえ、けいれんなどの不随意運動を伴うこともある |
| 8～10% | 1～10分 | 同上 |
| 10%以上 | 数分間 | 意識喪失、その後短時間で生命の危険あり |
| 30% | 8～12呼吸 | 同上 |

第2節

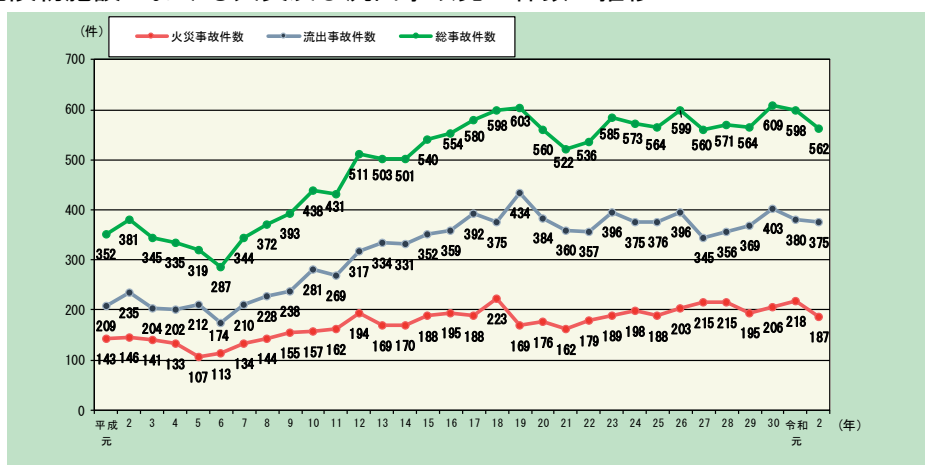
危険物施設等における災害対策

危険物施設等における災害の現況と最近の動向

危険物施設^{*1}における事故は、火災（爆発を含む。）と危険物^{*2}の流出に大別される。危険物施設の火災

及び流出事故件数は、平成6年（1994年）から増加傾向にある。令和2年中は、火災事故が187件、流出事故が375件で合計562件となっており、前年より36件減少している（第1-2-1図）。

第1-2-1図 危険物施設における火災及び流出事故発生件数の推移



(備考) 1 「危険物に係る事故報告」により作成
 2 事故発生件数の年別傾向を把握するために、震度6弱以上（平成8年9月以前は震度6以上）の地震により発生した件数を除いています。

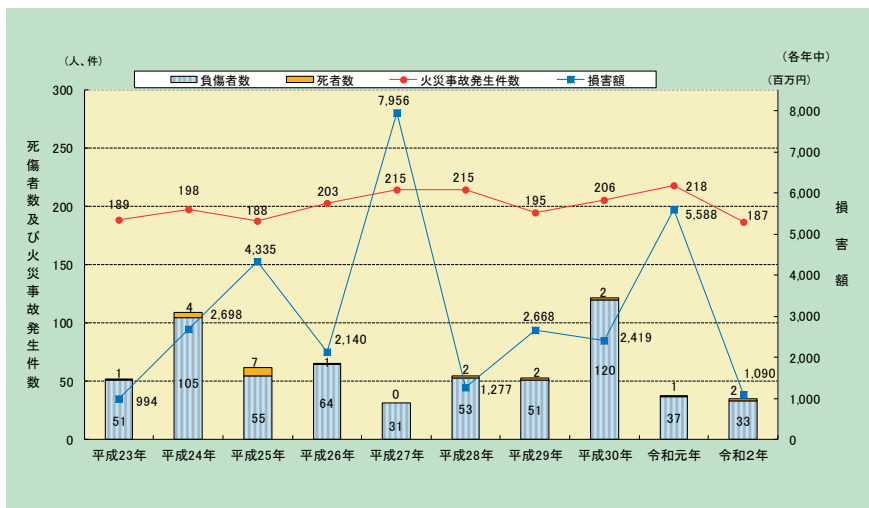
*1 危険物施設：消防法で指定された数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う施設として、市町村長等の許可を受けた施設で、以下のとおり、製造所、貯蔵所及び取扱所の3つに区分される。

| 区分 | | 内容 |
|-----|----------|-----------------------|
| 製造所 | | 危険物を製造する施設 |
| 貯蔵所 | 屋内貯蔵所 | 危険物を建築物内で貯蔵 |
| | 屋外タンク貯蔵所 | 屋外にあるタンクで危険物を貯蔵 |
| | 屋内タンク貯蔵所 | 屋内にあるタンクで危険物を貯蔵 |
| | 地下タンク貯蔵所 | 地盤面下にあるタンクで危険物を貯蔵 |
| | 簡易タンク貯蔵所 | 600L以下の小規模なタンクで危険物を貯蔵 |
| | 移動タンク貯蔵所 | 車両に固定されたタンクで危険物を貯蔵 |
| | 屋外貯蔵所 | 屋外の場所で一定の危険物を容器等で貯蔵 |
| 取扱所 | 給油取扱所 | 自動車等に給油する取扱所 |
| | 販売取扱所 | 容器に入ったまま危険物を売る販売店 |
| | 移送取扱所 | 配管で危険物を移送する取扱所 |
| | 一般取扱所 | 上記3つの取扱所以外の取扱所 |

*2 危険物：消防法（第2条第7項）では、「別表第一の品名欄に掲げる物品で、同表定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。」と定義されている。また、それぞれの危険物の「性状」は、「消防法別表第一 備考」に類別に定義されている。

| 類別 | 性質 | 特性 | 代表的な物質 |
|-----|----------------|---|------------------------------|
| 第1類 | 酸化性固体 | そのものは燃焼しないが、他の物質を強く酸化させる性質を有する固体であり、可燃物と混合したとき、熱、衝撃、摩擦によって分解し、極めて激しい燃焼を起こさせる。 | 塩素酸ナトリウム、硝酸カリウム、硝酸アンモニウム |
| 第2類 | 可燃性固体 | 火炎によって着火しやすい固体又は比較的低温（40℃未満）で引火しやすい固体であり、出火しやすく、かつ、燃焼が速く消火することが困難である。 | 赤りん、硫黄、鉄粉、固形アルコール、ラッカーパテ |
| 第3類 | 自然発火性物質及び禁水性物質 | 空気にさらされることにより自然に発火し、又は水と接触して発火し若しくは可燃性ガスを発生する。 | ナトリウム、アルキルアルミニウム、黄りん |
| 第4類 | 引火性液体 | 液体であって引火性を有する。 | ガソリン、灯油、軽油、重油、アセトン、エタノール |
| 第5類 | 自己反応性物質 | 固体又は液体であって、加熱分解などにより、比較的低い温度で多量の熱を発生し、又は爆発的に反応が進行する。 | ニトログリセリン、トリニトロトルエン、ヒドロキシルアミン |
| 第6類 | 酸化性液体 | そのものは燃焼しない液体であるが、混在する他の可燃物の燃焼を促進する性質を有する。 | 過塩素酸、過酸化水素、硝酸 |

第1-2-2図 危険物施設における火災事故発生件数と被害状況



(備考) 「危険物に係る事故報告」により作成

1. 火災事故

危険物施設における令和2年中の火災事故の発生件数は187件となっており、平成元年以降火災事故が最も少なかった平成5年(1993年)の107件と比較すると、危険物施設が減少しているにもかかわらず、約1.7倍に増加している。主な発生要因については、操作確認不十分、維持管理不十分等の人的要因によるものが多くを占めている。

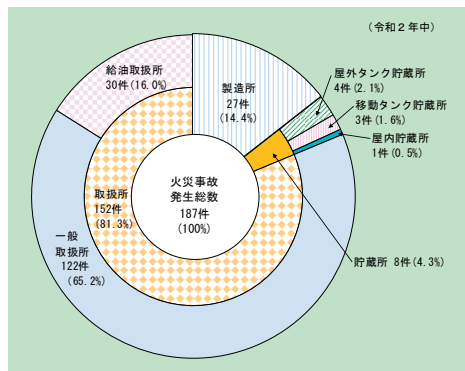
(1) 危険物施設における火災事故発生件数と被害

令和2年中の危険物施設における火災事故の発生件数は187件(対前年比31件減)、損害額は10億9,035万円(同44億9,728万円減)、死者は2人(同1人増)、負傷者は33人(同4人減)となっている(第1-2-2図)。

また、危険物施設別の火災事故の発生件数をみると、一般取扱所が最も多く、次いで給油取扱所、製造所の順となっており、これらの3施設区分の合計で全体の95.7%を占めている(第1-2-3図)。

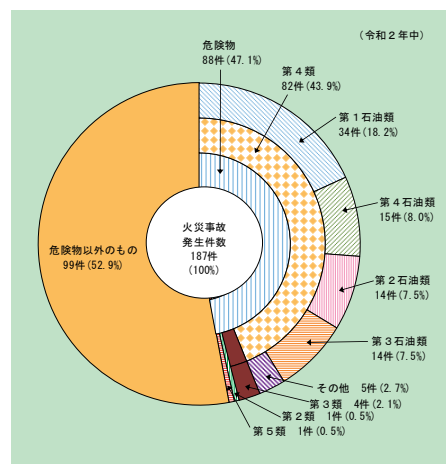
一方、火災事故187件のうち88件(全体の47.1%)は、危険物が出火原因物質となっている(第1-2-4図)。

第1-2-3図 危険物施設別火災事故発生件数



(備考) 1 「危険物に係る事故報告」により作成
2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

第1-2-4図 出火原因物質別火災事故発生件数



(備考) 1 「危険物に係る事故報告」により作成
2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

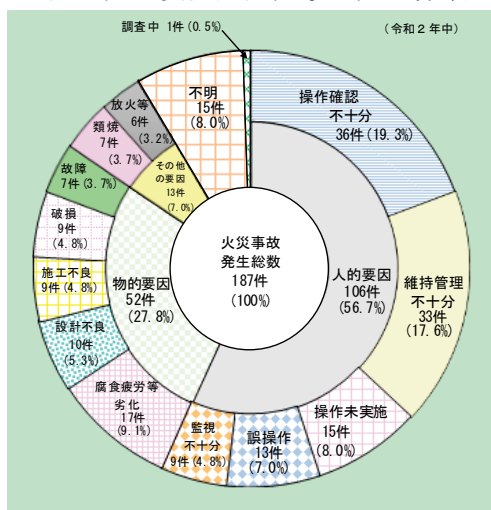
(2) 危険物施設における火災事故の発生要因

令和2年中に発生した危険物施設における火災事故の発生要因をみると、人的要因が56.7%、物的要因が27.8%、その他の要因、不明及び調査中を合

計したものが15.5%となっている（第1-2-5図）。

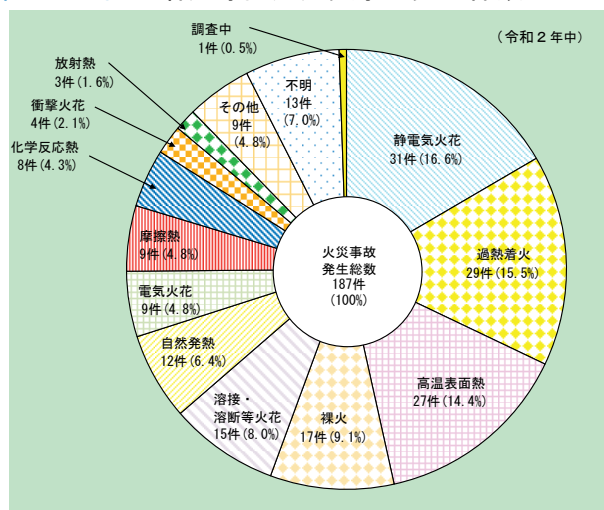
また、着火原因別にみると、静電気火花が31件（対前年比9件減）と最も多く、次いで過熱着火が29件（同4件増）、高温表面熱が27件（同1件増）、裸火が17件（同2件増）となっている（第1-2-6図）。

第1-2-5図 発生要因別火災事故発生件数



- (備考) 1 「危険物に係る事故報告」により作成
2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

第1-2-6図 着火原因別火災事故発生件数



- (備考) 1 「危険物に係る事故報告」により作成
2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

(3) 無許可施設における火災事故

危険物施設として許可を受けるべき施設であるにもかかわらず、許可を受けていないもの（以下「無

許可施設」という。）における令和2年中の火災事故の発生件数は3件（対前年比1件減）であり、死者は0人（同3人減）、負傷者は2人（同1人減）となっている。

(4) 危険物運搬中の火災事故

令和2年中の危険物運搬中の火災事故の発生件数は0件（前年同数）となっている。

(5) 仮貯蔵・仮取扱い中の火災事故

令和2年中の仮貯蔵・仮取扱い*3中の火災事故の発生件数は0件（前年同数）となっている。

2. 流出事故

危険物施設における令和2年中の危険物の流出事故の発生件数は375件となっており、平成元年以降流出事故が最も少なかった平成6年（1994年）の174件と比較すると、危険物施設数が減少しているにもかかわらず、約2.2倍に増加している。主な発生要因については、人的要因によるもの、物的要因によるものいずれも多数発生しているが、物的要因によるもののうち、特に腐食疲労等劣化等の経年劣化によるものが増加している。

(1) 危険物施設における流出事故発生件数と被害

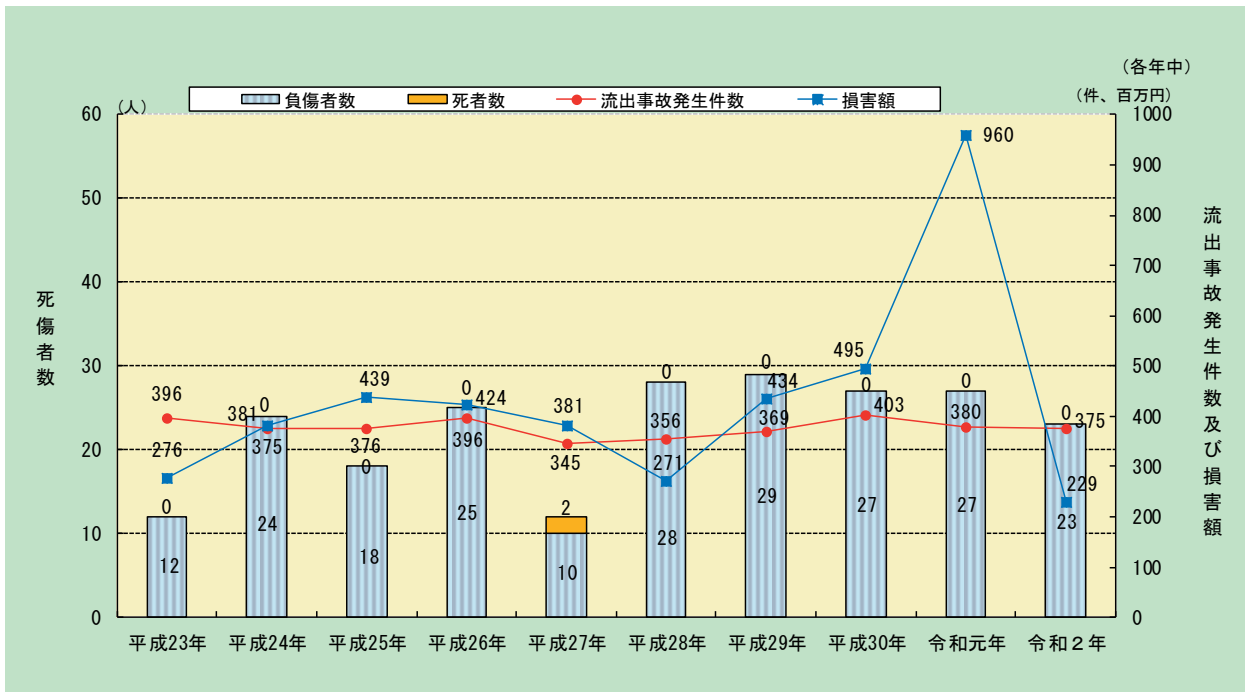
令和2年中の危険物施設における危険物の流出事故の発生件数（火災に至らなかったもの）は、375件（対前年比5件減）、損害額は2億2,886万円（同7億3,153万円減）、死者は0人（前年同数）、負傷者は23人（同4人減）となっている（第1-2-7図）。

また、危険物施設別の流出事故の発生件数をみると、一般取扱所が最も多く、次いで屋外タンク貯蔵所、給油取扱所の順となっている（第1-2-8図）。

一方、危険物施設における流出事故発生件数のうち、98.7%が石油製品を中心とする第4類の危険物の流出となっている。これを品名別にみると、第3石油類（重油等）が最も多く、次いで第2石油類（軽油等）、第1石油類（ガソリン等）の順となっている（第1-2-9図）。

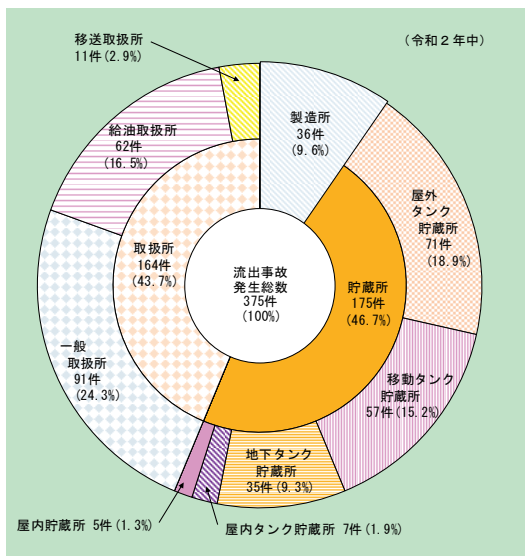
*3 仮貯蔵・仮扱い：危険物施設として許可を受けていない場所において、所轄消防長又は消防署長の承認を受け、10日以内の期間に限り、消防法で指定された数量以上の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱うことをいう。

第1-2-7 図 危険物施設における流出事故発生件数と被害状況



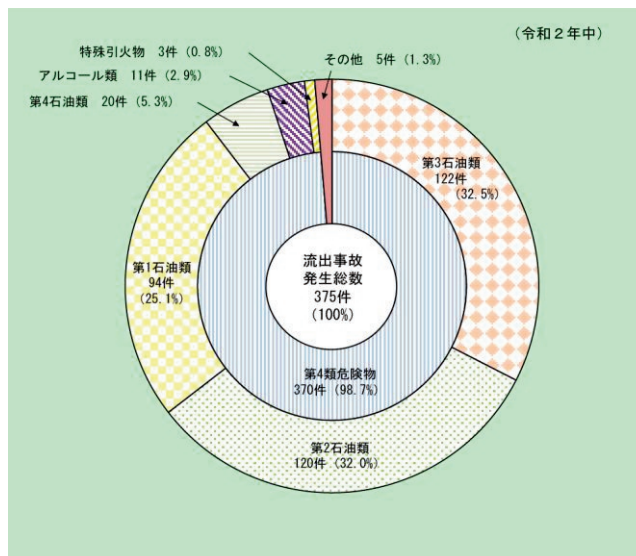
(備考) 「危険物に係る事故報告」により作成

第1-2-8 図 危険物施設別流出事故発生件数



(備考) 1 「危険物に係る事故報告」により作成
 2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

第1-2-9 図 流出物質別流出事故発生件数



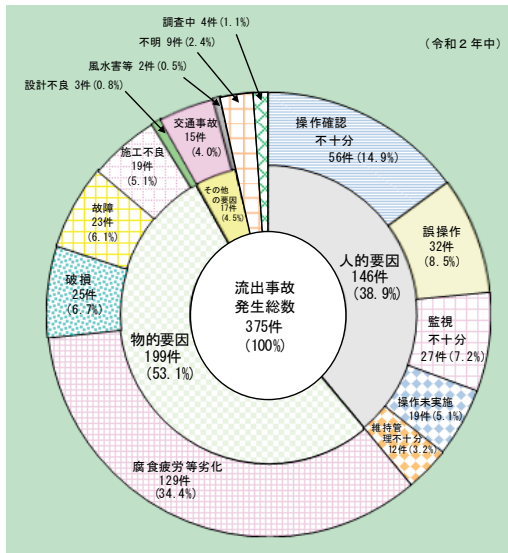
(備考) 1 「危険物に係る事故報告」により作成
 2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

(2) 危険物施設における流出事故の発生要因

令和2年中に発生した危険物施設における流出事故の発生要因をみると、人的要因が38.9%、物的要因が53.1%、その他の要因、不明及び調査中を合計したものが8.0%となっている。

また、発生要因別にみると、腐食疲労等劣化によるものが129件(対前年比1件増)と最も多く、次いで操作確認不十分によるものが56件(同5件増)、誤操作によるものが32件(同2件減)となっている(第1-2-10 図)。

第 1-2-10 図 発生要因別流出事故発生件数



(備考) 1 「危険物に係る事故報告」により作成
2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

(3) 無許可施設における流出事故

令和 2 年中の無許可施設における流出事故の発生件数は 2 件 (対前年比 3 件減) であり、令和元年に引き続き死傷者は発生していない。

(4) 危険物運搬中の流出事故

令和 2 年中の危険物運搬中の流出事故の発生件数は 9 件 (対前年比 2 件減) であり、令和元年に引き続き死傷者は発生していない。

(5) 仮貯蔵・仮取扱い中の流出事故

令和 2 年中の仮貯蔵・仮取扱い中の流出事故の発生件数は 0 件 (対前年比 1 件減) となっている。

危険物行政の現況

1. 危険物規制

(1) 危険物規制の体系

消防法では、①火災発生の危険性が大きい、②火災が発生した場合にその拡大の危険性が大きい、③火災の際の消火が困難であるなどの性状を有する物品を「危険物」として指定し、これらの危険物について、貯蔵・取扱い及び運搬において保安上の規制を行うことにより、火災の防止や、国民の生命、身体及び財産を火災から保護し、又は火災による被害を軽減することとされている。

なお、危険物に関する規制の概要は、次のとおりである。

- ・指定数量 (消防法で指定された、貯蔵又は取扱いを行う場合に許可が必要となる数量) 以上の危険物は、危険物施設以外の場所で貯蔵し、又は取り扱ってはならず、危険物施設を設置しようとする者は、その位置、構造及び設備を法令で定める基準に適合させ、市町村長等の許可を受けなければならない。
- ・危険物の運搬については、その量の多少を問わず、法令で定める安全確保のための基準に従って行わなければならない。
- ・指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いなどの基準については、市町村条例で定める。

(2) 危険物施設の現況

ア 危険物施設数の状況

令和 3 年 3 月 31 日現在の危険物施設の総数 (設置許可施設数) は 39 万 2,619 施設となっている (第 1-2-1 表)。

施設区分別の割合をみると、貯蔵所が 68.3% と最も多く、次いで取扱所は 30.4%、製造所が 1.3% となっている (第 1-2-11 図)。

第1-2-1表 危険物施設数の推移

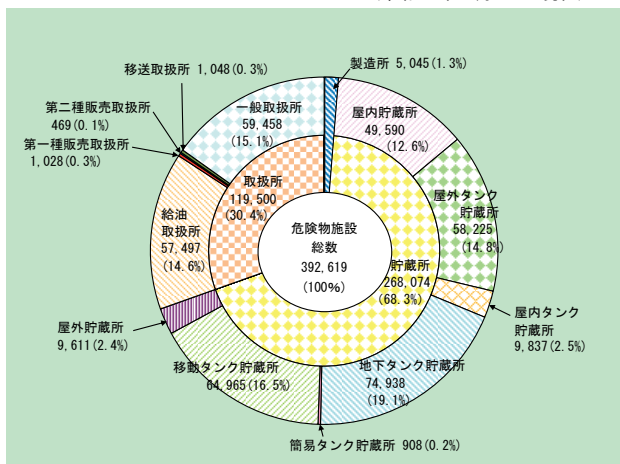
(各年3月31日現在)

| 施設 | 年 | 平成 | 平成 | 平成 | 令和 | 令和 | 増減率(%) | |
|-----|----------|-----------|---------|---------|----------|----------|------------------------|------------------------|
| | | 29 (A) | 30 | 31 | 2 (B) | 3 (C) | $(C/A - 1) \times 100$ | $(C/B - 1) \times 100$ |
| 製造所 | | 5,096 | 5,093 | 5,098 | 5,077 | 5,045 | △ 1.0 | △ 0.6 |
| 貯蔵所 | 屋内貯蔵所 | 50,023 | 49,811 | 49,717 | 49,613 | 49,590 | △ 0.9 | △ 0.0 |
| | 屋外タンク貯蔵所 | 61,124 | 60,360 | 59,699 | 59,035 | 58,225 | △ 4.7 | △ 1.4 |
| | 屋内タンク貯蔵所 | 10,586 | 10,386 | 10,170 | 9,988 | 9,837 | △ 7.1 | △ 1.5 |
| | 地下タンク貯蔵所 | 81,417 | 79,723 | 77,988 | 76,425 | 74,938 | △ 8.0 | △ 1.9 |
| | 簡易タンク貯蔵所 | 986 | 961 | 940 | 933 | 908 | △ 7.9 | △ 2.7 |
| | 移動タンク貯蔵所 | 66,733 | 65,806 | 65,425 | 65,124 | 64,965 | △ 2.6 | △ 0.2 |
| | 屋外貯蔵所 | 9,994 | 9,832 | 9,702 | 9,604 | 9,611 | △ 3.8 | 0.1 |
| 小計 | | 280,863 | 276,879 | 273,641 | 270,722 | 268,074 | △ 4.6 | △ 1.0 |
| 取扱所 | 給油取扱所 | 60,585 | 59,715 | 58,865 | 58,124 | 57,497 | △ 5.1 | △ 1.1 |
| | 第一種販売取扱所 | 1,138 | 1,107 | 1,078 | 1,050 | 1,028 | △ 9.7 | △ 2.1 |
| | 第二種販売取扱所 | 499 | 493 | 482 | 474 | 469 | △ 6.0 | △ 1.1 |
| | 移送取扱所 | 1,098 | 1,084 | 1,077 | 1,062 | 1,048 | △ 4.6 | △ 1.3 |
| | 一般取扱所 | 61,372 | 60,867 | 60,398 | 59,948 | 59,458 | △ 3.1 | △ 0.8 |
| | 小計 | 124,692 | 123,266 | 121,900 | 120,658 | 119,500 | △ 4.2 | △ 1.0 |
| 計 | | 410,651 | 405,238 | 400,639 | 396,457 | 392,619 | △ 4.4 | △ 1.0 |

(備考) 1 「危険物規制事務調査」により作成
 2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

第1-2-11図 危険物施設数の区分別の状況

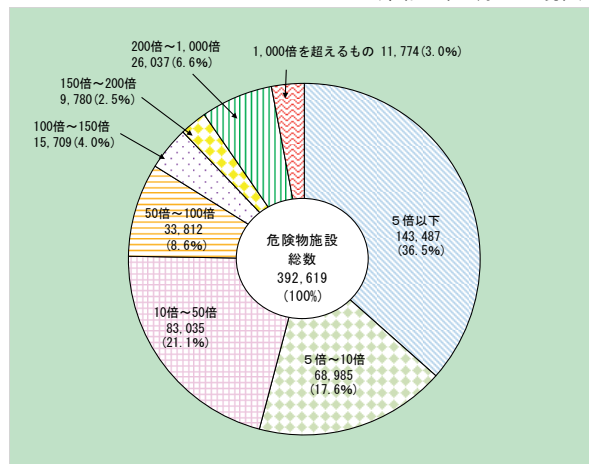
(令和3年3月31日現在)



(備考) 1 「危険物規制事務調査」により作成
 2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

第1-2-12図 危険物施設の規模別構成比

(令和3年3月31日現在)



(備考) 1 「危険物規制事務調査」により作成
 2 倍数は貯蔵最大数量又は取扱最大数量を危険物の規制に関する政令別表第三で定める指定数量で除して得た数値である。
 3 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

イ 危険物施設の規模別構成

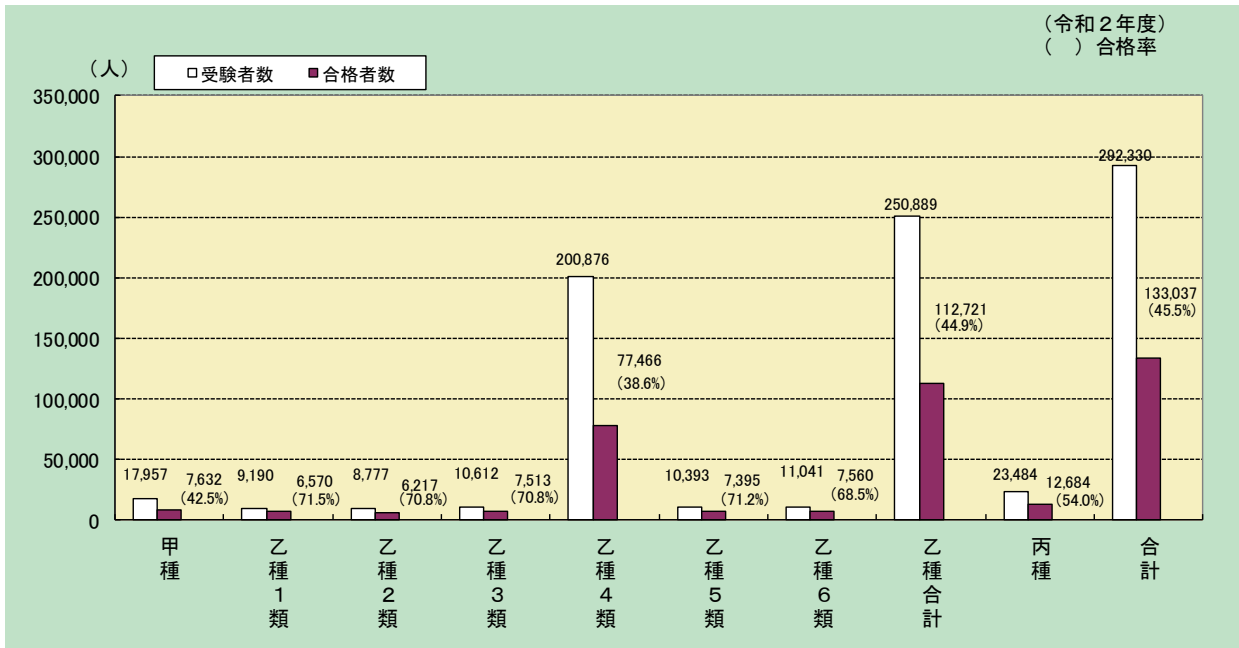
令和3年3月31日現在における危険物施設総数に占める規模別(貯蔵最大数量又は取扱最大数量によるもの)の施設数では、指定数量の50倍以下の危険物施設が、全体の75.3%を占めている(第1-2-12図)。

(3) 危険物取扱者

危険物取扱者は、「甲種」「乙種」「丙種」の3つに区分されており、区分によって取り扱うことができる危険物の種類が異なる。危険物施設での危険物の取扱いは、安全確保のため、危険物取扱者が自ら行うか、その他の者が取り扱う場合には、甲種又は乙種危険物取扱者が立ち会わなければならないとされている。

令和3年3月31日現在、危険物取扱者制度発足以来の危険物取扱者試験の合格者総数(累計)は988万4,123人となっており、危険物施設における

第1-2-13図 危険物取扱者試験実施状況



(備考)「危険物取扱者・消防設備士試験・免状統計表」((一財)消防試験研究センター)により作成

安全確保に大きな役割を果たしている。

ア 危険物取扱者試験

令和2年度中の危険物取扱者試験は、全国で4,091回(対前年度比434回増)実施された。受験者数は29万2,330人(同3万7,149人減)、合格者数は13万3,037人(同1万5,438人減)で平均の合格率は約45.5%(同0.4%増)となっている(第1-2-13図)。

この状況を試験の種類別にみると、受験者数では、乙種第4類が全体の68.7%、次いで丙種が全体の8.0%となっており、この2種類で全体の76.7%を占めている。

イ 保安講習

危険物施設において危険物の取扱作業に従事す

る危険物取扱者は、原則として3年に1度、都道府県知事が行う危険物の取扱作業の保安に関する講習(保安講習)を受けなければならないこととされている。

令和2年度中の保安講習は、全国で延べ1,811回(対前年度比348回増)実施され、17万774人(同1万1,763人減)が受講している(第1-2-2表)。

(4) 事業所における保安体制

令和3年3月31日現在、危険物施設を所有する事業所総数は、全国で17万7,904事業所となっている。

事業所における保安体制の整備を図るため、一定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物施設の所有者等には、危険物保安監督者の選任、危険物施設保安員の選定(1,613事業所)、予防規程の作

第1-2-2表 危険物取扱者保安講習受講者数及びその危険物取扱者免状の種類別内訳

| 区分 年度 | 受講者数 | 乙種 | | | | | | | | | 丙種 | 種類別 総計 | 講習 回数 |
|----------|---------|--------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|---------|--------|---------|-----------|----------|
| | | 甲種 | 乙種 | | | | | | | | | | |
| | | | 1類 | 2類 | 3類 | 4類 | 5類 | 6類 | 小計 | | | | |
| 28 | 178,002 | 14,182 | 10,702 | 11,581 | 10,129 | 153,091 | 11,452 | 11,991 | 208,946 | 24,660 | 247,788 | 1,467 | |
| 29 | 170,287 | 14,219 | 10,536 | 11,511 | 9,739 | 142,322 | 11,125 | 11,664 | 196,897 | 23,815 | 234,931 | 1,460 | |
| 30 | 182,800 | 14,813 | 11,215 | 11,721 | 10,106 | 153,670 | 11,526 | 12,444 | 210,682 | 24,402 | 249,897 | 1,452 | |
| R1 | 182,537 | 14,809 | 11,539 | 12,558 | 10,358 | 155,943 | 12,078 | 12,197 | 214,673 | 25,452 | 254,934 | 1,463 | |
| R2 | 170,774 | 13,740 | 10,667 | 11,769 | 9,969 | 143,669 | 11,261 | 11,458 | 198,793 | 23,242 | 235,775 | 1,811 | |

成（4万1,719事業所）が義務付けられている。また、同一事業所において一定の危険物施設を所有等し、かつ、一定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うものには、自衛消防組織の設置（79事業所）、危険物保安統括管理者の選任（212事業所）が義務付けられている。

（5）保安検査

一定の規模以上の屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所の所有者等は、その規模等に応じた一定の時期ごとに、市町村長等が行う危険物施設の保安に関する検査（保安検査）を受けることが義務付けられている。

令和2年度中に実施された保安検査は206件であり、そのうち屋外タンク貯蔵所に関するものは203件、移送取扱所に関するものは3件となっている。

（6）立入検査及び措置命令

市町村長等は、危険物の貯蔵又は取扱いに伴う火災防止のため必要があると認めるときは、危険物施設等に対して施設の位置、構造及び設備並びに危険物の貯蔵又は取扱いが消防法で定められた基準に適合しているかについて立入検査を行うことができる。

令和2年度中の立入検査は14万460件の危険物施設について、延べ15万1,919回行われている。

立入検査を行った結果、消防法に違反していると認められる場合、市町村長等は、危険物施設等の所有者等に対して、貯蔵又は取扱いに関する遵守命令、施設の位置、構造及び設備の基準に関する措置命令等を発することができる。

令和2年度中に市町村長等がこれらの措置命令等を発した件数は147件となっている（第1-2-14図）。

2. 石油パイプラインの保安

（1）石油パイプライン事業の保安規制

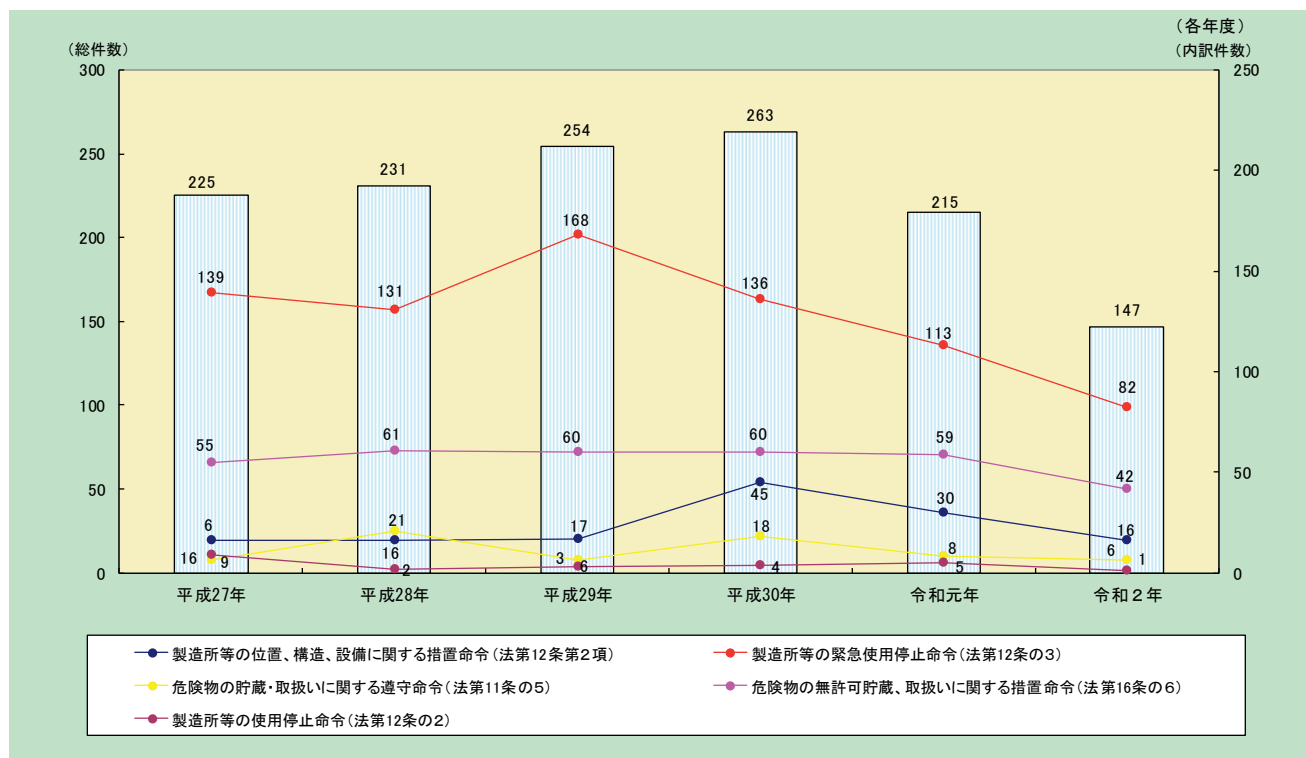
石油パイプラインのうち、一般の需要に応じて石油の輸送事業を行うものについては、石油パイプライン事業法により、事業の許可や工事計画の認可、保安検査等が行われ、その安全性を確保している。

石油パイプライン事業法の適用を受けている施設は、現在、成田国際空港への航空燃料輸送用パイプラインだけであり、それ以外のパイプラインは、消防法において移送取扱所として規制されている。

（2）石油パイプラインの保安の確保

石油パイプライン事業法に基づく成田国際空港への航空燃料輸送用パイプラインについては、定期

第1-2-14図 危険物施設等に関する措置命令等の推移



（備考）「危険物規制事務調査」により作成

的に保安検査等を実施するとともに、事業者に対しては、保安規程を遵守し、法令に定める技術上の基準に従って維持管理、点検等を行わせ、その安全の確保に万全を期することとしている。

危険物行政の課題

(1) 官民一体となった事故防止対策の推進

危険物施設における火災及び流出事故の発生件数は、平成6年(1994年)頃を境に増加傾向に転じ、依然として高い水準で推移している(第1-2-1図)。

危険物施設における事故を防止するためには、事業所の実態に応じた安全対策や、危険物施設の経年劣化をはじめとする事故要因への対策を適切に講じる必要がある。

このような状況を踏まえ、関係業界や消防機関等により構成される「危険物等事故防止対策情報連絡会」において、平成28年3月、事故防止対策をより効果的なものとするため、「危険物等に係る重大事故の発生を防止すること」が目標として定められ、この目標に向けた関係業界や消防機関等の取組を取りまとめた「危険物等事故防止対策実施要領」が毎年度策定されている。

今後とも、事故に係る調査分析結果等の情報共有や、各地域における取組の推進など、関係機関が一体となって事故防止対策を推進していく必要がある。

(2) 科学技術及び産業経済の動向等を踏まえた安全対策の推進

科学技術及び産業経済の動向等に伴い、危険物行政を取り巻く環境は常に変化しており、新たな危険性物質の出現、危険物の流通形態の変化、危険物施設の多様化・複雑化、設備・機器の高経年化等への対応が求められている。

消防法上の危険物に指定されていないが、同様の火災危険性を有する物質への対応を図るため、平成21年度から「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」を開催している。検討会では、新たな化学物質等について広く調査を行うとともに、火災危険性を有するおそれのある物質を抽出して性状確認等を行っている。

また、近年、危険物施設は高経年化が進み、腐食・

劣化等を原因とする事故件数が増加していることから、危険物施設の長期使用を踏まえた安全対策のあり方について検討を行ってきた。危険物施設におけるAIやICT等の最新技術を活用することで、効果的な予防保全が期待できるとの検討結果を踏まえ、令和3年度には「危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会」を開催し、今後の危険物施設のスマート保安化等に柔軟な対応ができるよう調査検討を行っている(特集5を参照)。

(3) 大規模災害への対応

大規模な自然災害の発生等に伴い、危険物施設において流出事故等が発生した場合には、周辺住民の安全や産業、環境等に対して多大な影響を及ぼすおそれがあることから、適切に安全確保を図る必要がある。一方、災害時の応急対策や復旧の段階において、ガソリン等燃料の緊急的な供給、被災地の危険物施設や関係者の負担軽減等を図るため、消防法令の弾力的な運用が求められている。

風水害対策については、令和2年3月に危険物施設の形態別による対策上のポイントやチェックリストを「危険物施設の風水害対策ガイドライン」として公表し、令和3年3月にはガイドラインのさらなる利活用を目的に、対策を実行する際の初動対応に関するフローチャートを追加した。

さらに、小規模な屋外貯蔵タンクについて、東日本大震災の際の津波や、近年の風水害に伴い、タンク本体や附属配管が破損し、石油類が流出する事例が散見されることを踏まえ、令和2年8月から「屋外貯蔵タンクの津波・水害による流出等防止に関する調査検討会」を開催し、津波・水害に対する小規模な屋外貯蔵タンクの流出等防止対策の検討を行っている。この検討会で提案する対策工法を、事業者等が津波・水害対策として活用できるよう、令和4年3月を目処にガイドラインをとりまとめ、発出することを予定している。

(4) 過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた対策

石油製品の需要の減少を背景として、過疎化やそれに伴う人手不足等により、ガソリンスタンドの数が年々減少しており、自家用車等への給油、移動手段を持たない高齢者への灯油配送などに支障を来たす地域が増加している。このような状況を踏まえ、

エネルギー基本計画（平成 30 年 7 月 3 日閣議決定）等において、A I ・ I o T 等の新たな技術を活用し、人手不足の克服、安全かつ効率的な事業運営や新たなサービスの創出を可能とするため、安全確保を前提に規制のあり方について検討することが求められている。

令和 3 年 3 月には、ガソリンスタンドの敷地の利活用に関するニーズや過疎地におけるガソリンスタンドを取り巻く環境の変化等を踏まえ、ガソリンスタンドの営業時間外における販売等の業務を行う場合の安全対策（車両衝突・いたずら等による事故等の防止、火災等緊急時の措置等）についてとりまとめた。また、ガソリンスタンドにおいては、ガソリン等を貯蔵するためのタンクは地下に設置することとされているが、地上にタンクを設置する場合やタンクローリーを利用する場合の安全対策（想定される災害危険への対策、危険物の流出防止対策、車両衝突防止措置等）についてとりまとめた。令和 3 年 7 月には、危険物の規制に関する規則の一部を改正し、火災の予防上安全であると認められるガソリンスタンドについて、キャノピー面積を拡大できるよう措置した。

第3節

石油コンビナート災害対策

石油コンビナート災害の現況と最近の動向

1. 事故件数と被害

令和2年中に石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）の特定事業所*1で発生した事故総件数は267件で、地震及び津波による事故（以下「地震事故」という。）は発生しておらず、全て地震以外の事故（以下「一般事故」という。）であった。

一般事故の発生件数の推移をみると、平成元年以降、増加傾向にあり、令和2年中の事故は、過去最多件数を記録した一昨年に比べ、2年連続で事故件数は減少したものの、過去3番目に多い267件（対前年比17件減）を記録した（第1-3-1図）。

令和2年中、一般事故で死傷者の発生した事故は18件（対前年比7件減）で、死傷者の内訳は、死者1人（同1人増）、負傷者25人（同24人減）となっ

ている（資料1-3-1）。

2. 事故の特徴

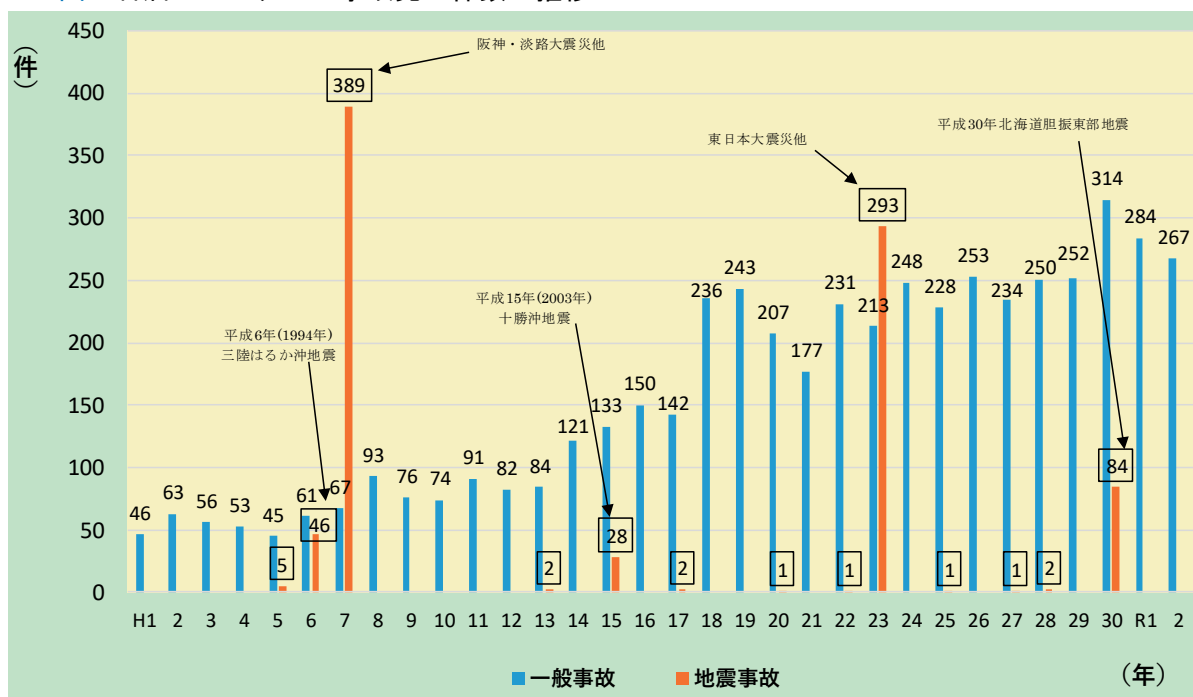
(1) 事故種別ごとの一般事故件数

事故種別ごとの一般事故件数は、火災98件（対前年比14件減）、爆発3件（同4件減）、漏えい155件（同1件増）、その他11件（前年と同数）である（資料1-3-2）。

(2) 原因別の一般事故件数

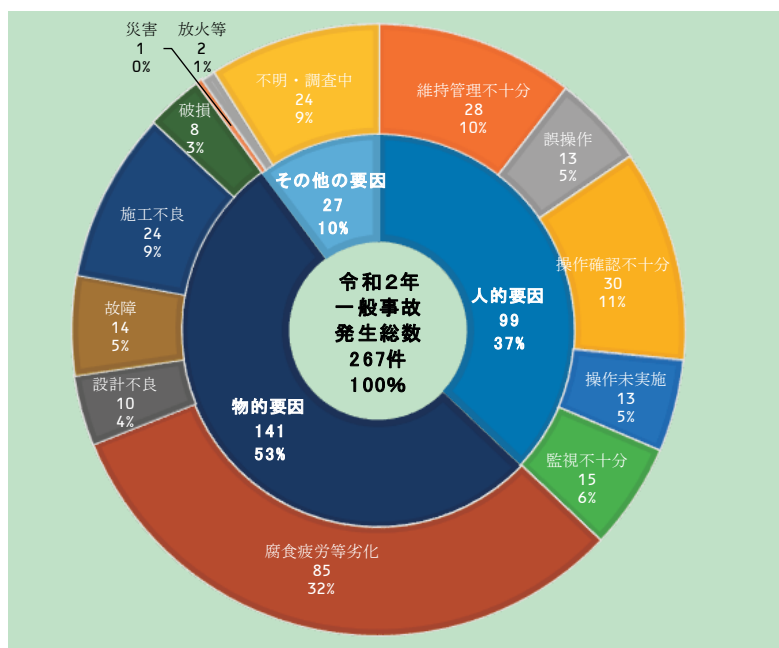
原因別の一般事故件数は、人的要因によるものが99件（対前年比9件減）、物的要因が141件（同14件減）、その他の要因が27件（同6件増）である。その内訳として主な原因では、腐食疲労等劣化85件（同8件減）、操作確認不十分30件（前年と同数）、維持管理不十分28件（同10件減）となっている（第1-3-2図）。

第1-3-1図 石油コンビナート事故発生件数の推移



*1 特定事業所：第1種事業所（石油の貯蔵・取扱量が1万キロリットル以上又は高圧ガスの処理量が200万立方メートル以上等である事業所）及び第2種事業所（石油の貯蔵・取扱量が1千キロリットル以上又は高圧ガスの処理量が20万立方メートル以上等である事業所）をいう。

第1-3-2図 原因別の一般事故件数



(3) 特定事業所種別の一般事故件数

特定事業所種別の一般事故件数は、第1種事業所が214件（うちレイアウト事業所*2199件）で、全体の80.1%を占めている（資料1-3-3）。

(4) 特定事業所業態別の一般事故件数

特定事業所業態別の一般事故件数は、石油製品・石炭製品製造業関係が98件（対前年比3件増）、化学工業関係が97件（同12件増）、鉄鋼業関係が35件（前年と同数）、電気業関係が8件（同11件減）である（資料1-3-4）。

石油コンビナート災害対策の現況

石油、高圧ガスを大量に集積している特別防災区域では、災害の発生及び拡大を防止するため、消防

法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等による各種規制に加えて、各施設地区の配置、防災資機材等について定めた石油コンビナート等災害防止法による規制により、総合的な防災体制が確立されている。

1. 特別防災区域の現況

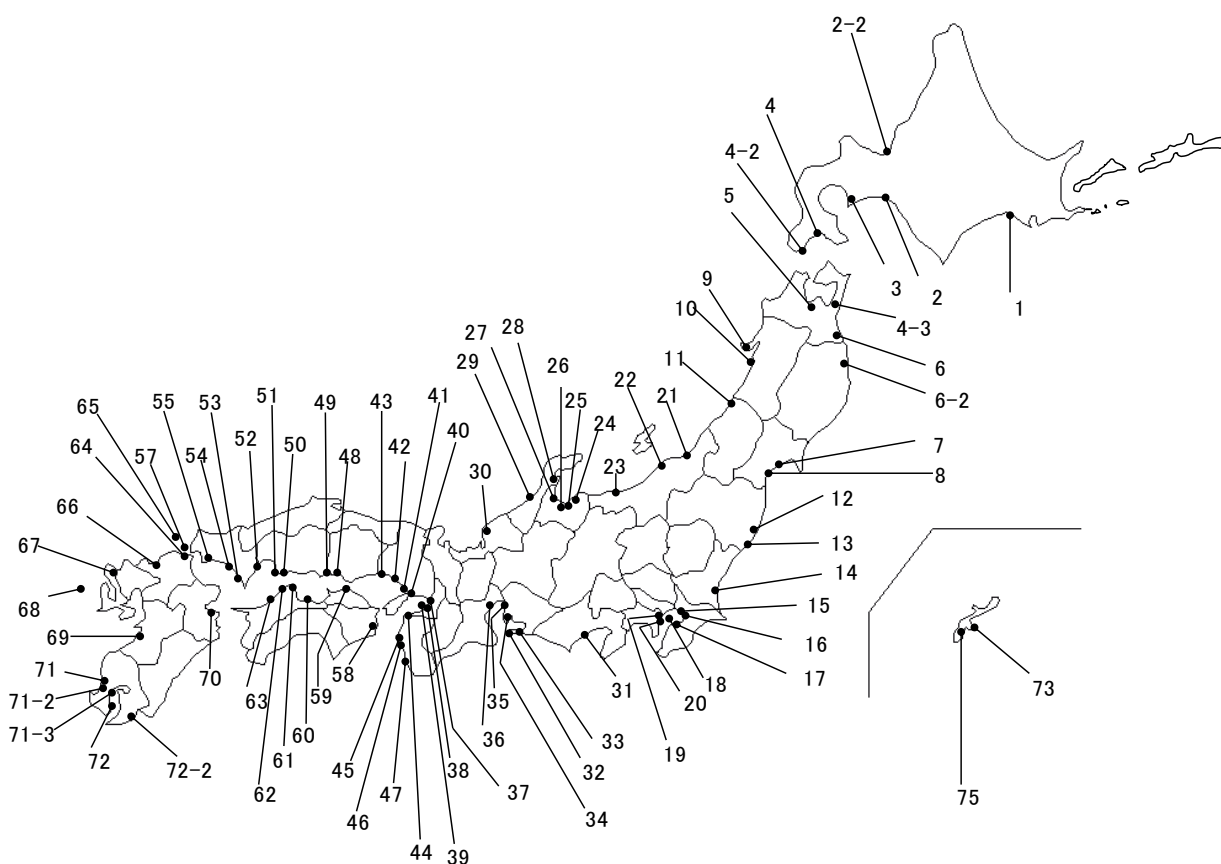
令和3年4月1日現在、石油コンビナート等災害防止法に基づき、33都道府県99市町村において、一定量以上の石油又は高圧ガスを大量に集積している80地区が特別防災区域に指定されている（第1-3-3図）。これら特別防災区域を88消防本部が所管している。

石油コンビナート等災害防止法の規制を受ける特定事業所は655事業所であり、そのうち第1種事業所が328事業所（レイアウト事業所151事業所を含む）、第2種事業所が327事業所である。

*2 レイアウト事業所：第1種事業所のうち、石油と高圧ガスの両方を取り扱う事業所。当該事業所の敷地を用途に応じて製造施設地区、貯蔵施設地区等6つの地区に区分すること等のレイアウト規制（石油コンビナート災害対策の現況4事業所のレイアウト規制参照）の対象となる。

第1-3-3 図 石油コンビナート等特別防災区域の指定状況

(令和3年4月1日現在)



| 番号 | 特別防災区域 | 番号 | 特別防災区域 | 番号 | 特別防災区域 | 番号 | 特別防災区域 | 番号 | 特別防災区域 |
|-----|--------|----|--------|----|-----------|----|--------|------|--------|
| 1 | 釧路 | 15 | 京葉臨海北部 | 33 | 田原 | 51 | 能美 | 70 | 大分 |
| 2 | 苫小牧 | 16 | 京葉臨海中部 | 34 | 衣浦 | 52 | 岩国・大竹 | 71 | 川内 |
| 2-2 | 石狩 | 17 | 京葉臨海南部 | 35 | 名古屋港臨海 | 53 | 下松 | 71-2 | 串木野 |
| 3 | 室蘭 | 18 | 東京国際空港 | 36 | 四日市臨海 | 54 | 周南 | 71-3 | 鹿児島 |
| 4 | 北斗 | 19 | 京浜臨海 | 37 | 大阪北港 | 55 | 宇部・小野田 | 72 | 喜入 |
| 4-2 | 知内 | 20 | 根岸臨海 | 38 | 堺泉北臨海 | 57 | 六連島 | 72-2 | 志布志 |
| 4-3 | むつ小川原 | 21 | 新潟東港 | 39 | 関西国際空港 | 58 | 阿南 | 73 | 平安座 |
| 5 | 青森 | 22 | 新潟西港 | 40 | 神戸 | 59 | 番の州 | 75 | 小那覇 |
| 6 | 八戸 | 23 | 直江津 | 41 | 東播磨 | 60 | 新居浜 | | |
| 6-2 | 久慈 | 24 | 富山 | 42 | 姫路臨海 | 61 | 波方 | | |
| 7 | 塩釜 | 25 | 婦中 | 43 | 赤穂 | 62 | 菊間 | | |
| 8 | 仙台 | 26 | 新湊 | 44 | 和歌山北部臨海北部 | 63 | 松山 | | |
| 9 | 男鹿 | 27 | 伏木 | 45 | 和歌山北部臨海中部 | 64 | 北九州 | | |
| 10 | 秋田 | 28 | 七尾港三室 | 46 | 和歌山北部臨海南部 | 65 | 白島 | | |
| 11 | 酒田 | 29 | 金沢港北 | 47 | 御坊 | 66 | 福岡 | | |
| 12 | 広野 | 30 | 福井臨海 | 48 | 水島臨海 | 67 | 福島 | | |
| 13 | いわき | 31 | 清水 | 49 | 福山・笠岡 | 68 | 上五島 | | |
| 14 | 鹿島臨海 | 32 | 渥美 | 50 | 江田島 | 69 | 八代 | | |

※80区域

2. 都道府県・消防機関における防災体制

(1) 防災体制の確立

特別防災区域が所在する都道府県では、石油コンビナート等災害防止法に基づき、石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）を中心として、総合的かつ計画的に防災体制を確立している。

防災本部は、石油コンビナート等防災計画（以下本節において「防災計画」という。）の作成、災害時における関係機関の連絡調整、防災に関する調査研究の推進等の業務を行っている。

(2) 災害発生時の応急対応

特別防災区域で災害が発生した場合、その応急対応は、防災計画の定めるところにより、防災本部を中心として、都道府県、市町村、関係機関、特定事業者等が一体となって行われる。

その際、消防機関は、防御活動の実施、自衛防災組織等の活動に対する指示を行う等の重要な役割を担っている。

(3) 特別防災区域所在市町村等の消防力の整備

令和3年4月1日現在、特別防災区域所在市町村の消防機関には、大型化学消防車70台、大型高所放水車54台、泡原液搬送車86台、大型化学高所放水車32台、3%泡消火薬剤2,968k1、6%泡消火薬剤789k1、消防艇33隻等が整備されているほか、特別防災区域所在都道府県には、泡原液貯蔵設備24基、可搬式泡放水砲5基等が整備されている。

消防庁は、緊急消防援助隊に特殊災害対応に特化した「エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）」の12地域への配備や消防ロボット（スクラムフォース）の配備などにより、特別防災区域所在市町村等の消防力の整備を支援している。

3. 特定事業所における防災体制

(1) 自衛防災組織等の設置

石油コンビナート等災害防止法では、特別防災区域に所在する特定事業所を設置している者（特定事

業者）に対し、自衛防災組織の設置、防災資機材等の整備、防災管理者の選任、防災規程の策定等を義務付けている。また、共同防災組織^{*3}、広域共同防災組織^{*4}及び石油コンビナート等特別防災区域協議会（以下「区域協議会」という。）^{*5}の設置について規定している。

令和3年4月1日現在、全ての特定事業所（655事業所）に自衛防災組織が置かれ、72の共同防災組織、11の広域共同防災組織及び58の区域協議会が設置されている。これらの自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織には防災要員5,291人、大型化学消防車85台、大型高所放水車40台、泡原液搬送車128台、大型化学高所放水車114台、大容量泡放水砲24基、油回収船22隻等が整備されている（資料1-3-5）。

(2) 大容量泡放射システムの配備

大容量泡放射システムは、浮き屋根式屋外貯蔵タンクの全面火災に対応するため、毎分1万リットル以上の放水能力を有する大容量泡放水砲、送水ポンプ、泡混合装置、ホース等で構成され、大容量泡放水砲1基当たり、従来の3点セット（大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車）の最大10倍程度の泡放射を行うことができるものである。

現在、毎分1万リットルから4万リットルの放水能力を有する大容量泡放射システムが、全国で12の広域共同防災組織等に配備されている。



大容量泡放射システム

- *3 共同防災組織：一の特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者が、共同して自衛防災組織の業務の一部を行うために設置する防災組織
- *4 広域共同防災組織：二以上の特別防災区域にわたる区域に所在する特定事業所に係る特定事業者が、共同して大容量泡放水砲等を用いて行う防災活動に関する業務を行うために設置する広域的な共同防災組織
- *5 石油コンビナート等特別防災区域協議会：一の特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者が、共同して災害発生防止等に関する自主基準の作成や共同防災訓練等を実施することを目的に設置する協議会

（3）自衛防災体制の充実

消防庁では、「自衛防災組織等の防災要員のための標準的な教育テキスト」として、防災要員の教育訓練において、視覚的にわかりやすいテキストを作成し、災害発生時の初動対応、公設消防との連携等、防災要員として必要な知識や技術を身につけるに当たり、新任者だけでなく経験者へも活用できる研修モデルを提案し、防災体制の強化を図っている。

4. 事業所のレイアウト規制

（1）レイアウト規制

石油コンビナート等災害防止法では、レイアウト事業所について、敷地内の施設地区の配置や通路の確保等に関する一定の基準を設け、事業所の新設又は施設地区等の配置の変更を行う場合には、計画の届出を義務付けるとともに、その完了後には当該計画に適合しているかどうかについて確認を受けなければならないと規定している。

（2）新設等届出等の状況

令和2年度におけるレイアウト事業所の新設及び変更届出件数は3件であり、確認件数は9件である（資料1-3-6）。

5. その他の災害対策

（1）災害応急体制の整備

特定事業者は、異常現象*6が発生した場合には消防署又は市町村長の指定する場所へ直ちに通報するとともに、自衛防災組織、共同防災組織及び広域共同防災組織に災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置を行わせることが石油コンビナート等災害防止法において義務付けられている。

（2）防災緩衝緑地等の整備

特別防災区域における災害がその周辺の地域に及ぶことを防止するために、地方公共団体が特別防災区域の周辺に整備する防災緩衝緑地等については、設置計画の作成、事業者負担金、財政上の特別措置等に関して、石油コンビナート等災害防止法に規定が設けられている。

6. 最近の石油コンビナート等における災害対策

（1）石油コンビナート等における災害防止対策検討関係省庁連絡会議

石油コンビナート保安の所管省庁である消防庁、厚生労働省、経済産業省で定期的に連絡会議を開催している。

当該会議は、事故に関する情報交換、政策動向の共有、事業者の災害防止に向けた取組の推進、災害発生時の連携した対応などを目的としており、石油コンビナートにおける災害防止に向けて省庁の垣根を越えて連携し、事故防止への取組を進めるとともに、インターネット上で事故情報等を発信している。

令和2年度は、プラント保安分野におけるAIを導入する際の課題解決に資するため、「プラント保安分野 AI 信頼性評価ガイドライン」及び「プラントにおける先進的 AI 事例集」を取りまとめ、都道府県、消防本部、事業所に周知した。

ドローンやAIの更なる活用により、プラントの保安力の向上や労働災害の撲滅につながる事が期待されている。

（石油コンビナート等災害防止3省連絡会議3省共同運営サイト）

https://www.fdma.go.jp/relocation/neuter/topics/fieldList4_16.html

（2）石油コンビナート等の地震・津波対策

南海トラフ地震や首都直下地震による被害の発生が懸念されることから、東日本大震災の被害の状況を踏まえ、防災アセスメント指針、自衛防災組織等の防災活動の手引きの改訂を行うなど、石油コンビナート等における防災体制の充実強化を図っている。

（3）石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト

消防庁では、特定事業所における自衛防災組織等の防災要員の技能及び士気の向上を図ることを目的とした「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」を開催している。

当該コンテストは、11月5日の「津波防災の日」

*6 異常現象：特定事業所における出火、爆発、石油等の漏えいその他の異常な現象

の前後に、大規模タンク火災への泡放射を想定した訓練をいかに安全・確実・迅速に行うかを競うもので、優秀な成績を収めた自衛防災組織等に総務大臣賞及び消防庁長官賞を授与している。

主催：消防庁

石油コンビナート等における自衛防災組織の 技能コンテストポスター



石油コンビナート等における自衛防災組織の 技能コンテスト表彰式

(4) 石油コンビナート災害対応への先進技術活用検討会の開催

消防庁では、石油コンビナート防災体制強化を目的として検討会を実施している（「特集5 消防防災

分野におけるDXの推進（3）AI・IoT技術等の先進技術を活用した防災活動支援」参照）。

石油コンビナート災害対策の課題

1. 特定事業所における防災体制の充実強化

特定事業所における火災、漏えい等の事故の中で、過去には大規模な爆発、火災の延焼等により、当該事業所の敷地外、さらには特別防災区域外にまで影響が及ぶ事案や、収束まで期間を要する事案が発生している。

近年、南海トラフ地震や首都直下地震の発生が危惧されていることから、今後も引き続き特定事業所における事故防止体制と災害応急体制の充実強化に取り組む必要がある。

また、異常現象の通報については、通報までに時間を要している事案がまだまだ多く見られることから、通報の迅速化について特定事業所に助言又は指導を行う必要がある。

2. 大容量泡放射システムの効果的な活用

大容量泡放射システムの取扱いには高い専門性が必要とされる。また、遠距離の搬送に時間を要することから、本システムを災害時に効果的に活用するには、広域共同防災組織等における防災訓練、特定事業者と都道府県を中心とした関係防災機関等が一体となった防災訓練を実施し、大規模火災に備える必要がある。

第4節

林野火災対策

林野火災の現況と最近の動向

令和2年中の林野火災の出火件数は1,239件(対前年比152件減)、焼損面積は449ha(同388ha減)、損害額は2億147万円(同6,724万円減)となっている(資料1-1-47)。

例年、林野火災は全国各地で春に多く発生している。この原因としては、空気が乾燥し強風が吹くこの時期に火入れが行われたり、山菜採りやハイキングなどで入山者が増加すること等が考えられる。令和2年は、3月から5月に多くの火災が発生している(第1-1-18図)。

令和2年中は、5月に北海道標茶町において焼損面積50ha、兵庫県姫路市において焼損面積34haの被害をもたらした大規模な林野火災が発生している。

また、令和3年に入ってから、2月に栃木県足利市において焼損面積167ha、4月に群馬県みどり市において焼損面積45haの被害をもたらした大規模な林野火災が発生している。

林野火災対策の現況

1. 林野火災特別地域対策事業

消防庁では、昭和45年度(1970年度)から林野庁と共同で林野火災特別地域対策事業を推進して

いる(昭和45年6月16日付け通知、昭和45年7月29日付け通知)。この事業は、林野占有面積が広く林野火災の危険度が高い地域において、関係市町村が共同で林野火災特別地域対策事業計画を策定し、

- 〔1〕防火思想の普及宣伝、巡視・監視等による林野火災の予防
- 〔2〕火災予防の見地からの林野管理
- 〔3〕消防施設等の整備
- 〔4〕火災防衛訓練等

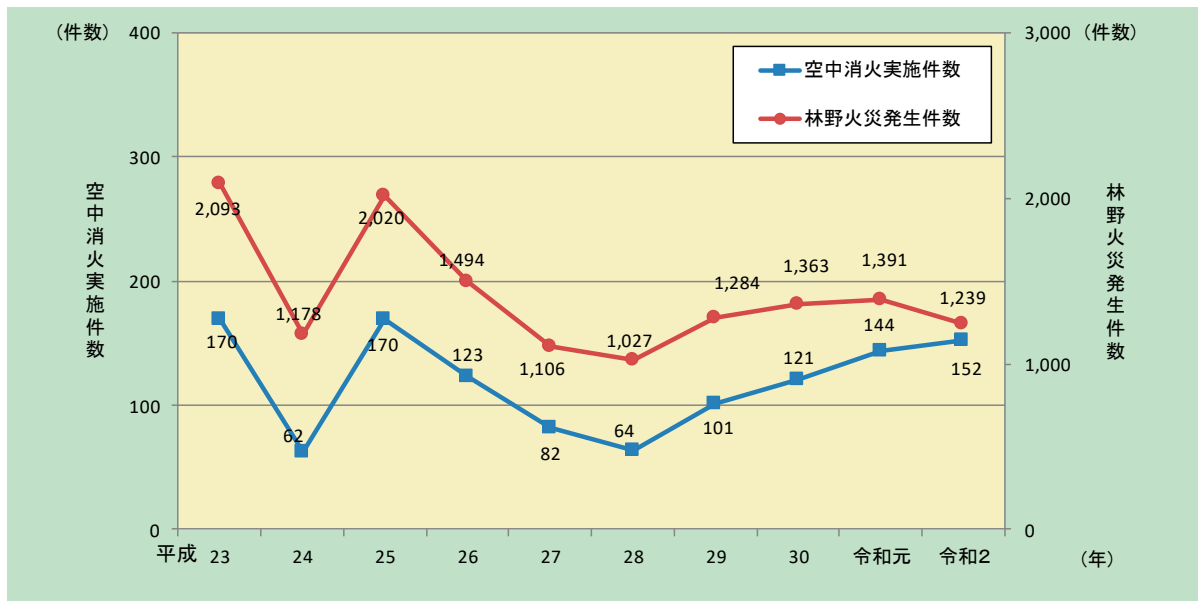
を総合的に行うものであり、令和3年4月1日現在、261地域(38都道府県534市町村)において実施されている。

2. 広域応援・空中消火による消防活動

(1) 空中消火の実施状況

林野火災は、対応が遅れると貴重な森林資源を大量に焼失するばかりでなく、家屋等に被害が及ぶことや市町村境、都道府県境を越えて拡大することもある。そのため、ヘリコプターによる情報収集と空中消火は、広域応援や地上の消火活動との連携による迅速かつ効果的な消火活動を実施するために欠かせない消防戦術であり、都道府県や消防機関が保有する消防防災ヘリコプターや都道府県知事からの災害派遣要請を受けて出動する自衛隊ヘリコプターにより実施されている。過去10年間の空中消火の実施状況は、第1-4-1図のとおりとなっている。

第1-4-1 図 空中消火の実施状況



(備考)「林野火災対策実態調査」により作成

(2) 広域応援・空中消火体制の整備

消防庁では、都道府県及び消防機関に対し以下のとおり空中消火を積極的に活用するよう要請している（平成26年5月26日付け通知）。

- [1] 消防本部は、林野火災を覚知した場合、当該都道府県内の消防防災航空隊へ速やかに第一報を入れ、当該航空隊が出動に備えた消火資機材の装着や準備を早期に行えるようにすること。
- [2] 市町村長は、延焼拡大の危険性、陸上消防部隊の燃焼地点への接近の困難性、人命や家屋への被害拡大の危険性等から、ヘリコプターによる空中消火活動が必要と判断した場合は、当該都道府県内の消防防災ヘリコプターの要請を速やかに行うとともに、火災規模等に応じて、消防組織法に基づく消防相互応援協定による要請、さらに、同法に基づく大規模特殊災害時における広域航空消防応援によるヘリコプターの要請を求めること。
- [3] 都道府県知事は、消防防災ヘリコプターだけでは消火が困難と判断し、又は困難と見込まれる場合には、時機を逸することなく、自衛隊ヘリコプターの派遣要請を行う等、速やかに災害拡大防止策を講ずること。市町村長は、都道府県知事による当該要請が行えるよう、災害の状況を踏まえ、都道府県知事に対して、迅速的確に要請の求めを行うこと。また、自衛隊が正式派遣要請受理後、速やかに消火活

動を実施できるよう、林野火災を覚知した時点から適宜情報提供を行う等、自衛隊と緊密な連携を図ること。

3. その他の対策

(1) 出火防止対策の徹底

林野火災の出火原因は、たき火、火入れ、放火（放火の疑いを含む。）等人的要因によるものが圧倒的に多く、また、林野火災の消火には多くの困難を伴うことから、林野火災対策は、特に出火防止の徹底が重要であり、消防庁では、次の事項に重点を置いて出火防止対策を推進している（令和3年2月18日付け通知）。

- [1] 林野周辺住民、入山者等の防火防災意識を高めること。特に、出火が行楽期等一定の期間に集中していることから、このような多発期前に徹底した広報を行うこと。
- [2] 火災警報発令中における火の使用制限の徹底を図るとともに、監視パトロールを強化すること。
- [3] 「火入れ」に当たっては、森林法第21条第1項に基づき必ず市町村長の許可を受けてその指示に従うとともに、消防機関に連絡をとるよう、指導の徹底を図ること。
- [4] 林野所有者に対して、林野火災予防措置の指導を強化すること。

また、毎年、林野庁と共同で、春季全国火災予防運動期間中の3月1日から3月7日までを全国山

火事予防運動（第4章1（3）参照）の統一実施期間とし、統一標語を定め、テレビ、新聞、ポスター等を用いた広報活動や消火訓練等を通じた山火事予防を呼び掛けている。

さらに、平成30年から、林野火災の優良な予防対策の事例や実災害から得られた知見等を広めることを目的に、都道府県林野関係部局や消防本部等を対象とした「林野火災対策説明会」を開催している。



山火事予防ポスター

（2）林野火災用消防施設等の整備

消防庁では、林野火災による被害を軽減するため、林野火災用消防施設等（防火水槽（林野分）及び救助活動等拠点施設等（林野火災用活動拠点広場））の整備を促進し、消防防災施設整備費補助金交付要綱の定めるところにより、経費の一部について助成を行っている。

林野火災対策の課題

効果的な林野火災対策を推進するため、出火防止対策の一層の徹底を図るとともに、特に次の施策を

積極的に講じることとしている。

- 〔1〕 気象台から発せられる気象情報や火災気象通報を踏まえて、林野火災発生の可能性を勘案し、必要に応じて火災警報の効果的な発令を行うなど、火気取扱いの注意喚起や制限を含めて適切に対応すること。
- 〔2〕 林野火災を覚知した場合、早急に近隣の市町村に対して応援要請を行うなど、林野火災の拡大防止を徹底すること。特に、ヘリコプターによる偵察及び空中消火を早期に実施するため、迅速な連絡及び派遣要請に努めるとともに、ヘリコプターによる空中消火と連携した地上の効果的な消火戦術の徹底を図ること。また、ヘリコプターの活動拠点の整備促進を図ること。なお、消防飛行艇による空中消火活動について検討したが、その消火能力の高さは認められるものの、導入経費、維持管理費等が多額である。
- 〔3〕 林野火災状況の的確な把握、防御戦術の決定並びに効果的な部隊の運用、情報伝達及び消防水利の確保等を行うため、林野火災の特性及び消防活動上必要な事項を網羅した林野火災防御図を、GIS（地理情報システム）の活用等も視野に入れて整備すること。
- 〔4〕 防火水槽等消防水利の一層の整備を図ること。特に、林野と住宅地とが近接し、住宅への延焼の危険性が認められる地域における整備を推進すること。
- 〔5〕 周辺住宅地及び隣接市町村への延焼拡大防止を考慮した有効な情報連絡体制の整備を図るとともに、これを活用した総合的な訓練の実施に努めること。

消防庁では、令和3年度から「より効果的な林野火災の消火に関する検討会」を開催し、林野火災における応援要請のタイミング、指揮体制の早期確立、陸上部隊・航空部隊との情報共有方法、活動時間・場所の区分けによる連携方法等の検討を行っている。（「特集1 最近の大規模自然災害等への対応3 栃木県足利市林野火災による被害及び消防機関等の対応状況」参照）



令和3年2月栃木県足利市で発生した林野火災
(足利市消防本部提供)



令和3年2月栃木県足利市で発生した林野火災
(足利市消防本部提供)



避難指示区域内における大規模火災対応訓練
におけるドローン映像を活用した指揮活動

第5節

風水害対策

風水害の現況と最近の動向

1. 令和2年中の主な風水害

令和2年中の風水害による人的被害は、死者 89 人（前年 123 人）、行方不明者 9 人（同 4 人）、重傷者 63 人（同 88 人）及び軽傷者 283 人（同 667 人）、住家被害は、全壊 1,637 棟（同 3,702 棟）、半壊 4,600 棟（同 3万4,446 棟）及び一部破損 4,362 棟（同 11万9,594 棟）となっている（第1-5-1図）。

また、令和2年中に発生した台風の数、平年よ

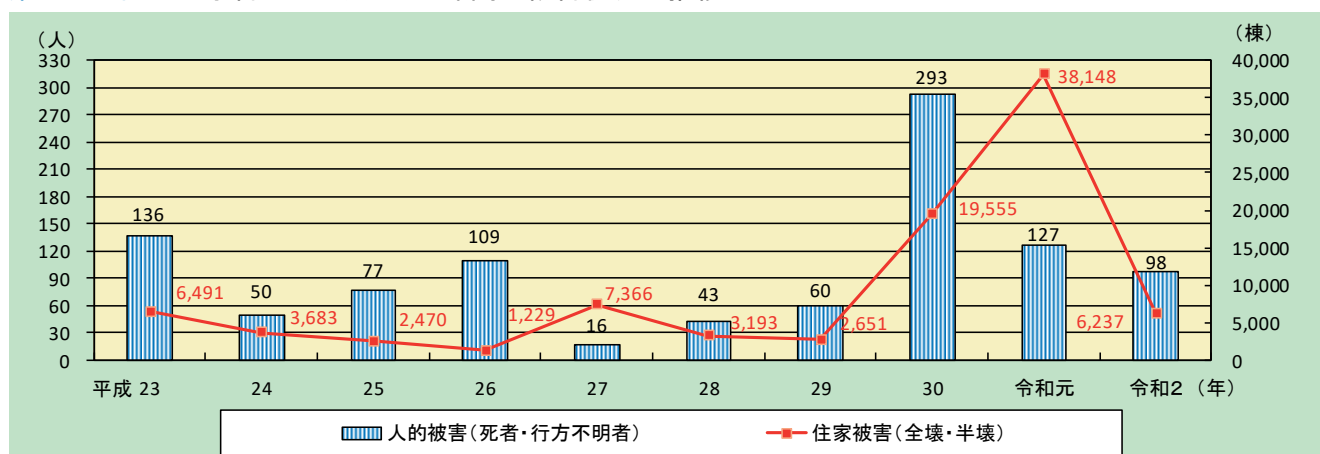
り少ない 23 個（平年値 25.1 個）であり、このうち日本列島に上陸した台風は、なかった（同 3.0 個）。

なお、令和2年中の主な風水害による被害状況等については、第1-5-1表のとおりである。

2. 令和3年1月から令和3年10月までの主な風水害

令和3年1月から令和3年10月までの主な風水害による被害状況等については、第1-5-2表のとおりである。

第1-5-1図 風水害による過去10年間の被害状況の推移



(備考)「災害年報」により作成

第1-5-1表 令和2年中の主な風水害による被害状況等

(令和3年4月1日現在)

| 番号 | 災害名(期間) | 主な被災地 (特別警報が発表された都道府県) | 人的被害(人) | | | 住家被害(棟) | | | | | 消防庁の対応 | |
|----|-----------------------------|--|---------|--------------|-------|---------|-------|-------|-------|-------|--------|--|
| | | | 死者 | 35 災害関連死者 | 行方不明者 | 負傷者 | 全壊 | 半壊 | 一部破損 | 床上浸水 | | 床下浸水 |
| 1 | 6月29日から大雨(6/29~7/2頃) | 関東・中部・九州 | | | | 4 | | 1 | 12 | 2 | 15 | ・災害対策室設置(第1次応急体制) ・警戒情報発出 |
| 2 | 令和2年7月豪雨(7/3~31頃) | 東北・中部・九州 (大雨特別警報:長野・岐阜・福岡・佐賀・長崎・熊本・鹿児島) | 84 | | 2 | 82 | 1,624 | 4,529 | 2,125 | 1,746 | 6,230 | ・災害対策本部設置(第3次応急体制) ・警戒情報、通知発出 ・緊急消防援助隊、消防庁職員派遣 |
| 3 | 8月6日からの低気圧及び前線に伴う大雨(8/6~9頃) | 北海道・中国 | | | | 4 | | | 24 | 12 | 54 | ・災害対策室設置(第1次応急体制) ・警戒情報発出 |
| 4 | 台風第9号(8/31~9/3頃) | 中国・九州 | | | | 34 | 5 | 7 | 104 | | 35 | ・災害対策室設置(第1次応急体制) ・警戒情報発出 |
| 5 | 台風第10号(9/4~7頃) | 中部・九州 | 3 | | 3 | 110 | 7 | 43 | 1,680 | 31 | 252 | ・災害対策本部設置(第3次応急体制) ・警戒情報、通知発出 ・消防庁職員派遣 |
| 6 | 台風第12号(9/23~25頃) | 近畿 | | | | | 1 | | 2 | 6 | 35 | ・災害対策室設置(第1次応急体制) ・警戒情報発出 |
| 7 | 台風第14号(10/7~11頃) | 関東・中部・近畿 (大雨特別警報:東京) | | | | 3 | | | 15 | | | ・災害対策本部設置(第3次応急体制) ・警戒情報発出 |

(備考)「災害年報」により作成

第1-5-2表 令和3年1月から令和3年10月までの主な風水害による被害状況等

(令和3年11月26日現在)

| 番号 | 災害名(期間) | 主な被災地 (特別警報が発表された都道府県) | 人的被害(人) | | | 住家被害(棟) | | | | | 消防庁の対応 | |
|----|------------------------|---------------------------------------|---------|--------------|-----------|---------|----|-------|------|-------|--------|--|
| | | | 死者 | 95 災害関連死者 | 行方 不明者 | 負傷者 | 全壊 | 半壊 | 一部破損 | 床上浸水 | | 床下浸水 |
| 1 | 7月1日から大雨(7/1~12頃) | 関東・中部・中国・九州 (大雨特別警報:熊本・ 宮崎・鹿児島) | 26 | | 2 | 11 | 59 | 115 | 342 | 472 | 2,638 | 災害対策本部設置(第3次応急体制) 警戒情報発出 緊急消防援助隊、消防庁職員派遣 |
| 2 | 台風第8号(7/26~28頃) | 東北 | | | | | | | | | | 災害対策本部設置(第3次応急体制) 警戒情報発出 |
| 3 | 台風第9号及び台風10号等(8/4~10頃) | 東北・近畿・中国 | 2 | | | 44 | 10 | 57 | 463 | 27 | 134 | 災害対策本部設置(第1次応急体制) 警戒情報発出 |
| 4 | 8月11日から大雨(8/11~19頃) | 中部・中国・九州 (大雨特別警報:広島・ 佐賀・福岡・長崎) | 13 | | | 16 | 43 | 1,315 | 295 | 1,023 | 5,527 | 災害対策本部設置(第3次応急体制) 警戒情報発出 |
| 5 | 台風第14号(9/12~19頃) | 四国・九州 | | | | 9 | | 1 | 55 | 46 | 183 | 災害対策本部設置(第1次応急体制) 警戒情報発出 |
| 6 | 台風第16号(9/29~10/2頃) | 関東 | | | | 21 | | | | 8 | 1 | 災害対策本部設置(第1次応急体制) 警戒情報発出 |

(備考)「消防庁とりまとめ報」により作成

風水害対策の現況と課題

1. 避難情報の適時適切な発令

令和元年東日本台風等において明らかになった、警戒レベル4の「避難勧告」及び「避難指示(緊急)」の意味が正しく理解されていない等の課題を踏まえ、令和3年5月に改正された災害対策基本法では、避難勧告及び避難指示が「避難指示」に一本化される等、避難情報のあり方が包括的に見直された。

また、令和3年7月から8月にかけての大雨では、土砂災害警戒情報(避難情報に関するガイドライン(令和3年5月内閣府。以下「避難情報ガイドライン」という。))において、避難指示の発令基準例とされている警戒レベル4相当情報が発表されているにもかかわらず、避難指示が発令されない状況で、人的被害を伴う甚大な土砂災害が発生する事案が複数発生した。

市町村においては、これらの状況を踏まえ、同法や内閣府が定める避難情報ガイドラインを踏まえ、適切な発令基準の策定、運用が求められる。こうした取組を支援できるよう、消防庁では内閣府と連携して避難情報ガイドラインのより一層の周知を図るとともに、発令を行う市町村長の災害対応力強化のための研修を行うなど、引き続き避難情報の適時適切な発令に向けて取り組む。

(1) 避難情報ガイドラインの改定

令和3年5月に災害対策基本法の改正に伴い避難情報が大きく見直されたことを踏まえ、「避難勧告等に関するガイドライン」が名称を含めて改定され、「避難情報に関するガイドライン」として公表

された。

消防庁では、内閣府とともに令和3年5月に地方公共団体へ通知を発出し、ガイドラインの主な見直し内容を周知するとともに、新たな避難情報等に関する居住者等への積極的な周知等を依頼した。

(2) 市町村長の災害対応力強化のための研修の実施

災害発生時には、市町村長はリーダーシップを十分発揮し、的確な災害対応を行う必要がある。消防庁では、災害の警戒段階から発災後に至る重要な局面ごとに講師が市町村長に情報を提供し、的確かつ迅速な判断・指示を求める1対1の実践的な意思決定のシミュレーションを行う、「市町村長の災害対応力強化のための研修」を実施している。

2. 避難行動要支援者に係る避難の実効性の確保

「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証レポート(最終とりまとめ)」(令和2年3月)においては、令和元年東日本台風における死者(84名)のうち65%、自宅での死者(34名)のうち79%が65歳以上の高齢者であったとされており、このような状況を踏まえ、令和3年5月に改正された災害対策基本法では市町村に避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成が努力義務化された。

市町村においては、同法や、内閣府が定める「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成25年8月、令和3年5月改定)に基づき、地域におけるハザードの状況や当事者本人の状況を踏まえ、優先度の高い者から、同計画を着実に作成することが求められる。

こうした取組を支援できるよう、内閣府と連携して避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成状況について実態を把握するとともに、先進的な取組事例を共有する等、引き続き同計画の着実な作成に向けて取り組む。

（１）避難行動要支援者名簿の作成

災害対策基本法では、避難行動要支援者名簿を作成することが市町村の義務とされている。令和2年10月1日現在の調査結果では、全市町村（1,741団体）のうち、避難行動要支援者名簿を作成済の市町村は99.2%（1,727団体）であった。

消防庁では、未作成市町村へ名簿を作成するよう促しており、作成完了まで継続支援していく。

（２）個別避難計画の作成

令和3年5月の災害対策基本法の改正により、市町村に避難行動要支援者ごとの個別避難計画を作成することが努力義務化された。

これを踏まえ、内閣府では同月に避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に個別避難計画の具体的な作成手順を定め、様式例を掲載するなどの改定を行った。

消防庁では、内閣府とともに当該指針を、都道府県を通じて市町村に通知したところであり、引き続き、市町村の個別避難計画の作成を促し、支援していく。

第6節

震災対策

地震災害の現況と最近の動向

1. 令和2年中の主な地震災害

令和2年中に震度5弱以上が観測された地震は、

7回（前年9回）であった（第1-6-1表）。

なお、令和2年中の主な地震災害による被害状況等については、第1-6-2表のとおりである。

第1-6-1表 最大震度別地震発生状況の推移（震度5弱以上）

【出典】「気象庁資料」

| 年 | 震度5弱 | 震度5強 | 震度6弱 | 震度6強 | 震度7 | 計 |
|-------|------|------|------|------|-----|----|
| 平成23年 | 45 | 17 | 4 | 4 | 1 | 71 |
| 平成24年 | 12 | 4 | 0 | 0 | 0 | 16 |
| 平成25年 | 5 | 6 | 1 | 0 | 0 | 12 |
| 平成26年 | 7 | 1 | 1 | 0 | 0 | 9 |
| 平成27年 | 5 | 5 | 0 | 0 | 0 | 10 |
| 平成28年 | 18 | 5 | 6 | 2 | 2 | 33 |
| 平成29年 | 4 | 4 | 0 | 0 | 0 | 8 |
| 平成30年 | 7 | 2 | 1 | 0 | 1 | 11 |
| 令和元年 | 6 | 0 | 2 | 1 | 0 | 9 |
| 令和2年 | 6 | 1 | 0 | 0 | 0 | 7 |
| 令和3年 | 2 | 4 | 0 | 1 | 0 | 7 |

※令和3年は令和3年1月1日から令和3年10月31日までの数値

第1-6-2表 令和2年中の主な地震災害による被害状況等

(令和3年4月1日現在)

| 番号 | 発生年月日 | 発生時刻 | 震央地名 | 地震の規模 (マグニチュード) | 最大 震度 | 震度5弱以上を観測した市町村 | 主な被害状況 | 消防庁の対応 |
|----|------------|--------|----------|--------------------|----------|--|------------------------------------|---------------------|
| 1 | 令和2年3月13日 | 2時18分 | 石川県能登地方 | 5.5 | 5強 | 〔震度5強〕 石川県・輪島市 〔震度5弱〕 石川県・穴水町 | 【人的被害】軽傷2人 【住家被害】なし | 災害対策本部 (第2次応急体制) |
| 2 | 令和2年6月25日 | 4時47分 | 千葉県東方沖 | 6.1 | 5弱 | 〔震度5弱〕 千葉県・旭市 | 【人的被害】重傷1人 軽傷1人 【住家被害】一部破損6棟 | 災害対策室 (第1次応急体制) |
| 3 | 令和2年9月4日 | 9時10分 | 福井県嶺北 | 5.0 | 5弱 | 〔震度5弱〕 福井県・坂井市 | 【人的被害】軽傷13人 【住家被害】なし | 災害対策室 (第1次応急体制) |
| 4 | 令和2年11月22日 | 19時05分 | 茨城県沖 | 5.7 | 5弱 | 〔震度5弱〕 茨城県・東海村 | 【人的被害】なし 【住家被害】なし | 災害対策室 (第1次応急体制) |
| 5 | 令和2年12月12日 | 16時18分 | 岩手県沖 | 5.6 | 5弱 | 〔震度5弱〕 青森県・陸上町 | 【人的被害】なし 【住家被害】なし | 災害対策室 (第1次応急体制) |
| 6 | 令和2年12月18日 | 18時09分 | 新島・神津島近海 | 5.0 | 5弱 | 〔震度5弱〕 東京都・利島村 | 【人的被害】なし 【住家被害】なし | 災害対策室 (第1次応急体制) |
| 7 | 令和2年12月21日 | 2時23分 | 青森県東方沖 | 6.5 | 5弱 | 〔震度5弱〕 岩手県・盛岡市 | 【人的被害】軽傷1人 【住家被害】なし | 災害対策室 (第1次応急体制) |

(備考)「災害年報」により作成

2. 令和3年1月から令和3年10月までの
主な地震災害

災害による被害状況等については、第1-6-3表のとおりである。

令和3年1月から令和3年10月までの主な地震

第1-6-3表 令和3年1月から令和3年10月までの主な地震災害による被害状況等

(令和3年11月26日現在)

| 番号 | 発生日月 | 発生時刻 | 震央地名 | 地震の規模 (マグニチュード) | 最大 震度 | 震度5弱以上を観測した市町村 | 主な被害状況 | 消防庁の対応 |
|----|-----------|--------|---------|--------------------|----------|---|--|---------------------|
| 1 | 令和3年2月13日 | 23時07分 | 福島県沖 | 7.3 | 6強 | 〔震度6強〕 宮城県：蔵王町 福島県：国見町、相馬市、新地町 〔震度6弱〕 宮城県：岩沼市、川崎町、亶理町、山元町、 登米市、石巻市 福島県：福島市、郡山市、須賀川市、伊達市、 本宮市、桑折町、川俣町、天栄村、南相馬市、 広野町、楡葉町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町 〔震度5強〕 宮城県：白石市、名取市、角田市、大河原町、 村田町、柴田町、丸森町、栗原市、大崎市、 涌谷町、美里町、仙台市青葉区、仙台市宮城野区、仙台 市若林区、塩竈市、東松島市、松島町、 七ヶ浜町、利府町、大郷町、大衡村 福島県：白河市、二本松市、田村市、大玉村、 鏡石町、泉崎村、中島村、矢吹町、玉川村、 浅川町、小野町、いわき市、富岡町、葛尾村、 飯館村、猪苗代町 栃木県：那須町、高根沢町 〔震度5弱〕 岩手県：矢巾町、一関市 宮城県：色麻町、加美町、仙台市太白区、 仙台市泉区、多賀城市、富谷市、大和町 山形県：上山市、中山町、米沢市、白鷹町 福島県：西郷村、棚倉町、矢祭町、石川町、平田村、古殿 町、三春町、湯川村、会津美里町 茨城県：日立市、常陸太田市、笠間市、 常陸大宮市、那珂市、城里町、東海村、土浦市、 筑西市、鉾田市 栃木県：大田原市、那須烏山市、那珂川町 埼玉県：加須市 | 【人的被害】死者2人 重傷16人 軽傷170人 【住家被害】全壊123棟 半壊1,937棟 一部破損34,239棟 | 災害対策本部 (第3次応急体制) |
| 2 | 令和3年3月15日 | 0時25分 | 和歌山県北部 | 4.6 | 5弱 | 〔震度5弱〕 和歌山県：湯浅町 | 【人的被害】なし 【住家被害】なし | 災害対策室 (第1次応急体制) |
| 3 | 令和3年3月20日 | 18時09分 | 宮城県沖 | 6.9 | 5強 | 〔震度5強〕 宮城県：仙台市宮城野区、石巻市、岩沼市、 登米市、東松島市、大崎市、蔵王町、松島町、 涌谷町、美里町 〔震度5弱〕 宮城県：仙台市青葉区、仙台市若林区、 仙台市泉区、気仙沼市、名取市、角田市、栗原市、大河 原町、柴田町、川崎町、丸森町、亶理町、 山元町、利府町、大郷町、大衡村、南三陸町 岩手県：大船渡市、一関市、住田町 福島県：相馬市、田村市、南相馬市、国見町、 大熊町、双葉町、浪江町、新地町、飯館村 | 【人的被害】重傷1人 軽傷10人 【住家被害】一部破損20棟 | 災害対策本部 (第2次応急体制) |
| 4 | 令和3年5月1日 | 10時27分 | 宮城県沖 | 6.8 | 5強 | 〔震度5強〕 宮城県：石巻市、大崎市、涌谷町 〔震度5弱〕 青森県：階上町 岩手県：一関市、釜石市 宮城県：仙台市宮城野区、仙台市泉区、気仙沼市、岩沼 市、登米市、栗原市、東松島市、蔵王町、 川崎町、宮城美里町、女川町、南三陸町、 福島県：相馬市、南相馬市、国見町 | 【人的被害】重傷1人 軽傷3人 【住家被害】なし | 災害対策本部 (第2次応急体制) |
| 5 | 令和3年9月16日 | 18時42分 | 石川県能登地方 | 5.1 | 5弱 | 〔震度5弱〕 石川県：珠洲市 | 【人的被害】なし 【住家被害】なし | 災害対策室 (第1次応急体制) |
| 6 | 令和3年10月6日 | 2時46分 | 岩手県沖 | 5.9 | 5強 | 〔震度5強〕 青森県：階上町 〔震度5弱〕 青森県：八戸市、南部町 岩手県：盛岡市 | 【人的被害】軽傷3人 【住家被害】一部破損1棟 | 災害対策本部 (第2次応急体制) |
| 7 | 令和3年10月7日 | 22時41分 | 千葉県北西部 | 5.9 | 5強 | 〔震度5強〕 埼玉県：川口市、宮代町 東京都：足立区 〔震度5弱〕 埼玉県：さいたま緑区、加須市、鴻巣市、草加市、 蕨市、久喜市、八潮市、三郷市、幸手市、吉川市 千葉県：千葉市中央区、船橋市、松戸市、流山市 東京都：大田区、町田市 神奈川県：横浜市鶴見区、横浜市神奈川区、 横浜市中区、横浜市港北区、横浜市緑区、 川崎市川崎区 | 【人的被害】重傷6人 軽傷43人 【住家被害】なし | 災害対策本部 (第3次応急体制) |

(備考)「消防庁とりまとめ報」により作成

震災対策の現況と課題

1. 地震災害の予防

周囲をプレートに囲まれ、多数の活断層を有する我が国において地震災害の被害を最小限に抑制するため、大規模地震対策特別措置法のほか、南海トラフ地震、首都直下地震及び日本海溝・千島海溝周辺型海溝地震に係る特別措置法に基づき、地域指定の対象とされた地方公共団体においては、地震防災に緊急に整備すべき施設や訓練等を定めた計画を作成することとされている。また、令和3年3月に改正され、国の負担又は補助の特例等に係る規定の

失効期日が5年延長された地震防災対策特別措置法に基づき、都道府県においては、管内市町村事業も含む地震防災緊急事業五箇年計画を作成できることとされている（第1-6-4表）。

地方公共団体においては、これらの計画に基づき、公共施設の耐震化等の施設整備や、住民参加の防災訓練等の災害予防の取組が求められる。

こうした取組を支援できるよう、施設整備に必要な補助金や地方債等の地方財政措置を講じるとともに、連携して緊急地震速報訓練を実施するほか、きめ細かな地震観測網構築のため、震度情報ネットワークを整備する等、引き続き可能な限りの災害予防に向けて取り組む。

第1-6-4表 大規模地震対策の概要

| 項目 | 内容 | 東海地震 | 南海トラフ地震 | 首都直下地震 | 日本海溝・千島海溝周辺型海溝型地震 | 中部圏・近畿圏直下地震 |
|------|---|--|-----------------------------------|----------------------------------|---|-------------|
| | | 地震防災対策強化地域 8都県 157市町村 | 地震防災対策推進地域 29都府県 707市町村 | 緊急対策区域 10都県 309市町村 | 地震防災対策推進地域 5道県 117市町村 | |
| 被害想定 | 想定地震 | 東海 | 南海トラフ | 都心南部直下 | 宮城県沖 | 上町断層 |
| | 死者数(人) | 約9,200 | 約323,000 | 約23,000 | 約290 | 約42,000 |
| | 全壊建物数(棟) | 約460,000 | 約2,386,000 | 約610,000 | 約21,000 | 約970,000 |
| | 経済的被害(円) (直接・間接被害の合計) | 約37兆 | 約215兆 | 約95兆 | 約1.3兆 | 約74兆 |
| 基本法令 | <ul style="list-style-type: none"> 地震予知に資する観測・測量体制の強化 直前予知を前提とした警戒避難態勢 | 大規模地震対策特別措置法(S53) | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 観測・測量体制の整備努力 防災施設の整備、津波からの円滑な避難計画等 | | 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(H25) | 首都直下地震対策特別措置法(H25) | 日本海溝・千島海溝周辺型海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(H16) | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 避難地、避難路、消防用施設等の整備推進のための国庫補助率高上等 | 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(S55) | | | | |
| | | 地震防災対策特別措置法(H7) | | | | |
| 大綱 | <ul style="list-style-type: none"> 大規模地震への防災・減災対策として具体的な施策や今後検討事項となる施策をまとめたもの 中央防災会議が決定する | 大規模地震防災・減災対策大綱 H26.3策定 | | | | |
| 基本計画 | <ul style="list-style-type: none"> 各基本法令に基づき作成 強化(推進)地域、緊急対策区域の行政機関、民間事業者等が定める応急(対策)計画の基本となるべき事項等を定めたもの 中央防災会議が決定する(緊急対策推進基本計画は閣議決定) | 地震防災基本計画 S55.4策定 | 推進基本計画 H26.3策定 R3.5変更 | 緊急対策推進基本計画 H26.3策定 H27.3変更 | 推進基本計画 H18.3策定 | — |

| 項目 | 内容 | 東海地震 | 南海トラフ地震 | 首都直下地震 | 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 | 中部圏・近畿圏直下地震 |
|--------|--|---|-------------------------------|--------------------------|-----------------------------|-------------|
| | | 地震防災対策強化地域 8都県 157市町村 | 地震防災対策推進地域 29都府県 707市町村 | 緊急対策区域 10都県 309市町村 | 地震防災対策推進地域 5道県 117市町村 | |
| 応急対処方針 | <ul style="list-style-type: none"> 大規模地震・津波災害が発生した際に、政府が実施する災害応急対策活動を示すとともに、関係機関の役割について記載したもの。 南海トラフ地震と首都直下地震については別途具体的な応急対策活動に関する計画を定めている 中央防災会議幹事会が決定する | 大規模地震・津波災害応急対策対処方針 H26. 3策定 R3. 5改定 | | | | |
| 実施計画等 | <ul style="list-style-type: none"> 各基本法令に基づき地方公共団体が作成 地方防災会議等が決定する | 地震防災強化計画 | 推進計画 | 基盤整備等計画 | 推進計画 | — |

(1) 防災拠点となる公共施設等の耐震化の促進

大規模地震発生時において災害応急対策を円滑に実施するためには、自治体庁舎や指定避難所等の防災拠点となる公共施設等の耐震化が重要であることから、消防庁では、地方公共団体におけるこれらの施設の耐震化を促している。

耐震化の進捗については、令和2年10月1日現在の施設区分ごとの耐震率は第1-6-5表のとおりである。

第1-6-5表 防災拠点となる公共施設等の耐震率

| 施設区分 | 耐震率 | 施設区分 | 耐震率 |
|--------------|-------|--------------|-------|
| 社会福祉施設 | 91.2% | 体育館 | 88.1% |
| 文教施設(校舎・体育館) | 99.2% | 診療施設 | 93.9% |
| 庁舎 | 88.2% | 警察本部・警察署等(※) | 88.1% |
| 県民会館・公民館等 | 86.8% | 消防本部・消防署所 | 93.9% |
| | | 合計 | 95.1% |

(※) 機動隊庁舎、警察学校、交番等を含む。

(2) 防災拠点となる公共施設等の耐震化に係る地方財政措置

地方公共団体が実施する防災拠点となる公共施設等の耐震化に係る費用に対しては、「緊急防災・減災事業債」による財政措置を講じている。さらに、令和3年8月からは、地方公共団体の未耐震の本庁舎の建替に併せて災害対策本部員室等を整備する場合、当該整備に係る費用にも同事業債の充当が可能となった。

(3) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づく施設整備

令和3年度、都道府県では、地震防災対策特別措置法に基づき第6次地震防災緊急事業五箇年計画(令和3年度から令和7年度まで)を作成しており、消防庁では、同計画に定めることができる消防庁所管事業等について助言を行った。

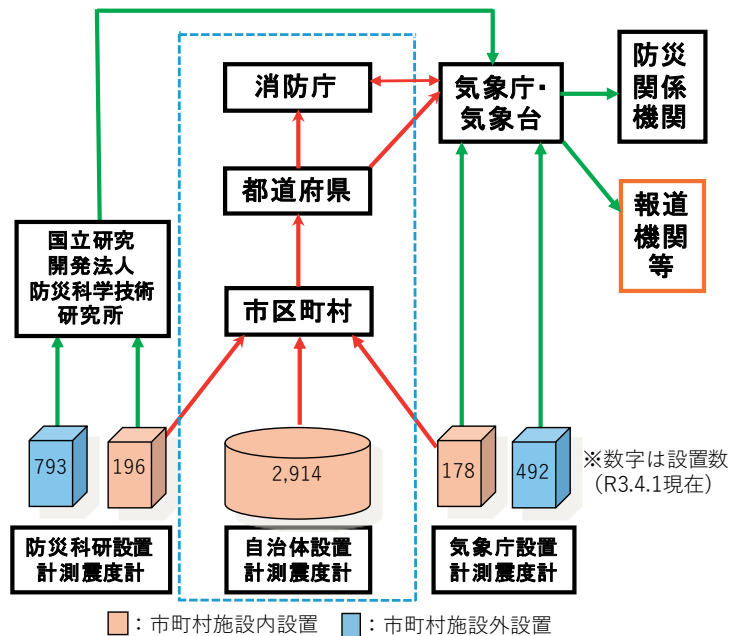
また、同計画等に基づき地方公共団体が整備する耐震性貯水槽について、消防庁では消防防災施設整備費補助金による国庫補助事業を行っており、令和2年度には同補助金により321基の整備が行われ、令和3年4月1日現在、全国で122,773基が整備されている。

(4) 震度情報ネットワークシステムの整備

地震発生時の初動対応を迅速に行うため、地方公共団体が整備した約2,900箇所の震度計が計測する震度情報を消防庁や気象庁に即時送信する震度情報ネットワークシステム(第1-6-1図)が運用されている。

消防庁では、地方公共団体が設置する震度計の更新や通信回線の切替等の整備を支援している。

第1-6-1 図 震度情報ネットワークシステムの概要



(5) 緊急地震速報訓練の実施

消防庁では、気象庁等と連携し、年2回、緊急地震速報の全国的な訓練を実施している。令和3年度は第1回を6月17日、第2回を11月5日に実施し、地方公共団体では、全国瞬時警報システム（Jアラート）により配信する訓練用の緊急地震速報の受信確認、職員・地域住民参加による緊急地震速報と連携した地震の揺れから身を守る行動や避難行動の実施等が行われた。

2. 津波避難の実効性の確保

平成23年3月の東日本大震災における津波による甚大な被害を踏まえて同年制定された津波防災地域づくりに関する法律に基づき、市町村においては避難施設の整備等について定めた推進計画を作成できることとされている。また、同年制定された津波対策の推進に関する法律に基づき、地方公共団体においては、住民等の避難の実効性を確保するための津波避難計画を作成するよう努めることとされている。

地方公共団体においては、これらの計画に基づき、津波避難タワーや避難路・避難階段等の整備、避難訓練の実施等が求められる。

こうした取組を支援できるよう、津波避難計画の作成状況等について実態を把握するとともに、施設整備に必要な地方債等の地方財政措置を講じる等、引き続き津波避難の実効性確保に取り組む。

(1) 津波避難計画の策定の促進

消防庁では、津波による人的被害を軽減するため、避難対象地域の指定、津波情報の収集・伝達や避難指示の発令手順等を津波避難計画として定めるよう関係地方公共団体に要請している。

令和2年12月1日現在の調査結果では、津波避難計画の策定対象市町村（675団体）のうち、策定済の市町村は99.4%（671団体）であった。

(2) 津波避難のために必要な取組の促進

令和3年3月20日に発生した宮城県沖を震源とする地震では、宮城県沿岸市町村に津波注意報が発表された。関係市町村では避難指示を発令するなどの対応が行われ、津波注意報発表時の避難行動を促進させることの重要性が再認識された。

このことから消防庁では、津波による被害が想定される地方公共団体に対し、同年6月に通知を发出し次の事項について取り組むよう要請した。

- ア 避難対象地域における必要な対策の実施（津波避難タワー等の整備、自動車による避難が必要な場合を想定した安全かつ確実な避難方策の検討）
- イ 津波警報等の住民への適切な伝達
- ウ 避難指示の発令基準の適切な設定
- エ 津波避難訓練の実施

(3) 津波避難施設の整備に係る地方財政措置

地方公共団体が実施する津波避難タワーや避難

路等の整備に係る費用に対しては、「緊急防災・減災事業債」による財政措置を講じている。

第 7 節

原子力災害対策

原子力災害等の現況と最近の動向

1. 原子力施設の現況と主な事故

我が国には、原子力施設として、原子力発電所、再処理施設、加工施設等が立地している（第 1-7-1 図）。

平成 7 年（1995 年）以降の原子力施設における主な事故は 13 件である（火災、放射性物質等の漏えい、被ばく等が発生し、消防機関が出動したもの）（資料 1-7-1）。

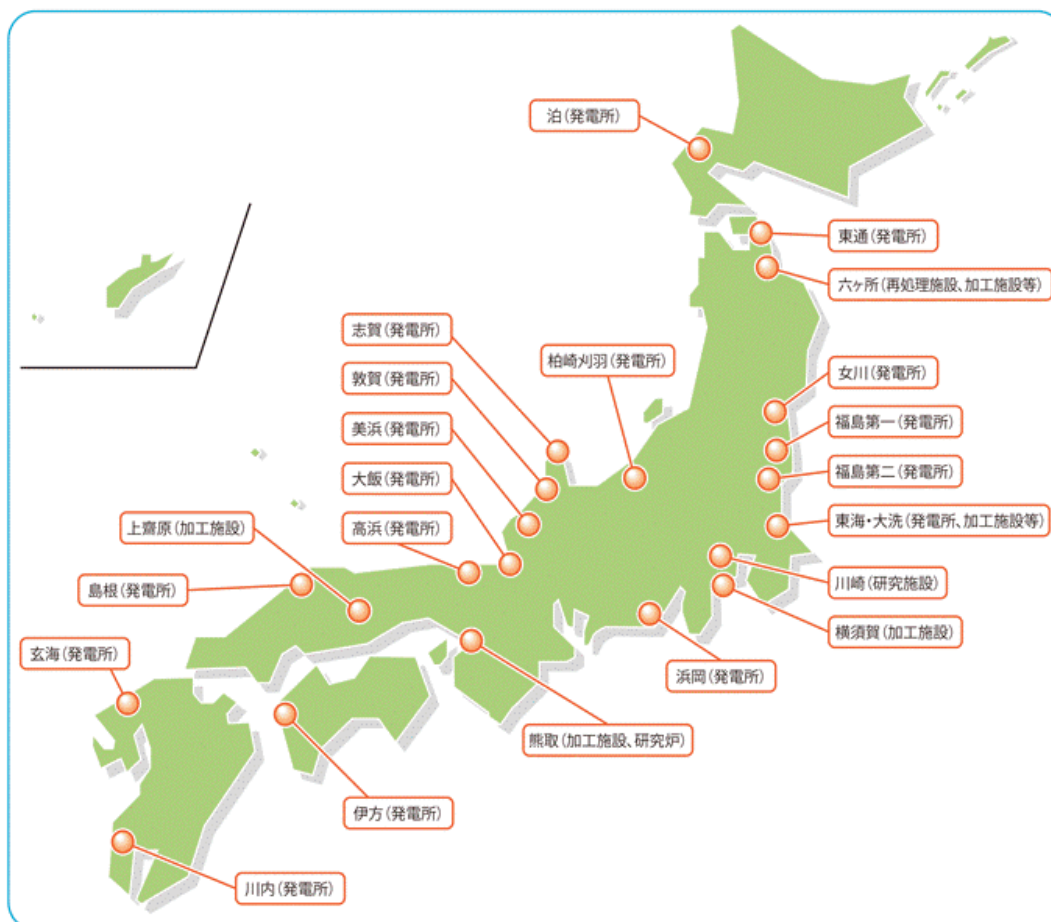
2. 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応

平成 23 年 3 月の東京電力福島第一原子力発電所

事故（以下「福島原発事故」という。）の発生以降、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）に基づく原子力災害対策本部長の指示により、当該原子力発電所の周辺地域において避難指示区域が設定されている（第 1-7-2 図）。

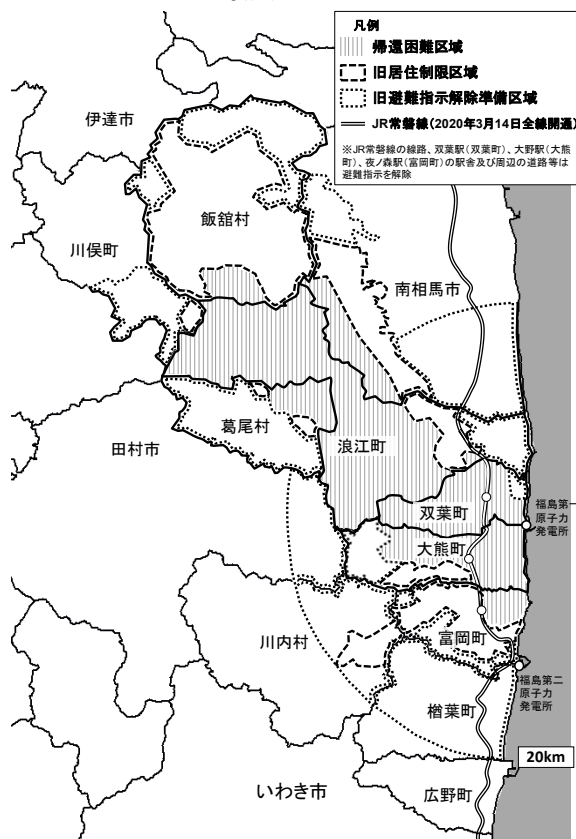
当該区域を管轄する双葉地方広域市町村圏組合消防本部（以下「双葉消防本部」という。）及び相馬地方広域消防本部では、放射性物質による汚染、地震等による消防施設や水利の被災等の厳しい条件の下、消防活動を継続して行っており、双葉消防本部は、現在も避難指示区域外に本部庁舎を移転している。

第 1-7-1 図 我が国の主な原子力施設立地地点



（備考）原子力規制委員会資料を基に作成

第1-7-2図 避難指示区域の概念図(令和2年3月10日時点)



避難指示区域の管轄消防本部は、当該区域内の防火対策のための定期的な巡回の実施、火災の早期発見のための監視カメラの設置、さらに簡易型防火水槽の整備、高性能水中ポンプの導入といった必要な消防施設の整備を行っている。

また、避難指示区域においては、除草や枝木の伐採等の面で制約があり、火災の早期発見が困難であることから、大規模な火災が発生した場合の備えとして、平成23年11月に福島県内の消防本部による応援体制が確立されるとともに、平成24年3月には原子力災害現地対策本部及び福島県災害対策本部による緊急対策が取りまとめられ、関係機関の連携が強化されている。

消防庁では、双葉消防本部の仮庁舎等の整備に係る財政支援を行うとともに、「原子力災害避難指示区域消防活動費交付金」により、避難指示区域の管轄消防本部において必要な消防施設の整備や消防応援活動に要した経費等の財政支援を行っている。

また、「双葉消防本部支援調整会議」において、双葉消防本部における消防活動上の課題を継続的に把握するとともに、双葉消防本部への支援等について必要な検討・調整を行っている。

原子力災害対策等の現況

1. 原子力施設等の原子力災害対策

原子力災害対策は、災害対策基本法及び原災法に基づき、原子力事業者、国、地方公共団体等の防災計画に従って必要な措置が講じられる体系となっている。

原子力施設周辺において、関係地方公共団体は、防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、地域防災計画を作成し、当該原子力施設や地域の実情に即した原子力災害対策を推進している。消防庁では、内閣府（原子力防災担当）を中心とした関係省庁と連携し、政府として、関係地方公共団体が作成する地域防災計画・避難計画の具体化・充実化の支援を行っている。

2. 消防機関における活動対策

(1) マニュアル、ハンドブック、活動要領等の作成・配布

消防庁では、原災法等における事業者の責務や自衛消防組織の設置等を踏まえ、事故等発生時において消防隊員の安全を確保しながら効果的に消防活動が展開できるよう「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」（平成26年3月）ほか各種マニュアル等を作成し、消防機関等に配布している。

(2) 放射性物質事故対応資機材の整備等

消防力の整備指針では、原子力施設の立地など地域の実情に応じて、放射性物質による事故に対応するための資機材を配置するものとされている。

また、消防庁では、個人警報線量計等の放射性物質事故対応資機材を消防組織法（国有財産等の無償使用）に基づき、緊急消防援助隊登録消防本部に配備している。

(3) 消防職員に対する教育・訓練等

消防職員に対する原子力防災研修等については、消防大学校において、実務講習「緊急消防援助隊教育科NBCコース」を実施している。また、放射性物質による事故発生時の消防活動の基本的事項等、全ての消防職員に習得してほしい事項についてまとめた教材「スタート！RI119～消防職員のための放射性物質事故対応の基礎知識～」(平成23年3月)。

平成 27 年 3 月一部改訂) を作成し、消防機関等に配布している。

このほか、消防庁では、原子力規制庁による消防職員や原子力事業者等を対象とした「原子力施設における火災防護に関する研修」等に講師派遣等を行っている。

原子力災害対策等の課題

1. 福島原発事故を踏まえた今後の取組

(1) 避難指示区域の管轄消防本部の支援

避難指示区域の管轄消防本部においては、放射性物質による汚染、消防施設や水利の被災等の厳しい条件下、消防活動を継続して行っているところであり、各市町村の復旧・復興等と併せて体制の充実強化を図る必要がある。消防庁としても、関係省庁等と連携し、管轄消防本部への支援を引き続き行っていく必要がある。

(2) 関係地方公共団体における地域防災計画の見直し等

関係地方公共団体においては、原子力防災全体の見直しと併せ、地域防災計画の見直しが進められているところである。福島原発事故以前における「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」の目安は、原子力発電所にあつてはおおむね半径 8～10km とされていたが、福島原発事故以後に策定された原子力災害対策指針では「重点的に原子力災害に特有な対策が講じられる区域(原子力災害対策重点区域)」の範囲の目安としておおむね半径 30km に拡大された。このため、原子力災害対策指針策定後に新たに当該区域の圏内となった地方公共団体の地域防災計画において原子力災害対策を定めること、広域での避難体制を確保すること等が求められている。

消防庁では、関係省庁と連携し、地域防災計画・避難計画の充実に向けた必要な支援や、訓練等を通じた防災体制の充実強化を支援しているところであり、今後ともこれらの取組を通じて、原子力防災体制の充実強化を図っていく必要がある。

(3) 福島原発事故において活動した消防職員の長期的な健康管理

消防庁では、福島原発事故において、国の要請に

より緊急消防援助隊として 3 号機の使用済燃料プールへの放水活動等を実施した消防職員に対し、定期追加検査の機会の確保及び長期的経過観察により健康管理の支援を行っており、引き続き支援を実施していく必要がある。

2. 放射性物質等事故対応能力の向上

原子力施設、放射性同位元素等取扱施設及び放射性物質輸送時において、放射性物質や放射線の放出を伴う事故が発生した場合、消防機関は、迅速かつ適切に事故対応を行う必要があることから、引き続き、放射性物質等の放出を伴う事故に対する消防機関の消防活動能力の向上を図っていく必要がある。

第8節

その他の災害対策

火山災害対策

1. 令和2年以降の主な火山活動

令和2年以降の主な火山活動による被害状況等については、第1-8-1表のとおりである。

2. 火山災害対策の現況と課題

平成26年9月の御嶽山噴火災害で明らかになった、登山者を対象とした警戒避難体制の整備の必要性や、噴火の兆候となる火山現象の変化をいち早く捉え伝える重要性等の課題を踏まえ、平成27年7月に改正された活動火山対策特別措置法では、同法の目的である生命及び身体の安全を図る対象として住民だけでなく登山者についても明記されたほか、警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行う火山防災協議会の設置や、火山現象の発生・推移に関する情報の収集・伝達、予警報の発令・伝達等に関する事項を地域防災計画に定めることとされた。

また、同災害では、何らかの身を隠す施設等に避難できた登山者が、結果的に噴石から難を逃れることができた例も報告された。

地方公共団体においては、これらの状況を踏まえ、より具体的な事象を想定した避難のあり方検討や、

噴石から登山者等の身の安全を確保するための安全な強度を持つ退避壕・退避舎の整備等が求められる。

こうした取組を支援できるよう、モデル団体における避難実施要領の作成を通じて避難場所や避難経路等を明確化・具体化した取組事例集を共有するとともに、施設整備に必要な補助金や地方債等の地方財政措置を講じる等、引き続き火山避難の実効性確保に向けて取り組む。

(1) 火山避難の実効性確保

消防庁では、令和2年度に、モデルとして選定した山梨県内の4市町村において、特定の事象（噴火警戒レベル・当該市町村に影響のある火山現象）を想定し、避難対象地域・避難対象者や避難先、情報伝達等を可能な限り簡潔に記載した、避難実施要領を作成するモデル事業を実施した。

これらの事業成果を「火山避難の実効性確保に向けた取組事例」としてとりまとめ、ホームページに公開し、活用を働きかけるなど市町村の取組を支援している。

(2) 退避施設の整備に係る地方財政措置

噴石から登山者等の身の安全を確保するために

第1-8-1表 令和2年以降の主な火山活動による被害状況等

(令和3年11月26日現在)

| 番号 | 発生日月日 | 発生日時刻 | 発生場所 | 現象 | 噴火警報 | 噴火警戒レベル | 主な被害状況 | 消防庁の対応 |
|----|------------------------|-----------------|-----------|-------|------------|--------------|----------------------|----------------|
| 1 | 令和2年6月4日 令和3年4月25日 | 2時59分 1時09分 | 桜島南岳山頂火口 | 爆発 | 噴火警報(火口周辺) | 3(入山規制)を継続 | 【人的被害】なし 【住家被害】なし | 災害対策室(第1次応急体制) |
| 2 | 令和2年12月28日 | 2時48分 | 諏訪之瀬島御岳火口 | 噴火 | 噴火警報(火口周辺) | 3(入山規制)に引き上げ | 【人的被害】なし 【住家被害】なし | 災害対策室(第1次応急体制) |
| 3 | 令和2年2月21日 令和2年2月28日 | - | 口永良部島新岳火口 | 火山性地震 | 噴火警報(火口周辺) | 3(入山規制)に引き上げ | 【人的被害】なし 【住家被害】なし | 災害対策室(第1次応急体制) |
| 4 | 令和3年3月30日 令和3年3月31日 | 22時05分 2時57分 | 諏訪之瀬島御岳火口 | 爆発 | 噴火警報(火口周辺) | 3(入山規制)に引き上げ | 【人的被害】なし 【住家被害】なし | 災害対策室(第1次応急体制) |
| 5 | 令和3年6月21日 令和3年6月23日 | 22時54分 0時04分 | 諏訪之瀬島御岳火口 | 爆発 | 噴火警報(火口周辺) | 3(入山規制)に引き上げ | 【人的被害】なし 【住家被害】なし | 災害対策室(第1次応急体制) |
| 6 | 令和3年9月16日 令和3年9月17日 | 20時14分 2時12分 | 諏訪之瀬島御岳火口 | 爆発 | 噴火警報(火口周辺) | 3(入山規制)に引き上げ | 【人的被害】なし 【住家被害】なし | 災害対策室(第1次応急体制) |
| 7 | 令和3年10月20日 | 11時43分 | 阿蘇山中岳第一火口 | 噴火 | 噴火警報(火口周辺) | 3(入山規制)に引き上げ | 【人的被害】なし 【住家被害】なし | 災害対策室(第1次応急体制) |

(備考)「消防庁とりまとめ報」により作成

有効な、地方公共団体が行う退避壕・退避舎等の新設、改修に係る費用に対して「消防防災施設整備費補助金」や「緊急防災・減災事業債」による地方財政措置を講じている。

また、民間事業者が行う山小屋等を活用した退避施設の整備に係る費用について、地方公共団体が補助する場合に対しても地方財政措置を講じている。

雪害対策

1. 雪害の現況と最近の動向

令和2年11月から令和3年4月までの雪害による人的被害は、死者110人（前年9人）、重傷者675人（同71人）及び軽傷者1,030人（同142人）、住家被害は、全壊17棟（同0棟）、半壊21棟（同0棟）、一部破損1,235棟（同2棟）、床上浸水5棟（同0棟）、床下浸水34棟（同1棟）となっており、雪による被害は前年の調査期間に比べ大幅に増加した。

2. 雪害対策の現況と課題

令和2年11月からの大雪では、3年ぶりに死者数が100人を上回り110人となり、そのうち屋根の雪下ろし等の除雪作業中の死者数が95人と大半を占めることとなった。

地方公共団体においては、除雪作業中の事故による死者を減らす取組が求められる。

このような事故を極力未然に防止できるよう、内閣府と連携して地方公共団体に対して実践的な留意点について普及啓発・注意喚起を行う等、引き続き事故防止に向けて取り組む。

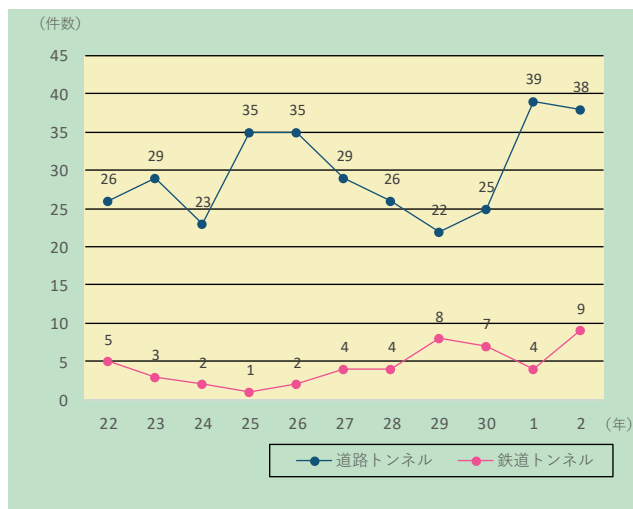
消防庁では、令和3年1月に関係機関と連携して地方公共団体に対し、事務連絡を発出し、除雪作業中の事故防止に向けた取組として、複数人での作業の実施、携帯電話の携行、命綱・ヘルメットの正しい着用、はしごの固定、除雪道具の点検・手入れ等除雪作業中の事故防止に向けた注意喚起等を要請した。

地下施設等の災害対策

1. 地下施設等の災害の現況と最近の動向

令和2年中に発生した地下施設等の災害は、トンネル内鉄道車両火災・鉄道トンネル施設火災が9件（対前年比5件増）、トンネル内自動車車両火災・道路トンネル施設火災が38件（同1件減）となっている（第1-8-1図）。

第1-8-1図 トンネル内車両・施設火災件数の推移



（備考）「特殊災害対策の実態調査」により作成

2. 地下施設等の災害対策の現況と課題

（1）鉄道トンネル及び道路トンネル

鉄道トンネル（地下鉄道トンネルを含む）、道路トンネル及び今後開発が予想される大深度地下施設は、出入口が限定された閉鎖性の高い場所であり、一旦火災等が発生し、濃煙、熱気が充満した場合には、利用者の避難・誘導、消防隊の消火・救助活動等に種々の制約、困難が伴うこととなることから、適切な防災安全対策を講じていく必要がある。

鉄道トンネルに関しては、国土交通省と連携し、トンネル等における列車火災事故の防止に関する具体的対策を示すことにより、消火、避難設備等の設置の促進及び所在市町村における火災事故防止対策の強化を図っている。

道路トンネルに関しては、関係省庁とも協力して、「トンネル等における自動車の火災事故防止対策」、「道路トンネル非常用施設設置基準」により道路トンネルに係る火災事故防止対策の充実に努めている。

(2) 大深度地下空間

公共の利益となる事業による大深度地下^{*1}の使用に関し、当該事業の円滑な遂行と大深度地下の適正かつ合理的な利用を図ることを目的とした大深度地下の公共的使用に関する特別措置法が平成12年(2000年)5月に制定され、同法に定める対象地域である首都圏、中部圏及び近畿圏において、関係省庁及び関係地方公共団体が構成する大深度地下使用協議会が、それぞれ開催されている。

大深度地下空間で災害が発生すると、地下の深部に多数の利用者が取り残されるおそれがあり、従来の施設と比較して消火活動や救助活動がより困難になることが予想されている。

このため、消防庁、国土交通省等関係機関において大深度地下施設の用途、深度、規模等に応じた安全対策について検討を行い、平成16年2月に「大深度地下の公共的使用における安全の確保に係る指針」を取りまとめており、これを踏まえ確実に安全対策が講じられるよう、適切な助言等を行っていく必要がある。

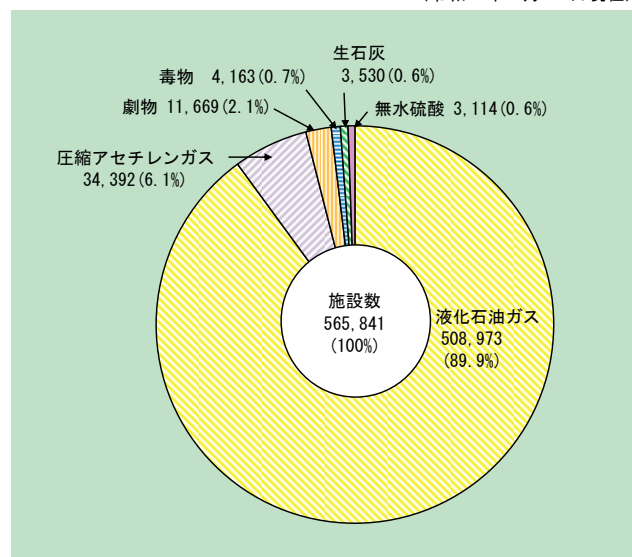
また、中央新幹線(品川・名古屋間)は、大都市圏において大深度地下を利用した区間があるため、万一災害等が発生した場合に、迅速かつ安全に乗客を避難させ、的確な消防活動を行えるように対策を講ずる必要がある。そのため、消防庁では、中央新幹線の防災対策等について情報共有を図ることを目的に、東海旅客鉄道株式会社及び中央新幹線沿線消防本部から構成される連絡会議を開催している。

消防活動阻害物質に係る災害対策

火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で一定数量以上のもの(消防活動阻害物質)については、これを貯蔵し、又は取り扱う者は、消防法の規定により、あらかじめ、その旨を消防機関に届け出なければならないこととされている(第1-8-2図)。

第1-8-2図 消防活動阻害物質に係る届出施設の状況

(令和3年3月31日現在)



(備考) 1 「危険物規制事務調査」により作成
2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

消防活動阻害物質としては、圧縮アセチレンガス、液化石油ガス、無水硫酸、生石灰、毒物及び劇物取締法に規定する毒物・劇物のうち一定の物質が指定されており、火災の発生に連なる危険性や、燃焼及び消火活動に伴い爆発や有害なガス等を発生して、他の通常の火災の場合には見られない特殊かつ重大な被害を生ずる危険性を有している。

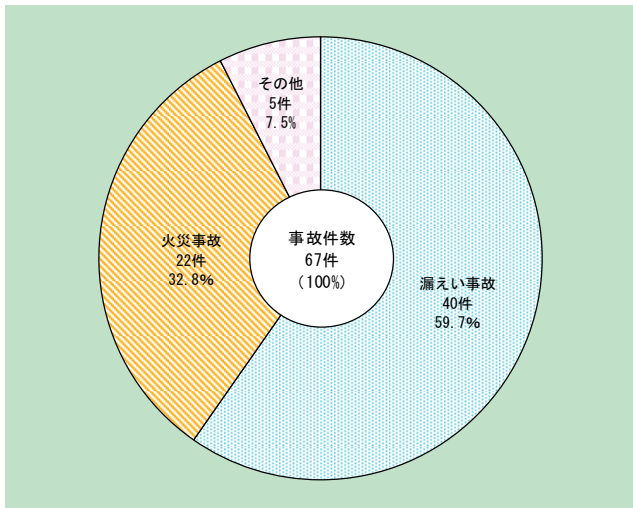
1. 消防活動阻害物質に係る災害の現況

令和2年中に消防機関が覚知した、消防活動阻害物質に係る事故の総件数は67件であり、その内訳は、火災事故が22件、漏えい事故が40件、その他が5件である(第1-8-3図)。

*1 大深度地下：地下40m以深又は支持地盤上面から10m以深のいずれか深い方の地下

第1-8-3 図 消防活動阻害物質に係る事故件数

(令和2年中)



(備考) 1 「圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る事故統計表」により作成
2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

また、これらの事故による死者は1人、負傷者は42人となっている。

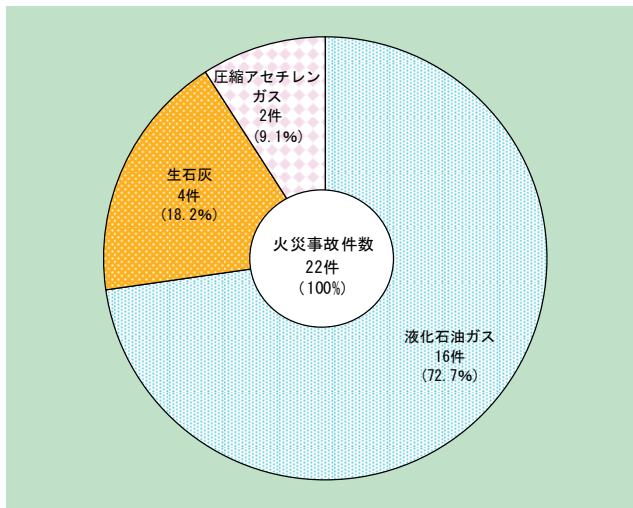
(1) 火災事故の状況

令和2年中の消防活動阻害物質に係る火災事故22件(対前年比8件増)による死者は1人(同1人増)、負傷者は26人(同24人増)となっている。

また、物質の種類別の内訳は、液化石油ガスによるものが16件(72.7%)、生石灰によるものが4件(18.2%)、圧縮アセチレンガスによるものが2件(9.1%)となっている(第1-8-4図)。

第1-8-4 図 消防活動阻害物質に係る火災事故の内訳

(令和2年中)



(備考) 1 「圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る事故統計表」により作成
2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

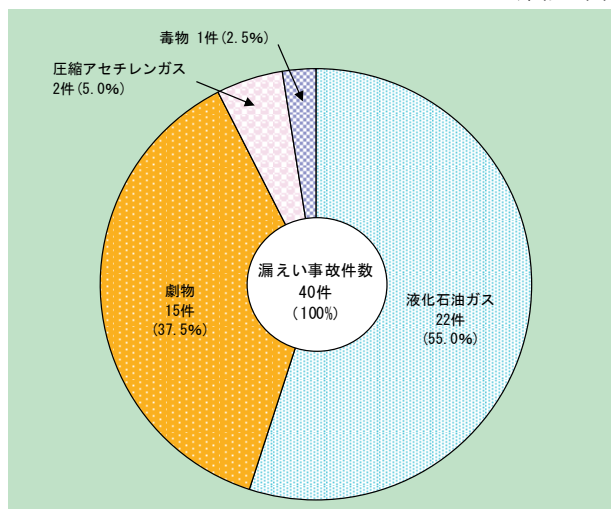
(2) 漏えい事故の状況

令和2年中の消防活動阻害物質に係る漏えい事故40件(前年同数)による死者は0人(前年同数)、負傷者は11人(対前年比6人減)となっている。

また、物質の種類別の内訳は、液化石油ガスによるものが22件(55.0%)、劇物によるものが15件(37.5%)、圧縮アセチレンガスによるものが2件(5.0%)となっている(第1-8-5図)。

第1-8-5 図 消防活動阻害物質に係る漏えい事故の内訳

(令和2年中)



(備考) 1 「圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質に係る事故統計表」により作成
2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

2. 消防活動阻害物質に係る災害対策の課題

(1) 実態の把握及び指導

消防活動阻害物質については、届出等に基づき的確に実態の把握に努める必要がある。

(2) 危険物災害等情報支援体制の充実

消防活動阻害物質に係る災害時においては、消防職員の安全を確保しつつ、迅速かつ効果的な消防活動を展開するために、より早い段階で消防活動阻害物質の危険性及び対応要領等に係る情報を把握することが重要である。このため、災害時に必要な情報(化学物質の性状、対応要領等)を災害活動現場に迅速かつ効果的に消防機関等へ提供できるよう、「危険物災害等情報支援システム」を適切に運用していく必要がある。

海上災害対策

1. 海上災害の現況と最近の動向

令和2年中の主要港湾*2105港における海上災害で消防機関が出動したものは38件であり、このうち火災によるものが16件（全体の42.1%）、油の流出によるものが7件（全体の18.4%）となっている。

また、事故船舶の規模別では、1,000t未満が22件で全体の57.9%を占めている（資料1-8-1）。

2. 海上災害対策の現況

港内又は沿岸部における海上災害の発生に備え、地方公共団体においては、地域防災計画に防災関係機関との連絡、情報の収集、応援要請、防災資機材の調達等の緊急措置がとれるよう事前対策等を定め、防災体制の強化を図るとともに、大規模な災害となった場合には、災害対策本部の設置等により所要の対策を講じることとしている。

消防機関においては、消防艇をはじめとする海上防災資機材の整備、防災関係機関との協力関係の確立、防災訓練の実施等に努め、万一の海上災害に備えている。

なお、船舶火災の消火活動については、港湾所在市町村の消防機関と海上保安部署との間で業務協定が締結されているほか、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律においても、消防機関と海上保安庁との協力義務が規定されている。

3. 海上災害対策の課題

タンカー等危険物積載船舶の大型化、海上交通の輻そう化等により、海上災害が発生する危険性が高まっている中、消防機関が有効な消火・救急救助活動等を実施するためには、消防艇をはじめとする海上防災資機材の整備、防災関係機関との協力関係の確立、防災訓練の実施等により、万一の海上災害に備えた体制の整備に努めていく必要がある。

平時から海上保安庁とは、事故情報の共有を図るとともに、毎年各省庁が参加する大規模油流出事故を想定した対処訓練に参加し、連携のさらなる向上に取り組んでいる。

航空災害対策

1. 航空災害の現況と最近の動向

令和2年中に航空災害で消防機関が出動したものは81件であり、このうち消火・救急救助活動を実施したものは13件で、飛行場内が10件、飛行場外が3件となっている。

2. 航空災害対策の現況

航空災害は、一旦発生すれば、大惨事となるおそれがあり、初期における消火救難活動は極めて重要である。

消防庁では、これまで、国土交通省等とともに、空港及び関係市町村に整備すべき消防力の基準や航空機火災の消防戦術等を取りまとめ、空港管理者、地方公共団体等関係機関に示すとともに、消防機関と空港管理者との間で、空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定を締結するよう指導しており、令和3年4月1日現在、空港所在市町村の114消防機関が協定を締結している。

また、国土交通省東京空港事務所に置かれた救難調整本部（RCC）と消防庁との間に専用電話回線を開設するなど、航空災害に対する消防機関の初動体制の確立に努めてきたところであり、航空機の搜索救難に関し関係省庁で締結されている航空機の搜索救難に関する協定にも関係機関として参加している。

*2 主要港湾：1隻の総トン数が1,000t以上のタンカーが1月1日から12月31日までの間に入港した実績を有する港湾

第2章

消防防災の組織と活動

- 第1節 消防体制
- 第2節 消防の広域化の推進
- 第3節 消防職団員の活動
- 第4節 教育訓練体制
- 第5節 救急体制
- 第6節 救助体制
- 第7節 航空消防防災体制
- 第8節 広域消防応援と緊急消防援助隊
- 第9節 国と地方の防災体制
- 第10節 消防防災の情報化の推進

第1節

消防体制

1. 消防組織

(1) 常備消防機関

常備消防機関とは、市町村に設置された消防本部及び消防署のことであり、専任の職員が勤務している。

令和3年4月1日現在では、全国に724消防本部、1,718消防署が設置されている（資料2-1-1）。

消防職員は16万7,073人であり、うち女性職員は5,885人である（第2-1-1図、資料2-1-1）。

市町村における現在の消防体制は、大別して、〔1〕消防本部及び消防署（いわゆる常備消防）と消防団（いわゆる非常備消防）とが併存している市町村と、〔2〕消防団のみが存する町村がある。

令和3年4月1日現在、常備化市町村は1,690市町村、常備化されていない町村は29町村である。常備化されている市町村の割合（常備化率）は98.3%（市は100%、町村は96.9%）で、ほぼ全国的に常備化されており、人口の99.96%が常備消防によって、カバーされている。なお、29の非常備町村は7都県に存在するが、地理的な要因から非常備で

ある地域が多く、1都3県の21町村（非常備町村全体の72.4%）は島しょである（資料V）。

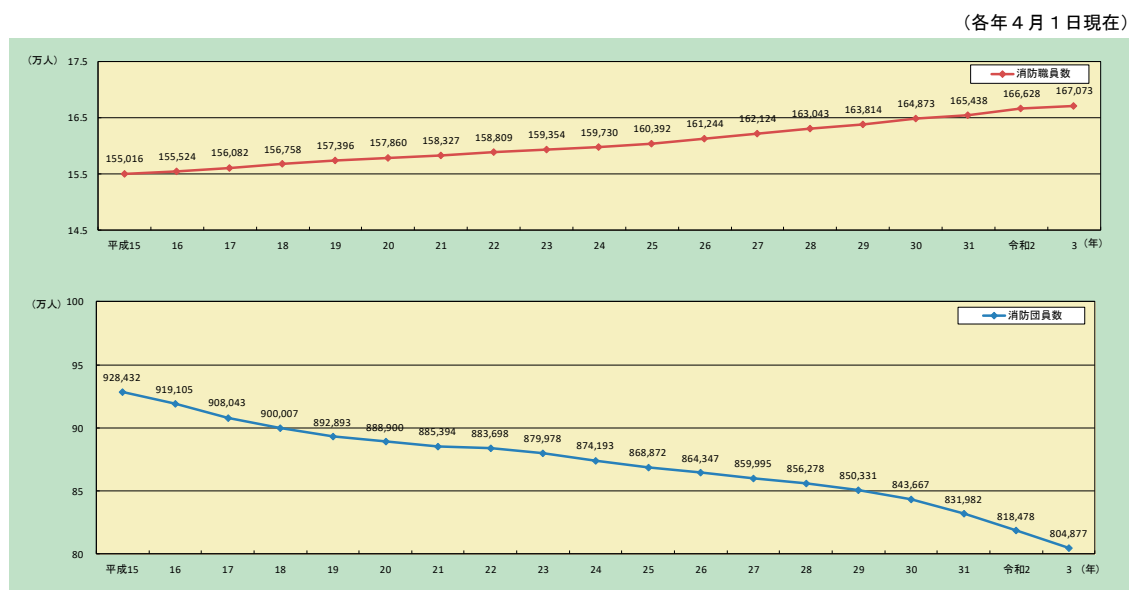
一部事務組合又は広域連合により設置されている消防本部は288本部（うち広域連合は22本部）であり、その構成市町村数1,109市町村（370市、599町、140村）は常備化市町村全体の65.6%に相当する。また、事務委託をしている市町村数は145市町村（39市、86町、20村）であり、常備化市町村全体の8.6%に相当する（第2-1-2図）。

(2) 消防団

令和3年4月1日現在、全国の消防団数は2,198、消防団員数は80万4,877人であり、消防団は全ての市町村に設置されている。（第2-1-1図、資料2-1-1）

消防団は、市町村の非常備の消防機関であり、その構成員である消防団員は、他に本業を持ちながらも、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員として、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛

第2-1-1図 消防職団員数の推移



(備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

2 東日本大震災の影響により、平成23年の岩手県、宮城県及び福島県の消防職員数及び消防団員数については、前年数値（平成22年4月1日現在）により集計している。

3 東日本大震災の影響により、平成24年の宮城県牡鹿郡女川町の数値は、前々年数値（平成22年4月1日現在）により集計している。

第2-1-2 図 消防本部の設置方式の内訳

(令和3年4月1日現在)

| 消防本部数 | | 市町村 | | | | 常備/非常備 | |
|---------|-----|-------|-----|-----|-------|--------|-----------------|
| | | 市 | 町 | 村 | 常備市町村 | | |
| 724 | | 1,690 | 794 | 735 | 161 | 常備市町村 | |
| 単独 | 436 | 436 | 385 | 50 | 1 | 設置方式 | 単独 一部事務組合等構成 |
| 一部事務組合等 | 288 | 1,109 | 370 | 599 | 140 | | |
| | | 145 | 39 | 86 | 20 | 事務委託 | |
| | | 29 | - | 7 | 22 | 非常備町村 | |
| | | 1,719 | 794 | 742 | 183 | 合計 | |

(備考) 1 「消防本部及び消防団に関する異動状況報告」により作成
 2 東京23区は1市として単独消防本部に計上
 3 広域連合は「一部事務組合等」に含まれる。

護の精神に基づき、消防防災活動を行っている。
 消防団の組織体制等については、特集3を参照。

2. 消防防災施設等

(1) 消防車両等の整備

消防本部及び消防署においては、消防活動に必要な消防ポンプ自動車、はしご自動車(屈折はしご自動車を含む。)、化学消防車、救急自動車、救助工作車等が整備されている。

また、消防団においては、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、救助資機材搭載型車両等が整備されている(資料2-1-4)。

(2) 消防通信施設

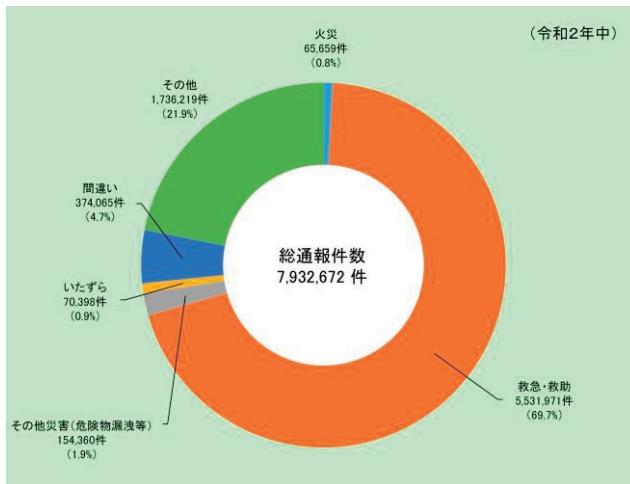
火災等の被害を最小限に抑えるためには、火災等を早期に覚知し、消防機関が素早く現場に到着するとともに、現場においては、情報の収集及び指揮命令の伝達を迅速かつ的確に行うことが重要である。この面で消防通信施設の果たす役割は大きい。

ア 119番通報

令和2年中の119番通報件数は、793万2,672件となっており、その通報内容の内訳は、救急・救助に関する通報件数が全体の69.7%を占めている(第2-1-3図)。

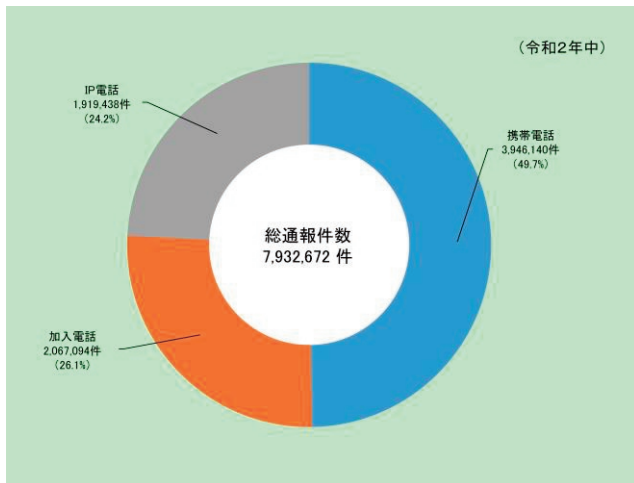
近年では携帯電話・IP電話等(以下「携帯電話等」という。)による119番通報の件数が増加し、通報総数に占める割合は、携帯電話が49.7%、IP電話が24.2%となっている(第2-1-4図)。

第2-1-3 図 119番通報件数(通報内訳別)



(備考) 「消防防災・震災対策現況調査」より作成

第2-1-4 図 119番通報件数（回線区分別）



（備考）「消防防災・震災対策現況調査」より作成

（ア）119番通報における位置情報通知

119番通報の受信時には、消防本部に通報者の位置情報が通知される。固定電話からの通報では利用者の住所、携帯電話からの通報ではGPS測位や携帯電話基地局の情報から割り出した位置情報がそれぞれ提供される。通報者の位置情報を受信するための設備を整備している消防本部は、令和3年4月1日現在、714本部となっている。

（イ）音声によらない通報

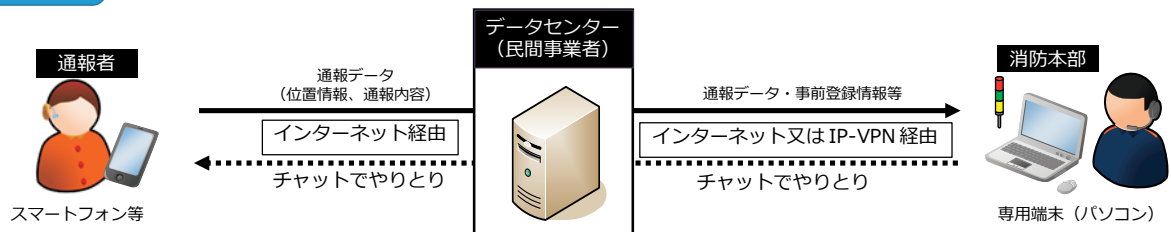
消防庁では、聴覚・言語障害者がいつでも全国どこからでも緊急通報を行うことができる環境の整備を進めている。

聴覚・言語障害者が電話を利用する手段として、聴覚・言語障害者と健聴者との間をオペレーターが「手話」や「文字」から「音声」に通訳し即時双方向につなぐ「電話リレーサービス」があり、「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」に基づく公共インフラとして、令和3年7月より全国でサービス開始された。119番通報にも対応しており、聴覚・言語障害者が電話リレーサービスを利用して全国どこからでも消防へ通報することが可能である。

また、聴覚・言語障害者が音声によらず119番通報を行う手段として、スマートフォンの画面上のボタン操作や文字入力により通報を行うことができる「Net119緊急通報システム」（第2-1-5図）があり、令和3年6月1日現在、724本部中563消防本部（約78%）が導入済みである。

第2-1-5 図 Net119の流れ

通報の流れ

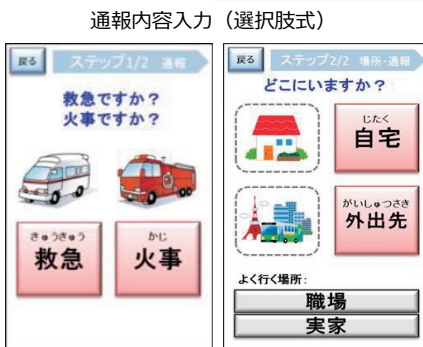


利用者は、GPSを搭載したスマートフォン等保有者とし、住所地を管轄する消防本部に事前登録する

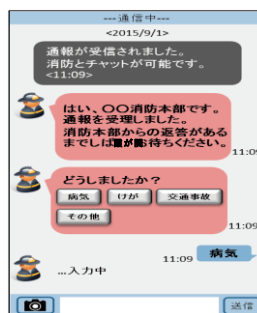
GPSの位置情報に基づき、通報内容を事前登録情報（住所、氏名など）とともに、通報者の現在位置を管轄する消防本部に転送

通報を受けて、消防隊・救急隊を現場へ派遣

スマートフォン画面



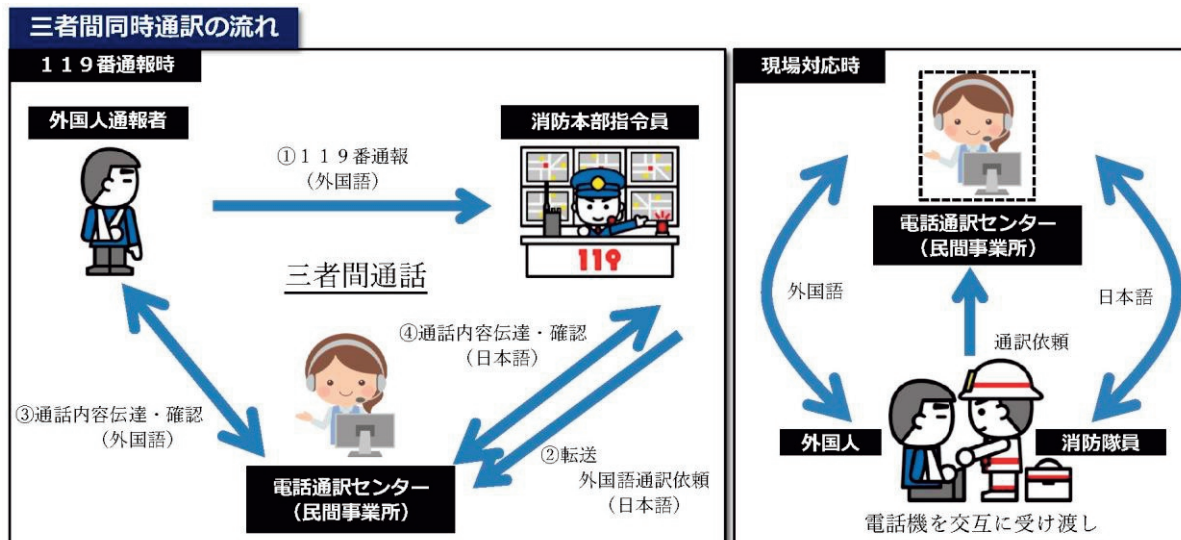
チャットでやりとり



消防本部の受付画面



第 2-1-6 図 三者間同時通訳の流れ



(ウ) 外国人からの通報

電話通訳センターを介した三者間同時通訳による119番多言語対応は、外国人からの119番通報時、外国人のいる救急現場での活動時等において、迅速かつ的確に対応するため、電話通訳センターを介して、24時間365日主要な言語で対応するものであり、消防庁では、全ての消防本部で導入されることを目標に取り組んでいる。

令和3年6月1日現在、724本部中647本部（約89%）が導入済みである（第2-1-6図）。

イ 消防指令システム

消防指令システムは、119番通報の受付、災害地点の特定、出動隊の編成、消防署所への出動指令といった、消防指令センターにおける一連の消防指令業務等を支援するためのシステムである。

近年では、情報通信技術の急速な進展に伴い消防を取り巻く社会のICT環境が大きく変化しており、消防指令システムについてもこれらの変化に対応するため、外部システムとのデータの出入り口（標準インターフェイス）の検討など高度化等に向けた取組を進めている。

(3) 消防水利

消防水利は、消防活動を行う上で消防車両等とともに不可欠なものであり、一般的には、消火栓、防火水槽等の人工水利と河川、池、海、湖等の自然水利とに分類される。

全国の消防水利整備数は、249万9,150個であり、うち消火栓は194万1,751個、防火水槽は53万

8,280個である（資料2-1-5）。

阪神・淡路大震災以降、耐震性を備えた防火水槽等の整備が進められているほか、近年は消防水利の老朽化や木造密集地域における消防水利需要を見込み、各市町村において段階的に数値目標を設け、消防水利の充実を図ることとしている。

3. 消防財政

(1) 市町村等の消防費

ア 消防費の決算状況

市町村等の普通会計（地方公営事業会計以外の会計をいう。）における令和元年度の消防費決算額（東京消防庁を含む。以下同じ。）は2兆920億円で、前年度に比べ908億円（4.5%）の増加となっており、市町村等の普通会計歳出決算額59兆6,349億円に占める消防費決算額の割合は3.5%となっている。また、令和元年度の1世帯当たりの消防費決算額の全国平均額は3万5,743円であり、住民1人当たりでは1万6,415円となっている（資料2-1-6）。

イ 消防費の性質別内訳

令和元年度消防費決算額2兆920億円の性質別内訳は、人件費1兆3,880億円（全体の66.4%）、普通建設事業費3,591億円（同17.2%）、物件費2,270億円（同10.9%）となっており、約7割を人件費が占めている（資料2-1-7）。

（2）消防費の財源

ア 財源構成

令和元年度の消防費決算額の財源内訳をみると、一般財源等（地方税、地方交付税、地方譲与税等使途が特定されていない財源）が1兆7,769億円（全体の84.9%）、次いで地方債2,302億円（同11.0%）、国庫支出金255億円（同1.2%）となっている（資料2-1-8）。

イ 地方交付税

地方交付税における消防費の基準財政需要額については、市町村における消防費の実情を勘案して算定されており（地方債の元利償還金等、他の費目で算定されているものもある。）、令和3年度は、消防職員数について1名増員され、所要の経費を増額することとされていること等により、単位費用は11,700円となり、基準財政需要額は1兆7,162億円（対前年度比2.6%増）となっている（資料2-1-9）。

ウ 国庫補助金

市町村等の消防防災施設等の整備に対する補助金は、国庫補助金と都道府県補助金があり、消防庁所管の国庫補助金には消防防災施設整備費補助金（以下「施設補助金」という。）と緊急消防援助隊設備整備費補助金（以下「緊援隊補助金」という。）等がある。

施設補助金は、市町村等の消防防災施設等の整備に対して、原則として補助基準額の3分の1又は2分の1の補助を行っている。緊援隊補助金については、消防組織法第49条第2項による法律補助として、緊急消防援助隊のための一定の設備の整備に対して補助基準額の2分の1の補助を行っている。

令和3年度当初予算額については、施設補助金は13.7億円、緊援隊補助金は49.9億円となっている。

エ 地方債

消防防災施設等の整備のためには多額の経費を必要とするが、国庫補助金や一般財源等に加えて重要な役割を果たしているのが地方債である（資料2-1-12）。

このうち、防災対策事業は、地方単独事業として

行う防災基盤整備事業及び公共施設等耐震化事業等を対象とし、地方債の元利償還金の一部について地方交付税措置が講じられている。

また、東日本大震災等を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災・減災のための地方単独事業等に取り組むため、大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備等の事業を緊急防災・減災事業の対象とし、地方債の元利償還金の一部について地方交付税措置が講じられている。

このほか、消防防災施設等の整備に係る地方債には、教育・福祉施設等整備事業、一般単独事業（一般事業）、辺地対策事業及び過疎対策事業等がある。

オ その他

前記イ～エのほか、特に消防費に関する財源として、入湯税、航空機燃料譲与税、交通安全対策特別交付金、電源立地地域対策交付金、石油貯蔵施設立地対策等交付金、高速自動車国道等救急業務実施市町村支弁金等がある。

（3）都道府県の防災費

都道府県の防災費の状況をみると、令和元年度における決算額は1,358億円であり、令和元年度都道府県普通会計歳出決算額に占める割合は28%である（資料2-1-13）。

（4）消防庁予算額

ア 令和3年度当初予算

消防庁の令和3年度の当初予算額は、一般会計分と復興庁一括計上分を合わせて130.5億円の予算を確保している。このうち、一般会計予算の規模は、128.2億円となっており、人件費を除く事業費ベースでは、112.8億円である。また、令和2年度第3次補正予算で44.4億円措置されている。

主な事業として、大規模災害に備えた緊急消防援助隊等の充実強化52.6億円、様々な災害に対応するための常備消防力等の強化17.1億円、地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の充実強化7.3億円となっている（第2-1-7図、資料2-1-14）。

第2-1-7 図 令和3年度消防庁予算の概要

令和3年度 消防庁予算の概要

R3当初 一般会計予算額 **128.2億円** (前年度126.1億円【3か年緊急対策及びオリパラ予算(特殊要因)除く】)
(オリパラ予算(特殊要因)除き126.2億円)

復興特別会計予算額 2.3億円

R2補正
予算額
44.4億円
(一般会計)

R3当初(128.2) + R2補正(44.4) = **172.5億円** (参考: R2当初163.4億円)

～国民の生命・生活を守る～ 消防防災行政の推進(一般会計)

R3当初
128.2億円

R2補正
44.4億円

(1) 大規模災害に備えた緊急消防援助隊の充実強化 **52.6億円** **17.9億円**

- 緊急消防援助隊設備整備費補助金 49.9億円
- 緊急消防援助隊全国合同訓練の実施 (補)2.4億円
- 緊急消防援助隊の車両・資機材等の整備 (補)15.5億円(うち(加)10.7億円)

(2) 様々な災害に対応するための常備消防力等の充実強化 **17.1億円** **3.7億円**

○常備消防力の充実強化

- 消防の広域化及び連携・協力の推進 0.2億円
- 消防防災施設整備費補助金 13.7億円

○救急救助・情報収集の高度化及び人材育成

- 救助技術の高度化 0.2億円
- 学生用リモート授業・e-ラーニングシステムの運用 0.6億円

○救急体制の確保

- 救急隊員用の感染防止資器材の確保【新規】(補)3.0億円
- #7119の全国展開等による救急需要対策の充実強化 0.3億円

○地方公共団体の災害対応能力の強化

- 地方公共団体の災害対応能力の強化を図る研修等の推進 0.4億円

(3) 地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の充実強化 **7.3億円** **12.9億円**

○地域防災力の中核となる消防団員の活動環境の整備及び装備の充実強化

- 救助用資機材の無償貸付 1.9億円
- 救助用資機材搭載型消防ポンプ自動車無償貸付 (補)(加)9.9億円
- 消防団への資器材等の整備に対する補助 0.3億円(補)(加)3.0億円
- 準中型免許取得に係るモデル事業【新規】0.3億円

○地域防災力の充実強化に向けた取組の支援

- 企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進支援事業 1.3億円
- 消防団への加入促進のための広報の実施 0.6億円
- 消防団の体制に関する中期的な計画策定モデル事業 0.2億円
- 消防団・自主防災組織等の連携支援等 0.6億円

(4) 火災予防対策の推進 **2.5億円** **1.6億円**

○火災予防対策の推進

- 火災予防の実効性向上、違反是正推進による安心・安全の確保 0.3億円
- 火災予防分野における各種手続の電子申請等に係る調査検討【新規】(補)0.8億円

○危険物施設等の安全対策の推進

- 危険物施設の効果的な予防保全に係る技術的検討【新規】0.6億円(補)0.2億円
- 危険物輸送の動向等を踏まえた安全対策の検討【新規】0.1億円

(5) 消防防災分野における女性の活躍促進 **2.8億円** **—**

○女性消防吏員の更なる活躍推進

- 女子学生を対象とした職業説明会の開催や女性をターゲットとしたPR広報 0.4億円

○消防団への女性・若者等の加入促進

- 企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進支援事業(再掲) 1.3億円
- 消防団への加入促進のための広報の実施(再掲) 0.6億円
- 全国女性消防団員活性化大会(活動報告、意見交換会等) 0.2億円
- 女性消防団員等の活躍加速支援事業(シンポジウム開催や学習・啓発教材配布等) 0.4億円

(6) 防災情報の伝達体制の充実強化 **13.4億円** **7.9億円**

- 防災行政無線の戸別受信機の導入促進 (補)1.2億円
- 新技術を活用した情報伝達手段に関する検討【新規】(補)0.5億円
- Jアラートの運用・保守・更改 4.4億円(補)5.1億円
- 災害時の情報伝達体制の強化 0.4億円
- 防災情報システムの仕様等の検討 (補)(加)1.1億円

(7) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた安全・安心対策の推進 **4.6億円** **—**

- NBCテロ等に対する消防・救急体制の構築 3.2億円
- 国民保護共同訓練の充実強化 1.2億円

(8) 消防防災分野における消防用機器等の海外展開の推進及び科学技術の活用 **5.8億円** **—**

- 国際消防防災フォーラムを活用した消防防災インフラシステムの海外展開の推進 0.4億円
- 消火活動困難な火災に対応するための消火手法の研究開発【新規】0.4億円
- 救急搬送における新型コロナウイルス感染症への対応のための研究開発【新規】0.4億円

被災地における消防防災体制の充実強化(復興特別会計)

2.3億円

- 消防防災施設災害復旧費補助金(消防団拠点施設等) 0.6億円
- 消防防災設備災害復旧費補助金(消防団車両・自主防災組織資機材) 0.3億円
- 原子力災害避難指示区域消防活動費交付金(消防活動用資機材、応援出動経費等) 0.9億円

イ 復興庁一括計上予算

令和2年度に引き続き、東日本大震災で大きな被

害を受けた被災地における消防防災施設・設備の復

旧や、福島原発事故に伴い設定された避難指示区域

における消防活動の確保のため、復興庁の東日本大震災復興特別会計において 2.3 億円の予算措置を講じた。

- 消防防災施設災害復旧費補助金（0.6 億円）
- 消防防災設備災害復旧費補助金（0.3 億円）
- 原子力災害避難指示区域消防活動費交付金（0.9 億円）
- 緊急消防援助隊活動費負担金（東日本大震災派遣ヘリ除染）（0.5 億円）

4. 常備消防体制整備の課題

（1）消防力の整備

「消防力の整備指針」（平成 12 年消防庁告示）は、市町村が消防に関する事務を確実に遂行し、消防の責任を十分に果たすために必要な施設及び人員について、目標とすべき整備水準を定めたものである。

各市町村は本指針に定める内容を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制を整備することが求められている。

（2）消防隊員用個人防火装備

消火活動時における消防隊員の安全性向上のため、「消防隊員用個人防火装備に係るガイドライン」を策定している。

対象は消防隊員の防火服、防火手袋、防火靴及び防火帽等で、消火活動に必要となる一定の性能等を定めているほか、安全な着装方法やメンテナンスなどの取扱い上の注意事項を明記している。

なお、ISO（国際標準化機構）の人体安全の防護衣及び装置に関する専門委員会の下部組織である分科委員会（ISO/TC94/SC14）において、新たな国際規格が作成されたこと等を受け、令和 3 年 7 月から本ガイドラインの見直しに関する検討を行っている。

第2節

消防の広域化の推進

1. 消防の広域化とは

市町村は、その地域における消防の責務を果たしているが、特に小規模な市町村では、複雑化・多様化する災害への対応力、高度な装備や資機材の導入及び専門的な知識・技術を有する人材の養成等の課題を抱えている場合が多い。消防の広域化は、消防本部の規模の拡大により消防体制の整備・確立を図ることを目指すものである。

消防組織法では、消防の広域化とは、「二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。以下同じ。）を共同して処理することとする事又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいう。」と定義され、消防の広域化は「消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行わなければならない。」とされている。

2. 消防の広域化のメリット

消防の広域化のメリットとして、一般的に次の3点が挙げられる。

(1) 初動体制の充実等による住民サービスの向上

広域化により消防本部の規模が大きくなり、消防本部全体が保有する車両等が増えることから、初動時や第2次以降の出動体制が充実するとともに、統一的な指揮の下、迅速で効果的な災害対応が可能になる。

(2) 人員配置の効率化及び現場体制の充実

総務部門や通信指令部門の効率化を図り、人員を消火や救急部門に再配置することにより、不足している現場体制の強化が可能になる。また、予防部門や救急部門の担当職員の専任化を進めることにより、質の高い消防サービスの提供が可能になる。

(3) 消防体制の基盤強化

財政規模の拡大による効率化により、小規模な消防本部では整備が困難であったはしご自動車、救助工作車及び消防指令センター等の計画的な整備が

可能になる。また、職員数が増加することから、人事ローテーションの設定、職務経験不足の解消、各種研修への職員派遣など、組織管理の観点からも多くのメリットが期待できる。

3. これまでの取組

(1) これまでの取組とその成果

全国の消防本部数は、平成6年（1994年）4月1日現在で931本部であったが、消防の広域化の推進や市町村合併の進展とともに減少し、平成18年4月1日現在で811本部となった。

平成18年の消防組織法の改正以降では、これまでに56地域で広域化が実現し、管轄人口10万未満の小規模な消防本部は、487本部から58本部減少して429本部（全体の約6割）となり、消防本部や消防署を設置していない非常備町村は、40町村のうち11町村が解消された（資料VI）。

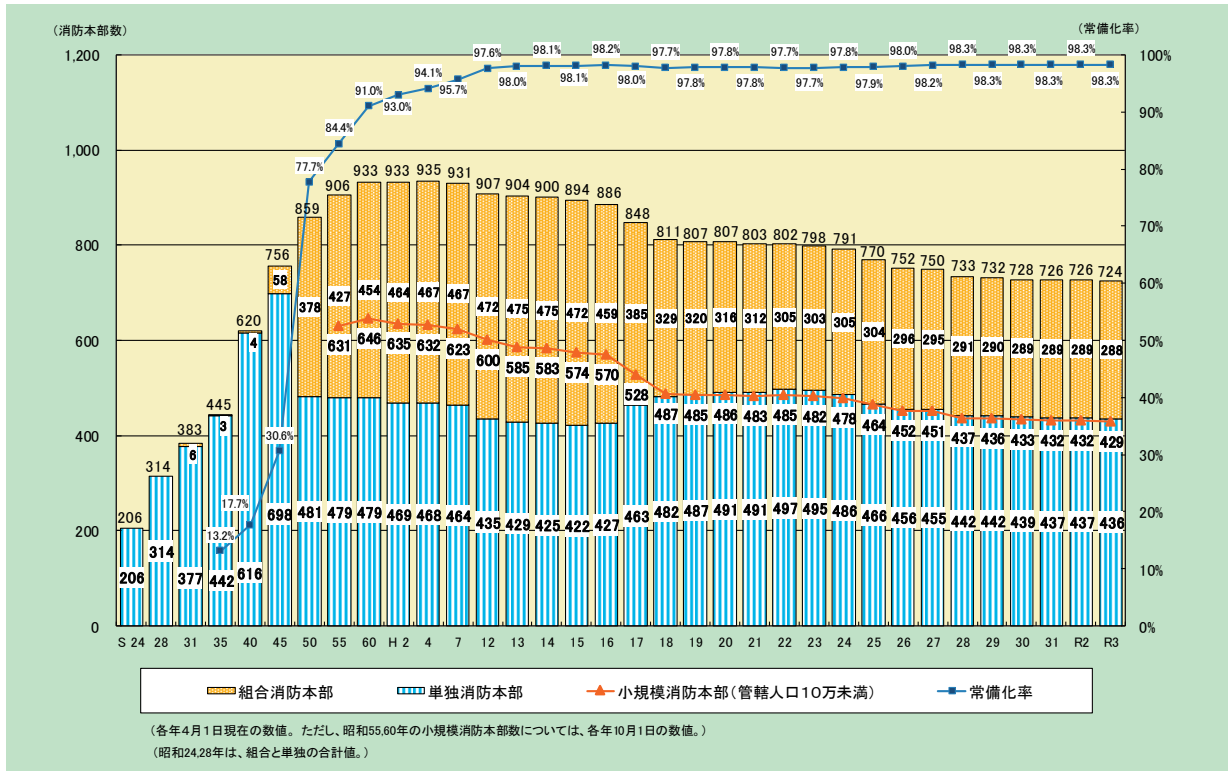
平成29年には、市町村の消防の連携・協力に関する基本指針を示すとともに、平成30年に「市町村の消防の広域化に関する基本指針（平成18年消防庁告示。以下「広域化基本指針」という。）」を改正し、消防事務の性質に応じて事務の一部について連携・協力することについても推進してきており、そのうち指令の共同運用については、令和2年4月1日現在、47地域（192本部、12非常備町村）で行われている。

令和3年4月1日現在、消防本部数は724本部となった（第2-2-1図）。

(2) 消防の広域化及び連携・協力の更なる推進（令和3年）

令和3年には、新型コロナウイルス感染症に複数の職員が罹患し、消防力の維持・確保のために、他の消防本部から応援が必要となる事案や、豪雨災害により消防用車両等が水没し、他の消防本部等から車両等の支援を受ける事案等、小規模消防本部の限界に直面する事態が発生している状況を踏まえ、「消防の広域化及び連携・協力の更なる推進につい

第2-2-1図 消防本部数と常備化率



て(通知)」(令和3年1月25日付け通知)を発出し、各都道府県及び各市町村に対して、消防の広域化及び連携・協力の推進につき一層の検討の加速を依頼した。

4. 関係機関の取組

(1) 消防庁の取組

ア 検討に対する支援

消防庁では、広域化基本指針の策定と合わせ、都道府県及び市町村における広域化の取組を支援するために、消防庁長官を本部長とする消防広域化推進本部を設置して広域化を推進しているところであり、消防の広域化及び連携・協力のモデル構築事業の実施、消防広域化推進アドバイザー^{*1}の派遣などの支援を行っている。

イ 財政措置

消防の広域化及び連携・協力の伴って必要になる

経費に対して、その運営に支障の生じることがないように、必要な財政措置を講じている。

広域化については、広域消防運営計画等に基づき必要となる消防署所等の増改築及び再配置が必要と位置付けられた消防署所等の新築、同計画等に基づき実施する消防指令センター(指令装置等)の整備、並びに同計画等に基づく消防本部の統合による効率化等により機能強化を図る消防用車両等の整備について緊急防災・減災事業債(充当率100%、交付税算入率70%)の対象としている。

連携・協力については、連携・協力実施計画に基づき必要となる消防指令センターの整備について緊急防災・減災事業債の対象とし、同計画に基づき必要となる消防用車両等の整備について防災対策事業債(充当率90%、交付税算入率50%)の対象としている(第2-2-2図)。

*1 消防広域化推進アドバイザー：既に広域化を実現した消防本部や関係市町村の幹部職員等で、広域化の推進に必要な知識・経験を持つ者の中から、消防庁が選定し登録する。都道府県等の要望に応じて派遣し、支援活動を行う。

第2-2-2 図 消防の広域化及び連携・協力に対する財政措置

消防の広域化及び連携・協力に対する財政措置（令和3（2021）年度）

| | | | |
|---------|---------|---|--|
| 消防の広域化 | 都道府県 | 普通交付税 | 消防広域化推進経費 ・広域化消防運営計画の作成等に関する情報提供、助言等及び消防広域化重点地域の指定、協議会への参加等に必要な経費 |
| | 都道府県 | 特別交付税 | 広域化対象市町村に対する支援に要する経費 ・広域化対象市町村に対する補助金、交付金等の交付に要する経費 |
| | 市町村〔※1〕 | 特別交付税 | 消防広域化準備経費 ・広域消防運営計画策定経費 ・広域化協議会負担金 ・協議会委員報酬 ・広報誌作成費 等 |
| | | | 消防広域化臨時経費 ・消防本部の統合、署所の再配置に伴う通信施設、設備等の整備に要する経費 ・消防本部の名称、場所の変更等に伴い必要となる経費 ・業務の統一に必要なシステム変更、規程の整備等に要する経費 等 |
| | 市町村〔※1〕 | 地方債 | 防災対策事業債及び緊急防災・減災事業債〔※2〕 ・消防署等（消防署、出張所及び消防指令センターをいう。）の増改築（広域化後10年度以内に完了するもの。） ・統合される消防本部を消防署等として有効活用するために必要となる増改築（広域化後10年度以内に完了するもの。） ・消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備（広域化後5年度以内に完了するもの。） |
| | | | 一般事業債・一般補助施設整備等事業債 ・消防本部庁舎の整備 |
| 市町村〔※1〕 | 補助金優先配分 | 消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用する際、その交付の決定に当たって特別の配慮を行う。 | |
| 連携・協力 | 市町村 | 地方債〔※2〕 | 防災対策事業債 ・高機能消防指令センターの新築及び増改築〔※3〕（連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了するもの。） ・消防用車両等の整備（連携・協力実施計画に位置付けてから5年度以内に完了するもの。） |
| | | | 緊急防災・減災事業債 ・高機能消防指令センターの新築及び増改築〔※3〕（連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了するもの。） |
| | 市町村 | 補助金優先配分 | 消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用する際、その交付の決定に当たって特別の配慮を行う。 |

※1 消防広域化重点地域に指定された市町村に限る。

※2 消防の広域化及び連携・協力関連事業（防災対策事業債及び緊急防災・減災事業債）については、広域化後又は連携・協力実施計画に位置付けてから10年度以内に完了する事業（一部5年度以内）が対象となっているが、緊急防災・減災事業債の事業年度は令和7年度までとなっている。（令和8年度以降の事業への緊急防災・減災事業債の充当については、現時点では未定である。）

※3 消防指令システム及び機器、指令センターの建物及び用地（本部庁舎、消防署等と同じ建物である場合は、指令センター部分を按分する。）、消防救急デジタル無線の整備を含む。

地方債の充当率及び交付税算入率



(2) 都道府県の取組

ア 推進計画の概要

消防本部、市町村等と緊密に連携し、検討した上で推進計画の策定を行うよう努めることとされている。

推進計画には、広域化対象市町村の組合せや、連携・協力の対象となる市町村を定めることになる。

イ 都道府県の支援策

広域化を推進していく観点から、[1] 広域化の気運醸成や効果についての勉強会等の開催、[2] 広域化を具体的に進めるための協議会や協議組織への職員の派遣、[3] 都道府県独自の広域化推進のための財政支援措置等を実施している都道府県が存在する。

財政支援措置としては、業務の統一に必要なシステム変更事業を対象とした補助制度や、緊急防災・減災事業債を活用する高機能消防指令センター整備事業を対象として、元利償還金に対する交付税措置額を除いた事業費について補助する制度などがある。

(3) 市町村の取組

消防組織法により、都道府県の推進計画に定められた広域化対象市町村は、消防の広域化を行う際には、協議により、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための広域消防運営計画を作成することとされている。

広域化に向けた検討を行っている市町村は、市町村長部局、消防本部、構成議会議員等から構成される協議会等の検討組織を設置し、[1] 広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針、[2] 消防本部の位置及び名称、[3] 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項、[4] 構成市町村の負担金割合方式、職員の任用方式や給与の統一方法等、広域消防運営計画や組合規約等の作成に必要な事項を中心に協議を重ねている。

第3節

消防職団員の活動

1. 活動状況

令和2年中における全国の消防職団員（消防職員及び消防団員）の出動状況は、第2-3-1表のとおりである。

2. 公務による死傷者の状況

令和2年中における公務により死亡した消防職団員は7人、同じく負傷した消防職団員は1,424人である（資料2-3-1、資料2-3-2、資料2-3-3）。

3. 勤務条件等

(1) 消防職員の勤務条件等

消防職員の職務は、火災等の災害出動のため24時間即応体制を維持しなければならないという特殊性を有していることから、勤務時間や休日、休憩等の勤務条件については、一般職員と異なる定めがされている。具体的な給与、勤務時間その他の勤務

条件は、市町村等の条例によって定められている。

ア 給料及び諸手当

消防の組織は、緊急時の部隊活動等に必要な指揮命令系統を明示し組織の統一性を確保するため、階級制度がある。行政職給料表を適用した場合、各階級に一定の割合の人数が必要となるという特徴を持つ消防組織においては、階級制度を維持しつつ、給料の水準を適正に保つということが難しい。このため消防職員の給料については、その職務の危険度及び勤務の態様の特殊性等を踏まえ、一般職員と異なる特別給料表（現在の国の公安職俸給表（一）に相当）を適用することとされている（昭和26年国家消防庁管理局長通知）。

なお、消防職員の平均給料月額は、令和2年4月1日現在の地方公務員給与実態調査によると30万514円（平均年齢38.3歳）であり、一般行政職の場

第2-3-1表 消防職団員の出動及び出向状況

| 区 分 | | (令和2年中) (単位：回、人) | | | |
|---------------|-------|------------------|-----------|------------|---------|
| | | 消防職員 | 消防団員 | 計 | 構成比 (%) |
| 火 災 | 回 数 | 38,625 | 29,118 | 67,743 | 0.7 |
| | 延 人 員 | 642,382 | 653,048 | 1,295,430 | 3.6 |
| 救 急 | 回 数 | 5,936,968 | 1,018 | 5,937,986 | 64.7 |
| | 延 人 員 | 18,234,236 | 3,971 | 18,238,207 | 50.8 |
| 救 助 | 回 数 | 94,149 | 1,814 | 95,963 | 1.0 |
| | 延 人 員 | 1,234,989 | 12,099 | 1,247,088 | 3.5 |
| 風 水 害 等 の 災 害 | 回 数 | 7,147 | 4,858 | 12,005 | 0.1 |
| | 延 人 員 | 29,134 | 172,459 | 201,593 | 0.6 |
| 演 習 訓 練 | 回 数 | 459,166 | 128,743 | 587,909 | 6.4 |
| | 延 人 員 | 2,481,303 | 1,722,085 | 4,203,388 | 11.7 |
| 広 報 ・ 指 導 | 回 数 | 253,477 | 80,210 | 333,687 | 3.6 |
| | 延 人 員 | 799,254 | 679,905 | 1,479,159 | 4.1 |
| 警 防 調 査 | 回 数 | 479,194 | 9,165 | 488,359 | 5.3 |
| | 延 人 員 | 1,628,538 | 80,214 | 1,708,752 | 4.8 |
| 火 災 原 因 調 査 | 回 数 | 37,780 | 48 | 37,828 | 0.4 |
| | 延 人 員 | 166,825 | 374 | 167,199 | 0.5 |
| 特 別 警 戒 | 回 数 | 72,614 | 73,872 | 146,486 | 1.6 |
| | 延 人 員 | 524,101 | 937,564 | 1,461,665 | 4.1 |
| 捜 索 | 回 数 | 3,303 | 1,450 | 4,753 | 0.1 |
| | 延 人 員 | 45,039 | 42,962 | 88,001 | 0.2 |
| 予 防 査 察 | 回 数 | 589,634 | 643 | 590,277 | 6.4 |
| | 延 人 員 | 1,404,293 | 16,747 | 1,421,040 | 4.0 |
| 誤 報 等 | 回 数 | 49,480 | 6,162 | 55,642 | 0.6 |
| | 延 人 員 | 525,884 | 70,968 | 596,852 | 1.7 |
| そ の 他 | 回 数 | 683,613 | 135,650 | 819,263 | 8.9 |
| | 延 人 員 | 2,754,772 | 1,028,977 | 3,783,749 | 10.5 |
| 計 | 回 数 | 8,705,150 | 472,751 | 9,177,901 | 100.0 |
| | 延 人 員 | 30,470,750 | 5,421,373 | 35,892,123 | 100.0 |

(備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

2 本表では、災害現場における消防活動の実施の有無にかかわらず、出動及び出向回数を計上している。

3 消防団員の救急への出動回数については、救命処置を含む応急手当、傷病者搬送等の回数を計上している。

合は31万6,993円(平均年齢42.1歳)となっている。

また、消防職員の平均諸手当月額は9万3,496円であり、出勤手当等が支給されている。

イ 勤務体制等

消防職員の勤務体制は、毎日勤務と交替制勤務とに大別され、さらに交替制勤務は主に2部制と3部制に分けられる。一部、指令業務に従事する職員などに対し、4部制を用いている消防本部もある。2部制は、職員が2部に分かれ、当番・非番の順序に隔日ごとに勤務し、一定の期間で週休日を取る制度であり、3部制は、職員が3部に分かれ、当番・非番・日勤を組み合わせて勤務し、一定期間で週休日を取る制度である(資料2-3-4、資料2-3-5)。

ウ 消防職員委員会

消防職員委員会は、消防職員からの意見を幅広く求めることにより、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務に職員の意見を反映しやすくし、これにより消防職員の士気を高め、消防事務を円滑に運営することを目的として、消防組織法の規定により消防本部に置くこととされている。消防職員委員会においては、消防職員から提出された〔1〕消防職員の勤務条件及び厚生福利、〔2〕消防職員の被服及び装備品、〔3〕消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関する意見を審議し、その結果に基づいて消防長に対して意見を述べることにより、消防事務に消防職員の意見を反映しやすくしている。また、消防長及び委員長は、「消防職員が意見を提出しやすい環境づくり」「委員会の公平性の確保」「委員会の透明性の確保」に努めることとされた。

令和2年度においては、全国726の全ての消防本部で消防職員委員会が開催され、職員から提出された5,285件の意見について審議された。審議された意見のうち「実施が適当」とされたものは、全体の33.4%を占めた。また、令和元年度において審議された意見のうち「実施が適当」とされた意見の58.1%が既に実施されている。一方、予算上の制約などにより、実現できていない意見も見られる(資料2-3-6、資料2-3-7、資料2-3-8、資料2-3-9)。

(2) 消防本部におけるハラスメント等への対応策

消防庁では、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントなどのハラスメント及び消防に関連する不祥事(以下「ハラスメント等」という。)への対応策について、「消防本部におけるハラスメント等への対応策に関するワーキンググループの検討結果について(通知)」(平成29年7月4日付け消防庁次長通知。以下、本節において「次長通知」という。)により各消防本部に示した(資料2-3-10)。

また、次長通知で示した対応策の取組状況について実態調査(令和3年1月1日現在。以下、本節においては「実態調査」という。)を行っている。

ア 各消防本部において実施すべき対応策

(ア) 消防長の意志の明確化等

ハラスメント等を撲滅するためには、現消防長が宣言等により意志を明確にし、消防職員に周知徹底する必要がある。

また、ハラスメント等の対応策に関する内部規程や、消防長の意志を具体的な取組につなげるための方針を検討の上策定するとともに、定期的に当該取組の進捗状況を管理し、これを踏まえ取組の改善を行うため、消防職員の幹部職員に加え、可能な限り有識者等を構成員とするハラスメント等の撲滅を推進する会議を開催する必要がある。

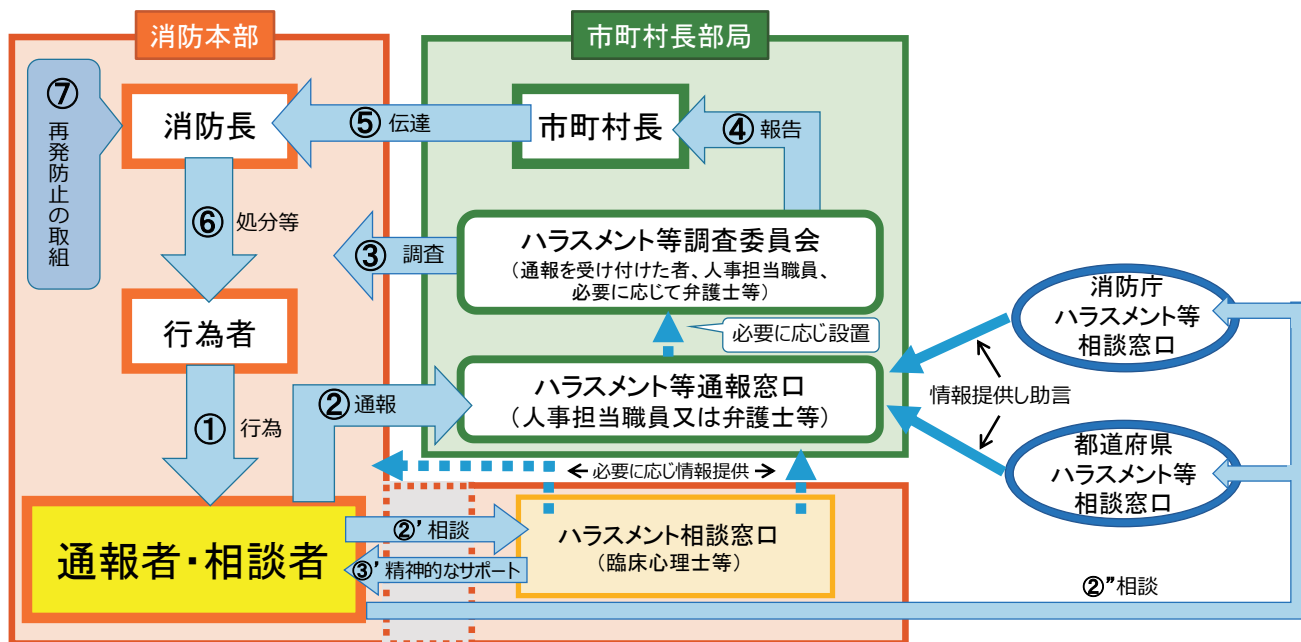
実態調査では、「消防長の意志の明確化」について、99.0%(719本部)の消防本部から「実施済み」との回答が得られた。また、「内部規程の策定」については、86.4%(627本部)の消防本部から「実施済み」との回答が得られ、「ハラスメント等撲滅推進会議の開催」については、61.6%(447本部)の消防本部から「実施済み」との回答が得られた。

(イ) ハラスメント等通報制度の確立及びハラスメント相談窓口の設置

ハラスメント等の事案対応を行い、解決を目指す「ハラスメント等通報制度」を確立するとともに、通報にまでは至らなくても、精神的なサポートを受けられる「ハラスメント相談窓口」を設置する必要がある(第2-3-1図)。

実態調査では、「ハラスメント等通報制度の確立」及び「ハラスメント相談窓口の設置」について、それぞれ93.0%(675本部)、94.5%(686本部)の消防本部から「実施済み」との回答が得られた。

第2-3-1 図 ハラスメント等通報制度・ハラスメント相談窓口のイメージ（単独消防本部の場合）



(ウ) 懲戒処分の厳格化

ハラスメント等に関して明確に記載した懲戒処分基準を策定し公表すること及び懲戒処分の公表基準を策定し公表することにより、懲戒処分を厳格化する必要がある。

実態調査では、「懲戒処分基準の策定」及び「懲戒処分の公表基準の策定」について、それぞれ80.6% (585本部)、70.4% (511本部) の消防本部から「実施済み」との回答が得られた。

(エ) 職員のセルフチェックアンケート等の実施

ハラスメント等を可能な限り未然に防止するため、自らの行動を振り返るチェックシートの導入、ハラスメント等の実態を調査するためのアンケートの定期的な実施などの職員の気付きを促す取組を行う必要がある。

実態調査では、「職員の気付きを促す取組」について、72.6% (527本部) から「実施済み」との回答が得られた。

(オ) 研修等の充実

事例演習又は職場ミーティングの場を活用し、ハラスメント等の撲滅の必要性、対応策及びコンプライアンスについて話し合うことで、職員の意識向上を図る必要がある。

実態調査では、「研修等の充実」について、68.3% (496本部) から「実施済み」との回答が得られた。

イ 各都道府県において実施すべき対応策

(ア) ハラスメント等相談窓口の設置

各都道府県において、各消防本部が設けるハラスメント等通報制度では十分な対応ができない場合に備え、相談者の同意を得た上で、関係する消防本部や市町村に対し相談内容の情報提供を行うこと、関係する消防本部や市町村から事案の経緯を聞き取るとともに適切な対応をとるよう助言すること等により、事案の解決を目指す都道府県ハラスメント等相談窓口を設置する必要がある。

実態調査では、「都道府県ハラスメント等相談窓口」を設置し、その旨を都道府県内の消防本部に周知しているかどうかについて、85.1% (40道府県) から「実施済み」との回答が得られた。

(イ) 講義・研修の充実

消防学校において、ハラスメント等やコンプライアンスに関する講義を実施する必要がある。

また、都道府県の消防防災部局又は人事担当部局において、消防長、消防学校長などの消防関係者に対する研修会を実施する必要がある。

実態調査では、「研修等の充実」について、87.2% (41都道府県(都道府県消防学校を含む。))及び全ての指定都市消防学校から「実施済み」との回答が得られた。

ウ 消防庁における対応策

(ア) 消防庁ハラスメント等相談窓口の設置

ハラスメント等の事案の解決を目指すため、市町

村や消防本部のハラスメント等通報窓口には通報しにくい、通報したが適切に対応してくれなかったなどの場合に備えて、消防庁ハラスメント等相談窓口を設置している。

(イ) ハラスメント等に関するテキストの作成

各消防本部等での研修会で活用できるよう、ハラスメント等に関するテキストを職員向け、管理監督者向け、相談担当者向けに作成し、消防庁ホームページで公開している（参照 URL : <https://www.fdma.go.jp/mission/enrichment/harassment/harassment001.html>）。

(ウ) 全国研修会の開催

ハラスメント等の撲滅のための対応策の実施の徹底を図るため、各消防本部においてハラスメント相談を行う職員等のハラスメントに関する見識及び対応能力等の向上を目指し、平成 31 年度から専門講師による研修会を計 20 回開催している。

(3) 女性消防吏員の更なる活躍の推進

ア 女性消防吏員を取り巻く現状

消防本部における女性消防吏員の採用は、昭和 44 年（1969 年）に川崎市で始まった。

消防分野においても女性消防吏員が増加し、活躍することにより、住民サービスの向上及び消防組織の強化につながることが期待される。

住民サービスの向上については、例えば、救急業務においては、女性傷病者に抵抗感を与えずに活動することなどが挙げられる。

また、消防組織の強化については、男性の視点だけでなく、女性の視点が加わることにより、多様な視点でものごとを捉えることができるようになること、育児・介護などそれぞれ異なる事情を持っていることを組織や同僚が理解し支援する組織風土が醸成されることにより、組織に多様なニーズに対応できる柔軟性が備わっていくことが挙げられる。

女子労働者については、母体保護のため女子労働基準規則により業務の制限が設けられていたが、平成 6 年（1994 年）に規則の改正により深夜業の規制が解除され、女性消防吏員も 24 時間体制で消防業務に従事できるようになり、現在、救急業務のほか警防業務を含む交替制勤務を行っている。

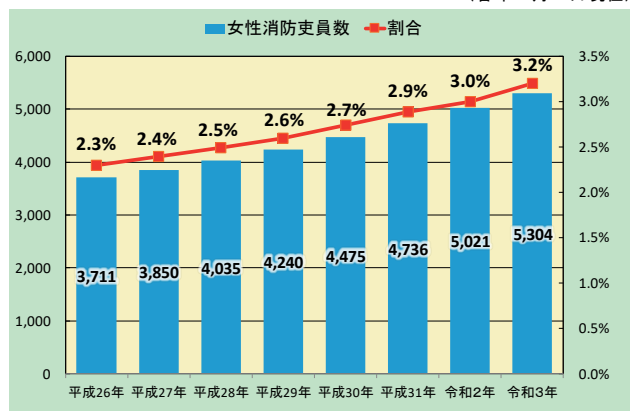
このように、少しずつ女性消防吏員の職域の拡大が図られ、女性消防吏員数が増加してきたところであるが、令和 3 年 4 月 1 日現在、全消防吏員に占め

る女性消防吏員の割合は 3.2%（第 2-3-2 図）であり、警察官 10.6%（地方警察官に占める女性警察官の割合）、自衛官 7.9%、海上保安庁 8.1%といった他分野と比較しても少ない状況である（自衛官は令和 2 年度末現在）。

女性消防吏員がいない消防本部数は、年々減少しているものの、令和 3 年 4 月 1 日現在、全国 724 本部中 131 本部（18.1%）あり、その約 8 割が消防吏員数 100 人未満の消防本部である。

第 2-3-2 図 女性消防吏員数・割合の推移

（各年 4 月 1 日現在）



（備考）「消防防災・震災対策現況調査」により作成

イ 市町村及び各消防本部の取組

消防庁は市町村及び各消防本部に対し以下の取組を要請している。

(ア) 女性消防吏員の計画的な増員の確保

a 数値目標の設定による計画的な増員

消防全体として、消防吏員に占める女性消防吏員の全国の比率を、令和 8 年度当初までに 5%に引き上げることを共通目標としており、この共通目標の達成に向け、各消防本部においては、本部ごとの実情に応じて、数値目標を設定した上で、計画的な増員に取り組むこと。

b 女性の採用の拡大に向けた積極的な取組

(a) 積極的な PR 活動の展開

消防本部においては、これから社会人になる年齢層の女性に対し、業務内容、勤務条件等を含めた消防の仕事の魅力について、積極的に PR すること。

(b) 採用試験における身体的制限について

採用募集に際し、身長・体重等の身体的制限を設けている消防本部においては、こうした制限が消防の職務の遂行上、必要最小限かつ社会通念からみて妥当な範囲のものかどうか、検証の上、必要に応じて

て見直しを検討すること。

(c) 女性消防吏員の増加を踏まえた円滑な人事管理等の検討

今後、消防本部が行う女性消防吏員の採用の大幅拡大に合わせ、市町村においては、消防における職務上の特殊性を理解のうえ、適切な措置を検討すること。具体的には想定される休業等に際し、消防力を継続的に維持できるような代替職員の確保等が考えられること。

(イ) 適材適所を原則とした女性消防吏員の職域の拡大

消防業務において、法令による制限を除き、性別を理由として従事できる業務を制限することはできないことを十分に理解し、女性消防吏員の意欲と適性に応じた人事配置を行うこと。

(ウ) ライフステージに応じた様々な配慮

現状においては、女性消防吏員が極端に少ないこと、妊娠・出産といった母体保護に係る配慮など、人事上の様々な配慮が必要であること。

(エ) 消防長等消防本部幹部職員の意識改革

各消防本部の消防長は、女性の活躍推進の意義を十分に理解し、自らの責務として各種の施策を実行すること。また、消防本部幹部職員に対しても、研修等により女性の活躍推進について理解を深めるよう取組を行うこと。

(オ) その他

a 施設・装備の改善

各消防本部においては、女性消防吏員の活躍の場を広げるために、消防本部・消防署・支所(出張所)等において、女性専用のトイレ、浴室、仮眠室などの施設整備を計画的に推進すること。なお、消防署所等における女性専用施設の整備に要する経費について、平成28年度から特別交付税措置を講じている。

b 女性の活躍情報の「見える化」の推進

各消防本部においては、女性割合、女性の採用者数、女性の管理職の割合及び女性活躍推進に向けた取組状況について、ホームページに掲載するなど「見える化」を推進すること。

ウ 消防庁の取組

(ア) 女子学生等を対象とした職業体験イベント(ワンデイ・インターンシップ)等

ワンデイ・インターンシップとは、これから社会

人となる年齢層の女性に、消防の仕事の魅力と消防分野での女性活躍の可能性を知ってもらい、消防を志す女性を増やすために各消防本部と連携して実施するもので、令和2年度はWEBにより1回開催した。(第2章コラム参照)

(イ) ポータルサイト等による幅広いPR

「女性消防吏員の活躍推進のためのポータルサイト」や総務省消防庁公式Facebookページ「総務省消防庁一女性活躍一」を開設し、ソーシャルメディアを通じて身近でタイムリーな情報の発信を行っている。

(ウ) 消防庁女性活躍ガイドブックの作成

消防本部で行われた先進的な取組事例等をまとめた「消防庁女性活躍ガイドブック」を作成している。

(エ) 女性消防吏員活躍推進アドバイザー制度

消防庁では、女性消防吏員の採用が進んでいる消防本部の人事担当者や女性活躍に関する有識者を希望する消防本部等に派遣して、採用促進の具体的取組等について助言する「女性消防吏員活躍推進アドバイザー制度」を平成29年12月に創設した。これまでに108件派遣し、約7,100人が参加している(令和3年4月1日現在)。

エ 消防大学校における取組

消防大学校の教育訓練では、平成28年度から女性消防吏員のキャリア形成の支援を主たる目的とした7日間の女性専用コース「女性活躍推進コース」を実施するとともに、各学科の定員の5%を女性消防吏員の優先枠として設定し、女性の入校を推進している。

また、消防長をはじめとした幹部職員に対して、女性の職域拡大、上司の育児参加の理解・支援を含めた働きやすい環境の整備など、女性活躍推進に係る意識の改革・醸成等を目的とした講義を実施している。

4. 安全衛生体制の整備

(1) 安全衛生体制

消防庁においては、公務災害の発生を可能な限り防止するとともに、消防活動を確実かつ効果的に遂行するため、消防本部における安全管理体制の整備について、「消防における衛生管理に関する規程」、「消防における安全管理に関する規程」、「訓練時に

における安全管理に関する要綱」、「訓練時における安全管理マニュアル」及び「警防活動時等における安全管理マニュアル」をそれぞれ示し、体制整備の促進及び事故防止の徹底を図ってきた。

(2) 惨事ストレス対策

消防職団員は、火災等の災害現場などで、悲惨な体験や恐怖を伴う体験をすると、精神的ショックやストレスを受けることがあり、これにより、身体、精神、情動又は行動に様々な障害が発生するおそれがある。このような問題に対して、消防機関においても対策を講じる必要があり、消防庁では、消防職団員への強い心理的影響が危惧される大規模災害等が発生した場合、現地の消防本部等の求めに応じて、精神科医等の専門家を派遣し、必要な支援を行う「緊急時メンタルサポートチーム」を設置している。令和3年は4件の派遣があり、創設からこれまでに82件の派遣実績がある(令和3年10月1日現在)。

なお、派遣の最も多い災害は東日本大震災であった(21件)。

5. 消防表彰等

消防関係者等に対して、現在、国が行っている表彰等は以下のとおりである(資料2-3-11)。

(1) 国の栄典

日本国憲法に基づく国の栄典としては、叙位、叙勲及び褒章がある。

ア 叙位

国家又は公共に対して功労のある者をその功労の程度に応じて、位に叙し、栄誉を称えるものであり、死亡者にのみ運用されている。

消防関係者については、消防吏員及び消防団員が対象となっており、階級と在職年数を要件とした運用基準に基づき叙されるものである。

イ 叙勲

国家又は公共に対して功労のある者に対して勲章を授与し、栄誉を称えるものである。

消防関係者については、消防吏員及び消防団員等が対象となっている(資料2-3-12)。



叙勲伝達式

ウ 褒章

自己の危難を顧みず人命の救助に尽力した者、業務に精励し衆民の模範である者、公衆の利益を興し成績著明である者や公同の事務に勤勉し労効が顕著である者、その他公益のため私財を寄附し功績が顕著である者等に対して褒章を授与して栄誉を称えるものである。

消防関係者については、消防団員及び女性防火クラブ役員等が対象となっている(資料2-3-13)。



褒章伝達式

(2) 内閣総理大臣表彰

閣議了解に基づき実施されるもので、消防関係では昭和35年(1960年)5月の閣議了解に基づく安全功労者表彰と昭和57年(1982年)5月の閣議了解に基づく防災功労者表彰がある。総務大臣が行う安全功労者表彰等の受賞者及び消防庁長官が行う防災功労者表彰等の受賞者のうち、特に功労が顕著な個人又は団体について内閣総理大臣が表彰する(資料2-3-14)。

(3) 総務大臣表彰

安全思想の普及徹底又は安全水準の向上のため、各種安全運動、安全のための研究、若しくは教育又

は災害の発生の防止若しくは被害軽減に尽力し、又は貢献した個人又は団体等について総務大臣が表彰する（資料 2-3-15）。

（４）総務大臣感謝状

消防団員が相当数増加した消防団、増加率又は増加数が相当である消防団及び女性団員の入団が多かった消防団等に対して総務大臣感謝状が授与される。令和 3 年度には、静岡県熱海市土石流災害での出動を契機として、緊急消防援助隊の現場活動の労苦に報いるため、出動した部隊を授与対象とすることとした。

（５）消防庁長官表彰

消防表彰規程（昭和 37 年消防庁告示）に基づき、消防業務に従事し、その功績等が顕著な消防職員、消防団員等に対し消防庁長官が表彰する。その表彰の種類により定例表彰と随時表彰に大別される。

ア 定例表彰

3 月 7 日の消防記念日にちなみ、原則として、毎年 3 月上旬に実施されるものである（資料 2-3-16）。

イ 随時表彰

災害現場等における人命救助等、現場功労を対象に事案発生の都度、実施されるものである（資料 2-3-17）。

（６）賞じゅつ金及び報賞金

賞じゅつ金とは、災害に際し、危険な状況下であるにもかかわらず身の危険を顧みず敢然と職務を遂行して傷害を受け、そのために死亡又は障害を負った消防職員、消防団員、都道府県航空消防隊職員又は消防庁職員に対し、消防庁長官表彰（特別功労章、顕功章又は功績章）の授与とあわせて支給されるものである。

報賞金とは、災害現場等において顕著な功労を挙げた消防職員、消防団員、都道府県航空消防隊職員又は消防庁職員で、賞じゅつ金が支給されるに至らない場合及び消防職員、消防団員、都道府県航空消防隊職員又は消防庁職員以外の部外者が消防作業に協力して顕著な功績を挙げた場合に支給されるものである。

（７）退職消防団員報償

永年勤続した消防団員の功労に報いるため、退職消防団員報償規程（昭和 36 年消防庁告示）に基づき、その勤続年数に応じて消防庁長官から賞状と銀杯が授与される。

（８）消防庁長官感謝状

消防の発展に貢献し、その功績顕著な部外の個人又は団体に対しては、消防庁長官感謝状授与内規に基づき消防庁長官感謝状が授与される。

（９）その他

消防関係の各分野において功労のあった者に対し消防庁長官が表彰するものがある（資料 2-3-18）。

女子学生等を対象とした WEB 職業体験 イベント（WEB インターンシップ）の開催

消防庁では、平成27年に開催した「消防本部における女性職員の更なる活躍に向けた検討会」の提言内容を踏まえ、消防全体として、消防吏員に占める女性消防吏員の全国の比率を、令和8年度当初までに5%に引き上げることを共通目標としている。この共通目標達成に向けた取組の一つである「女子学生等を対象とした職業体験イベント」（以下「インターンシップ」という。）は、消防を目指す女性を増やすため、主としてこれから社会人となる年齢層の女性に、消防の仕事の魅力と消防分野での女性の活躍を知ってもらい、興味をもってもらうきっかけ作りを行うため、各消防本部と連携して平成28年度から開催している。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、初のWEBによるインターンシップを開催した。

当日は、LIVE コンテンツとして、「消防業務全体の魅力」、「消防吏員の仕事」について、女性消防吏員を代表する立場から3人（横浜市消防局、東京消防庁、相模原市消防局）の方が講演を行い、「女子学生×女性消防吏員座談会」では、女子学生等と現役女性消防吏員8人によるWEB座談会方式で対話の機会を設け、災害活動や採用試験のことなど学生が気になる様々な質問にきめ細かく対応した。

また、スペシャルプログラムとして、元消防士の人気タレントによる消防ネタの披露や、女性消防吏員2人のパネルディスカッションを開催し、「消防という仕事の魅力・やりがい」、「プライベートの過ごし方」、「子育て等の職場環境」など、身近な話題を交えた発表を行った。さらに、「消防機器点検業務」、「消防体操」、「消防レシピ」、「火災現場VR体験」、「女性消防吏員活躍MOVIE」など、多数の体験MOVIEコンテンツを配信し、WEBを通じてリアルな消防署業務を体験してもらった。

新型コロナウイルスの影響により就職活動者等との直接の接触が大幅に制限された広報活動であったが、WEBの活用を通じて、全国各地の女子学生等に広く参加を募り、WEB環境の特性を活かした様々なコンテンツを展開することにより、効果・効率的にPRを実施した。

【参加した女子学生等の感想】

- 女性がどんな仕事をしているのか、どのような環

境なのかを理解することができ、参加して本当に良かったです。消防職員の一員になれるように頑張ります。

- WEB座談会の際に、身体的な力の差があるとはいえ、職務における男女の差はそれほど気にならないとおっしゃっていたのが印象的でした。女性が少ない職場だからこそ、女性同士の関係性も強く、男性とも対等に活躍できるのが魅力だと思います。

【座談会に参加した女性消防吏員の感想】

- WEB座談会に参加した女子学生達から、消防の仕事に関して途切れることなく様々な質問があったことから、消防に対する熱意を感じることができました。
- 対面で話をする緊張して質問できない学生も、WEBであれば気軽に質問でき、とても効果的だと感じました。

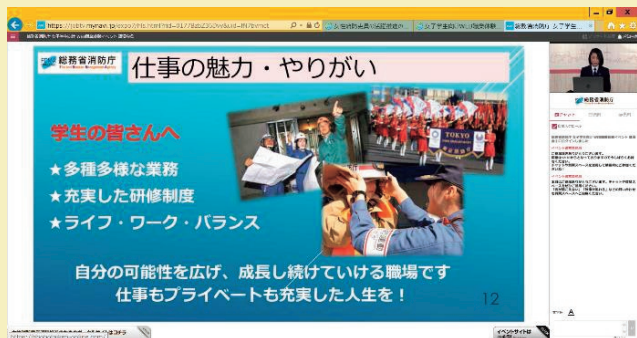
令和3年度は、引き続きWEBによる開催を行うほか、全国2か所の会場で対面によるインターンシップの開催を予定しており、今後も本事業を通じて、消防の仕事の魅力と消防分野での女性活躍の重要性を周知し、女性消防吏員の活躍推進により一層力を入れていく。



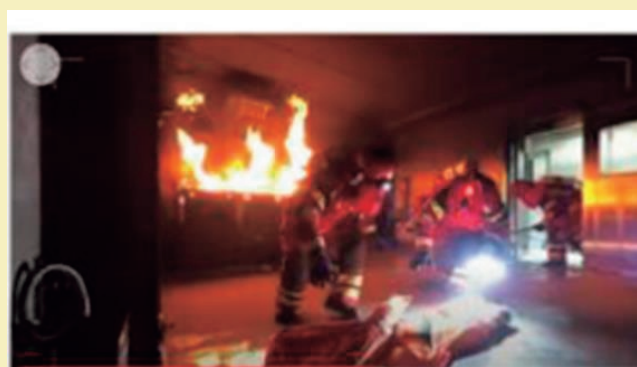
開催周知チラシ



L I V E 講演の様子



機器点検



火災現場VR体験

第4節

教育訓練体制

1. 消防職団員の教育訓練

複雑多様化する災害や救急業務、火災予防業務の高度化に消防職団員が適切に対応するためには、その知識・技能の向上が不可欠であり、消防職団員に対する教育訓練は極めて重要である。

消防職団員の教育訓練は、各消防本部、消防署、消防団のほか、国においては消防大学校、都道府県等においては消防学校において実施されている。これらのほか、全国の救急隊員を対象に救急救命士の国家資格を取得させるための教育を行う救急救命研修所などがある。

このように、消防職団員に対する教育訓練は、国、都道府県、市町村等がそれぞれ機能を分担しながら、相互に連携して実施している。

2. 職場教育

各消防機関においては、平素からそれぞれの地域特性を踏まえながら、計画的な教養訓練（職場教育）が行われている。特に、常に危険が潜む災害現場において、指揮命令に基づく厳格な部隊活動が求められる消防職員には、職務遂行にける使命感と旺盛な気力が不可欠であることから、様々な教養訓練を通じて、知識・技術の向上と士気の高揚に努めている。

なお、消防庁においては、各消防機関による効率的かつ安全な訓練・活動がなされるよう、職場教育における基準として、「消防訓練礼式の基準」、「消防操法の基準」、「消防救助操法の基準」や、訓練時と警防活動時等それぞれにおける安全管理マニュアルを定めている。

3. 消防学校における教育訓練

(1) 消防学校の設置状況

都道府県は、消防組織法の規定により、財政上の事情その他特別の事情のある場合を除くほか、単独に又は共同して消防学校を設置しなければならないが、また、指定都市は、単独に又は都道府県と共同して消防学校を設置することができる」とされている。

令和3年4月1日現在、消防学校は、全国47都道府県と指定都市である札幌市、千葉市、横浜市、名古屋市、京都市、神戸市及び福岡市の7市並びに東京消防庁に設置されており、全国に55校ある（東京都では、東京都消防訓練所及び東京消防庁消防学校の2校が併設されている。）。

消防庁は、消防学校において教育訓練の水準が確保されるよう、消防学校の施設や運営の努力目標として「消防学校の施設、人員及び運営の基準」を定めている。

(2) 教育訓練の種類

消防学校における教育訓練の基準として、「消防学校の教育訓練の基準」が定められている。各消防学校では、本基準に定める「到達目標」を尊重した上で、「標準的な教科目及び時間数」を参考指針として活用し、具体的なカリキュラムを定めている。

また、災害の大規模化・複雑多様化等により高度な消防活動が求められているほか、消防法令の改正等に伴い、予防業務の高度化・専門化も進んでおり、消防学校における教育訓練の充実強化を図るため、標準的に備えるべき施設の充実、教育科目及び時間配分の見直しを行っている。教育訓練の種類には、消防職員に対する初任教育、専科教育、幹部教育及び特別教育と、消防団員に対する基礎教育、専科教育、幹部教育及び特別教育がある。

4. 消防大学校における教育訓練及び技術的援助

消防大学校は、消防職団員等に幹部として必要な高度な教育訓練を行うとともに、全国の消防学校の教育訓練に必要な技術的援助を行っている。

(1) 教育訓練の実施状況

令和2年度は、年間に21学科と13実務講習を実施することとしていたが、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言を踏まえ一部の学科等の中止や延期等を行い、17学科で709名、9実務講習で432

名が卒業した。

卒業生数は、創設以来、令和2年度までで延べ6万5,371人となった。

また、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症等の感染対策として三密を回避するため定員を削減し、1,556人とした（資料2-4-1）。

ア 社会情勢の変化に伴う教育訓練内容の充実

各課程の教育訓練内容（授業科目）については、各学科等の目的に応じて社会情勢の変化に伴う新しい課題に対応するための科目として、ハラスメント対策、メンタルヘルス、惨事ストレス対策、危機管理、広報及び訴訟対応を取り入れている。

また、情報システムを活用した火災時指揮シミュレーション、大規模地震の際の受援シミュレーションなどの訓練、令和2年度に増設し、2基体制とした実火災体験型訓練施設を活用し火災に近い環境下での消防活動訓練（ホットトレーニング）や土砂に埋もれた模擬家屋を活用した土砂災害対応訓練を実施するとともに、消防用ドローンに関する講義を設けるなど、カリキュラムの充実を図っている。

また、女性の研修機会拡大のため、各学科の定員の5%を女性消防吏員の優先枠としているほか、キャリア形成の支援等を目的とした実務講習である女性活躍推進コースを実施している。

教育手段として、一部の課程では、オンデマンド式のeラーニングによる事前学習、ライブ形式によるリモート授業を取り入れ、入寮期間を短縮するなど効率的な教育訓練を行っている。

イ 消防大学校における新型コロナウイルス等の感染対策

一部学科は、リモート授業とeラーニングの活用による入寮期間及び接触機会の短縮を図っている。

また、入寮中は、教職員及び学生の検温・体調確認、マスク着用、消毒・換気等を徹底して行い、座学講義では講師と学生の距離の確保、衝立の活用等接触を減らす等の感染防止対策を講じている。

（2）施設・設備

高度な教育訓練を行う施設として、様々な災害現場を模擬体験して指揮能力を向上させる災害対応訓練室、火災現場同様の環境変化を体験する実火災

体験型訓練施設、木造密集など活動困難地域等を想定した街区形成集合住宅型ユニット等を設けている。

また、実践的な訓練を行うため、指揮隊車、ポンプ車、救助工作車、特殊災害車、高規格救急自動車等の訓練用車両も保有している。

寄宿舎には、女性専用スペース（浴室、トイレ、更衣室、談話室など）も用意している。



実火災体験型訓練
（ホットトレーニング）



実火災体験型訓練（危険物火災）



多数傷病者対応訓練

(3) 消防学校に対する技術的援助

消防学校に対しては、新任消防長・学校長科、新任教官科及び現任教官科において、教育技法の習得等教育指導者養成を行っているほか、消防学校の教育内容の充実のため、要請により消防大学校から講師の派遣を行い、令和2年度は、延べ91回の講師派遣を実施した。

また、消防学校において使用する初任者用教科書の編集や、専門分野の知識・技術が担保された講師等の確保のため、消防大学校卒業生名簿及び講師情報等を提供している。

第5節

救急体制

1. 救急業務の実施状況

(1) 救急出動の状況

令和2年中の救急自動車による全国の救急出動件数は、593万3,277件（対前年比70万6,490件減、10.6%減）となっており、平成20年以来12年ぶりに対前年比で減少した。救急出動件数は1日平均とすると約1万6,211件（同約1,980件減）で、約5.3秒（前年約4.7秒）に1回の割合で救急隊が出動したことになる。

また、救急自動車による搬送人員も減少し、529万3,830人（対前年比68万4,178人減、11.4%減）となっている。これは国民の24人に1人（前年21人に1人）が救急隊によって搬送されたことになる。

救急自動車による搬送の原因となった事故種別に見ると、急病が345万1,872人（65.2%）、一般負傷が86万6,529人（16.4%）、交通事故が34万2,250人（6.5%）などとなっている（資料2-5-1、資料2-5-2、資料2-5-3、資料2-5-4）。

なお、消防防災ヘリコプターによる救急出動件数は、2,417件（対前年比588件減）、搬送人員は1,897人（同353人減）となっている。

(2) 傷病程度別搬送人員の状況

令和2年中の救急自動車による搬送人員529万3,830人のうち、約45%が入院加療を必要としない軽症（外来診療）傷病者及びその他（医師の診断がないもの等）となっている（資料2-5-5）。

(3) 年齢区分別事故種別搬送人員の状況

令和2年中の救急自動車による搬送人員529万3,830人の内訳を年齢区分別に見ると、新生児が1万2,180人（0.2%）、乳幼児17万7,317人（3.3%）、少年が15万469人（2.8%）、成人が165万5,061人（31.3%）、高齢者が329万8,803人（62.3%）となっており、高齢化の進展等により高齢者の占める割合が年々高まる傾向にある（対前年比2.3ポイント増）（資料2-5-6、資料2-5-7）。

また、急病では高齢者（222万4,073人、64.4%）、

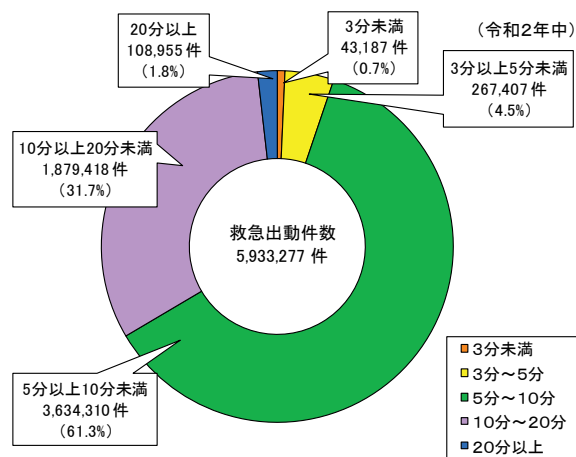
交通事故では成人（20万5,656人、60.1%）、一般負傷では高齢者（61万5,302人、71.0%）が最も高い割合で搬送されている（資料2-5-7）。

(4) 現場到着所要時間の状況

令和2年中の救急自動車による出動件数593万3,277件の内訳を現場到着所要時間（119番通報を受けてから現場に到着するまでに要した時間）別にみると、5分以上10分未満が363万4,310件で最も多く、全体の61.3%となっている（第2-5-1図）。

また、現場到着所要時間の平均は約8.9分（前年約8.7分）となっており、10年前（平成22年）と比べ、0.8分延伸している（第2-5-3図）。

第2-5-1図 救急自動車による現場到着所要時間別出動件数の状況



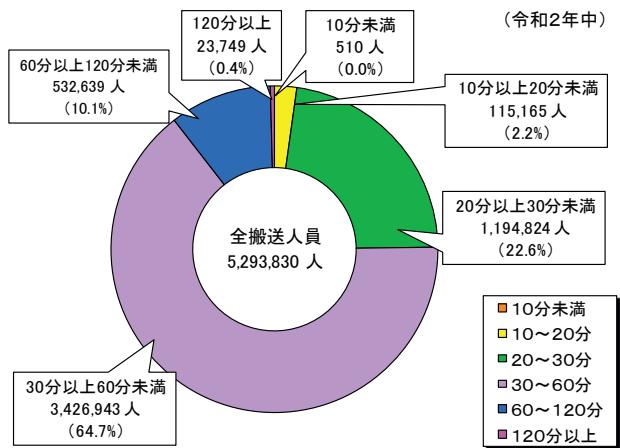
（備考）1 「救急年報報告」により作成
2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

(5) 病院収容所要時間の状況

令和2年中の救急自動車による搬送人員529万3,830人の内訳を病院収容所要時間（119番通報を受けてから医師に引き継ぐまでに要した時間）別にみると、30分以上60分未満が342万6,943人（64.7%）で最も多くなっている（第2-5-2図）。

また、病院収容所要時間の平均は約40.6分（前年約39.5分）となっており、10年前（平成22年）と比べ、3.2分延伸している（第2-5-3図）。

第2-5-2図 救急自動車による病院収容所要時間別搬送人員の状況



(備考) 1 「救急年報報告」により作成
2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

(6) 救急隊員の行った応急処置等の状況

令和2年中の救急自動車による搬送人員 529万3,830人のうち、救急隊員が応急処置等を行った傷病者は521万8,532人(98.6%)となっており、救急隊員が行った応急処置等の総件数は2,051万9,832件である(資料2-5-8)。

また、平成3年(1991年)以降に拡大された救急隊員が行った応急処置等(資料2-5-8における※の

項目)の総件数は、1,471万2,934件(対前年比11.5%減)となっているが、このうち、救急救命士に基づき、救急救命士が傷病者の蘇生等のために行う救急救命処置の件数は24万3,618件で、(対前年比1,943件増)に上り、対前年比で0.8%増となっている。

2. 救急業務の実施体制

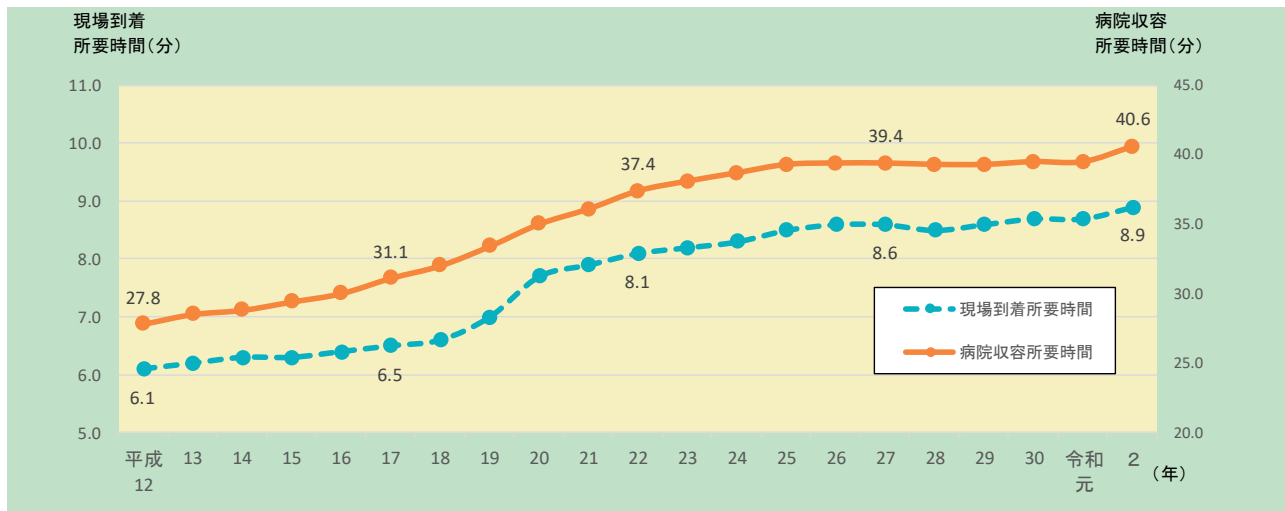
(1) 救急業務実施市町村数

救急業務実施市町村数は、令和3年4月1日現在、1,690市町村(793市、736町、161村)となっている(東京都特別区は、1市として計上している。以下、本節において同じ)。

98.3%(前年同数)の市町村で救急業務が実施され、全人口の99.9%(前年同数)がカバーされている(人口は、平成27年の国勢調査人口による。以下、本節において同じ。)こととなり、ほぼ全ての地域で救急業務サービスが受けられる状態となっている(資料2-5-9、資料2-5-10)。

なお、救急業務実施形態別にみると、単独が436市町村、委託が145市町村、一部事務組合及び広域連合が1,109市町村となっている。

第2-5-3図 救急自動車による現場到着所要時間及び病院収容所要時間の推移



(備考) 1 「救急年報報告」により作成
2 東日本大震災の影響により、平成22年及び平成23年の釜石大槌地区行政事務組合消防本部及び陸前高田市消防本部のデータを除いた数値により集計している。

（2）救急隊数、救急隊員数及び准救急隊員数

救急隊は、令和3年4月1日現在、5,302隊（対前年比32隊増）設置されている（第2-5-4図）。

救急隊員は、人命を救うという重要な任務に従事することから、最低135時間の救急業務に関する講習（旧救急Ⅰ課程）を修了した者等とされている。

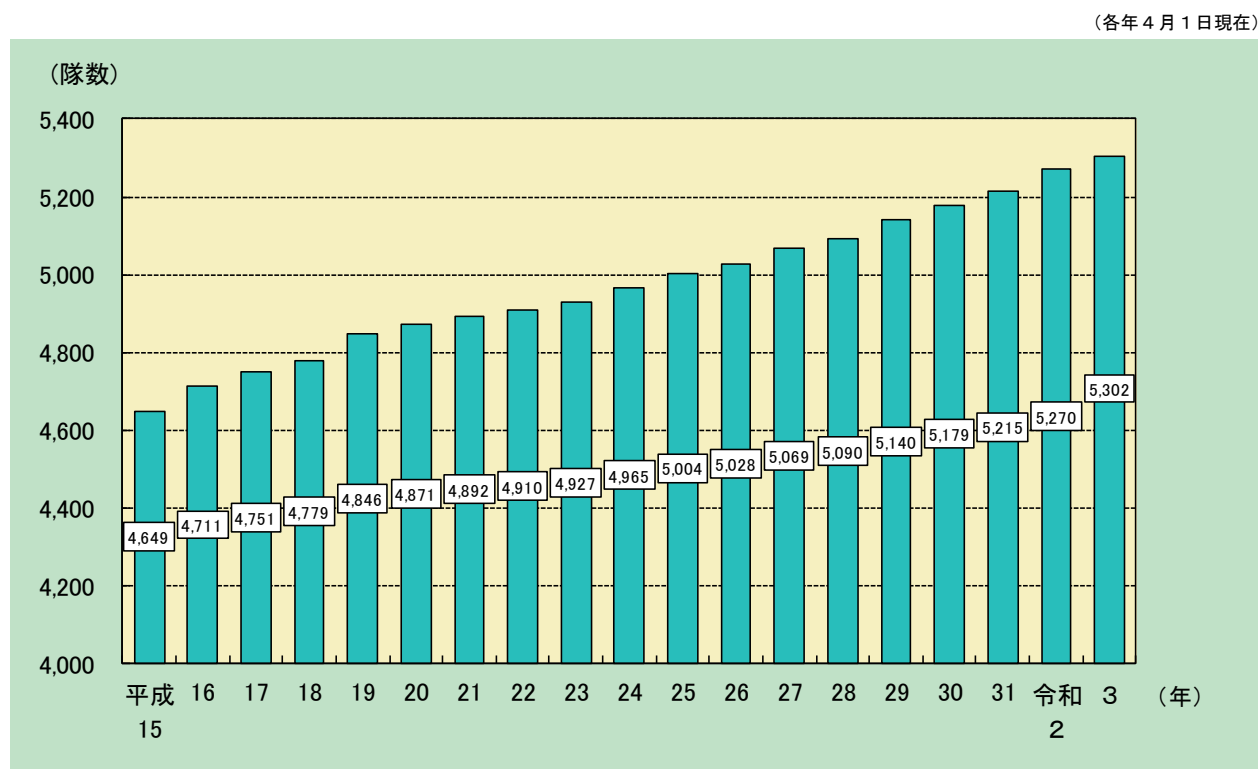
令和3年4月1日現在、この資格要件を満たす消防職員は全国で12万9,801人（対前年比2,108人増）となっており、このうち6万5,181人が、救急隊員（専任の救急隊員だけでなく、救急隊員としての辞令が発せられているが、ポンプ自動車等他の消防用自動車と乗換運用している兼任の救急隊員も

含む。）として救急業務に従事している（第2-5-5図）。

また、救急隊員の資格要件を満たす消防職員のうち、より高度な応急処置が実施できる250時間の救急科（旧救急標準課程及び旧救急Ⅱ課程を含む。以下同じ。）を修了した消防職員は、令和3年4月1日現在、全国で8万5,924人（対前年比1,153人増）となっており、このうち3万4,107人が救急隊員として救急業務に従事している。

また、准救急隊員^{*1}については、令和3年4月1日現在、全国で17人が救急業務に従事している。

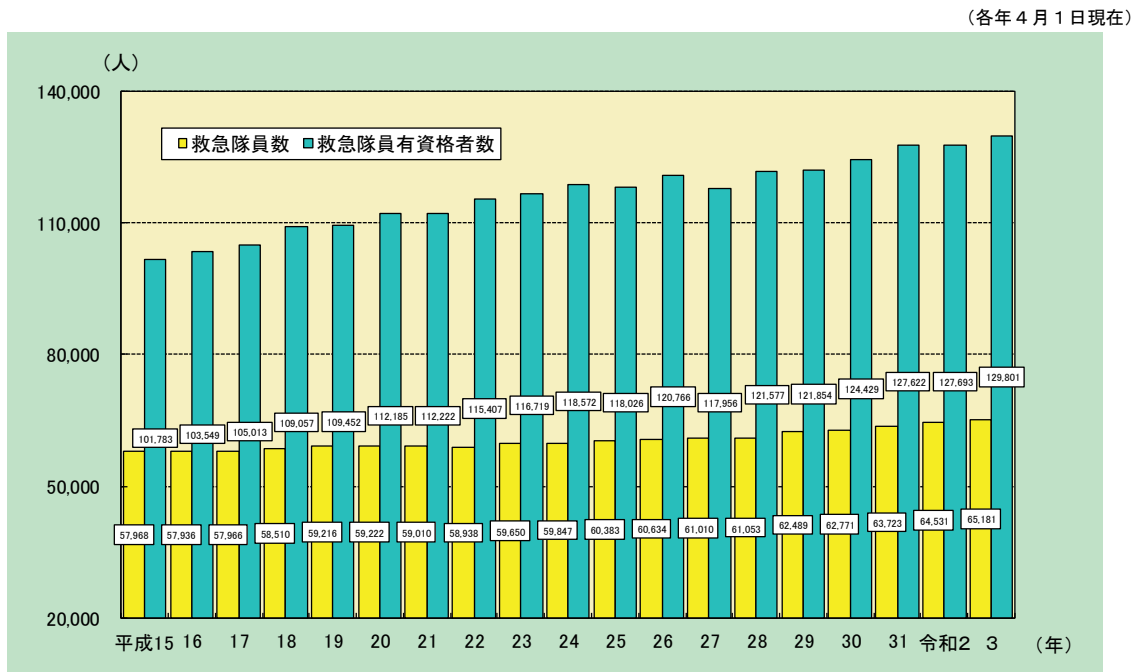
第2-5-4図 救急隊数の推移



（備考）「救急年報報告」により作成

*1 准救急隊員：消防法施行令に基づき、過疎地域及び離島において、市町村が適切な救急業務の実施を図るための措置として実施計画を定めるときには、救急隊員2人と准救急隊員1人による救急隊の編成が可能である。准救急隊員は、救急業務に関する基礎的な講習の課程を修了した常勤の消防職員等とされている。

第2-5-5 図 救急隊員数の推移



(備考)「救急年報報告」により作成

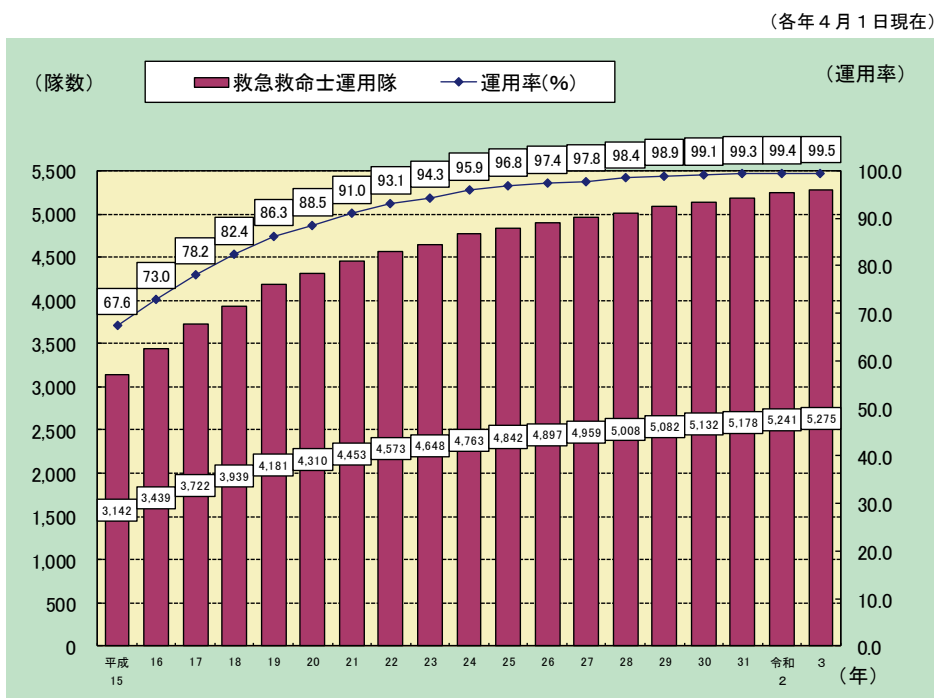
(3) 救急救命士及び救急救命士運用隊の推移

消防庁では、救急業務の高度化に伴い、全ての救急隊に救急救命士が少なくとも1人配置される体制を目標に、救急救命士の養成と運用体制の整備を推進している。

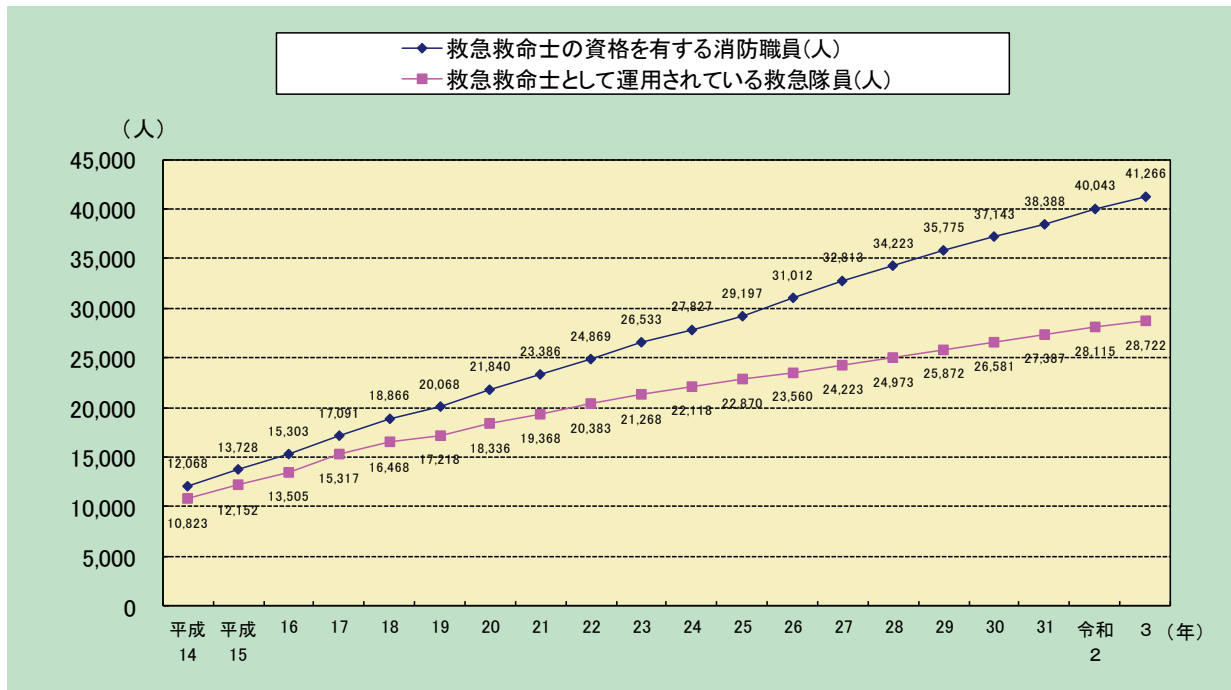
令和3年4月1日現在、救急救命士を運用している消防本部は、全国724消防本部のうち723本部で、その運用率は、99.9%(前年同数)である。救

急救命士を運用している救急隊数は、全国の救急隊5,302隊のうち、99.5%(対前年比0.1ポイント増)に当たる5,275隊(同34隊増)となっており、年々増加している。また、救急救命士の資格を有する消防職員は4万1,266人(同1,223人増)となっているが、このうち2万8,722人(同607人増)が救急救命士として運用されており、年々着実に増加している(第2-5-6図、第2-5-7図)。

第2-5-6 図 救急救命士運用隊の推移



(備考)「救急年報報告」により作成



(備考)「救急年報報告」により作成

(4) 救急自動車数

全国の消防本部における救急自動車の保有台数は、非常用を含め、令和 3 年 4 月 1 日現在、6,579 台(対前年比 136 台増)となっている。このうち高規格救急自動車数は全体の 98.1%に当たる 6,452 台(同 173 台増)となっている。

(5) 高速自動車国道等における救急業務

高速自動車国道、瀬戸中央自動車道及び神戸淡路鳴門自動車道(以下「高速自動車国道等」という。)における救急業務については、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「高速道路株式会社等」という。)が道路管理業務と一元的に自主救急として処理する責任を有するとともに、沿線市町村においても消防法の規定に基づき処理責任を有しており、両者は相協力して適切かつ効率的な人命救護を行うものとされている。

高速自動車国道等における救急業務は、令和 3 年 4 月 1 日現在、供用延長 9,197km の全ての区間について市町村の消防機関により実施されており、高速道路株式会社等においては、救急業務実施市町村に対し、一定の財政負担を行っている。

また、救急車が出動先から帰署する活動については、救急車が不在の状況の回避と次の出動に備えた

迅速な待機のために通行する場合、高速道路の無料措置の対象である旨、国土交通省から示されたことを踏まえ、消防庁では、令和 3 年 1 月に、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社との間で、救急出動先からの帰署時の高速道路通行料金の取扱い等を定める協定を締結し、各消防本部に周知した。

3. 消防と医療の連携

(1) 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準

傷病者の搬送及び受入れの円滑な実施を図るため、消防法では、都道府県における「傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準」(以下「実施基準」という。)の策定、実施基準に関する協議会(以下「法定協議会」という。)の設置が義務付けられている。各都道府県は、法定協議会において実施基準に基づく傷病者の搬送及び受入れの実施状況を調査・検証した上で、その結果を実施基準の改善等に結び付けていくことが望まれる。

消防庁としては、各都道府県の取組状況や課題を把握するとともに、効果的な運用を図っている地域の取組事例等を広く把握するなどして、フォローアップに取り組んでいる。

また、実施基準に基づく救急搬送が実施されるこ

ととなったことを踏まえ、地域における救急医療体制の強化のため、地方公共団体が行う私的二次救急医療機関*2への助成に係る経費について、特別交付税による地方財政措置を講じている。

(2) 救急医療体制

傷病者の主な搬送先となる救急病院及び救急診療所の告示状況は、令和3年4月1日現在、全国で4,186か所となっている(資料2-5-11)。

初期救急医療体制としては、休日、夜間の初期救急医療の確保を図るための休日夜間急患センターが551か所(令和2年4月1日現在)、第二次救急医療体制としては、病院群輪番制病院及び共同利用型病院が2,737か所(令和2年4月1日現在)、第三次救急医療体制としては、救命救急センターが297か所(令和3年5月1日現在)整備されている。また、救命救急センターのうち広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病傷病者に対応できる高度救命救急センターは、45か所(令和3年5月1日現在)整備されている。

救急告示制度による救急病院及び救急診療所の認定と初期・第二次・第三次救急医療体制の整備については、都道府県知事が定める医療計画の下で一元的に実施されている。

これらの救急医療体制の下、消防法の規定により都道府県が策定する実施基準では、傷病者の状況に応じた医療の提供が可能な医療機関のリストが作成されており、消防機関はそのリストを活用して、救急業務を行っている。

(3) 救急搬送における医療機関の受入れ状況

消防庁では、産科・周産期傷病者、重症以上傷病者、小児傷病者及び救命救急センターへの搬送傷病者を対象として、救急搬送における医療機関の受入れ状況等について、調査を実施している。

「令和2年中の救急搬送における医療機関の受入れ状況等実態調査」では、令和元年中の同調査と比較し、件数は、照会回数4回以上の事案においては、重症以上傷病者搬送事案で増加し、産科・周産期傷病者搬送事案、小児傷病者搬送事案、救命救急センター搬送事案で減少した。現場滞在時間30分以上の事案においては、小児傷病者搬送事案で減少

する一方、それ以外は増加した。

割合は、照会回数4回以上の事案及び現場滞在時間30分以上の事案の双方において、重症以上傷病者搬送事案、産科・周産期傷病者搬送事案、小児傷病者搬送事案、救命救急センター搬送事案全てで増加した(資料2-5-12、資料2-5-13)。

4. 救急業務高度化の推進

(1) 救急業務に携わる職員の教育の推進

平成3年(1991年)に救急救命士法が施行され、現場に到着した救急隊員が傷病者を病院又は診療所に搬送するまでの間、医師の指示の下に一定の救急救命処置を行うことを業務とする救急救命士の資格制度が創設された。

救急救命士の資格は、消防職員の場合、救急業務に関する講習を修了し、5年又は2,000時間以上救急業務に従事したのち、6か月以上の救急救命士養成課程を修了し、国家試験に合格することにより取得することができる。資格取得後、消防機関に所属する救急救命士は、救急業務に従事するに当たり160時間以上の病院実習を受け、その後も2年ごとに128時間以上(うち、病院実習は48時間以上)の再教育を受けることとされている。

消防機関の救急救命士の養成については、その内容に高度かつ専門的なものが含まれていること、教育訓練の効率性を考慮する必要があること等から、救急救命士法の成立を受け、全国47都道府県の出資により平成3年に設立された一般財団法人救急振興財団において行われているほか、指定都市等の消防機関が所管する救急救命士養成所や、消防学校における救急救命士養成課程においても行われている。令和2年度には、一般財団法人救急振興財団の救急救命士養成所で685人、指定都市等における救急救命士養成所や消防学校における救急救命士養成課程で363人の消防職員が養成課程を修了し、国家試験を受験した。

また、健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法の公布・施行も受け、心臓病及び脳卒中に関する救急隊における観察・処置等について、関係学会から消防庁に対して最新の科学的知見に基づく提案がなされたことから、「令和元年度救急業務のあり方

*2 私的二次救急医療機関：二次救急医療機関のうち、国公立医療機関及び公的医療機関等以外の救急告示医療機関のこと。

に関する検討会」において検討を行い、検討会において妥当と認められた事項について、「救急隊における観察・処置等について」（令和2年3月27日付け通知）を発出した。

また、救急救命士を含む救急隊員は、「救急業務に携わる職員の生涯教育の指針 Ver. 1」（平成26年3月）に基づき、新任救急隊員、現任救急隊員、救急隊長等の各役割に応じた教育を受けることとされている。こうした教育体制の構築のため、所属職員に対する教育・指導や、関係機関との教育体制に関する調整等の役割を担う指導的立場の救急救命士を「指導救命士」として位置づけており、令和3年4月1日現在、全国で2,407人の指導救命士が認定されている。

このほか、全国救急隊員シンポジウムや日本臨床救急医学会等の研修の機会を通じて、救急隊員の全国的な交流の促進や、救急活動に必要な知識・技能の向上が図られている。

（2）救急救命士の処置範囲の拡大

救急救命士が医師の具体的な指示を受けて行う救急救命処置（特定行為）は、平成3年（1991年）の制度創設当時は、半自動式除細動器による除細動、乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保のための輸液、食道閉鎖式エアウェイ又はラリングアルマスクによる気道確保のみとされていたが、厚生労働省において順次拡大されてきた。

令和3年4月1日現在、救急救命士の資格を有する救急隊員のうち、拡大された処置範囲のうち気管挿管を実施できる者は1万5,655人（そのうちビデオ硬性挿管用喉頭鏡を使用できる者は6,850人）、薬剤投与（アドレナリン）を実施できる者は2万8,047人、心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液を実施できる者は2万6,413人、血糖測定及び低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与を実施できる者は2万6,409人となっている。

（3）メディカルコントロール体制の充実

救急業務におけるメディカルコントロール体制とは、医学的観点から救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等の質を保障する仕組みをいう。具体的には、消防機関と医療機関との連携によって、①医学的根拠に基づく、地域の特性に応じた各種プロトコルを作成し、②救急隊が救急現場等から常時、

迅速に医師に指示、指導・助言を要請することができ、③実施した救急活動について、医師により医学的・客観的な事後検証が行われるとともに、④その結果がフィードバックされること等を通じて、救急救命士を含む救急隊員の再教育等が行われる体制をいう。消防機関と医療機関等との協議の場であるメディカルコントロール協議会は、各都道府県単位及び各地域単位で設置されており、令和3年8月1日現在、全国に47の都道府県メディカルコントロール協議会及び251の地域メディカルコントロール協議会が設置されている。救急業務におけるメディカルコントロール体制の役割は、当該体制の基本であり土台である「救急救命士等の観察・処置を医学的観点から保障する役割」から、「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準の策定を通じて地域の救急搬送・救急医療リソースの適切な運用を図る役割」へと拡大し、さらに「地域包括ケアにおける医療・介護の連携において、消防救急・救急医療として協働する役割」も視野に入れるなど、各地域の実情に即した多様なものへと発展している。

こうした中、「令和2年度救急業務のあり方に関する検討会」においてメディカルコントロール体制の現状の課題と解決策を検討し、検討結果をもとに関係機関が緊密に連携してメディカルコントロール体制の一層の充実強化に努めることや、客観的な評価指標を用いた体制の評価を行い、PDCAを通じた継続的な体制の構築・改善を図ること等について方針を示した。

さらに、昨今、メディカルコントロール協議会に求められる役割は多様化してきている。

高齢者の救急要請が増加する中、救急隊が傷病者の家族等から傷病者本人は心肺蘇生を望んでいないと伝えられ、心肺蘇生の中止を求められる事案が生じている。こういった背景を踏まえ、「平成30年度救急業務のあり方に関する検討会」の検討部会において、有識者から、救急現場等で、傷病者の家族等から、傷病者本人は心肺蘇生を望んでいないと伝えられる事案について、「本人の生き方・逝き方は尊重されていくもの」という基本認識が示された。そして、救急現場等は、千差万別な状況であることに加え、緊急の場面であり、多くの場合医師の臨場はなく、通常救急隊には事前に傷病者の意思は共有されていないなど時間的情報的な制約があるため、今後、事案の実態を明らかにしていくとともに、各

地での検証を通じた、事案の集積による、救急隊の対応についての知見の蓄積が必要であると結論付けた。

これらの検討結果について、「平成30年度救急業務のあり方に関する検討会傷病者の意思に沿った救急現場における心肺蘇生の実施に関する検討部会」報告書について」（令和元年11月8日付け通知）を各都道府県消防防災主管部長に対して発出した。この通知においては、今後、消防機関に求められることとして、①消防機関においても、地域における地域包括ケアシステム*3やACP（アドバンス・ケア・プランニング、愛称「人生会議」）*4に関する議論の場に、在宅医療や介護等の関係者ととも適切に参画し、意見交換等を積極的に行っていくよう努めること、②救急隊の対応を検討する際は、①に加え、メディカルコントロール協議会等において、在宅医療や介護に関わる関係者の参画も得るなど、地域における人生の最終段階における医療・ケアの取組の状況、在宅医療や高齢者施設での対応の状況等も勘案しながら十分に議論するよう努めること、③メディカルコントロール協議会において事後検証の対象とすることを検討すること等を周知した。

（4）救急蘇生統計（ウツタインデータ）の活用

我が国では、平成17年1月から全国の消防本部で一斉にウツタイン様式*5を導入している。消防庁では、ウツタイン様式による調査結果をオンライン

で集計・分析するためのシステムも運用しており、平成17年から令和2年までの16年分のデータが蓄積されている。このデータの蓄積が適切かつ有効に活用されるよう、申請に基づき、関係学会等にデータを提供しており、救命率向上のための方策や体制の構築等に活用されている。

5. 救急業務を取り巻く課題

（1）救急車の適時・適切な利用の推進

令和2年中の救急自動車による救急出動件数は、593万3,277件であり、平成20年以来12年ぶりに対前年比で減少した。この減少の理由としては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う衛生意識の向上、不要不急の外出自粛といった国民の行動変容などが考えられる。一方で、令和3年に行った将来推計（第2-5-8図）によると、高齢化の進展等により救急需要は今後増大する可能性が高いことが示されており、救急活動時間の延伸を防ぐとともに、これに伴う救命率の低下を防ぐための対策が必要である。

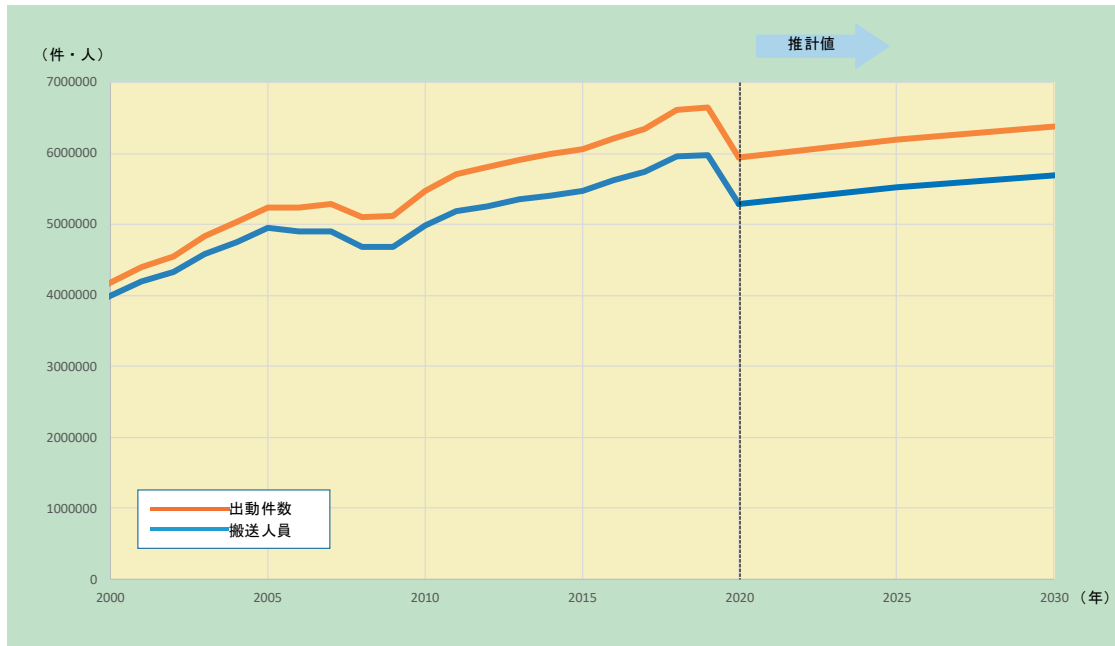
救急自動車による出動件数は、10年前と比較して約8.6%増加しているが、救急隊数は約7.6%の増加にとどまっており、消防庁では、救急車の適時・適切な利用の観点から、電話相談「救急安心センター事業（#7119）」の全国展開を推進するとともに、全国版救急受診アプリ「Q助（きゅーすけ）」を提供している。

*3 地域包括ケアシステム：地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のこと。

*4 ACP：人生の最終段階の医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと事前に繰り返し話し合うプロセスのこと。

*5 ウツタイン様式：心肺機能停止症例をその原因別に分類するとともに、目撃の有無、バイスタンダー（救急現場に居合わせた人）による心肺蘇生の実施の有無等に分類し、それぞれの分類における傷病者の予後（1か月後の生存率等）を記録するための調査統計様式であり、1990年にノルウェーの「ウツタイン修道院」で開催された国際会議において提唱され、世界的に推奨されているものである。

第2-5-8図 救急出動件数・救急搬送人員の推移とその将来推移（2000年～2030年）



「Q助」は、病気やけがの際に、住民自らが行う緊急度判定を支援し、利用できる医療機関や受診手段の情報を提供するWEB版・スマートフォン版アプリであり、画面上に表示される選択肢から、傷病者に該当する症状を選択していくことで、緊急度に応じた対応が、緊急性をイメージした色とともに表示される仕組みとなっている。スマートフォン版は、最も緊急度の高い赤の場合には、そのまま119番通報ができる。また、自力で受診する場合には、医療機関の検索（厚生労働省の「医療情報ネット」にリンク）、受診手段の検索（一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会の「全国タクシーガイド」にリンク）が行えるようになっている（参照URL：<https://www.fdma.go.jp/mission/enrichment/appropriate/appropriate003.html>）。

また、全救急出動件数のうち一定の割合を占める転院搬送については、「転院搬送における救急車の適正利用の推進について」（平成28年3月31日付け通知）を发出し、転院搬送ガイドラインの策定を促進しているところである。

さらに、適正利用には国民全体への「緊急度判定体系」の普及が欠かせないことから、消防庁ホームページに「救急お役立ちポータルサイト」を作成し、適正利用に係るツールや救急事故防止に役立つ様々な情報を提供している。この「緊急度判定体系」については、緊急性の高い傷病者への消防・救急・医療資源の適切な活用を推進するため、傷病者の症

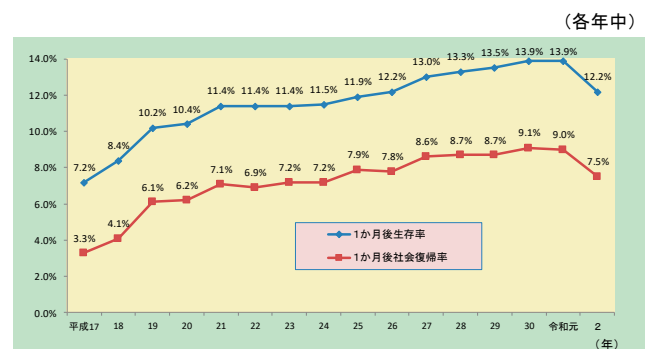
状に応じて緊急性を判断できる「緊急度判定プロトコル Ver. 3」を令和2年に策定し、公開している。

（2）一般市民に対する応急手当の普及

令和2年中の救急搬送人員のうち、心肺機能停止傷病者は12万5,928人であり、うち心原性（心臓に原因があるもの）は7万9,376人(A)であった。

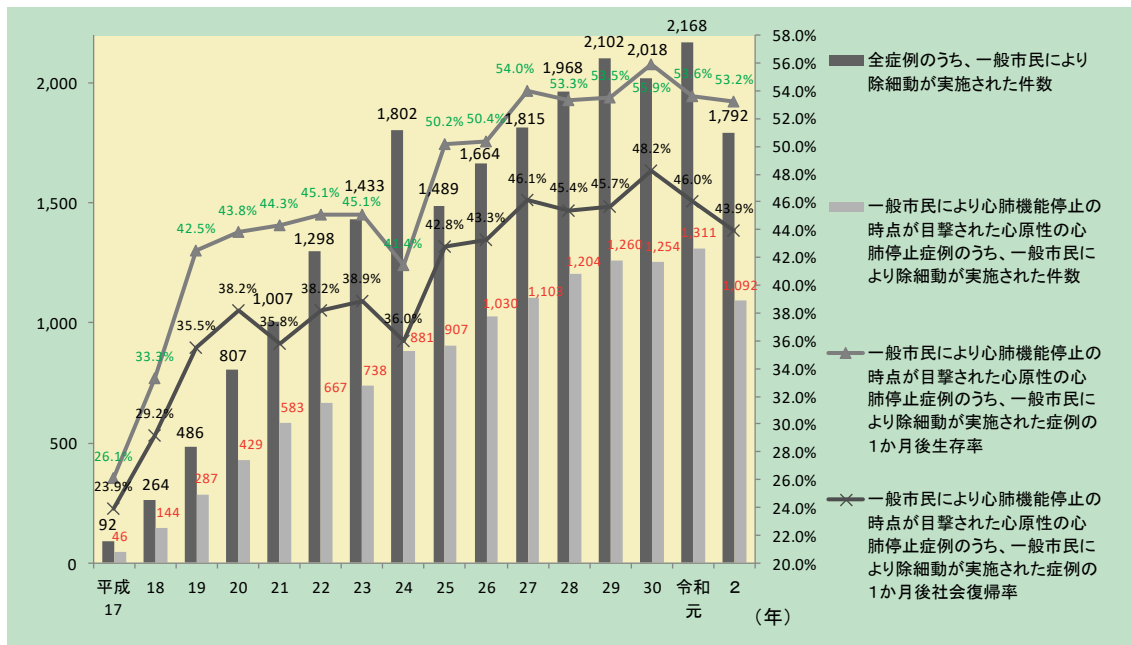
(A)のうち、心肺機能停止の時点を一一般市民により目撃された傷病者は2万5,790人(B)であり、このうち1か月後生存率は12.2%、1か月後社会復帰率は7.5%となっている（第2-5-9図、資料2-5-14）。

第2-5-9図 心原性かつ一般市民による目撃のあった症例の1ヵ月後の生存率及び社会復帰率



（備考）東日本大震災の影響により、平成22年及び平成23年の釜石大槌地区行政事務組合消防本部及び陸前高田市消防本部のデータは除いた数値により集計している。

第2-5-10図 一般市民により除細動が実施された件数の推移



(備考) 東日本大震災の影響により、平成22年及び平成23年の釜石大槌地区行政事務組合消防本部及び陸前高田市消防本部のデータは除いた数値により集計している。

(B)のうち、一般市民により応急手当が行われた傷病者は1万4,974人(C)であり、このうち1か月後生存率は15.2%となっており、応急手当が行われなかった場合(8.2%)と比べて約1.9倍高い。また、1か月後社会復帰率についても応急手当が行われた場合には10.2%となっており、応急手当が行われなかった場合(3.8%)と比べて約2.7倍高くなっている(資料2-5-14)。

(C)のうち、一般市民により自動体外式除細動器(以下「AED」という。)を使用した除細動が実施された傷病者は1,092人であり、1か月後生存率は53.2%、1か月後社会復帰率は43.9%となっている(第2-5-10図)。

一般市民による応急手当が行われた場合の1か月後生存率及び1か月後社会復帰率は高くなる傾向にあり、一般市民による応急手当の実施は生存率及び社会復帰率の向上において重要であることから、一層の推進を図る必要があり、住民の間に応急手当の知識と技術が広く普及するよう、今後とも取り組んでいくことが重要である。

現在、特に心肺機能停止状態に陥った傷病者を救命するために必要な心肺蘇生法とAEDの使用の技術習得を目的として、住民体験型の普及啓発活動が推進されている。

心肺蘇生法等の実技指導を中心とした住民に対する応急手当講習の実施や応急手当指導員等の養成、公衆の出入りする場所・事業所に勤務する管理

者・従業員を対象にした応急手当の普及啓発及び学校教育の現場における応急手当の普及啓発活動については、消防庁が示す「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」に基づき、全国の消防本部において取り組まれている。令和2年中の応急手当講習受講者数は63万765人で、心肺機能停止傷病者への住民による応急手当の実施率は51.5%となるなど、消防機関は応急手当普及啓発の担い手としての主要な役割を果たしている。

また、より専門性を高めつつ受講機会の拡大等を図るため、主に小児・乳児・新生児を対象とした普通救命講習Ⅲや住民に対する応急手当の導入講習(救命入門コース)、一般市民向け応急手当WEB講習(e-ラーニング)を用いた分割型の救命講習を追加するなど、受講機会の拡大が図られている。

平成28年度からは、教員職にある者の応急手当普及員養成講習について、講習時間を短縮し実施することも可能としたり、他の地域で応急手当普及員講習等を修了した者の取扱いについて、取得地域以外で指導できない不利益がないように当該消防本部でも認定したものとみなしても差し支えないとしたりするなど、住民のニーズに合わせた取組も進めている。

なお、主に、一般市民が行う一次救命処置については、一般財団法人日本救急医療財団心肺蘇生法委員会が心肺蘇生法の内容の国際標準化を目的として5年に1度見直している「救急蘇生法の指針(市

民用)」に基づく内容となっており、令和2年度には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた方針が追補として示されたほか、5年に1度の見直しに向けた検討が進められていることから、応急手当の普及啓発においても、それらの内容を適切に反映して行っていくこととしている。

また、「救急の日」(9月9日)及びこの日を含む一週間の「救急医療週間」を中心に、全国の消防機関では応急手当講習会や救急フェア等を開催し、住民に対する応急手当の普及啓発活動に努めるとともに、年間を通じて応急手当指導員の養成等を推進している。

(3) 感染症への対策

令和2年度には、「令和2年度救急業務のあり方に関する検討会」において、最新の医学的知見及び新型コロナウイルス感染症患者への対応の経験を踏まえて検討し、「救急隊の感染防止対策マニュアル(Ver. 2.0)」として取りまとめ、全国の消防本部に周知するとともに、消防機関における感染防止管理体制など、必要な感染防止の取組を進めるよう依頼した。さらに、令和3年度には、オンライン方式により「救急隊の感染防止対策研修会」を開催するとともに、各消防本部における研修等で活用できるよう、本研修会の動画を消防庁ホームページで公開した。

従前より、B型肝炎については、救急隊員に対する血中抗体検査及びワクチン接種に要する経費について普通交付税措置が講じられていたところであるが、令和2年度より、血中抗体検査については麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎及びB型肝炎の5種、ワクチン接種については麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎、破傷風及びB型肝炎の6種を普通交付税措置の対象とすることとした。これに伴い、「救急隊の感染防止対策の推進を目的とした血中抗体検査及びワクチン接種の実施について」

(令和2年1月24日付け通知)を発出し、各種の血中抗体検査及びワクチン接種に可及的速やかに取り組むよう消防本部に促した。

また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律において、エボラ出血熱の患者(疑似症を含む。)の移送については、都道府県知事(保健所設置市の場合は市長、特別区の場合は区長)が行う業務とされているが、保健所等の移送体制が十

分に整っていない地域もあることから、消防庁は厚生労働省と協議を行った上で、保健所等が行う移送に対する消防機関の協力の在り方について通知している。

今般の新型コロナウイルス感染症への対応については特集2を参照されたい。

(4) 熱中症への対応

消防庁は平成20年度から全国の消防本部に対し、夏期における熱中症による救急搬送人員の調査を実施している。

調査結果は、速報値として週ごとにホームページ上に公表するとともに、月ごとの集計結果についても確定値として公表している。

令和3年5月から9月までにおける全国の熱中症による救急搬送人員は4万7,877人となり、このうち6月から9月の救急搬送人員は4万6,251人で、令和2年度調査(6月～9月)と比較すると約29%減少した。

年齢区分別にみると、高齢者(満65歳以上)が2万6,942人(56.3%)でもっとも多く、次いで成人(満18歳以上満65歳未満)が1万5,959人(33.3%)、少年(満7歳以上満18歳未満)が4,610人(9.6%)となっている。初診時における傷病程度別にみると、軽症(外来診療)が2万9,758人(62.2%)で最も多く、次いで中等症(入院診療)が1万6,463人(34.4%)、重症(長期入院)が1,143人(2.4%)、死亡が80人(0.2%)となっている(資料2-5-15)。

発生場所別にみると、住居が1万8,882人(39.4%)で最も多く、次いで道路が8,378人(17.5%)、道路工事現場、工場、作業所等の仕事場①が5,369人(11.2%)、公衆(屋外)が5,298人(11.1%)となっている(資料2-5-15)。

熱中症に関する取組としては、政府において、従来の熱中症関係省庁連絡会議を改め、熱中症対策を一層推し進めるため「熱中症対策推進会議」を開催し、より強力な体制を構築した上で、特に死亡者数の多い高齢者向けの熱中症対策や、地域や産業界との連携強化などの重点対策を体系的にまとめた「熱中症対策行動計画」を策定した。

また、令和2年度まで毎年7月に実施していた「熱中症予防強化月間」に代わり、令和3年度から、毎年4月～9月を実施期間として「熱中症予防強化

キャンペーン」を実施し、時期に応じた適切な呼びかけを行い、住民の熱中症予防行動を促す取組を行っている。

消防庁では、熱中症予防のための予防啓発コンテンツとして、消防庁ホームページの熱中症情報サイトにおいて、予防啓発イラスト、予防広報メッセージ、熱中症対策リーフレット等を提供している。令和3年度は、全国消防イメージキャラクター「消太」を活用した熱中症予防啓発をテーマとする動画や、全国の消防本部から提供いただいた取組事例を基に、各消防本部における熱中症予防啓発についての事例集を取りまとめ、消防庁ホームページに公開し、全国の消防本部へこれらのコンテンツを積極的に活用するよう依頼した（参照 URL：<https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post3.html#heatstroke04>）。あわせて、東宝株式会社の協力を得て、映画「セイバー+ゼンカイジャー スーパーヒーロー戦記」とタイアップした、熱中症を予防啓発するポスターを作成し、全国の消防本部等に配布した。

（5）外国人傷病者への救急対応

消防庁では、日本語に不慣れな外国人も緊急時に安心して救急車を利用できるよう「救急車利用ガイド」を作成し、全国での活用を促進しているほか、119番通報の段階から電話通訳センターを介して多言語でのやりとりが可能となる三者間同時通訳や、救急活動現場においてタブレット端末等を用いて傷病者との会話が可能となる多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」の導入を推進している。

ア 多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」

救急ボイストラは、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「NICT」という。）が開発した多言語音声翻訳アプリ「VoiceTra®（ボイストラ）」をベースに、消防研究センターとNICTが、救急隊の現場活動において、傷病者との直接的なコミュニケーションを図るために開発した多言語音声翻訳アプリである。

対応言語は、日本語のほか、英語、中国語（繁・簡）、韓国語、タイ語、フランス語、スペイン語、インドネシア語、ベトナム語、ミャンマー語、ロシア語、マレー語、ドイツ語、ネパール語、ブラジルポルトガル語の15種類となっている。

平成29年4月から各消防本部への提供を開始し、全ての消防本部で導入されることを目標に取り組みしており、令和3年6月1日現在、全国724消防本部のうち647消防本部（約89.4%）が使用を開始している。

イ 救急車利用ガイド

消防庁では、日本での救急車の利用方法等を外国人に周知するため、「救急車利用ガイド（英語版）」を作成し、消防庁ホームページに掲載している。

救急車利用ガイドには、①救急車の利用方法、119番通報時に通信指令員に伝えるべきこと、②すぐに119番通報すべき重大な病気やけが、③熱中症予防や応急手当のポイント、④救急車を利用する際のポイントなどが掲載されている。

平成29年3月からは、英語に加えて中国語（繁・簡）、韓国語、タイ語、フランス語、イタリア語に対応するとともに、令和3年3月には、新たに9言語（ベトナム語、タガログ語、ポルトガル語、ネパール語、インドネシア語、スペイン語、ビルマ語、クメール語、モンゴル語）を追加し、合計16言語への対応を可能とした。それぞれのガイドに日本語を併記しているため、日本人から外国人に説明を行う際にも活用が可能である。

消防庁では、都道府県及び消防本部に対し、各種広報媒体でのリンク掲載等によって住民や観光客に積極的に周知するよう依頼しているほか、外国人旅行者向け災害時情報提供アプリ「Safety tips」及び出入国在留管理庁監修の「生活・就労ガイドブック」に掲載し、幅広く周知を図っている。

救急安心センター事業（#7119）の推進

■救急安心センター事業（#7119）の概要

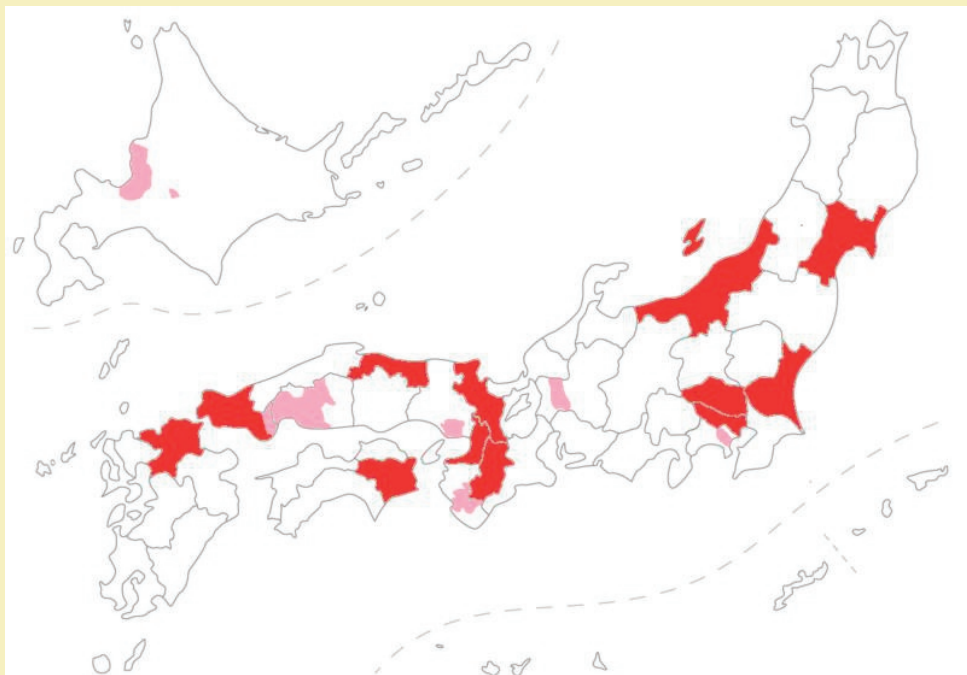
救急安心センター事業（#7119）（以下「#7119」という。）は、地域の限られた救急車を有効に活用し、緊急性の高い症状の傷病者にできるだけ早く救急車が到着できるようにすることに加え、住民が適時・適切なタイミングで医療機関を受診できるよう支援するため、消防と医療が連携し、救急医療相談と医療機関案内を短縮ダイヤル（#7119）で行う電話相談事業である。

#7119に寄せられた相談は、医師・看護師・相談員が対応し、病気やけがの症状を把握して、傷病

の緊急性や救急車要請の要否の助言、応急手当の方法、適切な診療科目及び医療機関案内等を行っている。

令和3年10月1日現在、全国18地域（北海道札幌市周辺、宮城県、茨城県、埼玉県、東京都、神奈川県横浜市、新潟県、岐阜県岐阜市周辺、京都府、大阪府内全市町村、兵庫県神戸市周辺、奈良県、和歌山県田辺市周辺、鳥取県、広島県広島市周辺、山口県、徳島県、福岡県）で事業が実施（人口カバー率46.4%）されている（第2-5-11図）。

第2-5-11 図 救急安心センター事業（#7119）の普及状況



■導入促進及び全国展開に向けた取組

消防庁では、都道府県が、管内消防本部の意向を踏まえつつ、衛生主管部局及び医療関係者等との合意形成を図るなど、#7119の導入に向け積極的に取り組むことを促している。

平成29年5月には、「救急安心センター事業（#7119）普及促進アドバイザー制度」を新設し、#7119導入のノウハウなどの幅広いアドバイスや事業実施に向けた課題解決への助言を行う取組を開始し、令和3年11月末までに、延べ18地域に39人のアドバイザーの派遣を行った。

令和2年度は、#7119の更なる普及を進め、「日本全国どこにいても#7119が繋がる体制」すなわち#7119の全国展開を目指し、有識者による検討部会を開催し、精力的に議論を行った。検討部会では、未実施団体に対する実態調査や実施団体へのヒ

ヤリング調査などを基に、未実施団体が事業導入に対して抱える課題について整理した上で、それぞれに対する解決方策がまとめられた。

これらの検討結果を踏まえ、「救急安心センター事業（#7119）の全国展開に向けた取組について」（令和3年3月26日付け通知）を発出し、各都道府県等に対し今後の具体的な取組事項を示した。

■事業の効果

従来から、消防面においては、①潜在的な重症者の発見及び救護、②軽症者の搬送割合の減少、③不急の救急出動の抑制といった効果が挙げられており、医療面においては、医療機関の負担軽減や医療費の適正化といった定量的な効果についても見いだされている。

加えて、高齢化及び人口減少の進展や地域の救急搬送・救急医療の担い手不足といった「時代の変化

への的確な対応」の観点、あるいは、今般の「新型コロナウイルス感染症対策」などの観点からも、効果が期待される。(第2-5-1表)

■今後の取組

検討部会での検討結果を踏まえ、管内に#7119の未実施地域を有する都道府県を中心に、都道府県全域での#7119の早期実施に向けて、関係者と連携した検討の着手、実施主体のあり方や都道府県と市町村の間での更なる連携方策等についての検討など、積極的に取り組むよう要請している。

財政措置のあり方に関しては、検討部会報告書において、各地域でそれぞれの実情に応じて選択され

た実施主体に生じる必要な財政負担に対して、「実効性ある適切な財政措置の実現を強く期待する」と結論が出されたことを受け、令和3年度からは、都道府県又は市町村における本事業実施に係る財政負担に対し、新たに特別交付税措置が講じられることとなった。加えて、#7119に対する住民の認知・理解を図り、利用を促進するため、積極的に広報を行っており、消防庁ホームページ内に住民に向けた#7119紹介ページを開設するとともに、ラジオ等のメディア媒体への出演による広報活動や子どもに人気の高い企業キャラクターと連携することで、幅広い層への認知を図っている。

第2-5-1表 救急安心センター事業（#7119）の事業実施効果

| 種別 | 効果 | 効果を示す事項の例 |
|------------------------|---|--|
| (適時・適切な利用) 救急車の適正利用 | 潜在的な重症者を発見・救護 | ● 救急相談の結果救急搬送となり、緊急入院した都民 74,189 人 (中等症以上・東京消防庁) 緊急度が高い等、相談前に救急出場させた件数 10,310 件 (東京消防庁) |
| | 軽症者の割合の減少効果 | ● #7119 から救急搬送と判断され、重症化が防がれた奏功事例 |
| | 不搬送件数の削減効果 | ● 初診時程度が「軽症」であった割合が減少 東京消防庁 【H18】 60.3% ⇒ 【R1】 54.2% (▲6.1ポイント) |
| | 不急の救急出動の抑制効果 | ● 救急出動件数の増加率が抑制 【H18⇒H30】 全国：26.1% 東京：19.1% (▲7.0ポイント) ● 管轄面積が広い地域では、1件の出動～帰署に時間を要する。遠方からの出動による到着遅延を防ぎ、より緊急性の高い事案に出動するため、#7119により救急車の不急の出動を抑制することを推進 |
| 救急医療機関の適正化 | 医療機関における時間外受付者数の減少効果 | ● #7119 導入後、時間外受付者が 8.1% 減少 (札幌市 A 病院) |
| | 医療機関における救急医療相談数の抑制効果 | ● #7119 導入後、病院への相談件数が約 24% 減少 (神戸市) |
| | 医療費の適正化効果 | ● 相談の結果、時間外受診をせずにすんだ → 診療報酬の時間外割増分の適正化 ● 相談の結果、受診しなかった → 受診した場合に生じていた医療費の削減 ● 相談の結果、救急車を利用しなかった → 夜間休日救急搬送医学管理料の適正化 |
| 住民への安心・安全への提供 | 利用者の満足度 | ● 実施団体が実施した利用者アンケート (R1 年度「救急安心センターおおさか」に関するアンケート) → 約 9 割の利用者が、「役に立った」「大変役に立った」と回答し、「今後も利用しようと思う」と回答。 |
| | 医療機関休診時のニーズの受皿の役割 | ● 医療機関が休診のとき #7119 入電が多い。 → 曜日：日曜日、次いで土曜日に多い (月：1月、7月、8月、12月に加え、5月 (GW) に多い) |
| | 成人への適切な受療機会の提供 | ● #7119 は成人層の利用が多く、そのうち医療機関案内が多い → かかりつけ医をもつきっかけを作る側面も考えられる。 |
| 時代の確な変化への対応 | 人生 100 年時代に向けたリスクの高い高齢者の増加への対応や、地方の深刻な過疎化への対策 | |
| | 地域の救急搬送・救急医療の担い手不足への対応 | |
| 新型コロナウイルス感染症対策 | 感染のリスクとなる不必要な外来受診・外出の抑制による重症化防止 | |
| | 新たな感染症への対応なども含め、受け皿としての相談窓口 | |

第6節

救助体制

1. 救助活動の実施状況

(1) 救助活動件数及び救助人員の状況

消防機関が行う人命の救助とは、火災、交通事故、水難事故、自然災害、機械による事故等から、人力や機械力等を用いてその危険状態を排除し、被災者等を安全な場所に搬送する活動をいう。

令和2年中における全国の救助活動の実施状況は、救助活動件数5万9,977件(対前年比1,363件減、2.2%減)、救助人員(救助活動により救助された人員をいう。)5万7,952人(対前年比5,718人減、9.0%減)である(資料2-6-1、資料2-6-2)。

救助活動件数の主な減少要因は「交通事故」であり、救助人員の主な減少は「風水害等自然災害事故」が挙げられる(第2-6-1図、第2-6-2図)。

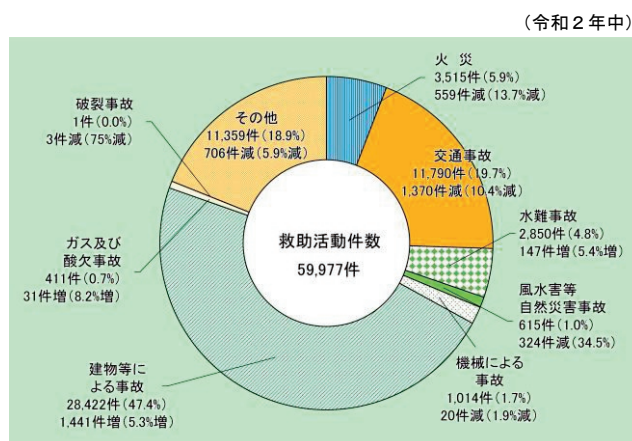
(2) 事故種別ごとの救助活動の状況

事故種別ごとの救助活動状況をみると、救助活動件数及び救助人員ともに「建物等による事故」と「交通事故」が大きな割合を占め、特に「建物等による事故」は増加を続けている。

救助出動人員(救助活動を行うために出動した全ての人員をいう。)は、消防職員と消防団員との合計で延べ144万859人である。このうち、消防職員の出動人員は「建物等による事故」による出動が最も多く、次いで「交通事故」となっている。一方、消防団員の出動人員は、「火災」による出動が多くを占めている。

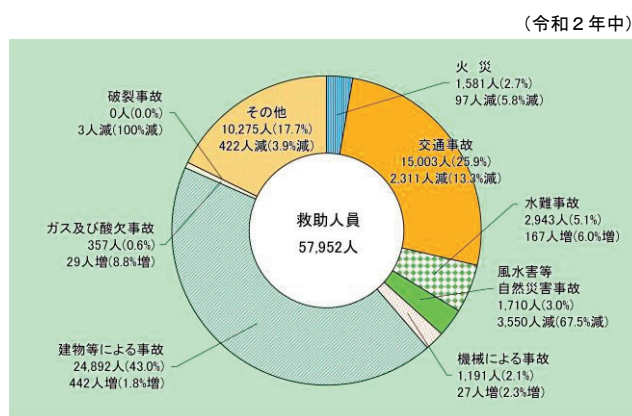
救助活動人員(救助出動人員のうち実際に救助活動を行った人員をいう。)は、消防職員と消防団員との合計で延べ56万4,488人であり、事故種別ごとの救助活動1件当たりの従事人員は、「火災」が最も多く、次いで「水難事故」となっている(資料2-6-3)。

第2-6-1図 事故種別救助活動件数の状況



(備考)「救助年報報告」により作成

第2-6-2図 事故種別救助人員の状況



(備考)「救助年報報告」により作成

2. 救助活動の実施体制

(1) 救助隊数及び救助隊員数

救助隊は、救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令(以下、「救助省令」という。)に基づき、消防本部及び消防署を置く市町村等に設置されている。人命の救助に関する専門的な教育(140時間)を受けた隊員、救助活動に必要な救助器具及びこれらを積載した救助工作車等によって構成され、救助隊、特別救助隊、高度救助隊及び特別高度救助隊*1

*1 特別救助隊・高度救助隊・特別高度救助隊：救助省令に基づき、人口10万人以上の消防常備市町村には特別救助隊が設置され、中核市等では1以上の特別救助隊を高度救助隊とし、また、東京消防庁及び政令指定都市では1以上の高度救助隊を特別高度救助隊(特殊災害対応自動車を保有し、ウォーターカッター等の特殊な器具を活用することができる専門性の高い部隊)とすることとされている。

第2-6-1表 救助隊等が保有する主な救助器具及び搭乗する車両

(令和3年4月1日現在)

| 主な救助器具 | 救助隊 | 三連はしご | 救命索 発射銃 | 油 圧 スプレッダー | 油圧切断機 | 可 搬 ウィンチ | エンジン カッター | チェーンソー | ガス溶断器 | 可燃性 ガス測定器 | 空気呼吸器 | 簡易画像 探索機 |
|--------|-------|----------------|----------------|---------------|-------------|-------------|---------------|-------------|-------|--------------|-------|-------------|
| | | | 8,093 | 1,723 | 2,131 | 2,064 | 4,428 | 6,814 | 7,315 | 1,276 | 6,236 | 50,806 |
| | 特別救助隊 | マット型空気 ジャッキ | 大型油圧 スプレッダー | 大型油圧 切断機 | 削岩機 | 空気鋸 | ロープ 登降機 | ハンマ ドリル | 送排風機 | 酸素呼吸器 | | |
| | | 2,730 | 2,268 | 2,252 | 1,755 | 1,901 | 3,489 | 1,731 | 2,437 | 3,223 | | |
| 高度救助隊 | 画像探索機 | 地中音響 探知機 | 熱画像 直視装置 | 夜間用 暗視装置 | 地震警報器 | 電磁波 探査装置 | 二酸化炭素 探査装置 | 水 中 探査装置 | | | | |
| | | 645 | 342 | 2,111 | 366 | 244 | 106 | 64 | 94 | | | |
| 搭乗車両 | 救助工作車 | はしご車 | 屈折 はしご車 | 消防 ポンプ車 | 水槽付 ポンプ車 | 化学車 | 特殊災害 対応自動車 | その他 | 計 | | | |
| | | 1,239 | 382 | 118 | 228 | 410 | 109 | 30 | 518 | 3,034 | | |

(備考)「救助年報報告」により作成

の4つに区分される。

令和3年4月現在、707消防本部に1,422隊設置されており、救助隊員は2万4,370人(対前年比300人減)となっている。

(2) 救助活動のための救助器具等の保有状況

救助活動のための救助器具等には、油圧スプレッダー等の重量物排除用器具、油圧切断機等の切断用器具及び可燃性ガス測定器等の検知・測定用器具等があり、発生が懸念されている大規模地震災害やNBC災害*2に備えて、より高度かつ専門的な機能が必要とされているため、緊急消防援助隊設備整備費補助金及び地方交付税措置により、その整備促進を図っている(第2-6-1表)。

3. 全国消防救助技術大会

救助活動に必要な体力、精神力、技術力を養うとともに、全国の救助隊員が一堂に会し、競い、学ぶことを通じて他の模範となる救助隊員を育成することを目的に、昭和47年(1972年)から毎年開催されている(主催：一般財団法人全国消防協会、後援：消防庁ほか)。

本大会は、陸上の部と水上の部に分かれており、それぞれで、隊員一人一人が基本的な技能を練磨する「基礎訓練」、隊員個人の技能とともに隊員間の連携を練磨する「連携訓練」、使用する資機材や訓練要領等を定めず出場隊員の創意工夫のもと訓練想定から救助方法までを披露する「技術訓練」が行われる。

令和3年に開催予定であった第49回大会は、新型コロナウイルス感染症の影響等を勘案し、中止となった。第50回大会は、令和4年8月に東京都立川市で開催される予定である。

4. 救助の課題と対応

(1) 体制の整備

近年の救助活動は、火災、交通事故、水難事故だけでなく、激甚化・頻発化する自然災害やNBC災害といった特殊災害への対応も求められている。これらの災害に対して適切な救助活動が実施できるよう、東京消防庁及び指定都市消防本部に特別高度救助隊、中核市等消防本部に高度救助隊を設立し、全国的に救助体制の強化を進めている。

これらは消防大学校や各都道府県、各指定都市の消防学校などで人命救助に関する専門的かつ高度な教育訓練を受けた隊員で構成され、従来の救助器具に加えて、要救助者の捜索が困難な場合に活用される画像探索機や地中音響探知機等の高度な救助用器具を備えている。

(2) 車両及び資機材の整備

テロの発生が危惧される中、有毒化学物質や細菌などの生物剤、放射線の存在する災害現場においても迅速かつ安全な救助活動が求められていることを踏まえ、救助隊の装備の充実を図るため、国有財産等の無償使用制度を活用し、特殊災害対応自動車*3、

*2 NBC災害：核(Nuclear)等、生物(Biological)剤及び化学(Chemical)剤によって発生した災害をいう。

*3 特殊災害対応自動車：NBC災害に対応するため各種検知器や防護服などを積載することができる構造を有する車両

大型除染システム搭載車^{*4}、化学剤遠隔検知装置^{*5}等を配備している。また、近年増加している土砂災害や浸水等の風水害に対応すべく、重機^{*6}及び重機搬送車、高機能救命ボート^{*7}や広範囲な浸水区域での迅速な捜索・救助活動のために水上オートバイ^{*8}を配備している。

その他、NBC災害対応資機材について、最新の

知見に基づき、NBC災害即応部隊^{*9}へ計画的に配備を進める予定である。

このように、消防庁では緊急消防援助隊に必要な装備について継続的な充実強化を図っており、各消防本部では、これらの資機材等を活用した訓練が実施されている（資料2-6-4）。



特殊災害対応自動車



大型除染システム搭載車



特別高度工作車



大規模震災用高度救助車



重機及び重機搬送車



高機能救命ボート

- *4 大型除染システム搭載車：NBC災害において隊員及び被災者などを除染するために、1時間に200人以上除染できる大型除染システムを積載した車両
- *5 化学剤遠隔検知装置：日中・夜間問わず最大5km離れた場所から、化学剤を瞬時に識別し可視化できる装置
- *6 重機：がれき、土砂などの障害物を除去することにより、道路の啓開や救助隊等と連携した効果的な救助活動を行う機械
- *7 高機能救命ボート：大規模風水害に伴う浸水区域において、がれき等がある場面でも多数の要救助者を一度に救出することができ、船首パネルを開閉することで車椅子等をそのまま乗船させることが可能な膨張式ボート
- *8 水上オートバイ：広範囲な浸水区域において、瓦礫・漂流物に強く、迅速な捜索・救助活動が可能な船舶
- *9 NBC災害即応部隊：NBC災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務としている部隊



化学剤遠隔検知装置

※化学剤を検知した場所を色で識別



水上オートバイ

(3) 救助技術の高度化等

多様化する救助事案に全国の消防本部が的確に対応することを目的に、救助技術の高度化を推進するため、有識者や消防機関関係者などにより構成される検討会を実施しているほか、全国の救助隊員などの意見交流の場として、全国消防救助シンポジウムを毎年度開催している。

令和2年度の高度化等検討会では、近年環境負荷低減を目指して普及が進められているハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車等(以下、「次世代自動車」という。)に対し、交通救助における活動技術の向上を図ることを目的として、「次世代自動車事故等に対する活動技術の高度化に関する検討会」を開催した。次世代自動車の各種事故等への迅速な対応及び安全に配慮した標準的な活動要領について検討し、消防本部における地域特性に応じた実践的な活動マニュアル策定の契機となるよう報告書として取りまとめ、公表している。加えて、次世代自動車の技術革新に対する的確に対応するため、以下の2点を検討会から自動車関連団体に提言し、関係者が連携して次世代自動車事故等への対応力強化に継続的に取り組んでいる。

- ・一部の自動車メーカーでは、QRコード(二次元コード) *を読み込むことで当該車両のレスキューマニュアル等の情報を得ることができる。このような効果的な取組が他の自動車メーカーにおいても広く取り入れられるよう、一層推進すること。
*「QRコード」は、(株)デンソーウェーブの登録商標です。
- ・消防機関に対する教育として、基本的な研修カリキュラムの提示や地域毎の研修会の開催等、統一

的な教育が提供できる体制を整備すること。

令和3年度は、多様化する救助事象に対応する人材育成をテーマに、時代に即した効果的な教育手法、救助の現場・教育訓練をリードする中核人材の育成、災害対応における関係機関との連携等について検討を進めている。

全国消防救助シンポジウムは、専門家による講演や消防本部による事例研究発表、総合討論を行い、全国の消防本部の経験、知見及び技術を共有することにより、我が国における救助体制の一層の充実を図ることを目的としている。令和3年度は「要救助者と救助者の安全を守る火災時の救助活動」をテーマとして、12月13日に会場参加及びインターネット配信により開催予定である。

第7節

航空消防防災体制

1. 航空消防防災体制の現況

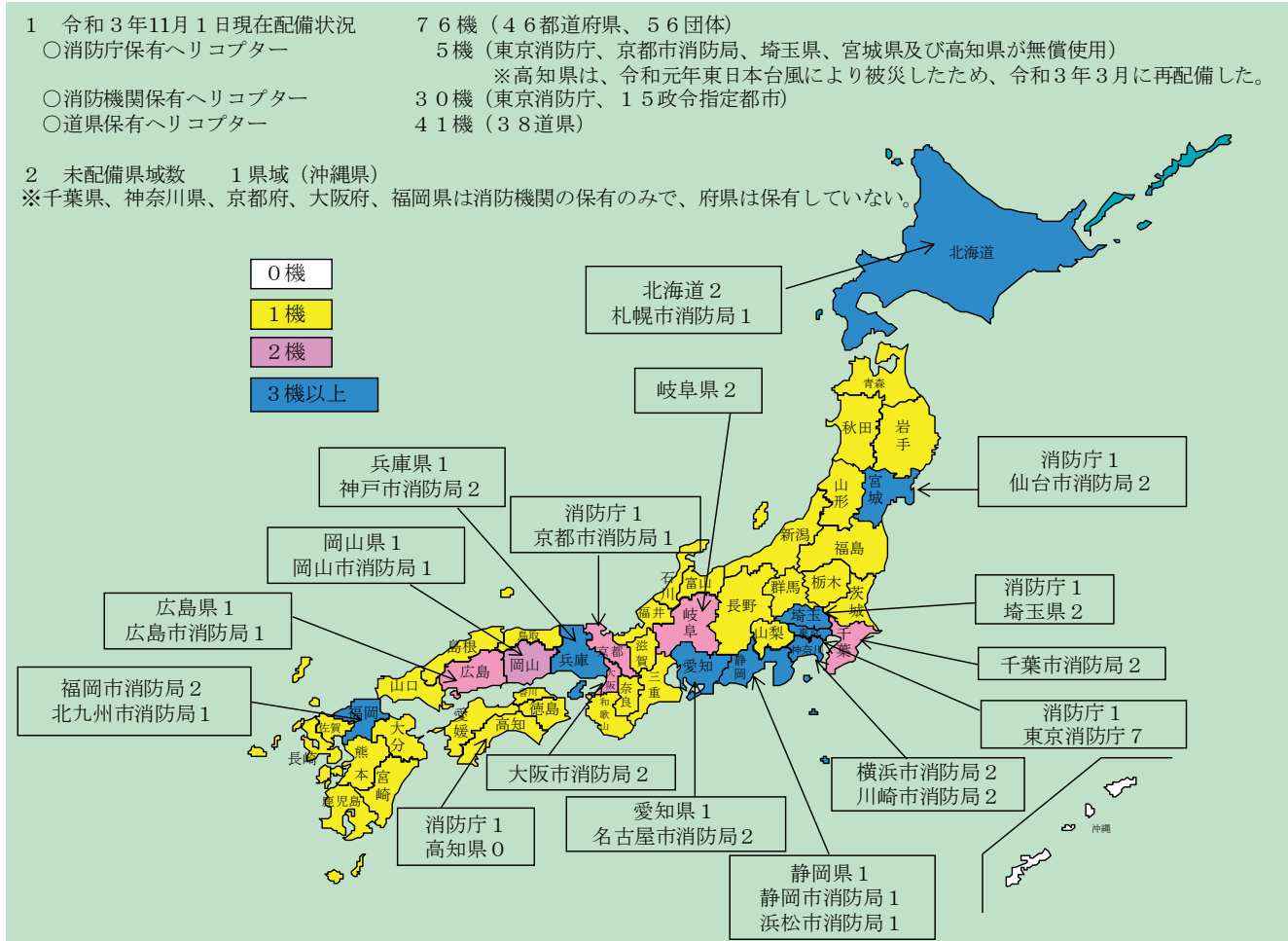
消防機関及び都道府県が保有する消防防災ヘリコプターは、救急搬送や救助、林野火災における空中消火等の活動で大きな成果を上げている。特に、大地震、台風、豪雨に伴う水害又は土砂災害の発生により、陸上交通路が途絶するような事態では、ヘリコプターの高速性・機動性を活用した情報収集等の消防活動は、重要な役割を果たしている。

令和3年11月1日現在、消防防災ヘリコプターの配備状況は、沖縄県を除く46都道府県域に配備されており、その内訳は消防庁保有が5機、消防機関保有が30機、道県保有が41機、計76機である(第2-7-1図)。

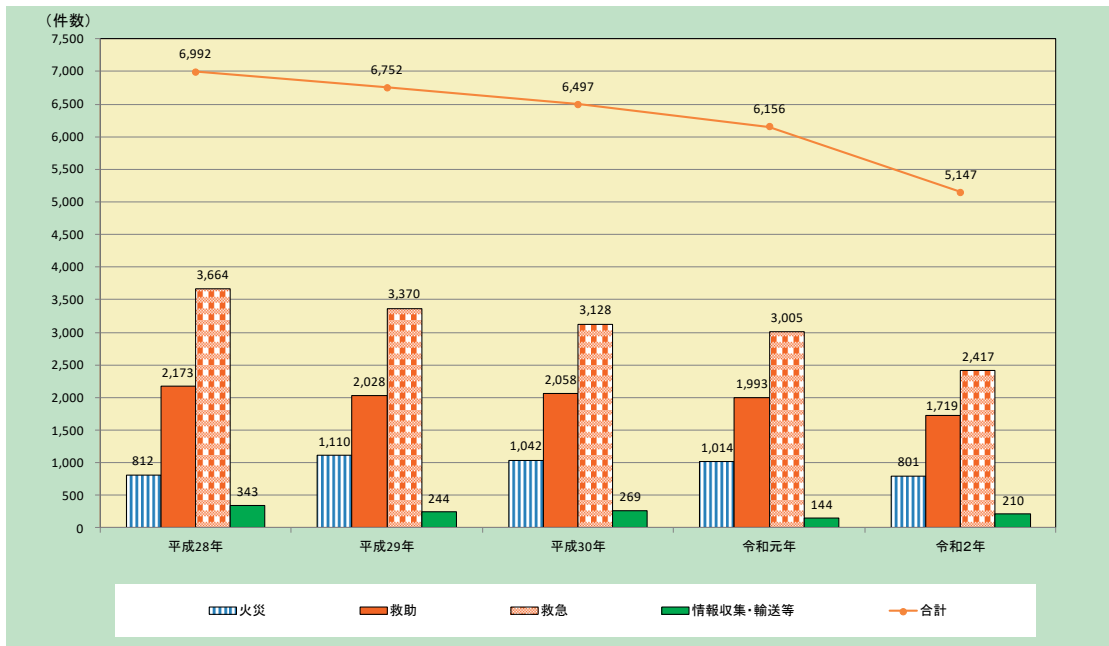


消防庁ヘリコプター
「おとめ」(高知県)

第2-7-1図 消防防災ヘリコプターの配備状況



第2-7-2図 消防防災ヘリコプターによる災害出動状況（平成28～令和2年）



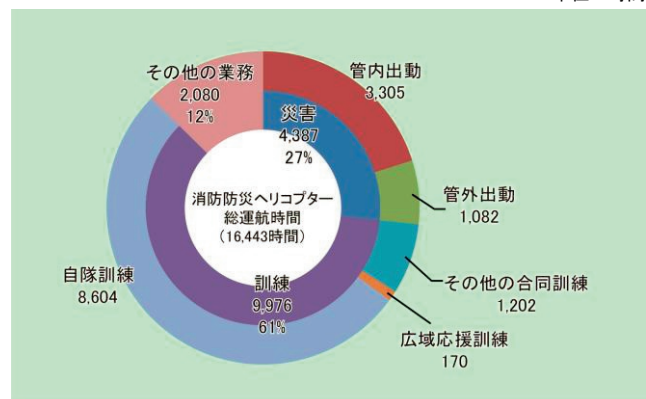
消防防災ヘリコプターは、多様な消防活動でその能力を発揮しており、令和2年中の全国の出動実績は5,147件である。（第2-7-2図、資料2-7-1）

また、消防防災ヘリコプターの総運航時間は16,443時間で、その内訳は、災害出動が4,387時間（27%）、訓練出動が9,976時間（61%）、その他の業務が2,080時間（12%）となっている（第2-7-3図）。

なお、大規模災害時には、消防組織法に基づく緊急消防援助隊としての出動や、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく、都道府県域を越えた応援活動が展開されており、令和2年中は、緊急消防援助隊としての出動が73件（資料2-7-2）、広域航空消防応援としての出動が4件実施された。

第2-7-3図 消防防災ヘリコプターの運航時間の内訳（令和2年）

単位：時間



- （備考）
- 1 「その他の合同訓練」とは、管轄区域内の地上部隊等との連携訓練等をいう。
 - 2 「自隊訓練」とは、操縦士の操縦訓練及び航空救助隊員を対象とした通信・救助訓練等をいう。
 - 3 「広域応援訓練」とは、相互応援協定及び緊急消防援助隊等に基づく出動を想定した訓練をいう。
 - 4 「その他の業務」とは、試験・検査のための飛行、調査・撮影業務及び行政業務等をいう。

2. 今後の取組

（1）消防防災ヘリコプターの機能強化

消防庁では、緊急消防援助隊の機能強化のため、消防防災ヘリコプター、ヘリコプターテレビ電送システム、赤外線カメラ等の高度化資機材、消火用タンク及びヘリコプター用衛星電話の整備に対して補助金を交付し、大規模災害時等における航空消防防災体制の充実強化を図っている。

また、消防庁ヘリコプターには、人工衛星へ直接映像情報を伝送するヘリサットシステムを搭載し、

地上の受信設備に頼らず、リアルタイムの映像伝送が可能となる情報伝送体制の強化を図り、大規模災害発生時における被害情報把握と緊急消防援助隊派遣の迅速化に取り組んでいる。

これらに合わせて、ヘリコプター動態管理システムの整備を進めることにより、活動現場における消防防災ヘリコプターの位置、動態情報をリアルタイムで把握し、大規模災害時の消防庁、現地災害対策本部等におけるオペレーションが迅速かつ効果なものとなるよう機能強化を図っている。

今後、ヘリコプター動態管理システムについては、安全・効率的な部隊運用や調整のため、国の関係機関が航空機情報を共有できる（内閣官房等が中心となり令和4年度から運用）航空機運用総合調整システム（FOCS）との連携を行う予定である。

（2）消防防災ヘリコプターの安全な活動の確保に向けて

平成21年以降、4件の消防防災ヘリコプター墜落事故が相次いで発生し、消防職員ら計26名が殉職するという極めて憂慮すべき事態となっていたことを受け、令和元年9月、消防庁では、消防防災ヘリコプターの運航の安全性の向上等を図るため、運航団体に取り組むべき項目を「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」として取りまとめ、助言より高い規範力を持つ消防組織法第37条の規定に基づく消防庁長官の勧告として発出した。

基準では、機長に不測の事態が生じた場合の安全性の確保等を目的とした二人操縦士体制や、消防防災ヘリコプターの運航管理を担う運航責任者及び専門的な知見を有する運航安全管理者の配置、緊急時の対応技量の習得に向けた教育訓練のあり方など、消防防災ヘリコプターの安全運航に関する基本的事項を定めている。

また、消防防災ヘリコプターの安全性の向上を図るため、基準に基づき、運航団体に取り組む安全運航確保に資するための装備品等の整備に要する経費、二人操縦士体制導入に向けた操縦士養成に必要な経費、運航安全管理者の配置のための人件費、シミュレーターを用いた緊急操作訓練に必要な経費

などについて、令和2、3年度に新規、拡充の地方財政措置を講じている。

令和4年4月1日からは、二人操縦士体制導入を含め、基準の全ての規定が施行されるため、消防庁では、各運航団体へのヒアリング調査を通じ、取り組みのフォローアップを進めている。

（3）消防防災ヘリコプター操縦士の養成・確保に向けて

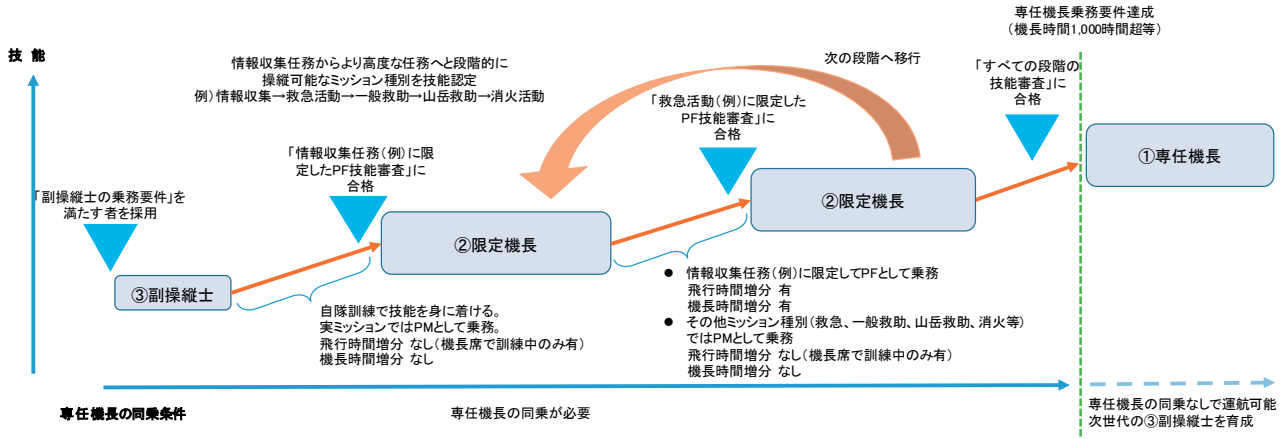
消防防災ヘリコプターの操縦士は、山岳地域でのホバリングなど高度な技術を求められるが、そのような技術を有した操縦士の不足等により、多くの団体に運航体制の確保が困難な状況となっている。また、今後ベテラン操縦士の大量退職が見込まれていることから、操縦士の養成・確保が重要な課題となっている。

今後見込まれる操縦士不足、二人操縦士体制の確立を見据え、技量ある操縦士の育成・確保及び安全運航に努めていく必要があることから、消防庁では、運航団体が消防防災ヘリコプターの操縦士の要件及び操縦士の養成訓練に係る計画を策定し、実施するための指針として、令和2年3月に「消防防災ヘリコプター操縦士の乗務要件・訓練審査プログラム」を定めた。

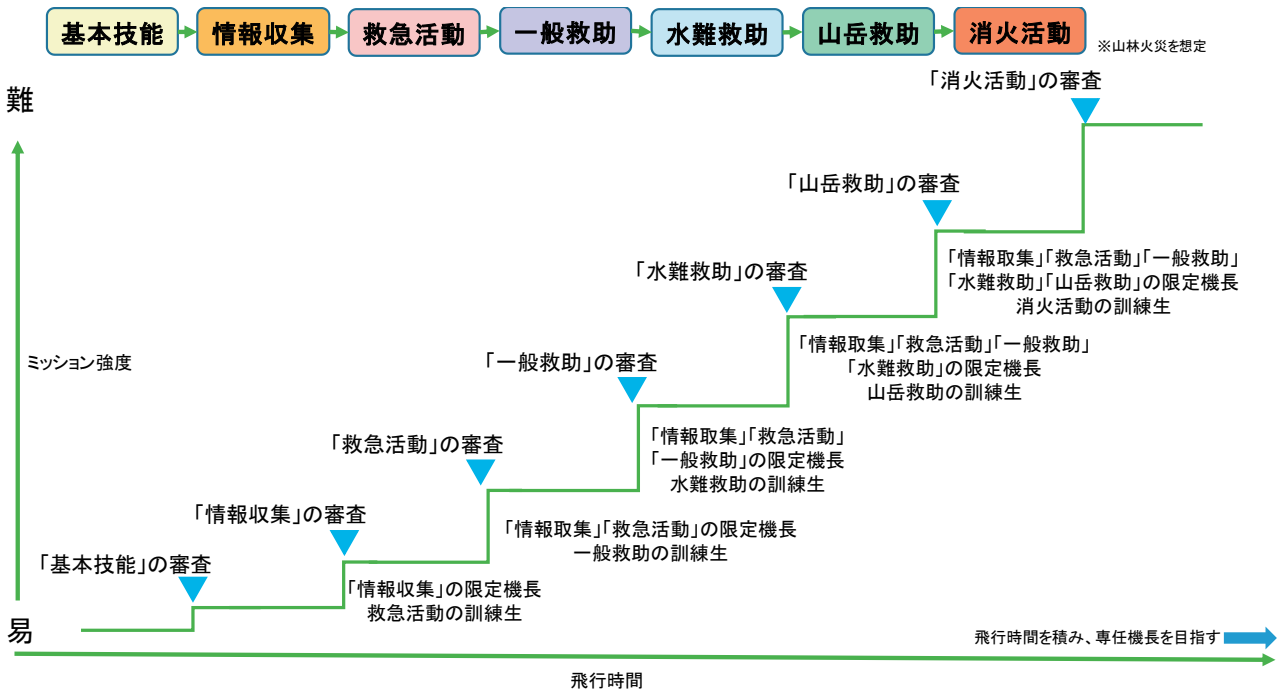
乗務要件においては、操縦士を飛行時間・運航技能により「専任機長」「限定機長」「副操縦士」の3段階に分け、それぞれの要件を定めるとともに、訓練審査プログラムにおいては、ミッションごとに求められる技術の難易度に差があることや経験のある操縦士の確保が難しい状況を踏まえ、ミッション別の段階的な訓練審査プログラムを定めた。（第2-7-4図、第2-7-5図）

また、消防防災ヘリコプター操縦士等の確保・養成に向け、防衛省及び自衛隊と連携し、若年定年退職自衛官の消防防災ヘリコプター操縦士や運航安全管理者としての活用を図るとともに（令和2年度は3名を運航団体において採用）、自衛隊操縦士養成施設における消防防災ヘリコプター操縦士の養成（令和4年1月から1名を予定）などを行っている。

第2-7-4 図 段階的審査のイメージ



第2-7-5 図 段階的な訓練イメージ



第8節

広域消防応援と緊急消防援助隊

1. 消防の広域応援体制

(1) 消防の相互応援協定

市町村は、消防に関し必要に応じて相互に応援すべき努力義務があるため、消防の相互応援に関して協定を締結するなどにより、大規模災害や特殊災害などに適切に対応できるようにしている。

現在、全ての都道府県において、各都道府県内の全市町村及び消防の一部事務組合等が参加した消防相互応援協定（常備化市町村のみを対象とした協定を含む。）が締結されている。

(2) 広域消防応援体制の整備

大規模災害や特殊災害などに対応するためには、市町村又は都道府県の区域を越えて消防力の広域的な運用を図る必要がある。このため、消防庁では、2に述べる緊急消防援助隊の充実強化を図るとともに、大規模・特殊災害や林野火災等において、空中消火、救助活動、救急活動、情報収集、緊急輸送等の消防防災活動全般にわたりヘリコプターの活用が極めて有効であることから、効率的な運用を実施するため、昭和61年に「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」を策定して、消防組織法第44条の規定に基づく応援要請の手続の明確化等を図り、消防機関及び都道府県の保有する消防防災ヘリコプターによる広域応援の積極的な活用を推進している（資料2-8-1）。

2. 緊急消防援助隊

(1) 緊急消防援助隊の創設と消防組織法改正による法制化

ア 緊急消防援助隊の創設

緊急消防援助隊は、平成7年（1995年）1月17日の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国内で発生した地震等の大規模災害時における人命救助活動等をより効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、全国の消防本部の協力を得て、同年6月に創設された。

この緊急消防援助隊は、平常時においては、それ

ぞれの地域における消防責任の遂行に全力を挙げ、一旦国内のどこかにおいて大規模災害が発生した場合には、消防庁長官の求め又は指示により、全国から当該災害に対応するための消防部隊が被災地に集中的に出動し、人命救助等の消防活動を実施するシステムである。

発足当初、緊急消防援助隊の規模は、救助部隊、救急部隊等からなる全国的な消防の応援を実施する消防庁登録部隊が376隊、消火部隊等からなる近隣都道府県間において活動する県外応援部隊が891隊、合計で1,267隊であった。平成13年1月には、緊急消防援助隊の出動体制及び各種災害への対応能力の強化を行うため、消火部隊についても登録制を導入した。

さらに、複雑・多様化する災害に対応するため、石油・化学災害、毒劇物・放射性物質災害等の特殊災害への対応能力を有する特殊災害部隊、消防防災ヘリコプターによる航空部隊及び消防艇による水上部隊を新設したことから、8部隊、1,785隊となった。

イ 平成15年消防組織法改正による法制化

東海地震をはじめとして、東南海・南海地震、首都直下地震等の切迫性やNBCテロ災害等の危険性が指摘され、こうした災害に対しては、被災地の市町村はもとより当該都道府県内の消防力のみでは、迅速・的確な対応が困難な場合が想定される。そこで、全国的な観点から緊急対応体制の充実強化を図るため、消防庁長官に所要の権限を付与することとし、併せて、国の財政措置を規定すること等内容を消防組織法の一部を改正する法律が、平成15年に成立し、平成16年から施行された。

(ア) 法改正の主な内容

法改正の主な内容は、緊急消防援助隊の法律上の明確な位置付けと消防庁長官の出動の指示権の創設、緊急消防援助隊の編制及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（以下「基本計画」という。）の策定及び国の財政措置となっている。

(イ) 法律上の位置付けと消防庁長官の出動指示

創設以来、要綱に基づき運用がなされてきた緊急消防援助隊は、この法改正により、消防組織法上明確に位置付けられた。また、東海地震等の大規模な災害で2以上の都道府県に及ぶもの、NBC災害等の発生時には、消防庁長官は、緊急消防援助隊の出動のため必要な措置を「指示」することができるものとされた。国家的な見地から対応すべき大規模災害等に対し、緊急消防援助隊の出動指示という形で、被災地への消防力の投入を国が主導で行おうとするものであり、東日本大震災という未曾有の大災害に際し初めて行われた。

(ウ) 緊急消防援助隊に係る基本計画の策定等

法律上、総務大臣は基本計画を策定することとされた。

この基本計画は、平成16年2月に策定され、緊急消防援助隊を構成する部隊の編成と装備の基準、出動計画、必要な施設の整備目標等を定め、策定当初は緊急消防援助隊の部隊を平成20年度までに3,000隊登録することを目標としていた。

(エ) 緊急消防援助隊に係る国の財政措置

消防庁長官の指示を受けた場合には、緊急消防援助隊の出動が法律上義務付けられることから、出動に伴い新たに必要となる経費については、地方財政法第10条の国庫負担金として、国が負担することとしている。

また、基本計画に基づいて整備される施設の整備については、「国が補助するものとする」と法律上明記されるとともに、対象施設及び補助率(2分の1)については政令で規定されている。

(オ) 緊急消防援助隊用装備等の無償使用

緊急消防援助隊の活動上必要な車両・資機材等の装備等のうち、地方公共団体が整備・保有することが費用対効果の面から非効率なものについては、国庫補助をしても整備の進展を期待することは難しい。大規模・特殊災害時における国の責任を果たすためには、その速やかな整備が必要な装備等もある。こうした装備等については、国が整備し緊急消防援助隊として活動する人員の属する都道府県又は市町村に対して無償で使用させることができること

とした。

ウ 平成20年消防組織法改正による機動力の強化

東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の大規模地震に対する消防・防災体制の更なる強化を図るため、緊急消防援助隊の機動力の強化等を内容とする消防組織法の一部を改正する法律が平成20年に成立し、施行された。

(ア) 法改正の主な内容

法改正の主な内容は、災害発生市町村において既に活動している緊急消防援助隊に対する都道府県知事の出動指示権の創設、消防応援活動調整本部の設置及び消防庁長官の緊急消防援助隊の出動に係る指示要件の見直しとなっている。

(イ) 都道府県知事の出動指示権の創設

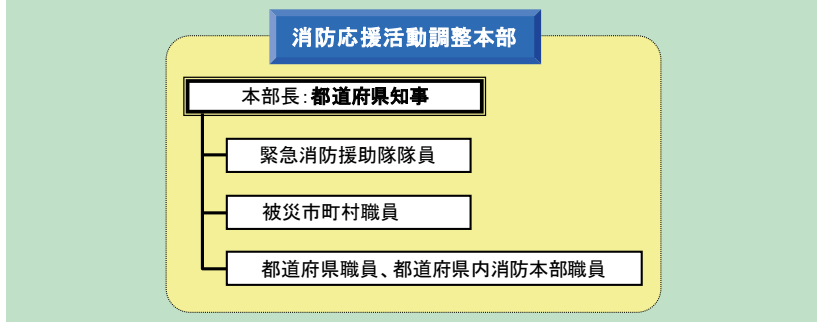
都道府県の区域内に災害発生市町村が2以上ある場合において、緊急消防援助隊行動市町村以外の災害発生市町村の消防の応援等に関し緊急の必要があると認めるとき、都道府県知事は、緊急消防援助隊行動市町村において行動している緊急消防援助隊に対し、出動することを指示することができるものとされた。これは、平成16年新潟・福島豪雨災害や平成16年新潟県中越地震において、県内において市町村境界を越える部隊の移動が行われたことなどを踏まえ、制度を整備したものである。なお、都道府県境界を越える場合は、2以上の都道府県に及ぶ調整となることから、消防庁長官が行うこととされた。

(ウ) 消防応援活動調整本部の設置

(イ)の都道府県知事の指示が円滑に行われるよう、緊急消防援助隊が消防の応援等のために出動したときは、都道府県知事は、消防の応援等の措置の総合調整等を行う消防応援活動調整本部(以下「調整本部」という。)を設置するものとされた。調整本部は、都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する消防の応援等のための措置の総合調整に関する事務及びこの総合調整の事務を円滑に実施するための自衛隊、警察等の関係機関との連絡に関する事務をつかさどることとされた(第2-8-1図)。

第2-8-1 図 消防応援活動調整本部の組織

調整本部は、県内の部隊移動の総合調整を行うとともに、被災地の情報収集、関係機関の活動の連絡調整を行い、知事の的確な判断を助ける。



(エ) 消防庁長官による緊急消防援助隊出動指示要件の見直し

緊急消防援助隊の指示対象災害は、従前は大規模な災害で2以上の都道府県の区域に及ぶもの又はNBC災害等に限られていたが、1つの都道府県のみで大規模な災害が発生した場合であっても、当該災害に対処するために特別の必要があると認められるときには、消防庁長官は、災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事又は当該都道府県内の市町村の長に対し、緊急消防援助隊の出動のため必要な措置をとることを指示することができるものとされた。

また、平成31年3月には基本計画を改定し、指示対象災害となる大規模な災害の判断要素について、災害の状況、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部の設置状況、応援の必要性等と規定した。

(2) 緊急消防援助隊の編成及び出動計画等

緊急消防援助隊の編成及び出動計画等については、総務大臣が定める基本計画に定められているが、

その概要は以下のとおりである。

ア 緊急消防援助隊の編成

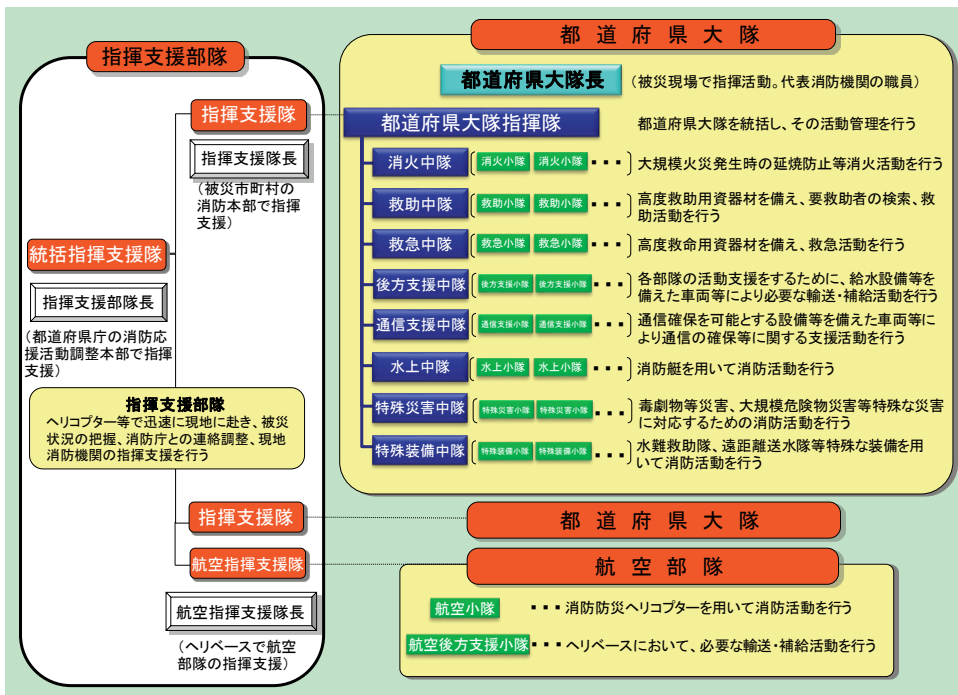
(ア) 指揮支援部隊

指揮支援部隊は、大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、消防庁長官及び関係のある都道府県の知事等に伝達するとともに、被災地における被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長による緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務としている。指揮支援部隊は、統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊により編成される。

(イ) 都道府県大隊

都道府県大隊は、緊急消防援助隊の基本的な隊の集合体であり、都道府県大隊指揮隊、消火中隊、救助中隊、救急中隊、後方支援中隊、通信支援中隊、水上中隊、特殊災害中隊及び特殊装備中隊のうち被災地において行う消防の応援等に必要の中隊をもって編成される(第2-8-2図)。

第2-8-2 図 緊急消防援助隊の部隊編成



(ウ) 航空部隊

航空部隊は、被災地において航空に係る消防活動を行うことを任務とし、航空小隊及び必要に応じて航空後方支援小隊により編成される。

(エ) 特別な部隊

様々な隊からなる都道府県大隊とは別に、特別な任務を行う部隊として、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊、NBC災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊がある（第2-8-1表）。

イ 出動計画

(ア) 基本的な出動計画

大規模災害等の発災に際し、消防庁長官は情報収集に努めるとともに、被災都道府県知事等と密接な連携を図り、緊急消防援助隊の出動の要否を判断し、消防組織法第44条の規定に基づき、出動の求め又は指示の措置をとることとされている。この場合において迅速かつ的確な出動が可能となるよう、あらかじめ出動計画が定められている。

第2-8-1表 特別な任務を行う部隊

| 部隊名 | 目的 | 部隊の任務 | 部隊を構成する隊 |
|------------------|---|--|---|
| 統合機動部隊 | より迅速な部隊投入体制の構築のため、第3期基本計画(H26.4)の際に新設。 | 長官の出動の求め又は指示後、迅速に出動し、被災地において消防活動を緊急に行うとともに、都道府県大隊が後続する場合に当該都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うこと。 | 統合機動部隊指揮隊、消火小隊3隊程度、救助小隊3隊程度、救急小隊3隊程度、後方支援小隊及び通信支援小隊で構成。 |
| エネルギー・産業基盤災害即応部隊 | 東日本大震災の教訓から石油コンビナート災害等への応急対応能力の強化を図るため、第3期基本計画(H26.4)の際に新設。 | 石油コンビナート、化学プラント等エネルギー・産業基盤の立地する地域における特殊災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うこと。 | エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊、特殊災害中隊(大容量送水ポンプ車、大型放水砲搭載ホース延長車、大型化学車、大型高所放水車及び泡原液搬送車を備えたもの)、消火中隊(化学消防ポンプ自動車を備えたもの)を中心とし、地域の実情に応じて、特殊装備小隊、後方支援小隊、通信支援小隊及び水上小隊を加える。 |
| NBC災害即応部隊 | 諸外国においてテロが発生していることやオリンピック・パラリンピックが予定されていたことを踏まえ、NBCテロ災害発生時迅速に出動する体制を構築するため、第4期基本計画(H31.4)の際に新設。 | NBC災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うこと。 | NBC災害即応部隊指揮隊、毒劇物等対応小隊を中心とし、地域の実情に応じて、後方支援小隊等を加える。 |
| 土砂・風水害機動支援部隊 | 近年、多発化、激甚化している風水害時における救助体制を強化するため、被災地に機動的に投入する部隊として第4期基本計画(H31.4)の際に新設。 | 土砂災害又は風水害に対し、他の都道府県大隊等と連携し、重機等を用いた消防活動を迅速かつ的確に行うこと。 | 土砂・風水害機動支援部隊指揮隊、救助小隊(津波・大規模風水害対策車及び救助工作車を備えたもの)、特殊装備小隊(重機及び重機搬送車、水陸両用車及び搬送車を備えたもの)、後方支援小隊を中心とし、地域の実情に応じて、必要な小隊を加える。 |

具体的には、災害発生都道府県ごとに、その隣接都道府県を中心に応援出動する都道府県大隊を「第一次出動都道府県大隊」とし、災害の規模により更に応援を行う都道府県大隊を「出動準備都道府県大隊」として指定している。

(イ) 大規模地震発生時における迅速出動基準

大規模地震発生時には、通信インフラ等の障害発生や全体の被害状況把握に相当の時間を要することなどが想定され、応援の要請等が早期に実施できないことも考えられる。

このため平成20年7月より「消防組織法に基づく緊急消防援助隊の出動の求め」の準備行為を、消防庁長官が全国の都道府県知事及び市町村長にあらかじめ行っておき、大規模地震の発生と同時にし出動することとしている。

(ウ) 南海トラフ地震等における出動計画

南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模地震については、複数の都道府県に及ぶ著しい地震被害が想定され、第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊だけでは消防力が不足すると考えられることから、全国規模での緊急消防援助隊の出動を行うため、それぞれの発災時における緊急消防援助隊アクションプランを策定し、応援可能な全ての緊急消防援助隊を一斉に迅速投入することとしてい

る。

また、南海トラフ地震について、被害状況等を踏まえて柔軟に運用できるよう後発地震発生時の対応を規定している（第2-8-3図）。

(エ) NBC災害における運用計画

NBC災害により多数の負傷者が発生した場合においては、被災地を管轄する消防機関及び被災地が属する都道府県内の消防機関だけでは、消防力が不足すると考えられることに加え、高度で専門的な消防活動を迅速かつ的確に行う必要があることから、特別な運用計画を定め、当該運用計画に基づき、迅速にNBC災害即応部隊等が出動することとしている。

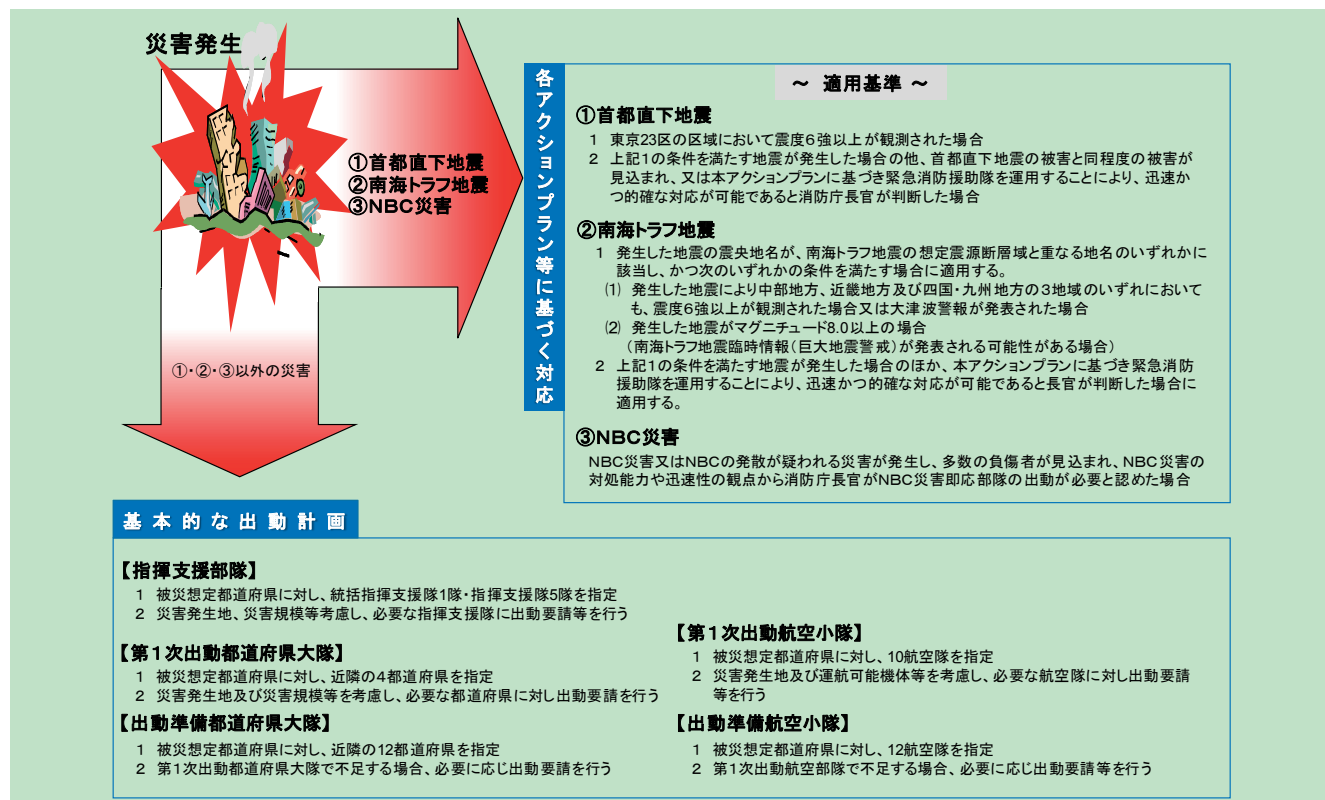
(オ) 都道府県等における応援計画

各都道府県は、当該都道府県内の緊急消防援助隊の登録状況を踏まえて、消防機関と協議の上、都道府県大隊等の編成、集結場所、情報連絡体制等、緊急消防援助隊が迅速に被災地に出動するに当たって必要な事項についての「緊急消防援助隊応援等実施計画」を策定している。

ウ 受援計画

各都道府県は、平時から自らが被災地となる場合を想定して、都道府県内の消防機関と協議の上、調

第2-8-3図 緊急消防援助隊の基本的な出動とアクションプラン



整本部及び航空運用調整班の運営方法をはじめ、応援等の要請、指揮体制、進出拠点、宿営場所、燃料補給基地等、緊急消防援助隊の受入に当たって必要な事項についての「緊急消防援助隊受援計画」を策定している。

また、各消防本部についても、同様に自らの地域において、県内応援隊及び緊急消防援助隊を受入れるため、都道府県が策定する受援計画及び都道府県地域防災計画の内容と整合性を図りつつ、都道府県内応援隊及び緊急消防援助隊の都道府県大隊等の指揮体制、消防機関及び各関係機関との連絡体制並びに受援訓練の実施等、受入に当たって必要な事項を加え、受援計画を策定する必要がある。

(3) 緊急消防援助隊の登録隊数及び装備

ア 登録隊数

緊急消防援助隊は、消防組織法の定めにより、都道府県知事又は市町村長の申請に基づき、消防庁長官が登録することとされている。

平成31年3月に、東日本大震災を上回る被害が想定される南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害に備え、大規模かつ迅速な部隊投入のための体制整備が不可欠であることから、基本計画を改正し、令和5年度末までの登録目標隊数を、おおむね6,000隊からおおむね6,600隊へと増隊することとしている。

平成7年(1995年)9月に1,267隊で発足した緊急消防援助隊は、災害時における活動の重要性がますます認識され、令和3年4月1日現在では全国723消防本部(全国の消防本部の約99%)等から6,546隊の登録となり、発足当初の約5倍まで増加

した(資料2-8-2、第2-8-4図)。

イ 装備等

緊急消防援助隊の装備等については、発足当初から、消防庁において基準を策定するとともに、平成15年の法制化以降は、基本計画でこれを定め、その充実を図ってきた。

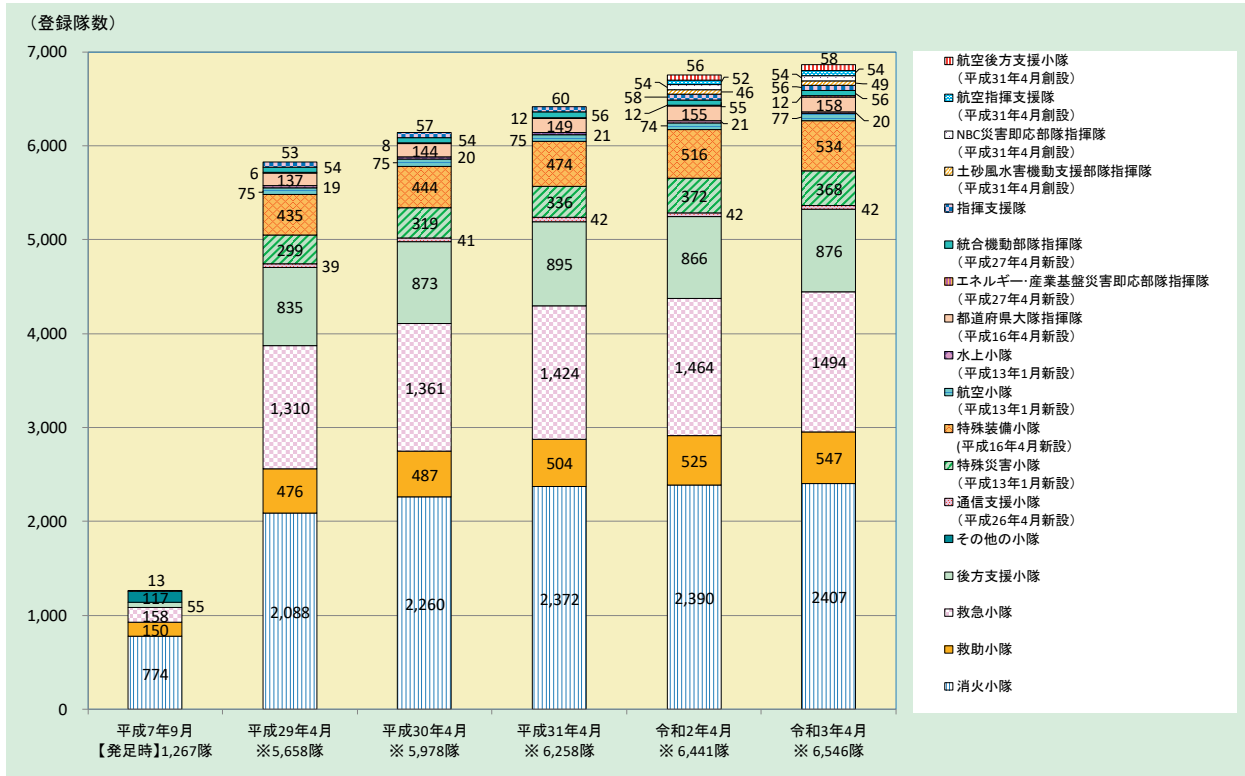
平成18年からは緊急消防援助隊設備整備費補助金により国庫補助措置を講じ、災害対応特殊消防ポンプ自動車、救助工作車、災害対応特殊救急自動車等及び活動部隊が被災地で自己完結的に活動するために必要な支援車並びにファイバースコープ等の高度救助用資機材等の整備を推進している。

さらに、平成23年度に創設された緊急防災・減災事業債(100%充当、交付税率70%)において、平成25年度から新たに「緊急消防援助隊の機能強化を図るための車両資機材等」及び「緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設」にも対象事業が拡大された。

また、消防組織法の規定による国有財産等の無償使用制度を活用し、エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システム、津波・大規模風水害対策車等、近年では、各都道府県単位での後方支援体制の確立及び関係機関の間での迅速な情報収集・共有体制の強化を図るため、拠点機能形成車や情報収集活動用ドローン及び映像伝送装置等、緊急消防援助隊の部隊活動に必要な装備等の一部を消防本部等に配備している(資料2-8-3)。

消防庁では、緊急消防援助隊の効率的な活動を実施するため、引き続き計画的な装備等の充実強化を図ることとしている。

第2-8-4図 緊急消防援助隊登録部隊の推移



(4) 緊急消防援助隊の活動

ア 平成7年(1995年)から令和3年7月末までの出動状況

平成7年(1995年)に創設された緊急消防援助隊は、平成8年(1996年)12月に新潟県・長野県の県境付近で発生した蒲原沢土石流災害への出動を皮切りに、平成16年4月の改正消防組織法施行までの間、合計10回出動した。

以降、平成16年新潟県中越地震、平成17年JR西日本福知山線列車事故、平成23年東日本大震災、平成28年熊本地震、平成29年7月九州北部豪雨、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風による災害、令和2年7月豪雨、栃木県足利市林野火災、静岡県熱海市土石流災害等、令和3年7月末までの間に合計33回出動し、多くの人命救助を行った(資料2-8-4)。

イ 令和3年中の活動状況(特集1参照)

(ア) 栃木県足利市林野火災

令和3年2月21日、栃木県足利市で発生した林野火災は、両崖山から出火し、強風注意報が発表された23日以降、急激に延焼拡大した。管轄の足利市消防本部に加えて県内外の応援隊が活動、消防防災ヘリでの空中消火を行った。同月25日栃木県知

事からの要請に基づき、東京消防庁統括指揮支援隊、福島県航空指揮支援隊及び6都県の航空小隊が出動した。

陸上隊と航空小隊は連携し、空中消火活動を行った。緊急消防援助隊の5日間にわたる活動により、当該火災は私有林約167haを焼損し鎮火した。

(イ) 静岡県熱海市土石流災害

7月3日10時半頃、連日の降雨により静岡県熱海市伊豆山地区において大規模な土石流が発生、10都県の緊急消防援助隊が出動し24日間にわたって救助捜索活動を行った。

(5) 緊急消防援助隊の訓練及び広報

ア 全国合同訓練

全国から参集する緊急消防援助隊が、大規模な災害等の発生時に的確かつ迅速な出動及び活動を行うためには、実践的な訓練を実施し、部隊全体の技術や機能を向上させることが重要である。

緊急消防援助隊が発足した平成7年(1995年)には、東京都江東区豊洲において、天皇陛下(現 上皇陛下)の行幸を賜り、98消防本部、1,500人が参加した全国合同訓練が初めて行われ、現在までに5回実施されている。

第6回全国合同訓練(令和4年)は、静岡県にお

いて、「南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン」の先発地震（半割れ）から後発地震が発生した場合の運用計画の検証を目的に実施予定である。

イ 地域ブロック合同訓練

技術向上と部隊間の連携強化を目的に、平成8年度（1996年度）から毎年全国を6つのブロックに区分して訓練を実施している。

消防庁としては、訓練実施経費の一部を国費として負担するとともに、ブロックごとに設置される実行委員会と協力し、各消防本部等の参加を得て訓練を実施しており、消防大学校における教育訓練と併せて、引き続き緊急消防援助隊のより実践的な教育訓練の充実を図ることとしている（資料2-8-5）。

令和3年度は、緊急消防援助隊の要請や受入れ等の受援体制の充実強化、自衛隊や警察等関係機関との連携、過去災害を踏まえて整備した車両や資機材等の有効性を検証し、新型コロナウイルス感染症対策に留意し、各地域ブロックごとの実情に応じて合同訓練を実施した。

ウ 緊急消防援助隊の広報

緊急消防援助隊は、地域住民の安全安心を守る消防組織として創設以来25年の節目を迎えた。

令和3年度は、広報にも主眼を置き、国民により身近に感じてもらうことを目的に緊急消防援助隊PR動画を作成、消防庁のホームページ上で公開するとともに、全国合同訓練では広報にも主眼をおいて実施する予定である（第2-8-5図）。

（6）今後の取組

東日本大震災を上回る被害の発生が懸念されている南海トラフ地震、首都直下地震等に備え、長期に及ぶ消防応援活動への対応及び大規模かつ迅速な部隊投入のための体制等の整備が不可欠であり、緊急消防援助隊の役割は一層重要性を増している。

東日本大震災をはじめ様々な災害における部隊展開の経験等を貴重な教訓とし、以下の取組を積極的に進め、ハード・ソフトの両面において緊急消防援助隊の活動能力の向上を図ることとしている。

ア 消防庁のオペレーション能力向上

緊急消防援助隊を的確に運用することは、消防庁の重要な任務であり、緊急消防援助隊の出動の要否、派遣地域、必要な部隊規模・種類の判断など、消防庁自体の初動対応が重要である。

ヘリコプター、ドローン等を活用し、被害状況や部隊の活動などあらゆる情報を迅速に収集・分析し、現場にフィードバックできるよう、消防庁としてのオペレーション能力の向上を引き続き図っていく。

イ 部隊機能の充実

南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害に対応するため、令和5年度末の登録目標であるおおむね6,600隊に向けて、隊種ごとの各都道府県の目標登録隊数を設け、登録推進に取り組んでいる。目標登録隊数への増隊にあっては、緊急消防援助隊設備整備費補助金及び消防組織法第50条の規定による国有財産等の無償使用制度等を活用しつつ、緊急消防援助隊登録部隊における車両・資機材の充実強化を引き続き進めていく。

また、指揮機能や情報・画像伝送などの機能を向上させるため、指揮支援部隊、通信支援小隊等の役割の明確化及び車両・資機材の有効活用を図っていく。

ウ 受援能力の向上

近年の緊急消防援助隊が出動した災害では、被災地消防本部において、応援部隊や関係機関との活動調整会議を開催し、スムーズな受援活動が実施できた事例がある。大規模な災害が発生した際、緊急消防援助隊等を円滑に受け入れ、効果的な活動を行うことができるようにするため、災害時に運用できる

第2-8-5図 緊急消防援助隊PR動画の公開

[動画掲載場所]
総務省消防庁ホームページ(「緊急消防援助隊ALL」ページ)
<https://www.fdma.go.jp/mission/prepare/rescue/post-12.html#kinshoutai01>



消防庁ホームページ

実効的な受援計画をあらかじめ定め、平時から受援訓練を行うよう促すなど、受援能力の向上を図っていく。

エ 後方支援体制の充実強化

大規模災害における緊急消防援助隊の活動は、長期に及ぶ。そのため、後方支援の強化は、被災地での活動能力の向上や派遣期間中の管轄消防本部の消防力の維持、緊急消防援助隊の活動を効果的かつ継続的に実施するために必要不可欠である。

これまで、消防庁ではLED照明装置や可搬式空調設備などの自己完結的な後方支援用装備品を積載した、移動型拠点である拠点機能形成車両の国費による配備や、救助活動等拠点施設を財政支援の対象とするなど、後方支援体制の強化を行っている。また、ソフト面でも、安全な後方支援の活動要領例を示し、隊員のシフト交代制度、デコンタミネーション（隊員の汚染防止及び除染）の実践的な事例を紹介するとともに、隊員の食糧その他の物資の確保の促進などを行ってきた。

また、有効な取組例として、車両資機材の共同活用、一体的な給食活動、新型コロナウイルス感染症の後方支援等について紹介した。

今後も、後方支援車両及び資機材等の充実を図るとともに、調査研究を通し新たな強化策を打ち出すなど、一層充実した後方支援を推進する。

第9節

国と地方の防災体制

1. 国と地方の防災組織等

(1) 防災組織

地震・風水害等の災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を守るため、災害対策基本法は、防災に関する組織として、国に中央防災会議、都道府県及び市町村に地方防災会議を設置することとしている。これら防災会議は、日本赤十字社等関係公共機関の参加も得て、災害予防、災害応急及び災害復旧の各局面に有効適切に対処するため、防災計画の作成とその円滑な実施を推進することを目的としている。中央防災会議においては我が国の防災の基本となる防災基本計画を、各指定行政機関及び指定公共機関においてはその所掌事務又は業務に関する防災業務計画を、地方防災会議においては地域防災計画をそれぞれ作成することとされている。

(2) 消防庁の防災体制

消防庁は、実動部隊となる消防機関を所管し、地方公共団体から国への情報連絡の窓口になるとともに、災害発生時には、地方公共団体から報告を受けた被害情報等を政府全体に共有し、国を挙げた災害対応に活かしている。

2. 防災に係る制度の見直し

令和元年東日本台風等を受けて中央防災会議の専門調査会である防災対策実行会議の下に設けられた「令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ」（以下「ワーキン

ググループ」という。）では、「避難勧告」と「避難指示（緊急）」の意味が正しく理解されていない、高齢者や障害者等の避難に課題がある、大規模広域避難を行う場合の課題が顕在化している等の論点が提示された。

その後ワーキンググループの下に設けられた「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等に関するサブワーキンググループ」、「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ」においてさらに議論され取りまとめられた報告書を受け、避難勧告・避難指示の一本化等の避難情報のあり方の包括的見直し、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、令和3年5月に災害対策基本法が改正された。

この法改正を踏まえて、内閣府等の関係機関と連携して地方公共団体の着実な取組を促す等、引き続き適切な災害対応に向けて取り組む。

(1) 災害対策基本法の改正

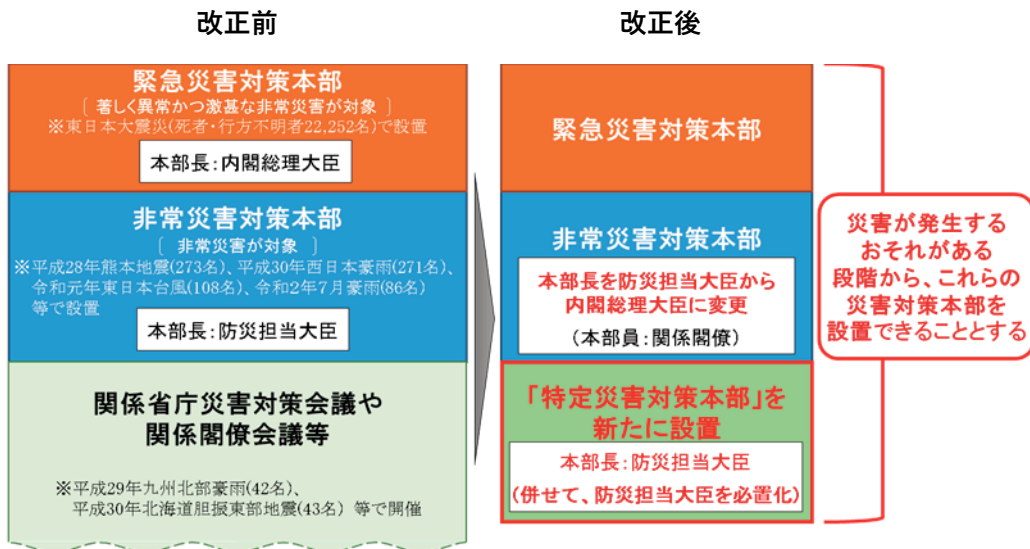
令和元年東日本台風（台風第19号）等の災害対応の検証を踏まえ、令和3年5月に、避難勧告・避難指示の一本化（第2-9-1図）、個別避難計画作成の努力義務化、災害発生のおそれのある段階において国の災害対策本部設置を可能とする規定の追加、特定災害対策本部の新設（第2-9-2図）等を内容とする災害対策基本法の改正が行われた。

第2-9-1 図 災害対策基本法改正後の警戒レベル

| 警戒レベル | 状況 | 住民が取るべき行動 | 行動を促す情報 | 【参考（改正前）】 |
|------------------------------|------------------|------------------|----------------------|--------------------------|
| 5 | 災害発生 又は切迫 | 命の危険 直ちに安全確保！ | 緊急安全確保※1 | 災害発生情報 (発生を確認したときに発令) |
| ~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難！> ~~~~~ | | | | |
| 4 | 災害の おそれ高い | 危険な場所から全員避難 | 避難指示（注） | ・避難指示（緊急） ・避難勧告 |
| 3 | 災害の おそれあり | 危険な場所から高齢者等は避難※2 | 高齢者等避難 | 避難準備・ 高齢者等避難開始 |
| 2 | 気象状況悪化 | 自らの避難行動を確認 | 大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁) | 大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁) |
| 1 | 今後気象状況悪化 のおそれ | 災害への心構えを高める | 早期注意情報 (気象庁) | 早期注意情報 (気象庁) |

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない
 ※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである
 (注) 避難指示は、令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令する

第2-9-2 図 災害対策基本法改正前後の国の災害対策本部



第2-9-1 表 都道府県地域防災計画において特定災害対策計画を策定している都道府県数（令和3年4月1日現在）

| | 震災対策 | 津波対策 | 風水害対策 | 火山災害対策 | 雪害対策 | 林野火災対策 | 原子力災害対策 | その他 |
|---------|------|------|-------|--------|------|--------|---------|-----|
| 策定都道府県数 | 47 | 31 | 34 | 19 | 14 | 20 | 38 | 22 |

(備考) 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

(2) 地域防災計画の修正

地域における防災の総合的な計画である地域防災計画の策定については特定の災害ごとに作成している団体もあり、令和3年4月1日現在の都道府県の状況は第2-9-1表のとおりである。

地域防災計画については、災害対策基本法において、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないこととされている。

消防庁では、災害対策基本法の改正、新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえ修正した防災基本

計画の内容に基づき、地域防災計画について必要な見直しを行うよう令和3年5月に地方公共団体へ要請した。

また、令和3年11月、防災基本計画の修正等を踏まえ、地方公共団体における地域防災計画の作成の基準等を定めた消防庁防災業務計画の修正を行った。

3. 防災に係る体制の整備

(1) 業務継続性の確保

平成23年3月の東日本大震災や平成28年4月の熊本地震では、庁舎・職員が被災した市町村において一時的に行政機能が失われる事態に陥ったことを踏まえ、地方公共団体においては、非常事態であっても優先的に実施すべき業務を的確に行えるよう、必要となる人員や資機材等を事前に定める業務継続計画や、他機関から応援職員を迅速・的確に受け入れるための受援計画を策定するとともに、非常用電源の整備、食糧・飲料水等の備蓄、広域防災応援協定の締結等が求められる。

こうした取組を支援できるよう、それぞれの計画の作成に関する研修機会を確保するとともに、設備整備に必要な地方債等の地方財政措置を講じる等、引き続き業務継続性の確保に取り組む。

ア 業務継続計画、受援計画の策定の促進

大規模災害が発生した際でも優先的に実施すべき業務を的確に実施するとともに、不足する人的・物的支援を有効に活用することができるよう、業務継続計画及び受援計画の策定等により、業務継続性を確保しておく必要がある。

このことから消防庁では、地方公共団体に対して業務継続計画及び受援計画の策定の推進を要請している。

また、業務継続計画等の策定については、令和2年6月1日現在の都道府県、市町村の状況は第2-9-2表のとおりである。

第2-9-2表 地方公共団体における業務継続計画、受援計画の策定率

| | 業務継続計画 | 受援計画 |
|------|--------|-------|
| 都道府県 | 100% | 91.5% |
| 市町村 | 94.4% | 45.0% |
| 合計 | 94.6% | 46.1% |

第2-9-3表 主な備蓄物資の状況

(令和3年4月1日現在)

| 区分 | 団体数 | 備蓄物資の保有状況 | | | | | | | | | | | | |
|------|-------|-----------|-------|----------|-------|-----|-----|-------|-------|------|------|-----|-----|-----|
| | | 食糧 | 食糧の内訳 | | | | | 飲料水 | 毛布等 | ローソク | 懐中電灯 | テント | 担架 | 浄水器 |
| | | | 乾パン | インスタント種類 | 米 | 缶詰 | | | | | | | | |
| | | | | | 主食 | 副食 | | | | | | | | |
| 都道府県 | 47 | 38 | 13 | 2 | 36 | 10 | 3 | 34 | 43 | 5 | 9 | 24 | 10 | 7 |
| 市町村 | 1,741 | 1,509 | 537 | 85 | 1,437 | 227 | 155 | 1,506 | 1,467 | 237 | 774 | 995 | 651 | 247 |

(備考)「消防防災・震災対策現況調査」により作成

イ 業務継続計画策定研修会の実施

地方公共団体における業務継続計画及び受援計画の策定を促進するため、内閣府と連携し、業務継続計画の特に重要な6要素や災害時における受援体制の構築等について講義・グループ討議を行う、業務継続計画策定研修会を開催している。

ウ 災害マネジメント統括指導員等研修の実施

大規模災害発生時において、被災市町村の職員だけでは的確な災害対応が行えない場合もあることから、総務省では、地方公共団体等と協力し、災害対応業務の支援及び被災市町村が行う災害マネジメントの支援を目的とした応急対策職員派遣制度を運用している。

同制度により派遣する、被害状況の把握や災害対応についての首長への助言等を行う「災害マネジメント総括支援員」等を育成することを目的とした研修を実施している。

エ 非常用電源の整備に係る地方財政措置

地方公共団体が実施する自治体庁舎等における非常用電源の設置、既存の非常用電源の機能強化(水害対策、地震対策等)に係る費用に対しては、「緊急防災・減災事業債」による財政措置を講じている。

オ 備蓄物資の確保

災害に備えて、地方公共団体は、食糧、飲料水等の生活必需品、医薬品及び応急対策や災害復旧に必要な防災資機材の確保を図る必要がある。

地方公共団体の食糧、飲料水、毛布等の主な備蓄物資については、令和3年4月1日現在の都道府県・市町村の状況は、第2-9-3表のとおりである。

カ 相互応援協定等の締結

大規模・広域的な災害に適切に対応するためには、

第2-9-4表 地方公共団体における相互応援協定等の締結状況

(令和3年4月1日現在)

| 区分 | 団体数 | 自治体間の 相互応援協定 | 放送要請に 関する協定 | 救急救護に 関する協定 | 輸送に 関する協定 | 災害復旧に 関する協定 | 物資に 関する協定 | その他 |
|------|-------|-----------------|----------------|----------------|--------------|----------------|--------------|-----|
| 都道府県 | 47 | 47 | 46 | 47 | 47 | 47 | 47 | 47 |
| 市町村 | 1,741 | 1,704 | 829 | 1,057 | 1,045 | 1,531 | 1,601 | 889 |

(備考)「消防防災・震災対策現況調査」により作成

地方公共団体の区域を越えて対処することが必要であることから、地方公共団体においては、相互応援協定等を締結している。

地方公共団体間の相互応援協定や地方公共団体と民間機関等との応援協定の締結については、令和3年4月1日現在の都道府県・市町村の状況は、第2-9-4表のとおりである。

(2) 災害対応力の強化

短時間の間に刻々と変化していく災害の警戒段階から発災後初動対応段階に至る局面に応じ、適切に対応するためには、市町村長がリーダーシップを十分発揮し、避難情報の発令など重要な判断・指示を的確に行うことや、危機管理担当幹部が市町村長を確実に補佐することが求められる。

こうした取組、特に小規模市町村における取組を支援できるよう、市町村長及び危機管理担当幹部等に研修機会を確保するとともに、インターネットを活用した防災学習コンテンツの開発・提供等、災害対応力の強化に向けて取り組む。

ア 全国防災・危機管理トップセミナー

内閣府・消防庁では、市町村長を対象として、被災経験のある市町村長や有識者による講演等を行う「全国防災・危機管理トップセミナー」を開催している(令和3年度における市区長を対象としたトップセミナーは新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて中止)。

イ 市町村長の災害対応力強化のための研修

「市町村長の災害対応力強化のための研修」を実施している(第1章第5節風水害対策の現況と課題1.(2)参照)。

ウ 防災・危機管理特別研修

大規模災害時には、国及び全国の地方公共団体が連携して被災団体の支援を行うことから、平時から

「顔の見える関係」を構築して関係機関間の連携を強化するとともに、全国を通じて災害対応力の向上を図る必要がある。

内閣官房・内閣府・消防庁では、各都道府県及び政令市の危機管理監、防災担当局長、被災者支援担当部局長等を対象として、広域応援等に係る情報共有・意見交換などを行う「防災・危機管理特別研修」を開催している。

エ 自治体危機管理・防災責任者研修

市町村の危機管理・防災責任者においては、初動対応や災害対応の各フェーズで必要となる知識・技術を深めるとともに、平時から「顔の見える関係」を構築して関係機関間の連携を強化し、災害対応力の向上を図る必要がある。

内閣官房・内閣府・消防庁では、市町村の危機管理・防災責任者を対象として、内閣危機管理監等による講義を直接聴講する機会や、災害対応全体のタイムラインを踏まえた、必要な知識・技術を習得する機会を提供する「自治体危機管理・防災責任者研修」を開催している。

オ 防災訓練の実施

大規模災害時に迅速に初動体制を確立し、的確な応急対策をとることは、被害を最小限にするために重要であり、そのためには日ごろから実践的な対応力を身に付けておく必要がある。中央防災会議で決定された総合防災訓練大綱では、国や地方公共団体、住民等の多くの主体が連携した訓練を実施し、実践的かつ効果的な訓練となるよう努めることとされている。

消防庁では、各地方公共団体に対し、総合防災訓練大綱を踏まえ、防災訓練等を実施するよう依頼している。

令和2年度においては、都道府県主催で延べ668回、市町村主催で延べ5,882回の防災訓練が実施された。訓練に際しての災害想定は、都道府県、市町

村ともに地震・津波に対応するものが多く、訓練形態は実動訓練が最も多い。

カ 防災・危機管理 e-カレッジ

インターネット上で防災・危機管理に関する学びの場を提供するため、消防庁ホームページにおいて防災・危機管理 e-カレッジを開設している。令和3年度中には、子どもが防災について学ぶコンテンツである「こどもぼうさいランド」を構成する各動画に、保護者が学びを深める動画を紐付けるなど、サイトを再構築し魅力向上を図る予定である。

第10節

消防防災の情報化の推進

1. 被害状況等に係る情報の収集・伝達体制の
確立

大規模災害時には、地方公共団体が把握した災害の規模や被害の概況を国が迅速かつ的確に把握し、広域的な応援部隊の出動調整その他の災害応急対策を適切に講じることが重要である。

消防庁は、地方公共団体から迅速かつ的確に収集した災害情報を総理大臣官邸に設置される官邸対策室等へ速やかに報告する役割を担っており、このことは政府全体としての災害対応に不可欠な業務となっている。

また、地方公共団体からの各種災害情報を基に、緊急消防援助隊の運用調整等を実施し、被災地における効果的な消防応援の実施を図っている。

災害時の情報収集及び伝達を円滑に実施するためには、平素から確実な連絡体制を構築し、連絡手段を確立しておくことが極めて重要である。

消防庁では、消防組織法に基づき、災害の種別や規模に応じた報告の形式及び方法について「火災・災害等即報要領」を定め、速やかな報告が行われる

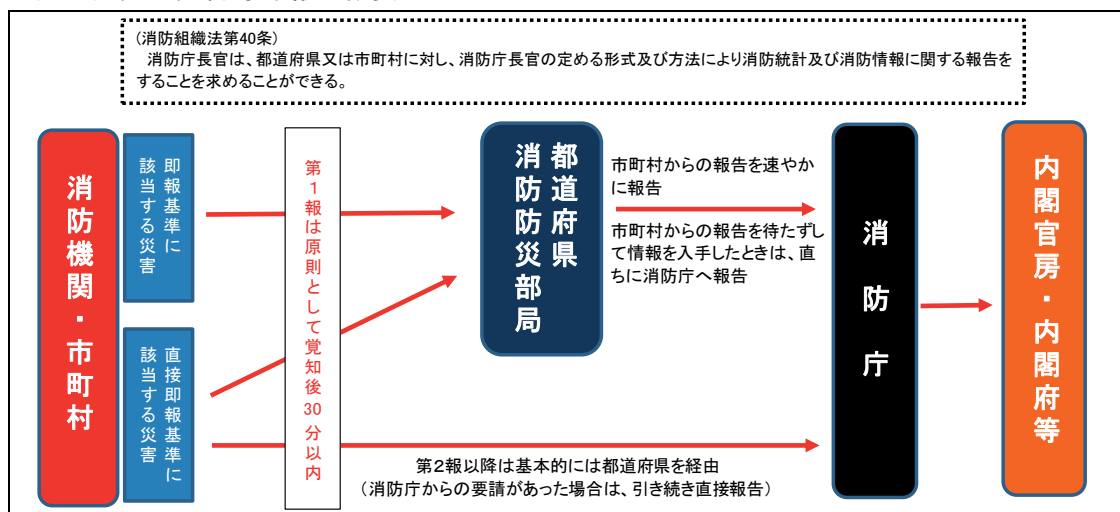
よう努めている。

なお、市町村、消防機関からの報告については、都道府県を経由して報告する「即報基準」と、より迅速な報告を必要とする場合の「直接即報基準」がある（第2-10-1図）。

2. 災害に強い消防防災通信ネットワークの
整備

災害発生時においても関係機関間で通信が確実に確保されるよう国、都道府県、市町村等においては、災害に強い自営通信網である消防防災通信ネットワーク、非常用電源等の整備を行っている。現在、国、消防庁、地方公共団体、住民等を結ぶ消防防災通信ネットワークを構成する主要な通信網として、①政府内の情報収集・伝達を行う中央防災無線網、②消防庁と都道府県を結ぶ消防防災無線、③都道府県と市町村等を結ぶ都道府県防災行政無線、④市町村と住民等を結ぶ市町村防災行政無線並びに⑤国と地方公共団体及び地方公共団体間を結ぶ衛星通信ネットワーク等が構築されている（第2-10-2図）。

第2-10-1図 火災・災害等即報の概要



本部において運用されている。

カ 衛星通信ネットワーク

地域衛星通信ネットワーク等の衛星通信ネットワークは、消防防災無線や都道府県防災行政無線の衛星系として整備されている。

現在、地域衛星通信ネットワークについては次世代システムへの移行を進めている。次世代システムは、従来システムと比べて整備コストを大きく削減できるほか、性能面についても、①大雨による通信障害が発生しにくい、②災害現場で柔軟に設置・運用できる、③高画質な映像を送受信できる等のメリットがある。令和2年度までに実施したモデル事業の結果等を都道府県に情報提供することで、各都

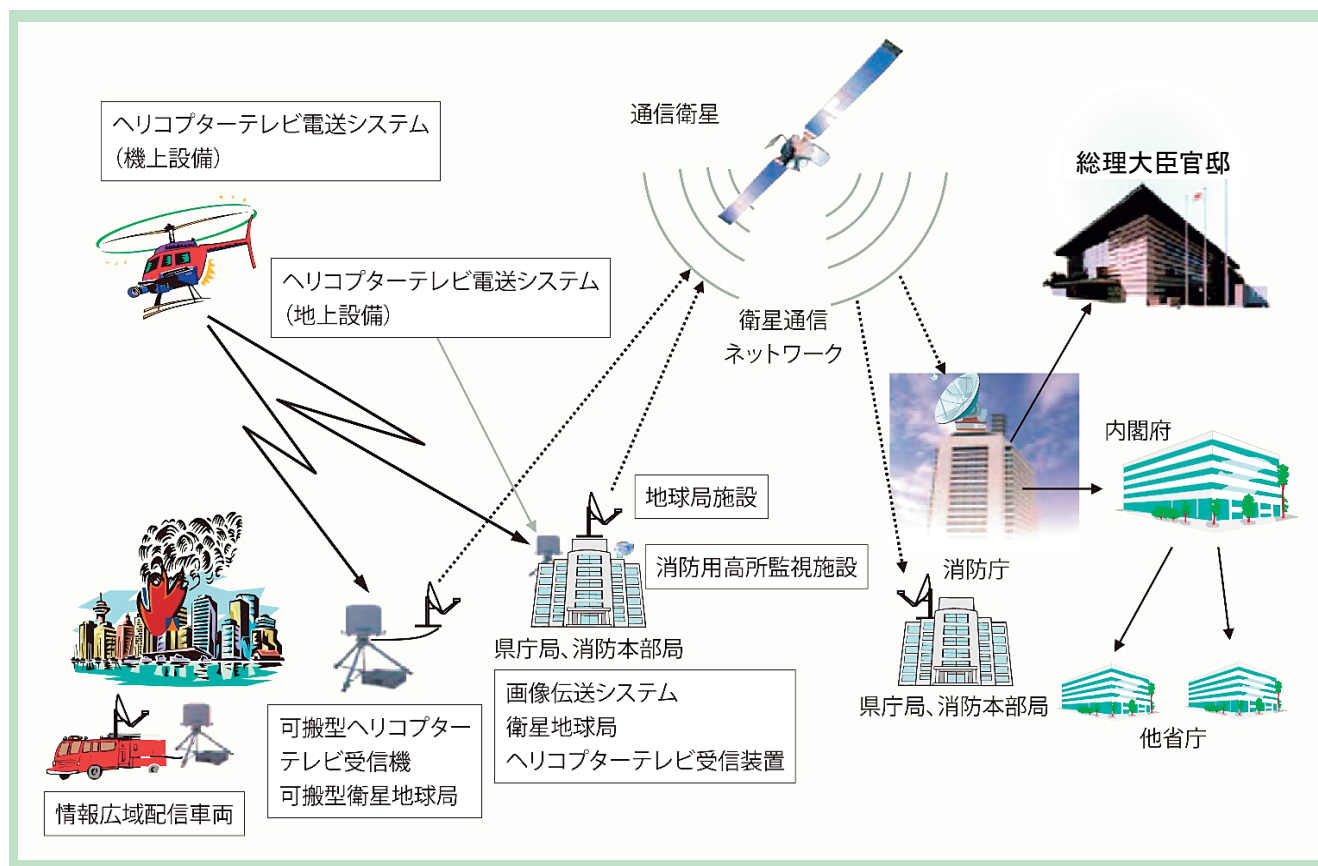
道府県における次世代システムの整備を支援している。

キ 映像伝送システム

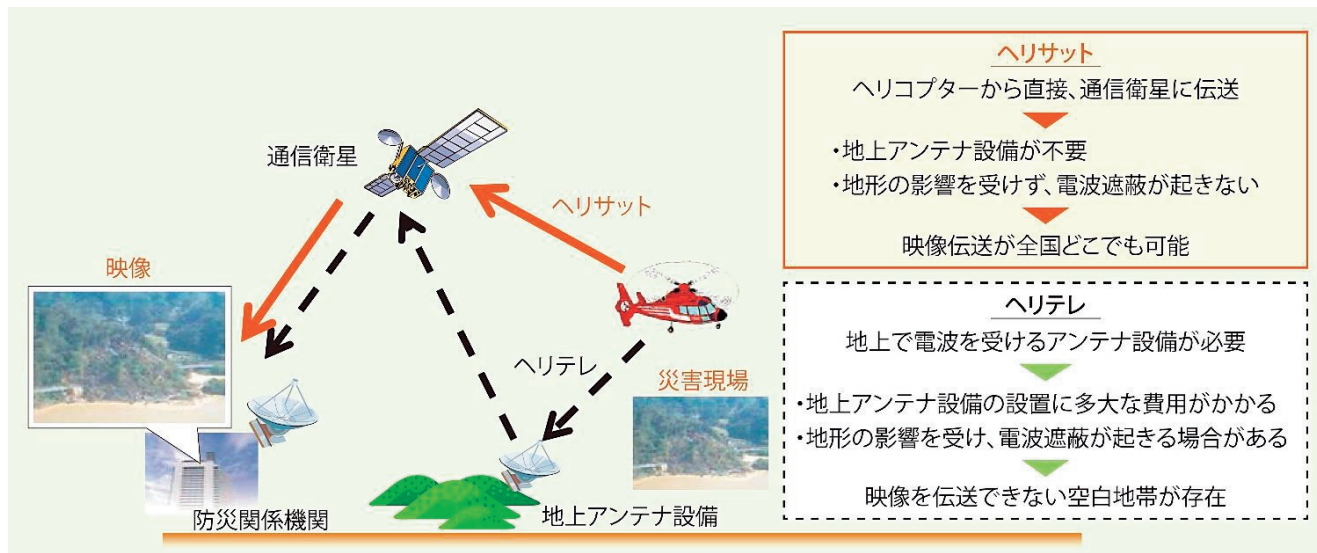
高所監視カメラや消防防災ヘリコプターに搭載されたカメラで撮影された映像は、都道府県や消防本部(消防指令センター等)、消防庁等へ伝送され、被害の概況の把握や、広域的な支援体制の早期確立などに活用されている(第2-10-3図)。

ヘリコプターからの映像は、ヘリコプターテレビ電送システム(ヘリテレ)またはヘリコプター衛星通信システム(ヘリサット)のいずれかによって伝送される(第2-10-4図)。

第2-10-3図 映像伝送システムの概要



第2-10-4図 ヘリコプター衛星通信システムの概要



(2) 耐災害性の向上及びバックアップ機能の整備

ア 通信設備の耐災害性の向上等

東日本大震災では防災行政無線が地震や津波により破損し、又は長時間の停電により、一部地域で不通となる事態が生じた。

災害時における通信設備の機能確保は極めて重要であり、これまでの経験を踏まえ、消防庁では、災害時に重要な情報伝達を担う防災行政無線が確実に機能確保されるように

- ・非常用電源設備の整備
- ・保守点検の実施と的確な操作の徹底
- ・総合防災訓練時等における防災行政無線を使用した通信訓練の実施（非常用電源設備を用いた訓練を含む。）
- ・防災行政無線設備を耐震性のある堅固な場所に設置
- ・防災行政無線施設に対する浸水防止措置の状況の確認

等を都道府県及び市町村に対して要請している。

なお、非常通信協議会*2において、「無線設備の停電・耐震対策のための指針」や通知が取りまとめられており、地方公共団体においては、無線設備の停電対策、非常用電源設備、管理運用対策、耐震対策等について、自ら点検を徹底することが必要である。

イ 通信のバックアップ機能の確保

大地震等により消防庁の通信施設が使用不能となり、国と地方公共団体間の相互通信が困難となる場合に備え、東京都調布市にある消防大学校に衛星通信施設を整備しているほか、機動性のある衛星車載局車や可搬型衛星地球局を整備している。

また、非常通信協議会では、公衆網や前述の消防防災通信網が不通となった場合に備え、防災関係機関等が管理している自営通信網を活用した市町村、都道府県、国間の通信ルートを策定し、非常通信訓練を定期的実施することで、非常時における通信の確保に努めている。

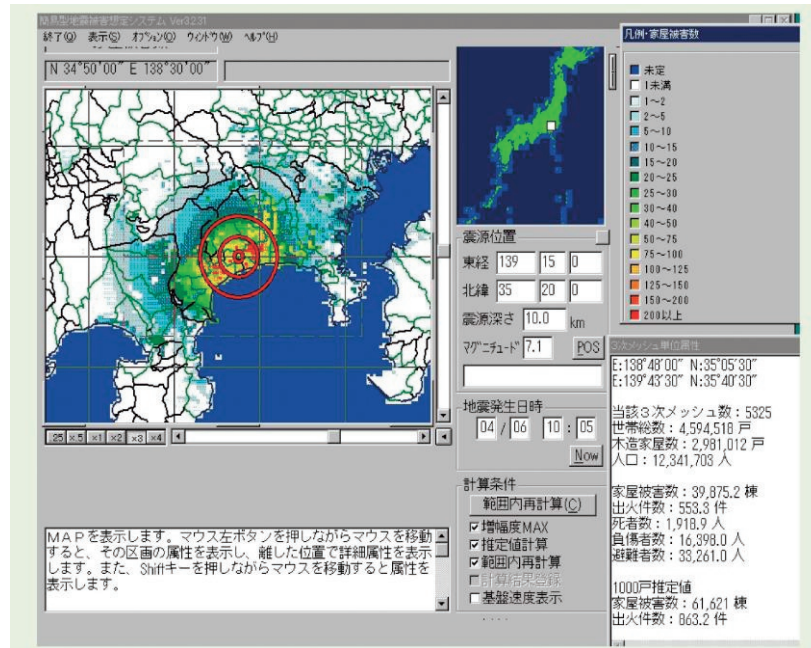
3. 情報システムの活用

(1) 災害時対応支援システムの導入と活用

災害発生時に正確かつ迅速な状況判断の下に的確な応急活動を遂行するため、消防研究センターで開発した「簡易型地震被害想定システム」(第2-10-5図)を導入し、災害発生時におけるシミュレーションによる被害の推計や、平時には円滑な災害対応訓練に活用している。

また、当該システムによる被害の推定結果を全都道府県等にメール配信するなど活用を図っている。

*2 非常通信協議会：自然災害等の非常時における必要な通信の円滑な運用を図ることを目的として設立。総務省が中心となり、国、自治体、主要な電気通信事業者、無線局の免許人等の約2,000機関によって構成。



(2) 統計調査系システム

行政事務の情報化に対応し、統計事務の効率化・迅速化を図るため、ハードウェア等の管理を一元化した「統計調査系システム」にて次の調査を行っている。

- ・ 火災報告等調査
- ・ 防火対象物実態等調査
- ・ 救急・ウツタイン様式調査
- ・ 救助調査
- ・ 危険物規制事務調査
- ・ 危険物に係る事故及びコンビナート特別防災区域における事故報告調査
- ・ 石油コンビナート等実態調査
- ・ 消防防災・震災対策現況調査
- ・ 緊急消防援助隊登録管理
- ・ 防災・危機管理セルフチェック

消防庁では、これらのデータを迅速かつ的確に収集・整理することにより、都道府県、消防本部への速やかな情報提供を行い、各種施策への反映を支援している。

4. 情報化の最近の動向

(1) 消防防災通信ネットワークの充実強化

ア 住民への災害情報伝達手段の多重化

豪雨、津波等の災害時における住民への確実な情報伝達において、①一つ的手段に頼らず複数の災害情報伝達手段を組み合わせるとともに、②一つ一つの災害情報伝達手段を強靱化するため、災害情報伝

達手段の多重化を促進している。このため、災害情報伝達手段の整備に関する技術的支援や助言を行うことを目的に、災害情報伝達手段に関する専門的知見を有するアドバイザーを地方公共団体へ派遣しており、令和 3 年度は 39 団体に派遣することとしている。

併せて、市町村防災行政無線（同報系）のほか、MCA 陸上移動通信システム、市町村デジタル移動通信システム、FM 放送、280MHz 帯電気通信業務用ページャー、V-Low マルチメディア放送を活用した同報系システムや携帯電話網を活用した情報伝達システム等、屋外スピーカーを用いて地域住民に一斉に情報伝達を行える手段の整備を促進するとともに、携帯電話等の普及を踏まえ、地域内の住民に一斉に送信できる緊急速報メール等の導入を促進してきたところである。また、津波や浸水、停電等に備え、屋外スピーカーの音達の改善や大型表示盤の設置、バッテリーの長時間化などの機能強化を行う場合に地方財政措置の対象とし、住民への防災情報の確実な伝達のための機能強化を促進している。

また、大雨の際に屋外スピーカーからの音声が聞こえにくい場合や、高齢者などの地域住民にきめ細かく情報を行き渡らせるための手段として、これら

の戸別受信機等*3が非常に有効であることから、追加配備する場合の経費については特別交付税措置の対象としている。さらに、令和元年度、令和2年度第1次及び第3次の補正予算を活用し、戸別受信機等の配備が進んでいない126市町村に対しては、約4.2万台の無償貸付を行っている。これらの市町村では、単独事業による配備も行われる予定であり、消防庁からの無償貸付と合わせ、約34万台が配備されることとなる。各市町村において戸別受信機等の配備は着実に進められてきているが、近年の災害発生状況に鑑み、今後、多くの市町村において配備が進むよう、技術的・財政的な支援等について取り組むこととしている。

加えて、近年、地上デジタル放送波を活用した新しい災害情報伝達手段（以下「IPDC」という。）の技術開発が進められている状況を踏まえ、円滑な社会実装に向けて、「地上デジタル放送波を活用した災害情報伝達手段のガイドライン策定等に係る検討会」を開催し、IPDCに係る技術的知見の整理や市町村防災行政無線（同報系）との比較による耐災害

性の整理等の検討を進めている。

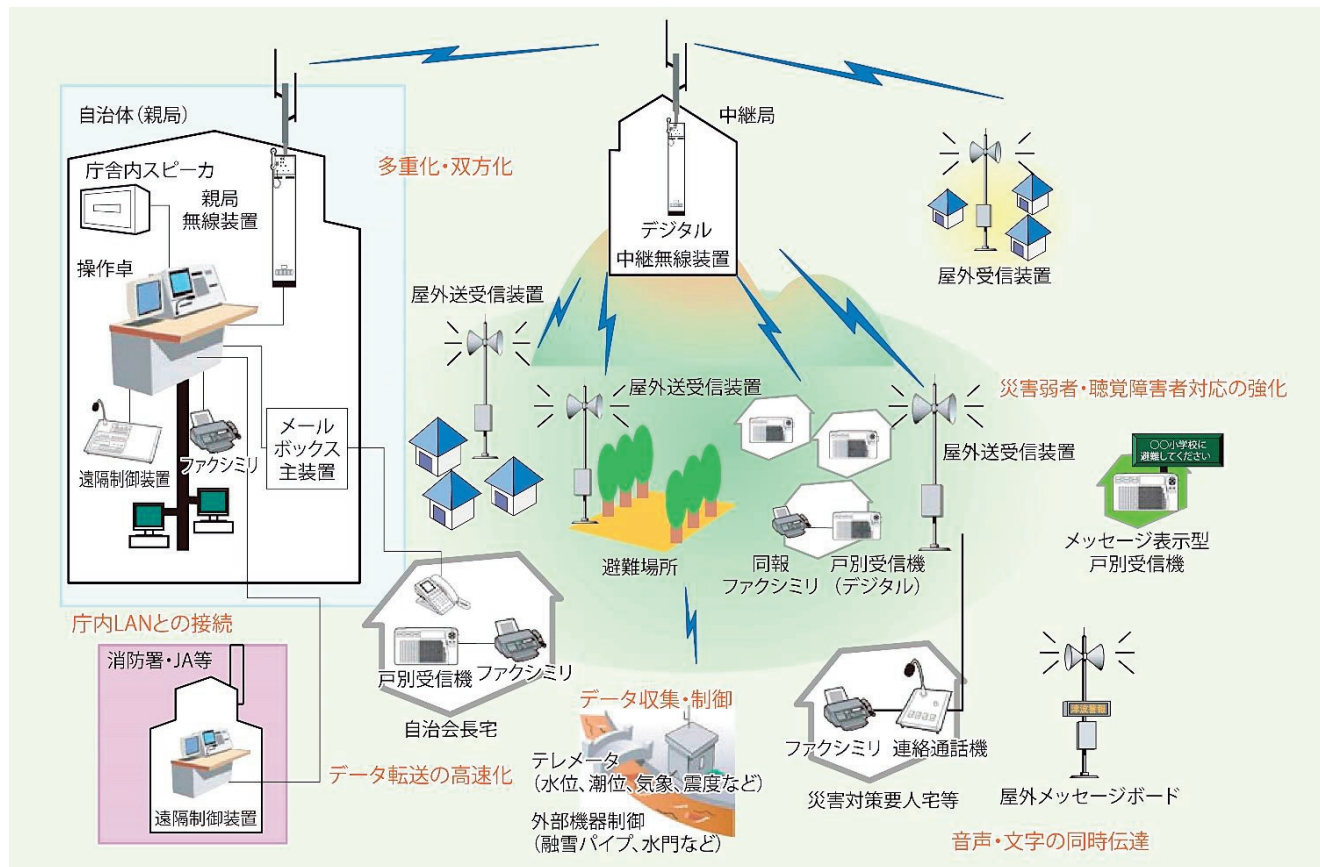
イ 防災行政無線のデジタル化の推進

携帯電話、テレビ放送等様々な無線通信・放送分野におけるデジタル化の進展を踏まえて、防災行政無線についても、今後は文字情報や静止画像について双方向通信可能なデジタル方式に移行する等、ICTを積極的に活用することで防災情報の高度化・高機能化を図ることとしている（第2-10-6図）。

（2）消防防災業務の業務・システムの最適化

消防庁における、各種システムの更改は、総務省デジタルガバメント中長期計画（2018年6月22日総務省行政情報化推進委員会決定、令和2年3月31日改定）に基づき進めている。

第2-10-6図 防災行政無線デジタル化の概要



*3 戸別受信機等：市町村防災行政無線（同報系）の戸別受信機及び MCA 陸上移動通信システム、市町村デジタル移動通信システム、FM 放送、280MHz 帯電気通信業務用ページャーや V-Low マルチメディア放送を活用した同報系システムの屋内受信機（防災情報を受信して自動起動するもの）をいう。

第 3 章

国民保護への対応

第 1 節 国民保護への取組

第 2 節 北朝鮮弾道ミサイル発射事案への対応

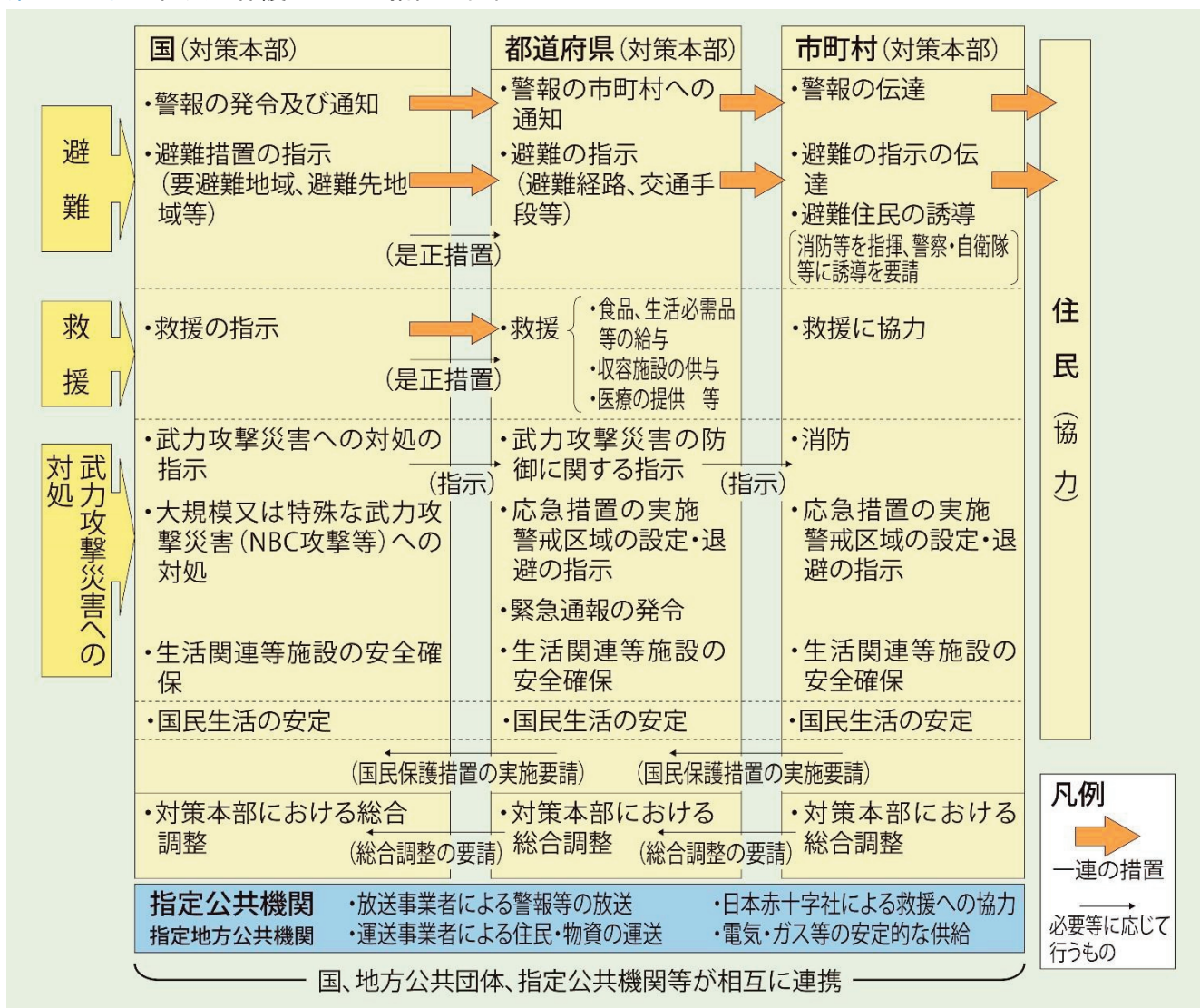
第1節

国民保護への取組

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下「国民保護法」という。）においては、武力攻撃事態等*1及び緊急処理事態*2が発生した場合には、国は、その組織及び機能の全てを挙げて自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施するとともに、地方公共団体及び指定公共機関が実施す

る国民保護措置を的確かつ迅速に支援すること等により、国全体として万全の態勢を整備する責務を有するとされている。また、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民保護措置を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならないとされている。（第3-1-1図）

第3-1-1図 国民の保護のための措置の仕組み



*1 武力攻撃事態等：武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態のこと。武力攻撃とは、我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。武力攻撃事態とは、武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいい、武力攻撃予測事態とは、武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。

*2 緊急処理事態：武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

武力攻撃事態等及び緊急対処事態における国民保護に関して、消防庁は、国民保護法に基づく地方公共団体の事務に関する国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整のほか、安否情報の提供、武力攻撃災害が発生した場合等の消防の応援等について必要な措置を講ずるという重要な役割を担っている。

1. 地方公共団体における国民保護計画の策定等の推進

国民保護法では、地方公共団体は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に至った場合に備えて国民保護計画を定めることとされており、これまでの取組により、都道府県においては平成17年度までに全ての都道府県で作成済みであるが、市町村においては令和3年10月1日現在で1団体が未作成となっている。

消防庁としては、未作成団体に対しては県と連携して速やかな計画作成を要請するとともに、既に国民保護計画を策定している団体に対しても、政府が定める国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）の変更（直近では、平成29年度に①Jアラートによる情報伝達及び避難行動の周知、②避難施設の指定促進、③実践的な訓練の実施等についての変更）に対応した変更を行い、最新の情勢に適応した計画となるよう、国民保護に関する地方公共団体との会議の場等において要請しているところである。

2. Jアラートによる迅速な情報伝達

ア Jアラートの概要

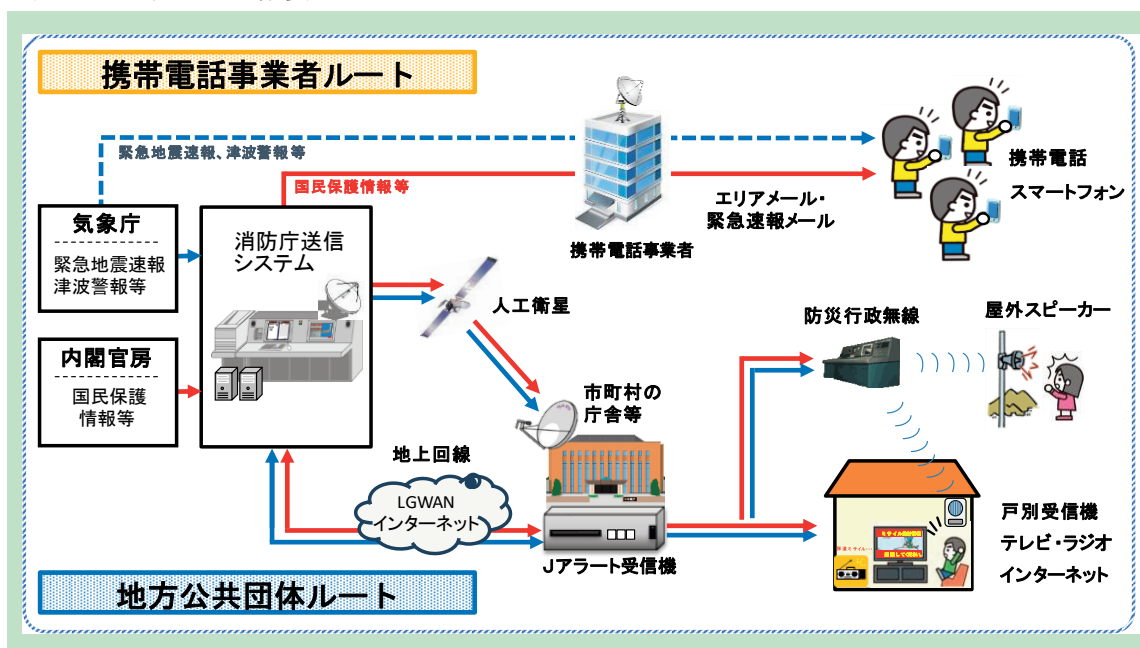
武力攻撃等の際に住民が適切な避難を速やかに行うためには、住民に正確な情報を迅速に伝達することが重要となることから、消防庁では、地方公共団体及び携帯電話事業者と連携してJアラート（第3-1-2図）の整備を推進している。

Jアラートとは、弾道ミサイル攻撃に関する情報や緊急地震速報、津波警報、気象警報などの緊急情報を、人工衛星及び地上回線を通じて送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動することにより、人手を介さず瞬時に住民等に伝達することが可能なシステムである。弾道ミサイル攻撃に関する情報など国民保護に関する情報は内閣官房から、緊急地震速報、津波警報、気象警報などの防災気象情報は気象庁から、消防庁の送信設備を経由して全国の都道府県、市町村等に送信される。

Jアラートは平成19年2月に4市町で運用を開始し、以降、平成26年に気象等の特別警報を、平成28年に噴火速報を、配信対象に追加するなど、システムの改修・高度化を行っている。

携帯電話事業者との連携については、携帯電話事業者が提供する緊急速報メールと連携し、弾道ミサイル攻撃等の国民保護に関する情報について配信することができる。これによりJアラート情報は、地方公共団体ルート及び携帯電話事業者ルートの両方から国民に伝達される。

第3-1-2図 Jアラートの概要



イ Jアラートの整備状況

各市町村のJアラートの整備状況については、Jアラート受信機及びJアラートによる自動起動装置は全ての市町村で整備されている。今後は、市町村防災行政無線（同報系）のほか、音声告知端末、コミュニティ放送やケーブルテレビ、登録制メール、デジタルサイネージ等とJアラートとの連携を進め、Jアラートによる自動起動が可能な情報伝達手段の多重化を進めることが必要である（資料 3-1-1）。

なお、消防庁においても、国民に緊急情報を提供するために、「Lアラート」へ、Jアラートで配信される弾道ミサイル情報等を配信することとしている。これにより、民間事業者等がLアラートを活用し、テレビ、ラジオ及びスマートフォンアプリ等を通じてJアラートの弾道ミサイル情報等を提供することができる。

また、今後増加が見込まれる外国人旅行者に対して、緊急事態発生時の情報を迅速に伝えるため、観光庁が監修している外国人旅行者向け災害時情報提供アプリ「Safety tips」*3で、従来からの地震や津波等の情報に加え、ミサイル発射等の国民保護情報の多言語配信が可能である。

ウ Jアラートの試験

消防庁では、Jアラートによる住民への情報伝達に万全を期すため、関係省庁と連携しながら、全てのJアラート情報受信機関を対象とした導通試験を毎月実施している。また、地方公共団体が任意で訓練用の緊急地震速報を自動放送することができる機会を年2回設けているほか、Jアラートを運用する全ての地方公共団体を対象とした全国一斉情報伝達試験を四半期ごとに実施している。

令和3年10月6日に実施した全国一斉情報伝達試験では、各地方公共団体のJアラートの運用状況に応じて情報伝達手段を起動させる等の試験を実施し、47都道府県及び1,734市町村が参加した。

消防庁においては、試験で不具合のあった団体（令和3年10月実施の試験では7団体）に対し、

その都度その原因を調査し早急に改善を図るよう助言するとともに、過去の不具合の事例を整理して地方公共団体に対し注意喚起を実施することなどにより、Jアラートによる情報伝達が確実に実施されるよう取り組んでいる。

3. 国民保護事案における住民の避難に関する体制の整備

（1）市町村における避難実施要領のパターンの作成

国民保護法において、市町村長は、住民に対して避難の指示があったときに、避難実施要領を定めなければならないと規定されている。この避難実施要領は、避難の経路、避難の手段等を定めるものであり、極めて迅速に作成しなければならないものであることから、その作成を容易にするため、基本指針では、市町村は複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておくよう努めることとされている。

避難実施要領のパターンを作成済みの市町村は令和3年3月1日現在で66%にとどまっている。

消防庁においては、市町村における避難実施要領のパターンを支援するための素材として、既存の「避難実施要領のパターン」作成の手引き¹及び「避難実施要領パターンのつくり方」に加え、令和3年度に「避難実施要領のパターン事例集」を作成し、地方公共団体に周知したところである。また、都道府県と連携しながら、市町村職員等を対象とした「避難実施要領のパターンの作成に関する研修会」を開催し、作成の支援を行っている。

（2）避難施設の指定

武力攻撃等が発生した場合には、住民が避難するため、又は避難住民等の救援を行うための施設が必要になる。国民保護法上の避難施設は、都道府県知事等が指定することとなっており、災害対策基本法に基づき自然災害における指定緊急避難場所又は指定避難所に指定されている学校、公民館、体育館、公園、広場等を中心に、令和2年4月1日現在、9

*3 Safety tips：自然災害の多い日本において訪日外国人旅行者が安心して旅行できるよう、平成26年10月から提供を開始した、観光庁監修の外国人旅行者向け災害時情報提供アプリ。対応言語は15言語（英語・中国語（簡体字/繁体字）・韓国語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・タイ語・インドネシア語・タガログ語・ネパール語・クメール語・ビルマ語・モンゴル語・日本語）。国内における緊急地震速報及び津波警報、気象特別警報、噴火速報、台風情報、熱中症情報をプッシュ型で通知できるほか、周囲の状況に照らした避難行動を示した対応フローチャートや周りの人から情報を取るためのコミュニケーションカード、災害時に必要な情報を収集できるリンク集等を提供している。

万4,078箇所が指定されている。

消防庁としては、域内の住民が速やかに避難できる範囲に避難施設を確保しておくことが重要であることから、公共施設のほか、民間企業が管理主体である施設の指定を促進している。特に、ミサイル攻撃等の際に爆風や破片からの直接の被害を軽減するための一時的な避難先として有効と考えられるコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下施設について、重点的に都道府県等による指定を促進している。

4. 安否情報システムの運用

武力攻撃事態等により住民が避難した場合などにおいては、家族等の安否を確認できるようにすることが重要である。

このため、消防庁では、地方公共団体の職員等が避難所や病院などで収集した安否情報を、パソコンを使って入力でき、さらに全国データとして検索可能な形でできる「武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム」（以下「安否情報システム」という。）を構築し、平成20年4月から運用を開始した（第3-1-3図）。これまで、武力攻撃事態等のみならず自然災害にも対応できるようシステム改修を行うなどの改修を実施し、使用の利便性の向上に努めている。また、地方公共団体職員のシステムに対する理解促進・操作習熟を目的に、定期的な訓練を実施している。

システムが使用された事例として、平成23年の東日本大震災において、安否情報が約16万3000件登録され、現実の災害で安否情報システムが使用された初の事例となった。

5. 国民保護事案への対応力の強化

(1) 国民保護共同訓練

国民保護計画等を実効性のあるものとするためには、平素から様々な事態を想定した実践的な訓練を行い、国民保護措置に関する対処能力の向上や関係機関との連携強化を図ることが重要である。

このため、消防庁では、内閣官房等の関係機関と連携し、国と地方公共団体が共同で行う国民保護共同訓練の実施を促進するとともに、訓練を通じて国民保護法等に基づく対応を確認し、その実効性の向上に努めている。

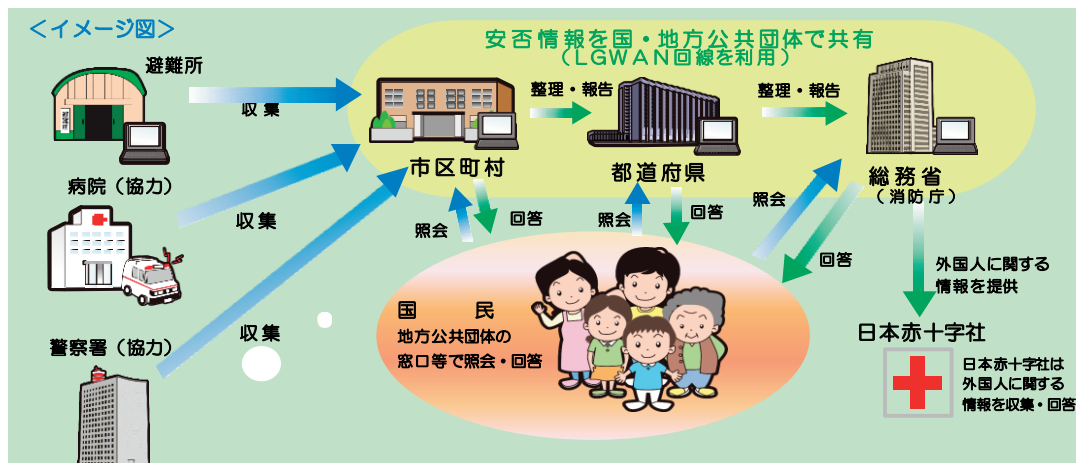
令和3年度の国民保護共同訓練は、31都府県が実動訓練及び図上訓練を実施予定であり、各種テロ事案等を想定した訓練を実施し、様々な事態への対処能力の向上・関係機関との連携の強化を図ることとしている。今後も新たな要素を加味するなどしながら、訓練の充実強化に努めていく。

(2) 地方公共団体職員の研修・普及啓発

地方公共団体は、国民保護措置のうち、警報の通知・伝達、避難の指示、避難住民の誘導や救援など住民の安全を直接確保する重要な措置を実施する責務を有している。これらの措置は関係機関との密接な連携の下で行う必要があり、職員には、制度全般を十分理解していることが求められる。

このため、職員に対する適切な研修等が重要であり、消防大学校においては、地方公共団体の一般行政職員や消防職員が危機管理や国民保護に関する専門的な知識を修得するためのカリキュラムとして危機管理・国民保護コースを設けている。また、消防庁においては、地方公共団体の防災・危機管理担当職員を対象とした防災・危機管理・Jアラート

第3-1-3図 安否情報の流れ（関係機関相関イメージ）



研修会を開催し、参加者が国民保護を含めた防災・危機管理やJアラートの基礎知識等を速やかに習得できるよう取り組んでいる。都道府県の自治研修所や消防学校においても、国民保護に関するカリキュラムの創設等に積極的に取り組むことが望まれる。

また、国民保護措置を円滑に行うためには、消防団や自主防災組織をはじめとして、住民に対しても国民保護法の仕組みや国民保護措置の内容、避難方法等について、広く普及啓発し、理解を深めていただくことが大切である。

このため、消防庁では、啓発資料等として、これまでに、地方公共団体の担当職員や消防団・自主防災組織のリーダー向けに国民保護の基本的な仕組み、消防の役割、訓練の在り方等について、分かりやすく示した冊子等を作成し、地方公共団体が行う普及啓発活動に活用できるようにしている。

（3）地方公共団体における体制整備

都道府県知事及び市町村長は、国民保護計画で定めるところにより、それぞれの区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために、夜間・休日等を問わずに起きる事案に対応可能な体制を備えた組織を整備することが求められる。一方、地震等の自然災害や新たな感染症など、住民の安心・安全を脅かす様々な危機管理事案に対しても、同様の対応が強く求められている。

このため消防庁では、「地方公共団体の危機管理に関する懇談会」を開催し、危機管理について知識・経験を有する有識者からの意見・助言を得て、施策

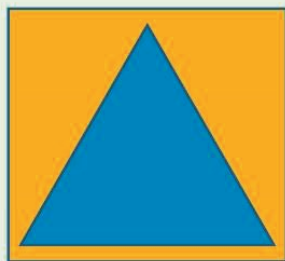
に反映するように努めている。このほか、地方財政措置として、令和3年度も引き続き、国民保護対策に要する経費を交付税算定上、基準財政需要額に計上するなど、地方公共団体の体制強化の支援に当たっている。

（4）特殊標章等

指定行政機関の長、地方公共団体の長等は、武力攻撃事態等においては、指定行政機関や地方公共団体の職員で国民保護措置に係る職務を行う者又は国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者に対し、ジュネーヴ諸条約の追加議定書^{*4}に規定する国際的な特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付し、又は使用させることができる。これは、国民保護措置に係る職務を行う者等及び国民保護措置に係る職務のために使用される場所等を識別させるためのものである。この特殊標章等については、国民保護法上、みだりに使用してはならないこととされており、各交付権者においては、それぞれ交付対象者に特殊標章等を交付する際の要綱を定め、交付台帳を作成すること等により、特殊標章等の適正使用を担保することが必要である（第3-1-4図）。

消防庁においては、平成17年10月に消防庁特殊標章交付要綱を作成するとともに、同月、地方公共団体や消防機関に対して、各交付権者が作成することとなっている交付要綱の例を通知したほか、定期的に特殊標章等の作成状況の調査を行い、特殊標章等が適正に取り扱われるよう取り組んでいる。

第3-1-4図 特殊標章



特殊標章（識別対象）

- ・ 国民保護措置に係る職務等を行う者
- ・ 国民保護措置のために使用される場所、車両、船舶、航空機など

*4 ジュネーヴ諸条約の追加議定書：1949年（昭和24年）8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）第66条3

6. テロ対策

(1) テロ災害に対応するための体制の整備

NBCテロ災害発生時に適切な応急対応処置を講じるため、政府のNBCテロ対策会議幹事会において取りまとめられている「NBCテロその他大量殺傷型テロ対処現地関係機関連携モデル」や「化学災害又は生物災害時における消防機関が行う活動マニュアル」等を踏まえて、消防分野においてもテロ災害に対する体制を整備している。

現場での対応力を強化するため、車両・資機材も整備を進めており、大型除染システム搭載車、化学剤検知器、生物剤検知器、放射線測定器、化学剤遠隔検知装置等の車両・資機材を全国の緊急消防援助隊NBC災害即応部隊54部隊を中心に配備しているが、老朽化を踏まえ、令和3年度から最新の知見に基づき計画的に配備を進める予定である。

(2) 訓練・教育

各都道府県との国民保護共同訓練においてNBCテロ災害を想定した訓練を実施しており、消防機関、

警察機関、自衛隊等の関係機関との連携強化を図るとともに、様々な想定の下での危機管理体制の整備に努めている。

2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会における消防機関の警戒体制の強化を目的とし、埼玉県、さいたま市消防局及び消防庁が連携し、化学剤による災害が発生したことを想定して、緊急消防援助隊NBC災害即応部隊の派遣や情報伝達等に関する訓練を実施した。

NBCテロに起因する災害に対応するには、専門的な知識、技術を現場で対応する各隊員や指揮する隊長が身につけることが必要である。このため消防大学校において、NBCテロ災害発生時における適切な消防活動の実施を目的として、緊急消防援助隊教育科にNBCコースを設置するとともに、都道府県の消防学校においても特殊災害科を設置し、危機管理教育訓練の充実強化を図っている。

また、消防本部の職員及び都道府県消防学校職員等を対象として、警察庁及び防衛省に依頼して、NBC災害活動に関する実技講習を行っている。



大型除染システム搭載車



化学剤検知器



生物剤検知器



放射線測定器

(3) テロ災害に対応するための救急資器材の導入に向けた教育の推進

テロ災害発生時においても、適切な救急活動が行われることが重要である。特に、爆発が原因の外傷による四肢の切断などで生じる大量出血には、速やかな止血処置が必要であるため、消防庁では救命止血帯（ターニケット）を用いた止血に関する教育カリキュラムと指導者用及び受講者用のテキストを平成30年3月に策定し、救急隊員のみならず、現場で警戒に当たる消防隊員等が、ためらうことなく適切な止血処置を行えるよう、指導救命士等による教育を推進している。

第2節

北朝鮮弾道ミサイル発射事案への対応

1. 北朝鮮の情勢

北朝鮮は、平成28年2月の「人工衛星」と称する弾道ミサイル発射以降、平成29年11月の発射事案まで、頻繁にミサイル発射を繰り返した。この間、8月には、米国領グアムに向けて、我が国上空を通過する弾道ミサイル発射計画が表明されたことで緊張が高まる中、29日及び9月15日には、弾道ミサイルが北海道上空を通過して太平洋に落下する事案が発生した。

同年11月以来、北朝鮮は弾道ミサイルを発射していなかったが、令和元年5月以降、短距離弾道ミサイルなどの発射が繰り返された。令和3年3月25日には、これまで発射されたことのない新型の弾道ミサイルが発射された。また、9月15日に発射された弾道ミサイルは、変則軌道で飛翔し、我が国の排他的経済水域（EEZ）内に落下したと推定され、朝鮮半島情勢は依然として不透明な状況が継続しており、今後もミサイル発射事案を含む動向を注視していく。

2. 消防庁の対応

弾道ミサイル飛翔地域の住民の安全を確保するためには、国と連携した地方公共団体の的確な対応が求められることから、地方公共団体との連絡調整を担う消防庁では、北朝鮮の動向とそれに伴う緊張の高まりに応じて、都道府県担当者向け会議の開催や通知の発出を通じて、住民への情報伝達や被害情報の収集・報告、ミサイル発射に伴う落下物への対応等について助言を行い、国・地方を通じた適切な体制の確保に努めている。

また、ミサイルが発射された際には、消防庁は直ちに情報連絡室あるいは消防庁長官を長とする緊急事態調整本部などの応急体制を整え、被害情報を収集するとともに、必要な情報を地方公共団体に提供するなど、関係府省及び地方公共団体と連携して

対応に努めている。

3. Jアラートによる情報伝達

弾道ミサイル発射情報等、対処に時間的余裕のない事態における住民への情報伝達については、携帯電話等に配信される緊急速報メール、市町村防災行政無線等を介し瞬時に情報伝達ができるJアラートが重要な役割を果たすことになる。

Jアラートによる弾道ミサイル発射情報等は、弾道ミサイルが日本の領土・領海に落下する可能性がある場合又は領土・領海を通過する場合などに伝達され、平成29年8月及び9月のミサイル通過事案では、北海道等12道県に対し、Jアラートを通じてミサイル発射情報等を伝達することとなった。

4. 普及啓発

Jアラートによる情報伝達の方法とともに、弾道ミサイル落下時の行動について国民へ周知することも重要な課題である。国では、「屋外にいる場合は近くの建物の中か地下に避難、建物がない場合は物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守る、屋内にいる場合は窓から離れるか窓のない部屋に移動する」ことを内容とする政府広報（テレビCM・新聞広告・インターネット広告等）を行った。このほか、国の関係省庁及び地方公共団体のホームページ等においては継続的に広報が実施されている（第3-2-1図）。

5. 地方公共団体による訓練の実施等

弾道ミサイルが落下する可能性がある場合には、地方公共団体が適切に対処すること及び国民が適切に行動できることが重要である。このため、地方公共団体の職員を対象とした図上訓練や実際に住民が参加する住民避難訓練などが、全国各地で実施されている。

弾道ミサイル落下時の行動について

弾道ミサイルは、発射からわずか10分もしないうちに到達する可能性もあります。ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、国からの緊急情報を瞬時に伝える「Jアラート」を活用して、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、緊急速報メール等により緊急情報をお知らせします。

- ①速やかな避難行動
- ②正確かつ迅速な情報収集

行政からの指示に従って、落ち着いて行動してください。

国民保護ポータルサイト
武力攻撃やテロなどから身を守るために

事前に確認しておきましょう。
http://www.kokuminhogo.go.jp/gaiyou/shiryu/hogo_manual.html

— ミサイル落下時には、こちらから政府の対応状況をご覧になれます —

首相官邸
ホームページ
www.kantei.go.jp/

Twitterアカウント
首相官邸災害・危機管理情報
@Kantei_Saigai

Jアラート（例）直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難してください。ミサイルが、●時●分頃、●●県周辺に落下するものとみられます。直ちに避難してください。

メッセージが流れたら
落ち着いて、直ちに行動してください。

屋外に
いる場合

近くの建物の中か
地下に避難。
（注）できれば頭丈な建物が望ましいもの、近くになれば、それ以外の建物でも構いません。

建物がない場合

物陰に身を隠すか、
地面に伏せて頭部を守る。

屋内に
いる場合

窓から離れるか、
窓のない部屋に移動する。

近くに
ミサイル
落下！

- 屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。
- 屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、目張りをし、室内を密閉する。

<弾道ミサイル落下時にとっていただきたい行動の例（避難訓練の場面から）>



体育館に避難する児童



用水路の橋の下に避難する住民



体育館に避難した児童



屋内で窓から離れて避難する住民

第4章

自主的な防火防災活動と 災害に強い地域づくり

自主的な防火防災活動と災害に強い地域づくり

防火防災意識の高揚

令和2年中の火災を出火経過別にみた場合に、全体の75.6%を失火が占めており、また、危険物施設における火災事故の56.7%が人的要因によって発生している。自然災害についても、地震や風水害発生時における避難及び二次災害の防止は、住民の日頃の備えや災害時の適切な行動が基本となることは言うまでもない。災害に強い安全な地域社会の構築には、国民の防火防災意識の高揚が非常に重要となる。

このような観点から、消防庁では、「防災とボランティア週間」（1月15日～21日）、「全国火災予防運動」（春季：3月1日～7日、秋季：11月9日～15日）、「危険物安全週間」（6月第2週）、「防災週間」（8月30日～9月5日）、「119番の日」（11月9日）などの機会を捉えて、啓発活動等を行っている。また、安全功労者に対して総務大臣表彰（毎年7月上旬）を行い、防災功労者に対して消防庁長官表彰（随時実施）を行い、特に功労が顕著な個人又は団体について、内閣総理大臣表彰（それぞれ毎年7月上旬、9月上旬）が行われている。

今後とも、国民の防火防災に関する関心を喚起し、意識の高揚を図っていく必要がある。

1. 全国火災予防運動等

(1) 全国火災予防運動

（秋季 令和2年11月9日～11月15日

春季 令和3年3月1日～3月7日）

近年、都市構造や建築構造、生活様式の変化等に伴い、火災等の災害要因の多様化が進行している。このような状況において、火災をはじめとする災害の発生を未然に防止し、また、その被害を最小限にするためには、国民の一人一人が日頃から防火防災の重要性を深く認識するとともに、防火防災に対して十分な備えをすることが最も重要である。このことから、消防庁では、毎年2回、春と秋に全国火災

予防運動を実施することで、国民に対し防火防災意識の高揚及び火災予防対策の実践を呼び掛けている。

令和2年11月9日から15日まで実施した令和2年秋季全国火災予防運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的として行われるもので、消防庁では「その火事を防ぐあなたに金メダル」を令和2年度の全国統一防火標語として掲げ、各省庁、各都道府県及び関係団体の協力の下に、「住宅防火対策の推進」、「乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進」、「放火火災防止対策の推進」、「特定防火対象物等における防火安全対策の徹底」、「製品火災の発生防止に向けた取組の推進」、「多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底」を重点目標として、各種広報媒体を通じて広報活動を実施した。これと併せて、各地の消防機関においても、予防運動の趣旨に基づき、各種イベントや消防訓練の実施、住宅防火診断等様々な行事が行われた。

また、令和3年3月1日から7日まで実施した令和3年春季全国火災予防運動では、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底した形で、秋季と同一の全国統一防火標語の下に、秋季の取組に、「林野火災予防対策の推進」を加え様々な行事が実施された。



火災予防運動ポスター

(2) 文化財防火デー（1月26日）

昭和24年（1949年）1月26日の法隆寺金堂火災を契機として、昭和30年（1955年）以降、消防庁と文化庁の共同主催により、毎年1月26日を「文化財防火デー」と定め、全国的に文化財防火運動を展開している。

また、この日を中心として、文化財の所有者及び管理者により、管轄する消防本部の指導の下、重要物件の搬出、消火、通報及び避難のための訓練などが積極的に実施され、文化財の防火・防災対策が講じられている。

消防庁では、文化財等における訓練の実施方法を具体化した「国宝・重要文化財（建造物）等に対応した防火訓練マニュアル」を作成しており、文化財防火デー等の機会を捉え、文化財等の関係者における実践的な消防訓練の実施を促進している。



文化財防火デーポスター

(3) 全国山火事予防運動

（令和3年3月1日～3月7日）

全国山火事予防運動は、広く国民に山火事予防思想の普及を図るとともに、予防活動をより効果的なものとするため、消防庁と林野庁が共同し、春季全国火災予防運動と併せて同期間実施している。

令和3年の全国山火事予防運動では、「あなたで森を火事から守るのは」を統一標語として、ハイカー等の入山者、地域住民、小中学校生徒等を重点対象とした啓発活動、駅、市町村の庁舎、登山口等への警報旗の設置やポスター等の掲示、報道機

関等を通じた山火事予防思想の普及啓発、消防訓練の実施や研究会の開催、地域住民、森林所有者等による山火事予防組織と女性防火クラブ等民間防火組織が連携した予防活動等を通じ、林野火災の未然防止を訴えた。

(4) 車両火災予防運動

（令和3年3月1日～3月7日）

車両火災予防運動は、車両交通の関係者及び利用者の火災予防思想の高揚を図り、もって車両火災を予防し、安全な輸送を確保することを目的として、消防庁と国土交通省が共同し、春季全国火災予防運動と併せて実施している。

令和3年の車両火災予防運動では、車両カバーにおける防災製品の使用を推進し、放火火災防止対策を図るとともに、駅舎等の防火安全対策の徹底として、初期消火、通報及び避難などの消防訓練の実施及び設置されている消防用設備等の点検整備の推進を実施した。

(5) 消防記念日（3月7日）

昭和23年（1948年）3月7日に「消防組織法」が施行され、我が国の消防は、市町村消防を原則とする今日の「自治体消防」として誕生した。そして、同法が施行されて2周年を迎えた昭和25年（1950年）、広く消防関係職員及び住民の方々に「自らの地域を自らの手で火災その他の災害から守る」ということへの理解と認識を深めていただくため「消防記念日」が制定された。

消防記念日である3月7日は、例年春季全国火災予防運動（毎年3月1日～3月7日）の最終日となっており、全国の消防本部等において、消防訓練、記念式典や消防防災功労者に対する表彰など、様々な行事が行われている。

2. 危険物安全週間

危険物に係る火災及び流出事故の件数は近年高い水準で推移しており、それらの事故原因をみると、維持管理や操作確認が不十分であるなど人的要因によるものが多くなっている。

こうした事故を未然に防止するために、消防庁では、毎年6月の第2週を「危険物安全週間」とし、危険物の取扱いに対する安全意識の高揚及び啓発を図っている。令和3年度の危険物安全週間（6月

6日～12日)では「事故ゼロへ トライ重ねる ワンチーム」を推進標語として推進ポスターの作成を行い、各都道府県、関係団体等と協力して、全国的な広報・啓発運動を展開したほか、危険物の安全管理の推進や危険物の保安に功績のあった個人、団体及び事業所を表彰した。

また、各地域においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に留意しつつ、危険物関係事業所の従業員や消防職員を対象とした講演会や研修会が開催されたほか、消防機関による危険物施設を対象とした立入検査や自衛消防組織等と連携した火災等を想定した訓練が行われた。



危険物安全週間推進ポスター

住民等の自主防災活動

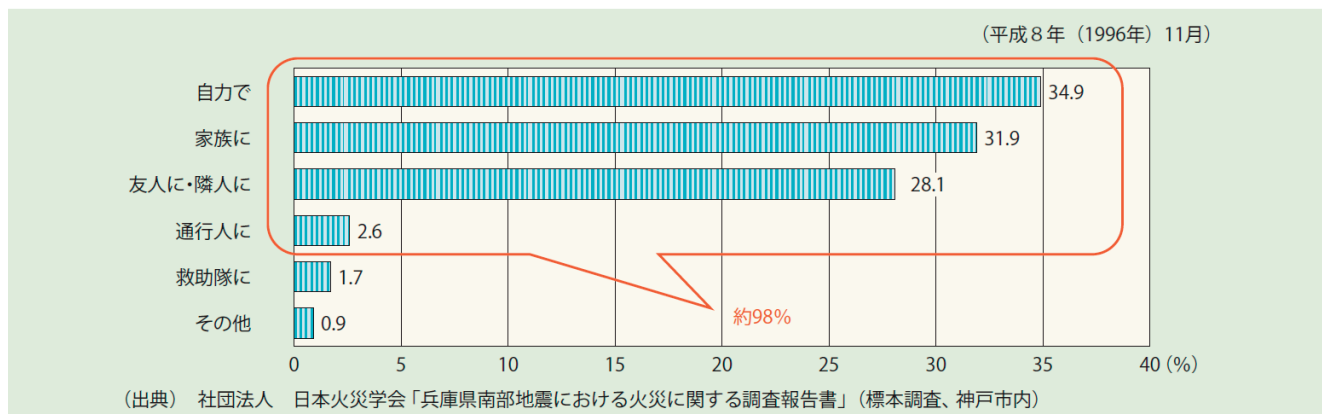
地域防災力の充実強化に当たっては、その中核となる消防団の充実強化だけでなく、地域住民一人一人が「自分たちの地域は自分たちで守る」という固い信念と連帯意識に基づき、コミュニティにおける自主的な防災活動を実施し、地域ぐるみの防災体制を確立することも重要である。

阪神・淡路大震災においては、地域住民が協力し合って、初期消火により延焼を防止した事例や、救助活動により人命を救った事例等が数多くみられた(第4-1図)。また、東日本大震災においても、地域における自主的な防災活動の重要性が改めて認識され、自主防災組織の結成の促進やその活動の活性化に向けた取組が各地で行われている。その後の大規模災害においても、自主防災組織が、地域住民の中心となってハザードマップの作成や避難訓練を実施するなど、日頃から地域防災力の向上に努めていた結果、地域住民の避難が適切に行われ、被害の軽減につながった事例もある。

自主防災活動が効果的かつ組織的に行われるためには、地域ごとに自主防災組織を整備し、平常時から、災害時の情報の収集伝達体制・警戒避難体制を確立し、防災用資機材の備蓄等を進めるとともに、大規模な災害を想定した防災訓練を積み重ねていくことが必要である。

また、地域の防火防災意識の高揚を図る上で、自主防災組織の育成とともに、女性防火クラブ、少年消防クラブ、幼年消防クラブ等の育成強化を図ることも重要である。

第4-1図 阪神・淡路大震災における生き埋めや閉じ込められた際の救助の状況



(1) 自主防災組織

自主防災組織は、地域住民の連帯意識に基づく自発的な防災組織であり、令和3年4月1日現在で、全国1,741市区町村のうち1,691市区町村で169,804の自主防災組織が設置され、自主防災組織による活動カバー率（全世帯数のうち、自主防災組織の活動範囲に含まれている地域の世帯数の割合）は増加傾向にある（第4-2図、資料4-1）。また、自主防災組織を育成するため、令和2年度には、1,005市区町村において資機材の購入費及び運営費等に対する補助が、187市区町村において資機材等の現物支給が、それぞれ行われている。これらに要した経費は令和2年度で合計39億9,387万円となっている。

なお、防災訓練においては住民の事故が起こらないように、細心の注意が払われているが、事故が起きてしまった場合には、公益財団法人日本消防協会の防火防災訓練災害補償等共済制度等を活用することが可能である。

(2) 女性防火クラブ

女性防火クラブは、家庭での火災の予防に関する知識の修得、地域全体の防火防災意識の高揚等を目的とした組織をいう。その数は令和3年4月1日現在で7,236団体であり、クラブ員の数は約108万人となっている。

また、女性防火クラブの相互交流や活動に関する

情報交換、研修等を通じて同クラブの充実強化につなげるため、令和3年4月1日現在で43道府県において、道府県単位の連絡協議会が設置されている。

東日本大震災においても、避難所での炊き出し支援や、被災地への義援金・支援物資の提供等の活動が行われた。また、平成28年熊本地震においても避難所での炊き出し等の支援が行われた。

(3) 少年消防クラブ

少年消防クラブは、10歳以上18歳以下の少年・少女が防火及び防災について学習するための組織をいう。その数は令和3年5月1日現在で4,285団体であり、クラブ員の数は約40万人となっている。

消防庁では、消防の実践的な活動を取り入れた訓練等を通じて他地域の少年消防クラブ員との親交を深めるとともに、消防団等から被災経験、災害教訓、災害への備え等について学ぶ「全国少年消防クラブ交流大会」を平成24年度から開催している。

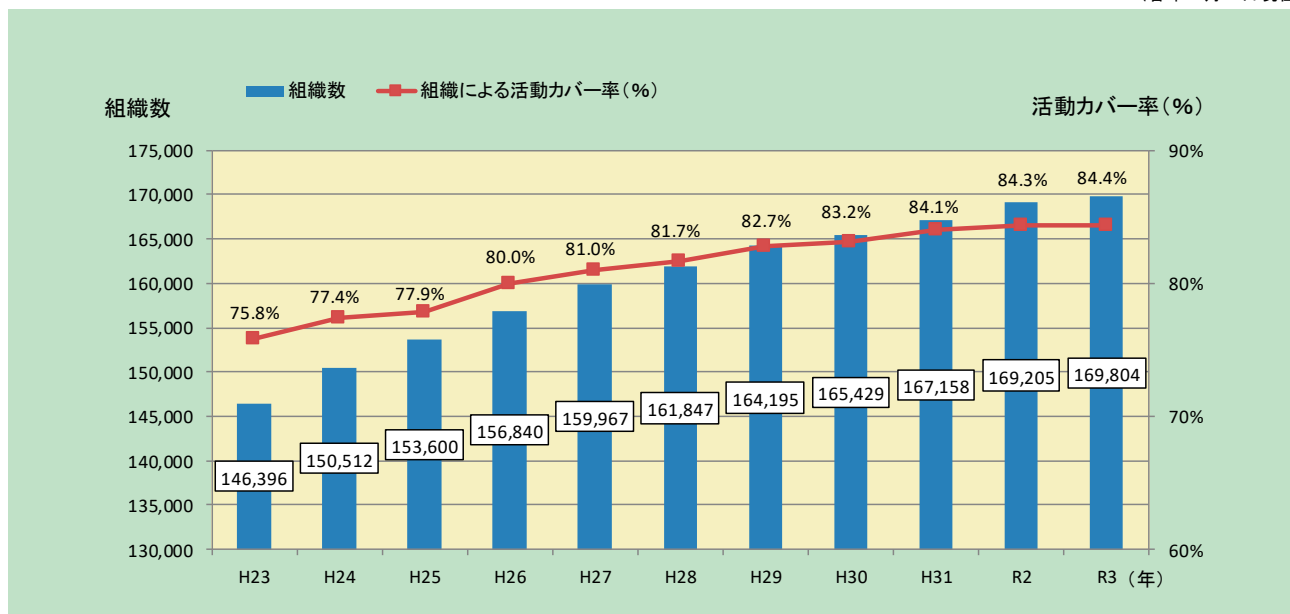
令和3年度は、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、中止することとした。

(4) 幼年消防クラブ

幼年消防クラブは、幼年期に、正しい火の取扱いについて学び、消防の仕事を理解することにより、火遊び等による火災発生の減少を図ろうとするための組織である。近い将来、少年・少女を中心とし

第4-2図 自主防災組織の推移

(各年4月1日現在)



(備考)「消防防災・震災対策現況調査」により作成

た防災活動に参加できる素地をつくるため、9歳以下の児童（主に幼稚園、保育園の園児等）を対象として編成され、消防機関等の指導の下に同クラブの育成が進められている。その数は令和3年5月1日現在で13,445団体であり、クラブ員の数は約109万人となっている。

（5）自主防災組織等の活動の活性化

自主防災組織等の活動の活性化が地域防災力の更なる充実強化に当たり重要であるとの認識から、消防庁では令和2年度から、消防団又は自主防災組織が地域の防災組織等と連携して行う事業に対する支援や、自主防災組織のリーダー育成支援、自主防災組織同士の地域単位、市町村単位又は都道府県単位の連絡協議会の設立の取組を支援する事業を実施している。

（6）防災知識の普及啓発

地域防災力の充実強化に当たっては、地域住民一人一人が防災の担い手として防災知識を持つことも重要である。消防庁では、インターネットを活用していつでも、誰でも、無料で防災の知識や災害時の危機管理について学習できる「防災・危機管理e-カレッジ」を消防庁ホームページにおいて運用している。このほか、SNS等の広報媒体を通じ、防災知識の普及啓発を行っている。

また、消防庁では、東日本大震災の経験を踏まえ、被災地で活躍した市町村職員、消防団員、女性防火クラブ員、自主防災組織の構成員等の方々を語り部として、希望する全国の市町村に派遣し、講演等を行う「災害伝承10年プロジェクト」を平成25年度から毎年実施している。

第 5 章

国際的課題への対応

国際的課題への対応

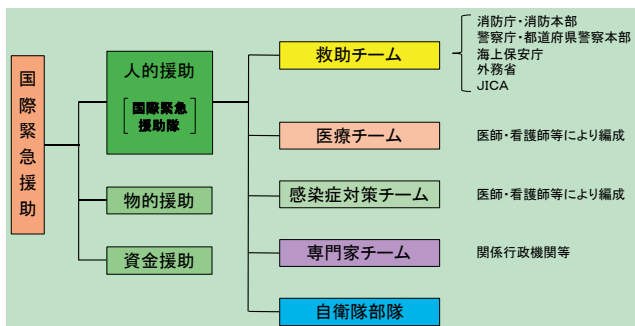
国際緊急援助

1. 国際消防救助隊の派遣体制

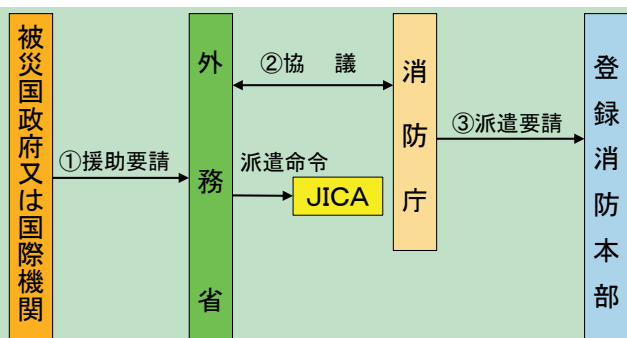
国際消防救助隊は、国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づく国際緊急援助隊の救助チーム等の一員として派遣され、我が国の消防が培ってきた高度な救助技術と能力を海外の被災地で発揮し、国際緊急援助に貢献している。

同法に基づき、海外における大規模災害発生時に、被災国政府等からの要請に応じて我が国が実施する国際緊急援助の概要と救助チーム等の派遣（要請）までの流れは、第5-1図及び第5-2図のとおりである。

第5-1図 国際緊急援助の概要



第5-2図 派遣（要請）の流れ



2. 教育訓練

消防庁では、あらかじめ登録された国際消防救助隊員に対して、海外被災地での活動に必要とされる知識及び技術の共有並びに登録消防本部間や関係機関との連携強化を図るため、「国際消防救助隊の連携訓練」を実施しており、令和3年度は、千葉市消防局、浜松市消防局で開催する予定である。

また、派遣時に国際的なルールに準拠した活動を実施するための知識、技術を共有することを目的として、登録消防本部において指導的な立場にある国際消防救助隊員を対象に「国際消防救助隊セミナー」を実施している。

さらに、国際消防救助隊に長年携わった者などを指導員として選出し、各種訓練での指導体制を整えるとともに、指導員間で指導方法等を共有する場として、「国際消防救助隊指導員会議」を開催している（第5-1表）。

なお、日本の国際緊急援助隊救助チームは、救助活動に関する国際的な能力評価（IEC^{*1}）及び更新評価（IER^{*2}）において、最高分類である「Heavy（ヘビー）」の評価を受けている。

第5-1表 訓練実施場所及び実施期間

| | | (令和3年度中) |
|--------------|--|----------|
| 国際消防救助隊の連携訓練 | | 参加隊員数 |
| 千葉市消防局 | 令和3年12月7日から9日(予定) | 50人(予定) |
| | 千葉市消防総合センター | |
| 浜松市消防局 | 令和4年1月18日から20日(予定) | 54人(予定) |
| | 浜松市消防局、旧浜松市立南庄内小学校 | |
| 国際消防救助隊セミナー | 令和4年2月16日から18日(予定) 全国市町村国際文化研修所(滋賀県大津市) | 88人(予定) |
| 国際消防救助隊指導員会議 | 令和3年6月23日 Web会議により実施 | 28人 |

*1 IEC：INSARAG（国際捜索・救助諮問グループ）による救助チームの評価制度で、Light（ライト）・Medium（ミディアム）・Heavy（ヘビー）といった分類がなされる。被災地において海外からの救助チームの活動現場等を能力に応じ効率的に調整するための指標となる。
*2 IER：INSARAG 外部再評価。INSARAG では、IEC の評価有効期間を5年と定めており、評価を更新するためには再受検する必要がある。

3. 派遣実績

国際消防救助隊の海外災害派遣は、国際緊急援助隊の派遣に関する法律施行前の2回を含めこれまでに21回の実績がある（資料5-1）。



トラルパンでの捜索救助活動
メキシコ地震災害（平成29年9月派遣）
（JICA提供）



花蓮県での捜索救助活動を支援
台湾東部地震災害（平成30年2月派遣）
（JICA提供）

国際協力・国際交流

1. 国際消防防災フォーラムの開催

近年アジア諸国では、経済発展・都市化が進む中、これまで以上に高度な消防防災体制の構築が必要とされている。このため、人命救助、消火及び火災予防の技術や制度に関しても、これらの国々からの我が国の国際協力への期待は大きい。

このことを踏まえ、消防庁では主にアジア圏内の国において、「国際消防防災フォーラム」を開催し

ており、我が国の消防防災制度、技術等を広く紹介し、開催国の消防防災能力の向上に貢献している。フォーラムは、開催国で広く消防防災関係者を集めて開催され、その内容は開催国の状況を勘案して決められる。



国際消防防災フォーラム
（令和元年度タイ）

また、フォーラムを我が国の消防防災インフラシステムの海外展開を推進する場としても活用すべく、会場では、消防防災製品を扱う日本企業が、プレゼンテーションや展示によって開催国の消防防災関係者に対して自社製品のPRを行っている。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、オンライン形式により開催する予定である。



展示ブースにおける日本企業の自社製品PR
（令和元年度タイ）

2. 開発途上国からの研修員受入れ等

(1) 課題別研修・国別研修の実施

消防庁では、JICAと連携し、開発途上国の消防防災機関職員を対象に「救急救助技術」研修及び「消防・防災」研修（平成25年度までは「消火技術」

研修として実施)の2コースの課題別研修を、消防本部の協力の下で実施している。

現在、「救急救助技術」研修は大阪市消防局、「消防・防災」研修は北九州市消防局において技術指導を実施しており、これまでに、それぞれ291人、283人の研修員が教育訓練を受けている。

それぞれの研修では、規律訓練、訓練礼式等の基礎訓練から、実災害を想定した消火訓練や救助訓練まで幅広い分野の訓練を約2か月間、実施している。

各コースの研修員は、研修を通じて身に付けた我が国の消防防災に関する知識や技術を自国の消防防災能力の向上のために活用している。

また、消防庁では、課題別研修のほか、開発途上国の個別の要請に基づき国別研修も実施している。

(2) 諸外国への情報提供等

消防庁では、このような研修のほかにも各国大使館、JICA、外務省等の協力依頼に基づき、諸外国からの消防防災、危機管理分野等の関係者の訪問を受け入れ、それぞれの要望に応じた情報提供、関連施設の視察等を実施している。

3. 技術協力等

消防分野の国際協力は、消防本部において独自に実施されているものもあり、開発途上国において救助技術や防火管理に関する技術指導等を行ったり、外国の消防隊員を受け入れて研修を提供している消防本部もある。

加えて、消防本部や消防団の中には、開発途上国の消防機関からの要請に応じて、不用となった消防車両等の一部を無償で寄贈しているところもあり、令和2年度は18の国へ81台が寄贈されている。

4. 国際交流

消防庁では、平成14年の日韓共同開催によるサッカーワールドカップ大会、「日韓国民交流年」を契機として、「日韓消防行政セミナー」を開催している。これは、両国の消防防災の課題等について情報共有、意見交換等を積極的に行うことにより、日韓消防の交流、連携及び協力の推進を図ることを

目的としており、両国で相互に開催することとしている。

基準・認証制度の国際化への対応

1. 消防用機械器具等の国際規格の現況

人、物、情報等の国際交流を進めていくには、国又は地域により異なる技術規格を統一していく必要がある。このため、ISO(国際標準化機構)等の国際標準化機関では、国際交流の促進を技術面から支える国際規格の策定を行っている。

消防用機械器具等の分野については、ISO/TC21*³において国際規格の策定作業が行われており、我が国としても積極的に活動に参加している。

なお、ISO/TC21の活動により、令和3年3月31日現在、90の国際規格が定められているほか、ISO/TC94/SC14*⁴においても28の国際規格が定められている。

2. 規格の国際化への対応

WTO(世界貿易機関)等における非関税障壁低減に関する包括的な取組の中で、WTO加盟国は原則として、WTO/TBT協定(貿易の技術的障害に関する協定)を踏まえ、国際規格に基づいた規制をすることとされている。

今後も、ISO規格を通して技術の交流を円滑にし、消防器具の技術発展を促すために、各国との連携を図りつつ、引き続きISO規格の策定に参画していくことが必要である。

日本の規格に適合する消防用機器等の海外展開

日本で製造・販売される消防用機器等は、消防庁が策定する規格・基準に基づき、第三者機関による厳格な検定等の認証を得ることで、性能の確保やその確実な作動の担保がなされていることに加え、長期の耐用年数といった優れた品質が保たれている。経済発展を遂げている東南アジア諸国等において

*3 ISO/TC21: TC (Technical Committee) とは ISO の専門委員会を示す。TC21 は消防器具の専門委員会であり、消火器や感知器等の国際規格について審議している。

*4 ISO/TC94/SC14: TC94 は個人用安全防護衣及び保護具の専門委員会であり、SC14 はその分科会として消防隊員用個人防護装備の国際規格について審議している。

日本の消防用機器等を普及させるためには、日本製品の品質・信頼性の高さだけでなく、日本の規格と認証制度を一体で導入することにより火災件数や火災による死傷者の大幅な削減が可能となることを理解してもらうことが必要である。その結果として、日本市場向けの消防用機器等をそのまま輸出することによりコストを抑制する効果が期待でき、日本の消防用機器等の競争力強化にも繋がるものと考えられる。

1. 日本の消防用機器等の品質、規格・認証制度の発信

消防庁では、消防法や消防用機器等の認証等、制度に係る事項のほか、検定対象機械器具等や、自主表示対象機械器具等を含む19品目の規格・基準の英訳を、消防庁ホームページ上で公開している。

また、国際会議や各国の消防防災展などのイベント、政府間協議等の場で日本の消防用機器等の優位性をPRするためのリーフレット等や、機器ごとの特徴を詳細に示した資料を、業界団体等と共同で作成し、配布している。

2. 国内の連携体制・日本企業へのサポート

(1) 日本貿易振興機構（JETRO）と連携したセミナーの開催

消防庁では、「消防用機器等海外展開セミナー」の開催等を行い、海外展開に関心を持つ国内企業に対して、東南アジア諸国の経済概況や日本企業の海外展開の実例などの情報を提供するとともに、海外展開に際して支援を必要としている企業に対して、JETROが実施している海外展開支援サービス等の具体的な支援事業の紹介を行っている。令和元年度及び令和2年度の「消防用機器等海外展開セミナー」は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ書面開催とし、消防庁の取組、ベトナムにおける消防用機器等を巡る現状、ASEAN諸国の一般経済概況、海外展開支援サービスの実例等の紹介を行った。

(2) 個別の消防用機器等が日本規格に適合する旨の英訳の証明書の発出

日本の消防用機器等を輸出する際に日本規格に適合する旨の英訳の証明書を要求されるケースが

あるという意見を踏まえ、日本企業の要望に応じて、個々の消防用機器等の日本規格への適合性について、消防庁又は日本消防検定協会から英訳の証明書を発出している。

3. 個別の国に対する日本の消防用機器等の品質、規格・認証制度の浸透への取組

政府において、個別の国の消防・防災関係者に対し、日本の消防用機器等の品質、規格・認証制度を紹介し、日本規格の浸透に向けて取り組み始めている。

特に、日本の消防用機器等に関する規格・認証制度に高い関心を示しているベトナムとは、平成30年10月8日に「日本国総務省とベトナム社会主義共和国公安省との消防分野における協力覚書」を締結し、当該覚書に基づき、予防政策や消防用機器等の基準等についての意見交換や、日本の消防・防災機器関連企業による製品のプレゼンテーション等を行うことで、日本の消防用機器等の品質の高さをPRしてきた。また、ベトナムにおいて消防用機器等の規格・基準及び認証制度の開発に係る研修プログラムを実施するため、消防庁とベトナム公安省で調整を行っているところである。

引き続き、ベトナムをはじめ幅広く東南アジア諸国等に対し働き掛けていくことで、日本の規格に適合する消防用機器等の海外展開を推進していくこととしている。

地球環境の保全（ハロン消火剤等の放出抑制等）

1. ハロン消火剤等の放出抑制について

ハロンはオゾン層を破壊する物質であることから、オゾン層の保護のためのウィーン条約に基づき、モントリオール議定書において、生産等が全廃されることとされた。

しかしながら、ハロン消火剤^{*5}（ハロン2402、1211及び1301）は、消火性能に優れた安全な消火剤として、建築物、危険物施設、船舶、航空機等に設置される消火設備・機器等に幅広く用いられている（令和3年3月現在、約1万7,000トン）。

このため、消防庁では、ハロン消火剤の放出抑制

*5 ハロン消火剤：ハロゲン化物消火剤のうち、フロン的一种で臭素を含有する物質を消火剤とするもの

等に関する取組を推進しており、これを受けて、特定非営利活動法人消防環境ネットワーク*6を中心とした、一般社団法人日本消火装置工業会や消防機関等の国内関係者の継続的な取組により、世界でも例のない厳格な管理体制が整備されている。

一方、ハロン消火剤の代替となる消火剤を用いた消火設備や、不活性ガスである窒素、IG-55（窒素とアルゴンの混合物）及びIG-541（窒素とアルゴンと二酸化炭素の混合物）を用いた消火設備も設置が認められた。

ハロン消火剤の代替となる消火剤のうちHFC（ハイドロフルオロカーボン）については、「地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）」において、温室効果ガスとして排出抑制・削減の対象となっているため、消防庁では回収・再利用等により排出抑制に努めるよう要請している。

今後も、国際会議等における地球環境保護の動向等に留意しながら、引き続きハロン消火剤等を適切な管理の下に使用していくとともに、建築物等の防火安全性を確保しつつ、回収・リサイクルを推進することにより、不要な放出を抑えていく必要がある。

2. PFOS を含有する泡消火薬剤の排出抑制について

泡消火設備は、駐車場や危険物施設等において用いられている消火設備である。しかしながら、一部の泡消火薬剤に用いられている有機フッ素化合物の一種であるペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS*7）又はその塩（以下「PFOS等」という。）が、難分解性、生物蓄積性、毒性及び長距離移動性を有する残留性有機汚染物質から人の健康及び環境を保護することを目的とした残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約において、製造及び使用等を制限する物質として追加された。

これを受け、我が国においても、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令等が改正され、その製造、輸入等が原則として禁止されるとともに、業として泡消火薬剤等を取り扱う際には、厳格な管理や保管容器への表示等の義務が課されることとなった。

また、令和元年5月には、一部の泡消火薬剤に用いられている有機フッ素化合物の一種であるペルフルオロオクタン酸（PFOA*7）又はその塩及びPFOA関連物質も、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約において製造及び使用等の廃絶に向けた取組を行う物質として追加することが決定された。このことから、我が国においても、PFOA又はその塩について、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令等が改正されたところである。

さらに、PFOS等含有泡消火薬剤は10年前に製造が停止されており、経年劣化が危惧されることから、消防庁ではPFOS等含有泡消火薬剤を保有する消防機関に対して、令和4年度末までに全て廃棄する更新計画の策定を依頼し、その更新に要する経費については令和2年度から令和4年度まで特別交付税措置を講ずることとしている。

消防庁としては、関係省庁やメーカー団体等と連携し、上記法令の周知徹底を図るとともに、令和3年5月に泡消火設備の点検基準を改正し、泡放射によらない方法により点検を実施することを認める等の排出抑制を推進するための対策を講じた。また、このような状況を踏まえ、駐車場等において設置を義務付けている特殊消火設備の技術基準について検討する等の対応を行っている。

*6 特定非営利活動法人消防環境ネットワーク：ハロン消火剤の回収・リサイクルのため、ハロン消火剤を使用するガス系消火設備等のデータベースを作成・管理する団体であり、平成18年1月に業務を開始した。「ハロンバンク推進協議会」（平成5年7月設立）の業務を継承している。

*7 PFOS、PFOA：Perfluorooctane sulfonic acid・Perfluorooctanoic acidの略称である。ストックホルム条約において、難分解性、生物蓄積性、毒性及び長距離移動性を有する残留性有機汚染物質として、規制対象に指定された。

第 6 章

消防防災の科学技術の 研究・開発

消防防災の科学技術の研究・開発

研究・開発の推進

消防庁では、安心・安全な社会の実現に向けて、実用化を目的とした研究開発を一層推進することにより、その成果が消防防災分野における社会システムの高度化に大きく貢献することを基本方針とし、我が国唯一の消防防災に関する国立研究機関である消防研究センターを中心に関係者の一層の連携を図っている。

1. 消防庁における重点研究開発目標

消防庁では、政府戦略等を踏まえ、先端 ICT に加え、総合的な発想による新たな装備・資機材の開発・改良や消防法令上の技術基準等の確立に資する重点研究開発目標について、成果達成に向けた研究開発を推進することとしている（資料 6-1）。

2. 消防研究センター

消防庁における消防の科学技術の研究・開発は、消防研究センターを中心として実施しており、消防行政及び消防職団員の活動を科学技術の面から支えることを目的とした研究・開発を行っている。

3. 消防防災科学技術研究推進制度

消防防災に関する課題解決のため、産学官の研究機関等を対象とした革新的かつ実用的な技術の育成・利活用を目的として、「消防防災科学技術研究推進制度」（競争的資金）において、提案公募の形式により、研究内容に高い意義が認められる提案者に対して研究を委託している。本制度では、火災等災害時において消防防災活動を行う消防本部等のニーズ等が反映された研究開発課題や、「科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）等の政府方針に示された目標達成に資する研

究開発課題に重点を置き、消防本部が参画した産学官連携による研究開発を推進している。

4. 消防機関における研究開発

消防防災の科学技術に関する研究開発については、消防機関の研究開発部門等においても、消防防災活動や防火安全対策等を実施する上で生じた課題の解決や火災原因の調査に係る調査・分析等を積極的に実施している。

5. 研究・開発の担い手の育成

消防防災活動を支える研究開発・実用化を推進することを目的として、消防防災分野のロボット競技会を共催・後援するなど、若い世代の技術向上の促進を図っている。

消防研究センターにおける研究開発等

消防研究センターでは、消防防災の科学技術に関する様々な研究開発のほか、消防法の規定に基づく消防庁長官による火災原因調査及び危険物流出等の事故原因調査を行っている。

また、これらの研究開発及び調査により蓄積してきた知見を活用して、消防本部に対する技術的助言や緊急時の消防活動支援にも積極的に取り組んでいる。

1. 消防防災に関する研究

消防研究センターでは、コンビナート施設での災害や、南海トラフ地震等の大規模地震、大津波といった大規模災害に備えるとともに、火災や危険物の事故の防止、消防活動時の安全確保のため、令和2年度において、以下に掲げる8つの課題について研究開発を行った。（第6-1表）。

第6-1表 消防研究センターにおける研究開発課題

| |
|--|
| (1) エネルギー・産業基盤災害対応のための消防ロボットの研究開発 (H26～R2) |
| 大規模地震発生時の石油コンビナートにおける特殊な災害では、災害現場に近づけない等の課題があるため、G 空間×ICT を活用して安全な場所からの情報収集、放水等が可能な消防ロボットを研究開発し、消防本部へ実戦配備する。 |
| (2) 火災延焼シミュレーションの高度化に関する研究開発 (H30～R2) |
| 糸魚川市で発生したような大規模火災は、全国の木造密集地域のどこでも発生する危険性がある。市街地火災に対する効果的な予防と消防活動を行うために、火災延焼シミュレーションを中心とした市街地火災対策に関する研究開発を行う。 ア 大規模地震災害等の同時多発火災対応に関する研究 イ 広域火災における火災旋風・飛火による被害の防止に向けた研究 |
| (3) 災害時の消防力・消防活動能力向上に係る研究開発 (H28～R2) |
| 南海トラフ巨大地震、首都直下地震の発生に備え、災害時の消防活動能力を向上させるための技術を研究開発する。 ア 高齢化、過疎化、災害を踏まえたモデル救急体制に関する研究一次世代救急車の研究開発 イ 安全で迅速に土砂災害現場で救助活動をするための研究 |
| (4) 危険物施設の安全性向上に関する研究開発 (H28～R2) |
| 産業・エネルギー施設の強靱化のため、石油タンクの地震被害予測、石油タンク火災の泡消火技術、貯蔵化学物質の火災危険性評価の研究開発を行う。 ア 石油タンクの入力地震動と地震被害予測の高精度化のための研究 イ 泡消火技術の高度化に関する研究 ウ 化学物質の火災危険性を適正に把握するための研究 |
| (5) 火災予防と火災による被害の軽減に係る研究開発 (H28～R2) |
| 有効な火災予防対策が行えるよう、火災原因調査能力の向上に関する研究開発を行うとともに、建物からの効果的な避難に関する研究開発を行う。 ア 火災原因調査の能力向上に資する研究 イ 火災時における自力避難困難者の安全確保に関する研究 |
| (6) 地下タンクの健全性診断に係る研究開発 (R1～R7) |
| 防食ライニングが施工された危険物の地下タンクの経年劣化について、タンクが将来継続して使用可能か否か(健全性)を適切に判断するため、ライニング鋼板の腐食劣化の定量的評価及び各種分析を行い、地下タンクの健全性診断手法を研究開発する。 |
| (7) 消防職員の消火活動時における殉職・受傷事故を防止するための研究開発 (R2～R7) |
| 消火活動時における殉職・受傷事故の防止を目的として、火災シミュレーションを活用した火災進展の予測能力の向上に資する技術、および、火災現場環境を可視化する技術を研究開発する。 |
| (8) 火山噴火にともなう降灰が消防活動や危険物施設に与える影響評価 (R2) |
| 富士山噴火による首都圏への降灰を想定し、消火や救急搬送、石油コンビナート施設に与える影響を、降灰量予測に基づいたシミュレーションや実験により評価する。 |

(1) 消防ロボットシステム (スクラムフォース)

の研究開発

ア 背景・目的

石油コンビナートにおいて大規模な爆発や火災が発生した場合、消防隊員が現場に接近して活動す

ることは難しい。そこで消防庁では、このような災害が発生した場合に、ロボットが自ら判断し、自動的に行動する技術により安全な場所からロボットを稼働させることができ、複数のロボットが相互に

協調連携し、さらに、高い放射熱^{*1}に耐えられる性能を備えた「消防ロボットシステム」の研究開発を行った。

イ 令和2年度までの7年間の主な研究開発成果

(ア) 研究開発した消防ロボットシステムの概要

消防ロボットシステムは飛行型偵察・監視ロボット（スカイ・アイ）、走行型偵察・監視ロボット（ランド・アイ）、放水砲ロボット（ウォーター・キャノン）、ホース延長^{*2}ロボット（タフ・リーラー）、指令システム及び搬送車輛で構成され、「スクラムフォース」と命名された（第6-1図、第6-2図）。

(イ) 配備と改良、複数仕様の策定

完成した消防ロボットシステムを市原市消防局に配備し、消防本部の配備・運用における実用性の向上を図るため、現場目線の意見聴取を行った。その結果、隊員の要望に応じた指令システム操作画面の配置変更、エラー発生時の詳細な修正や復旧方法を提示する等の改良を実施し、より容易に操作の訓

練を実施するために、指令システムのシミュレータ、飛行型偵察・監視ロボットの操縦シミュレータを開発整備した。また、研究開発開始後に実用化された新技術の有効性を検討し、準天頂衛星システム^{*3}「みちびき」の技術を導入した。さらに、首都直下型地震への対応を見据え、東京湾岸地域の大規模石油コンビナートのロボットの自動走行用地図を作成し、稼働に必要となる構内地図・施設諸元情報を組み入れた。

研究開発した消防ロボットシステムは、国内で発生が想定される最大の火災に対応できる機能を備えているが、各消防本部の状況により、必要とされる機能が異なるため、①研究開発した消防ロボットシステムと同レベルのシステム、②研究開発した消防ロボットシステムのうち放水砲ロボット及びホース延長ロボットのみの構成としたシステム、③遠隔操縦による走行とした放水砲ロボット及びホース延長ロボットのみのシステムの3種類の仕様をとりまとめた。

第6-1図 消防ロボットシステム「スクラムフォース」



第6-2図 放水砲ロボットの放水



- *1 放射熱：火炎から電磁波として放射されるエネルギー。大規模火災では熱の大部分が放射熱となる。ここでは、大規模な火災を想定しているため、放射熱に対する対策が必要になる。
- *2 ホース延長：消防では移動しながらホースを敷設することを「ホース延長」と言う。
- *3 準天頂衛星システム：都市部では建築物が、山間部では山がGPS衛星からの電波を遮蔽し、電波を受信できないことがあるが、真上に衛星があると電波の受信が可能となる。常に日本の真上付近に衛星があるように整備された衛星測位システムが準天頂衛星システム「みちびき」であり、平成30年11月から本格運用されている。また、電子基準点等のデータを活用し、高精度な測位を可能とする補強サービスの提供を行っている。

(2) 火災延焼シミュレーションの高度化に関する研究開発

平成 28 年 12 月糸魚川市大規模火災の教訓を踏まえると、全国の木造密集地域のどこでも市街地火災が発生する危険性があり、それに対する効果的な予防と消防活動を行う必要があることから、広域火災における火災旋風・飛火による被害の防止に向けた研究、火災延焼シミュレーションの研究開発など、市街地火災対策に関する研究開発を行っている。

ア 大規模地震災害時等の同時多発火災対応に関する研究

(ア) 背景・目的

南海トラフ地震や首都直下地震の事前の被害想定や地震発生時の活動計画策定に資するため、消防用大規模市街地火災延焼シミュレーションの改良に関する研究を行っている。現状のシミュレーションでは、火災の拡大に影響を与える土地の傾斜が考慮されておらず、傾斜地を多く有する地域では精度が低いため、これを解決するための改良を行っている。

(イ) 令和 2 年度までの 5 年間の主な研究開発成果

- a 「地域の詳細な火災リスク評価が可能なシミュレーションモデルの構築に関する研究」では、従来の消防研究センターの市街地火災延焼シミュレーションモデルに土地の高低差の要素を取り入れるための検討を行った。また、消防水利の表示機能の改良など、シミュレーションソフトウェアの機能向上を行った。さらに、日本全国の統一的なデータを作成することができるよう、緯度・経度を計算に用いるようソフトウェアを改修した。

そのほか、Web 版市街地火災延焼シミュレーションシステムを新規に開発し、国土地理院がインターネット上に公開している電子地図を背景に表示することで地形や町並みを視覚的に把握できるようにすることにより、消防防災関係者自らが実火災に近い想定を行うことができるように改良した (第 6-3 図)

第 6-3 図 Web 版市街地火災延焼シミュレーションシステムの計算結果例



上：陰影起伏図を背景地図に利用した場合

下：オルソ画像を背景地図に利用した場合

- b 「広域の延焼被害予測を高速で実行可能なシミュレーションモデルの構築に関する研究」では、大規模地震の被害想定分野でよく用いられている延焼クラスタ^{*4}方式の考え方を広域版地震被害想定システムに適応させた高速な計算手法について検討した。また、従来の延焼クラスタ方式では、例えば 2 棟の建物がある状況で風上の建物から風下の建物へは延焼するものの風下の建物から風上の建物へは延焼しないなど延焼の方向性を考慮していなかったため、延焼の方向性を考慮して延焼被害を推定する手法とその手法を広域版地震被害想定システムに適応させた高速な計算手法について検討を行った。
- c 従来から開発してきた市街地火災延焼シミュレーションプログラムについては、糸魚川市大規模火災を踏まえた今後の消防の在り方に関する検討会の報告書を踏まえ、消防研究センターホームページにおいて消防本部及び消防団を対象として公開し、問合せのあった消防本部等 100 機関に対してシミュレーションプログラム及び計算

*4 延焼クラスタ：火災が発生した時、相互に延焼すると考えられる建物群のことである。延焼クラスタ方式の被害想定では、ある延焼クラスタ内の少なくとも 1 棟から火災が発生すると、その延焼クラスタに含まれる全ての建物が焼失するものとして計算が行われる。

に用いる都市データの提供を行った(令和3年3月時点)。

イ 広域火災における火災旋風・飛火による被害の防止に向けた研究

(ア) 背景・目的

南海トラフ地震や首都直下地震では大規模火災の発生が危惧されているが、火災時の被害を格段に大きくする火災旋風・飛火には未解明な点が多い。大規模火災時の被害想定や消防活動計画の策定に資するため、これらの現象を解明するための研究を行った。また、火災旋風・飛火の出現を左右する火災周辺気流の速度場の計測精度向上に関する研究も行った。この計測精度を向上させることで、上空からの被害状況把握等の火災現場での効率的な消防活動の支援にも寄与できると考えている。

(イ) 令和2年度までの5年間の主な研究開発成果

a 「火災旋風の発生メカニズムと発生条件に関する研究」では、有風下で火災域周辺に発生する「火炎を含まない火災旋風」についての風洞実験を行い、火災旋風の渦の強さやサイズが、風速、火源の発熱速度及び風に対する火源の向きを条件を変えた時にどのように変化するかを調べた。細長いバーナー火源の長辺を風に直交する方向に配置した場合(直交配置)と、平行に配置した場合(平行配置)について実験した結果、直径が大きくかつ強い渦が発生するのは、直交配置の状況で風速が小さく発熱速度が大きい場合であることが分かった。また、直交配置の場合は、風速が減少するほど渦が強くなる傾向があるが、平行配置の場合は逆の傾向であることが分かった。

実験のほかにも、糸魚川市大規模火災の延焼の調査・分析では、風で傾いた火災上昇気流内の渦が起こす風が、市街地の延焼速度や飛火の位置に影響を与えた可能性があることを明らかにした。

b 「飛火現象における火の粉の着火性に関する研究」では、糸魚川市大規模火災の災害調査、火の粉発生装置を用いた火の粉による着火実験、予備注水による火の粉からの防御に関する実験を行った。

糸魚川市大規模火災で採取した火の粉の解析結果から質量0.1g以下の小さな火の粉が60%以上を占めており、主な着火場所は屋根であると言われている。

そこで日本瓦屋根を対象とした火の粉発生装置を用いた着火実験を行ったところ、小さな火の粉が瓦の下に潜り込む現象や栈木(さんぎ)の焦げが確認された。このように火の粉が潜り込むことによって、屋根の栈木・野地板等から着火する可能性があることを確認した。



日本瓦の下から炎が見える様子(風速9m/s)

さらに前述の着火実験中に瓦屋根上方向から予備注水を行った場合の効果を観察したところ、瓦の上に均一に予備注水をするすると注水後短時間は屋根の下に潜り込む火の粉の数が減少する様子が見られた。

c 「火災周辺気流の速度場の計測精度向上に関する研究」では、画像解析技術を用いて火炎周辺の気流を可視化し、その速度場算出精度を高精度化するための技術の研究開発を行った。可視画像と熱画像から2次元平面内の気流の速度場を算出する手法、画像解析の結果と超音波風速計での計測値を組み合わせることで計測精度をさらに向上させる手法を開発し、実験室での既存の技術との比較による算出精度の検証や野焼き観測における野外での計測実験を実施し、開発手法の性能や特徴を整理した。

(3) 災害時の消防力・消防活動能力向上に係る研究開発

南海トラフ地震・首都直下地震や台風・ゲリラ豪雨等の災害時における、大規模延焼火災や土砂崩れ等への効果的な消防活動を行うため、以下の研究テーマを設け、研究開発を行っている。

ア 高齢化、過疎化、災害を踏まえたモデル救急体制に関する研究—次世代救急車の研究開発

ビッグデータ、G空間情報等の最新技術を救急車や指令運用システムに活用し、現場到着所要時間・

病院収容所要時間の延伸防止や救急車の交通事故防止を図る研究開発を行っている。

(ア) 救急車運用最適化

a 背景・目的

近年、救急車の現場到着所要時間・病院収容所要時間が延伸している。この延伸防止のため、救急車の需要分析、傷病者情報分析等により、救急車の運用体制を最適化するプログラムの開発を行っている。また、ITS (Intelligent Transport Systems : 高度道路交通システム) の技術を用いて、走行時間短縮の技術開発を行った。

b 令和2年度までの5年間の主な研究開発成果

救急車運用体制の最適化では、季節・曜日・時間帯等により変化する救急需要を予測し、この救急需要予測に対して救急車が手薄で現場到着所要時間が遅くなると予測する地域に事前に救急車を移動配置させる手法の研究を行った(第6-4図)。また、この手法の現場到着所要時間の短縮効果を明らかにするため、名古屋市消防局において実際に救急隊を移動配置させる検証実験(第6-5図)を実施し、名古屋市消防局全体の平均現場到着所要時間が短縮する効果があることが明らかになった。

第6-4図 運用最適化プログラムの画面例

赤丸：出場中の救急車、青丸：待機中の救急車
救急車が手薄な画面中央へ①の救急車を移動配置



第6-5図 移動配置中の救急車(実証実験時)



走行時間の短縮に関しては、救急車の接近を周辺車両に知らせる ITS Connect 技術*5の活用が、救急車の走行時間短縮に効果があることを平成30年度に示し、令和2年度から救急車にこの技術の実装が開始された。

(イ) 乗員の安全防護等

a 背景・目的

救急車の交通事故が例年発生しており、これを効果的に防ぐ手立てが必要である。そこで「(ア) 救急車運用最適化」で示した救急車用の ITS Connect 技術の一部となる事故防止技術(右折時注意喚起、赤信号注意喚起)の研究開発を行っている。

また、地震や津波によるがれきにより消防車両のタイヤがパンクし、消防活動に支障があることが想定される。そこで、小型トラック用(主に救急車や指揮車用)のパンク対応タイヤの研究開発を行い、研究成果を災害現場対応の消防車両に活用する予定である。

b 令和2年度までの5年間の主な研究開発成果

救急車用の ITS Connect 技術を用いた事故防止技術の研究は平成30年度に終了しており、令和2年度から救急車に実装されている。

パンク対応タイヤの試作品(第6-6図)を製作し、令和2年3月より消防本部の17台(救急車、指揮車)において耐久性を検証する実証実験を開始した。走行には影響しないがタイヤの一部のブロックが欠ける現象が発生したため、改良を行った試作品で実証実験を継続して実施中(令和3年1月～令和4年中)である。

*5 ITS Connect 技術：見通しが悪い交差点等において、車両同士や道路に設置された路側インフラ設備との無線通信によって得られる情報をドライバーに知らせることで、運転の支援につなげるシステム(出典：ITS CONNECT 推進協議会ホームページ)

第 6-6 図 パンク対応タイヤ



イ 安全で迅速に土砂災害現場で救助活動をするための研究

(ア) 背景・目的

土砂災害の救助活動を安全かつ迅速に行うため、ドローン等による上空からの画像情報の活用方法及び安全ながれきの取除き手法を研究している。

(イ) 令和2年度までの5年間の主な研究開発成果

土砂災害現場でのドローンによる画像の取得から活動への利用に至る処理の流れと考え方について整理した。令和3年7月3日に発生した熱海市における土石流災害現場に適用した例を第 6-7 図に示す。

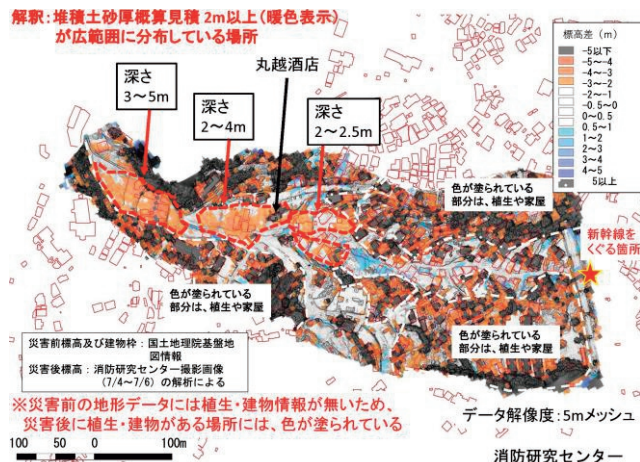
また、様々な形状に岩を積み上げ、位置によってそれぞれの岩の振動の特徴がどのように違うか調べた。ほかの岩を支えている条件と支えていない(除去ができる)条件とでは、振動の周波数や水平面内での振動の方向の偏りが異なることが観察された。

さらに、夜間でも情報を収集できるようにするため、高精度のレーザースキャナをドローンに搭載し、地形データを迅速に入手する技術の開発に着手した。時間と資源に限られた中で、活動方針の策定や安全管理に用いるため、高速で精度良く地形を計測する仕組みを開発し、精度の検証を行っているところである。

二次崩落の事例の分析、生存救出の事例の分析、土砂災害におけるドローン等の情報の活用方法の検討及び土砂の効率的な排除方法の検討から得られた成果及び知見を令和元年度「土砂災害における効果的な救助手法に関する高度化検討会」へ提供した。また、研究の成果を活用し、平成28年熊本地震、平成30年北海道胆振東部地震及び令和元年東日本台風の土砂災害現場ならびに令和3年7月3日の熱海市における土石流災害における搜索救助

活動に対する技術支援を行った。

第 6-7 図 ドローン画像から推定した熱海市土石流災害における土砂の深さの分布図



(4) 危険物施設の安全性向上に関する研究開発

南海トラフ地震、首都直下地震等の大地震が切迫している中で、東日本大震災の経験から、地震発生後の早期復旧・復興の実現において、石油タンク等エネルギー産業施設の強靱化による被害の未然防止、火災等災害発生時の早期鎮圧と徹底した拡大抑止は極めて重要である。また、火災危険性に関して知見が少ない物質や、一旦火災が発生すると消火が困難な物質が普及し、石油コンビナート地域等の危険物施設における火災・爆発事故の発生が後を絶たない等、化学物質に関する防火安全上の課題が生じていることを踏まえ、危険物施設の安全性の向上を目指して、次の3つのサブテーマを設け、研究開発を行っている。

ア 石油タンクの入力地震動と地震被害予測の高精度化のための研究

(ア) 背景・目的

南海トラフ地震や首都直下地震の発生時には、石油コンビナート地域をはじめとする大型石油タンクの立地地点も、非常に大きな地震動に見舞われるおそれがあること、また、南海トラフ地震については津波の到達が予測されており、これらによる石油タンクへの影響が懸念される。

本研究では、高精度な石油タンク地震時被害予測のため、(1) 大型石油タンクにおける振動測定によるバルジング(タンク側板の振動)の固有周期算定式の精度の検証、(2) 短周期地震動による石油タンクの応答・挙動の既往の解析手法の精度の検証、

(3)「石油タンク地震・津波被害シミュレータ(全国版)」の開発、などに取り組んでいる。

(イ) 令和2年度までの5年間の主な研究開発成果

短周期地震動による石油タンクの被害発生条件を調べる上で重要なパラメータの一つである石油タンクのバルジングの固有周期を、実際のタンクでの微動測定(常に生じている微小な振動の測定)により実測した。その結果、消防法令で定められているバルジング固有周期の算定式の精度は高く、当該算定式が短周期地震動による石油タンクの被害の予測に有効であることが確認された。

また、平成30年北海道胆振東部地震の際の短周期地震動により苫小牧東部の石油備蓄基地の石油タンクが受けた影響を、消防法令上の基準で用いられている石油タンクの地震応答計算式で評価した。その結果、当該計算式が、短周期地震動による石油タンクの側板の変形被害の予測に有効であることが確認された。

さらに、全国に80ある石油コンビナート等特別防災区域の周辺の地形(海底地形を含む)等のデータベースを整備するなどして、「石油タンク地震・津波被害シミュレータ(全国版)」の試作版を開発した(第6-8図)。

イ 泡消火技術の高度化に関する研究

(ア) 背景・目的

石油タンク火災には泡消火薬剤を用いた消火が最も有効だと言われているが、効果的な泡消火手法

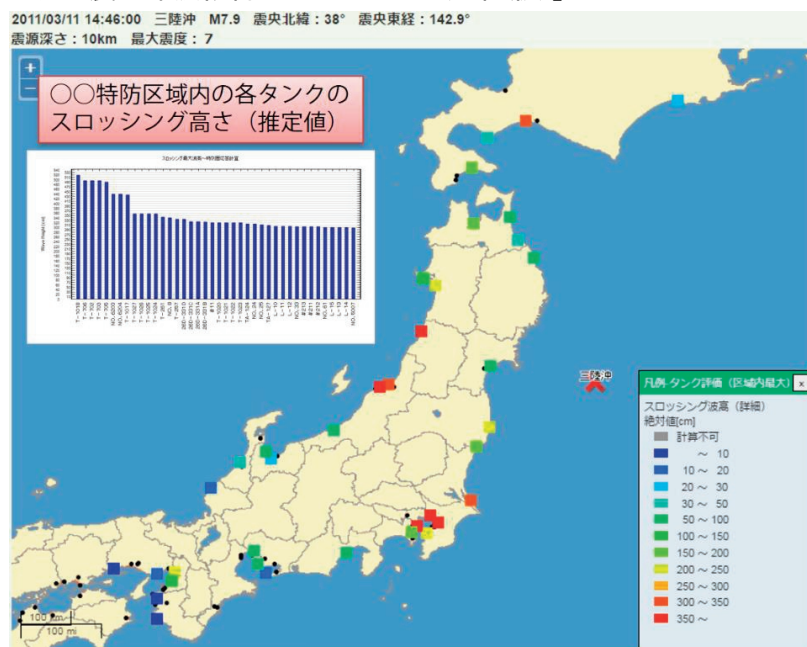
の検討は、泡消火過程の複雑さゆえに、定量的な評価が難しく、さらに、近年フッ素化合物の国際的な規制動向に鑑み、消火効果の高いフッ素含有泡が規制されるなど、使用できる泡の変化に応じた適切な消火手法の検討が課題となっている。

本研究は、泡の種類(フッ素含有泡、フッ素フリー泡)、油種、投入方法、そして火災規模の違いにおける、各要素に対する消火性能の検討を行うことを目的とする。

(イ) 令和2年度までの5年間の主な研究開発成果

消火性能に大きく影響する泡の性状(膨張率、泡の保水性)を変化させた場合のフッ素含有泡及びフッ素フリー泡の消火性能を調べ、石油タンク火災等の消火に最も効果的な泡の性状及び消火限界泡供給率(消火するために最低限必要となる単位時間当たり及び単位面積当たりの泡の供給量)を示した。その結果を基に、燃料の種類(ヘプタン、ガソリン、重油、軽油)の違いによる泡の種類ごとの消火性能を解析し、消火限界泡供給率を示した。また、石油タンクへの泡投入箇所(1~4か所)を増やした場合、泡が油面を覆う速度や消火限界泡供給率から、泡の種類により消火性能が異なることを示した。さらに、泡の種類にかかわらず、大きな石油タンクほど消火限界泡供給率が高くなる(消火しにくい)ことを示した。

第6-8図 「石油タンク地震・津波被害シミュレータ(全国版)」の出カイメージ



ウ 化学物質の火災危険性を適正に把握するための研究

(ア) 背景・目的

化学物質に起因する火災を予防するためには、多岐にわたる化学物質の火災危険性を適正に把握し、火災予防・被害軽減対策を立案しておくことが重要である。しかしながら、従来の火災危険性評価方法では、必ずしもその危険性を適正に評価できない場合がある。

本研究では、化学物質について、現在把握できていない火災危険性を明らかにし、適正な火災危険性評価方法を確立するため、熱量計等を用いて得られる温度及び圧力等を指標として、分解、混合、燃焼及び蓄熱発火危険性を評価する方法の研究開発を行っている。

(イ) 令和2年度までの5年間の主な研究開発成果

①分解危険性、②混合危険性、③燃焼危険性、④蓄熱による自然発火の危険性に関して、従来には無かった熱量計等を用いた火災危険性評価方法を開発した。

(5) 火災予防と火災による被害の軽減に係る研究開発

我が国における火災件数は年間4万件前後で推移し、火災による死者数は年間約1,500人の被害となっている。火災による被害の軽減のためには、出火原因の研究を踏まえた火災予防や出火建物からの迅速な避難が重要である。これらのことを踏まえ、次の2つのサブテーマを設け、研究開発を行っている。

ア 火災原因調査の能力向上に資する研究

(ア) 背景・目的

効果的に火災を予防するためには、消防機関が火災原因を調査し、その結果を予防対策に反映していくことが必要である。しかしながら、火災現場では経験的な調査要領に基づくことが多く、静電気着火や爆発、化学分析等のように専門的な知見や分析方法を必要とする分野では、消防機関が利用可能な技術マニュアルの整備がなされていない。このことから、有効な火災予防対策が行えるよう、以下の(イ) a～dの課題に取り組み火災原因調査能力の向上に資する研究開発を行っている。

(イ) 令和2年度までの5年間の主な研究開発成果

a 着火性を有する静電気放電の特性の把握

絶縁物からの放電により可燃性混合気が着火するか検証するために、布等を想定したシート状の絶縁物からの放電エネルギーを計測するための測定系の構築を行い、放電時の電流波形をとらえることで放電エネルギーを計算した。その結果、絶縁性の生地からの放電では着火はほぼ起こらないことが分かった。

また、約500立方メートルの屋外タンク貯蔵所において、ガソリン成分が混入した灯油の受入れ開始後しばらくして爆発する事故があったことを踏まえ、静電気放電によりガソリンへ着火した可能性について検証した。その結果、灯油が配管内を流れることにより帯電した後にタンク内に溜まったことから、油面計の金属フロートから放電してガソリン成分に着火したことが判明した。

さらに、静電気火災の原因判定能力向上のために、静電気火災が疑われる火災現場における原因調査に有効なマニュアルを作成した。このマニュアルには、静電気に関連した用語の説明、現場での着眼点、現場での測定項目と測定方法、収去した物品の測定項目と測定方法、着火に至る可能性の検討方法についてまとめた。

b 火災現場での試料の採取・保管方法及びデータ解析手法に関する指針の作成

火災現場において効率的で間違いのない試料採取ができるように、複数の消防本部による火災現場での使用に基づく検証を行った上で最適な試料採取用キットを製作した。

鉱物油の熱による変化についての知見を得るための実験では、綿製品に灯油を含浸させて燃焼させることにより、綿製品から灯油が染み出す現象が確認でき、灯油が移行していく可能性があることがわかった。また、染み出した灯油は熱による変化をあまり受けられない状態で検出できることが明らかになった。

さらに、鉱物油類付着試料について前処理の効果、保存条件の違いが及ぼす影響について実験し、マニュアルを作成した。

c すすの壁面付着状況の観察に基づく煙の動きの推定

建物火災時の煙の動きとすすの壁面付着の関係性を見いだすのに必要な実験装置を作成し、火災実

験を実施した。実験条件と同様の計算条件にて計算機により火災シミュレーションを実施し、すすの壁面付着状況を実験と比較した結果、火源から上昇する煙やそれが天井に衝突する領域でのすす付着を実験と同様に火災シミュレーションでも捕らえられることを確認した。

また、建物の壁面温度が煙の温度よりも低い火災初期に壁面にすすが付着することがわかった。ただし、具体的な火災事例でも火災シミュレーションにより壁面へのすす付着が再現できるかを検証する課題が残っている。

d 火災現場における爆発発生の判断指針に関する技術マニュアルの作成

過去の事事例を参考にして、小規模な爆発実験を行った。ガス爆発が発生した際に、現場にあったものにどのような痕跡が残るかを実験的に調べるため、密閉容器内を燃える割合で空気と可燃性の気体をあらかじめ混合した気体で満たし着火し、容器内に設置した可燃物が、伝ば火炎によってどう影響を受けるかを観察した。薄い紙は、火炎の通過後に、熱発火した。ポリプロピレン、ポリ塩化ビニルのシートは火炎から加熱され熔融した。テフロンシートは実験後にほぼそのまま残った。建物内で発生した爆発事故の事例の分析、爆発事故の調査に関する海外資料の分析も行った。それらを基にマニュアルを作成した。

イ 火災時における自力避難困難者の安全確保に関する研究

(ア) 背景・目的

火災における人的被害を軽減するためには、火災が発生した建物からの迅速な避難が必要であり、特に、自力避難困難者が在館するグループホーム等の施設においては、建物個々の構造や設備、在館者の状態に応じ、きめ細かく避難対策を講じていくことが重要である。これら施設における自力避難困難者の安全確保のために、火災時避難計画の策定に資する避難方法の分析や避難介助行動、避難を補助する機器の開発を目的とした研究開発を行った。

(イ) 令和2年度までの5年間の主な研究開発成果

老人保健施設、認知症対応グループホーム、サービス付き高齢者住宅等の計10施設についての避難訓練の状況を調査し、その方法等から避難時間の短縮が可能と考えられる事項、効果的な避難活動が行

えると思われる改善事項等を検討、各在館者の避難行動に対する能力を調査した。

入居者に対する介助者の行為は、手を引く、車いすを押す等の避難活動時の身体介助のほかに、直接には介助不要な入居者であっても歩行時の見守り、一時避難場所に集合した際の見守り等、見守り介助が必要であると認められた。直接の身体介助であっても、見守り介助であっても、介助者のマンパワーを割くことは同じであり、介助者がいかに効率よく行動できるかということが、避難時間短縮に有効に作用するものと認められた。

避難補助器具の開発では、自力歩行が困難である在館者を、布団に乗せたまま引きずり避難させる手法を行っていた施設が複数見られたことを踏まえ、この作業を軽減する試みとして、布の床面側にフッ素樹脂板を固定した用具を試作した（以下「試作補助器具」という）。この試作補助器具に60kgのダミー人形を載せ、床カーペットの上で引きずり力を測定した。その結果、試作補助器具では、移動開始後に必要な力は、布団カバーを試作品に取り付け、実際の布団と近い状態を作った対照品の約1/2となり、介助者の負担軽減、移動時間の短縮に寄与していることが明らかになった。

避難介助行動の効率化を目指した研究では、施設職員の介助行動の実態を把握するために複数職員が避難介助を行っている高齢者福祉施設における避難訓練を調査すると、避難済み居室の明示を行っているところは調査10施設のうち2施設であり、他の8施設は複数職員が同じ部屋を重複して確認していた。この重複確認をなくすために、避難済み居室を明示する不在表示装置を試作した。この装置は居室廊下に設置する子機9台と、事務室に設置する親機1台から構成される。在館者が在室している居室又は不在確認前の居室では子機は赤ランプが点灯し、不在を確認した場合は押しボタンの操作により緑ランプが点灯する。この情報は親機に無線で転送され、親機でも不在を確認できる。この装置の外観を第6-9図に示す。

第6-9図 在不在表示装置の外観



この試作した在不在表示装置を過去に訪問した3つの福祉施設に装置の機能と取扱い方法について説明し、意見を伺った。その結果、①複数ユニット(1ユニット9部屋対応)を同時に稼働させたい、②在不在の表示はランプの点灯と消灯だけでもよい、③居住者が間違えて押さないようなボタンの構造がよい、④ナースコールと連動、自動火災報知設備と連動といった機能を付加してほしい、といった意見が得られた。

(6) 地下タンクの健全性診断に係る研究開発

(ア) 背景・目的

ガソリンスタンド等で用いられる鋼製一重殻地下タンクのうち老朽化の進んだものにあっては、腐食の防止を目的として、内面にガラス繊維強化プラスチック製ライニングを施工する事例が増加しているが、ライニングは長期間の使用により防食性能を損なうおそれがあるため、その経年劣化の状況(健全性)を点検により確認することが危険物流出事故防止のために重要である。しかし、現在行われているライニングの点検方法は主に目視等における定性的なものであり、健全性を詳細に把握することができない。こうしたことから、長期間使用された鋼製一重殻地下タンクの内面ライニング鋼板の健全性を詳細に把握するための定量的診断基準と評価手法の確立を目指して、ライニングと鋼板の劣化・腐食状況に関する各種非破壊計測により得た測定値と防食性能の観点から見た劣化・腐食状態との関係を明らかにする研究開発を令和元年度から行っている。

(イ) 令和2年度までの2年間の主な研究開発成果
鋼製一重殻地下タンクの内面に施工されるもの

と同仕様のライニング試験片を作製し、これらの試験片を人為的に劣化させて、非破壊計測手法の一つである電気化学インピーダンス(電気の流れにくさ)測定を行った。その結果、電気化学インピーダンス測定により、ライニングの劣化を検出することができた。

鋼製一重殻地下タンクにおける内面ライニング鋼板サンプルを入手し、その長期使用に伴う特性の変化を詳しく調べた。その結果、長期間油と接触したライニングでは、硬さなどの物理的性質に変化が生じていることがわかった。このような経年変化は、ライニングの電気の流れにくさやその内部を音波が伝わる速さ(音速)などの数値の変化として検知できることを実証した。

鋼板の腐食量を推定するための一般的な方法として、超音波板厚測定法があるが、腐食が進行すればするほど、精度よく板厚を計測することが難しくなる傾向がある。そこで、腐食が進んだ鋼板について、超音波板厚測定法により計測した板厚と実際の板厚との関係を調べることにより、実際の腐食量を精度よく推定するための計測手順の検討を行い、一定の方向性を見出した。

(7) 火山噴火にともなう降灰が消防活動や危険物施設に与える影響評価

(ア) 背景・目的

中央防災会議において、大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループが設けられ、降灰による交通分野やライフライン、建物・設備分野への影響が検討されている。

今後火山灰による被害が予測されているが、消防車両や石油タンクなど消防分野への影響は明らかになっていない。

降灰量が多い場所では一般の消防車両は運行が行えなくなり消防活動が困難となる。その一方、津波・大規模風水害対策車に搭載されている水陸両用バギーは悪路走行が可能な車両であるが、火山灰上での走行可否は分かっていない。また、石油タンクの浮き屋根の沈降、雨水の排水困難が予想されるが、降灰量と石油タンクの被害についてこれまで検討されていない。富士山噴火による首都圏への降灰を想定し、消火や救急搬送、石油コンビナート施設に与える影響を、降灰量予測に基づいたシミュレーションや実験により評価する。



富士山登山道 傾斜角 20 度



桜島火山灰廃棄場 傾斜角 20 度

火山灰上での水陸両用バギー走行実験

(イ) 令和2年度の主な研究開発成果

火山灰上で走行実験を行った結果、水陸両用バギーは、火山灰堆積場所において傾斜角20度までは走行可能で、降灰量が多い場所での消防活動が可能なが明らかになった。

また、石油タンクについては、予測降灰量に基づいた浮き屋根の沈降量などをコンピューター解析

により評価を行っている。

2. 令和3年度より実施する研究開発

消防研究センターでは令和3年度からの5年間の研究計画として、第6-2表に掲げる8つの研究課題への取組をはじめたところである。

第6-2表 消防研究センターにおける令和3年度からの研究開発課題

| 研究開発課題 |
|---|
| <p>(1)災害時の消防力・消防活動能力向上に係る研究開発(R3~R7)</p> <p>大規模自然災害時においてより多くの国民の生命を守るため、要救助者の迅速かつ安全な救助等に資する次の研究を行う。</p> <p>ア 自然災害時の現場対応型情報収集システムと情報分析・評価手法の開発</p> <p>イ 自力避難困難者の避難に関する研究</p> |
| <p>(2)市街地火災による被害を抑制するための研究開発(R3~R7)</p> <p>首都直下地震のような大規模地震後の市街地同時多発火災や、糸魚川市大規模火災のような平常時の市街地火災による被害拡大を抑えるために、火災件数と死傷者数や焼損棟数などの予測・可視化ツール、火災延焼シミュレーションに基づく消防力・消防水利の評価手法、飛火の防御方法、火災旋風の発生予測方法の研究開発を行う。</p> <p>ア 超高齢・人口減少社会の火災発生予測と対策</p> <p>イ 消防力と消防水利の変化が延焼被害等に及ぼす影響の評価</p> <p>ウ 飛火に対する防御</p> <p>エ 火災旋風の発生予測</p> |
| <p>(3)火災原因調査と火災避難の高度化に関する研究開発(R3~R7)</p> <p>火災現場残渣物の同定及び液体衝突帯電とミスト爆発の解明による火災原因調査の高度化と、高層建築物の順次避難における避難順序算定方法に関する研究開発を行う。</p> <p>ア 火災原因調査の高度化に関する研究</p> <p>(ア) 火災現場残渣物の同定に関する分析手法の研究</p> <p>(イ) 特異条件が及ぼす引火性液体への影響の解明に関する研究</p> <p>イ 高層建築物順次避難における避難順序算定方法</p> |

| |
|--|
| (4) 消防職員の消火活動時における殉職・受傷事故を防止するための研究開発(R2～R7) |
| 消火活動時における殉職・受傷事故の防止を目的として、火災シミュレーション技術、消防隊の放水方法及び無人機の飛行制御技術の研究開発を行う。 ア 放水や建物構造を考慮した火災シミュレーション技術 イ 火災状況に応じた消防隊の放水方法 ウ 火炎上空の気流計測のための無人機の飛行制御技術 |
| (5) 危険物施設における火災等事故・地震災害を抑止するための研究(R3～R7) |
| 危険物施設における火災等の事故及び地震等による災害を抑止するために、次の研究を行う。 ア 石油タンクの地震被害予測高精度化のための研究 イ 化学物質等の製造・貯蔵工程における火災危険性の評価方法の研究 |
| (6) 地下タンクの健全性診断に係る研究開発(R1～R7) |
| 防食ライニングが施工された危険物の地下タンクの経年劣化について、タンクが将来継続して使用可能か否か（健全性）を適切に判断するため、ライニング鋼板の腐食劣化の定量的評価及び各種分析を行い、地下タンクの健全性診断手法を研究開発する。 |
| (7) 消火活動困難な火災に対応するための消火手法の研究開発(R3～R7) |
| 大規模倉庫等で火災が発生した場合、可燃物の量によっては急速な延焼拡大や大量の濃煙熱気が発生し、また、外壁に開口部が少なく、出火場所が外部の開口部から離れている場合、消防隊が内部侵入し直接消火することが極めて困難になる。このため、消防隊員が内部進入することなく安全に、建物外部から消火を可能とする手法の開発を行う。 |
| (8) 救急搬送における感染症対応に関する研究開発(R3～R7) |
| 無症状者を含む新型コロナウイルス感染者を救急搬送する際の感染拡大防止対策及び感染拡大期を含む救急出場要請件数増大期における救急搬送時間短縮手法の研究開発を行う。 |

3. 火災原因調査等及び災害・事故への対応

(1) 火災原因調査及び危険物流出等の事故原因調査等

ア 火災原因調査及び危険物流出等の事故原因調査等の実施

消防研究センターでは、大規模あるいは特異な火災・危険物流出等の事故を中心に、全国各地においてその原因調査を実施している。また、消防本部への技

術支援として、原因究明のための鑑識^{*6}、鑑定^{*7}、現地調査を消防本部の依頼を受け、共同で実施している。

令和2年度から令和3年度（9月30日現在）までに実施した主な火災原因調査は第6-3表のとおりである。また、令和2年度に行った鑑識は73件、鑑定は57件、令和3年度（9月30日現在）に行った鑑識は40件、鑑定は24件である。

*6 鑑識：火災の原因判定のため具体的な事実関係を明らかにすること

*7 鑑定：科学的手法により、必要な試験及び実験を行い、火災の原因判定のための資料を得ること

第 6-3 表 火災原因調査及び危険物流出等の事故原因調査の現地調査実施事案一覧（令和2年度から令和3年度（9月30日現在）までの調査実施分）

| No. | 調査区分 | 出火日 (発災日) | 場所 | 施設等名称等 | 概要 | 現地 出向者数 |
|-----|----------------|--------------|-----------|--------------|--|------------|
| 1 | 依頼調査 | R2.4.30 | 宮城県岩沼市 | 倉庫火災 | 2階建て大型物流倉庫から出火し、延べ面積約44,000㎡を焼損したものの。 | 4人 |
| 2 | 長官調査 (要請調査) | R2.7.5 | 静岡県吉田町 | 倉庫火災 | 2階建て倉庫から出火し、延べ面積約7,000㎡を焼損し、消防隊員3人及び警察官1人が死亡、負傷者5人を生じたものの。 | 8人 |
| 3 | 依頼調査 | R2.7.30 | 福島県郡山市 | 飲食店舗 爆発火災 | 休業中で内装工事を行っていた飲食店舗で爆発を起し、建物が全壊、死者1名負傷者19名を生じたものの。 | 6人 |
| 4 | 依頼調査 | R2.9.27 | 愛知県犬山市 | 工場火災 | フィルム工場で操業中に出火し、火災報知機作動約20分後に爆発をおこしたものの。この火災で工場3棟約2,160㎡を焼損し、3名が死傷した。 | 7人 |
| 5 | 依頼調査 | R3.3.29 | 和歌山県有田市 | 製油所火災 | 石油コンビナート内の原油を接触分解させるプラントから出火したものの。 | 5人 |
| 6 | 依頼調査 | R3.4.1 | 島根県松江市 | 住宅火災 | 密集した住宅地で出火し、全焼2棟を含む家屋32棟を焼損し、隣接する山林約2,000㎡を焼損したものの。 | 4人 |
| 7 | 依頼調査 | R3.4.21 | 茨城県ひたちなか市 | 工場火災 | 半導体工場の工場内に軌道無人搬送車分電盤から出火したものの。 | 4人 |
| 8 | 依頼調査 | R3.8.12 | 長野県辰野町 | 工場火災 | トナー製造工程において、トナー乾燥装置が爆発し出火したものの。 | 4人 |
| 9 | 依頼調査 | R3.8.27 | 愛知県江南市 | 工場火災 | 染色工場で原料調合のためのホッパー内で原料の化学薬品が発熱し出火したものの。 | 5人 |

イ 火災原因調査及び危険物流出等の事故原因調査の高度化に向けた取組

消防研究センターでは、走査型電子顕微鏡、デジタルマイクロスコープ、X線透過装置、ガスクロマトグラフ質量分析計、フーリエ変換型赤外分光光度計、X線回折装置等の調査用の分析機器をはじめとして、研究用の分析機器も含めて、観察する試料や状況に応じて使用する機器を選択し、火災や危険物流出等事故の原因調査を行っている。また、従来の研究や調査から得られた知見を取り入れ、更なる原因調査の高度化に向けた取組も行っている。

さらに、高度な分析機器を積載した機動鑑識車を整備しており、火災や危険物流出等事故の現場において迅速に高度な調査活動を可能とするとともに、消防本部で実施する鑑識・鑑定支援においても活用している。



機動鑑識車

(2) 災害・事故への対応

消防研究センターでは、火災原因調査及び危険物流出等の事故原因調査に加え、災害・事故における消防活動において専門的知識が必要となった場合には、職員を現地に派遣し、必要に応じて助言を行う等の消防活動に対する技術的支援も行っている。また、消防防災の施策や研究開発の実施・推進にとって重要な災害・事故が発生した際にも、現地に職員を派遣し、被害調査や情報収集等を行っている。

災害・事故における消防活動に対する主な技術的支援としては、令和3年7月に静岡県熱海市で発生した土石流災害において、職員を派遣し、救助活動の安全確保などの技術的支援を行った。また、令和3年5月に福島県いわき市で発生した化学工場の爆発火災では、現地派遣は行わなかったが危険物と消火を専門とする研究官が、亜鉛末の火災の消火方法等に関する技術的支援を実施した。

研究開発に係る災害・事故の調査としては、令和2年4月に宮城県岩沼市で発生した大型物流倉庫火災や令和2年5月に大分県大分市で発生した製油所の蒸留塔火災の現場調査を実施し、消防活動に係る研究に活用可能な情報を収集した。

さらには、令和3年2月の福島県沖を震源とする地震により宮城県仙台市の製油所で発生した石油タンクからの危険物流出事故の現場調査を実施し、危険物施設の地震時の挙動に関する研究開発に必要な情報を収集した。

4. 研究成果をより広く役立てるために

消防研究センターでは、研究開発によって得られた成果を、全国の消防職団員をはじめとする消防関係者はもとより、より広く利活用されるように次の活動を行っている。

(1) 一般公開

毎年4月の「科学技術週間」にあわせて、消防研究センターを一般公開しており、この中で実験施設等の公開、展示や実演を通じ消防研究センターにおける研究開発等の紹介を行っている。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ開催中止としたが、令和3年度は、初めての試みとしてホームページ上で動画を用いて研究内容を分かりやすく紹介するオンライン開催を行った。全部で23のコーナーを設けたところ、視聴のためのアクセス数は2,000を超えた。

(2) 全国消防技術者会議

全国の消防の技術者が消防防災の科学技術に関する調査研究、技術開発等の成果を発表するとともに、他の発表者や聴講者と討論を行う場として、昭和28年(1953年)から「全国消防技術者会議」を毎年開催している。68回目となる令和2年度の会議は、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、令和2年11月26日に初めてオンラインで開催したところ、これまで参加することが難しかった北海道、九州地域等から多数の参加があった。

会議では、特別講演、「令和2年度消防防災科学技術賞」の受賞作品の発表及び消防研究センター職員による発表を行った。

(3) 消防防災研究講演会

消防研究センターの研究成果の発表及び消防関係者や消防防災分野の技術者や研究者との意見交換を行うため、平成9年度(1997年度)から「消防防災研究講演会」を毎年度開催しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ開催を見送った。

(4) 調査技術会議

消防研究センターでは、消防本部が行った火災及び危険物流出等事故に関する調査事例や、最新の調査技術を互いに発表する「調査技術会議」を開催し

ている。この会議は、調査技術や調査結果の行政反映方策に関する情報を共有して、消防本部の火災調査及び危険物流出等事故調査に関する実務能力を全国的に向上させることを目的としており、会議で発表された調査事例は、年度末に取りまとめて消防本部に配布し、情報共有を図っている。令和2年度は、東京、名古屋、仙台、札幌、神戸、北九州の6都市で開催予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、仙台、札幌以外の会場での開催を中止した。実施2会場では、火災事例発表が計12件、危険物流出等事故事例発表が計2件行われた。中止となった4会場の発表要旨は、参加予定であった消防本部に配布した。

(5) 消防防災科学技術賞

消防防災科学技術の高度化と消防防災活動の活性化に資することを目的として、消防職団員や一般の方による消防防災機器等の開発・改良及び消防防災科学に関する論文並びに消防職員による原因調査事例報告のうち、特に優れたものを消防庁長官が表彰する制度を平成9年度(1997年度)から実施している。

令和2年度は98編の応募があり、選考委員会による選考の結果、23編の受賞作品(優秀賞21編、奨励賞2編)が決定され、11月26日に表彰式を実施するとともに、同日の全国消防技術者会議の中で、受賞者による受賞作品の発表が行われた。

(6) 施設見学

消防研究センターでは、消防職団員や市町村の防災担当者、小中高の児童・生徒や大学生、自治会・防火協議会の構成員等、多くの見学者に実験施設や研究成果等の見学を実施している。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえて主に消防大学校入校者に限定して実施し、合計で12件446人の見学があった。

競争的資金における研究開発等

消防庁では、「消防防災科学技術研究推進制度」(競争的資金)で委託した研究課題において、研究開発成果の社会実装化をより推進していくため、研究の熟度により3つのフェーズ(基礎研究、基盤・

応用研究、社会実装研究)に分けて公募を行うとともに、研究成果の広報活動として、危機管理産業展(RISCON TOKYO)に参加している。

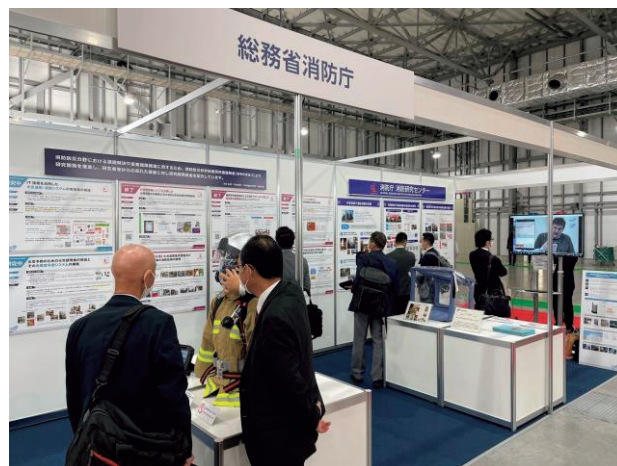
令和3年度の新規研究課題については、外部の学識経験者等からなる「消防防災科学技術研究推進評価会」の審議結果に基づき、政府方針や消防防災行政における重要施策等を踏まえ、9件を採択した。また、令和2年度からの継続課題についても上記評価会の評価審議結果に基づき3件採択している(資料6-2、資料6-3)。本制度では、これまでに158件の終了研究課題から数々の研究成果が得られ、消防防災分野に有用な多くの知見や資機材等の社会実装、施策への反映などその成果の活用が行われている。

消防機関の研究等

消防機関の研究部門等においては、消防防災の科学技術に関する研究開発として主に消防防災資機材等の開発・改良、消防隊員の安全対策に関する研究、救急及び救助の研究、火災性状に関する研究など、災害現場に密着した技術開発や応用研究を行うとともに、火災原因調査に係る原因究明のための研究(調査、分析、試験等)、危険物に関する研究が行われている。また、個々に研究を行うだけでなく、東京消防庁をはじめ、札幌市消防局、川崎市消防局、横浜市消防局、名古屋市消防局、京都市消防局、大阪市消防局、神戸市消防局及び北九州市消防局の9消防機関においては、毎年度「大都市消防防災研究機関連絡会議」を開催するなど、消防防災科学技術についての情報交換・意見交換等を行っている(資料6-4)。

消防防災科学技術の研究における今後の取組

消防における課題解決のため、消防機関のニーズ把握に取り組むとともに、特にフェーズ3(社会実装研究)の研究開発成果について、社会実装化を加速させるべく研究機関に対するプッシュ型の助言や、周知活動に取り組む。



危機管理産業展 2021 (RISCON TOKYO) における
出展の様子

資料索引

| | | |
|----------|--|----|
| 資料特-3-1 | 消防団員等公務災害補償 補償基礎額改定状況 | 3 |
| 資料特-3-2 | 消防団員退職報償金支給額 | 3 |
| 資料特-3-3 | 消防協力者等の死傷者数の推移 | 3 |
| 資料特-3-4 | 消防基金の公務災害補償費等の支払状況 | 3 |
| 資料Ⅰ | 東日本大震災における都道府県別死者数等及び住家被害等（令和3年3月1日現在） | 4 |
| 資料Ⅱ | 消防防災施設災害復旧費補助金対象施設 | 5 |
| 資料Ⅲ | 消防防災設備災害復旧費補助金対象設備 | 5 |
| 資料Ⅳ | 令和2年度及び令和3年度における法令の制定（消防庁所管分のうち主なもの） | 5 |
| 資料Ⅴ | 非常備町村一覧（令和3年4月1日現在） | 6 |
| 資料Ⅵ | 平成18年消防組織法改正以降の広域化の実績（令和3年4月1日現在） | 7 |
| 資料1-1-1 | 令和2年中の主な火災 | 8 |
| 資料1-1-2 | 都道府県別火災損害状況 | 9 |
| 資料1-1-3 | 月別火災損害状況 | 12 |
| 資料1-1-4 | 出火原因別火災損害状況 | 13 |
| 資料1-1-5 | 主な出火原因の推移（上位10位） | 14 |
| 資料1-1-6 | 昭和21年以降の火災損害状況 | 15 |
| 資料1-1-7 | 昭和21年以降の大火記録 | 17 |
| 資料1-1-8 | 昭和21年以降の火災損害比較 | 18 |
| 資料1-1-9 | 火災の状況 | 19 |
| 資料1-1-10 | 1日当たり及び1件当たりの火災の状況 | 20 |
| 資料1-1-11 | 出火件数の構成比率 | 20 |
| 資料1-1-12 | 四季別出火状況 | 20 |
| 資料1-1-13 | 出火率、出火件数、人口及び世帯数の変化 | 20 |
| 資料1-1-14 | 都道府県別出火率 | 21 |
| 資料1-1-15 | 初期消火における消防用設備等の使用状況 | 22 |
| 資料1-1-16 | 都道府県別の火災による死者の状況 | 22 |
| 資料1-1-17 | 月別の火災による死者発生状況 | 23 |
| 資料1-1-18 | 月別の火災による死傷者発生状況 | 23 |
| 資料1-1-19 | 時間帯別火災100件当たりの死者発生状況 | 23 |
| 資料1-1-20 | 時間帯別の出火件数及び死者数 | 24 |
| 資料1-1-21 | 火災による死因別死者発生状況の推移 | 24 |
| 資料1-1-22 | 死に至った経過と年齢別の死者発生状況 | 25 |
| 資料1-1-23 | 年齢別・性別放火自殺者等発生状況 | 27 |
| 資料1-1-24 | 火災による年齢別・性別死者発生状況 | 27 |
| 資料1-1-25 | 用途別の主な火災事例 | 28 |
| 資料1-1-26 | 火災による死傷者の発生状況 | 29 |
| 資料1-1-27 | 火災種別ごとの死者発生状況 | 29 |
| 資料1-1-28 | 建物用途別及び階層別の死者の発生状況 | 30 |
| 資料1-1-29 | 建物構造別・死因別死者発生状況 | 30 |
| 資料1-1-30 | 時間帯別の住宅火災による死者発生状況（放火自殺者等を除く。） | 30 |
| 資料1-1-31 | 火災による損害額の推移 | 31 |
| 資料1-1-32 | 主な出火原因別の火災による損害額 | 31 |
| 資料1-1-33 | 失火による出火件数 | 32 |

| | | |
|-----------|---|----|
| 資料 1-1-34 | 主な着火物別出火件数 | 32 |
| 資料 1-1-35 | たばこによる火災の損害状況 | 32 |
| 資料 1-1-36 | 放火及び放火の疑いによる火災の損害状況 | 33 |
| 資料 1-1-37 | 放火及び放火の疑いによる時間帯別火災 1 件あたりの損害額 | 33 |
| 資料 1-1-38 | 放火及び放火の疑いによる火災の時間帯別出火件数及び損害額 | 33 |
| 資料 1-1-39 | こんろによる火災の損害状況 | 34 |
| 資料 1-1-40 | 建物火災の火元建物用途別の損害状況 | 35 |
| 資料 1-1-41 | 建物火災の主な出火原因と経過 | 36 |
| 資料 1-1-42 | 建物火災の月別火災件数 | 36 |
| 資料 1-1-43 | 火元建物の構造別損害状況 | 36 |
| 資料 1-1-44 | 建物火災の損害額及び焼損床面積の段階別出火件数 | 37 |
| 資料 1-1-45 | 建物火災の放水開始時間別焼損状況 | 37 |
| 資料 1-1-46 | 建物火災の鎮火所要時間別 1 件当たり焼損状況 | 37 |
| 資料 1-1-47 | 林野火災の状況 | 38 |
| 資料 1-1-48 | 林野火災の焼損面積別損害状況 | 38 |
| 資料 1-1-49 | 林野火災の主な出火原因と経過 | 38 |
| 資料 1-1-50 | 車両火災の状況 | 38 |
| 資料 1-1-51 | 車両火災の主な出火原因と経過 | 38 |
| 資料 1-1-52 | 船舶火災の状況 | 38 |
| 資料 1-1-53 | 航空機火災の状況 | 39 |
| 資料 1-1-54 | 都道府県別設置率及び条例適合率（令和 3 年 6 月 1 日時点） | 39 |
| 資料 1-1-55 | 全国の防火管理実施状況 | 40 |
| 資料 1-1-56 | 全国の統括防火管理実施状況 | 41 |
| 資料 1-1-57 | 全国の防災管理等実施状況 | 42 |
| 資料 1-1-58 | 全国の統括防災管理実施状況 | 43 |
| 資料 1-1-59 | 立入検査実施状況 | 44 |
| 資料 1-1-60 | 命令の状況 | 44 |
| 資料 1-1-61 | 防火対象物に関する命令等（消防法第 5 条、第 5 条の 2 及び第 5 条の 3）の状況 | 45 |
| 資料 1-1-62 | 防火管理に関する命令等（消防法第 8 条及び第 8 条の 2）の状況 | 46 |
| 資料 1-1-63 | 消防用設備等に関する措置命令等（消防法第 17 条の 4）の状況 | 47 |
| 資料 1-1-64 | 重大違反対象物数（特定用途防火対象物／消防用設備等別） | 48 |
| 資料 1-1-65 | 消防同意処理状況 | 48 |
| 資料 1-1-66 | 全国における特定防火対象物のスプリンクラー設備及び自動火災報知設備の 設置状況 | 49 |
| 資料 1-1-67 | 消防設備士の数 | 50 |
| 資料 1-1-68 | 防災防火対象物数及び防災物品の使用状況 | 50 |
| 資料 1-1-69 | 検定申請状況及び型式適合検定合格数 | 50 |
| 資料 1-1-70 | 特殊消防用設備等の認定件数 | 51 |
| 資料 1-1-71 | 世界各都市（地域）の火災状況 | 52 |

| | | |
|-----------|---|----|
| 資料 1-2-1 | 危険物施設数の推移 | 53 |
| 資料 1-2-2 | 容量別、都道府県別屋外タンク貯蔵所の施設数（完成検査済証交付施設） | 54 |
| 資料 1-2-3 | 危険物施設の火災及び流出事故件数の推移（過去 20 年） | 55 |
| 資料 1-2-4 | 危険物施設における火災発生原因の推移（過去 15 年） | 56 |
| 資料 1-3-1 | 死傷者の発生した一般事故件数及び死傷者の推移 | 57 |
| 資料 1-3-2 | 事故種別ごとの一般事故件数の推移 | 57 |
| 資料 1-3-3 | 特定事業所種別ごとの一般事故発生件数 | 58 |
| 資料 1-3-4 | 特定事業所業態別の一般事故件数 | 58 |
| 資料 1-3-5 | 石油コンビナート等特別防災区域の現況と防災資機材等の整備状況 | 59 |
| 資料 1-3-6 | レイアウト事業所の新設等の届出 | 61 |
| 資料 1-3-7 | 主な石油コンビナート災害 | 62 |
| 資料 1-5-1 | 昭和 23 年以降の主な風水害等 （死者及び行方不明者の合計が 100 人以上のもの） | 63 |
| 資料 1-5-2 | 令和 2 年 1 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの間に発生した自然災害による 都道府県別被害状況 | 64 |
| 資料 1-6-1 | 関東地震以降の主な地震災害 | 66 |
| 資料 1-6-2 | 過去 5 年間に発生した最大震度 6 弱以上を観測した地震による 都道府県別被害状況 | 67 |
| 資料 1-7-1 | 平成 7 年（1995 年）以降の原子力施設における主な事故 | 68 |
| 資料 1-8-1 | 主要港湾における消防機関の出動状況 | 68 |
| 資料 2-1-1 | 市町村の消防組織の現況 | 69 |
| 資料 2-1-2 | 都道府県別市町村消防組織一覧 | 69 |
| 資料 2-1-3 | 消防機関数と消防職団員数の推移 | 70 |
| 資料 2-1-4 | 消防車両等の保有数 | 71 |
| 資料 2-1-5 | 消防水利（主な人工水利）の整備数 | 71 |
| 資料 2-1-6 | 普通会計歳出決算額と消防費決算額との比較並びに 1 世帯当たり及び 住民 1 人当たり消防費の推移 | 71 |
| 資料 2-1-7 | 消防費の性質別歳出決算額の推移 | 72 |
| 資料 2-1-8 | 消防費決算額の財源内訳 | 72 |
| 資料 2-1-9 | 消防費の単位費用及び基準財政需要額の推移 | 72 |
| 資料 2-1-10 | 国庫補助金による年度別消防防災施設整備状況 | 73 |
| 資料 2-1-11 | 国庫補助金による年度別消防防災設備整備状況 | 74 |
| 資料 2-1-12 | 市町村等の消防防災施設等整備に係る地方債発行（予定）額の推移 | 75 |
| 資料 2-1-13 | 都道府県の普通会計歳出決算額と防災費決算額等の推移 | 75 |
| 資料 2-1-14 | 令和 3 年度 消防庁予算の内訳 | 75 |
| 資料 2-3-1 | 消防職団員の公務による死傷者数 | 76 |
| 資料 2-3-2 | 消防職団員の公務による死者数の推移 | 76 |
| 資料 2-3-3 | 消防職団員の公務による負傷者数の推移 | 76 |
| 資料 2-3-4 | 消防本部における交替制勤務体制 | 77 |
| 資料 2-3-5 | 勤務体制別消防吏員数 | 77 |
| 資料 2-3-6 | 消防職員委員会の審議結果 | 77 |
| 資料 2-3-7 | 令和元年度に消防職員委員会において審議された意見の実現状況 | 78 |
| 資料 2-3-8 | 各年度の消防職員委員会開催状況 | 78 |
| 資料 2-3-9 | 各年度の消防職員委員会審議件数及び審議結果 | 78 |

| | | |
|-----------|--|-----|
| 資料 2-3-10 | 「消防本部におけるハラスメント等への対応策に関するワーキンググループ」を踏まえた対応策 | 79 |
| 資料 2-3-11 | 消防関係表彰の種類ごとの表彰時期等一覧 | 80 |
| 資料 2-3-12 | 叙勲 | 81 |
| 資料 2-3-13 | 褒章 | 81 |
| 資料 2-3-14 | 内閣総理大臣表彰 | 81 |
| 資料 2-3-15 | 総務大臣表彰 | 81 |
| 資料 2-3-16 | 消防庁長官の定例表彰 | 81 |
| 資料 2-3-17 | 消防庁長官の随時表彰 | 81 |
| 資料 2-3-18 | 消防関係の各分野における表彰 | 82 |
| 資料 2-4-1 | 教育訓練実施状況 | 83 |
| 資料 2-5-1 | 救急出動件数及び搬送人員の推移 | 84 |
| 資料 2-5-2 | 救急自動車による事故種別出動件数及び搬送人員 | 84 |
| 資料 2-5-3 | 救急自動車による都道府県別事故種別救急出動件数 | 85 |
| 資料 2-5-4 | 救急自動車による都道府県別事故種別救急搬送人員 | 86 |
| 資料 2-5-5 | 救急自動車による事故種別傷病程度別搬送人員の状況 | 87 |
| 資料 2-5-6 | 年齢区分別搬送人員構成比の推移 | 87 |
| 資料 2-5-7 | 救急自動車による年齢区分別事故種別搬送人員の状況 | 88 |
| 資料 2-5-8 | 救急隊員が行った応急処置等の状況 | 89 |
| 資料 2-5-9 | 救急業務実施市町村数の推移 | 89 |
| 資料 2-5-10 | 都道府県別救急業務実施状況 | 90 |
| 資料 2-5-11 | 都道府県別経営主体別救急病院及び診療所告示状況一覧表 | 91 |
| 資料 2-5-12 | 医療機関への受入照会回数 4 回以上の事案の推移 | 92 |
| 資料 2-5-13 | 現場滞在時間 30 分以上の事案の推移 | 92 |
| 資料 2-5-14 | 一般市民による応急手当の実施の有無 | 92 |
| 資料 2-5-15 | 熱中症による救急搬送状況の年別推移 | 93 |
| 資料 2-6-1 | 救助活動件数及び救助人員の推移 | 93 |
| 資料 2-6-2 | 都道府県別救助活動件数及び救助人員 | 94 |
| 資料 2-6-3 | 事故種別救助出動及び活動の状況 | 95 |
| 資料 2-6-4 | 主な車両及び資機材の配備状況（無償使用によるもの） | 96 |
| 資料 2-7-1 | 消防防災ヘリコプターの災害出動件数の内訳（平成 28～令和 2 年） | 97 |
| 資料 2-7-2 | 緊急消防援助隊が出動した災害に係る航空小隊の出動件数及び救助・救急搬送人員数（平成 28 年～令和 2 年） | 98 |
| 資料 2-8-1 | 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の出動実績（過去 20 年間） | 99 |
| 資料 2-8-2 | 緊急消防援助隊登録状況 | 100 |
| 資料 2-8-3 | 消防組織法第 50 条の無償使用制度による主な配備車両等 | 101 |
| 資料 2-8-4 | 緊急消防援助隊の出動実績 | 102 |
| 資料 2-8-5 | 緊急消防援助隊全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練の実施状況 | 107 |
| 資料 2-10-1 | 衛星通信ネットワーク地球局整備状況 | 108 |
| 資料 2-10-2 | 市町村防災行政無線通信施設整備状況 | 109 |
| 資料 2-10-3 | 過去 5 年間の防災行政無線等の整備率の推移等 | 110 |
| 資料 3-1-1 | Jアラートによる自動起動が可能な情報伝達手段の保有状況（手段数別） | 111 |
| 資料 4-1 | 自主防災組織の都道府県別結成状況 | 112 |

| | | |
|----------|----------------------------|-----|
| 資料 5 - 1 | 国際消防救助隊の派遣状況 | 113 |
| 資料 6 - 1 | 令和 3 年度の政府戦略等を踏まえた重点研究開発目標 | 114 |
| 資料 6 - 2 | 採択研究テーマの一覧 | 114 |
| 資料 6 - 3 | 応募件数、採択件数等の推移 | 115 |
| 資料 6 - 4 | 消防機関の研究部門等の概要 | 115 |





資料

資料特-3-1 消防団員等公務災害補償 補償基礎額改定状況

(単位：円)

| 年度 | 階級 | 勤務年数 | | |
|---------------|----------|--------|----------------|--------|
| | | 10年未満 | 10年以上 20年未満 | 20年以上 |
| 平成15年度 | 団長、副団長 | 12,600 | 13,500 | 14,400 |
| | 分団長、副分団長 | 10,800 | 11,700 | 12,600 |
| | 部長、班長、団員 | 9,000 | 9,900 | 10,800 |
| 平成16年度～平成17年度 | 団長、副団長 | 12,470 | 13,340 | 14,200 |
| | 分団長、副分団長 | 10,740 | 11,600 | 12,470 |
| | 部長、班長、団員 | 9,000 | 9,870 | 10,740 |
| 平成18年度～令和元年度 | 団長、副団長 | 12,400 | 13,300 | 14,200 |
| | 分団長、副分団長 | 10,600 | 11,500 | 12,400 |
| | 部長、班長、団員 | 8,800 | 9,700 | 10,600 |
| 令和2年度～令和3年度 | 団長、副団長 | 12,440 | 13,320 | 14,200 |
| | 分団長、副分団長 | 10,670 | 11,550 | 12,440 |
| | 部長、班長、団員 | 8,900 | 9,790 | 10,670 |

資料

資料特-3-2 消防団員退職報償金支給額

(令和3年度) (単位：千円)

| 階級 | 勤務年数 | | | | | |
|--------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-------|
| | 5年以上 10年未満 | 10年以上 15年未満 | 15年以上 20年未満 | 20年以上 25年未満 | 25年以上 30年未満 | 30年以上 |
| 団長 | 239 | 344 | 459 | 594 | 779 | 979 |
| 副団長 | 229 | 329 | 429 | 534 | 709 | 909 |
| 分団長 | 219 | 318 | 413 | 513 | 659 | 849 |
| 副分団長 | 214 | 303 | 388 | 478 | 624 | 809 |
| 部長及び班長 | 204 | 283 | 358 | 438 | 564 | 734 |
| 団員 | 200 | 264 | 334 | 409 | 519 | 689 |

資料特-3-3 消防協力者等の死傷者数の推移

(単位：人)

| 項目 \ 年度 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|---------|-----|-----|-----|----|----|
| 死者 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 |
| 負傷者 | 40 | 58 | 49 | 56 | 46 |
| 計 | 40 | 58 | 49 | 57 | 48 |

(出典：消防基金調べ)

資料特-3-4 消防基金の公務災害補償費等の支払状況

(令和2年度)

| 区分 | 支払人員(人) | 支払額(千円) |
|-----------|---------|------------|
| 公務災害補償 | 1,371 | 1,597,932 |
| 療養補償 | 595 | 194,464 |
| 休業補償 | 81 | 28,978 |
| 傷病補償年金 | 4 | 9,921 |
| 障害補償 | 95 | 171,899 |
| 介護補償 | 15 | 8,528 |
| 遺族補償 | 578 | 1,182,735 |
| 葬祭補償 | 3 | 1,408 |
| 退職報償金 | 42,217 | 17,024,835 |
| 福祉事業 | 788 | 358,521 |
| 自動車等損害見舞金 | 142 | 13,420 |

(出典：消防基金調べ)

資料Ⅰ 東日本大震災における都道府県別死者数等及び住家被害等（令和3年3月1日現在）

| 都道府県名 | 人的被害 | | | | | | 住家被害 | | | | | 非住家被害 | | 火災 件 | |
|-------|---------|-----------|----------|---------|-----------|---------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|--------|---------|----|
| | 死者 人 | 行方不明 人 | 負傷者 人 | | | 全壊 棟 | 半壊 棟 | 一部破損 棟 | 床上浸水 棟 | 床下浸水 棟 | 公共建物 棟 | その他 棟 | | | |
| | | | 重傷 人 | 軽傷 人 | 程度不明 人 | | | | | | | | | | |
| 北海道 | 1 | | 3 | | 3 | | 4 | 7 | 329 | 545 | 17 | 452 | 4 | | |
| 青森 | 3 | 1 | 110 | 25 | 85 | | 308 | 701 | 1,005 | | | 1,402 | 11 | | |
| 岩手 | 5,145 | 1,111 | 213 | 4 | 50 | 159 | 19,508 | 6,571 | 19,065 | | 6 | 529 | 4,178 | 33 | |
| 宮城 | 10,567 | 1,217 | 4,148 | 502 | 3,618 | 28 | 83,005 | 155,130 | 224,202 | | 7,796 | 9,948 | 16,848 | 137 | |
| 秋田 | | | 11 | 4 | 7 | | | | 5 | | | | | 1 | |
| 山形 | 3 | | 45 | 10 | 35 | | | 14 | 1,249 | | | 8 | 124 | 2 | |
| 福島 | 3,920 | 224 | 183 | 20 | 163 | | 15,435 | 82,783 | 141,054 | 1,061 | 351 | 1,010 | 36,882 | 38 | |
| 茨城 | 66 | 1 | 714 | 34 | 680 | | 2,637 | 25,054 | 190,400 | | 32 | 611 | 1,763 | 21,666 | 31 |
| 栃木 | 4 | | 133 | 7 | 126 | | 261 | 2,118 | 74,053 | | | 718 | 9,706 | | |
| 群馬 | 1 | | 42 | 14 | 28 | | | 7 | 17,679 | | | | | 2 | |
| 埼玉 | 1 | | 104 | 10 | 94 | | 24 | 199 | 16,511 | | | 95 | | 12 | |
| 千葉 | 22 | 2 | 268 | 31 | 237 | | 807 | 10,311 | 57,439 | 61 | 455 | 12 | 827 | 18 | |
| 東京 | 8 | | 119 | 22 | 97 | | 20 | 223 | 6,570 | | | 419 | 786 | 35 | |
| 神奈川 | 6 | | 137 | 17 | 120 | | | 41 | 459 | | | | 13 | 6 | |
| 新潟 | | | 3 | | 3 | | | | 17 | | | 4 | 5 | | |
| 山梨 | | | 2 | | 2 | | | | 4 | | | 1 | 1 | | |
| 長野 | | | 1 | | 1 | | | | | | | | | | |
| 静岡 | | | 3 | 1 | 2 | | | | 13 | | 5 | | | | |
| 三重 | | | 1 | | 1 | | | | | 2 | | | | | |
| 大阪 | | | 1 | | 1 | | | | | | | 3 | | | |
| 徳島 | | | | | | | | | | 2 | 9 | | | | |
| 高知 | | | 1 | | 1 | | | | | 2 | 8 | | | | |
| 合計 | 19,747 | 2,556 | 6,242 | 701 | 5,354 | 187 | 122,005 | 283,156 | 749,732 | 1,489 | 9,786 | 14,527 | 92,890 | 330 | |

- (備考) 1 被害状況には、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の余震による被害(別に被害状況のとりまとめを行っている令和3年2月13日に発生した福島県沖を震源とする地震による被害を除く。)のほか、平成23年3月11日以降に発生した余震域外の地震による被害の区別が不可能なものを含む。
- 2 不明箇所については、現時点で調査しているものも含む。
- 3 福島県の死者・行方不明者数については、他県の計上方法と異なるため、可能な範囲において重複計上や計上漏れを排除し、一部他県との整合を図り計上直したもの。よって、消防庁と福島県の公表数に違いがある。
- 4 宮城県の非住家被害について、公共建物とその他の区分が整理できていない市町村の数値は、公共建物に計上

資料Ⅱ 消防防災施設災害復旧費補助金
対象施設

| | 補助対象施設 |
|----|------------------------------|
| 1 | 消防庁舎（訓練施設及び仮設の消防庁舎を含む。） |
| 2 | 消防団拠点施設等整備事業（仮設の消防団拠点施設を含む。） |
| 3 | 耐震性貯水槽 |
| 4 | 備蓄倉庫（仮設の備蓄倉庫を含む。） |
| 5 | 防火水槽 |
| 6 | 林野火災用活動拠点広場 |
| 7 | 画像伝送システム（施設分） |
| 8 | 消防救急無線施設 |
| 9 | 防災行政無線施設 |
| 10 | 消防指令センター整備事業 |
| 11 | ヘリコプター離着陸場 |
| 12 | その他の消防の用に供する施設 |

資料Ⅲ 消防防災設備災害復旧費補助金
対象設備

| | 補助対象設備 |
|----|------------------------|
| 1 | 消防ポンプ自動車 |
| 2 | 水槽付消防ポンプ自動車 |
| 3 | 化学消防ポンプ自動車 |
| 4 | 救助工作車 |
| 5 | 救急自動車 |
| 6 | はしご付消防ポンプ自動車 |
| 7 | 屈折はしご付消防ポンプ自動車 |
| 8 | 高発泡車 |
| 9 | 屈折放水塔車 |
| 10 | 大型高所放水車 |
| 11 | 泡原液搬送車 |
| 12 | 特殊災害対応自動車 |
| 13 | 支援車 |
| 14 | 海水利用型消防水利システム |
| 15 | 自然水利活用遠距離送水システム |
| 16 | 自然水利活用型小型動力ポンプ連結送水システム |
| 17 | 小型動力ポンプ付水槽車 |
| 18 | 小型動力ポンプ付水槽車（林野火災対策用） |
| 19 | 林野火災工作車 |
| 20 | 指揮車 |
| 21 | 電源車 |
| 22 | 給水車 |
| 23 | 起震車 |
| 24 | 震災工作車 |
| 25 | 消防艇 |
| 26 | 救助用資機材 |
| 27 | 高度救助用資機材 |
| 28 | 高度探査装置 |
| 29 | テロ対策用特殊救助資機材 |
| 30 | 救急用資機材 |
| 31 | 震災初動対応資機材 |
| 32 | 林野火災対策用資機材 |
| 33 | 消防団設備総合整備事業 |
| 34 | 自主防災組織資機材等整備事業 |
| 35 | 消防救急無線設備 |
| 36 | 防災行政無線設備 |
| 37 | 全国瞬時警報システム（J-ALERT） |
| 38 | 震度情報ネットワークシステム |
| 39 | ヘリコプターテレビ電送システム（地上設備） |
| 40 | その他の消防の用に供する設備 |

資料

資料Ⅳ 令和2年度及び令和3年度における法令の制定（消防庁所管分のうち主なもの）

（令和3年10月1日現在）

| 法令名 | 公布年月日 | 施行年月日 | 要旨 |
|--|-----------|-----------|---|
| 石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（令和2年政令第272号） | 令和2年9月9日 | 令和2年9月9日 | 石油コンビナート等特別防災区域のうち、尾鷲地区等について、その指定を解除すること等の改正を行った。 |
| 災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和3年法律第30号） | 令和3年5月10日 | 令和3年5月20日 | 避難勧告・避難指示の一本化等の避難情報のあり方の包括的見直し、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した個別避難計画について市町村長による作成の努力義務化及び市町村長が居住者等を安全な他の市町村に広域避難させるにあたって必要となる市町村間の協議を可能とするための制度等の創設等の改正を行った。 |
| 災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和3年政令第153号） | 令和3年5月10日 | 令和3年5月20日 | 災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和3年法律第30号）の施行に伴い、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）において、内閣総理大臣が中央防災会議の委員として任命できる者に、新たに内閣危機管理監が加えられることを踏まえ、災対法施行令に規定する中央防災会議の委員の定数を1人増員する改正等、関係政令の所要の規定の整備を行った。 |

資料Ⅴ 非常備町村一覧（令和3年4月1日現在）

| 非常備町村名 | | 非常備町村名 | |
|--------|-------|--------|-------|
| 東京都 | ○利島村 | 鹿児島県 | ○三島村 |
| | ○新島村 | | ○十島村 |
| | ○神津島村 | 沖縄県 | ○伊江村 |
| | ○御蔵島村 | | ○渡嘉敷村 |
| | ○青ヶ島村 | | ○座間味村 |
| | ○小笠原村 | | ○粟国村 |
| 和歌山県 | 太地町 | | ○渡名喜村 |
| 徳島県 | 勝浦町 | | ○南大東村 |
| | 上勝町 | | ○北大東村 |
| | 佐那河内村 | | ○伊平屋村 |
| 香川県 | ○直島町 | | ○伊是名村 |
| 宮崎県 | 西米良村 | | ○多良間村 |
| | 諸塚村 | | ○与那国町 |
| | 椎葉村 | ○竹富町 | |
| | 美郷町 | | |

（備考）○は、島を示す（21町村）

資料VI 平成18年消防組織法改正以降の広域化の実績（令和3年4月1日現在）

○56ブロックが広域化し、その中で11町村が非常備を解消

| 広域化年月日 | No | 都道府県 | 広域化後の消防本部 | 広域化の方式 | 広域化前の消防本部等 |
|-----------|----|------|--------------------|--------|--|
| H21.4.1 | 1 | 北海道 | 富良野広域連合消防本部 | 広域連合 | 富良野地区消防組合消防本部 上川南部消防事務組合消防本部 |
| | 2 | 広島県 | 東広島市消防局 | 事務委託 | 東広島市消防局 竹原広域消防本部 |
| | 3 | 福岡県 | 久留米広域消防本部 | 一部事務組合 | 久留米市消防本部 福岡県南広域消防組合消防本部 |
| H22.4.1 | 4 | 東京都 | 東京消防庁 | 事務委託 | 東京消防庁 東久留米市消防本部 |
| H23.4.1 | 5 | 富山県 | 砺波地域消防組合消防本部 | 一部事務組合 | 砺波広域消防本部 小矢部市消防本部 |
| | 6 | 兵庫県 | 北はりま消防本部 | 一部事務組合 | にしかた消防本部 加東市消防本部 加西市消防本部 |
| H23.11.28 | 7 | 奈良県 | 五條市消防本部 | 事務委託 | 五條市消防本部 十津川村（非常備） |
| H23.12.1 | 8 | 山形県 | 山形市消防本部 | 事務委託 | 山形市消防本部 山辺町（非常備） 中山町（非常備） |
| H24.4.1 | 9 | 北海道 | 砂川地区広域消防組合消防本部 | 一部事務組合 | 上砂川消防本部 砂川地区広域消防組合消防本部 |
| | 10 | 山形県 | 置賜広域行政事務組合消防本部 | 一部事務組合 | 米沢市消防本部 南陽市消防本部 高畠町消防本部 河内町消防本部 |
| | 11 | 茨城県 | ひたちなか・東海広域事務組合消防本部 | 一部事務組合 | ひたちなか市消防本部 東海村消防本部 |
| | 12 | 山口県 | 宇部・山陽小野田消防局 | 一部事務組合 | 宇部市消防本部 山陽小野田市消防本部 |
| H24.10.1 | 13 | 滋賀県 | 東近江行政組合消防本部 | 一部事務組合 | 東近江行政組合消防本部 愛知郡広域行政組合消防本部 |
| H25.3.30 | 14 | 富山県 | 新川地域消防本部 | 一部事務組合 | 黒部市消防本部 入善町消防本部 朝日町消防本部 |
| H25.3.31 | 15 | 青森県 | 青森地域広域事務組合消防本部 | 一部事務組合 | 青森地域広域消防事務組合消防本部 平内町（北部と北広域の構成町） |
| | 16 | 神奈川県 | 小田原市消防本部 | 事務委託 | 小田原市消防本部 足柄消防組合消防本部 |
| | 17 | 富山県 | 富山県東部消防組合消防本部 | 一部事務組合 | 魚津市消防本部 清川市消防本部 上町市消防本部 舟橋村（非常備） |
| | 18 | 静岡県 | 志太広域事務組合志太消防本部 | 一部事務組合 | 焼津市消防本部 藤枝市消防本部 |
| H25.4.1 | 19 | 埼玉県 | 埼玉東部消防組合消防局 | 一部事務組合 | 久喜地区消防組合消防本部 加須市消防本部 幸手市消防本部 白岡市消防本部 杉戸町消防本部 |
| | 20 | 埼玉県 | 埼玉西部消防局 | 一部事務組合 | 所沢市消防本部 狭山市消防本部 入間市消防本部 埼玉西部広域消防本部 |
| | 21 | 静岡県 | 下田消防本部 | 一部事務組合 | 下田消防本部 西伊豆広域消防本部 |
| H25.4.1 | 22 | 大阪府 | 泉州南消防組合泉州南広域消防本部 | 一部事務組合 | 泉佐野市消防本部 阪南消防組合消防本部 泉南市消防本部 熊取町消防本部 |
| | 23 | 兵庫県 | 西はりま消防本部 | 一部事務組合 | たつの市消防本部 宍粟市消防本部 相生市消防本部 佐用町消防本部 |
| | 24 | 兵庫県 | 南但消防本部 | 一部事務組合 | 鞆夫市消防本部 養父市消防本部 |
| | 25 | 佐賀県 | 佐賀広域消防局 | 広域連合 | 佐賀広域消防局 神埼地区消防事務組合消防本部 |
| H25.7.1 | 26 | 鹿児島県 | 指宿南九州消防組合消防本部 | 一部事務組合 | 指宿地区消防組合消防本部 南九州市の川辺町・知覧町 |
| | 27 | 青森県 | 弘前地区消防事務組合消防本部 | 一部事務組合 | 弘前地区消防事務組合消防本部 黒石地区消防事務組合消防本部 平川市消防本部 板柳町消防本部 |
| H26.4.1 | 28 | 北海道 | 滝川地区広域消防事務組合消防本部 | 一部事務組合 | 滝川地区広域消防事務組合消防本部 芦別市消防本部 赤平市消防本部 |
| | 29 | 北海道 | 旭川市消防本部 | 事務委託 | 上川町（上川中部消防組合の構成町） 鷹栖町（上川中部消防組合の構成町） 旭川市消防本部 |

| 広域化年月日 | No | 都道府県 | 広域化後の消防本部 | 広域化の方式 | 広域化前の消防本部等 |
|----------|----|------|-----------------|--------|---|
| H26.4.1 | 30 | 北海道 | 大雪消防組合消防本部 | 一部事務組合 | 比布町（上川中部消防組合の構成町） 愛別町（上川中部消防組合の構成町） 当麻町（上川中部消防組合の構成町） 大雪消防組合 |
| | 31 | 大阪府 | 大東四條畷消防本部 | 一部事務組合 | 大東市消防本部 四條畷市消防本部 中和広域消防組合消防本部 西和消防組合消防本部 山辺広域行政事務組合消防本部 香芝・広陵消防組合消防本部 大和郡山市消防本部 桜井市消防本部 五條市消防本部 宇陀広域消防組合消防本部 |
| H26.10.1 | 32 | 奈良県 | 奈良県広域消防組合消防本部 | 一部事務組合 | 葛城市消防本部 中吉野広域消防組合消防本部 吉野広域行政組合消防本部 野迫川村（非常備） |
| | 33 | 佐賀県 | 伊万里・有田消防本部 | 一部事務組合 | 伊万里市消防本部 有田町消防本部 熊本市消防局 高道原南消防本部 |
| | 34 | 熊本県 | 熊本市消防局 | 事務委託 | 熊本市消防局 河内町消防本部 |
| H27.4.1 | 35 | 大阪府 | 富田林市消防本部 | 事務委託 | 富田林市消防本部 河内町消防本部 |
| | 36 | 茨城県 | 稲敷広域消防本部 | 一部事務組合 | 稲敷地方広域市町村圏事務組合消防本部 阿見町消防本部 |
| | 37 | 長野県 | 上伊那広域消防本部 | 広域連合 | 伊那消防組合消防本部 伊那行政組合消防本部 |
| | 38 | 大阪府 | 豊中市消防局 | 事務委託 | 豊中市消防本部 能勢町（非常備） 高千穂町（非常備） 五ヶ瀬町（非常備） 日之影町（非常備） |
| H27.10.1 | 39 | 宮崎県 | 西臼杵広域行政事務組合消防本部 | 一部事務組合 | 高千穂町（非常備） 五ヶ瀬町（非常備） 日之影町（非常備） |
| | 40 | 栃木県 | 那須地区消防本部 | 一部事務組合 | 大田原地区広域消防組合消防本部 黒磯那須消防組合消防本部 帯広市消防本部 北十勝消防事務組合消防本部 西十勝消防組合消防本部 南十勝消防事務組合消防本部 東十勝消防事務組合消防本部 池北三町行政事務組合消防本部 |
| H28.4.1 | 41 | 北海道 | とちか広域消防局 | 一部事務組合 | 帯広市消防本部 北十勝消防事務組合消防本部 西十勝消防組合消防本部 南十勝消防事務組合消防本部 東十勝消防事務組合消防本部 池北三町行政事務組合消防本部 |
| | 42 | 埼玉県 | 草加八潮消防局 | 一部事務組合 | 草加市消防本部 八潮市消防本部 |
| | 43 | 神奈川県 | 厚木市消防本部 | 事務委託 | 厚木市消防本部 清川村（非常備） 静岡市消防局 島田市消防本部 |
| | 44 | 静岡県 | 静岡市消防局 | 事務委託 | 静岡市消防局 島田市消防本部 吉田町牧之原市広域施設組合消防本部 牧之原市相良消防本部 |
| H29.4.1 | 45 | 静岡県 | 駿東伊豆消防本部 | 一部事務組合 | 沼津市消防本部 田方消防本部 伊東市消防本部 清水町消防本部 東伊豆町消防本部 |
| | 46 | 静岡県 | 富士山南東消防本部 | 一部事務組合 | 三島市消防本部 裾野市消防本部 長泉町消防本部 眞面目市消防本部 |
| | 47 | 大阪府 | 箕面市消防本部 | 事務委託 | 豊能町消防本部 新宮市消防本部 北山村（非常備） |
| | 48 | 和歌山県 | 新宮市消防本部 | 事務委託 | 横須賀市消防局 三浦市消防本部 |
| H30.4.1 | 49 | 神奈川県 | 横須賀市消防局 | 事務委託 | 横須賀市消防局 三浦市消防本部 |
| | 50 | 石川県 | 白山野々市広域消防本部 | 一部事務組合 | 白山野々市広域消防本部 川北町（能美広域事務組合消防本部の一部） |
| H31.4.1 | 51 | 岐阜県 | 岐阜市消防本部 | 事務委託 | 岐阜市消防本部 山県市消防本部 本巣消防事務組合消防本部 尾三消防本部 |
| | 52 | 愛知県 | 尾三消防本部 | 一部事務組合 | 長久手市消防本部 豊明市消防本部 岩沼市消防本部 |
| H31.4.1 | 53 | 宮城県 | あぶくま消防本部 | 一部事務組合 | 岩沼市消防本部 亶理地区行政事務組合消防本部 |
| | 54 | 福岡県 | 久留米広域消防本部 | 一部事務組合 | 久留米広域消防本部 大川市消防本部 |
| R3.4.1 | 55 | 富山県 | 高岡市消防本部 | 事務委託 | 高岡市消防本部 水見市消防本部 |
| | 56 | 大阪府 | 堺市消防局 | 事務委託 | 堺市消防局 大阪狭山市消防本部 |

資料

資料 1-1-1 令和2年中の主な火災

| 月 | 日 | 出火した市町村等 | 出火場所 | 死者 | 負傷者 | 建物焼損床面積 (㎡) | 林野焼損面積 (a) | 損害額 (万円) |
|----|----|-------------|---------|----|-----|-------------|------------|-----------|
| 1 | 5 | 千葉県流山市 | 共同住宅 | 3 | 0 | 144 | 0 | 700 |
| 1 | 14 | 埼玉県羽生市 | 一般住宅 | 3 | 0 | 74 | 0 | 2,354 |
| 1 | 15 | 愛知県西尾市 | 工場・作業場 | 0 | 1 | 149 | 0 | 48,027 |
| 2 | 24 | 千葉県船橋市 | 工場・作業場 | 0 | 0 | 3,508 | 0 | 58,595 |
| 3 | 2 | 千葉県野田市 | 工場・作業場 | 0 | 3 | 8,277 | 0 | 98,707 |
| 3 | 30 | 神奈川県厚木市 | 一般住宅 | 3 | 0 | 128 | 0 | 403 |
| 4 | 7 | 愛知県新城市 | 工場・作業場 | 0 | 0 | 13,599 | 0 | 17,350 |
| 4 | 23 | 福岡県北九州市八幡西区 | (車両火災) | 3 | 0 | 0 | 0 | 11 |
| 4 | 30 | 宮城県岩沼市 | 倉庫 | 0 | 0 | 43,836 | 0 | 559,329 |
| 5 | 1 | 埼玉県さいたま市岩槻区 | その他 | 0 | 1 | 5,150 | 0 | 21,001 |
| 5 | 13 | 新潟県柏崎市 | 一般住宅 | 3 | 0 | 171 | 0 | 304 |
| 5 | 25 | 埼玉県寄居町 | 工場・作業場 | 0 | 0 | 1,979 | 0 | 59,862 |
| 7 | 4 | 熊本県芦北町 | 工場・作業場 | 0 | 0 | 6,252 | 0 | 34,786 |
| 7 | 5 | 静岡県吉田町 | 倉庫 | 4 | 5 | 6,857 | 0 | 調査中 |
| 7 | 9 | 愛知県知立市 | 飲食店 | 0 | 10 | 33 | 0 | 289 |
| 7 | 23 | 富山県氷見市 | 一般住宅 | 3 | 0 | 298 | 0 | 5,037 |
| 7 | 30 | 福島県郡山市 | 飲食店 | 1 | 19 | 0 | 0 | 122,611 |
| 8 | 5 | 愛知県一宮市 | 工場・作業場 | 0 | 0 | 2,812 | 0 | 66,217 |
| 8 | 18 | 愛媛県四国中央市 | 工場・作業場 | 0 | 0 | 1,729 | 0 | 30,602 |
| 8 | 31 | 栃木県大田原市 | 工場・作業場 | 0 | 0 | 2,182 | 0 | 49,428 |
| 9 | 19 | 愛知県豊田市 | (その他火災) | 0 | 0 | 0 | 0 | 32,845 |
| 10 | 13 | 福岡県北九州市若松区 | (その他火災) | 0 | 0 | 0 | 0 | 40,000 |
| 10 | 15 | 愛知県江南市 | 工場・作業場 | 0 | 0 | 99 | 0 | 88,085 |
| 10 | 20 | 宮崎県延岡市 | 工場・作業場 | 0 | 0 | 19,690 | 0 | 2,404,934 |
| 10 | 21 | 埼玉県さいたま市中央区 | 一般住宅 | 3 | 1 | 284 | 0 | 2,116 |
| 11 | 10 | 千葉県芝山町 | 非特定複合用途 | 0 | 0 | 3,722 | 0 | 27,862 |
| 11 | 18 | 東京都港区 | その他 | 0 | 0 | 2,761 | 0 | 180,792 |
| 11 | 30 | 岐阜県輪之内町 | 工場・作業場 | 0 | 0 | 2,662 | 0 | 105,073 |
| 12 | 3 | 岡山県倉敷市 | 工場・作業場 | 0 | 2 | 3,054 | 0 | 16,120 |
| 12 | 7 | 東京都港区 | 特定複合用途 | 0 | 1 | 0 | 0 | 52,783 |
| 12 | 14 | 長野県佐久市 | 一般住宅 | 4 | 0 | 237 | 0 | 1,520 |
| 12 | 21 | 石川県津幡町 | 一般住宅 | 3 | 4 | 232 | 0 | 2,850 |
| 12 | 21 | 栃木県宇都宮市 | 倉庫 | 0 | 0 | 5,845 | 0 | 32,752 |
| 12 | 22 | 三重県亀山市 | 工場・作業場 | 0 | 2 | 3,590 | 0 | 14,268 |

(注) 死者3人以上、負傷者10人以上、建物焼損床面積3,000㎡以上、林野焼損面積15,000a以上又は損害額3億円以上のものを掲げた。

資料 1-1-2 都道府県別火災損害状況

(令和2年中)

| 都道府県 | 区分 | 出火件数 | | | | | | | 焼損棟数 | | | | |
|-------|----|--------|--------|-------|-------|----|-----|--------|--------|-------|-------|-------|--------|
| | | 計 | 建物 | 林野 | 車両 | 船舶 | 航空機 | その他 | 計 | 全焼 | 半焼 | 部分焼 | ぼや |
| 北海道 | | 1,766 | 1,008 | 47 | 287 | 5 | 0 | 419 | 1,293 | 300 | 89 | 374 | 530 |
| 青森 | | 482 | 263 | 31 | 45 | 2 | 0 | 141 | 472 | 168 | 29 | 147 | 128 |
| 岩手 | | 376 | 202 | 38 | 36 | 0 | 0 | 100 | 366 | 157 | 28 | 116 | 65 |
| 宮城 | | 642 | 369 | 28 | 69 | 3 | 0 | 173 | 557 | 149 | 30 | 119 | 259 |
| 秋田 | | 306 | 173 | 24 | 27 | 1 | 0 | 81 | 312 | 120 | 20 | 104 | 68 |
| 山形 | | 308 | 155 | 26 | 31 | 0 | 0 | 96 | 234 | 82 | 10 | 80 | 62 |
| 福島 | | 494 | 245 | 36 | 63 | 0 | 0 | 150 | 443 | 159 | 26 | 123 | 135 |
| 茨城 | | 1,051 | 562 | 21 | 133 | 1 | 0 | 334 | 904 | 307 | 51 | 225 | 321 |
| 栃木 | | 600 | 328 | 32 | 61 | 0 | 0 | 179 | 516 | 200 | 29 | 143 | 144 |
| 群馬 | | 640 | 339 | 9 | 92 | 0 | 0 | 200 | 551 | 180 | 29 | 149 | 193 |
| 埼玉 | | 1,586 | 927 | 8 | 156 | 0 | 0 | 495 | 1,394 | 293 | 73 | 377 | 651 |
| 千葉 | | 1,654 | 860 | 77 | 140 | 3 | 0 | 574 | 1,234 | 277 | 51 | 286 | 620 |
| 東京 | | 3,721 | 2,677 | 5 | 217 | 0 | 0 | 822 | 3,038 | 75 | 85 | 520 | 2,358 |
| 神奈川 | | 1,804 | 1,094 | 9 | 181 | 3 | 0 | 517 | 1,318 | 126 | 55 | 332 | 805 |
| 新潟 | | 513 | 360 | 12 | 54 | 0 | 0 | 87 | 565 | 137 | 39 | 158 | 231 |
| 富山 | | 172 | 128 | 2 | 22 | 1 | 0 | 19 | 185 | 52 | 11 | 54 | 68 |
| 石川 | | 215 | 136 | 12 | 26 | 1 | 0 | 40 | 188 | 45 | 15 | 48 | 80 |
| 福井 | | 172 | 102 | 1 | 32 | 1 | 0 | 36 | 152 | 37 | 9 | 46 | 60 |
| 山梨 | | 304 | 145 | 17 | 31 | 0 | 0 | 111 | 226 | 83 | 13 | 55 | 75 |
| 長野 | | 775 | 349 | 32 | 69 | 0 | 0 | 325 | 547 | 192 | 35 | 166 | 154 |
| 岐阜 | | 611 | 318 | 25 | 58 | 0 | 0 | 210 | 518 | 161 | 28 | 144 | 185 |
| 静岡 | | 880 | 454 | 18 | 124 | 4 | 0 | 280 | 660 | 156 | 42 | 177 | 285 |
| 愛知 | | 1,870 | 976 | 27 | 231 | 1 | 0 | 635 | 1,363 | 251 | 78 | 370 | 664 |
| 三重 | | 615 | 288 | 21 | 64 | 2 | 0 | 240 | 417 | 113 | 18 | 120 | 166 |
| 滋賀 | | 378 | 202 | 7 | 48 | 0 | 0 | 121 | 295 | 61 | 17 | 73 | 144 |
| 京都 | | 487 | 316 | 15 | 45 | 1 | 0 | 110 | 435 | 67 | 30 | 108 | 230 |
| 大阪 | | 1,903 | 1,344 | 8 | 191 | 1 | 0 | 359 | 1,738 | 153 | 90 | 454 | 1,041 |
| 兵庫 | | 1,496 | 766 | 65 | 166 | 5 | 0 | 494 | 1,024 | 174 | 43 | 264 | 543 |
| 奈良 | | 418 | 170 | 4 | 46 | 0 | 0 | 198 | 225 | 56 | 15 | 58 | 96 |
| 和歌山 | | 294 | 137 | 9 | 17 | 0 | 0 | 131 | 210 | 66 | 12 | 35 | 97 |
| 鳥取 | | 177 | 76 | 8 | 16 | 1 | 0 | 76 | 115 | 32 | 7 | 34 | 42 |
| 島根 | | 269 | 119 | 40 | 13 | 1 | 0 | 96 | 181 | 71 | 7 | 25 | 78 |
| 岡山 | | 689 | 324 | 56 | 67 | 0 | 0 | 242 | 520 | 181 | 30 | 160 | 149 |
| 広島 | | 736 | 394 | 57 | 69 | 4 | 0 | 212 | 621 | 173 | 34 | 170 | 244 |
| 山口 | | 512 | 225 | 31 | 49 | 3 | 0 | 204 | 356 | 134 | 25 | 97 | 100 |
| 徳島 | | 286 | 137 | 13 | 27 | 1 | 0 | 108 | 212 | 80 | 18 | 40 | 74 |
| 香川 | | 319 | 137 | 24 | 30 | 3 | 0 | 125 | 204 | 68 | 15 | 68 | 53 |
| 愛媛 | | 372 | 215 | 15 | 26 | 2 | 0 | 114 | 354 | 118 | 15 | 93 | 128 |
| 高知 | | 257 | 119 | 21 | 17 | 0 | 0 | 100 | 220 | 77 | 12 | 60 | 71 |
| 福岡 | | 1,230 | 706 | 45 | 99 | 8 | 0 | 372 | 965 | 190 | 45 | 280 | 450 |
| 佐賀 | | 291 | 138 | 17 | 31 | 0 | 0 | 105 | 214 | 66 | 8 | 65 | 75 |
| 長崎 | | 394 | 187 | 42 | 25 | 4 | 0 | 136 | 305 | 89 | 16 | 84 | 116 |
| 熊本 | | 604 | 276 | 58 | 43 | 3 | 0 | 224 | 413 | 131 | 16 | 112 | 154 |
| 大分 | | 453 | 216 | 32 | 34 | 2 | 0 | 169 | 344 | 104 | 19 | 103 | 118 |
| 宮崎 | | 442 | 220 | 29 | 40 | 0 | 0 | 153 | 345 | 114 | 18 | 107 | 106 |
| 鹿児島 | | 667 | 296 | 36 | 58 | 3 | 0 | 274 | 519 | 217 | 21 | 140 | 141 |
| 沖縄 | | 460 | 187 | 49 | 60 | 8 | 0 | 156 | 208 | 28 | 8 | 55 | 117 |
| 都道府県計 | | 34,691 | 19,365 | 1,239 | 3,466 | 78 | 0 | 10,543 | 27,476 | 6,270 | 1,414 | 7,118 | 12,674 |
| 札幌市 | | 376 | 259 | 3 | 60 | 0 | 0 | 54 | 303 | 14 | 12 | 92 | 185 |
| 仙台市 | | 251 | 168 | 2 | 23 | 0 | 0 | 58 | 218 | 20 | 7 | 39 | 152 |
| さいたま市 | | 264 | 151 | 0 | 28 | 0 | 0 | 85 | 208 | 27 | 8 | 63 | 110 |
| 千葉市 | | 204 | 125 | 6 | 13 | 0 | 0 | 60 | 152 | 21 | 2 | 34 | 95 |
| 特別区 | | 2,737 | 2,062 | 0 | 129 | 0 | 0 | 546 | 2,307 | 33 | 60 | 400 | 1,814 |
| 横浜市 | | 624 | 380 | 0 | 61 | 3 | 0 | 180 | 460 | 32 | 15 | 131 | 282 |
| 川崎市 | | 326 | 224 | 0 | 24 | 0 | 0 | 78 | 247 | 12 | 5 | 55 | 175 |
| 相模原市 | | 152 | 88 | 5 | 12 | 0 | 0 | 47 | 110 | 15 | 3 | 26 | 66 |
| 新潟市 | | 140 | 109 | 0 | 12 | 0 | 0 | 19 | 168 | 34 | 10 | 39 | 85 |
| 静岡市 | | 146 | 81 | 1 | 21 | 3 | 0 | 40 | 117 | 18 | 4 | 24 | 71 |
| 浜松市 | | 166 | 74 | 7 | 26 | 0 | 0 | 59 | 101 | 21 | 5 | 34 | 41 |
| 名古屋市 | | 516 | 318 | 2 | 65 | 0 | 0 | 131 | 385 | 32 | 24 | 104 | 225 |
| 京都市 | | 204 | 154 | 3 | 17 | 0 | 0 | 30 | 198 | 14 | 19 | 56 | 109 |
| 大阪市 | | 704 | 543 | 0 | 45 | 1 | 0 | 115 | 652 | 30 | 31 | 178 | 413 |
| 堺市 | | 173 | 124 | 0 | 18 | 0 | 0 | 31 | 164 | 8 | 9 | 41 | 106 |
| 神戸市 | | 385 | 226 | 15 | 42 | 1 | 0 | 101 | 252 | 29 | 9 | 57 | 157 |
| 岡山市 | | 165 | 92 | 8 | 17 | 0 | 0 | 48 | 144 | 36 | 9 | 48 | 51 |
| 広島市 | | 214 | 135 | 5 | 14 | 0 | 0 | 60 | 172 | 18 | 8 | 38 | 108 |
| 北九州市 | | 248 | 147 | 10 | 16 | 2 | 0 | 73 | 211 | 42 | 9 | 68 | 92 |
| 福岡市 | | 261 | 188 | 1 | 18 | 3 | 0 | 51 | 212 | 5 | 6 | 61 | 140 |
| 熊本市 | | 147 | 91 | 8 | 11 | 1 | 0 | 36 | 113 | 16 | 3 | 29 | 65 |
| 21都市計 | | 8,403 | 5,739 | 76 | 672 | 14 | 0 | 1,902 | 6,894 | 477 | 258 | 1,617 | 4,542 |

(注) 21都市計については都道府県計の内数。

資料

資料 1-1-2 都道府県別火災損害状況 (つづき)

(令和2年中)

| 区分 | 焼 損 面 積 | | | 死 傷 者 数 | | り 災 世 帯 数 | | | | り 災 人 員 数 |
|--------|--------------|--------------|--------|---------|-------|-----------|-------|-------|--------|-----------|
| | 建物床面積 (㎡) | 建物表面積 (㎡) | 林野 (a) | 死者 | 負傷者 | 計 | 全損 | 半損 | 小損 | |
| 北海道 | 55,324 | 6,462 | 9,842 | 83 | 246 | 830 | 159 | 91 | 580 | 1,719 |
| 青森 | 24,590 | 2,508 | 2,027 | 27 | 96 | 236 | 71 | 15 | 150 | 538 |
| 岩手 | 22,760 | 3,499 | 1,485 | 18 | 76 | 199 | 72 | 16 | 111 | 452 |
| 宮城 | 64,198 | 1,532 | 304 | 26 | 112 | 324 | 75 | 26 | 223 | 738 |
| 秋田 | 17,593 | 2,423 | 1,792 | 24 | 60 | 167 | 65 | 10 | 92 | 422 |
| 山形 | 12,629 | 1,429 | 798 | 20 | 40 | 135 | 43 | 8 | 84 | 352 |
| 福島 | 22,188 | 4,056 | 1,212 | 24 | 96 | 530 | 83 | 14 | 433 | 1,051 |
| 茨城 | 33,402 | 3,300 | 1,301 | 35 | 126 | 446 | 143 | 37 | 266 | 995 |
| 栃木 | 30,791 | 5,902 | 642 | 31 | 91 | 283 | 101 | 15 | 167 | 677 |
| 群馬 | 22,770 | 2,617 | 62 | 28 | 110 | 270 | 70 | 18 | 182 | 576 |
| 埼玉 | 38,902 | 4,461 | 207 | 61 | 279 | 960 | 183 | 49 | 728 | 2,095 |
| 千葉 | 50,910 | 4,908 | 682 | 60 | 253 | 838 | 210 | 40 | 588 | 1,801 |
| 東京 | 16,264 | 7,396 | 726 | 87 | 712 | 2,244 | 161 | 127 | 1,956 | 4,282 |
| 神奈川 | 19,567 | 3,464 | 24 | 52 | 341 | 1,084 | 176 | 51 | 857 | 2,211 |
| 新潟 | 24,784 | 2,366 | 321 | 31 | 108 | 298 | 72 | 31 | 195 | 719 |
| 富山 | 10,033 | 736 | 34 | 14 | 32 | 114 | 35 | 9 | 70 | 274 |
| 石川 | 7,476 | 635 | 119 | 23 | 45 | 109 | 34 | 12 | 63 | 241 |
| 福井 | 9,181 | 520 | 5 | 11 | 32 | 70 | 19 | 5 | 46 | 180 |
| 山梨 | 8,176 | 720 | 764 | 13 | 39 | 91 | 25 | 7 | 59 | 198 |
| 長野 | 27,533 | 2,089 | 859 | 55 | 119 | 333 | 107 | 15 | 211 | 769 |
| 岐阜 | 25,888 | 1,752 | 176 | 26 | 86 | 298 | 80 | 20 | 198 | 713 |
| 静岡 | 24,778 | 2,240 | 219 | 42 | 132 | 379 | 91 | 25 | 263 | 816 |
| 愛知 | 53,644 | 4,938 | 246 | 60 | 265 | 889 | 154 | 65 | 670 | 1,932 |
| 三重 | 18,783 | 3,834 | 111 | 22 | 75 | 222 | 60 | 7 | 155 | 494 |
| 滋賀 | 10,344 | 1,067 | 83 | 13 | 62 | 159 | 31 | 9 | 119 | 388 |
| 京都 | 12,864 | 1,611 | 1,203 | 18 | 114 | 318 | 50 | 20 | 248 | 614 |
| 大阪 | 31,390 | 8,295 | 189 | 65 | 398 | 1,447 | 242 | 97 | 1,108 | 2,842 |
| 兵庫 | 28,461 | 2,620 | 5,706 | 53 | 252 | 725 | 147 | 40 | 538 | 1,481 |
| 奈良 | 5,522 | 883 | 70 | 11 | 55 | 134 | 27 | 7 | 100 | 288 |
| 和歌山 | 9,793 | 298 | 179 | 10 | 35 | 117 | 35 | 8 | 74 | 249 |
| 鳥取 | 5,545 | 554 | 159 | 8 | 22 | 69 | 20 | 4 | 45 | 172 |
| 島根 | 7,950 | 133 | 1,083 | 7 | 27 | 102 | 28 | 3 | 71 | 221 |
| 岡山 | 27,380 | 1,358 | 761 | 28 | 110 | 291 | 95 | 19 | 177 | 657 |
| 広島 | 26,049 | 1,581 | 702 | 30 | 143 | 420 | 122 | 14 | 284 | 881 |
| 山口 | 17,128 | 781 | 1,102 | 22 | 68 | 200 | 79 | 6 | 115 | 419 |
| 徳島 | 9,164 | 950 | 77 | 11 | 33 | 124 | 43 | 10 | 71 | 232 |
| 香川 | 7,220 | 396 | 168 | 11 | 46 | 109 | 31 | 7 | 71 | 238 |
| 愛媛 | 16,331 | 1,192 | 405 | 18 | 70 | 183 | 64 | 10 | 109 | 380 |
| 高知 | 6,275 | 1,684 | 307 | 9 | 33 | 115 | 38 | 7 | 70 | 207 |
| 福岡 | 25,857 | 2,823 | 2,301 | 39 | 157 | 639 | 142 | 39 | 458 | 1,247 |
| 佐賀 | 10,264 | 505 | 29 | 11 | 47 | 129 | 43 | 2 | 84 | 289 |
| 長崎 | 13,837 | 786 | 207 | 18 | 53 | 205 | 54 | 6 | 145 | 458 |
| 熊本 | 24,842 | 1,240 | 2,563 | 17 | 79 | 243 | 70 | 10 | 163 | 524 |
| 大分 | 15,364 | 1,105 | 1,696 | 17 | 47 | 237 | 93 | 5 | 139 | 506 |
| 宮崎 | 33,800 | 1,634 | 1,205 | 15 | 64 | 215 | 65 | 13 | 137 | 444 |
| 鹿児島 | 24,389 | 1,631 | 309 | 17 | 78 | 270 | 107 | 7 | 156 | 527 |
| 沖縄 | 3,120 | 1,679 | 423 | 5 | 19 | 131 | 29 | 17 | 85 | 245 |
| 都道府県計 | 1,015,053 | 108,593 | 44,885 | 1,326 | 5,583 | 17,931 | 3,944 | 1,073 | 12,914 | 37,754 |
| 札幌市 | 2,871 | 1,922 | 28 | 14 | 70 | 236 | 18 | 15 | 203 | 434 |
| 仙台市 | 3,094 | 307 | 0 | 9 | 39 | 143 | 19 | 3 | 121 | 308 |
| さいたま市 | 8,786 | 876 | 0 | 18 | 43 | 157 | 29 | 8 | 120 | 323 |
| 千葉市 | 2,115 | 190 | 30 | 7 | 30 | 94 | 21 | 5 | 68 | 197 |
| 特別区 | 10,514 | 5,643 | 0 | 58 | 549 | 1,664 | 103 | 89 | 1,472 | 3,114 |
| 横浜市 | 4,852 | 1,317 | 0 | 15 | 95 | 438 | 57 | 26 | 355 | 858 |
| 川崎市 | 4,334 | 414 | 0 | 8 | 78 | 210 | 31 | 6 | 173 | 394 |
| 相模原市 | 1,115 | 84 | 15 | 2 | 35 | 62 | 4 | 0 | 58 | 133 |
| 新潟市 | 5,044 | 354 | 0 | 5 | 30 | 107 | 25 | 12 | 70 | 255 |
| 静岡市 | 2,411 | 226 | 6 | 5 | 25 | 71 | 18 | 2 | 51 | 146 |
| 浜松市 | 2,127 | 721 | 20 | 7 | 20 | 52 | 10 | 4 | 38 | 116 |
| 名古屋市 | 6,139 | 987 | 61 | 11 | 99 | 317 | 38 | 31 | 248 | 586 |
| 京都市 | 4,190 | 939 | 738 | 9 | 64 | 180 | 16 | 18 | 146 | 313 |
| 大阪市 | 9,358 | 4,320 | 0 | 32 | 149 | 625 | 93 | 41 | 491 | 1,061 |
| 堺市 | 1,254 | 412 | 0 | 5 | 45 | 134 | 15 | 15 | 104 | 296 |
| 神戸市 | 4,569 | 304 | 76 | 12 | 55 | 192 | 30 | 14 | 148 | 360 |
| 岡山市 | 6,135 | 255 | 35 | 8 | 21 | 89 | 28 | 8 | 53 | 206 |
| 広島市 | 2,811 | 524 | 11 | 4 | 44 | 143 | 18 | 7 | 118 | 294 |
| 北九州市 | 6,103 | 477 | 1,328 | 11 | 36 | 172 | 43 | 8 | 121 | 302 |
| 福岡市 | 1,946 | 723 | 0 | 12 | 40 | 154 | 15 | 6 | 133 | 247 |
| 熊本市 | 2,350 | 233 | 49 | 5 | 16 | 108 | 18 | 6 | 84 | 206 |
| 21 都市計 | 92,118 | 21,228 | 2,397 | 257 | 1,583 | 5,348 | 649 | 324 | 4,375 | 10,149 |

(注) 21 都市計については都道府県計の内数。

資料 1-1-2 都道府県別火災損害状況（つづき）

（令和2年中）（単位：千円）

| 区分 都道府県 | 損害額 | | | | | | | | | |
|------------|-------------|------------|------------|------------|---------|-----------|---------|-----|-----------|-----------|
| | 計 | 建 物 | | | 林野 | 車両 | 船舶 | 航空機 | その他 | 爆発 |
| | | 小計 | 建物 | 収容物 | | | | | | |
| 北海道 | 2,919,231 | 2,613,825 | 1,939,769 | 674,056 | 20,328 | 241,892 | 18,776 | 0 | 24,262 | 148 |
| 青森 | 1,197,590 | 1,126,291 | 608,056 | 518,235 | 18,592 | 34,622 | 3,305 | 0 | 14,401 | 379 |
| 岩手 | 1,078,192 | 1,024,839 | 800,737 | 224,102 | 7,134 | 20,736 | 0 | 0 | 25,483 | 0 |
| 宮城 | 6,956,768 | 6,858,707 | 5,100,277 | 1,758,430 | 1,069 | 40,093 | 11,120 | 0 | 44,926 | 853 |
| 秋田 | 940,094 | 746,181 | 568,768 | 177,413 | 30,599 | 15,109 | 11,530 | 0 | 136,604 | 71 |
| 山形 | 520,601 | 501,025 | 366,327 | 134,698 | 114 | 14,842 | 0 | 0 | 4,620 | 0 |
| 福島 | 2,432,148 | 1,146,606 | 929,253 | 217,353 | 366 | 48,231 | 0 | 0 | 10,835 | 1,226,110 |
| 茨城 | 2,280,439 | 2,169,492 | 1,647,207 | 522,285 | 348 | 49,619 | 600 | 0 | 47,951 | 12,429 |
| 栃木 | 2,389,055 | 2,260,464 | 1,276,055 | 984,409 | 25,465 | 50,048 | 0 | 0 | 53,078 | 0 |
| 群馬 | 1,641,918 | 1,487,462 | 1,205,445 | 282,017 | 39 | 46,214 | 0 | 0 | 103,003 | 5,200 |
| 埼玉 | 3,649,493 | 3,418,313 | 2,302,451 | 1,115,862 | 6,426 | 95,228 | 180 | 0 | 128,254 | 1,092 |
| 千葉 | 5,124,695 | 4,898,775 | 2,836,328 | 2,062,447 | 2,495 | 95,630 | 6,413 | 0 | 116,809 | 4,573 |
| 東京 | 5,600,805 | 5,486,142 | 4,105,188 | 1,380,954 | 199 | 92,197 | 0 | 0 | 15,168 | 7,099 |
| 神奈川 | 1,790,745 | 1,671,274 | 1,372,664 | 298,610 | 10 | 77,496 | 19,754 | 0 | 22,066 | 145 |
| 新潟 | 1,480,273 | 1,438,786 | 1,203,016 | 235,770 | 13 | 38,197 | 0 | 0 | 3,172 | 105 |
| 富山 | 545,449 | 520,377 | 399,137 | 121,240 | 29 | 9,042 | 48 | 0 | 15,617 | 336 |
| 石川 | 503,248 | 486,437 | 311,504 | 174,933 | 476 | 11,942 | 0 | 0 | 4,381 | 12 |
| 福井 | 598,507 | 552,476 | 413,630 | 138,846 | 3 | 37,075 | 0 | 0 | 8,953 | 0 |
| 山梨 | 470,668 | 423,419 | 320,925 | 102,494 | 529 | 15,855 | 330 | 0 | 30,466 | 69 |
| 長野 | 1,701,265 | 1,535,954 | 1,175,065 | 360,889 | 1,798 | 45,984 | 0 | 0 | 111,999 | 5,530 |
| 岐阜 | 2,546,257 | 2,490,546 | 1,539,341 | 951,205 | 0 | 43,802 | 0 | 0 | 10,155 | 1,754 |
| 静岡 | 3,069,315 | 2,825,568 | 1,535,333 | 1,290,235 | 1,428 | 118,238 | 87,807 | 0 | 36,120 | 154 |
| 愛知 | 5,652,100 | 5,081,415 | 2,222,585 | 2,858,830 | 453 | 149,632 | 11,205 | 0 | 389,458 | 19,937 |
| 三重 | 1,467,752 | 1,392,164 | 1,041,901 | 350,263 | 175 | 37,190 | 3,568 | 0 | 34,655 | 0 |
| 滋賀 | 986,082 | 947,008 | 586,354 | 360,654 | 123 | 23,440 | 0 | 0 | 13,506 | 2,005 |
| 京都 | 984,983 | 948,275 | 684,453 | 263,822 | 9,815 | 22,931 | 139 | 0 | 3,743 | 80 |
| 大阪 | 2,854,794 | 2,716,234 | 1,772,730 | 943,504 | 4 | 110,968 | 771 | 0 | 25,367 | 1,450 |
| 兵庫 | 2,637,602 | 2,482,284 | 1,684,422 | 797,862 | 35,907 | 67,500 | 22,451 | 0 | 27,588 | 1,872 |
| 奈良 | 708,049 | 633,630 | 466,318 | 167,312 | 910 | 34,282 | 0 | 0 | 7,326 | 31,901 |
| 和歌山 | 749,253 | 725,357 | 548,909 | 176,448 | 891 | 4,537 | 0 | 0 | 18,468 | 0 |
| 鳥取 | 341,930 | 334,319 | 217,864 | 116,455 | 1,201 | 5,606 | 117 | 0 | 687 | 0 |
| 島根 | 339,454 | 319,814 | 273,063 | 46,751 | 4,921 | 10,296 | 1,000 | 0 | 2,102 | 1,321 |
| 岡山 | 1,311,064 | 1,209,168 | 912,834 | 296,334 | 561 | 63,097 | 0 | 0 | 37,947 | 291 |
| 広島 | 1,304,843 | 1,240,596 | 793,042 | 447,554 | 394 | 43,852 | 3,776 | 0 | 11,759 | 4,466 |
| 山口 | 800,441 | 696,800 | 577,221 | 119,579 | 1,304 | 39,366 | 385 | 0 | 44,756 | 17,830 |
| 徳島 | 577,849 | 548,874 | 472,483 | 76,391 | 39 | 22,810 | 517 | 0 | 5,607 | 2 |
| 香川 | 639,031 | 557,591 | 390,360 | 167,231 | 0 | 12,411 | 43,628 | 0 | 25,401 | 0 |
| 愛媛 | 1,081,555 | 995,642 | 542,447 | 453,195 | 1,705 | 13,796 | 473 | 0 | 69,939 | 0 |
| 高知 | 271,820 | 255,611 | 173,680 | 81,931 | 5,086 | 6,873 | 0 | 0 | 4,250 | 0 |
| 福岡 | 2,196,789 | 1,686,814 | 1,073,536 | 613,278 | 2,774 | 47,615 | 41,233 | 0 | 418,086 | 267 |
| 佐賀 | 552,275 | 531,529 | 438,073 | 93,456 | 46 | 14,440 | 0 | 0 | 6,260 | 0 |
| 長崎 | 811,819 | 748,314 | 550,738 | 197,576 | 223 | 14,721 | 34,240 | 0 | 13,689 | 632 |
| 熊本 | 1,267,140 | 1,186,253 | 773,656 | 412,597 | 4,804 | 16,711 | 19,116 | 0 | 31,552 | 8,704 |
| 大分 | 643,574 | 585,610 | 485,131 | 100,479 | 1,721 | 20,190 | 970 | 0 | 31,510 | 3,573 |
| 宮崎 | 24,696,609 | 24,646,934 | 8,841,688 | 15,805,246 | 10,626 | 12,624 | 0 | 0 | 24,004 | 2,421 |
| 鹿児島 | 944,412 | 837,146 | 551,482 | 285,664 | 330 | 24,018 | 60,760 | 0 | 21,890 | 268 |
| 沖縄 | 481,414 | 387,936 | 320,088 | 67,848 | 0 | 73,430 | 8,495 | 0 | 10,541 | 1,012 |
| 都道府県計 | 103,739,390 | 97,378,277 | 58,351,534 | 39,026,743 | 201,473 | 2,134,428 | 412,707 | 0 | 2,248,414 | 1,364,091 |
| 札幌市 | 257,333 | 246,688 | 139,930 | 106,758 | 0 | 9,091 | 0 | 0 | 1,426 | 128 |
| 仙台市 | 214,122 | 200,949 | 157,437 | 43,512 | 1 | 12,082 | 0 | 0 | 1,090 | 0 |
| さいたま市 | 585,507 | 533,002 | 275,095 | 257,907 | 0 | 27,659 | 0 | 0 | 24,339 | 507 |
| 千葉市 | 282,114 | 272,981 | 185,992 | 86,989 | 500 | 5,088 | 0 | 0 | 3,545 | 0 |
| 特別区 | 4,518,291 | 4,451,280 | 3,490,948 | 960,332 | 0 | 53,481 | 0 | 0 | 12,599 | 931 |
| 横浜市 | 480,093 | 438,172 | 371,360 | 66,812 | 0 | 17,907 | 19,754 | 0 | 4,257 | 3 |
| 川崎市 | 229,646 | 215,632 | 178,899 | 36,733 | 0 | 8,961 | 0 | 0 | 5,053 | 0 |
| 相模原市 | 88,228 | 80,578 | 60,356 | 20,222 | 10 | 6,166 | 0 | 0 | 1,474 | 0 |
| 新潟市 | 306,502 | 299,475 | 248,056 | 51,419 | 0 | 5,928 | 0 | 0 | 1,099 | 0 |
| 静岡市 | 241,162 | 198,302 | 167,750 | 30,552 | 31 | 28,239 | 2,807 | 0 | 11,783 | 0 |
| 浜松市 | 216,369 | 181,147 | 146,958 | 34,189 | 16 | 32,029 | 0 | 0 | 3,177 | 0 |
| 名古屋市 | 487,485 | 459,274 | 361,618 | 97,656 | 0 | 16,291 | 0 | 0 | 11,920 | 0 |
| 京都市 | 313,529 | 284,472 | 174,634 | 109,838 | 9,540 | 19,222 | 0 | 0 | 215 | 80 |
| 大阪市 | 931,724 | 882,276 | 524,484 | 357,792 | 0 | 45,782 | 51 | 0 | 3,615 | 0 |
| 堺市 | 151,608 | 139,082 | 116,551 | 22,531 | 0 | 10,389 | 720 | 0 | 1,417 | 0 |
| 神戸市 | 415,598 | 389,605 | 282,493 | 107,112 | 25 | 21,456 | 1 | 0 | 4,330 | 181 |
| 岡山市 | 263,148 | 249,542 | 178,257 | 71,285 | 0 | 11,679 | 0 | 0 | 1,927 | 0 |
| 広島市 | 216,427 | 206,167 | 105,006 | 101,161 | 0 | 4,592 | 0 | 0 | 2,428 | 3,240 |
| 北九州市 | 708,234 | 299,632 | 210,337 | 89,295 | 0 | 7,167 | 61 | 0 | 401,374 | 0 |
| 福岡市 | 192,073 | 153,370 | 87,371 | 65,999 | 0 | 2,967 | 34,028 | 0 | 1,441 | 267 |
| 熊本市 | 118,306 | 108,444 | 93,354 | 15,090 | 0 | 2,976 | 6,679 | 0 | 207 | 0 |
| 21都市計 | 11,217,499 | 10,290,070 | 7,556,886 | 2,733,184 | 10,123 | 349,152 | 64,101 | 0 | 498,716 | 5,337 |

（注）21都市計については都道府県計の内数。

資料

資料 1-1-3 月別火災損害状況

(令和2年中)

| 区分 月 | 出火件数 | | | | | | | 焼損棟数 | | | | |
|---------|--------|--------|-------|-------|----|-----|--------|--------|-------|-------|-------|--------|
| | 計 | 建物 | 林野 | 車両 | 船舶 | 航空機 | その他 | 計 | 全焼 | 半焼 | 部分焼 | ぼや |
| 1月 | 2,742 | 1,843 | 44 | 236 | 7 | 0 | 612 | 2,645 | 589 | 122 | 706 | 1,228 |
| 2月 | 3,384 | 1,881 | 117 | 279 | 3 | 0 | 1,104 | 2,797 | 691 | 148 | 721 | 1,237 |
| 3月 | 3,572 | 1,838 | 211 | 291 | 6 | 0 | 1,226 | 2,618 | 647 | 145 | 667 | 1,159 |
| 4月 | 3,569 | 1,755 | 242 | 272 | 7 | 0 | 1,293 | 2,704 | 728 | 166 | 726 | 1,084 |
| 5月 | 3,331 | 1,585 | 184 | 333 | 5 | 0 | 1,224 | 2,265 | 553 | 132 | 584 | 996 |
| 6月 | 2,566 | 1,324 | 78 | 261 | 4 | 0 | 899 | 1,835 | 394 | 88 | 496 | 857 |
| 7月 | 1,715 | 1,150 | 6 | 236 | 4 | 0 | 319 | 1,392 | 178 | 71 | 355 | 788 |
| 8月 | 2,943 | 1,514 | 68 | 350 | 8 | 0 | 1,003 | 2,156 | 458 | 101 | 568 | 1,029 |
| 9月 | 2,241 | 1,356 | 36 | 274 | 9 | 0 | 566 | 1,836 | 366 | 87 | 458 | 925 |
| 10月 | 2,525 | 1,442 | 63 | 327 | 7 | 0 | 686 | 1,960 | 423 | 84 | 493 | 960 |
| 11月 | 2,720 | 1,604 | 77 | 286 | 10 | 0 | 743 | 2,244 | 496 | 96 | 573 | 1,079 |
| 12月 | 3,383 | 2,073 | 113 | 321 | 8 | 0 | 868 | 3,024 | 747 | 174 | 771 | 1,332 |
| 計 | 34,691 | 19,365 | 1,239 | 3,466 | 78 | 0 | 10,543 | 27,476 | 6,270 | 1,414 | 7,118 | 12,674 |

(令和2年中)

| 区分 月 | 焼損面積 | | | 死傷者数 | | り災世帯数 | | | | り災人員数 |
|---------|--------------|--------------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|--------|
| | 建物床面積 (㎡) | 建物表面積 (㎡) | 林野 (a) | 死者 | 負傷者 | 計 | 全損 | 半損 | 小損 | |
| 1月 | 81,871 | 15,987 | 459 | 144 | 519 | 1,934 | 476 | 126 | 1,332 | 3,920 |
| 2月 | 92,438 | 10,326 | 2,412 | 164 | 534 | 1,862 | 483 | 102 | 1,277 | 3,961 |
| 3月 | 93,065 | 8,875 | 9,676 | 161 | 570 | 1,607 | 386 | 97 | 1,124 | 3,467 |
| 4月 | 153,764 | 9,732 | 8,671 | 107 | 516 | 1,723 | 370 | 115 | 1,238 | 3,838 |
| 5月 | 79,844 | 7,803 | 16,817 | 88 | 471 | 1,397 | 284 | 69 | 1,044 | 2,954 |
| 6月 | 56,256 | 5,482 | 1,270 | 72 | 410 | 1,101 | 227 | 60 | 814 | 2,431 |
| 7月 | 47,562 | 6,259 | 7 | 71 | 314 | 1,204 | 147 | 63 | 994 | 2,359 |
| 8月 | 74,177 | 7,387 | 482 | 67 | 461 | 1,276 | 212 | 92 | 972 | 2,775 |
| 9月 | 66,320 | 8,454 | 199 | 66 | 350 | 1,072 | 233 | 53 | 786 | 2,262 |
| 10月 | 82,056 | 9,385 | 2,696 | 95 | 371 | 1,256 | 301 | 68 | 887 | 2,559 |
| 11月 | 74,457 | 7,910 | 382 | 110 | 427 | 1,426 | 316 | 84 | 1,026 | 2,987 |
| 12月 | 113,243 | 10,993 | 1,814 | 181 | 640 | 2,073 | 509 | 144 | 1,420 | 4,241 |
| 計 | 1,015,053 | 108,593 | 44,885 | 1,326 | 5,583 | 17,931 | 3,944 | 1,073 | 12,914 | 37,754 |

(令和2年中) (単位：千円)

| 区分 月 | 損害額 | | | | | | | | | |
|---------|-------------|------------|------------|------------|---------|-----------|---------|-----|-----------|-----------|
| | 計 | 建物 | | | 林野 | 車両 | 船舶 | 航空機 | その他 | 爆発 |
| | | 小計 | 建物 | 収容物 | | | | | | |
| 1月 | 6,546,935 | 6,139,014 | 4,305,367 | 1,833,647 | 352 | 225,189 | 88,605 | 0 | 87,088 | 6,687 |
| 2月 | 6,270,268 | 6,031,934 | 4,407,596 | 1,624,338 | 26,737 | 124,217 | 5,528 | 0 | 80,440 | 1,412 |
| 3月 | 6,788,181 | 6,463,923 | 4,333,191 | 2,130,732 | 22,455 | 191,056 | 15,921 | 0 | 89,425 | 5,401 |
| 4月 | 11,789,890 | 11,478,054 | 8,440,160 | 3,037,894 | 49,936 | 168,700 | 17,164 | 0 | 74,517 | 1,519 |
| 5月 | 5,991,379 | 5,471,679 | 3,536,800 | 1,934,879 | 79,880 | 205,315 | 14,023 | 0 | 178,047 | 42,435 |
| 6月 | 3,925,865 | 3,667,865 | 2,719,421 | 948,444 | 7,928 | 107,118 | 49,508 | 0 | 83,136 | 10,310 |
| 7月 | 5,823,982 | 4,264,042 | 2,368,709 | 1,895,333 | 28 | 118,592 | 48,640 | 0 | 165,063 | 1,227,617 |
| 8月 | 5,680,749 | 5,355,711 | 3,055,718 | 2,299,993 | 2,933 | 233,056 | 5,648 | 0 | 82,672 | 729 |
| 9月 | 4,958,276 | 4,253,070 | 2,884,593 | 1,368,477 | 479 | 148,599 | 26,186 | 0 | 528,854 | 1,088 |
| 10月 | 30,405,687 | 29,620,633 | 11,705,725 | 17,914,908 | 632 | 223,500 | 13,950 | 0 | 518,270 | 28,702 |
| 11月 | 7,666,039 | 7,379,059 | 5,266,453 | 2,112,606 | 938 | 145,195 | 15,697 | 0 | 111,396 | 13,754 |
| 12月 | 7,892,139 | 7,253,293 | 5,327,801 | 1,925,492 | 9,175 | 243,891 | 111,837 | 0 | 249,506 | 24,437 |
| 計 | 103,739,390 | 97,378,277 | 58,351,534 | 39,026,743 | 201,473 | 2,134,428 | 412,707 | 0 | 2,248,414 | 1,364,091 |

資料 1-1-4 出火原因別火災損害状況

(令和2年中)

| 区分 出火原因 | 出 火 件 数 | | | | | | | 焼 損 面 積 | | | 焼損棟数 | り災 世帯数 | 損害額 (千円) |
|------------|---------|--------|-------|-------|----|-----|--------|------------------|------------------|-----------|--------|-----------|-------------|
| | 計 | 建物 | 林野 | 車両 | 船舶 | 航空機 | その他 | 建物 床面積 (㎡) | 建物 表面積 (㎡) | 林野 (a) | | | |
| たばこ | 3,104 | 1,858 | 55 | 115 | 1 | 0 | 1,075 | 51,531 | 6,870 | 2,882 | 2,447 | 2,361 | 3,728,669 |
| たき火 | 2,824 | 430 | 410 | 25 | 0 | 0 | 1,959 | 29,661 | 2,567 | 7,208 | 760 | 177 | 870,825 |
| こんろ | 2,792 | 2,735 | 1 | 26 | 0 | 0 | 30 | 29,671 | 5,004 | 7 | 3,005 | 2,499 | 2,187,692 |
| 放火 | 2,497 | 1,149 | 31 | 156 | 1 | 0 | 1,160 | 22,746 | 3,025 | 595 | 1,401 | 915 | 2,243,917 |
| 火入れ | 1,684 | 159 | 215 | 23 | 0 | 0 | 1,287 | 8,147 | 641 | 9,019 | 241 | 35 | 247,589 |
| 電気機器 | 1,611 | 1,228 | 1 | 264 | 6 | 0 | 112 | 19,302 | 4,019 | 4 | 1,364 | 727 | 2,252,057 |
| 放火の疑い | 1,555 | 578 | 60 | 67 | 3 | 0 | 847 | 23,112 | 1,949 | 886 | 858 | 433 | 1,532,950 |
| 電灯電話等の配線 | 1,398 | 1,027 | 8 | 18 | 5 | 0 | 340 | 78,597 | 7,923 | 171 | 1,478 | 895 | 6,002,429 |
| 配線器具 | 1,206 | 1,062 | 1 | 67 | 2 | 0 | 74 | 40,498 | 2,759 | 14 | 1,394 | 909 | 2,971,770 |
| ストーブ | 1,076 | 1,047 | 1 | 3 | 1 | 0 | 24 | 67,311 | 7,637 | 8 | 1,751 | 1,466 | 4,186,834 |
| 排気管 | 641 | 42 | 1 | 563 | 5 | 0 | 30 | 3,571 | 1,003 | 0 | 48 | 7 | 1,027,091 |
| 電気装置 | 585 | 386 | 0 | 122 | 3 | 0 | 74 | 12,045 | 978 | 2 | 459 | 100 | 2,186,936 |
| マッチ・ライター | 571 | 255 | 34 | 79 | 0 | 0 | 203 | 8,628 | 619 | 1,000 | 319 | 312 | 1,079,485 |
| 交通機関内配線 | 358 | 29 | 0 | 320 | 8 | 0 | 1 | 752 | 125 | 0 | 47 | 15 | 339,625 |
| 灯 火 | 354 | 343 | 0 | 2 | 0 | 0 | 9 | 14,611 | 1,700 | 0 | 510 | 480 | 1,065,833 |
| 溶接機・切断機 | 335 | 185 | 1 | 18 | 6 | 0 | 125 | 9,259 | 3,097 | 0 | 224 | 30 | 347,358 |
| 火あそび | 321 | 134 | 15 | 2 | 0 | 0 | 170 | 3,792 | 468 | 72 | 182 | 137 | 298,161 |
| 焼却炉 | 303 | 133 | 22 | 3 | 0 | 0 | 145 | 10,152 | 539 | 354 | 234 | 39 | 273,895 |
| 取 灰 | 253 | 164 | 13 | 11 | 0 | 0 | 65 | 14,126 | 994 | 28 | 295 | 132 | 647,781 |
| 煙突・煙道 | 156 | 140 | 0 | 4 | 0 | 0 | 12 | 9,489 | 686 | 3 | 208 | 102 | 311,793 |
| 風呂かまど | 136 | 132 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 10,745 | 460 | 4 | 237 | 156 | 495,138 |
| 内燃機関 | 120 | 18 | 0 | 92 | 2 | 0 | 8 | 505 | 132 | 0 | 28 | 6 | 87,067 |
| 衝突の火花 | 111 | 2 | 1 | 103 | 0 | 0 | 5 | 13 | 15 | 36 | 7 | 1 | 54,106 |
| 炉 | 98 | 87 | 0 | 5 | 0 | 0 | 6 | 2,882 | 240 | 0 | 94 | 14 | 396,997 |
| ポイラー | 54 | 40 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 1,335 | 50 | 5 | 49 | 33 | 78,826 |
| かまど | 46 | 39 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 | 2,951 | 165 | 2 | 88 | 31 | 101,745 |
| こたつ | 38 | 37 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2,884 | 102 | 0 | 61 | 43 | 125,036 |
| その他 | 6,244 | 3,420 | 197 | 826 | 10 | 0 | 1,791 | 147,096 | 22,431 | 10,371 | 4,493 | 1,916 | 12,438,657 |
| 不明・調査中 | 4,220 | 2,506 | 172 | 551 | 25 | 0 | 966 | 389,641 | 32,395 | 12,214 | 5,194 | 3,960 | 56,159,128 |
| 合 計 | 34,691 | 19,365 | 1,239 | 3,466 | 78 | 0 | 10,543 | 1,015,053 | 108,593 | 44,885 | 27,476 | 17,931 | 103,739,390 |

資料

資料 1-1-5 主な出火原因の推移（上位 10 位）

| 順位 | 平成 27 年 | | | 平成 28 年 | | | 平成 29 年 | | |
|----|-----------------|--------|------|-----------------|--------|------|-----------------|--------|------|
| | 出火原因 | 出火件数 | 構成割合 | 出火原因 | 出火件数 | 構成割合 | 出火原因 | 出火件数 | 構成割合 |
| | | | % | | | % | | | % |
| 1 | 放 火 | 4,033 | 10.3 | 放 火 | 3,586 | 9.7 | た ば こ | 3,712 | 9.4 |
| 2 | た ば こ | 3,638 | 9.3 | た ば こ | 3,483 | 9.5 | 放 火 | 3,528 | 9.0 |
| 3 | こ ん ろ | 3,497 | 8.9 | こ ん ろ | 3,136 | 8.5 | こ ん ろ | 3,032 | 7.7 |
| 4 | 放 火 の 疑 い | 2,469 | 6.3 | 放 火 の 疑 い | 2,228 | 6.0 | た き 火 | 2,857 | 7.3 |
| 5 | た き 火 | 2,305 | 5.9 | た き 火 | 2,124 | 5.8 | 放 火 の 疑 い | 2,305 | 5.9 |
| 6 | 火 入 れ | 1,343 | 3.4 | 電 灯 電 話 等 の 配 線 | 1,310 | 3.6 | 火 入 れ | 1,772 | 4.5 |
| 7 | 電 灯 電 話 等 の 配 線 | 1,341 | 3.4 | ス ト ー ブ | 1,210 | 3.3 | 電 灯 電 話 等 の 配 線 | 1,453 | 3.7 |
| 8 | ス ト ー ブ | 1,228 | 3.1 | 火 入 れ | 1,197 | 3.2 | ス ト ー ブ | 1,355 | 3.4 |
| 9 | 配 線 器 具 | 1,160 | 3.0 | 電 気 機 器 | 1,132 | 3.1 | 電 気 機 器 | 1,277 | 3.2 |
| 10 | 電 気 機 器 | 1,104 | 2.8 | 配 線 器 具 | 1,132 | 3.1 | 配 線 器 具 | 1,221 | 3.1 |
| | 出 火 総 件 数 | 39,111 | | 出 火 総 件 数 | 36,831 | | 出 火 総 件 数 | 39,373 | |

| 順位 | 平成 30 年 | | | 令和元年 | | | 令和 2 年 | | |
|----|-----------------|--------|------|-----------------|--------|------|-----------------|--------|------|
| | 出火原因 | 出火件数 | 構成割合 | 出火原因 | 出火件数 | 構成割合 | 出火原因 | 出火件数 | 構成割合 |
| | | | % | | | % | | | % |
| 1 | た ば こ | 3,414 | 9.0 | た ば こ | 3,581 | 9.5 | た ば こ | 3,104 | 8.9 |
| 2 | た き 火 | 3,095 | 8.1 | た き 火 | 2,930 | 7.8 | た き 火 | 2,824 | 8.1 |
| 3 | こ ん ろ | 2,852 | 7.5 | こ ん ろ | 2,918 | 7.7 | こ ん ろ | 2,792 | 8.0 |
| 4 | 放 火 | 2,784 | 7.3 | 放 火 | 2,757 | 7.3 | 放 火 | 2,497 | 7.2 |
| 5 | 放 火 の 疑 い | 1,977 | 5.2 | 放 火 の 疑 い | 1,810 | 4.8 | 火 入 れ | 1,684 | 4.9 |
| 6 | 火 入 れ | 1,856 | 4.9 | 火 入 れ | 1,758 | 4.7 | 電 気 機 器 | 1,611 | 4.6 |
| 7 | 電 灯 電 話 等 の 配 線 | 1,642 | 4.3 | 電 気 機 器 | 1,633 | 4.3 | 放 火 の 疑 い | 1,555 | 4.5 |
| 8 | 電 気 機 器 | 1,405 | 3.7 | 電 灯 電 話 等 の 配 線 | 1,576 | 4.2 | 電 灯 電 話 等 の 配 線 | 1,398 | 4.0 |
| 9 | 配 線 器 具 | 1,297 | 3.4 | 配 線 器 具 | 1,352 | 3.6 | 配 線 器 具 | 1,206 | 3.5 |
| 10 | ス ト ー ブ | 1,197 | 3.2 | ス ト ー ブ | 1,144 | 3.0 | ス ト ー ブ | 1,076 | 3.1 |
| | 出 火 総 件 数 | 37,981 | | 出 火 総 件 数 | 37,683 | | 出 火 総 件 数 | 34,691 | |

資料 1-1-6 昭和 21 年以降の火災損害状況

| 年 | 出火件数 | | | | | | | 焼損棟数 | | | | | 焼損面積 | | | 死傷者数 | |
|----------------|--------|--------|-------|-------|-----|-------|--------|--------|--------|-------|--------|-----------|-------------------------|-------------------------|---------|-------|-------|
| | 計 | 建物 | 林野 | 車両 | 船舶 | 航空機 | その他 | 計 | 全焼 | 半焼 | 部分焼 | ぼや | 建物床面積 (m ²) | 建物表面積 (m ²) | 林野 (a) | 死者 | 負傷者 |
| 昭和 21 年 (1946) | 14,460 | 14,460 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 3,533,924 | - | - | 420 | 1,695 |
| 22 | 18,806 | 15,888 | 2,918 | - | - | - | - | - | - | - | - | 3,891,485 | - | 3,909,947 | 485 | 2,695 | |
| 23 | 17,022 | 15,099 | 1,923 | - | - | - | - | - | - | - | - | 2,551,689 | - | 3,065,084 | 407 | 2,046 | |
| 24 | 18,484 | 16,346 | 1,334 | 261 | 111 | 432 | - | - | - | - | - | 3,032,367 | - | 2,236,649 | 425 | 4,333 | |
| 25 (1950) | 19,243 | 16,663 | 1,161 | 470 | 102 | 847 | - | - | - | - | - | 2,286,742 | - | 3,271,516 | 423 | 4,269 | |
| 26 | 21,263 | 18,130 | 1,582 | - | - | 1,551 | - | - | - | - | - | 2,368,582 | - | 1,637,308 | 678 | 6,475 | |
| 27 | 22,075 | 18,350 | 1,501 | 974 | 150 | 1,100 | - | - | - | - | - | 2,353,260 | - | 6,054,526 | 471 | 7,844 | |
| 28 | 25,677 | 21,214 | 1,726 | 1,299 | 167 | 1,271 | - | - | - | - | - | 2,167,810 | - | 5,289,788 | 499 | 4,392 | |
| 29 | 27,870 | 22,618 | 1,579 | 1,674 | 179 | 1,820 | - | - | - | - | - | 2,301,493 | - | 1,112,726 | 525 | 6,523 | |
| 30 (1955) | 29,947 | 23,769 | 1,840 | 2,054 | 192 | 2,092 | - | 36,231 | 20,300 | 5,798 | 10,133 | 2,211,096 | - | 555,849 | 694 | 6,764 | |
| 31 | 33,312 | 25,814 | 2,109 | 2,531 | 251 | 2,607 | - | 41,418 | 25,368 | 5,709 | 10,341 | 2,650,923 | - | 1,515,085 | 640 | 7,511 | |
| 32 | 34,650 | 26,170 | 2,844 | 2,408 | 257 | 2,971 | - | 37,705 | 20,909 | 5,552 | 11,244 | 2,094,371 | - | 1,638,211 | 626 | 7,313 | |
| 33 | 36,178 | 27,861 | 2,229 | 2,637 | 257 | 3,194 | - | 39,196 | 20,860 | 5,828 | 12,508 | 1,984,887 | - | 614,885 | 583 | 7,584 | |
| 34 | 36,913 | 28,218 | 2,093 | 2,883 | 321 | 3,398 | - | 41,446 | 17,073 | 5,484 | 18,889 | 1,812,226 | - | 1,144,534 | 655 | 7,937 | |
| 35 (1960) | 43,679 | 31,187 | 3,941 | 3,411 | 347 | 4,793 | - | 41,014 | 19,765 | 6,251 | 14,998 | 2,056,123 | - | 1,253,790 | 780 | 8,113 | |
| 36 | 47,106 | 32,573 | 4,209 | 3,801 | 364 | 6,159 | - | 46,265 | 23,877 | 6,632 | 15,756 | 2,472,998 | - | 18,266,307 | 806 | 8,774 | |
| 37 | 49,644 | 33,532 | 5,049 | 3,981 | 342 | 6,740 | - | 44,867 | 21,433 | 7,038 | 16,396 | 2,409,001 | - | 1,274,708 | 861 | 8,610 | |
| 38 | 50,478 | 33,546 | 5,443 | 4,120 | 330 | 7,039 | - | 42,930 | 19,881 | 6,793 | 16,256 | 2,334,986 | - | 1,945,517 | 853 | 8,622 | |
| 39 | 49,020 | 33,647 | 4,572 | 4,107 | 354 | 6,340 | - | 43,688 | 19,717 | 6,711 | 17,260 | 2,530,362 | - | 821,496 | 940 | 9,145 | |
| 40 (1965) | 54,157 | 34,614 | 7,842 | 3,888 | 357 | 7,456 | - | 45,116 | 20,882 | 7,092 | 17,142 | 2,490,196 | - | 2,099,485 | 965 | 9,308 | |
| 41 | 48,057 | 32,983 | 4,336 | 3,924 | 337 | 6,477 | - | 41,103 | 18,041 | 6,230 | 16,832 | 2,318,555 | - | 890,964 | 1,111 | 8,210 | |
| 42 | 54,506 | 35,687 | 6,833 | 3,732 | 330 | 7,924 | - | 45,840 | 19,383 | 6,790 | 19,667 | 2,436,970 | - | 1,129,115 | 1,106 | 9,370 | |
| 43 | 53,654 | 34,453 | 6,628 | 3,784 | 261 | 8,528 | - | 43,864 | 17,579 | 6,450 | 19,835 | 2,245,673 | - | 1,270,689 | 1,160 | 8,807 | |
| 44 | 56,797 | 37,653 | 5,348 | 4,176 | 300 | 7 | 9,313 | 51,328 | 18,680 | 5,589 | 27,059 | 2,555,551 | - | 1,508,517 | 1,334 | 9,302 | |
| 45 (1970) | 63,905 | 39,845 | 7,033 | 4,182 | 317 | 6 | 12,522 | 55,266 | 19,278 | 5,627 | 30,361 | 2,705,789 | - | 1,462,299 | 1,595 | 9,725 | |
| 46 | 64,019 | 39,549 | 7,101 | 4,057 | 306 | 5 | 13,001 | 53,810 | 17,604 | 5,350 | 30,856 | 2,514,028 | - | 1,247,049 | 1,483 | 9,208 | |
| 47 | 58,291 | 38,868 | 4,541 | 3,774 | 313 | 8 | 10,787 | 51,900 | 15,896 | 5,230 | 30,774 | 2,434,485 | - | 471,847 | 1,672 | 9,692 | |
| 48 | 73,072 | 42,551 | 8,311 | 3,986 | 301 | 7 | 17,916 | 57,243 | 17,736 | 5,800 | 33,707 | 2,571,700 | - | 840,278 | 1,870 | 9,789 | |
| 49 | 67,712 | 39,143 | 8,351 | 3,420 | 303 | 4 | 16,491 | 52,539 | 15,842 | 5,150 | 31,547 | 2,289,580 | - | 1,093,723 | 1,646 | 9,070 | |
| 50 (1975) | 62,212 | 38,455 | 5,517 | 3,078 | 248 | 4 | 14,910 | 50,275 | 14,423 | 4,980 | 30,872 | 2,082,624 | - | 698,419 | 1,674 | 8,232 | |
| 51 | 62,304 | 38,796 | 5,549 | 3,099 | 233 | 5 | 14,622 | 52,956 | 16,441 | 5,113 | 31,402 | 2,267,147 | - | 567,919 | 1,648 | 9,365 | |
| 52 | 63,974 | 39,302 | 5,227 | 3,392 | 215 | 2 | 15,836 | 51,828 | 14,387 | 5,090 | 32,351 | 2,124,268 | - | 555,642 | 1,909 | 8,506 | |
| 53 | 70,423 | 39,912 | 7,208 | 3,590 | 254 | 5 | 19,454 | 53,552 | 15,317 | 5,155 | 33,080 | 2,209,124 | - | 773,054 | 1,854 | 8,718 | |
| 54 | 63,794 | 38,291 | 5,534 | 3,639 | 244 | 4 | 16,082 | 51,925 | 14,291 | 4,917 | 32,717 | 2,043,066 | - | 395,933 | 2,070 | 8,157 | |
| 55 (1980) | 59,885 | 38,014 | 4,120 | 3,773 | 155 | 2 | 13,821 | 51,317 | 13,890 | 4,954 | 32,473 | 2,128,326 | - | 530,685 | 1,947 | 8,049 | |
| 56 | 60,788 | 38,882 | 3,709 | 4,050 | 157 | 7 | 13,983 | 53,239 | 14,441 | 5,166 | 33,632 | 2,094,854 | - | 196,866 | 1,971 | 8,004 | |
| 57 | 60,568 | 36,996 | 4,579 | 4,417 | 173 | 2 | 14,401 | 49,331 | 12,832 | 4,692 | 31,807 | 1,932,409 | - | 313,606 | 1,849 | 8,112 | |
| 58 | 59,740 | 37,395 | 3,918 | 4,638 | 179 | 4 | 13,606 | 50,615 | 13,563 | 4,686 | 32,366 | 1,954,917 | - | 766,602 | 1,828 | 7,407 | |
| 59 | 63,789 | 38,254 | 4,786 | 4,758 | 147 | 2 | 15,842 | 51,949 | 13,767 | 5,025 | 33,157 | 2,031,409 | - | 372,739 | 2,089 | 7,858 | |
| 60 (1985) | 59,865 | 36,879 | 4,155 | 4,988 | 160 | 7 | 13,676 | 49,717 | 12,927 | 4,582 | 32,208 | 1,977,347 | - | 492,389 | 1,747 | 7,550 | |
| 61 | 63,272 | 38,121 | 4,838 | 5,179 | 173 | 3 | 14,958 | 51,026 | 12,879 | 4,696 | 33,451 | 1,944,033 | - | 489,257 | 2,061 | 7,731 | |
| 62 | 58,833 | 36,515 | 4,120 | 5,272 | 111 | 5 | 12,810 | 49,255 | 12,552 | 4,261 | 32,442 | 1,854,633 | - | 488,983 | 1,857 | 7,681 | |
| 63 | 59,674 | 37,090 | 3,589 | 5,591 | 134 | 5 | 13,265 | 50,336 | 12,621 | 4,428 | 33,287 | 1,859,535 | - | 317,623 | 2,116 | 7,703 | |
| 平成元年 | 55,763 | 35,186 | 2,894 | 5,744 | 138 | 4 | 11,797 | 47,437 | 11,452 | 4,074 | 31,911 | 1,734,055 | - | 211,689 | 1,747 | 7,292 | |
| 2 (1990) | 56,505 | 34,768 | 2,858 | 6,173 | 148 | 4 | 12,554 | 47,536 | 11,782 | 4,063 | 31,691 | 1,674,064 | - | 133,325 | 1,828 | 7,097 | |
| 3 | 54,879 | 34,263 | 2,535 | 6,207 | 123 | 3 | 11,748 | 46,043 | 11,053 | 3,848 | 31,142 | 1,656,447 | - | 273,890 | 1,817 | 6,948 | |
| 4 | 54,762 | 33,532 | 2,262 | 6,281 | 139 | 1 | 12,547 | 45,783 | 11,373 | 3,770 | 30,640 | 1,691,124 | - | 232,316 | 1,882 | 6,896 | |
| 5 | 56,700 | 33,608 | 3,191 | 6,498 | 121 | 2 | 13,280 | 46,124 | 11,269 | 3,934 | 30,921 | 1,668,483 | - | 326,001 | 1,841 | 6,895 | |
| 6 | 63,015 | 34,315 | 4,534 | 6,765 | 136 | 3 | 17,262 | 47,980 | 12,185 | 4,111 | 31,684 | 1,795,118 | - | 277,582 | 1,898 | 7,007 | |
| 7 (1995) | 62,913 | 34,539 | 4,072 | 6,971 | 125 | 2 | 17,204 | 57,957 | 18,820 | 4,263 | 16,915 | 17,959 | 2,574,330 | 181,210 | 201,614 | 2,356 | 7,279 |
| 8 | 64,066 | 34,756 | 4,339 | 7,164 | 143 | 4 | 17,660 | 51,046 | 11,861 | 4,027 | 16,772 | 18,386 | 1,709,736 | 177,323 | 241,990 | 1,978 | 8,044 |
| 9 | 61,889 | 34,519 | 3,766 | 7,434 | 124 | 5 | 16,041 | 51,476 | 11,506 | 4,234 | 16,621 | 19,115 | 1,818,807 | 165,664 | 312,373 | 2,095 | 7,618 |
| 10 | 54,514 | 32,519 | 1,913 | 7,459 | 133 | 3 | 12,487 | 43,782 | 9,711 | 3,470 | 14,358 | 16,243 | 1,553,153 | 159,613 | 80,820 | 2,062 | 7,309 |
| 11 | 58,526 | 33,330 | 2,661 | 7,860 | 143 | 3 | 14,529 | 45,405 | 10,597 | 3,780 | 14,642 | 16,386 | 1,612,347 | 172,561 | 100,875 | 2,122 | 7,576 |
| 12 | 62,454 | 34,028 | 2,805 | 8,303 | 128 | 4 | 17,186 | 46,516 | 10,746 | 3,564 | 14,757 | 17,449 | 1,594,049 | 172,355 | 145,451 | 2,034 | 8,281 |
| 13 | 63,591 | 34,130 | 3,007 | 8,454 | 126 | 5 | 17,869 | 46,186 | 10,426 | 3,555 | 14,587 | 17,618 | 1,598,642 | 170,945 | 177,288 | 2,195 | 8,244 |
| 14 | 63,651 | 34,171 | 3,343 | 7,785 | 113 | 4 | 18,235 | 47,460 | 10,809 | 3,988 | 14,849 | 17,814 | 1,649,751 | 196,454 | 263,353 | 2,235 | 8,786 |
| 15 | 56,333 | 32,534 | 1,810 | 7,366 | 136 | 3 | 14,484 | 44,031 | 9,686 | 3,230 | 13,597 | 17,518 | 1,571,921 | 168,235 | 72,565 | 2,248 | 8,605 |
| 16 | 60,387 | 33,325 | 2,592 | 7,077 | 132 | 10 | 17,251 | 46,018 | 10,609 | 3,517 | 13,754 | 18,138 | 1,574,582 | 158,292 | 156,779 | 2,004 | 8,641 |
| 17 (2005) | 57,460 | 33,049 | 2,215 | 6,630 | 124 | 6 | 15,436 | 46,188 | 10,602 | 3,335 | 13,762 | 18,489 | 1,502,781 | 155,299 | 111,585 | 2,195 | 8,850 |
| 18 | 53,276 | 31,506 | 1,576 | 6,243 | 102 | 1 | 13,848 | 42,612 | 8,867 | 3,092 | 12,921 | 17,732 | 1,386,092 | 143,185 | 82,925 | 2,067 | 8,541 |
| 19 | 54,582 | 31,248 | 2,157 | 5,798 | 123 | 6 | 15,250 | 43,168 | 9,483 | 2,867 | 12,443 | 18,375 | 1,387,149 | 152,984 | 71,714 | 2,005 | 8,490 |
| 20 | 52,394 | 30,053 | 1,891 | 5,358 | 101 | 3 | 14,988 | 40,588 | 8,628 | 2,761 | 11,548 | 17,651 | 1,317,231 | 148,018</ | | | |

資料 1-1-6 昭和 21 年以降の火災損害状況 (つづき)

| り災世帯数 | | | | り災 人員数 | 損害額 (千円) | | | | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|-----------|-------------|-------------|-------------|------------|-----------|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|
| 計 | 全損 | 半損 | 小損 | | 計 | 建物 | | | 林野 | 車両 | 船舶 | 航空機 | その他 | 爆発 |
| | | | | | | 小計 | 建物 | 収容物 | | | | | | |
| 23,954 | 21,193 | 2,761 | - | - | 3,333,057 | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 34,283 | 30,162 | 4,121 | - | - | 10,864,194 | - | - | - | 202,730 | - | - | - | - | - |
| 22,561 | 18,664 | 3,897 | - | - | 13,323,769 | - | - | - | 280,845 | - | - | - | - | - |
| 25,908 | 21,597 | 4,311 | - | - | 26,997,306 | 26,153,038 | - | - | 198,128 | 68,676 | 365,300 | 212,164 | - | - |
| 20,589 | 16,694 | 3,895 | - | - | 21,812,185 | 21,206,878 | - | - | 343,607 | 77,845 | 123,847 | 60,008 | - | - |
| 20,234 | 16,121 | 4,113 | - | - | 22,228,151 | 21,847,986 | - | - | 152,172 | - | 227,993 | - | - | - |
| 21,368 | 17,998 | 3,370 | - | - | 38,613,883 | 37,704,725 | - | - | 731,901 | 79,564 | 64,708 | 32,985 | - | - |
| 17,585 | 13,853 | 3,732 | - | - | 24,255,833 | 23,394,394 | - | - | 655,216 | 83,846 | 104,084 | 18,293 | - | - |
| 27,567 | 16,829 | 10,738 | - | 133,668 | 32,859,786 | 32,329,667 | 13,976,474 | 18,353,193 | 386,375 | 64,657 | 55,805 | 23,282 | - | - |
| 29,234 | 16,717 | 12,517 | - | 139,117 | 31,859,417 | 31,301,021 | 12,644,431 | 18,656,590 | 212,575 | 227,786 | 87,232 | 30,803 | - | - |
| 31,250 | 18,417 | 12,833 | - | 150,795 | 37,128,320 | 35,566,526 | 16,631,028 | 18,935,498 | 890,006 | 110,097 | 106,733 | 454,958 | - | - |
| 28,385 | 15,116 | 13,269 | - | 138,397 | 26,251,287 | 23,522,522 | 9,689,987 | 13,832,535 | 1,693,325 | 85,290 | 200,244 | 749,906 | - | - |
| 30,942 | 16,109 | 14,833 | - | 144,247 | 21,749,898 | 21,198,296 | 8,960,668 | 12,237,628 | 305,388 | 128,664 | 69,774 | 47,776 | - | - |
| 35,067 | 12,868 | 22,199 | - | 167,710 | 20,803,401 | 20,307,075 | 8,211,205 | 12,095,870 | 127,555 | 110,263 | 104,990 | 153,518 | - | - |
| 34,220 | 14,961 | 19,259 | - | 156,564 | 24,433,611 | 23,410,593 | 9,139,485 | 14,271,108 | 528,606 | 153,553 | 107,769 | 233,090 | - | - |
| 37,804 | 17,757 | 20,047 | - | 171,272 | 43,020,927 | 36,092,254 | 13,184,610 | 22,907,644 | 5,826,308 | 187,777 | 165,125 | 749,463 | - | - |
| 37,070 | 16,580 | 20,490 | - | 166,802 | 40,199,998 | 38,174,597 | 15,268,732 | 22,905,865 | 954,962 | 210,625 | 134,348 | 725,466 | - | - |
| 35,624 | 15,210 | 20,414 | - | 158,978 | 39,020,771 | 36,481,762 | 14,239,854 | 22,241,908 | 1,103,613 | 254,215 | 169,223 | 1,011,958 | - | - |
| 35,387 | 15,363 | 20,024 | - | 152,363 | 52,908,641 | 46,876,331 | 17,307,802 | 29,568,529 | 431,906 | 299,906 | 181,801 | 5,118,697 | - | - |
| 35,935 | 16,290 | 19,645 | - | 151,258 | 51,203,175 | 44,807,241 | 17,598,957 | 27,208,284 | 3,393,137 | 312,592 | 296,844 | 2,393,361 | - | - |
| 33,764 | 15,152 | 18,612 | - | 138,364 | 48,865,228 | 43,964,947 | 17,096,026 | 26,868,921 | 499,555 | 281,577 | 152,188 | 3,966,961 | - | - |
| 36,440 | 15,533 | 20,907 | - | 143,827 | 53,294,553 | 49,792,014 | 19,342,703 | 30,449,311 | 1,842,062 | 423,371 | 348,586 | 888,520 | - | - |
| 34,164 | 14,113 | 20,051 | - | 143,195 | 54,252,470 | 50,061,631 | 19,026,977 | 31,034,654 | 2,709,421 | 502,821 | 240,714 | 737,883 | - | - |
| 39,533 | 15,506 | 4,502 | 19,525 | 145,372 | 70,171,860 | 64,988,676 | 26,964,044 | 38,024,632 | 2,652,718 | 531,654 | 779,980 | 503,170 | 715,662 | - |
| 41,782 | 15,697 | 4,820 | 21,265 | 151,103 | 83,387,083 | 77,142,149 | 31,674,117 | 45,468,032 | 2,496,673 | 618,796 | 702,362 | 679,465 | 1,747,638 | - |
| 42,636 | 15,158 | 4,588 | 22,890 | 148,152 | 78,569,529 | 73,759,751 | 29,321,666 | 44,438,085 | 2,680,367 | 700,125 | 416,660 | 283,343 | 729,283 | - |
| 40,176 | 13,291 | 4,266 | 22,619 | 137,966 | 84,106,133 | 80,955,770 | 29,783,453 | 51,172,317 | 843,362 | 746,547 | 487,230 | 152,782 | 920,442 | - |
| 43,464 | 14,458 | 4,507 | 24,499 | 147,650 | 113,795,975 | 105,831,401 | 41,414,311 | 64,417,090 | 2,324,963 | 970,063 | 659,786 | 126,580 | 3,883,182 | - |
| 40,153 | 12,305 | 4,371 | 23,477 | 135,395 | 112,305,713 | 104,960,973 | 40,271,212 | 64,689,761 | 3,400,455 | 978,744 | 1,389,356 | 133,520 | 1,442,665 | - |
| 39,030 | 11,976 | 3,921 | 23,133 | 128,561 | 110,148,495 | 106,427,660 | 44,816,523 | 61,611,137 | 879,275 | 913,124 | 447,877 | 462,140 | 1,018,419 | - |
| 40,716 | 13,034 | 4,002 | 23,680 | 134,604 | 160,953,944 | 152,946,191 | 68,017,902 | 84,928,289 | 2,393,271 | 1,002,986 | 1,185,988 | 238,959 | 3,186,549 | - |
| 39,693 | 11,614 | 4,023 | 24,056 | 129,990 | 129,393,052 | 122,063,870 | 53,465,524 | 68,598,346 | 4,858,170 | 1,053,960 | 436,940 | 980,112 | - | - |
| 39,789 | 11,770 | 3,933 | 24,086 | 131,927 | 130,538,604 | 123,666,835 | 56,796,244 | 66,870,591 | 3,059,104 | 1,263,886 | 494,794 | 868,255 | 1,185,960 | - |
| 37,801 | 10,617 | 3,701 | 23,483 | 123,051 | 136,827,438 | 131,130,601 | 58,688,581 | 72,442,020 | 1,471,970 | 1,780,214 | 610,374 | 5,106 | 1,829,173 | - |
| 37,948 | 10,595 | 3,640 | 23,713 | 123,467 | 150,707,250 | 144,991,002 | 67,330,853 | 77,660,119 | 2,080,916 | 1,419,022 | 761,926 | 209 | 1,454,175 | - |
| 38,385 | 10,885 | 3,523 | 23,977 | 124,120 | 150,302,972 | 145,473,914 | 71,314,250 | 74,159,664 | 741,897 | 1,441,273 | 1,075,687 | 223,633 | 1,346,568 | - |
| 37,717 | 9,507 | 3,376 | 24,834 | 120,562 | 149,072,798 | 141,786,203 | 69,176,236 | 72,609,967 | 991,007 | 1,443,246 | 590,823 | 2,772,800 | 1,488,719 | - |
| 36,794 | 10,052 | 3,378 | 23,364 | 117,678 | 150,579,160 | 141,093,424 | 72,574,122 | 68,519,302 | 4,752,124 | 1,564,401 | 761,853 | 1,061,362 | 1,345,996 | - |
| 37,764 | 10,295 | 3,383 | 24,086 | 119,822 | 146,210,317 | 141,603,366 | 72,706,326 | 68,897,030 | 1,187,462 | 1,668,440 | 394,225 | - | 1,356,824 | - |
| 35,833 | 9,563 | 3,288 | 22,982 | 112,016 | 154,927,483 | 149,982,230 | 74,683,599 | 75,298,631 | 1,229,278 | 1,973,958 | 511,965 | 280,553 | 949,499 | - |
| 36,887 | 9,741 | 3,348 | 23,798 | 114,839 | 149,766,240 | 142,087,731 | 72,779,256 | 70,991,650 | 1,512,371 | 2,290,169 | 525,723 | 386,049 | 1,281,022 | - |
| 35,813 | 9,548 | 3,027 | 23,238 | 110,700 | 146,153,576 | 136,867,233 | 69,290,333 | 67,576,300 | 3,581,546 | 2,893,178 | 46,267 | 498,821 | 2,266,531 | - |
| 36,336 | 9,830 | 3,093 | 23,413 | 111,292 | 144,021,140 | 137,833,941 | 71,832,142 | 66,001,799 | 1,440,295 | 2,688,676 | 548,860 | 25,826 | 1,483,542 | - |
| 33,564 | 8,427 | 2,971 | 22,166 | 102,147 | 140,494,183 | 134,576,632 | 68,230,344 | 66,346,288 | 520,945 | 2,630,105 | 638,028 | 30,160 | 2,098,313 | - |
| 32,853 | 8,164 | 2,960 | 21,729 | 98,878 | 148,457,654 | 142,087,731 | 74,650,398 | 67,437,333 | 466,584 | 3,290,996 | 577,727 | 70,167 | 1,964,449 | - |
| 32,317 | 8,098 | 2,703 | 21,516 | 96,882 | 161,419,745 | 149,928,061 | 78,617,785 | 71,310,276 | 634,535 | 5,413,856 | 1,456,104 | 1,210,000 | 2,777,189 | - |
| 32,171 | 8,272 | 2,770 | 21,129 | 93,513 | 156,874,370 | 149,628,622 | 82,566,724 | 67,061,898 | 321,235 | 4,052,611 | 1,044,327 | - | 1,827,575 | - |
| 32,045 | 8,300 | 2,825 | 20,920 | 91,825 | 163,493,706 | 154,334,244 | 84,385,395 | 69,948,849 | 2,863,772 | 4,004,689 | 351,113 | 201,648 | 1,738,240 | - |
| 32,560 | 8,519 | 2,881 | 21,160 | 92,768 | 172,691,685 | 162,848,847 | 89,071,457 | 73,777,390 | 1,594,563 | 3,679,601 | 715,375 | 45,958 | 3,807,341 | - |
| 40,372 | 16,328 | 3,082 | 20,962 | 105,335 | 193,758,945 | 184,763,331 | 108,578,685 | 76,184,646 | 677,278 | 3,667,842 | 339,993 | - | 2,036,544 | 2,273,957 |
| 32,300 | 8,157 | 2,960 | 21,183 | 91,303 | 171,299,723 | 151,543,002 | 87,443,489 | 64,099,513 | 1,514,845 | 3,784,397 | 352,436 | 959,807 | 3,910,075 | 9,235,161 |
| 31,956 | 7,885 | 2,803 | 21,268 | 88,815 | 176,855,391 | 162,207,160 | 92,826,821 | 69,380,339 | 3,567,800 | 3,682,944 | 267,822 | 51,271 | 4,673,688 | 2,404,706 |
| 29,558 | 7,081 | 2,556 | 19,921 | 80,745 | 146,049,398 | 136,972,771 | 83,054,981 | 53,917,790 | 492,764 | 3,830,957 | 997,146 | 55,100 | 2,209,116 | 1,491,544 |
| 31,172 | 7,741 | 2,776 | 20,655 | 83,563 | 151,158,888 | 143,619,796 | 86,301,734 | 57,318,062 | 520,948 | 3,720,425 | 293,713 | 19,517 | 2,018,821 | 965,668 |
| 30,999 | 7,371 | 2,628 | 21,000 | 83,209 | 150,425,935 | 139,987,641 | 86,631,100 | 53,356,541 | 708,499 | 4,031,988 | 449,188 | 68,350 | 2,435,404 | 2,744,865 |
| 30,775 | 7,276 | 2,541 | 20,958 | 81,372 | 147,355,425 | 138,087,449 | 82,899,770 | 55,187,679 | 1,120,216 | 4,258,702 | 557,863 | 150,672 | 2,476,692 | 703,831 |
| 31,268 | 7,481 | 2,701 | 21,086 | 81,460 | 167,373,016 | 136,474,382 | 83,422,401 | 53,051,981 | 1,447,154 | 3,701,311 | 22,540,356 | 23,589 | 2,736,063 | 450,161 |
| 29,564 | 6,830 | 2,515 | 20,219 | 76,925 | 133,098,765 | 124,542,510 | 78,579,594 | 45,962,916 | 292,108 | 3,562,659 | 479,176 | 515,955 | 2,606,821 | 1,099,536 |
| 29,793 | 7,021 | 2,461 | 20,311 | 76,960 | 135,327,444 | 126,528,584 | 79,532,153 | 46,996,431 | 809,156 | 3,376,246 | 627,149 | 141,190 | 2,746,010 | 1,099,109 |
| 29,952 | 6,834 | 2,550 | 20,568 | 76,633 | 130,098,605 | 122,375,455 | 77,887,364 | 44,488,091 | 868,161 | 3,627,777 | 364,272 | 4,404 | 2,016,299 | 842,237 |
| 29,144 | 6,533 | 2,466 | 20,145 | 73,898 | 114,228,906 | 107,699,323 | 71,484,295 | 36,215,028 | 134,209 | 2,895,398 | 342,081 | 1,855 | 2,239,489 | 916,551 |
| 28,686 | 6,256 | 2,233 | 20,197 | 71,704 | 126,161,916 | 109,323,318 | 67,895,837 | 41,427,481 | 236,585 | 2,613,117 | 301,799 | 9,976,263 | 2,654,208 | 1,056,626 |
| 26,805 | 5,923 | 2,139 | 18,743 | 66,533 | 108,416,810 | 99,840,936 | 65,737,074 | 34,103,862 | 606,089 | 2,818,580 | 171,207 | 1,191,750 | 3,371,029 | 417,219 |
| 25,487 | 5,554 | 2,085 | 17,848 | 61,517 | 93,128,879 | 87,365,201 | 59,251,918 | 28,113,283 | 521,194 | 2,336,259 | 720,796 | 73,601 | 1,431,992 | 679,836 |
| 23,865 | 5,245 | 1,875 | 16,745 | 57,623 | 101,762,173 | 94,195,036 | 61,190,303 | 33,004,733 | 70,975 | 3,532,739 | 197,575 | 267,024 | 2,800,361 | 698,463 |
| 24,491 | 6,026 | 1,778 | 16,687 | 57,776 | 112,835,173 | 103,491,287 | 67,942,355 | 35,548,932 | 1,017,060 | 2,561,797 | 332,497 | 226,923 | 2,359,982 | 2,845,627 |
| 22,422 | 4,934 | 1,665 | 15,823 | 52,487 | 89,698,625 | 82,405,623 | 53,494,238 | | | | | | | |

資料 1-1-7 昭和 21 年以降の大火記録

| 番号 | 出火場所 | 出火年月日及び時刻 | 死者数 | 負傷者数 | り災世帯数 | り災人員数 | 焼損棟数 | 焼損面積 (㎡) | 損害額 (千円) | 出火原因 | 気象状況 | | | | |
|----|------------------------|------------------------------------|-----|-------|-------|--------|-------|--------------------------|------------------------------|-------------|------|-----|------------|------------|----------|
| | | | | | | | | | | | 天気 | 風向 | 平均風速 (m/s) | 最大風速 (m/s) | 相対湿度 (%) |
| 1 | 新潟県村松町 | 昭和 21 年 (1946 年) 5 月 8 日 18 時 30 分 | 2 | 59 | 1,208 | 4,000 | 1,337 | 135,231 | 16,541 | 煙突の火の粉 | 晴 | SE | 8.0 | 15.0 | 50 |
| 2 | 福島県田島町 | 21 年 5 月 20 日 1 時 30 分 | - | 31 | 455 | 2,412 | 515 | 44,781 | 56,990 | マッチの火が油に引火 | 晴後小雨 | WNW | 3.3 | 11.3 | 77 |
| 3 | 長野県飯田市 | 21 年 7 月 15 日 12 時 15 分 | - | 4 | 185 | 850 | 198 | 33,500 | 20,000 | 台所の煙突の過熱 | 晴 | SE | 4.0 | 12.0 | 39 |
| 4 | 青森県五所川原町 | 21 年 11 月 23 日 19 時 40 分 | - | 9 | 716 | 4,654 | 594 | 76,303 | 81,433 | たばこの吸がら | 曇後曇 | NW | 10.0 | 15.0 | 49 |
| 5 | 新潟県両津町 | 22 年 (1947 年) 4 月 17 日 15 時 40 分 | - | - | 435 | 1,868 | 315 | 57,806 | 100,000 | 煙突の過熱 | 晴 | SW | 4.0 | 15.0 | - |
| 6 | 長野県飯田市 | 22 年 4 月 20 日 11 時 48 分 | - | - | 4,010 | 17,771 | 3,742 | 481,985 | 1,500,000 | 煙突の火の粉 | 晴 | W | 5.5 | 13.0 | 33 |
| 7 | 茨城県那珂湊町 | 22 年 4 月 29 日 17 時 20 分 | - | 6 | 1,210 | 6,080 | 1,508 | 80,451 | 150,000 | 煙突の火の粉 | 晴 | NW | 4.3 | 11.7 | 64 |
| 8 | 北海道三笠町 | 22 年 5 月 16 日 10 時 20 分 | 2 | 4 | 977 | 5,081 | 488 | 40,260 | 1,060,891 | 煙突の過熱 | 晴 | SW | 13.0 | 20.0 | 42 |
| 9 | 宮城県宮崎町 | 22 年 12 月 7 日 5 時 10 分 | - | - | 130 | 684 | 65 | 33,000 | 108,900 | 煙突の過熱 | 晴 | NW | 1.8 | 4.3 | 59 |
| 10 | 北海道苫小牧別村 | 23 年 (1948 年) 5 月 11 日 2 時 05 分 | 1 | 2 | 317 | 969 | 180 | 35,805 | 300,000 | ストーブの不始末 | 晴 | ESE | 3.0 | 12.0 | 64 |
| 11 | 秋田県能代市 | 24 年 (1949 年) 2 月 20 日 0 時 30 分 | 3 | 874 | 2,239 | 8,790 | 2,238 | 210,411 | 3,025,590 | ストーブの残火の不始末 | 晴 | NW | 15.7 | 15.7 | 59 |
| 12 | 北海道古平町 | 24 年 5 月 10 日 11 時 30 分 | 2 | 52 | 521 | - | 721 | 103,274 | 1,119,050 | ストーブの不始末 | ... | SW | 15.0 | 30.0 | 30 |
| 13 | 山梨県谷村町 | 24 年 5 月 13 日 2 時 30 分 | - | 17 | 339 | 1,586 | 334 | 60,222 | 558,420 | モーターの過熱 | 薄曇 | WSW | 13.0 | 14.3 | 54 |
| 14 | 静岡県松海町 | 25 年 (1950 年) 4 月 13 日 17 時 23 分 | - | 3,277 | 979 | 5,808 | 1,461 | 141,900 | 5,467,169 | たばこ | 曇 | SE | 15.0 | 30.3 | 55 |
| 15 | 長野県上松村 | 25 年 5 月 13 日 23 時 50 分 | 18 | 153 | 619 | 2,797 | 615 | 85,000 | 801,870 | ストーブの残火の不始末 | 晴 | NW | 10.0 | 15.0 | 26 |
| 16 | 秋田県鹿角町 | 25 年 6 月 1 日 21 時 40 分 | - | 242 | 705 | 3,400 | 599 | 61,727 | 899,563 | 取灰の不始末 | 晴 | NE | 10.0 | 10.0 | 74 |
| 17 | 山形県温海町 | 26 年 (1951 年) 4 月 24 日 23 時頃 | - | 225 | 513 | 1,583 | 376 | 45,124 | 1,517,492 | 不明 | 晴 | W | 13.0 | 15.0 | 66 |
| 18 | 三重県松阪市 | 26 年 12 月 16 日 23 時 30 分 | - | 195 | 874 | 3,565 | 1,155 | 52,315 | 2,180,000 | たばこの吸がら | 晴 | WNW | 7.1 | 12.0 | 48 |
| 19 | 鳥取県鳥取市 | 27 年 (1952 年) 4 月 17 日 15 時頃 | 3 | 3,963 | 5,714 | 20,451 | 7,240 | 449,295 | 19,324,390 | 機関車の飛火 | 薄曇 | SSW | 10.8 | 22.5 | 28 |
| 20 | 北海道岩内町 | 29 年 (1954 年) 9 月 26 日 20 時 20 分 | 33 | 551 | 3,398 | 17,223 | 3,299 | 321,311 | 3,914,110 | 火鉢の残火 | 曇 | SSE | 21.7 | 33.0 | 82 |
| 21 | 秋田県大館市 | 30 年 (1955 年) 5 月 3 日 13 時 25 分 | 1 | 20 | 264 | 1,226 | 345 | 38,211 | 710,572 | 不明 | 曇 | ENE | 13.0 | 13.0 | 39 |
| 22 | 新潟県新潟市 | 30 年 10 月 1 日 2 時 50 分 | 1 | 275 | 1,193 | 5,901 | 892 | 214,447 | 6,987,069 | 漏電 | 曇 | WSW | 20.2 | 33.6 | 59 |
| 23 | 鹿児島県名瀬市 | 30 年 12 月 3 日 4 時 30 分 | - | - | 1,452 | 5,845 | 1,361 | 65,997 | 1,512,050 | たばこの吸がら | 曇 | N | 5.4 | 8.0 | 52 |
| 24 | 秋田県能代市 | 31 年 (1956 年) 3 月 20 日 22 時 50 分 | - | 19 | 1,263 | 6,087 | 1,475 | 178,933 | 2,016,380 | セリんこんろ | 曇 | NNE | 14.5 | 21.7 | 61 |
| 25 | 福井県芦原市 | 31 年 4 月 23 日 6 時 40 分 | 1 | 349 | 348 | 1,653 | 737 | 建物 72,498 林野 32ha | 建物 5,088,259 林野 143,000 | こたつ | 曇 | SSE | 14.8 | 25.0 | 50 |
| 26 | 秋田県大館市 | 31 年 8 月 18 日 23 時 45 分 | - | 16 | 770 | 4,323 | 1,344 | 156,984 | 4,022,041 | たばこ | 曇 | SE | 8.7 | 12.2 | 87 |
| 27 | 富山県魚津市 | 31 年 9 月 10 日 19 時 45 分 | 5 | 170 | 1,597 | 7,078 | 1,677 | 175,966 | 1,590,140 | 不明 | 晴 | SSW | 9.3 | 17.0 | 53 |
| 28 | 新潟県分水町 | 32 年 (1957 年) 4 月 2 日 1 時 00 分 | - | 176 | 304 | 1,315 | 378 | 36,274 | 360,000 | 煙突 | 曇小雪 | SW | 7.4 | - | 82 |
| 29 | 鹿児島県瀬戸内町 | 33 年 (1958 年) 12 月 27 日 23 時 30 分 | - | 48 | 1,357 | 5,311 | 1,628 | 建物 66,314 林野 600ha | 建物 1,000,000 林野 980 | セリんこんろの不始末 | 曇 | NNW | 10.0 | 15.0 | 47 |
| 30 | 岩手県新里町 (三陸大火) | 36 年 (1961 年) 5 月 29 日 13 時 39 分 | 5 | 97 | 1,078 | 4,310 | 1,062 | 建物 53,047 林野 40,366ha | 建物 2,155,350 林野 3,784,596 | かまど | 晴 | WSW | 30.0 | - | - |
| 31 | 青森県八戸市 | 36 年 5 月 29 日 23 時 40 分 | - | - | 664 | 3,627 | 720 | 51,752 | 774,317 | 放火 | 晴 | SW | 14.2 | - | 60 |
| 32 | 北海道森町 | 36 年 10 月 23 日 23 時 30 分 | - | 80 | 506 | 2,238 | 554 | 44,664 | 2,221,191 | たばこ | 晴 | W | 5.5 | - | 72 |
| 33 | 長崎県福江市 | 37 年 (1962 年) 9 月 26 日 2 時 10 分 | - | 28 | 811 | 3,936 | 486 | 64,698 | 3,975,200 | マッチ | 晴 | NNE | 7.5 | 15.0 | 66 |
| 34 | 新潟県新潟市 (昭和石油 KK) | 39 年 (1964 年) 6 月 16 日 18 時 00 分 | - | - | 348 | 1,407 | 346 | 57,282 | 3,174,136 | 不明 | 晴 | W | 5.2 | - | 60 |
| 35 | 岐阜県各務原市 (川崎航空 KK 工場火災) | 39 年 10 月 1 日 1 時 50 分 | - | 1 | - | - | 6 | 34,116 | 300,000 | 不明 | 晴 | NE | 1.0 | - | 96 |
| 36 | 東京都大島町 | 40 年 (1965 年) 1 月 11 日 23 時 10 分 | - | - | 408 | 1,273 | 585 | 37,453 | 2,069,455 | たばこ | 晴 | WSW | 22.0 | - | 40 |
| 37 | 青森県三沢市 | 41 年 (1966 年) 1 月 11 日 14 時 15 分 | - | 26 | 817 | 2,132 | 282 | 53,537 | 1,565,605 | ガスこんろ | 晴 | W | 22.0 | 25.0 | 53 |
| 38 | 秋田県大館市 | 43 年 (1968 年) 10 月 12 日 11 時 16 分 | - | 1 | 248 | 917 | 281 | 37,790 | 1,203,268 | たき火 | 曇 | WSW | 5.7 | - | 52 |
| 39 | 石川県加賀市 | 44 年 (1969 年) 5 月 18 日 13 時 10 分 | - | 16 | 115 | 270 | 68 | 33,846 | 2,321,732 | 不明 | 晴 | S | 8.0 | - | 44 |
| 40 | 山形県酒田市 | 51 年 (1976 年) 10 月 29 日 17 時 40 分 | 1 | 1,003 | 1,023 | 3,300 | 1,774 | 152,105 | 40,500,000 | 不明 | 雨 | WSW | 12.2 | 26.3 | 68 |
| 41 | 滋賀県甲西町 (東洋ガラス KK 倉庫火災) | 55 年 (1980 年) 1 月 12 日 20 時 50 分 | - | - | - | - | 2 | 47,871 | 2,199,457 | 不明 | 曇 | E | 0.0 | - | 83 |
| 42 | 兵庫県神戸市長田区 | 平成 7 年 (1995 年) 1 月 17 日 5 時 47 分 | 8 | - | 474 | 861 | 441 | 75,840 | 2,308,787 | 不明 | 曇 | NW | 5.0 | - | 54 |
| 43 | 兵庫県神戸市長田区 | 7 年 1 月 17 日 5 時 47 分 | 60 | - | 685 | 539 | 750 | 57,459 | 872,253 | 不明 | 曇 | NNE | 1.0 | - | 70 |
| 44 | 兵庫県神戸市長田区 | 7 年 1 月 17 日 5 時 47 分 | 73 | - | 765 | 805 | 996 | 89,099 | 1,279,608 | 不明 | 曇 | NE | 5.0 | - | 54 |
| 45 | 兵庫県神戸市兵庫区 | 7 年 1 月 17 日 5 時 50 分 | 40 | - | 1,021 | 764 | 699 | 94,787 | 1,494,081 | 不明 | 曇 | NE | 5.0 | - | 54 |
| 46 | 兵庫県神戸市長田区 | 7 年 1 月 17 日 9 時頃 | 48 | - | 1,453 | 3,326 | 1,130 | 142,945 | 2,700,061 | 不明 | 曇 | NNE | 1.0 | - | 70 |
| 47 | 兵庫県神戸市長田区 | 7 年 1 月 17 日 10 時頃 | 5 | - | 434 | 908 | 404 | 72,295 | 2,284,388 | 不明 | 晴 | NNE | 4.0 | - | 58 |
| 48 | 栃木県黒磯市 | 15 年 (2003 年) 9 月 8 日 12 時頃 | - | - | - | - | 1 | 39,581 | 4,393,703 | 不明 | 曇 | S | 3.0 | - | 81 |
| 49 | 岩手県山田町 | 23 年 (2011 年) 3 月 11 日 15 時 30 分 | - | - | 268 | 686 | 270 | 35,910 | 2,810,487 | 不明 | 曇 | SSW | 1.0 | - | 38 |
| 50 | 岩手県山田町 | 23 年 3 月 11 日 15 時 30 分 | - | - | 239 | 717 | 223 | 33,082 | 2,179,687 | 不明 | 曇 | SSW | 1.0 | - | 38 |
| 51 | 埼玉県三芳町 (埼玉県三芳町倉庫火災) | 29 年 (2017 年) 2 月 16 日 9 時 05 分 | - | 2 | - | - | 1 | 43,981 | 10,736,707 | 排気管 | 晴 | SSE | 1.0 | - | 60 |
| 52 | 宮城県岩沼市 (宮城県岩沼市倉庫火災) | 令和 2 年 (2020 年) 4 月 30 日 11 時 40 分 | - | - | - | - | 1 | 43,836 | 5,593,285 | 不明・調査中 | 晴 | SSE | 4.0 | - | 45 |

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 大火とは、建物の焼損面積が 3 万 3,000 ㎡ (1 万坪) 以上の火災をいう。

資料

資料 1-1-8 昭和 21 年以降の火災損害比較

| 年 | 区分 | 総出火 件数 指数 | 出火率 (指数) | 死者 指数 | 負傷者 指数 | 損害額 指数 | 出火件数構成比 (%) | | | | | | 火災損害額構成比 (%) | | | | | | | | |
|----------------|----|-----------------|-------------|----------|-----------|-----------|-------------|------|------|------|-----|------|--------------|------|-----|-----|------|-----|-----|-----|---|
| | | | | | | | 建物 | 林野 | 車両 | 船舶 | 航空機 | その他 | 建物 | 林野 | 車両 | 船舶 | 航空機 | その他 | 爆発 | | |
| 昭和 21 年 (1946) | | 100 | 1.9 | 100 | 100 | 100 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 22 年 (1947) | | 130 | 2.4 | 126 | 115 | 159 | 326 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 23 年 (1948) | | 118 | 2.2 | 116 | 97 | 121 | 400 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 24 年 (1949) | | 128 | 2.4 | 126 | 101 | 256 | 810 | 88.4 | 7.2 | 1.4 | 0.6 | 2.3 | 96.9 | 0.7 | 0.3 | 1.4 | 0.8 | 0 | 0 | 0 | |
| 25 年 (1950) | | 133 | 2.3 | 121 | 101 | 252 | 654 | 86.6 | 6.0 | 2.4 | 0.5 | 4.4 | 97.2 | 1.6 | 0.4 | 0.6 | 0.3 | 0 | 0 | 0 | |
| 26 年 (1951) | | 147 | 2.5 | 132 | 161 | 382 | 667 | 85.3 | 7.4 | 7.3 | | 98.3 | 0.7 | 1.0 | | | | | | 0 | |
| 27 年 (1952) | | 153 | 2.6 | 137 | 112 | 463 | 1,159 | 83.1 | 6.8 | 4.4 | 0.7 | 5.0 | 97.6 | 1.9 | 0.2 | 0.2 | 0.1 | 0 | 0 | 0 | |
| 28 年 (1953) | | 178 | 3.1 | 163 | 119 | 259 | 728 | 82.6 | 6.7 | 5.1 | 0.7 | 4.9 | 96.4 | 2.7 | 0.3 | 0.4 | 0.1 | 0 | 0 | 0 | |
| 29 年 (1954) | | 193 | 3.3 | 174 | 125 | 385 | 986 | 81.2 | 5.7 | 6.0 | 0.6 | 6.5 | 98.4 | 1.2 | 0.2 | 0.2 | 0.1 | 0 | 0 | 0 | |
| 30 年 (1955) | | 207 | 3.4 | 179 | 165 | 399 | 956 | 79.4 | 6.1 | 6.9 | 0.6 | 7.0 | 98.2 | 0.7 | 0.7 | 0.3 | 0.1 | 0 | 0 | 0 | |
| 31 年 (1956) | | 230 | 3.7 | 195 | 152 | 443 | 1,114 | 77.5 | 6.3 | 7.6 | 0.8 | 7.8 | 95.8 | 2.4 | 0.3 | 0.3 | 1.2 | 0 | 0 | 0 | |
| 32 年 (1957) | | 240 | 3.8 | 200 | 149 | 431 | 788 | 75.5 | 8.2 | 6.9 | 0.7 | 8.6 | 89.6 | 6.5 | 0.3 | 0.8 | 2.9 | 0 | 0 | 0 | |
| 33 年 (1958) | | 250 | 3.9 | 205 | 139 | 447 | 653 | 77.0 | 6.2 | 7.3 | 0.7 | 8.8 | 97.5 | 1.4 | 0.6 | 0.3 | 0.2 | 0 | 0 | 0 | |
| 34 年 (1959) | | 255 | 4.0 | 211 | 156 | 468 | 624 | 76.4 | 5.7 | 7.8 | 0.9 | 9.2 | 97.6 | 0.6 | 0.5 | 0.5 | 0.7 | 0 | 0 | 0 | |
| 35 年 (1960) | | 302 | 4.7 | 247 | 186 | 479 | 733 | 71.4 | 9.0 | 7.8 | 0.8 | 11.0 | 95.8 | 2.2 | 0.6 | 0.4 | 1.0 | 0 | 0 | 0 | |
| 36 年 (1961) | | 326 | 5.0 | 263 | 192 | 518 | 1,291 | 69.1 | 8.9 | 8.1 | 0.8 | 13.1 | 83.9 | 13.5 | 0.4 | 0.4 | 1.7 | 0 | 0 | 0 | |
| 37 年 (1962) | | 343 | 5.2 | 274 | 205 | 508 | 1,206 | 67.5 | 10.2 | 8.0 | 0.7 | 13.6 | 95.0 | 2.4 | 0.5 | 0.3 | 1.8 | 0 | 0 | 0 | |
| 38 年 (1963) | | 349 | 5.2 | 274 | 203 | 509 | 1,171 | 66.5 | 10.8 | 8.2 | 0.7 | 13.9 | 93.5 | 2.8 | 0.7 | 0.4 | 2.6 | 0 | 0 | 0 | |
| 39 年 (1964) | | 339 | 5.0 | 263 | 224 | 540 | 1,587 | 68.6 | 9.3 | 8.4 | 0.7 | 12.9 | 88.6 | 0.8 | 0.6 | 0.3 | 9.7 | 0 | 0 | 0 | |
| 40 年 (1965) | | 375 | 5.5 | 289 | 230 | 549 | 1,536 | 63.9 | 14.5 | 7.2 | 0.7 | 13.8 | 87.5 | 6.6 | 0.6 | 0.6 | 4.7 | 0 | 0 | 0 | |
| 41 年 (1966) | | 332 | 4.8 | 253 | 265 | 484 | 1,466 | 68.6 | 9.0 | 8.2 | 0.7 | 13.5 | 90.0 | 1.0 | 0.6 | 0.3 | 8.1 | 0 | 0 | 0 | |
| 42 年 (1967) | | 377 | 5.5 | 289 | 263 | 553 | 1,599 | 65.5 | 12.5 | 6.8 | 0.6 | 14.5 | 93.4 | 3.5 | 0.8 | 0.7 | 1.7 | 0 | 0 | 0 | |
| 43 年 (1968) | | 371 | 5.3 | 279 | 276 | 520 | 1,628 | 64.2 | 12.4 | 7.1 | 0.5 | 15.9 | 92.3 | 5.0 | 0.9 | 0.4 | 1.4 | 0 | 0 | 0 | |
| 44 年 (1969) | | 393 | 5.5 | 289 | 318 | 549 | 2,105 | 66.3 | 9.4 | 7.4 | 0.5 | 0.0 | 16.4 | 92.6 | 3.8 | 0.8 | 1.1 | 0.7 | 1.0 | 0 | 0 |
| 45 年 (1970) | | 442 | 6.2 | 326 | 380 | 574 | 2,502 | 62.4 | 11.0 | 6.5 | 0.5 | 0.0 | 19.6 | 92.5 | 3.0 | 0.7 | 0.8 | 0.8 | 2.1 | 0 | 0 |
| 46 年 (1971) | | 443 | 6.0 | 316 | 353 | 543 | 2,357 | 61.8 | 11.1 | 6.3 | 0.5 | 0.0 | 20.3 | 93.9 | 3.4 | 0.9 | 0.5 | 0.4 | 0.9 | 0 | 0 |
| 47 年 (1972) | | 403 | 5.5 | 289 | 398 | 572 | 2,523 | 66.7 | 7.8 | 6.5 | 0.5 | 0.0 | 18.5 | 96.3 | 1.0 | 0.9 | 0.6 | 0.2 | 1.1 | 0 | 0 |
| 48 年 (1973) | | 505 | 6.8 | 358 | 445 | 578 | 3,414 | 58.2 | 11.4 | 5.5 | 0.4 | 0.0 | 24.5 | 93.0 | 2.0 | 0.9 | 0.6 | 0.1 | 3.4 | 0 | 0 |
| 49 年 (1974) | | 468 | 6.2 | 326 | 392 | 535 | 3,369 | 57.8 | 12.3 | 5.1 | 0.4 | 0.0 | 24.4 | 93.5 | 3.0 | 0.9 | 1.2 | 0.1 | 1.3 | 0 | 0 |
| 50 年 (1975) | | 430 | 5.6 | 295 | 399 | 486 | 3,305 | 61.8 | 8.9 | 4.9 | 0.4 | 0.0 | 24.0 | 96.6 | 0.8 | 0.8 | 0.4 | 0.4 | 0.9 | 0 | 0 |
| 51 年 (1976) | | 431 | 5.6 | 295 | 392 | 553 | 4,829 | 62.3 | 8.9 | 5.0 | 0.4 | 0.0 | 23.5 | 95.0 | 1.5 | 0.6 | 0.7 | 0.1 | 2.0 | 0 | 0 |
| 52 年 (1977) | | 442 | 5.7 | 300 | 455 | 502 | 3,882 | 61.4 | 8.2 | 5.3 | 0.3 | 0.0 | 24.8 | 94.3 | 3.8 | 0.8 | 0.3 | 0 | 0.8 | 0 | 0 |
| 53 年 (1978) | | 487 | 6.2 | 326 | 441 | 514 | 3,916 | 56.7 | 10.2 | 5.1 | 0.4 | 0.0 | 27.6 | 94.7 | 2.3 | 1.0 | 0.4 | 0.7 | 0.9 | 0 | 0 |
| 54 年 (1979) | | 441 | 5.5 | 289 | 493 | 481 | 4,105 | 60.0 | 8.7 | 5.7 | 0.4 | 0.0 | 25.2 | 95.8 | 1.1 | 1.3 | 0.4 | 0.0 | 1.3 | 0 | 0 |
| 55 年 (1980) | | 414 | 5.1 | 268 | 464 | 475 | 4,522 | 63.5 | 6.9 | 6.3 | 0.3 | 0.0 | 23.1 | 96.2 | 1.4 | 0.9 | 0.5 | 0.0 | 1.0 | 0 | 0 |
| 56 年 (1981) | | 420 | 5.2 | 274 | 469 | 472 | 4,509 | 64.0 | 6.1 | 6.7 | 0.3 | 0.0 | 23.0 | 96.8 | 0.5 | 1.0 | 0.7 | 0.1 | 0.9 | 0 | 0 |
| 57 年 (1982) | | 419 | 5.1 | 268 | 440 | 479 | 4,473 | 61.1 | 7.6 | 7.3 | 0.3 | 0.0 | 23.8 | 95.1 | 0.7 | 1.0 | 0.4 | 1.9 | 1.0 | 0 | 0 |
| 58 年 (1983) | | 413 | 5.0 | 263 | 435 | 437 | 4,518 | 62.6 | 6.6 | 7.8 | 0.3 | 0.0 | 22.8 | 93.7 | 3.2 | 1.0 | 0.5 | 0.7 | 0.9 | 0 | 0 |
| 59 年 (1984) | | 441 | 5.3 | 279 | 497 | 464 | 4,387 | 60.0 | 7.5 | 7.5 | 0.2 | 0.0 | 24.8 | 96.8 | 0.8 | 1.1 | 0.3 | 0 | 0.9 | 0 | 0 |
| 60 年 (1985) | | 414 | 5.0 | 263 | 416 | 445 | 4,648 | 61.6 | 6.9 | 8.3 | 0.3 | 0.0 | 22.8 | 96.8 | 0.8 | 1.3 | 0.3 | 0.2 | 0.6 | 0 | 0 |
| 61 年 (1986) | | 438 | 5.2 | 274 | 491 | 456 | 4,493 | 60.2 | 7.6 | 8.2 | 0.3 | 0.0 | 23.6 | 96.0 | 1.0 | 1.5 | 0.4 | 0.3 | 0.9 | 0 | 0 |
| 62 年 (1987) | | 407 | 4.8 | 253 | 442 | 453 | 4,385 | 62.1 | 7.0 | 9.0 | 0.2 | 0.0 | 21.8 | 93.6 | 2.5 | 2.0 | 0.3 | 0.0 | 1.6 | 0 | 0 |
| 63 年 (1988) | | 413 | 4.9 | 258 | 504 | 454 | 4,321 | 62.2 | 6.0 | 9.4 | 0.2 | 0.0 | 22.2 | 95.7 | 1.0 | 1.9 | 0.4 | 0.0 | 1.0 | 0 | 0 |
| 平成元年 (1989) | | 386 | 4.6 | 242 | 416 | 430 | 4,215 | 63.1 | 5.2 | 10.3 | 0.2 | 0.0 | 21.2 | 95.8 | 0.4 | 1.9 | 0.5 | 0.0 | 1.5 | 0 | 0 |
| 2 年 (1990) | | 391 | 4.6 | 242 | 435 | 419 | 4,454 | 61.5 | 5.1 | 10.9 | 0.3 | 0.0 | 22.2 | 95.7 | 0.3 | 2.2 | 0.4 | 0.0 | 1.3 | 0 | 0 |
| 3 年 (1991) | | 380 | 4.5 | 237 | 433 | 410 | 4,843 | 62.4 | 4.6 | 11.3 | 0.2 | 0.0 | 21.4 | 92.9 | 0.4 | 3.4 | 0.9 | 0.7 | 1.7 | 0 | 0 |
| 4 年 (1992) | | 379 | 4.4 | 232 | 448 | 407 | 4,707 | 61.2 | 4.1 | 11.5 | 0.3 | 0.0 | 22.9 | 95.4 | 0.2 | 2.6 | 0.7 | 0 | 1.2 | 0 | 0 |
| 5 年 (1993) | | 392 | 4.6 | 242 | 438 | 407 | 4,905 | 59.3 | 5.6 | 11.5 | 0.2 | 0.0 | 23.4 | 94.4 | 1.8 | 2.4 | 0.2 | 0.1 | 1.1 | 0 | 0 |
| 6 年 (1994) | | 436 | 5.1 | 268 | 452 | 413 | 5,181 | 54.5 | 7.2 | 10.7 | 0.2 | 0.0 | 27.4 | 94.3 | 0.9 | 2.1 | 0.4 | 0.0 | 2.2 | 0 | 0 |
| 7 年 (1995) | | 435 | 5.0 | 263 | 561 | 429 | 5,813 | 54.9 | 6.5 | 11.1 | 0.2 | 0.0 | 27.3 | 95.4 | 0.3 | 1.9 | 0.2 | 0 | 1.1 | 1.2 | 0 |
| 8 年 (1996) | | 443 | 5.1 | 268 | 471 | 475 | 5,139 | 54.3 | 6.8 | 11.2 | 0.2 | 0.0 | 27.6 | 88.5 | 0.9 | 2.2 | 0.2 | 0.6 | 2.3 | 5.4 | 0 |
| 9 年 (1997) | | 428 | 4.9 | 258 | 499 | 449 | 5,306 | 55.8 | 6.1 | 12.0 | 0.2 | 0.0 | 25.9 | 91.7 | 2.0 | 2.1 | 0.2 | 0.0 | 2.6 | 1.4 | 0 |
| 10 年 (1998) | | 377 | 4.3 | 226 | 491 | 431 | 4,382 | 59.7 | 3.5 | 13.7 | 0.2 | 0.0 | 22.9 | 93.8 | 0.3 | 2.6 | 0.7 | 0.0 | 1.5 | 1.0 | 0 |
| 11 年 (1999) | | 405 | 4.7 | 247 | 505 | 447 | 4,535 | 56.9 | 4.5 | 13.4 | 0.2 | 0.0 | 24.8 | 95.0 | 0.3 | 2.5 | 0.2 | 0.0 | 1.3 | 0.6 | 0 |
| 12 年 (2000) | | 432 | 5.0 | 263 | 484 | 489 | 4,513 | 54.5 | 4.5 | 13.3 | 0.2 | 0.0 | 27.5 | 93.1 | 0.5 | 2.7 | 0.3 | 0.0 | 1.6 | 1.8 | 0 |
| 13 年 (2001) | | 440 | 5.0 | 263 | 523 | 486 | 4,421 | 53.7 | 4.7 | 13.3 | 0.2 | 0.0 | 28.1 | 93.7 | 0.8 | 2.9 | 0.4 | 0.1 | 1.7 | 0.5 | 0 |
| 14 年 (2002) | | 440 | 5.0 | 263 | 532 | 518 | 5,022 | 53.7 | 5.3 | 12.2 | 0.2 | 0.0 | 28.6 | 81.5 | 0.9 | 2.2 | 13.5 | 0.0 | 1.6 | 0.3 | 0 |
| 15 年 (2003) | | 390 | 4.4 | 232 | 535 | 508 | 3,993 | 57.8 | 3.2 | 13.1 | 0.2 | 0.0 | 25.7 | 93.6 | 0.2 | 2.7 | 0.4 | 0.4 | 2.0 | 0.8 | 0 |
| 16 年 (2004) | | 418 | 4.8 | 251 | 477 | 510 | 4,060 | 55.2 | 4.3 | 11.7 | 0.2 | 0.0 | 28.6 | 93.5 | 0.6 | 2.5 | 0.5 | 0.1 | 2.0 | 0.8 | 0 |
| 17 年 (2005) | | 397 | 4.5 | 237 | 523 | 522 | 3,903 | 57.5 | 3.9 | 11.5 | 0.2 | 0.0 | 26.9 | 94.1 | 0.7 | 2.8 | 0.3 | 0.0 | 1.5 | 0.6 | 0 |
| 18 年 (2006) | | 368 | 4.2 | 220 | 492 | 504 | 3,427 | 59.1 | 3.0 | 11.7 | 0.2 | 0.0 | 26.0 | 94.3 | 0.1 | 2.5 | 0.3 | 0.0 | 2.0 | 0.8 | 0 |
| 19 年 (2007) | | 377 | 4.3 | 225 | 477 | 501 | 3,785 | 57.2 | 4.0 | 10.6 | 0.2 | 0.0 | 27.9 | 86.7 | 0.2 | 2.1 | 0.2 | 7.9 | 2.1 | 0.8 | 0 |
| 20 年 (2008) | | 362 | 4.1 | 216 | 469 | 472 | 3,253 | 57.4 | 3.6 | 10.2 | 0.2 | 0.0 | 28.6 | 92.1 | 0.6 | 2.6 | 0.2 | 1.1 | 3.1 | 0.4 | 0 |
| 21 年 (2009) | | 354 | 4.0 | 211 | 447 | 452 | 2,794 | 55.5 | 4.1 | 10.4 | 0.2 | 0.0 | 29.8 | 93.8 | 0.6 | 2.5 | 0.8 | 0.1 | 1.5 | 0.7 | 0 |
| 22 年 (2010) | | 322 | 3.7 | 192 | 414 | 431 | 3,053 | 58.2 | 3.0 | 10.8 | 0.2 | 0.0 | 27.8 | 92.6 | 0.1 | 3.5 | 0.2 | 0.3 | 2.8 | 0.7 | 0 |
| 23 年 (2011) | | 346 | 3.9 | 206 | 420 | 430 | 3,385 | 53.6 | 4.2 | 10.3 | 0.2 | 0.0 | 31.8 | 91.7 | 0.9 | 2.3 | 0.3 | 0.2 | 2.1 | 2.5 | 0 |
| 24 年 (2012) | | 306 | 3.5 | 183 | 410 | 403 | 2,691 | 57.9 | 2.7 | 10.3 | 0.2 | 0.0 | 28.9 | 91.9 | 0.2 | 2.7 | 0.5 | 0.0 | 2.3 | 2.4 | 0 |

資料 1-1-9 火災の状況

(各年中)

| 区 分 | 平成 22 年 | 令和元年 (A) | 令和 2 年 (B) | 増 減 (B) - (A) (C) | 増減率 (C) / (A) × 100 (%) |
|--------------|-----------|-------------|---------------|-------------------------|-------------------------------|
| 出火件数 (件) | 46,620 | 37,683 | 34,691 | △ 2,992 | △ 7.9 |
| 建物火災 | 27,137 | 21,003 | 19,365 | △ 1,638 | △ 7.8 |
| 林野火災 | 1,392 | 1,391 | 1,239 | △ 152 | △ 10.9 |
| 車両火災 | 5,042 | 3,585 | 3,466 | △ 119 | △ 3.3 |
| 船舶火災 | 85 | 69 | 78 | 9 | 13.0 |
| 航空機火災 | 3 | 1 | 0 | △ 1 | - |
| その他の火災 | 12,961 | 11,634 | 10,543 | △ 1,091 | △ 9.4 |
| 焼損棟数 (棟) | 37,210 | 30,653 | 27,476 | △ 3,177 | △ 10.4 |
| 全 焼 | 7,853 | 7,404 | 6,270 | △ 1,134 | △ 15.3 |
| 半 焼 | 2,444 | 1,631 | 1,414 | △ 217 | △ 13.3 |
| 部 分 焼 | 10,317 | 7,853 | 7,118 | △ 735 | △ 9.4 |
| ぼ や | 16,596 | 13,765 | 12,674 | △ 1,091 | △ 7.9 |
| 建物焼損床面積 (㎡) | 1,187,415 | 1,102,687 | 1,015,053 | △ 87,634 | △ 7.9 |
| 建物焼損表面積 (㎡) | 134,345 | 111,123 | 108,593 | △ 2,530 | △ 2.3 |
| 林野焼損面積 (a) | 75,549 | 83,651 | 44,885 | △ 38,766 | △ 46.3 |
| 死者 (人) | 1,738 | 1,486 | 1,326 | △ 160 | △ 10.8 |
| 負傷者 (人) | 7,305 | 5,865 | 5,583 | △ 282 | △ 4.8 |
| り災世帯数 (世帯) | 23,865 | 18,364 | 17,931 | △ 433 | △ 2.4 |
| 全 損 | 5,245 | 4,173 | 3,944 | △ 229 | △ 5.5 |
| 半 損 | 1,875 | 1,206 | 1,073 | △ 133 | △ 11.0 |
| 小 損 | 16,745 | 12,985 | 12,914 | △ 71 | △ 0.5 |
| り災人員 (人) | 57,623 | 39,983 | 37,754 | △ 2,229 | △ 5.6 |
| 損 害 額 (百万円) | 101,762 | 90,800 | 103,739 | 12,939 | 14.3 |
| 建物火災 | 94,195 | 84,186 | 97,378 | 13,192 | 15.7 |
| 林野火災 | 71 | 269 | 201 | △ 67 | -25.0 |
| 車両火災 | 3,533 | 2,259 | 2,134 | △ 125 | △ 5.5 |
| 船舶火災 | 198 | 254 | 413 | 158 | 62.2 |
| 航空機火災 | 267 | 3 | 0 | △ 3 | - |
| その他の火災 | 2,800 | 3,286 | 2,248 | △ 1,037 | △ 31.6 |
| 爆 発 | 698 | 543 | 1,364 | 821 | 151.1 |
| 出 火 率 (件/万人) | 3.7 | 3.0 | 2.7 | △ 0.2 | - |

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 各年の数値は、1月～12月に発生した火災を集計したもの。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

3 「建物火災」とは、建物又はその収容物が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

4 「林野火災」とは、森林、原野又は牧野が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

5 「車両火災」とは、自動車車両、鉄道車両及び被けん引車又はこれらの積載物が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

6 「船舶火災」とは、船舶又はその積載物が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

7 「航空機火災」とは、航空機又はその積載物が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

8 「その他の火災」とは、建物火災、林野火災、車両火災、船舶火災及び航空機火災以外の火災（空地、田畑、道路、河川敷、ごみ集積場、屋外物品集積所、軌道敷、電柱類等の火災）をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

9 死者には、火災により負傷した後、48時間以内に死亡した者を含む。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

10 出火率とは、人口1万人当たりの出火件数をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

11 損害額等については、調査中のものがあり、変動することがある。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

12 △は負数を表す。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

13 増減率は、表示単位未満を四捨五入した。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

14 人口は、平成22年については3月31日現在の住民基本台帳、令和元年、令和2年については1月1日現在の住民基本台帳による。

15 火災が2種以上にわたった場合、火災件数は損害額の大きい方で計上し、損害額は、火災による損害を受けたものの火災種別（建物、林野、車両、船舶、航空機、その他の別）ごとに計上している。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

16 「爆発」による損害額については、火災種別に関わらず、「損害額」中の「爆発」に計上している。

17 合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

資料 1-1-10 1日当たり及び1件当たりの火災の状況

(各年中)

| 区 分 | 単 位 | 平成 22 年 | 令和元年 | 令和 2 年 | |
|------------|---------|----------------|-------|--------|-------|
| 全火災 1日当たり | 出火件数 | 件 | 128 | 103 | 95 |
| | 損害額 | 百万円 | 279 | 249 | 283 |
| | 焼損棟数 | 棟 | 102 | 84 | 75 |
| | 建物焼損床面積 | m ² | 3,253 | 3,021 | 2,773 |
| | 建物焼損表面積 | m ² | 368 | 304 | 297 |
| | 林野焼損面積 | a | 207 | 229 | 123 |
| | り災世帯数 | 世帯 | 65 | 50 | 49 |
| | り災人員 | 人 | 158 | 110 | 103 |
| | 死者 | 人 | 4.8 | 4.1 | 3.6 |
| | 負傷者 | 人 | 20.0 | 16.1 | 15.3 |
| 建物火災 1日当たり | 出火件数 | 件 | 74 | 58 | 53 |
| 全火災 1件当たり | 損害額 | 万円 | 218 | 241 | 299 |
| 建物火災 1件当たり | 損害額 | 万円 | 347 | 401 | 503 |
| | 建物焼損床面積 | m ² | 43.8 | 52.5 | 52.4 |
| | 建物焼損表面積 | m ² | 5.0 | 5.3 | 5.6 |
| | 焼損棟数 | 棟 | 1.4 | 1.5 | 1.4 |
| | り災世帯数 | 世帯 | 0.9 | 0.9 | 0.9 |
| 林野火災 1件当たり | り災人員 | 人 | 2.1 | 1.9 | 1.9 |
| | 損害額 | 万円 | 5 | 19 | 16 |
| | 林野焼損面積 | a | 54 | 60 | 36 |

(備考) 「火災報告」により作成

資料 1-1-11 出火件数の構成比率

(各年中)
(単位: %)

| 火災種別 | 令和元年 | 令和 2 年 |
|--------|-------|--------|
| 建物火災 | 55.7 | 55.8 |
| 車両火災 | 9.5 | 10.0 |
| 林野火災 | 3.7 | 3.6 |
| 船舶火災 | 0.2 | 0.2 |
| 航空機火災 | 0.0 | 0.0 |
| その他の火災 | 30.9 | 30.4 |
| 合 計 | 100.0 | 100.0 |

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。

その他の火災の内訳 (出火箇所まで分類) *1

(単位: %)

| 出火箇所 | 令和 2 年 | |
|-------------------------|--------|------|
| 建物、林野、車両、船舶、航空機以外のもの ※2 | 7.5 | |
| 道路、空地等 | 田畑 | 22.4 |
| | 敷地内 | 20.5 |
| | 空地 | 10.5 |
| | 河川敷等 | 6.9 |
| | 道路 | 5.6 |
| その他 | 21.9 | |
| 出火箇所不明 | 0.4 | |
| その他 | 4.3 | |
| 合 計 | 100.0 | |

* 1 出火件数の構成比率中「その他の火災」について、出火箇所の観点から、さらに詳細に調べたもの。

* 2 電柱類、門、さく、郵便ポスト、さん橋等をいう。

資料 1-1-12 四季別出火状況

(各年中)

| 年 別 季 別 | 令和元年 | | | | 令和 2 年 | | | |
|-------------|-------------|------------|--------------|------------|-------------|------------|--------------|------------|
| | 出火件数 (件) | 構成比 (%) | 損害額 (百万円) | 構成比 (%) | 出火件数 (件) | 構成比 (%) | 損害額 (百万円) | 構成比 (%) |
| 春季 (3月~5月) | 12,156 | 32.3 | 26,697 | 29.4 | 10,472 | 30.2 | 24,569 | 23.7 |
| 夏季 (6月~8月) | 7,508 | 19.9 | 19,981 | 22.0 | 7,224 | 20.8 | 15,431 | 14.9 |
| 秋季 (9月~11月) | 7,771 | 20.6 | 19,105 | 21.0 | 7,486 | 21.6 | 43,030 | 41.5 |
| 冬季 (12月~2月) | 10,248 | 27.2 | 25,017 | 27.6 | 9,509 | 27.4 | 20,709 | 20.0 |
| 合 計 | 37,683 | 100.0 | 90,800 | 100.0 | 34,691 | 100.0 | 103,739 | 100.0 |

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 冬季の1月及び2月は、当該年のものである。

3 合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。

資料 1-1-13 出火率、出火件数、人口及び世帯数の変化

(各年中)

| 区 分 | 平成 22 年 | 令和 2 年 | 増減率 (%) |
|-----------------|-------------|-------------|---------|
| 出 火 率 (件/万人) | 3.7 | 2.7 | - |
| 出火件数 (件) | 46,620 | 34,691 | △25.6 |
| 建物火災 (件) | 27,137 | 19,365 | △28.6 |
| 人 口 (人) | 127,057,860 | 127,138,033 | 0.1 |
| 世 帯 数 (世帯) | 53,362,801 | 59,071,519 | 10.7 |

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 人口及び世帯数は、平成 22 年については 3 月 31 日現在の住民基本台帳、令和 2 年については 1 月 1 日現在の住民基本台帳による。

資料 1-1-14 都道府県別出火率

(令和2年中)

| 都道府県 | 出火件数 (件) | 人 口 (万人) | 出火率 (件/万人) | | 都道府県 | 出火件数 (件) | 人 口 (万人) | 出火率 (件/万人) | |
|--------|-------------|-------------|---------------|----|----------|-------------|-------------|---------------|----|
| | | | | 順位 | | | | | 順位 |
| 1 北海道 | 1,766 | 527 | 3.4 | 16 | 25 滋 賀 | 378 | 142 | 2.7 | 33 |
| 2 青 森 | 482 | 128 | 3.8 | 6 | 26 京 都 | 487 | 255 | 1.9 | 45 |
| 3 岩 手 | 376 | 124 | 3.0 | 25 | 27 大 阪 | 1,903 | 885 | 2.2 | 42 |
| 4 宮 城 | 642 | 229 | 2.8 | 29 | 28 兵 庫 | 1,496 | 555 | 2.7 | 31 |
| 5 秋 田 | 306 | 99 | 3.1 | 20 | 29 奈 良 | 418 | 135 | 3.1 | 22 |
| 6 山 形 | 308 | 108 | 2.8 | 28 | 30 和歌山 | 294 | 95 | 3.1 | 23 |
| 7 福 島 | 494 | 188 | 2.6 | 34 | 31 鳥 取 | 177 | 56 | 3.2 | 19 |
| 8 茨 城 | 1,051 | 292 | 3.6 | 12 | 32 島 根 | 269 | 68 | 4.0 | 3 |
| 9 栃 木 | 600 | 197 | 3.1 | 24 | 33 岡 山 | 689 | 190 | 3.6 | 11 |
| 10 群 馬 | 640 | 197 | 3.2 | 18 | 34 広 島 | 736 | 283 | 2.6 | 36 |
| 11 埼 玉 | 1,586 | 739 | 2.1 | 43 | 35 山 口 | 512 | 137 | 3.7 | 7 |
| 12 千 葉 | 1,654 | 632 | 2.6 | 35 | 36 徳 島 | 286 | 74 | 3.9 | 5 |
| 13 東 京 | 3,721 | 1,383 | 2.7 | 32 | 37 香 川 | 319 | 98 | 3.3 | 17 |
| 14 神奈川 | 1,804 | 921 | 2.0 | 44 | 38 愛 媛 | 372 | 137 | 2.7 | 30 |
| 15 新 潟 | 513 | 224 | 2.3 | 40 | 39 高 知 | 257 | 71 | 3.6 | 10 |
| 16 富 山 | 172 | 106 | 1.6 | 47 | 40 福 岡 | 1,230 | 513 | 2.4 | 38 |
| 17 石 川 | 215 | 114 | 1.9 | 46 | 41 佐 賀 | 291 | 82 | 3.5 | 13 |
| 18 福 井 | 172 | 78 | 2.2 | 41 | 42 長 崎 | 394 | 135 | 2.9 | 27 |
| 19 山 梨 | 304 | 83 | 3.7 | 9 | 43 熊 本 | 604 | 177 | 3.4 | 14 |
| 20 長 野 | 775 | 209 | 3.7 | 8 | 44 大 分 | 453 | 115 | 3.9 | 4 |
| 21 岐 阜 | 611 | 203 | 3.0 | 26 | 45 宮 崎 | 442 | 110 | 4.0 | 2 |
| 22 静 岡 | 880 | 371 | 2.4 | 39 | 46 鹿 児 島 | 667 | 163 | 4.1 | 1 |
| 23 愛 知 | 1,870 | 758 | 2.5 | 37 | 47 沖 縄 | 460 | 148 | 3.1 | 21 |
| 24 三 重 | 615 | 181 | 3.4 | 15 | 合計 | 34,691 | 12,714 | 2.7 | |

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 順位は出火率が高い都道府県から順に、1位、2位・・・47位としている。

3 人口は、令和2年1月1日現在の住民基本台帳による。

資料 1-1-15 初期消火における消防用設備等の使用状況

(各年中)

| | 簡易消火用具 | | 消火器 | | 屋内消火栓設備 | | 固定消火設備 | | その他 | | 初期消火なし | | 合計 | |
|-------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|------------|
| | 件数 (件) | 構成比 (%) | 件数 (件) | 構成比 (%) | 件数 (件) | 構成比 (%) | 件数 (件) | 構成比 (%) | 件数 (件) | 構成比 (%) | 件数 (件) | 構成比 (%) | 件数 (件) | 構成比 (%) |
| 平成22年 | 2,410 | 5.2 | 9,623 | 20.6 | 160 | 0.3 | 328 | 0.7 | 16,724 | 35.9 | 17,375 | 37.3 | 46,620 | 100.0 |
| 令和2年 | 1,328 | 3.8 | 6,556 | 18.9 | 139 | 0.4 | 267 | 0.8 | 13,955 | 40.2 | 12,446 | 35.9 | 34,691 | 100.0 |

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 「消防用設備等」とは、消火、避難、その他の消防の活動のための設備等（消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、避難器具、誘導灯等）をいう。

3 「簡易消火用具」とは、水バケツ、水槽、乾燥砂等をいう。

4 「固定消火設備」とは、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、不活性ガス消火設備、泡消火設備等をいう。（屋内消火栓設備については、別枠を設けているため除く。）

5 「その他」とは、「水道、浴槽、汲み置き等の水をかけた」、「寝具、衣類等をかけた」等をいう。

6 合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。

資料 1-1-16 都道府県別の火災による死者の状況

(令和2年中)

| 都道府県 | 死者数 | | 10万人当たり死者数 | | 都道府県 | 死者数 | | 10万人当たり死者数 | |
|--------|-----|----|------------|----|--------|-------|----|------------|----|
| | (人) | 順位 | (人) | 順位 | | (人) | 順位 | (人) | 順位 |
| 1 北海道 | 83 | 2 | 1.6 | 8 | 25 滋賀 | 13 | 36 | 0.9 | 38 |
| 2 青森 | 27 | 18 | 2.1 | 3 | 26 京都 | 18 | 27 | 0.7 | 44 |
| 3 岩手 | 18 | 27 | 1.5 | 13 | 27 大阪 | 65 | 3 | 0.7 | 43 |
| 4 宮城 | 26 | 19 | 1.1 | 28 | 28 兵庫 | 53 | 8 | 1.0 | 36 |
| 5 秋田 | 24 | 21 | 2.4 | 2 | 29 奈良 | 11 | 38 | 0.8 | 40 |
| 6 山形 | 20 | 26 | 1.8 | 5 | 30 和歌山 | 10 | 43 | 1.0 | 32 |
| 7 福島 | 24 | 21 | 1.3 | 24 | 31 鳥取 | 8 | 45 | 1.4 | 14 |
| 8 茨城 | 35 | 12 | 1.2 | 27 | 32 島根 | 7 | 46 | 1.0 | 34 |
| 9 栃木 | 31 | 13 | 1.6 | 7 | 33 岡山 | 28 | 16 | 1.5 | 12 |
| 10 群馬 | 28 | 16 | 1.4 | 15 | 34 広島 | 30 | 15 | 1.1 | 31 |
| 11 埼玉 | 61 | 4 | 0.8 | 39 | 35 山口 | 22 | 24 | 1.6 | 6 |
| 12 千葉 | 60 | 5 | 0.9 | 37 | 36 徳島 | 11 | 38 | 1.5 | 10 |
| 13 東京 | 87 | 1 | 0.6 | 45 | 37 香川 | 11 | 38 | 1.1 | 30 |
| 14 神奈川 | 52 | 9 | 0.6 | 46 | 38 愛媛 | 18 | 27 | 1.3 | 22 |
| 15 新潟 | 31 | 13 | 1.4 | 17 | 39 高知 | 9 | 44 | 1.3 | 25 |
| 16 富山 | 14 | 35 | 1.3 | 21 | 40 福岡 | 39 | 11 | 0.8 | 42 |
| 17 石川 | 23 | 23 | 2.0 | 4 | 41 佐賀 | 11 | 38 | 1.3 | 19 |
| 18 福井 | 11 | 38 | 1.4 | 16 | 42 長崎 | 18 | 27 | 1.3 | 20 |
| 19 山梨 | 13 | 36 | 1.6 | 9 | 43 熊本 | 17 | 31 | 1.0 | 35 |
| 20 長野 | 55 | 7 | 2.6 | 1 | 44 大分 | 17 | 31 | 1.5 | 11 |
| 21 岐阜 | 26 | 19 | 1.3 | 23 | 45 宮崎 | 15 | 34 | 1.4 | 18 |
| 22 静岡 | 42 | 10 | 1.1 | 29 | 46 鹿児島 | 17 | 31 | 1.0 | 33 |
| 23 愛知 | 60 | 5 | 0.8 | 41 | 47 沖縄 | 5 | 47 | 0.3 | 47 |
| 24 三重 | 22 | 24 | 1.2 | 26 | 合計/平均 | 1,326 | | 1.0 | |

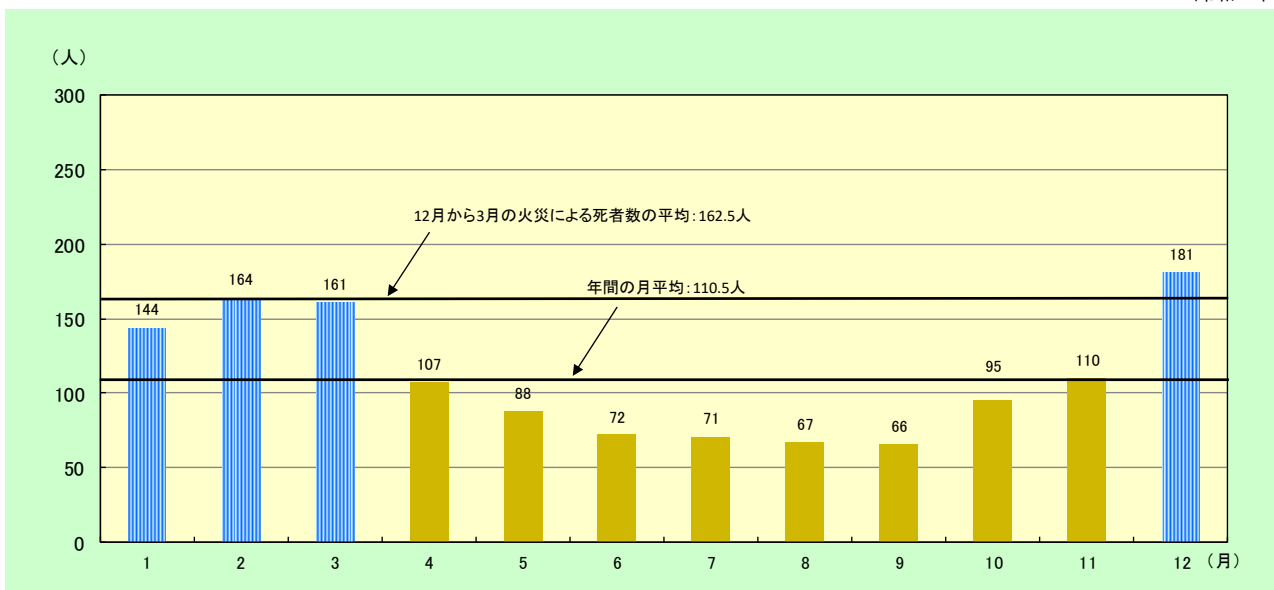
(備考) 1 「火災報告」により作成

2 「順位」は、死者数及び10万人当たり死者数が多い都道府県から順に、1位、2位、・・・47位としている。

3 人口は、令和2年1月1日現在の住民基本台帳による。

資料 1-1-17 月別の火災による死者発生状況

(令和2年中)



(備考)「火災報告」により作成

資料 1-1-18 月別の火災による死傷者発生状況

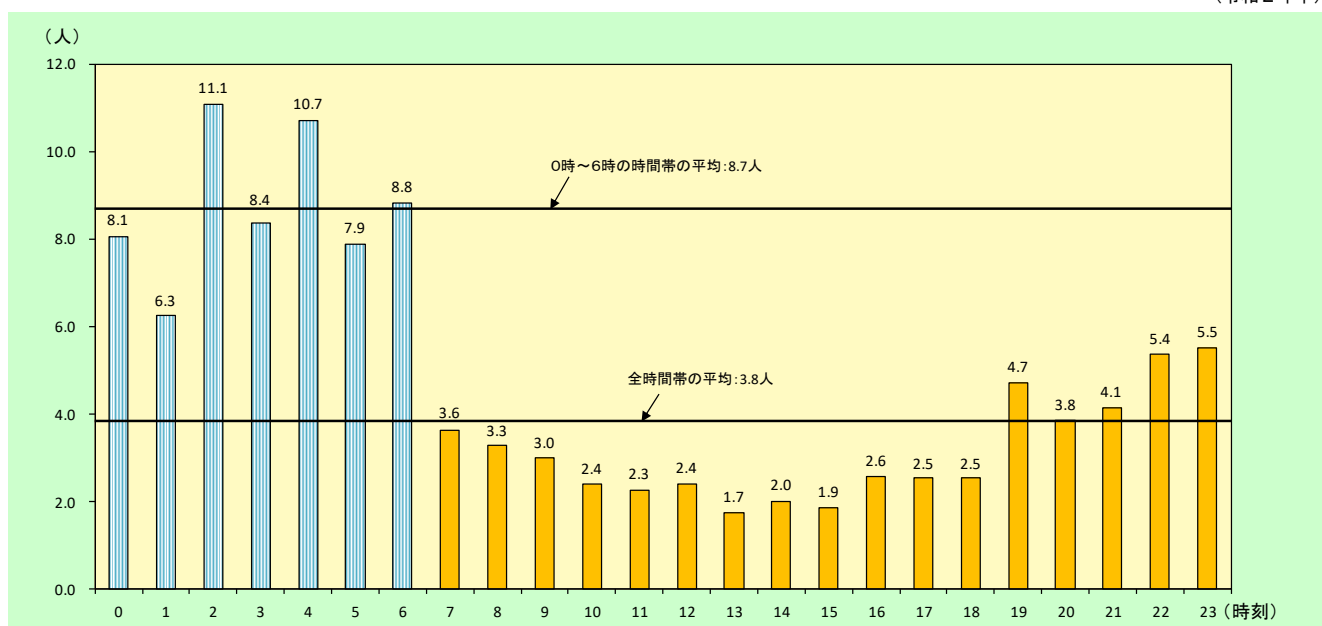
(令和2年中)

| | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 合計 |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 死者数 (人) | 144 | 164 | 161 | 107 | 88 | 72 | 71 | 67 | 66 | 95 | 110 | 181 | 1,326 |
| 放火自殺者等 (人) | 14 | 26 | 19 | 14 | 19 | 21 | 25 | 22 | 15 | 18 | 18 | 21 | 232 |
| 負傷者数 (人) | 519 | 534 | 570 | 516 | 471 | 410 | 314 | 461 | 350 | 371 | 427 | 640 | 5,583 |

(備考)「火災報告」により作成

資料 1-1-19 時間帯別火災 100 件当たりの死者発生状況

(令和2年中)



(備考) 1 「火災報告」により作成

2 「各時間帯の数値」は、出火時刻が不明の火災(1,450件)による死者(110人)を除く集計結果。「全時間帯の平均」は、出火時刻が不明である火災による死者を含む平均

3 例えば、時間帯の「0」は、出火時刻が0時0分～0時59分の間であることを示す。

資料 1-1-20 時間帯別の出火件数及び死者数

(令和2年中)

| | 0時 | 1時 | 2時 | 3時 | 4時 | 5時 | 6時 | 7時 | 8時 | 9時 | 10時 | 11時 | 12時 | 13時 | 14時 | 15時 | 16時 | 17時 | 18時 | 19時 | 20時 | 21時 | 22時 | 23時 | 不明 | 合計 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|-----|-------|--------|
| 出火件数(件) | 794 | 687 | 678 | 550 | 579 | 635 | 772 | 938 | 1,159 | 1,628 | 2,177 | 2,474 | 2,241 | 2,347 | 2,537 | 2,198 | 1,902 | 1,730 | 1,617 | 1,442 | 1,354 | 1,089 | 896 | 817 | 1,450 | 34,691 |
| 死者数(人) | 64 | 43 | 75 | 46 | 62 | 50 | 68 | 34 | 38 | 49 | 52 | 56 | 54 | 41 | 51 | 41 | 49 | 44 | 41 | 68 | 52 | 45 | 48 | 45 | 110 | 1,326 |
| 放火自殺者等 | 5 | 10 | 6 | 11 | 4 | 11 | 7 | 4 | 8 | 9 | 10 | 11 | 7 | 9 | 12 | 6 | 10 | 7 | 4 | 13 | 10 | 2 | 8 | 5 | 43 | 232 |

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 例えば、「0時」は、出火時刻が0時0分～0時59分の間であることを示す。

資料 1-1-21 火災による死因別死者発生状況の推移

(各年中)

(人、%)

| 年別 | 区分 | 一酸化炭素 中毒・窒息 | 火傷 | 打撲・骨折等 | 自殺 | その他 | 不明 | 総計 |
|-------|----|----------------|--------|--------|--------|-------|--------|---------|
| 平成28年 | | 431 | 479 | 2 | 336 | 66 | 138 | 1,452 |
| | | (29.7) | (33.0) | (0.1) | (23.1) | (4.5) | (9.5) | (100.0) |
| 平成29年 | | 435 | 474 | 2 | 304 | 77 | 164 | 1,456 |
| | | (29.9) | (32.6) | (0.1) | (20.9) | (5.3) | (11.3) | (100.0) |
| 平成30年 | | 441 | 497 | 4 | 236 | 83 | 166 | 1,427 |
| | | (30.9) | (34.8) | (0.3) | (16.5) | (5.8) | (11.6) | (100.0) |
| 令和元年 | | 466 | 482 | 3 | 275 | 91 | 169 | 1,486 |
| | | (31.4) | (32.4) | (0.2) | (18.5) | (6.1) | (11.4) | (100.0) |
| 令和2年 | | 404 | 484 | 2 | 226 | 75 | 135 | 1,326 |
| | | (30.5) | (36.5) | (0.2) | (17.0) | (5.7) | (10.2) | (100.0) |

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 () 内は構成比を示す。

3 合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。

資料 1-1-22 死に至った経過と年齢別の死者発生状況

| 年齢区分等 | 逃 げ 遅 れ | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|--|--------|--------------------------------------|-------------|---|--------|--------------------------------------|--------|-------------|-------------------------------------|--------------------------------------|-------------|------------------|--|---|--------------------------------------|--|-------------|
| | 発見が遅れ、気付いた時は火煙が回り、すでに逃げ道がなかったと思われるもの（全く気付かなかった場合を含む。）。 | | | | 判断力に欠け、あるいは、体力的条件が悪く、ほとんど避難できなかったと思われるもの。 | | | | | 延焼拡大が早かった等のため、ほとんど避難ができなかったと思われるもの。 | | | | 逃げれば逃げられたが、逃げる機会を失ったと思われるもの。 | | | | |
| | 熟 睡 | 泥 酔 | 病 気 ・ 身 体 不 自 由 | そ の 他 | 乳 幼 児 | 泥 酔 | 病 気 ・ 身 体 不 自 由 | 老 衰 | そ の 他 | ガ ス 爆 発 の た め | 危 険 物 燃 焼 の た め | そ の 他 | 狼 狽 し て | 持 出 品 ・ 服 装 に 気 を 取 ら れ | 火 災 を ふ れ 回 っ て い る う ち に | 消 火 し よ う と し て | 人 を 救 助 し よ う と し て | そ の 他 |
| 0～5 | | | | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | | |
| 6～10 | 1 | | | 1 | | | | 2 | | | | | | | | | | 1 |
| 11～15 | 1 | | | | | | | | | 1 | | | | | | | | |
| 16～20 | 1 | | | 1 | | | | | | 1 | | | | | | | | |
| 21～25 | | | | 1 | | | | | | 1 | 1 | | | | | | | |
| 26～30 | 2 | | | 1 | | | | 1 | | | 2 | | | 1 | | | | |
| 31～35 | 1 | 2 | | | | | | | | | | | | | 1 | | | |
| 36～40 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 41～45 | 2 | | | 2 | | 1 | | 1 | | 1 | | | | | | | | 2 |
| 46～50 | 6 | 1 | | 2 | | | | | | 1 | 1 | | | | | 1 | | 1 |
| 51～55 | 7 | 3 | 1 | 3 | | 1 | | | | | 1 | | | | | 2 | | |
| 56～60 | 8 | | 1 | 3 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | | | 4 | | 2 |
| 61～65 | 5 | 1 | 2 | 3 | | | 4 | | | | | | | | | 3 | 1 | 1 |
| 66～70 | 14 | 1 | 2 | 4 | | 1 | 5 | 3 | | | 2 | 1 | | | 5 | 1 | 1 | |
| 71～75 | 8 | 1 | 4 | 6 | | 2 | 10 | 3 | | | 2 | | 1 | | 3 | 2 | 1 | |
| 76～80 | 6 | 1 | 3 | 8 | | | 3 | 1 | 4 | | 1 | | | | 7 | 1 | 2 | |
| 81～ | 25 | | 9 | 18 | | | 17 | 10 | 6 | 1 | 1 | 3 | | 1 | 1 | 13 | 2 | 2 |
| 不明 | | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | |
| 合計 | 87 | 10 | 22 | 54 | 1 | 4 | 42 | 11 | 22 | 3 | 5 | 14 | 1 | 2 | 2 | 39 | 7 | 13 |
| (割合%) | 173 (15.8) | | | | 80 (7.3) | | | | | 22 (2.0) | | | | 64 (5.9) | | | | |
| | 513(46.9) | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(備考) 1 「火災報告」により作成
 2 ()内は構成比を示す。また []は火災による死者総数に対する放火自殺者等の割合を示す。
 3 合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。

資料

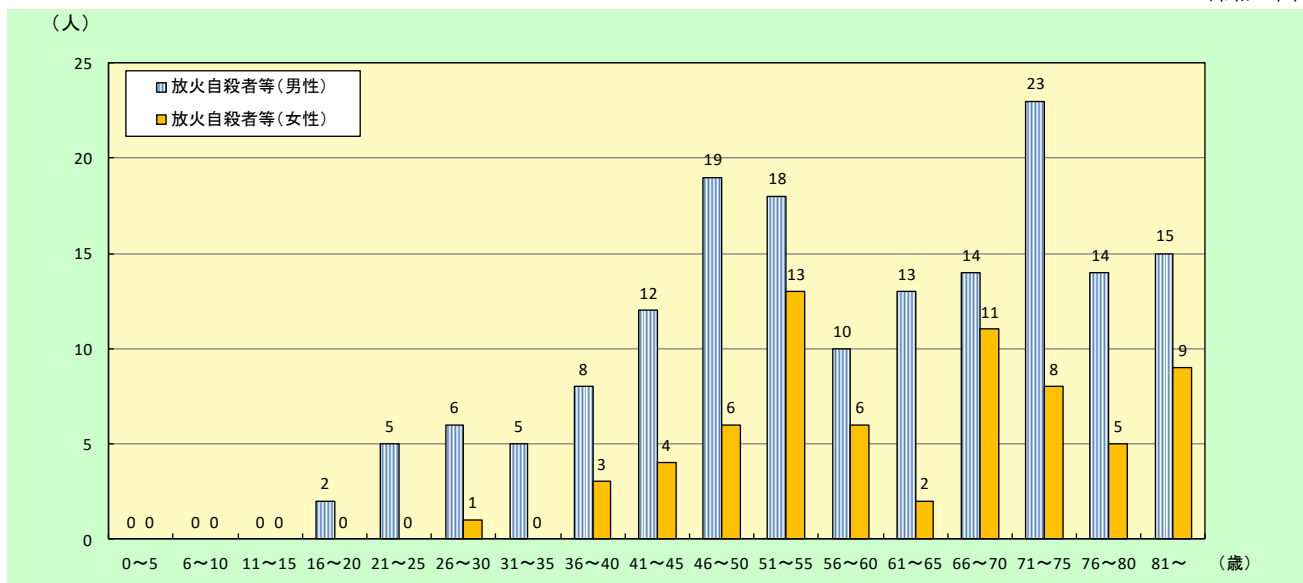
資料 1-1-22 死に至った経過と年齢別の死者発生状況（つづき）

(令和2年中) (単位：人)

| | | | | | 出火後再進入 | | | 着衣着火 | | | | | | | その他 | | 小計 | 放火自殺者等 | | | 合計 | |
|---|---------|----------|----------|-----|--|-------|-----|-------------------------------------|-----|-------------|------|------|------------|-----|---------------|--------|------------------|-----------------------|------------|----------|----------------------|------------|
| 避難行動を起こしているが、逃げきれなかったと思われるもの（一応自力避難したが、避難中、火傷、ガス吸引により、病院等で死亡した場合を含む。） | | | | | 一旦、屋外へ避難後、再進入したと思われるもの。出火時屋外にいて出火後進入したと思われるもの。 | | | 着衣着火し、火傷(熱傷)あるいはガス中毒により死亡したと思われるもの。 | | | | | | | その他 | | | 放火自殺者等 (心中の道づれを含む) | 放火自殺の巻き添え者 | 放火殺人の犠牲者 | | |
| 身体不自由のため | 延焼拡大が早く | 逃げ道を間違えて | 出入口施錠のため | その他 | 救助・物品搬出のため | 消火のため | その他 | 喫煙中 | 炊事中 | 採暖中(たき火を除く) | たき火中 | 火遊び中 | その他の火気取扱い中 | その他 | 左記以外の経過等 | 不明・調査中 | 小計 | | | | 放火自殺者 (心中の道づれを含む) | 放火自殺の巻き添え者 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | 3 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | 3 | 8 | | | | | 8 |
| | | | | 1 | | | | | | | | | | | | 1 | 4 | | | | | 4 |
| | 1 | | | | | | | | | | | | | 1 | | 1 | 6 | 2 | | | | 8 |
| | | | | | | | | | | | | | 1 | 1 | 2 | 3 | 10 | 5 | | | | 15 |
| | 1 | | | | | | | | | | | | | 1 | 1 | 4 | 14 | 7 | | | | 21 |
| | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 7 | 12 | 5 | | | | 17 |
| | 1 | | | 3 | | | | | | | | | | | 2 | 5 | 11 | 11 | | | | 22 |
| | 4 | | | 1 | 1 | | | | | | | | 1 | 1 | 1 | 7 | 25 | 14 | | 2 | | 41 |
| 2 | 2 | | 1 | 1 | | | | | | | | | | | 1 | 18 | 38 | 25 | | | | 63 |
| 1 | 3 | | | 1 | 1 | | | 2 | 1 | | | | | | 4 | 25 | 56 | 30 | | 1 | | 87 |
| 2 | 8 | 1 | | 4 | | | 2 | | | | | | | 2 | 5 | 26 | 73 | 16 | | | | 89 |
| 1 | 9 | 1 | 1 | 3 | | 1 | | 1 | | | | | 3 | 4 | 1 | 29 | 74 | 15 | | | | 89 |
| 5 | 7 | 1 | | 7 | 1 | 2 | 1 | 1 | 2 | | 2 | | 5 | 1 | 3 | 55 | 133 | 25 | | | | 158 |
| 6 | 7 | | | 5 | 1 | | 1 | | | | | | 2 | 2 | 2 | 55 | 124 | 31 | | | | 155 |
| 8 | 8 | | | 4 | | 1 | 3 | 1 | 2 | 1 | 2 | | 1 | 2 | 2 | 68 | 140 | 19 | | | | 159 |
| 23 | 23 | 2 | 1 | 14 | 1 | | 2 | | 6 | 1 | 17 | | 19 | 9 | 3 | 126 | 356 | 21 | | 3 | | 380 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | 6 | 7 | | | | | 7 |
| 48 | 74 | 5 | 3 | 44 | 5 | 4 | 9 | 5 | 11 | 2 | 21 | 0 | 32 | 24 | 28 | 440 | 1,094 | 226 | 0 | 6 | | 1,326 |
| 174 (15.9) | | | | | 18 (1.6) | | | 95 (8.7) | | | | | | | 468 (42.8) | | 1,094 (100.0) | 232 [17.5] | | | 1,326 (100.0) | |

資料 1-1-23 年齢別・性別放火自殺者等発生状況

(令和2年中)



(備考)「火災報告」により作成

資料 1-1-24 火災による年齢別・性別死者発生状況

(令和2年中) (単位:人)

| 年齢区分等 | 男性 | | 女性 | | 性別不明 | | 合計 |
|---------|-----|----------|-----|----------|------|----------|-------|
| | | うち放火自殺者等 | | うち放火自殺者等 | | うち放火自殺者等 | |
| 0~5 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 6~10 | 7 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 8 |
| 11~15 | 1 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| 16~20 | 4 | 2 | 4 | 0 | 0 | 0 | 8 |
| 21~25 | 13 | 5 | 2 | 0 | 0 | 0 | 15 |
| 26~30 | 15 | 6 | 6 | 1 | 0 | 0 | 21 |
| 31~35 | 14 | 5 | 3 | 0 | 0 | 0 | 17 |
| 36~40 | 16 | 8 | 6 | 3 | 0 | 0 | 22 |
| 41~45 | 31 | 12 | 10 | 4 | 0 | 0 | 41 |
| 46~50 | 44 | 19 | 19 | 6 | 0 | 0 | 63 |
| 51~55 | 56 | 18 | 31 | 13 | 0 | 0 | 87 |
| 56~60 | 70 | 10 | 19 | 6 | 0 | 0 | 89 |
| 61~65 | 72 | 13 | 17 | 2 | 0 | 0 | 89 |
| 66~70 | 108 | 14 | 49 | 11 | 1 | 0 | 158 |
| 71~75 | 107 | 23 | 48 | 8 | 0 | 0 | 155 |
| 76~80 | 107 | 14 | 52 | 5 | 0 | 0 | 159 |
| 81~ | 207 | 15 | 173 | 9 | 0 | 0 | 380 |
| 不明 | 2 | 0 | 2 | 0 | 3 | 0 | 7 |
| 65~(参考) | 540 | 67 | 323 | 33 | 1 | 0 | 864 |
| 合計 | 875 | 164 | 447 | 68 | 4 | 0 | 1,326 |

(備考)「火災報告」により作成

資料

資料 1-1-25 用途別の主な火災事例

(百貨店)

| | 出火年月日 | 出火場所 | 事業所名 | 死者数 | 負傷者数 | 損害額(千円) | 出火原因 |
|----|--------------|---------|-----------------|-----|------|-----------|------|
| 1 | 昭和48年 9月25日 | 大阪府高槻市 | 西武タカキショッピングセンター | 6 | 14 | 7,061,300 | 放 |
| 2 | " 11月29日 | 大熊本 | 大洋デパート | 100 | 124 | 1,747,396 | 火 |
| 3 | " 12月7日 | 千葉県館山市 | いとや屋デパート | - | 5 | 192,400 | 明 |
| 4 | 昭和49年 2月17日 | 兵庫県神戸市 | 神戸デパート | 1 | 40 | 1,086,574 | 明 |
| 5 | " 7月16日 | 神奈川県横浜 | 急サニーマート | - | - | 247,000 | 明 |
| 6 | 昭和51年 1月2日 | 奈良県香芝町 | 香芝中央デパート | - | - | 211,720 | 明 |
| 7 | 昭和54年 6月22日 | 滋賀県大津市 | 丸栄百貨店 | - | 1 | 213,266 | 明 |
| 8 | " 11月9日 | 東京都板橋区 | イトヨーカドー | - | 4 | 356,954 | 明 |
| 9 | 昭和55年 12月23日 | 北海道倶知安町 | ニセコ商事株式会社 | - | - | 330,228 | 明 |
| 10 | 昭和56年 3月4日 | 大阪府摂津市 | 正雀ニューデパート | - | 1 | 353,929 | 明 |
| 11 | 平成元年 12月23日 | 三重県四日市市 | 岡本総本店 | - | - | 346,434 | 放 |
| 12 | 平成2年 3月18日 | 兵庫県尼崎市 | 長崎屋ニ崎店 | 15 | 6 | 174,047 | 明 |
| 13 | 平成15年 4月23日 | 香川県豊中町 | メガマート豊中店 | - | - | 694,645 | 明 |
| 14 | 平成16年 12月13日 | 埼玉県さいたま | ドン・キホーテ浦和花月店 | 3 | 8 | 623,442 | 明 |

(旅館・ホテル)

| | 出火年月日 | 出火場所 | 事業所名 | 死者数 | 負傷者数 | 損害額(千円) | 出火原因 |
|----|--------------|----------|------------|-----|------|-----------|------|
| 1 | 昭和44年 2月5日 | 福島県郡山市 | 磐光ホテル | 30 | 41 | 1,098,261 | 石 |
| 2 | " 5月18日 | 石川県加賀市 | 白山荘 | - | 16 | 2,321,732 | 油 |
| 3 | 昭和46年 1月2日 | 和歌山県和歌山市 | 壽司由 | 16 | 15 | 216,637 | 不 |
| 4 | 昭和48年 10月11日 | 兵庫県神戸市 | 坂口荘 | 6 | 5 | 14,919 | 不 |
| 5 | 昭和50年 3月10日 | 大阪府大塚 | 千成ホテル | 4 | 64 | 99,477 | た |
| 6 | 昭和53年 6月15日 | 愛知県半田市 | 白川治プリンスホテル | 7 | 24 | 60,116 | 不 |
| 7 | 昭和55年 11月20日 | 栃木県藤原町 | 川治プリンスホテル | 45 | 22 | 533,751 | ア |
| 8 | 昭和57年 2月8日 | 東京都千代田区 | ホテルニュージャパ | 33 | 34 | 1,726,126 | セ |
| 9 | " 11月18日 | 富山県庄川町 | 川温泉観光ホテル | 2 | 8 | 472,780 | 不 |
| 10 | 昭和58年 2月21日 | 山形県山形市 | 蔵王観光ホテル | 11 | 2 | 308,563 | 不 |
| 11 | 昭和61年 2月11日 | 静岡県東伊豆町 | 大菊東水 | 24 | - | 17,120 | ガ |
| 12 | " 4月21日 | 静岡県河津町 | 大菊東水 | 3 | 56 | 112,810 | ス |
| 13 | 昭和63年 12月30日 | 大分県別府市 | ホテル望海荘 | 3 | 1 | 3,114 | 不 |
| 14 | 平成6年 12月21日 | 福島県福島市 | 喜旅館 | 5 | 3 | 1,024,315 | た |
| 15 | 平成24年 5月13日 | 広島県福山市 | ホテルプリンス | 7 | 3 | 29,090 | 不 |
| 16 | 平成27年 5月17日 | 福島県郡山市 | 吉田屋 | 9 | 19 | 101,251 | 放 |

(病院)

| | 出火年月日 | 出火場所 | 事業所名 | 死者数 | 負傷者数 | 損害額(千円) | 出火原因 |
|----|--------------|---------|---------------|-----|------|---------|------|
| 1 | 昭和35年 1月6日 | 神奈川県横浜 | 日本医療伝導会衣笠病院 | 16 | - | 19,122 | 石 |
| 2 | " 3月19日 | 福岡県久留米市 | 国立療養所 | 11 | - | 1,536 | 油 |
| 3 | " 10月29日 | 愛知県守山市 | 精神科香流病院 | 5 | 5 | 2,270 | 不 |
| 4 | 昭和39年 3月30日 | 兵庫県伊丹市 | 常岡病院 | 9 | 3 | 7,015 | 放 |
| 5 | 昭和44年 11月19日 | 徳島県阿南市 | 阿南市精神病院 | 6 | 5 | 10,908 | 放 |
| 6 | 昭和45年 6月29日 | 栃木県佐野市 | 秋山会毛病院 | 17 | 1 | 2,365 | 放 |
| 7 | " 8月6日 | 北海道札幌 | 手稲病院 | 5 | 1 | 2,793 | 放 |
| 8 | 昭和46年 2月2日 | 宮城県岩沼町 | 小島病院 | 6 | - | 3,782 | 不 |
| 9 | 昭和48年 3月8日 | 福岡県北九州市 | 福岡県済生会八幡病院 | 13 | 3 | 57,993 | 蚊 |
| 10 | 昭和52年 5月13日 | 山口県岩国市 | 岩国病院 | 7 | 5 | 7,178 | 取 |
| 11 | 昭和59年 2月19日 | 広島県尾道市 | 医療法人社団宏知会青山病院 | 6 | 1 | 1,328 | 不 |
| 12 | 平成25年 10月11日 | 福岡県福岡市 | 安部整形外科 | 10 | 5 | 63,279 | ト |

(社会福祉施設)

| | 出火年月日 | 出火場所 | 事業所名 | 死者数 | 負傷者数 | 損害額(千円) | 出火原因 |
|----|-------------|---------|-----------------|-----|------|---------|------|
| 1 | 昭和30年 2月17日 | 神奈川県横浜 | 聖母の園養老院 | 99 | 9 | 15,340 | か |
| 2 | 昭和43年 1月14日 | 大分県日出町 | みのり学園小百合寮 | 6 | - | 2,793 | ア |
| 3 | 昭和45年 3月20日 | 山梨県上野原町 | 泉老人ホーム | 4 | - | 不明 | 電 |
| 4 | 昭和48年 3月14日 | 東京都東村山 | 老人ホーム東村山分 | 2 | - | 234 | 電 |
| 5 | 昭和61年 2月8日 | 青森県弘前市 | 島光会草薙寮 | 2 | 6 | 5,352 | た |
| 6 | " 7月31日 | 兵庫県神戸市 | 陽気会陽気寮 | 8 | - | 56,702 | 放 |
| 7 | 昭和62年 2月11日 | 静岡県富士市 | 佛会祥院 | 3 | 1 | 14,807 | 放 |
| 8 | " 6月6日 | 東京都東村山市 | 昭青会松寿園 | 17 | 25 | 71,666 | 放 |
| 9 | 平成18年 1月8日 | 長崎県大村市 | やすらぎの里さくら | 7 | 3 | 34,852 | マ |
| 10 | 平成21年 3月19日 | 群馬県渋川市 | 静養ホームたまゆら | 10 | 1 | 20,055 | 不 |
| 11 | 平成22年 3月13日 | 北海道札幌市 | グループホームみらいとんでん | 7 | 2 | 16,317 | ス |
| 12 | 平成25年 2月8日 | 長崎県長崎市 | グループホームベルハウス東山手 | 5 | 7 | 3,058 | 加 |

(複合用途防火対象物(雑居ビル))

| | 出火年月日 | 出火場所 | 事業所名 | 死者数 | 負傷者数 | 損害額(千円) | 出火原因 |
|----|--------------|--------|---------------------|-----|------|-----------|------|
| 1 | 昭和47年 5月13日 | 大阪府大阪市 | 千日デパートビル | 118 | 81 | 1,649,693 | た |
| 2 | 昭和48年 12月19日 | 三重県津市 | 大門観光館 | - | 1 | 256,336 | 不 |
| 3 | 昭和50年 3月1日 | 東京都豊島区 | アサヒ会館 | 5 | 17 | 57,789 | 不 |
| 4 | 昭和51年 12月4日 | 東京都墨田区 | 国松ビル(サロンうたまろ) | 6 | 2 | 7,810 | 不 |
| 5 | " 12月16日 | 北海道旭川市 | 今井ビル(二条プラザ) | 3 | - | 10,270 | 放 |
| 6 | " 12月26日 | 静岡県沼津市 | 三沢ビル(大衆サロンららく酒場) | 15 | 8 | 38,781 | 放 |
| 7 | 昭和53年 3月10日 | 新潟県新潟市 | 今町会館(エル・アドロ) | 11 | 2 | 10,483 | 不 |
| 8 | " 11月19日 | 東京都葛飾区 | 天狗ビル(和風喫茶古都) | 4 | 3 | 17,685 | 不 |
| 9 | 昭和54年 11月20日 | 福岡県岡垣町 | パチンコホール(ラッキーホール) | 4 | 2 | 48,988 | た |
| 10 | 昭和55年 8月16日 | 静岡県静岡市 | ゴールデン街第1ビル | 14 | 223 | 554,226 | 不 |
| 11 | 昭和56年 2月28日 | 島根県松江市 | サンパチンコ | 3 | 2 | 140,964 | 不 |
| 12 | 昭和59年 11月15日 | 愛媛県松山市 | 三島ビル | 3 | 13 | 68,954 | 不 |
| 13 | 昭和61年 6月14日 | 千葉県船橋市 | 船橋東武 | 3 | - | 1,786,895 | 不 |
| 14 | 平成13年 9月1日 | 東京都新宿区 | 明星56ビル | 44 | 3 | 23,500 | 不 |
| 15 | 平成19年 1月20日 | 兵庫県宝塚市 | カラオケボックス(ビート) | 3 | 5 | 4,063 | ガ |
| 16 | " 6月19日 | 東京都渋谷区 | シエスパB棟 | 3 | 8 | 180,630 | 天 |
| 17 | 平成20年 10月1日 | 大阪府大阪市 | 桧ビル(個室ビデオ店キャッツなんば) | 15 | 10 | 3,127 | 放 |
| 18 | 平成21年 7月5日 | 大阪府大阪市 | パチンコホール(CROSS-ニコニコ) | 4 | 19 | 44,770 | 放 |
| 19 | " 11月22日 | 東京都杉並区 | 第8東京ビル(居酒屋石狩亭) | 4 | 12 | 1,896 | 放 |

(備考)「火災報告」等により作成

資料 1-1-26 火災による死傷者の発生状況

(各年中)

| 火災種別 | 死者 | | | | 負傷者 | | | |
|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
| | 令和元年 | | 令和2年 | | 令和元年 | | 令和2年 | |
| | 人数(人) | 構成比 | 人数(人) | 構成比 | 人数(人) | 構成比 | 人数(人) | 構成比 |
| 建物火災 | 1,197 | 80.6% | 1,056 | 79.6% | 4,889 | 83.4% | 4,718 | 84.5% |
| 車両火災 | 102 | 6.9% | 90 | 6.8% | 226 | 3.9% | 194 | 3.5% |
| 林野火災 | 12 | 0.8% | 5 | 0.4% | 112 | 1.9% | 85 | 1.5% |
| 航空機火災 | 1 | 0.1% | 0 | 0.0% | 1 | 0.0% | 0 | 0.0% |
| 船舶火災 | 0 | 0.0% | 3 | 0.2% | 23 | 0.4% | 18 | 0.3% |
| その他の火災 | 174 | 11.7% | 172 | 13.0% | 614 | 10.5% | 568 | 10.2% |
| 合計 | 1,486 | 100.0% | 1,326 | 100.0% | 5,865 | 100.0% | 5,583 | 100.0% |

資料

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 火災が2種以上にわたった場合は、死者が発生した方の火災種別(建物火災、車両火災、林野火災、船舶火災、航空機火災、その他の火災の別)で計上

3 合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。

その他の火災の内訳(出火箇所)*1

| 死者 | | (令和2年中) | |
|------------------------|-------|---------|-------|
| 出火箇所 | 人数(人) | 構成比 | |
| 建物、林野、車両、船舶、航空機以外のもの*2 | 6 | 3.5% | |
| 道路、空地等 | 敷地内 | 44 | 25.6% |
| | 田畑 | 50 | 29.1% |
| | 河川敷等 | 16 | 9.3% |
| | 空地 | 10 | 5.8% |
| | 道路 | 11 | 6.4% |
| | その他 | 29 | 16.9% |
| 出火箇所不明 | 0 | 0.0% | |
| その他 | 6 | 3.5% | |
| 合計 | 172 | 100% | |

負傷者 (令和2年中)

| 負傷者 | | (令和2年中) | |
|------------------------|-------|---------|-------|
| 出火箇所 | 人数(人) | 構成比 | |
| 建物、林野、車両、船舶、航空機以外のもの*2 | 31 | 5.5% | |
| 道路、空地等 | 田畑 | 194 | 34.2% |
| | 敷地内 | 146 | 25.7% |
| | 空地 | 41 | 7.2% |
| | 河川敷等 | 14 | 2.5% |
| | 道路 | 36 | 6.3% |
| | その他 | 77 | 13.6% |
| 出火箇所不明 | 2 | 0.4% | |
| その他 | 27 | 4.8% | |
| 合計 | 568 | 100% | |

*1 火災による死傷者の発生状況中「その他の火災」について、出火箇所の観点から、さらに詳細に調べたもの。

*2 電柱類、門、さく、郵便ポスト、さん橋等をいう。

*1 火災による死傷者の発生状況中「その他の火災」について、出火箇所の観点から、さらに詳細に調べたもの。

*2 電柱類、門、さく、郵便ポスト、さん橋等をいう。

資料 1-1-27 火災種別ごとの死者発生状況

(令和2年中)

| 区分 | 建物火災 | | | | | 車両火災 | 林野火災 | 航空機火災 | 船舶火災 | その他の火災 | 合計 |
|--------------|-------|-----|-----|----|-----|------|------|-------|------|--------|--------|
| | 全焼 | 半焼 | 部分焼 | ぼや | その他 | | | | | | |
| 死者数(人) | 681 | 117 | 187 | 68 | 3 | 90 | 5 | 0 | 3 | 172 | 1,326 |
| | 1,056 | | | | | | | | | | |
| 割合(%) | 79.6% | | | | | 6.8% | 0.4% | 0.0% | 0.2% | 13.0% | 100.0% |
| 死者の出た火災件数(件) | 588 | 111 | 183 | 68 | 3 | 86 | 5 | 0 | 2 | 172 | 1,218 |
| | 953 | | | | | | | | | | |
| 割合(%) | 78.2% | | | | | 7.1% | 0.4% | 0.0% | 0.2% | 14.1% | 100.0% |

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 火災が2種類以上にわたった場合、火災報告取扱要領の取扱いにかかわらず、死者が発生した方の火災種別により整理している。

3 合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。

資料 1-1-28 建物用途別及び階層別の死者の発生状況

(令和2年中) (単位:人)

| 防火対象物の区分 | (五) | | (一) | | (二) | | | | (三) | | (四) | (五) | (六) | | | | (七) | (八) | (九) | (十) | (十一) | (十二) | (十三) | (十四) | (十五) | (十六) | (十七) | 合計 | | | | | | | | |
|-----------|------|-------|------|-----|-----|-------|-----|------------|-----------|-----|-----|-------|--------|-----|------------|---------------|-----|-----|-----|------|------|------|-------|------|-------|--------|------|-----|-----|-----|-------------|--------------|-----|-------|-------|-----|
| | ロ | イ | ロ | イ | ロ | ハ | ニ | イ | ロ | イ | イ | ロ | ハ | ニ | イ | ロ | イ | ロ | イ | ロ | イ | ロ | イ | ロ | イ | ロ | イ | | | | | | | | | |
| | 一般住宅 | 共用住宅等 | 併用住宅 | 劇場 | 公会堂 | キャバレー | 遊技場 | 性風俗特殊営業店舗等 | カラオケボックス等 | 料理店 | 飲食店 | 物品販売店 | 旅館・ホテル | 病院 | 特別養護老人ホーム等 | 老人デイサービスセンター等 | 幼稚園 | 学校 | 図書館 | 特殊浴場 | 一般浴場 | 停車場 | 神社・寺院 | 工場 | スタジアム | 駐空機格納庫 | 航空機庫 | | 倉庫 | 事務所 | 特定複合用途防火対象物 | 非特定複合用途防火対象物 | 地下街 | 準地下街 | 文化財 | その他 |
| 地下4階 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | |
| 地下3階 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 地下2階 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 地下1階 | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 2 | |
| 1階 | 630 | 68 | 7 | | | | | | | 2 | 1 | | 1 | | | | | | | | | | 4 | | | | 3 | 1 | 7 | 11 | | | 11 | 746 | | |
| 2階 | 134 | 42 | 8 | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | 1 | | | 5 | | 5 | 10 | | | | 1 | 207 | | |
| 3階 | 5 | 18 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 4 | 2 | | | | 31 | | |
| 4階 | 1 | 10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 13 | | |
| 5階 | | 8 | | | | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 9 | | |
| 6階 | | 3 | | | | | | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 1 | | 6 | | |
| 7階 | | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 2 | | |
| 8階 | | 5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 5 | | |
| 9階以上 | | 8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 9 | | |
| 不明 | 20 | 1 | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | 1 | | | | | 1 | 1 | | | | 1 | 26 | | |
| 合計 | 791 | 166 | 16 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 | 0 | 0 | 0 | 8 | 2 | 17 | 28 | 0 | 0 | 0 | 13 | 1,056 | |
| 割合 (%) | 92.1 | | | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.4 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.0 | 0.1 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.7 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.8 | 0.2 | 1.6 | 2.7 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 1.2 | 100.0 | | |
| 放火自殺者等を除く | 728 | 155 | 16 | | | | | | | 4 | | 1 | 1 | | 1 | | | | | | | 7 | | | | 7 | 2 | 16 | 26 | | | | 10 | 974 | | |
| 割合 (%) | 92.3 | | | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.4 | 0.0 | 0.1 | 0.1 | 0.0 | 0.1 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.7 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.7 | 0.2 | 1.6 | 2.7 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 1.0 | 100.0 | | |

- (備考) 1 「火災報告」により作成
 2 「放火自殺者等」とは、放火自殺者、放火自殺による巻き添えとなった者及び放火殺人による死者をいう。
 3 「防火対象物（一般住宅、併用住宅及びその他を除く。）の区分」は、消防法施行令別表第一による区分であり、施設の名称はその例示である。以下資料において、ことわりのない限り同じ。
 4 合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。

資料 1-1-29 建物構造別・死因別死者発生状況

(令和2年中) (単位:人、%)

| 構造別 | 死因別 | 一酸化炭素中毒・窒息 | 火傷 | 打撲・骨折等 | 自殺 | その他 | 不明 | 総計 (構成比) |
|----------|-----|------------|-----|--------|----|-----|-----|---------------|
| 木造 | | 240 | 264 | 0 | 54 | 38 | 91 | 687 (65.1) |
| 防火造 | | 53 | 70 | 0 | 6 | 9 | 11 | 149 (14.1) |
| 準耐火(木造) | | 5 | 3 | 0 | 1 | 0 | 0 | 9 (0.9) |
| 準耐火(非木造) | | 21 | 16 | 1 | 3 | 3 | 3 | 47 (4.5) |
| 耐火造 | | 58 | 32 | 1 | 7 | 11 | 7 | 116 (11.0) |
| その他 | | 15 | 22 | 0 | 5 | 4 | 2 | 48 (4.5) |
| 合計 | | 392 | 407 | 2 | 76 | 65 | 114 | 1,056 (100.0) |

- (備考) 1 「火災報告」により作成
 2 合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。

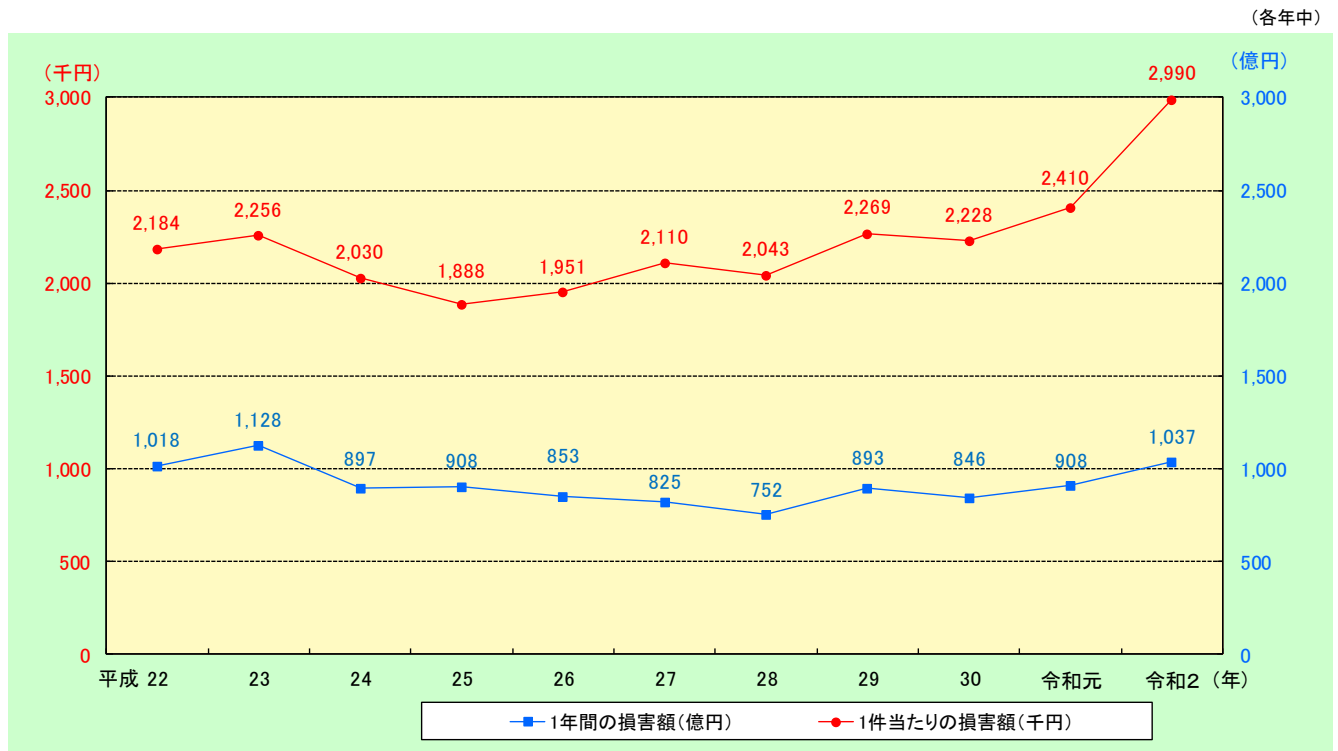
資料 1-1-30 時間帯別の住宅火災による死者発生状況（放火自殺者等を除く。）

(令和2年中) (単位:人)

| | 0~2時 | 2~4時 | 4~6時 | 6~8時 | 8~10時 | 10~12時 | 12~14時 | 14~16時 | 16~18時 | 18~20時 | 20~22時 | 22~24時 | 不明 | 計 |
|-------|------|------|------|------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----|-----|
| 65歳未満 | 26 | 35 | 32 | 20 | 8 | 9 | 8 | 10 | 13 | 26 | 19 | 25 | 18 | 249 |
| 65歳以上 | 58 | 62 | 55 | 64 | 46 | 52 | 55 | 39 | 42 | 60 | 51 | 42 | 19 | 645 |
| 不明 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 5 |
| 合計 | 85 | 98 | 87 | 84 | 54 | 61 | 63 | 50 | 56 | 86 | 70 | 68 | 37 | 899 |

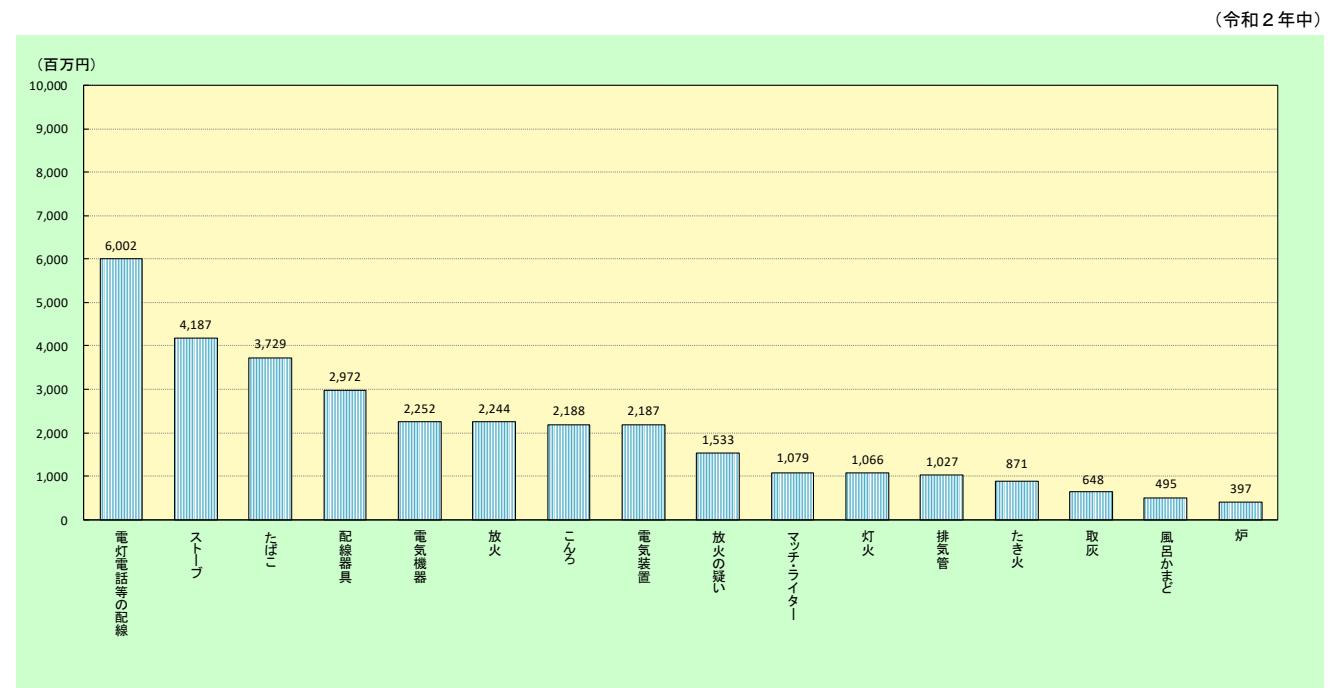
- (備考) 1 「火災報告」により作成
 2 例えば、「0時」は出火時刻が0時0分~0時59分の間であることを示す。
 3 「放火自殺者等」とは、放火自殺者、放火自殺による巻き添えとなった者及び放火殺人による死者をいう。

資料 1-1-31 火災による損害額の推移



(備考) 1 「火災報告」により作成
 2 「1件当たりの損害額 (千円)」は左軸を、「1年間の損害額 (億円)」は右軸を参照

資料 1-1-32 主な出火原因別の火災による損害額

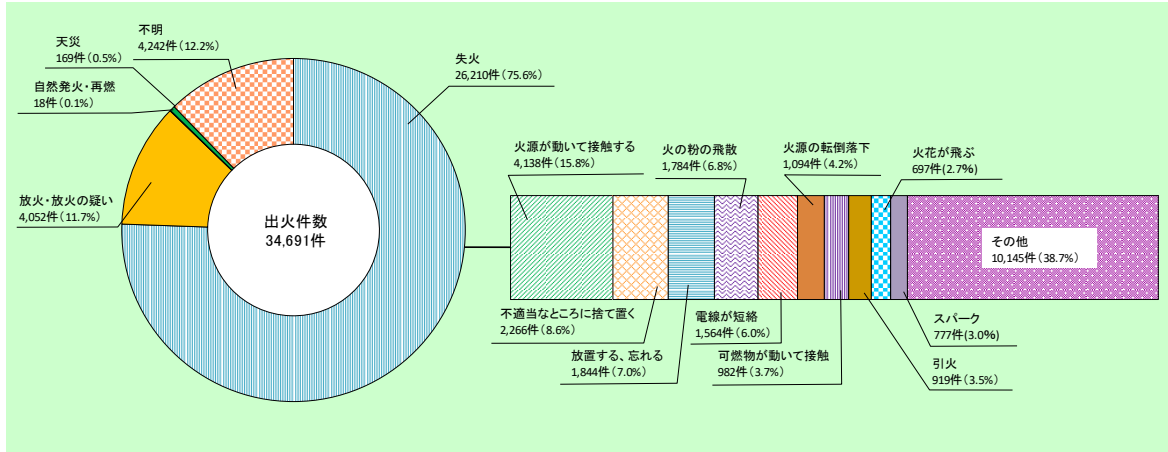


(備考) 「火災報告」により作成

資料

資料 1-1-33 失火による出火件数

(令和2年中)



- (備考) 1 「火災報告」により作成
2 合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。

資料 1-1-34 主な着火物別出火件数

(各年中)

| 着火物 | 令和元年 | | 令和2年 | | 出火件数の増減数 |
|---------------|----------|-----------------|----------|-----------------|----------|
| | 出火件数 (件) | 総出火件数に占める割合 (%) | 出火件数 (件) | 総出火件数に占める割合 (%) | |
| 枯草 | 6,165 | 16.4 | 5,664 | 16.3 | △ 501 |
| 合成樹脂・成型品 | 3,304 | 8.8 | 3,154 | 9.1 | △ 150 |
| 動植物油類 | 1,634 | 4.3 | 1,499 | 4.3 | △ 135 |
| ごみ屑 (建築物等収容物) | 1,494 | 4.0 | 1,395 | 4.0 | △ 99 |
| 袋・紙製品 | 1,387 | 3.7 | 1,277 | 3.7 | △ 110 |
| 寝具類 | 1,196 | 3.2 | 1,101 | 3.2 | △ 95 |
| 衣類 | 1,128 | 3.0 | 1,022 | 2.9 | △ 106 |
| ごみ類 (山林その他) | 950 | 2.5 | 919 | 2.6 | △ 31 |
| 繊維製品 | 923 | 2.4 | 866 | 2.5 | △ 57 |
| 電線被覆類 | 859 | 2.3 | 789 | 2.3 | △ 70 |
| 落葉 | 859 | 2.3 | 756 | 2.2 | △ 103 |

- (備考) 1 「火災報告」により作成
2 令和2年中の着火物別出火件数の上位10番目までを表示した。

資料 1-1-35 たばこによる火災の損害状況

(各年中)

| 区分 | たばこ | | |
|---------------|---------|---------|-----------|
| | 令和元年 | 令和2年 | 増減数 |
| 出火件数 (件) | 3,581 | 3,104 | △ 477 |
| 建物火災 | 2,056 | 1,858 | △ 198 |
| 車両火災 | 169 | 115 | △ 54 |
| 林野火災 | 76 | 55 | △ 21 |
| 船舶火災 | 2 | 1 | △ 1 |
| 航空機火災 | 0 | 0 | 0 |
| その他の火災 | 1,278 | 1,075 | △ 203 |
| 主な経過別出火件数 (件) | | | |
| 不適当な場所への放置 | 2,194 | 1,930 | △ 264 |
| 火源の転倒・落下 | 658 | 579 | △ 79 |
| 消したはずのものが再燃 | 120 | 116 | △ 4 |
| 建物焼損床面積 (㎡) | 63,927 | 51,531 | △ 12,396 |
| 建物焼損表面積 (㎡) | 7,558 | 6,870 | △ 688 |
| 林野焼損面積 (a) | 3,901 | 2,882 | △ 1,019 |
| 損害額 (万円) | 521,294 | 372,867 | △ 148,427 |

- (備考) 「火災報告」により作成

資料 1-1-36 放火及び放火の疑いによる火災の損害状況

(各年中)

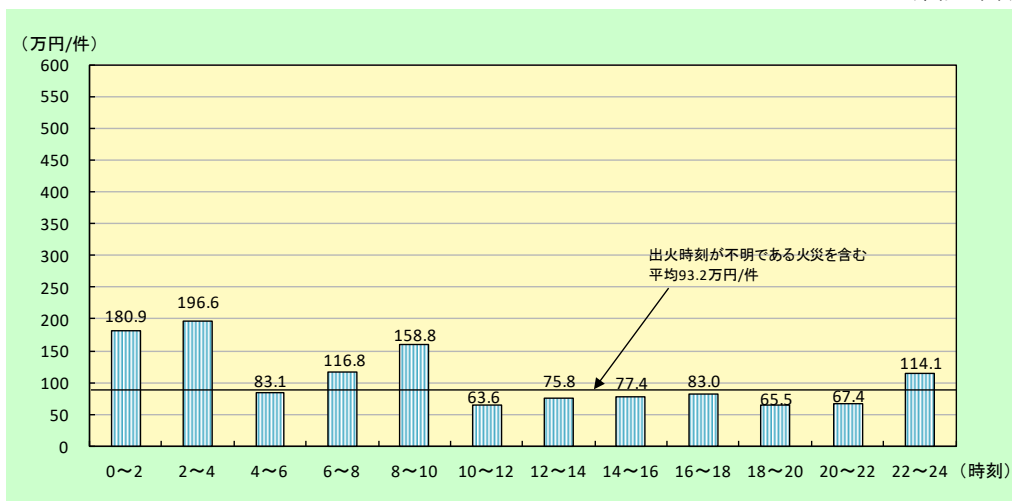
| 区分 | 放火 | | | 放火の疑い | | | 放火と放火の疑いの合計 | | |
|---------------|---------|---------|----------|---------|---------|----------|-------------|---------|-----------|
| | 令和元年 | 令和2年 | 増減数 | 令和元年 | 令和2年 | 増減数 | 令和元年 | 令和2年 | 増減数 |
| 出火件数(件) | 2,757 | 2,497 | △ 260 | 1,810 | 1,555 | △ 255 | 4,567 | 4,052 | △ 515 |
| 建物火災 | 1,287 | 1,149 | △ 138 | 712 | 578 | △ 134 | 1,999 | 1,727 | △ 272 |
| 車両火災 | 176 | 156 | △ 20 | 91 | 67 | △ 24 | 267 | 223 | △ 44 |
| 林野火災 | 34 | 31 | △ 3 | 73 | 60 | △ 13 | 107 | 91 | △ 16 |
| 船舶火災 | 1 | 1 | 0 | 1 | 3 | 2 | 2 | 4 | 2 |
| 航空機火災 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他の火災 | 1,259 | 1,160 | △ 99 | 933 | 847 | △ 86 | 2,192 | 2,007 | △ 185 |
| 主な発火源別出火件数(件) | | | | | | | | | |
| ライターによるもの | 1,040 | 928 | △ 112 | 256 | 252 | △ 4 | 1,296 | 1,180 | △ 116 |
| マッチによるもの | 179 | 174 | △ 5 | 29 | 23 | △ 6 | 208 | 197 | △ 11 |
| その他のたばことマッチ | 207 | 155 | △ 52 | 165 | 131 | △ 34 | 372 | 286 | △ 86 |
| 建物焼損床面積(㎡) | 28,874 | 22,746 | △ 6,128 | 38,192 | 23,112 | △ 15,080 | 67,066 | 45,858 | △ 21,208 |
| 建物焼損表面積(㎡) | 5,374 | 3,025 | △ 2,349 | 4,155 | 1,949 | △ 2,206 | 9,529 | 4,974 | △ 4,555 |
| 林野焼損面積(a) | 183 | 595 | 412 | 7,283 | 886 | △ 6,397 | 7,466 | 1,481 | △ 5,985 |
| 損害額(万円) | 321,950 | 224,392 | △ 97,558 | 231,497 | 153,295 | △ 78,202 | 553,446 | 377,687 | △ 175,760 |

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 「その他のたばことマッチ」は、出火原因が、たばこ、マッチ又はライターと判定できるが、そのいずれかに確定できない場合をいう。

資料 1-1-37 放火及び放火の疑いによる時間帯別火災1件あたりの損害額

(令和2年中)



(備考) 1 「火災報告」により作成

2 「各時間帯の数値」は、出火時刻が不明の火災 559 件による損害額 1,042.0 万円を除く集計結果。「全時間帯の平均」は、出火時刻が不明である火災を含む平均。

3 例えば、時間帯の「0~2」は、出火時刻が0時0分~1時59分の間であることを表す。

資料 1-1-38 放火及び放火の疑いによる火災の時間帯別出火件数及び損害額

(令和2年中)

| | 0時 | 1時 | 2時 | 3時 | 4時 | 5時 | 6時 | 7時 | 8時 | 9時 | 10時 | 11時 | 12時 | 13時 | 14時 | 15時 | 16時 | 17時 | 18時 | 19時 | 20時 | 21時 | 22時 | 23時 | 不明 | 合計 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|--------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 出火件数(件) | 188 | 173 | 145 | 120 | 124 | 99 | 74 | 79 | 102 | 115 | 104 | 134 | 138 | 144 | 170 | 189 | 188 | 179 | 154 | 179 | 168 | 193 | 180 | 154 | 559 | 4,052 |
| 損害額(万円) | 49,344 | 15,978 | 27,216 | 24,885 | 12,329 | 6,193 | 5,189 | 12,676 | 8,983 | 25,471 | 8,675 | 6,453 | 12,035 | 9,335 | 8,765 | 19,007 | 24,864 | 5,597 | 7,749 | 14,072 | 11,072 | 13,277 | 27,312 | 10,792 | 10,420 | 377,687 |

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 例えば、「0時」は出火時刻が0時0分~0時59分の間であることを示す。

3 合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。

資料 1-1-39 こんろによる火災の損害状況

(各年中)

| 区分 | こんろ | | |
|--------------------------|---------|---------|----------|
| | 令和元年 | 令和2年 | 増減数 |
| 出火件数(件) | 2,918 | 2,792 | △ 126 |
| 建物火災 | 2,864 | 2,735 | △ 129 |
| 車両火災 | 14 | 26 | 12 |
| 林野火災 | 1 | 1 | 0 |
| 船舶火災 | 2 | 0 | △ 2 |
| 航空機火災 | 0 | 0 | 0 |
| その他の火災 | 37 | 30 | △ 7 |
| 主なこんろ種類別出火件数(件) | | | |
| ガスこんろ | 2,497 | 2,359 | △ 138 |
| 電気こんろ | 283 | 300 | 17 |
| 石油こんろ | 27 | 23 | △ 4 |
| まき・炭・石炭こんろ | 94 | 99 | 5 |
| 主な経過別出火件数(件) | | | |
| 消し忘れ | 1,355 | 1,294 | △ 61 |
| 可燃物の接触 | 287 | 302 | 15 |
| 過熱 | 291 | 287 | △ 4 |
| 建物焼損床面積(m ²) | 42,369 | 29,671 | △ 12,698 |
| 建物焼損表面積(m ²) | 5,649 | 5,004 | △ 645 |
| 損害額(万円) | 314,759 | 218,769 | △ 95,990 |

(備考)「火災報告」により作成

資料 1-1-40 建物火災の火元建物用途別の損害状況

(令和2年中)

| 防火対象物区分 | | 損害状況 | 出火件数 (件) | 焼損床面積 (㎡) | 建物損害額 (百万円) |
|---------|---|---------------------------|-------------|--------------|----------------|
| | | 一 般 住 宅 | 6,859 | 431,407 | 25,536 |
| | | 併 用 住 宅 | 356 | 33,301 | 1,720 |
| (五) | □ | 共 同 住 宅 | 3,349 | 32,244 | 3,672 |
| | | 小 計 | 10,564 | 496,952 | 30,928 |
| (一) | イ | 劇 場 等 | 7 | 3 | 2 |
| | □ | 公 会 堂 等 | 23 | 202 | 14 |
| (二) | イ | キ ャ バ レ ー 等 | 4 | 7 | 4 |
| | □ | 遊 技 場 等 | 33 | 503 | 149 |
| | ハ | 性 風 俗 特 殊 営 業 店 舗 等 | 0 | 0 | 0 |
| | ニ | カ ラ オ ケ ボ ッ ク ス 等 | 8 | 575 | 94 |
| (三) | イ | 料 理 店 等 | 4 | 0 | 0 |
| | □ | 飲 食 店 | 443 | 7,645 | 894 |
| (四) | | 物 品 販 売 店 舗 等 | 287 | 1,842 | 562 |
| (五) | イ | 旅 館 ・ ホ テ ル 等 | 119 | 3,898 | 344 |
| (六) | イ | 病 院 等 | 78 | 60 | 23 |
| | □ | 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 等 | 71 | 13 | 8 |
| | ハ | 老 人 デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー 等 | 70 | 1,023 | 147 |
| | ニ | 幼 稚 園 等 | 13 | 108 | 2 |
| (七) | | 学 校 | 111 | 652 | 70 |
| (八) | | 図 書 館 等 | 2 | 24 | 1 |
| (九) | イ | 特 殊 浴 場 | 2 | 51 | 8 |
| | □ | 一 般 浴 場 | 5 | 230 | 21 |
| (十) | | 停 車 場 等 | 29 | 3 | 1 |
| (十一) | | 神 社 ・ 寺 院 等 | 64 | 4,784 | 511 |
| (十二) | イ | 工 場 ・ 作 業 場 | 1,599 | 179,070 | 41,052 |
| | □ | ス タ ジ オ | 3 | 0 | 0 |
| (十三) | イ | 駐 車 場 等 | 37 | 1,162 | 137 |
| | □ | 航 空 機 格 納 庫 | 2 | 262 | 4 |
| (十四) | | 倉 庫 | 482 | 97,466 | 9,572 |
| (十五) | | 事 務 所 等 | 718 | 28,676 | 1,798 |
| (十六) | イ | 特 定 複 合 用 途 防 火 対 象 物 | 1,777 | 16,987 | 2,395 |
| | □ | 非 特 定 複 合 用 途 防 火 対 象 物 | 767 | 20,589 | 1,714 |
| (十六の二) | | 地 下 街 | 6 | 0 | 0 |
| (十六の三) | | 準 地 下 街 | 0 | 0 | 0 |
| (十七) | | 文 化 財 | 1 | 0 | 0 |
| | | そ の 他 | 2,036 | 151,127 | 6,876 |
| | | 合 計 | 19,365 | 1,013,914 | 97,331 |

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。

資料

資料 1-1-41 建物火災の主な出火原因と経過

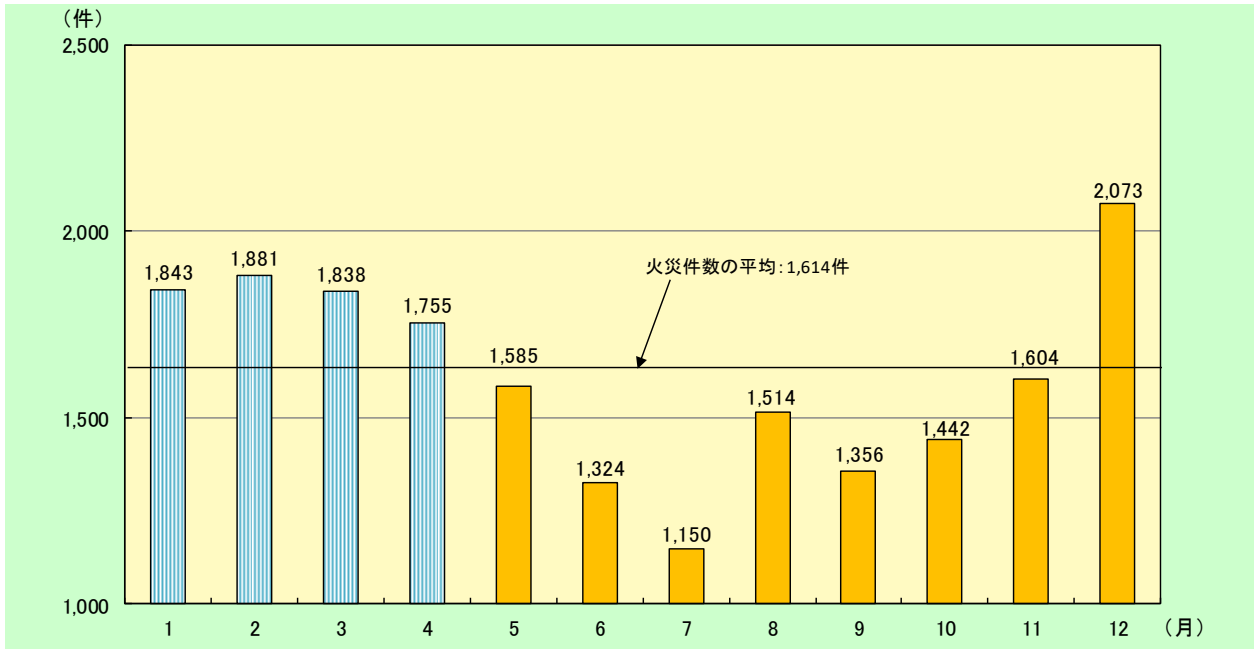
(令和2年中)

| 主な出火原因 | こんろ | たばこ | 電気機器 | 放火 | 配線器具 | ストーブ | 電灯電話等の配線 | 放火の疑い | たき火 | 電気装置 | |
|-------------------|---------------|--------------|-------------------|--------------|-------------------|------------------|--------------------|-------------------|-------------------|----------------------|----------------|
| | 2,735件(14.1%) | 1,858件(9.6%) | 1,228件(6.3%) | 1,149件(5.9%) | 1,062件(5.5%) | 1,047件(5.4%) | 1,027件(5.3%) | 578件(3.0%) | 430件(2.2%) | 386件(2.0%) | |
| 主な経過 又は 発火源 | 放置する、忘れられる | 1,291 | 不適当な場所への放置 855 | 短絡 319 | ライター 470 | 金属の接触部が過熱 290 | 可燃物の接触・落下 342 | 短絡 513 | ライター 122 | 火源が接触・落下 169 | 絶縁劣化 118 |
| | 可燃物の接触・落下 | 340 | 火源が接触・落下 592 | スパーク 99 | マッチ 82 | スパーク 267 | 引火・ふく射 230 | 半断線 123 | その他のたばことマッチ 50 | 火の粉が散る遠くへ飛火する 168 | 短絡 60 |
| | 過熱する | 286 | 消したはずのものが再燃 94 | 絶縁劣化 77 | その他のたばことマッチ 56 | 短絡 178 | 考え違いにより使用を誤る 58 | 金属の接触部が過熱する 94 | 火のついた紙 10 | 残り火の処置が不十分 48 | 過剰の電流を流す 39 |
| | その他 | 818 | その他 317 | その他 733 | その他 541 | その他 327 | その他 417 | その他 297 | その他 396 | その他 45 | その他 169 |

- (備考) 1 「火災報告」により作成
 2 ()内は建物火災件数 19,365 件に対する割合 (%)
 3 「その他のたばことマッチ」は、出火原因が、たばこ、マッチ又はライターと判別できるが、そのいずれかに確定できない場合をいう。
 4 「可燃物の接触・落下」については、「可燃物の接触」と「可燃物の落下」を足したものの合計
 5 「火源が接触・落下」については、「火源が接触」と「火源が落下」を足したものの合計

資料 1-1-42 建物火災の月別火災件数

(令和2年中)



(備考) 「火災報告」により作成

資料 1-1-43 火元建物の構造別損害状況

(各年中)

| 構造別 | 年別 | 出火件数(件) | | | | 令和2年 | | | | |
|--------|----|---------|--------|--------|--------|---------|--------|---------|-----------------------------|--------------|
| | | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 出火件数(件) | 延焼率(%) | 延焼件数(件) | 1件当たり焼損床面積(m ²) | 1件当たり損害額(千円) |
| 木造 | | 8,507 | 8,289 | 8,196 | 8,137 | 7,358 | 30.5 | 2,243 | 75.4 | 3,750 |
| 耐火造 | | 5,859 | 6,117 | 5,695 | 5,868 | 5,514 | 1.6 | 89 | 8.2 | 1,707 |
| 防火造 | | 1,874 | 1,953 | 1,885 | 1,872 | 1,772 | 14.6 | 258 | 26.7 | 2,432 |
| 準耐火木造 | | 307 | 290 | 287 | 286 | 303 | 10.9 | 33 | 27.7 | 3,181 |
| 準耐火非木造 | | 2,382 | 2,372 | 2,364 | 2,451 | 2,166 | 8.3 | 180 | 82.9 | 19,957 |
| その他・不明 | | 2,062 | 2,344 | 2,337 | 2,389 | 2,252 | 29.0 | 654 | 79.4 | 5,250 |
| 建物全体 | | 20,991 | 21,365 | 20,764 | 21,003 | 19,365 | 17.9 | 3,457 | 52.4 | 5,026 |

- (備考) 1 「火災報告」により作成
 2 延焼率は、火元建物以外の別棟に延焼した火災件数の割合
 3 延焼件数は、火元建物以外の別棟に延焼した火災件数

資料 1-1-44 建物火災の損害額及び
焼損床面積の段階別出火件数

(令和2年中)

| 損害額 (万円) | 出火件数 (件) | 焼損床面積 (㎡) | 出火件数 (件) |
|-----------------|-------------|-----------------|-------------|
| 10未満 | 10,685 | 50未満 | 15,264 |
| 10以上 50未満 | 2,252 | 50以上 100未満 | 1,247 |
| 50以上 100未満 | 904 | 100以上 200未満 | 1,570 |
| 100以上 500未満 | 2,793 | 200以上 300未満 | 626 |
| 500以上 1,000未満 | 1,188 | 300以上 500未満 | 415 |
| 1,000以上 2,000未満 | 849 | 500以上 1,000未満 | 184 |
| 2,000以上 3,000未満 | 324 | 1,000以上 2,000未満 | 34 |
| 3,000以上 5,000未満 | 220 | 2,000以上 3,000未満 | 13 |
| 5,000以上 | 150 | 3,000以上 | 12 |
| 合計 | 19,365 | 合計 | 19,365 |

(備考)「火災報告」により作成

資料 1-1-45 建物火災の放水開始時間別焼損状況

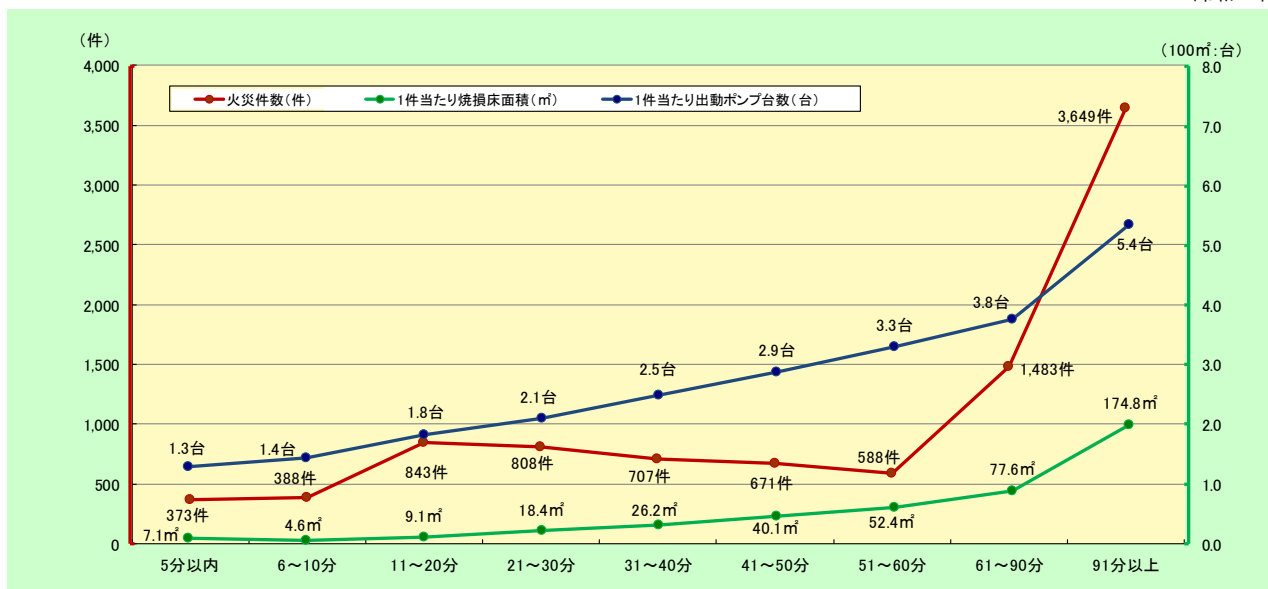
(令和2年中)

| 覚知から 放水開始まで | 区分 昼夜別 | 出火件数 (件) | | 1件当たりの焼損床面積 (㎡) | | 1件当たりの焼損表面積 (㎡) | | 1件当たりの放水ポンプ台数 (台) | | | 延焼率 (%) | | | |
|--------------------------|--------------|-------------|--------|--------------------|-------|--------------------|-------|----------------------|------|------|------------|-----|-----|-------|
| | | 昼 | 夜 | 昼 | 夜 | 昼 | 夜 | 昼 | 夜 | | | | | |
| | | | | | | | | | | 昼 | | 夜 | 昼 | 夜 |
| 放水した 建物火災 | 5分以内 | 596 | 369 | 227 | 53.8 | 54.0 | 53.4 | 12.7 | 13.4 | 11.4 | 3.2 | 3.3 | 3.0 | 29.5% |
| | 5分を超え 10分以内 | 3,900 | 2,465 | 1,435 | 83.2 | 80.1 | 88.6 | 10.5 | 10.7 | 10.3 | 3.7 | 3.7 | 3.8 | 33.8% |
| | 10分を超え 15分以内 | 3,330 | 2,031 | 1,299 | 127.1 | 130.5 | 121.8 | 9.0 | 8.2 | 10.3 | 4.0 | 3.8 | 4.1 | 36.2% |
| | 15分を超え 20分以内 | 1,117 | 623 | 494 | 122.2 | 102.4 | 147.2 | 9.8 | 12.6 | 6.2 | 3.8 | 3.5 | 4.2 | 36.2% |
| | 20分を超えるもの | 699 | 379 | 320 | 130.7 | 113.0 | 151.7 | 17.9 | 15.7 | 20.5 | 3.4 | 3.5 | 3.3 | 29.3% |
| 放水した建物火災全体 | | 9,642 | 5,867 | 3,775 | 104.5 | 100.4 | 110.9 | 10.6 | 10.5 | 10.7 | 3.8 | 3.7 | 3.9 | 34.3% |
| 全建物火災 (放水しなかった火災を含む。) | | 19,365 | 11,412 | 7,953 | 52.4 | 51.9 | 53.1 | 5.5 | 5.7 | 5.3 | 1.9 | 1.9 | 1.8 | 17.9% |

(備考)「火災報告」により作成

資料 1-1-46 建物火災の鎮火所要時間別 1件当たり焼損状況

(令和2年中)



- (備考) 1 「火災報告」により作成
 2 「鎮火所要時間」とは、消防機関が火災を覚知してから、現場の最高指揮者が再燃のおそれがないと決定するまでに要した時間をいう。
 3 「1件当たり焼損床面積」及び「1件当たり出動ポンプ台数」は鎮火所要時間により整理している。
 4 「火災件数」については左軸を、「1件当たり焼損床面積」、「1件当たり出動ポンプ台数」については右軸を参照。
 5 「鎮火所要時間」が不明のものは除く。

資料 1-1-47 林野火災の状況

| 区分 | 令和元年 | 令和2年 | 増減数 | 増減率 |
|---------|--------|--------|----------|--------|
| 出火件数(件) | 1,391 | 1,239 | △ 152 | △10.9% |
| 焼損面積(a) | 83,651 | 44,885 | △ 38,766 | △46.3% |
| 死者数(人) | 12 | 5 | △ 7 | △58.3% |
| 損害額(万円) | 26,871 | 20,147 | △ 6,724 | △25.0% |

(備考)「火災報告」により作成

資料 1-1-48 林野火災の焼損面積別損害状況

(令和2年中)

| 区分 | 10ha未満 | 10ha以上 20ha未満 | 20ha以上 30ha未満 | 30ha以上 40ha未満 | 40ha以上 50ha未満 | 50ha以上 | 計 |
|---------|--------|------------------|------------------|------------------|------------------|--------|--------|
| 出火件数(件) | 1,234 | 3 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1,239 |
| 焼損面積(a) | 31,811 | 4,651 | 0 | 3,420 | 0 | 5,003 | 44,885 |
| 損害額(万円) | 16,575 | 3,572 | 0 | 0 | 0 | 0 | 20,147 |

(備考)「火災報告」により作成

注) 損害額は単位未満を四捨五入しているため、合計の数値と、その内訳を合計した数値とは一致しない場合がある。

資料 1-1-49 林野火災の主な出火原因と経過

(令和2年中)

| 主な出火原因 | たき火 | | 火入れ | | 放火 (放火の疑いを含む) | | たばこ | | マッチ・ライター | | その他 (不明・調査中を含む) | | 林野火災件数 |
|---------------|----------------|-----|----------------|-----|------------------|----|----------------|----|----------------|----|--------------------|--------|--------|
| | 410件(33.1%) | | 215件(17.4%) | | 91件(7.3%) | | 55件(4.4%) | | 34件(2.7%) | | 434件(35.0%) | | |
| 主な経過 又は発火源 | 接触 | 228 | 接触 | 137 | その他の たばことマッチ | 14 | 投げ捨て | 43 | 接触 | 12 | - | 1,239件 | |
| | 飛び火 | 110 | 飛び火 | 50 | ライター | 11 | 消したはずのものが再燃する | 4 | 飛び火 | 8 | | | |
| | 残り火の 処置が不十分 | 35 | 残り火の 処置が不十分 | 7 | その他 | 66 | 残り火の 処置が不十分 | 2 | 残り火の 処置が不十分 | 6 | | | |
| | その他 | 37 | その他 | 21 | | | その他 | 6 | その他 | 8 | | | |

(備考)「火災報告」により作成

資料 1-1-50 車両火災の状況

| 区分 | 令和元年 | 令和2年 | 増減数 |
|------------|---------|-----------|-----------|
| 出火件数(件) | 3,585 | 3,466 | △ 119 |
| 死者数(人) | 102 | 90 | △ 12 |
| (うち放火自殺者等) | (60) | (51) | △ 9 |
| 負傷者数(人) | 226 | 194 | △ 32 |
| 損害額(万円) | 181,610 | 175,199.9 | △ 6,410.1 |

(備考)「火災報告」により作成

資料 1-1-51 車両火災の主な出火原因と経過

(令和2年中)

| 主な出火原因 | 排気管 | | 交通機関内配線 | | 電気機器 | | 放火 (放火の疑いを含む) | | たばこ | | その他 (不明・調査中を含む) | | 車両火災件数 |
|---------------|-----------|-----|---------------|-----|----------|-----|------------------|-----|------------|----|--------------------|--------|--------|
| | 563件16.3% | | 320件9.2% | | 264件7.6% | | 223件6.4% | | 115件3.3% | | 1,981件57.2% | | |
| 主な経過 又は発火源 | 着火物の漏えい | 155 | 電線が短絡する | 107 | 電線が短絡する | 80 | ライター | 76 | 投げ捨て | 65 | - | 3,466件 | |
| | 高温物の接触 | 119 | スパーク | 47 | スパーク | 55 | その他の たばことマッチ | 22 | 火源の接触・落下 | 25 | | | |
| | 可燃物の接触 | 107 | スパークによる 引火 | 38 | 高温物の接触 | 19 | 火のついた紙 | 8 | 残り火の処置が不十分 | 6 | | | |
| | その他 | 182 | その他 | 128 | その他 | 110 | その他 | 117 | その他 | 19 | | | |

(備考)「火災報告」により作成

資料 1-1-52 船舶火災の状況

| 区分 | 令和元年 | 令和2年 | 増減数 |
|---------|--------|--------|--------|
| 出火件数(件) | 69 | 78 | 9 |
| 死者数(人) | | 3 | 3 |
| 負傷者数(人) | 23 | 18 | △ 5 |
| 損害額(万円) | 25,307 | 41,055 | 15,748 |

(備考)「火災報告」により作成

資料 1-1-53 航空機火災の状況

| 区分 | 令和元年 | 令和2年 | 増減数 |
|----------|------|------|-------|
| 出火件数 (件) | 1 | 0 | △ 1 |
| 死者数 (人) | 1 | 0 | △ 1 |
| 負傷者数 (人) | 1 | 0 | △ 1 |
| 損害額 (万円) | 300 | 0 | △ 300 |

(備考) 「火災報告」により作成

資料 1-1-54 都道府県別設置率及び条例適合率 (令和3年6月1日時点)

| 都道府県 | 設置率 | 条例適合率 | 都道府県 | 設置率 | 条例適合率 |
|------|------------|------------|------|------------|------------|
| 全国 | 83.1% | 68.0% | 三重 | 77.3% (39) | 62.9% (29) |
| 北海道 | 83.6% (17) | 70.3% (13) | 滋賀 | 83.9% (15) | 65.4% (20) |
| 青森 | 79.2% (31) | 62.8% (30) | 京都 | 89.4% (5) | 76.1% (5) |
| 岩手 | 84.2% (14) | 63.7% (26) | 大阪 | 81.2% (24) | 73.4% (9) |
| 宮城 | 91.5% (3) | 66.5% (17) | 兵庫 | 87.4% (8) | 66.0% (18) |
| 秋田 | 84.6% (13) | 62.8% (30) | 奈良 | 73.2% (44) | 62.1% (34) |
| 山形 | 83.4% (19) | 64.5% (22) | 和歌山 | 77.0% (40) | 62.6% (32) |
| 福島 | 78.9% (33) | 57.1% (41) | 鳥取 | 83.8% (16) | 57.1% (41) |
| 茨城 | 76.5% (41) | 63.7% (26) | 島根 | 82.1% (22) | 61.7% (35) |
| 栃木 | 79.1% (32) | 61.5% (36) | 岡山 | 77.8% (36) | 64.4% (24) |
| 群馬 | 74.0% (43) | 61.0% (37) | 広島 | 87.9% (6) | 80.4% (4) |
| 埼玉 | 79.7% (29) | 69.0% (15) | 山口 | 78.4% (35) | 64.5% (22) |
| 千葉 | 77.6% (37) | 56.8% (43) | 徳島 | 81.2% (24) | 63.5% (28) |
| 東京 | 91.9% (2) | 74.3% (7) | 香川 | 74.7% (42) | 56.5% (44) |
| 神奈川 | 85.4% (12) | 72.2% (11) | 愛媛 | 78.7% (34) | 68.7% (16) |
| 新潟 | 86.6% (9) | 70.9% (12) | 高知 | 70.6% (46) | 48.9% (46) |
| 富山 | 82.9% (20) | 62.4% (33) | 福岡 | 82.7% (21) | 70.1% (14) |
| 石川 | 87.7% (7) | 83.2% (2) | 佐賀 | 72.0% (45) | 56.5% (44) |
| 福井 | 96.3% (1) | 85.4% (1) | 長崎 | 81.2% (24) | 58.3% (40) |
| 山梨 | 77.5% (38) | 65.3% (21) | 熊本 | 82.1% (22) | 66.0% (18) |
| 長野 | 79.4% (30) | 63.9% (25) | 大分 | 86.0% (10) | 74.0% (8) |
| 岐阜 | 80.4% (28) | 60.1% (39) | 宮崎 | 85.5% (11) | 75.7% (6) |
| 静岡 | 83.6% (17) | 72.8% (10) | 鹿児島 | 89.8% (4) | 81.9% (3) |
| 愛知 | 81.0% (27) | 60.4% (38) | 沖縄 | 60.0% (47) | 46.5% (47) |

(備考) 1 () 内は、設置率等が高い都道府県から順に番号を付している。

2 標本調査のため、各数値は一定の誤差を含んでいる。

資料 1-1-55 全国の防火管理実施状況

(令和3年3月31日現在)

| 防火対象物の区分 | | 項目 | 防火管 実 施 対 象 物 数 | 防火管理者を 選任している 防火対象物数 | 選任率(%) | 防火管理に係る 消防計画を作成 している防火対 象物数 | |
|----------|---|---------------------------|--------------------------|----------------------------|----------------|--------------------------------------|----------------|
| | | | | | | 作成率(%) | 作成率(%) |
| (一) | イ | 劇 場 等 | 3,125 | 2,926 | 93.6 | 2,847 | 91.1 |
| | ロ | 公 会 堂 等 | 60,811 | 51,043 | 83.9 | 48,153 | 79.2 |
| (二) | イ | キ ャ バ レ ー 等 | 754 | 453 | 60.1 | 393 | 52.1 |
| | ロ | 遊 技 場 等 | 7,807 | 7,373 | 94.4 | 7,168 | 91.8 |
| | ハ | 性 風 俗 特 殊 営 業 店 舗 等 | 128 | 104 | 81.3 | 98 | 76.6 |
| | ニ | カ ラ オ ケ ボ ッ ク ス 等 | 2,234 | 2,103 | 94.1 | 2,019 | 90.4 |
| (三) | イ | 料 理 店 等 | 2,084 | 1,827 | 87.7 | 1,731 | 83.1 |
| | ロ | 飲 食 店 | 75,834 | 61,690 | 81.3 | 57,879 | 76.3 |
| (四) | | 百 貨 店 等 | 106,843 | 90,201 | 84.4 | 85,795 | 80.3 |
| (五) | イ | 旅 館 等 | 35,165 | 32,168 | 91.5 | 31,182 | 88.7 |
| | ロ | 共 同 住 宅 等 | 176,649 | 138,943 | 78.7 | 128,476 | 72.7 |
| (六) | イ | 病 院 等 | 21,973 | 19,913 | 90.6 | 19,260 | 87.7 |
| | ロ | 特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 等 | 42,084 | 40,165 | 95.4 | 39,229 | 93.2 |
| | ハ | 老 人 デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー 等 | 50,583 | 47,841 | 94.6 | 46,619 | 92.2 |
| | ニ | 幼 稚 園 等 | 9,489 | 9,191 | 96.9 | 8,998 | 94.8 |
| (七) | | 学 校 | 42,324 | 40,401 | 95.5 | 39,384 | 93.1 |
| (八) | | 図 書 館 等 | 4,871 | 4,574 | 93.9 | 4,404 | 90.4 |
| (九) | イ | 特 殊 浴 場 | 1,188 | 1,073 | 90.3 | 1,050 | 88.4 |
| | ロ | 一 般 浴 場 | 2,400 | 2,232 | 93.0 | 2,122 | 88.4 |
| (十) | | 停 車 場 等 | 560 | 471 | 84.1 | 413 | 73.8 |
| (十一) | | 神 社 ・ 寺 院 等 | 24,235 | 20,215 | 83.4 | 18,571 | 76.6 |
| (十二) | イ | 工 場 等 | 39,412 | 33,847 | 85.9 | 31,611 | 80.2 |
| | ロ | ス タ ジ オ | 112 | 103 | 92.0 | 95 | 84.8 |
| (十三) | イ | 駐 車 場 等 | 1,350 | 1,050 | 77.8 | 971 | 71.9 |
| | ロ | 航 空 機 格 納 庫 | 98 | 82 | 83.7 | 69 | 70.4 |
| (十四) | | 倉 庫 | 10,783 | 8,346 | 77.4 | 7,804 | 72.4 |
| (十五) | | 事 務 所 等 | 99,879 | 83,139 | 83.2 | 78,134 | 78.2 |
| (十六) | イ | 特 定 複 合 用 途 防 火 対 象 物 | 215,423 | 157,011 (28,607) | 72.9 (13.3) | 143,787 (25,909) | 66.7 (12.0) |
| | ロ | 非 特 定 複 合 用 途 防 火 対 象 物 | 41,987 | 30,956 (5,152) | 73.7 (12.3) | 28,321 (4,664) | 67.5 (11.1) |
| (十六の二) | | 地 下 街 | 62 | 41 | 66.1 | 34 | 54.8 |
| (十七) | | 文 化 財 | 1,421 | 1,323 | 93.1 | 1,262 | 88.8 |
| 合 計 | | | 1,081,668 | 890,805 | 82.4 | 837,879 | 77.5 |

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成

2 防火対象物の管理権原者が複数であるときは、そのすべてが防火管理者の選任又は防火管理に係る消防計画の作成をしている場合のみ計上する。()内は、部分的に選任又は作成されている防火対象物の数値である。

資料 1-1-56 全国の統括防火管理実施状況

(令和3年3月31日現在)

| 防火対象物の区分 | | 項目 | 統括防火管理実施義務対象物数 | 統括防火管理者を選任している防火対象物数 | 選任率 (%) | 全体に係る消防計画を作成している防火対象物数 | |
|----------|---|---------------|----------------|----------------------|---------|------------------------|---------|
| | | | | | | 作成数 | 作成率 (%) |
| (一) | イ | 劇場等 | 26 | 15 | 57.7 | 14 | 53.8 |
| | ロ | 公会堂等 | 135 | 39 | 28.9 | 35 | 25.9 |
| (二) | イ | キャバレー等 | 56 | 22 | 39.3 | 22 | 39.3 |
| | ロ | 遊技場等 | 65 | 37 | 56.9 | 34 | 52.3 |
| | ハ | 性風俗特殊営業店舗等 | 29 | 21 | 72.4 | 21 | 72.4 |
| | ニ | カラオケボックス等 | 25 | 12 | 48.0 | 11 | 44.0 |
| (三) | イ | 料理店等 | 5 | 3 | 60.0 | 3 | 60.0 |
| | ロ | 飲食店 | 2,252 | 1,242 | 55.2 | 1,168 | 51.9 |
| (四) | | 百貨店等 | 742 | 400 | 53.9 | 361 | 48.7 |
| (五) | イ | 旅館等 | 348 | 206 | 59.2 | 192 | 55.2 |
| (六) | イ | 病院等 | 250 | 127 | 50.8 | 119 | 47.6 |
| | ロ | 特別養護老人ホーム等 | 171 | 97 | 56.7 | 83 | 48.5 |
| | ハ | 老人デイサービスセンター等 | 255 | 119 | 46.7 | 104 | 40.8 |
| | ニ | 幼稚園等 | 25 | 9 | 36.0 | 7 | 28.0 |
| (九) | イ | 特殊浴場 | 64 | 45 | 70.3 | 40 | 62.5 |
| (十六) | イ | 特定複合用途防火対象物 | 55,568 | 35,573 | 64.0 | 34,019 | 61.2 |
| | ロ | 非特定複合用途防火対象物 | 6,884 | 3,624 | 52.6 | 3,484 | 50.6 |
| (十六の二) | | 地下街 | 50 | 50 | 100.0 | 48 | 96.0 |
| (十六の三) | | 準地下街 | 4 | 4 | 100.0 | 4 | 100.0 |
| 高層建築物 | | | 21,865 | 14,761 | 67.5 | 14,429 | 66.0 |
| 合計 | | | 88,819 | 56,406 | 63.5 | 54,198 | 61.0 |

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成

2 高層建築物(高さ31メートルを超える建築物)は、消防法施行令別表第一において区分されているものではない。また、高層建築物に該当する防火対象物は、「防火対象物の区分」中、「高層建築物」の欄に計上。

資料

資料 1-1-57 全国の防災管理等実施状況

(令和3年3月31日現在)

| 用途区分 | 項目 | 防災管理を要する建築物等の数 | 防災管理者を選任している建築物等の数 | 選任率(%) | 防災管理に係る消防計画を作成している建築物等の数 | 作成率(%) | 自衛消防組織を設置している防火対象物の数 | |
|--------|-----------------|----------------|--------------------|--------------|--------------------------|--------------|----------------------|-------|
| | | | | | | | 届出率(%) | |
| (一) | イ 劇場等 | 68 | 64 | 94.1 | 61 | 89.7 | 61 | 89.7 |
| | ロ 公会堂等 | 9 | 7 | 77.8 | 7 | 77.8 | 7 | 77.8 |
| (二) | イ キャバレー等 | 0 | 0 | - | 0 | - | 0 | - |
| | ロ 遊技場等 | 22 | 22 | 100.0 | 21 | 95.5 | 20 | 90.9 |
| | ハ 性風俗特殊営業店舗等 | 0 | 0 | - | 0 | - | 0 | - |
| | ニ カラオケボックス等 | 0 | 0 | - | 0 | - | 0 | - |
| (三) | イ 料理店等 | 0 | 0 | - | 0 | - | 0 | - |
| | ロ 飲食店 | 0 | 0 | - | 0 | - | 0 | - |
| (四) | 百貨店等 | 320 | 316 | 98.8 | 296 | 92.5 | 298 | 93.1 |
| (五) | イ 旅館等 | 434 | 425 | 97.9 | 376 | 86.6 | 403 | 92.9 |
| | ロ 共同住宅等 | | | | | | | |
| (六) | イ 病院等 | 805 | 772 | 95.9 | 722 | 89.7 | 715 | 88.8 |
| | ロ 特別養護老人ホーム等 | 38 | 35 | 92.1 | 32 | 84.2 | 36 | 94.7 |
| | ハ 老人デイサービスセンター等 | 14 | 14 | 100.0 | 14 | 100.0 | 14 | 100.0 |
| | ニ 幼稚園等 | 0 | 0 | - | 0 | - | 0 | - |
| (七) | 学校 | 826 | 785 | 95.0 | 721 | 87.3 | 700 | 84.7 |
| (八) | 図書館等 | 13 | 12 | 92.3 | 12 | 92.3 | 11 | 84.6 |
| (九) | イ 特殊浴場 | 0 | 0 | - | 0 | - | 0 | - |
| | ロ 一般浴場 | 0 | 0 | - | 0 | - | 0 | - |
| (十) | 停車場等 | 5 | 4 | 80.0 | 4 | 80.0 | 4 | 80.0 |
| (十一) | 神社・寺院等 | 20 | 17 | 85.0 | 15 | 75.0 | 15 | 75.0 |
| (十二) | イ 工場等 | 1,638 | 1,557 | 95.1 | 1,429 | 87.2 | 1,426 | 87.1 |
| | ロ スタジオ | 6 | 6 | 100.0 | 6 | 100.0 | 6 | 100.0 |
| (十三) | イ 駐車場等 | 16 | 8 | 50.0 | 8 | 50.0 | 9 | 56.3 |
| | ロ 航空機格納庫 | | | | | | | |
| (十四) | 倉庫 | | | | | | | |
| (十五) | 事務所等 | 1,615 | 1,577 | 97.6 | 1,523 | 94.3 | 1,493 | 92.4 |
| (十六) | イ 特定複合用途防火対象物 | 3,461 | 2,468 (926) | 71.3 26.8 | 2,197 (1100) | 63.5 31.8 | 3,201 | 92.5 |
| | ロ 非特定複合用途防火対象物 | 692 | 598 (68) | 86.4 9.8 | 550 (86) | 79.5 12.4 | 607 | 87.7 |
| (十六の二) | 地下街 | 49 | 47 | 95.9 | 46 | 93.9 | 47 | 95.9 |
| (十七) | 文化財 | 1 | 1 | 100.0 | 1 | 100.0 | 1 | 100.0 |
| 合計 | | 10,052 | 8,735 | 86.9 | 8,041 | 80.0 | 9,074 | 90.3 |

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成

2 「建築物等」とは、「建築物その他の工作物」をいう。

3 防災管理を要する建築物等又は自衛消防組織の設置を要する防火対象物の管理権原者が複数であるときは、そのすべてが防災管理者の選任、防災管理に係る消防計画の作成又は自衛消防組織が設置されている場合のみ計上する。() 内は、部分的に選任又は作成されている建築物等の数値である。

資料 1-1-58 全国の統括防災管理実施状況

(令和3年3月31日現在)

| 防火対象物の区分 | | | 項目 | 統括防災管理を要する建築物等の数 | 統括防災管理者を選任している建築物等の数 | 選任率 (%) | 全体についての消防計画を作成している建築物等の数 | |
|----------|---|---------------|-------|------------------|----------------------|---------|--------------------------|---------|
| | | | | | | | 作成率 (%) | 作成率 (%) |
| (一) | イ | 劇場等 | 7 | 5 | 71.4 | 5 | 71.4 | |
| | ロ | 公会堂等 | 0 | 0 | - | 0 | - | |
| (二) | イ | キャバレー等 | 0 | 0 | - | 0 | - | |
| | ロ | 遊技場等 | 1 | 1 | 100.0 | 1 | 100.0 | |
| | ハ | 性風俗特殊営業店舗等 | 0 | 0 | - | 0 | - | |
| | ニ | カラオケボックス等 | 0 | 0 | - | 0 | - | |
| (三) | イ | 料理店等 | 0 | 0 | - | 0 | - | |
| | ロ | 飲食店 | 0 | 0 | - | 0 | - | |
| (四) | | 百貨店等 | 47 | 39 | 83.0 | 36 | 76.6 | |
| (五) | イ | 旅館等 | 33 | 22 | 66.7 | 22 | 66.7 | |
| | ロ | 共同住宅等 | | | | | | |
| (六) | イ | 病院等 | 41 | 33 | 80.5 | 33 | 80.5 | |
| | ロ | 特別養護老人ホーム等 | 4 | 3 | 75.0 | 3 | 75.0 | |
| | ハ | 老人デイサービスセンター等 | 2 | 2 | 100.0 | 1 | 50.0 | |
| | ニ | 幼稚園等 | 0 | 0 | - | 0 | - | |
| (七) | | 学校 | 40 | 27 | 67.5 | 27 | 67.5 | |
| (八) | | 図書館等 | 2 | 2 | 100.0 | 1 | 50.0 | |
| (九) | イ | 特殊浴場 | 0 | 0 | - | 0 | - | |
| | ロ | 一般浴場 | 0 | 0 | - | 0 | - | |
| (十) | | 停車場等 | 5 | 4 | 80.0 | 3 | 60.0 | |
| (十一) | | 神社・寺院等 | 1 | 1 | 100.0 | 1 | 100.0 | |
| (十二) | イ | 工場等 | 29 | 16 | 55.2 | 15 | 51.7 | |
| | ロ | スタジオ | 3 | 2 | 66.7 | 2 | 66.7 | |
| (十三) | イ | 駐車場等 | 10 | 3 | 30.0 | 3 | 30.0 | |
| | ロ | 航空機格納庫等 | | | | | | |
| (十四) | | 倉庫 | | | | | | |
| (十五) | | 事務所等 | 476 | 417 | 87.6 | 409 | 85.9 | |
| (十六) | イ | 特定複合用途防火対象物 | 2,032 | 1,875 | 92.3 | 1,842 | 90.6 | |
| | ロ | 非特定複合用途防火対象物 | 160 | 144 | 90.0 | 141 | 88.1 | |
| (十六の二) | | 地下街 | 32 | 30 | 93.8 | 29 | 90.6 | |
| (十七) | | 文化財 | 0 | 0 | - | 0 | - | |
| 合計 | | | 2,925 | 2,626 | 89.8 | 2,574 | 88.0 | |

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成
 2 「建築物等」とは、「建築物その他の工作物」をいう。

資料

資料 1-1-59 立入検査実施状況

(令和2年度)

| 防火対象物の 区分 | (一) | | (二) | | | | (三) | | (四) |
|--------------|----------|-----------|-------------|-----------|---------------------|--------------------|-----------|----------|--------|
| | イ 劇場等 | ロ 公会堂等 | イ キャバレー等 | ロ 遊技場等 | ハ 性風俗特殊営 業店舗等 | ニ カラオケボッ クス等 | イ 料理店等 | ロ 飲食店 | 百貨店等 |
| 立入検査回数 | 1,395 | 15,617 | 157 | 2,684 | 58 | 627 | 738 | 26,937 | 40,665 |

| 防火対象物の 区分 | (五) | | (六) | | | | (七) | (八) | (九) |
|--------------|----------|------------|----------|---------------------|----------------------------|-----------|--------|-------|-----------|
| | イ 旅館等 | ロ 共同住宅等 | イ 病院等 | ロ 特別養護老人 ホーム等 | ハ 老人デイサー ビスセンター 等 | ニ 幼稚園等 | 学 校 | 図書館等 | イ 特殊浴場 |
| 立入検査回数 | 25,259 | 126,796 | 10,435 | 14,022 | 21,387 | 3,216 | 23,727 | 1,707 | 460 |

| 防火対象物の 区分 | (九) | (十) | (十一) | (十二) | | (十三) | (十四) | (十五) | |
|--------------|-----------|------|--------|----------|-----------|-----------|-------------|--------|--------|
| | ロ 一般浴場 | 停車場等 | 神社・寺院等 | イ 工場等 | ロ スタジオ | イ 駐車場等 | ロ 航空機格納庫 | 倉 庫 | 事務所等 |
| 立入検査回数 | 966 | 949 | 9,891 | 67,399 | 121 | 9,943 | 295 | 48,765 | 71,240 |

| 防火対象物の 区分 | (十六) | | (十六 の二) | (十六 の三) | (十七) | (十八) | (十九) | (二十) | 合 計 |
|--------------|----------------------|-----------------------|------------|------------|-------|-------|------|------|---------|
| | イ 特定複合用途 防火対象物 | ロ 非特定複合用途 防火対象物 | 地下街 | 準地下街 | 文化財 | アーケード | 山 林 | 舟 車 | |
| 立入検査回数 | 82,248 | 36,051 | 140 | 1 | 4,193 | 251 | 19 | 126 | 648,485 |

(備考)「防火対象物実態等調査」により作成

資料 1-1-60 命令の状況

(令和2年度)

| 命令の種類 | 件数 | 命令件数 | 是正件数 |
|--------------------------------------|----|------|------|
| 防火対象物に関する命令 (消防法第5条、第5条の2及び第5条の3) | | 164 | 160 |
| 防火管理に関する命令 (消防法第8条及び第8条の2) | | 8 | 5 |
| 消防用設備等に関する措置命令 (消防法第17条の4) | | 270 | 117 |
| 合 計 | | 442 | 282 |

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成

- 2 「是正件数」は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に発せられた命令に基づき、令和3年3月31日までに是正された件数(令和3年3月31日現在、計画書を提出し、是正措置を実施中のものを含む。)である。

資料 1-1-61 防火対象物に関する命令等(消防法第5条、第5条の2及び第5条の3)の状況

(令和2年度)

| 防火対象物の区分 | | (-) | | (二) | | (三) | | (四) | | (五) | | (六) | | (七) | | (八) | | (九) | | (十) | (十一) | (十二) | (十三) | (十四) | (十五) | (十六) | (十六の二) | (十六の三) | (十七) | 合計 | | |
|--------------------|-----------|------|------|--------|------|------------|-----------|------|------|------|-----|-------|-----|------------|---------------|------|-----|------|-------|-------|------|--------|------|--------|------|---------|--------|--------|-------------|-----|--------------|-----|
| | | イ | ロ | イ | ロ | イ | ロ | イ | ロ | イ | ロ | イ | ロ | イ | ロ | イ | ロ | イ | ロ | イ | ロ | イ | ロ | イ | ロ | イ | ロ | イ | ロ | | | |
| | | 劇場等 | 公会堂等 | キャバレー等 | 遊技場等 | 性風俗特殊営業店舗等 | カラオケボックス等 | 料理店等 | 飲食店等 | 百貨店等 | 旅館等 | 共同住宅等 | 病院等 | 特別養護老人ホーム等 | 老人デイサービスセンター等 | 幼稚園等 | 学校等 | 図書館等 | 特殊浴場等 | 一般浴場等 | 停車場等 | 神社・寺院等 | 工場等 | スタジアム等 | 駐車場等 | 航空機格納庫等 | 倉庫等 | 事務所等 | 特定複合用途防火対象物 | | 非特定複合用途防火対象物 | 地下街 |
| 第五條 | 改修命令 | 命令件数 | | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | 2 | |
| | | 是正 " | | | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | 1 | | | | | | | | 2 |
| | 移転命令 | 命令件数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 是正 " | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 除去命令 | 命令件数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | |
| | | 是正 " | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 1 | |
| | 工事の停止命令 | 命令件数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 是正 " | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工事の中止命令 | 命令件数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 是正 " | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他の命令 | 命令件数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | |
| | 是正 " | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 1 | | |
| 小計 (A) | 命令件数 | | | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | 1 | | | | | | | | 4 | | |
| | 是正 " | | | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | 1 | | | | | | | 2 | 4 | |
| 第五條の二 | 使用の禁止命令 | 命令件数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 2 | | | | | | | 2 | | |
| | | 是正 " | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 2 | | | | | | 2 | 4 | |
| | 使用の停止命令 | 命令件数 | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | 1 | | | | | | | | 2 | |
| | | 是正 " | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | | | | | | 2 | |
| | 使用の制限命令 | 命令件数 | | | | | | | | | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 2 | |
| | | 是正 " | | | | | | | | | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 2 | |
| | 小計 (B) | 命令件数 | | | | | | | 1 | | 2 | | | | | | | | | | | | 3 | | | | | | | 2 | 8 | |
| | | 是正 " | | | | | | | 1 | | 2 | | | | | | | | | | | | | 3 | | | | | | 2 | 6 | |
| 第五條の三 | 行為の禁止命令 | 命令件数 | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | 1 | | | | | | | | 3 | | |
| | | 是正 " | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | | | | | 1 | 3 | |
| | 始末命令 | 命令件数 | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | |
| | | 是正 " | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | |
| | 除去命令【可燃物】 | 命令件数 | | | 1 | 1 | 14 | 10 | 4 | 1 | | | | | | | | | | | | | 2 | | | | 2 | 68 | 1 | | 104 | |
| | | 是正 " | | | 1 | 1 | 14 | 10 | 4 | 1 | | | | | | | | | | | | | | 2 | | | | 68 | 1 | | 102 | |
| | 除去命令【物件】 | 命令件数 | | | | | 1 | 13 | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | 22 | | | 44 | | |
| | | 是正 " | | | | | 1 | 13 | 7 | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | 22 | | | 44 | | |
| 小計 (C) | 命令件数 | | | 1 | 1 | 16 | 24 | 11 | 1 | | | | | | | | | | | | | 3 | | 1 | 2 | 91 | 1 | | 152 | | | |
| | 是正 " | | | 1 | 1 | 16 | 24 | 11 | 1 | | | | | | | | | | | | | | 3 | | 1 | 2 | 91 | 1 | | 150 | | |
| (A) + (B) + (C) 総計 | 命令件数 | | | 1 | 1 | 17 | 24 | 14 | 1 | | | | | | | | | | | | | 7 | | 1 | 2 | 95 | 1 | | 164 | | | |
| | 是正 " | | | 1 | 1 | 17 | 24 | 12 | 1 | | | | | | | | | | | | | | 7 | | 1 | 2 | 95 | 1 | | 160 | | |

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成

2 「是正件数」は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに発せられた命令に基づき、令和3年3月31日までに是正された件数(令和3年3月31日現在、計画書を提出し、是正措置を実施中のものを含む。)である。

資料

資料 1-1-62 防火管理に関する命令等(消防法第 8 条及び第 8 条の 2)の状況

(令和 2 年度)

| 防火対象物の区分 命令の内容等 | (一) | | (二) | | | | (三) | | (四) | | (五) | | (六) | | | | (七) | (八) | (九) | (十) | (十一) | (十二) | (十三) | (十四) | (十五) | (十六) | (十六の二) | (十六の三) | (十七) | 合 計 | | | | | | | |
|--------------------------|-----|------|--------|------|------------|-----------|------|------|------|-----|-------|-----|------------|---------------|------|-----|------|-------|-------|------|--------|------|--------|------|---------|------|--------|-------------|--------------|--------|-----|------|-----|-------|---|---|---|
| | イ | ロ | イ | ロ | ハ | ニ | イ | ロ | イ | ロ | イ | ロ | イ | ロ | ハ | ニ | イ | ロ | イ | ロ | イ | ロ | イ | ロ | イ | ロ | イ | ロ | イ | | ロ | | | | | | |
| | 劇場等 | 公会堂等 | キャバレー等 | 遊技場等 | 性風俗特殊営業店舗等 | カラオケボックス等 | 料理店等 | 飲食店等 | 百貨店等 | 旅館等 | 共同住宅等 | 病院等 | 特別養護老人ホーム等 | 老人デイサービスセンター等 | 幼稚園等 | 学校等 | 図書館等 | 特殊浴場等 | 一般浴場等 | 停車場等 | 神社・寺院等 | 工場等 | スタジアム等 | 駐車場等 | 航空機格納庫等 | 倉庫等 | 事務所等 | 特定複合用途防火対象物 | 非特定複合用途防火対象物 | | 地下街 | 準地下街 | 文化財 | 高層建築物 | | | |
| 防火管理者選任命令 (是正件数) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 2 | 2 | | |
| 防火管理業務適正実施命令 (是正件数) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 5 | 5 | |
| 統括防火管理者選任命令 (是正件数) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 3 | 3 | |
| 統括防火管理業務適正実施命令 (是正件数) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 1 |
| 命令の計 (是正件数の計) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 8 | 8 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 5 | 5 | |

- (備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成
 2 「是正件数」は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までに発せられた命令に基づき、令和 3 年 3 月 31 日までに是正された件数(令和 3 年 3 月 31 日現在、計画書を提出し、是正措置を実施中のものを含む。)である。
 3 「防火対象物の区分」中、「高層建築物」は消防法施行令別表第一によるものではない。

資料 1-1-63 消防用設備等に関する措置命令等(消防法第 17 条の 4)の状況

(令和 2 年度)

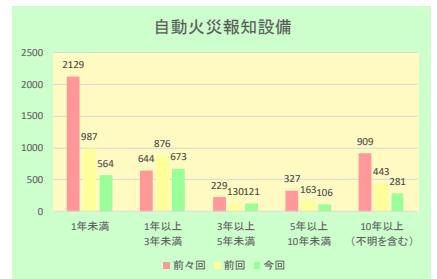
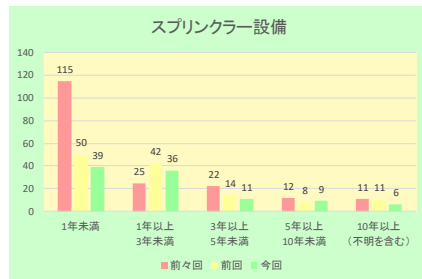
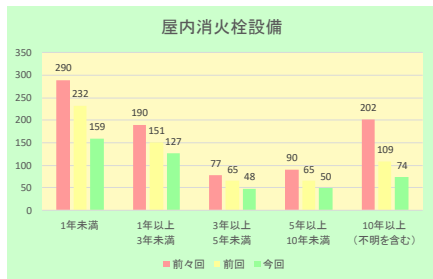
| 防火対象物の区分 設備の種類 | | (-) | | (一) | | (二) | | (三) | | (四) | | (五) | | (六) | | (七) | | (八) | | (九) | | (十) | | (十一) | | (十二) | | (十三) | | (十四) | | (十五) | | (十六) | | (十六の二) | | (十六の三) | | (十七) | | 合計 |
|--------------------------|------------|------|------|--------|------|------------|-----------|------|------|------|-----|-------|-----|------------|---------------|------|-----|------|-------|-------|------|--------|-----|--------|------|---------|-----|------|-------------|--------------|-----|------|-----|------|---|--------|---|--------|---|------|-----|----|
| | | イ | ロ | イ | ロ | ハ | ニ | イ | ロ | イ | ロ | イ | ロ | イ | ロ | ハ | ニ | イ | ロ | イ | ロ | イ | ロ | イ | ロ | イ | ロ | イ | ロ | イ | ロ | イ | ロ | イ | ロ | イ | ロ | イ | ロ | イ | ロ | |
| | | 劇場等 | 公会堂等 | キャバレー等 | 遊技場等 | 性風俗特殊営業店舗等 | カラオケボックス等 | 料理店等 | 飲食店等 | 百貨店等 | 旅館等 | 共同住宅等 | 病院等 | 特別養護老人ホーム等 | 老人デイサービスセンター等 | 幼稚園等 | 学校等 | 図書館等 | 特殊浴場等 | 一般浴場等 | 停車場等 | 神社・寺院等 | 工場等 | スタジアム等 | 駐車場等 | 航空機格納庫等 | 倉庫等 | 事務所等 | 特定複合用途防火対象物 | 非特定複合用途防火対象物 | 地下街 | 準地下街 | 文化財 | | | | | | | | | |
| 消火設備 | 消火器具 | 命令件数 | | 1 | | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | 2 | | | | 1 | 2 | | | | | | | | | | | | | 7 | |
| | | 是正 " | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | 3 |
| | 屋内消火栓設備 | 命令件数 | | 1 | | | 1 | | | 8 | 4 | | | 2 | | | | | | | | | | 28 | 1 | | 3 | 1 | 8 | 3 | | | | | | | | | | | | 60 |
| | | 是正 " | | 1 | | | | | 4 | 1 | | | 1 | | | | | | | | | | | 19 | 1 | | 1 | 4 | 2 | | | | | | | | | | | | 34 | |
| | スプリンクラー | 命令件数 | | | | | | | | | 2 | 1 | | 3 | | | | | | | | | | | | | 1 | 4 | 23 | | | | | | | | | | | | 34 | |
| | | 是正 " | | | | | | | | | | 1 | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | 2 | | | | | | | | | | | | 4 | |
| | 水噴霧 | 命令件数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 2 | | | | | | | | | | | | | 2 |
| | | 是正 " | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 泡 | 命令件数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 是正 " | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 不活性ガス | 命令件数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 是正 " | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ハロゲン化物 | 命令件数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | 1 |
| | 是正 " | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 粉末 | 命令件数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 是正 " | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 屋外消火栓 | 命令件数 | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | 3 | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | 5 | |
| | 是正 " | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 2 | |
| 動力消防ポンプ | 命令件数 | | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | 2 | |
| | 是正 " | | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | |
| 小計 (A) | 命令件数 | | 2 | | | 1 | | 9 | 7 | 1 | | 6 | | | | | | | | | | 33 | 1 | | 4 | 4 | 17 | 26 | | | | | | | | | | | | 111 | | |
| | 是正 " | | 2 | | | | | 5 | 2 | 1 | | 2 | | | | | | | | | | | 21 | 1 | | 1 | 1 | 6 | 2 | | | | | | | | | | | 44 | | |
| 警報設備 | 自動火災報知設備 | 命令件数 | | 1 | | 1 | | 4 | 11 | 2 | 4 | | 1 | 4 | | | | | | | | | 21 | 1 | 1 | 2 | 1 | 30 | 5 | | | | | | | | | | 2 | 91 | | |
| | | 是正 " | | 1 | | | | 2 | 8 | | 2 | | | 4 | | | | | | | | | | 15 | 1 | 1 | 2 | 14 | 4 | | | | | | | | | | | 1 | 55 | |
| | ガス漏れ火災警報設備 | 命令件数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 是正 " | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 漏電火災警報器 | 命令件数 | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 |
| | | 是正 " | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 |
| | 消防機関通報設備 | 命令件数 | | | | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 |
| 是正 " | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 非常警報設備 | 命令件数 | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | | 3 | |
| | 是正 " | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | |
| 小計 (B) | 命令件数 | | 1 | | | 1 | | 4 | 13 | 2 | 4 | | 2 | 4 | | | | | | | | | 21 | 1 | 1 | 2 | 2 | 31 | 28 | | | | | | | | | | 2 | 119 | | |
| | 是正 " | | 1 | | | | | 2 | 10 | | 2 | | 4 | | | | | | | | | | | 15 | 1 | 1 | 2 | 14 | 4 | | | | | | | | | | | 1 | 57 | |
| 避難設備 | 避難器具 | 命令件数 | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | 1 | | | 1 | 2 | | | | | | | | | | | | | 5 | | |
| | | 是正 " | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | 2 | |
| | 誘導灯・誘導標識 | 命令件数 | | 1 | | | | | 1 | 5 | 3 | | | 2 | | | | | | | | | | 3 | | 2 | 1 | 7 | | | | | | | | | | | | | 25 | |
| | | 是正 " | | 1 | | | | | 1 | 3 | | | | 1 | | | | | | | | | | 2 | | 1 | 3 | | | | | | | | | | | | | | 12 | |
| 小計 (C) | 命令件数 | | 1 | | | | | 1 | 6 | 3 | | | 2 | | | | | | | | | | 4 | | 2 | 2 | 9 | | | | | | | | | | | | | 30 | | |
| | 是正 " | | 1 | | | | | 1 | 4 | | | | 1 | | | | | | | | | | 3 | | 1 | 3 | | | | | | | | | | | | | | 14 | | |
| 消火活動上必要な施設 | 排煙設備 | 命令件数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 是正 " | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 連結散水設備 | 命令件数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 是正 " | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 連結送水管 | 命令件数 | | | | | | | | | 4 | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | 1 | | | | | | | | | | | | | 6 |
| | | 是正 " | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | |
| | 非常コンセント設備 | 命令件数 | | | | | | | | | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | | 4 |
| 是正 " | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小計 (D) | 命令件数 | | | | | | | | | 6 | | | | | | | | | | | | | | | | 2 | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | | 10 | |
| | 是正 " | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 2 | |
| (A) + (B) + (C) + (D) 総計 | 命令件数 | | 4 | | | 2 | | 5 | 28 | 18 | 5 | | 10 | 4 | | | | | | | | | 58 | 2 | 1 | 8 | 10 | 58 | 55 | | | | | | | | | | 2 | 270 | | |
| | 是正 " | | 4 | | | | | 3 | 19 | 2 | 3 | | 3 | 4 | | | | | | | | | | 39 | 2 | 1 | 4 | 1 | 24 | 7 | | | | | | | | | | 1 | 117 | |

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成

2 「是正件数」は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までに発せられた命令に基づき、令和 3 年 3 月 31 日までに是正された件数（令和 3 年 3 月 31 日現在、計画書を提出し、是正措置を実施中のものを含む。）である。

資料 1-1-64 重大違対象物数（特定用途防火対象物／消防用設備等別）

| 設備 | 調査基準日 | 義務対象物数 A | 違反覚知からの経過年数 | | | | | | | 重大違反率 (%) I (B/A) | 是正指導・ 是正措置中 の対象物数 J (J/B) | 警告前段の 行政指導 実施中の 対象物数 K (K/J) | 改修期限を 定めている 対象物数 L (L/K) | 警告 対象物数 M (M/J) | 命令・告発 対象物数 N (N/J) |
|-----------|---------------------|-------------|-------------------|------------------|----------------|---------------|---------------|----------------|--------------|-------------------------|------------------------------------|--|-----------------------------------|-----------------------|--------------------------|
| | | | 重大違反 対象物数 | | 違反覚知からの経過年数 | | | | | | | | | | |
| | | | B (B/B) | C (C/B) | D (D/B) | E (E/B) | F (F/B) | G (G/B) | H (H/B) | | | | | | |
| 屋内消火栓設備 | 今回 (R3.3.31時点) | 96,576 | 458 (100.0%) | 159 (34.7%) | 127 (27.7%) | 48 (10.5%) | 50 (10.9%) | 74 (16.2%) | 0 (0.0%) | 0.47% | 458 (100.0%) | 360 (78.6%) | 284 (78.9%) | 65 (14.2%) | 33 (7.2%) |
| | 前回 (R2.3.31時点) | 95,019 | 622 (100.0%) | 232 (37.3%) | 151 (24.3%) | 65 (10.5%) | 65 (10.5%) | 108 (17.4%) | 1 (0.2%) | 0.65% | 622 (100.0%) | 467 (75.1%) | 359 (76.9%) | 116 (18.6%) | 39 (6.3%) |
| | 前々回 (H31.3.31時点) | 94,628 | 849 (100.0%) | 290 (34.2%) | 190 (22.4%) | 77 (9.1%) | 90 (10.6%) | 201 (23.7%) | 1 (0.1%) | 0.90% | 849 (100.0%) | 729 (85.9%) | 622 (85.3%) | 94 (11.1%) | 26 (3.1%) |
| スプリンクラー設備 | 今回 (R3.3.31時点) | 98,894 | 101 (100.0%) | 39 (38.6%) | 36 (35.6%) | 11 (10.9%) | 9 (8.9%) | 5 (5.0%) | 1 (1.0%) | 0.10% | 101 (100.0%) | 67 (66.3%) | 52 (77.6%) | 20 (19.8%) | 14 (13.9%) |
| | 前回 (R2.3.31時点) | 96,689 | 125 (100.0%) | 50 (40.0%) | 42 (33.6%) | 14 (11.2%) | 8 (6.4%) | 11 (8.8%) | 0 (0.0%) | 0.13% | 125 (100.0%) | 84 (67.2%) | 60 (71.4%) | 29 (23.2%) | 12 (9.6%) |
| | 前々回 (H31.3.31時点) | 92,235 | 185 (100.0%) | 115 (62.2%) | 25 (13.5%) | 22 (11.9%) | 12 (6.5%) | 10 (5.4%) | 1 (0.5%) | 0.20% | 185 (100.0%) | 125 (67.6%) | 113 (90.4%) | 47 (25.4%) | 13 (7.0%) |
| 自動火災報知設備 | 今回 (R3.3.31時点) | 682,345 | 1,745 (100.0%) | 564 (32.3%) | 673 (38.6%) | 121 (6.9%) | 106 (6.1%) | 280 (16.0%) | 1 (0.1%) | 0.26% | 1,745 (100.0%) | 1,482 (84.9%) | 1,185 (80.0%) | 192 (11.0%) | 71 (4.1%) |
| | 前回 (R2.3.31時点) | 673,493 | 2,599 (100.0%) | 987 (38.0%) | 876 (33.7%) | 130 (5.0%) | 163 (6.3%) | 441 (17.0%) | 2 (0.1%) | 0.39% | 2,599 (100.0%) | 2,225 (85.6%) | 1,726 (77.6%) | 287 (11.0%) | 87 (3.3%) |
| | 前々回 (H31.3.31時点) | 658,676 | 4,238 (100.0%) | 2,129 (50.2%) | 644 (15.2%) | 229 (5.4%) | 327 (7.7%) | 896 (21.1%) | 13 (0.3%) | 0.64% | 4,238 (100.0%) | 3,821 (90.2%) | 3,254 (85.2%) | 325 (7.7%) | 92 (2.2%) |



資料 1-1-65 消防同意処理状況

(件)

| 内訳 | 同意 | | 不同意 | | 合計 | |
|------|---------|---------|-------|-------|---------|---------|
| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
| 新築 | 206,813 | 187,643 | 8 | 9 | 206,821 | 187,652 |
| 増築 | 17,216 | 15,890 | 0 | 4 | 17,216 | 15,894 |
| 改築 | 543 | 517 | 0 | 0 | 543 | 517 |
| 移転 | 93 | 93 | 0 | 0 | 93 | 93 |
| 修繕 | 155 | 112 | 0 | 0 | 155 | 112 |
| 模様替 | 109 | 77 | 0 | 0 | 109 | 77 |
| 用途変更 | 2,195 | 1,790 | 2 | 1 | 2,197 | 1,791 |
| その他 | 3,043 | 2,333 | 0 | 0 | 3,043 | 2,333 |
| 合計 | 230,167 | 208,455 | 10 | 14 | 230,177 | 208,469 |

(備考)「防火対象物実態等調査」により作成

資料 1-1-66 全国における特定防火対象物のスプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置状況

(令和3年3月31日現在)

| 防火対象物の区分 | 設備の種類 設備の状況 | スプリンクラー設備 | | | | 自動火災報知設備 | | | | |
|----------|----------------|--|--------|--------|------------|----------|---------|--------|------------|-------|
| | | 設置必要数 | 設置数 | 違反数 | 設置率 (%) | 設置必要数 | 設置数 | 違反数 | 設置率 (%) | |
| (一) | イ 劇場等 | 813 | 813 | 0 | 100.0 | 3,755 | 3,752 | 3 | 99.9 | |
| | ロ 公会堂等 | 534 | 532 | 2 | 99.6 | 31,074 | 31,055 | 19 | 99.9 | |
| (二) | イ キャバレー等 | 3 | 3 | 0 | 100.0 | 416 | 412 | 4 | 99.0 | |
| | ロ 遊技場等 | 703 | 697 | 6 | 99.1 | 8,223 | 8,212 | 11 | 99.9 | |
| | ハ 性風俗特殊営業店舗等 | 0 | 0 | 0 | - | 187 | 186 | 1 | 99.5 | |
| | ニ カラオケボックス等 | 8 | 8 | 0 | 100.0 | 2,454 | 2,450 | 4 | 99.8 | |
| (三) | イ 料理店等 | 3 | 3 | 0 | 100.0 | 1,785 | 1,774 | 11 | 99.4 | |
| | ロ 飲食店 | 104 | 104 | 0 | 100.0 | 34,188 | 33,975 | 213 | 99.4 | |
| (四) | 百貨店等 | 7,449 | 7,420 | 29 | 99.6 | 84,908 | 84,689 | 219 | 99.7 | |
| (五) | イ 旅館等 | 2,398 | 2,392 | 6 | 99.7 | 77,598 | 76,831 | 657 | 99.0 | |
| (六) | イ | (1) 避難のために患者の介助が必要な病院 | 4,104 | 3,966 | 9 | 96.6 | 5,866 | 5,860 | 6 | 99.9 |
| | | (2) 避難のために患者の介助が必要な有床診療所 | 1,613 | 1,388 | 71 | 86.1 | 2,746 | 2,743 | 3 | 99.9 |
| | | (3) 病院((1)に掲げるものを除く)、有床診療所((2)に掲げるものを除く)、有床助産所 | 3,616 | 3,610 | 1 | 99.8 | 9,197 | 9,194 | 3 | 100.0 |
| | | (4) 無床診療所、無床助産所 | 215 | 210 | 0 | 97.7 | 21,713 | 21,687 | 25 | 99.9 |
| | 小計 | 9,548 | 9,174 | 81 | 96.1 | 39,522 | 39,484 | 37 | 99.9 | |
| | ロ | (1) 老人短期入所施設等 | 42,778 | 42,728 | 36 | 99.9 | 45,000 | 44,982 | 18 | 100.0 |
| | | (2) 救護施設 | 304 | 303 | 0 | 99.7 | 212 | 212 | 0 | 100.0 |
| | | (3) 乳児院 | 117 | 117 | 0 | 100.0 | 158 | 156 | 2 | 98.7 |
| | | (4) 障害児入所施設 | 451 | 451 | 0 | 100.0 | 550 | 550 | 0 | 100.0 |
| | | (5) 障害者支援施設等 | 7,051 | 7,034 | 9 | 99.8 | 7,989 | 7,982 | 7 | 99.9 |
| | 小計 | 50,701 | 50,633 | 45 | 99.9 | 53,909 | 53,882 | 27 | 99.9 | |
| | ハ | (1) 老人デイサービスセンター等 | 1,312 | 1,308 | 4 | 99.7 | 15,231 | 15,213 | 14 | 99.9 |
| | | (2) 更生施設 | 60 | 29 | 31 | 48.3 | 176 | 176 | 0 | 100.0 |
| | | (3) 保育所等 | 83 | 83 | 0 | 100.0 | 31,710 | 31,700 | 9 | 100.0 |
| | | (4) 児童発達支援センター等 | 38 | 38 | 0 | 100.0 | 1,584 | 1,581 | 2 | 99.8 |
| | | (5) 身体障害者福祉センター等 | 655 | 647 | 8 | 98.8 | 19,306 | 19,275 | 31 | 99.8 |
| | 小計 | 2,148 | 2,105 | 43 | 98.0 | 68,007 | 67,945 | 56 | 99.9 | |
| ニ 幼稚園等 | 216 | 216 | 0 | 100.0 | 13,926 | 13,922 | 4 | 100.0 | | |
| (九) | イ 特殊浴場 | 19 | 19 | 0 | 100.0 | 1,329 | 1,328 | 1 | 99.9 | |
| (十六) | イ 特定複合用途防火対象物 | 20,860 | 20,820 | 40 | 99.8 | 211,154 | 209,580 | 1,574 | 99.3 | |
| (十六の二) | 地下街 | 58 | 58 | 0 | 100.0 | 60 | 60 | 0 | 100.0 | |
| (十六の三) | 準地下街 | 5 | 5 | 0 | 100.0 | 6 | 6 | 0 | 100.0 | |
| 合計 | | 95,570 | 95,002 | 252 | 99.4 | 632,501 | 629,543 | 2,841 | 99.5 | |

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成
2 設置率は、小数点第2位を四捨五入している。

資料

資料 1-1-67 消防設備士の数

(令和3年3月31日現在)

| 種別 | 類別 | 特類 | 第1類 | 第2類 | 第3類 | 第4類 | 第5類 | 第6類 | 第7類 | 合計 |
|------------------|----|-------|----------|--------------------|--------|------------|-----------|-----------|---------|---------|
| | | | 特殊消防用設備等 | 屋内消火栓設備・スプリンクラー設備等 | 泡消火設備 | 二酸化炭素消火設備等 | 自動火災報知設備等 | 金属製避難はしご等 | 消火器 | |
| 甲種(人) (工事・整備) | | 4,180 | 148,432 | 47,036 | 41,389 | 305,268 | 37,949 | — | — | 584,254 |
| 乙種(人) (整備) | | — | 40,186 | 12,614 | 11,606 | 102,416 | 19,290 | 282,537 | 200,522 | 669,171 |

(備考) 1 「危険物取扱者消防設備士試験・免状統計表」により作成

2 設備士の数は、免状作成件数の累積である。

資料 1-1-68 防災防火対象物数及び防災物品の使用状況

(令和3年3月31日現在)

| 防災防火対象物の区分 | 防災防火対象物数 | カーテン・どん帳等を使用 | 左のうち防災物品を全部使用しているもの | | じゅうたんを使用 | 左のうち防災物品を全部使用しているもの | | 展示用合板を使用 | 左のうち防災物品を全部使用しているもの | | |
|------------|-----------------|--------------|---------------------|---------|----------|---------------------|---------|----------|---------------------|--------|--------|
| | | | 適合率(%) | | | 適合率(%) | | | 適合率(%) | | |
| (一) | イ 劇場等 | 4,247 | 2,613 | 2,480 | 94.9% | 1,969 | 1,870 | 95.0% | 514 | 481 | 93.6% |
| | ロ 公会堂等 | 62,593 | 42,311 | 38,790 | 91.7% | 25,273 | 22,750 | 90.0% | 4,294 | 3,779 | 88.0% |
| (二) | イ キャバレー等 | 714 | 345 | 258 | 74.8% | 356 | 289 | 81.2% | 58 | 52 | 89.7% |
| | ロ 造技場等 | 8,772 | 4,521 | 4,086 | 90.4% | 4,196 | 3,881 | 92.5% | 616 | 553 | 89.8% |
| | ハ 性風俗特殊営業店舗等 | 188 | 114 | 95 | 83.3% | 109 | 96 | 88.1% | 6 | 2 | 33.3% |
| | ニ カラオケボックス等 | 2,333 | 1,282 | 1,159 | 90.4% | 1,037 | 963 | 92.9% | 174 | 164 | 94.3% |
| (三) | イ 料理店等 | 2,483 | 1,559 | 1,343 | 86.1% | 1,462 | 1,280 | 87.6% | 146 | 132 | 90.4% |
| | ロ 飲食店 | 83,082 | 40,599 | 33,472 | 82.4% | 23,574 | 19,795 | 84.0% | 4,224 | 3,672 | 86.9% |
| (四) | 百貨店等 | 152,032 | 65,625 | 60,047 | 91.5% | 33,543 | 30,102 | 89.7% | 8,323 | 7,264 | 87.3% |
| (五) | イ 旅館等 | 57,628 | 45,448 | 42,065 | 92.6% | 36,475 | 34,009 | 93.2% | 2,753 | 2,494 | 90.6% |
| (六) | イ 病院等 | 62,014 | 45,418 | 42,854 | 94.4% | 25,342 | 23,620 | 93.2% | 4,290 | 3,879 | 90.4% |
| | ロ 特別養護老人ホーム等 | 51,693 | 42,457 | 40,431 | 95.2% | 23,968 | 22,691 | 94.7% | 4,103 | 3,781 | 92.2% |
| | ハ 老人デイサービスセンター等 | 84,912 | 62,349 | 58,381 | 93.6% | 35,211 | 32,309 | 91.8% | 5,977 | 5,412 | 90.5% |
| | ニ 幼稚園等 | 15,363 | 11,872 | 11,063 | 93.2% | 6,240 | 5,754 | 92.2% | 1,080 | 948 | 87.8% |
| (九) | イ 特殊浴場 | 1,380 | 1,056 | 939 | 88.9% | 993 | 924 | 93.1% | 62 | 50 | 80.6% |
| (十二) | イ スタジオ | 646 | 234 | 208 | 88.9% | 196 | 177 | 90.3% | 135 | 116 | 85.9% |
| (十六) | イ 特定複合用途防火対象物 | 330,439 | 149,401 | 118,711 | 79.5% | 96,392 | 77,855 | 80.8% | 17,917 | 13,707 | 76.5% |
| | ロ 非特定複合用途防火対象物 | 20,837 | 3,412 | 2,717 | 79.6% | 2,453 | 1,955 | 79.7% | 736 | 544 | 73.9% |
| (十六の二) | 地下街 | 57 | 43 | 36 | 83.7% | 36 | 32 | 88.9% | 11 | 11 | 100.0% |
| (十六の三) | 準地下街 | 10 | 8 | 5 | 62.5% | 7 | 6 | 85.7% | 2 | 2 | 100.0% |
| | 高層建築物 | 57,399 | 25,657 | 21,905 | 85.4% | 23,183 | 20,400 | 88.0% | 4,667 | 4,012 | 86.0% |
| 合計 | | 998,822 | 546,324 | 481,045 | 88.1% | 342,015 | 300,758 | 87.9% | 60,088 | 51,055 | 85.0% |

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成

2 高層建築物(高さ31メートルを超える建築物)は、消防法施行令別表第一において区分されるものではない。また、高層建築物に該当する防火対象物は、「防災防火対象物の区分」中、「高層建築物」の欄に計上。

資料 1-1-69 検定申請状況及び型式適合検定合格数

(令和2年度)

| 種別 | 区分 | 型式試験申請数(件) | 型式変更試験申請数(件) | 型式適合検定申請数(個) | 型式適合検定合格数(個) |
|----------------|-----|------------|--------------|--------------|--------------|
| | | ①消火器 | 大型 | 0 | 0 |
| | 小型 | 21 | 9 | 4,739,704 | 4,697,385 |
| ②消火器用消火薬剤 | 大型用 | | | 1,690 | 1,492 |
| | 小型用 | 1 | - | 141,092 | 136,773 |
| ③泡消火薬剤 | | 5 | - | 1,838,480 | 1,772,080 |
| ④火災報知設備 | 感知器 | 48 | 2 | 6,975,942 | 6,838,113 |
| | 発信機 | 5 | 0 | 304,597 | 298,832 |
| ⑤中継器 | | 17 | 0 | 475,327 | 461,882 |
| ⑥受信機 | | 12 | 9 | 476,924 | 464,348 |
| ⑦住宅用防災警報器 | | 11 | 5 | 5,907,306 | 5,311,132 |
| ⑧閉鎖型スプリンクラーヘッド | | 2 | 0 | 1,691,714 | 1,702,775 |
| ⑨流水検知装置 | | 5 | 0 | 24,506 | 24,576 |
| ⑩一斉開放弁 | | 9 | 0 | 12,934 | 12,421 |
| ⑪金属製避難はしご | | 0 | 0 | 141,940 | 141,327 |
| ⑫緩降機 | | 0 | 0 | 5,115 | 5,475 |
| 合計 | | 136 | 25 | 22,768,793 | 21,901,430 |

(備考) 1 「日本消防検定協会」により作成

2 型式試験(型式変更試験)とは、日本消防検定協会又は登録検定機関が、型式承認を受けようとする検定対象機械器具等が技術上の基準に適合しているかどうかについて行う試験をいう。

資料 1-1-70 特殊消防用設備等の認定件数

(令和3年3月31日現在)

| 特殊消防用設備等 | 概要 | 代えられる消防用設備等 | 認定件数 |
|--|---|-------------|------|
| 加圧防煙システム | 特別避難階段の附室、非常用エレベーターの乗降ロビー等の消防活動拠点を給気し加圧することにより、拠点における一定の安全性を確保するとともに、火災室から排煙を行うことにより、火災時において消防隊を煙や熱から防護し、その消防活動を効果的に支援する性能を有する設備である。(平成21年9月15日告示基準を制定) | 排煙設備 | 25件 |
| ドデカフルオロ-2-メチルペンタン-3-オン (FK-5-1-12) を消火剤とする消火設備 | 新たなガス消火剤であるドデカフルオロ-2-メチルペンタン-3-オン (FK-5-1-12) を噴射ヘッドから放出する消火設備であり、無人の電算機室等に用いられる。オゾン層破壊係数が0である、地球温暖化係数が小さい、人体に対する安全性が高い等の特徴を有する。(平成22年8月26日消防法施行規則を改正) | ハロゲン化物消火設備 | 4件 |
| 複数の総合操作盤を用いた総合消防防災システム | 大規模・高層の防火対象物において、管理区分や建築構造等に応じエリアごとに複数の総合操作盤を設置し、それぞれのエリアごとに消防防災上の分散管理を行うとともに、各総合操作盤の間で情報伝達や連動制御を行い、当該防火対象物全体を有機的に監視・制御するシステムである。 | 総合操作盤 | 9件 |
| 火災温度上昇速度を監視する機能を付加した防災システム | 従来の自動火災報知設備に、火災温度上昇速度を監視する機能を付加し、火災の拡大をより迅速かつ確実に把握することができるシステムである。 | 自動火災報知設備 | 4件 |
| 閉鎖型ヘッドを用いた駐車場用消火設備 | 駐車場における火災に対し、近傍の閉鎖型ヘッドが自動的に作動し、当該ヘッドから放射された水系消火剤により効果的に消火する設備である。(平成26年3月28日告示基準を制定) | 泡消火設備 | 10件 |
| インバーター制御ポンプを使用するスプリンクラー設備 | 従来のポンプ方式に付置したインバーターにより、警戒区域ごとに電動機回転数を制御することで加圧送水装置の吐出圧力を調整し、建物内すべてのスプリンクラーヘッドにおいて、適正な圧力で放水することができる消火設備である。(平成20年12月26日消防法施行規則を改正) | スプリンクラー設備 | 1件 |
| 空調設備と配管を兼用するスプリンクラー設備 | スプリンクラー設備に必要とされる防火安全性能を確保しつつ、スプリンクラー設備と輻射パネル式空調設備の配管を一部兼用することで、省資源・省コスト等を実現した消火設備である。 | スプリンクラー設備 | 1件 |
| 閉鎖型水噴霧ヘッドを使用した消火設備 | 新たに開発した「閉鎖型水噴霧ヘッド」を使用し、通常の水噴霧消火設備より高い放水圧と効果的な散水パターンを得られるよう工夫されたデフレクターにより、高い消火・延焼抑制効果を発揮することができる消火設備である。 | 水噴霧消火設備 | 7件 |
| 大空間自然給排煙設備 | 煙感知器等により火災を感知した際、給気口及び排気口を確保することで生じる気流により煙を排出し、大空間部分において仕様規定の排煙設備と同等以上の排煙性能を実現する排煙設備である。 | 排煙設備 | 6件 |
| 放射時間を延長した窒素ガス消火設備 | 使用する機器は、従来の不活性ガス(窒素)消火設備と同じ機器であるが、消火剤放射時間を延長する代わりに防護区画の耐火性能を高めることで、密閉性能を維持している消火設備である。 | 不活性ガス消火設備 | 6件 |
| 合 計 | | | 73件 |

資料

資料1-1-71 世界各都市（地域）の火災状況

| 都市名・地域名 (国名・地域名) | 管内面積 (k㎡) | 人口 (万人) | 消防 職員数 (人) | 出火件数 (件) | 出火率 人口1万人 当たりの 出火件数 (件) | 死者数 (人) | 人口 100万人 当たりの 死者数 (人) | 死者1人 当たりの 出火件数 (件) | 主な出火原因 | | |
|--------------------------------|--------------|------------|------------------|-------------|-------------------------------------|------------|-----------------------------------|-----------------------------|--------------------|------------------|----------|
| | | | | | | | | | 1位 | 2位 | 3位 |
| 西オーストラリア州 (オーストラリア連邦) | 2,529,875 | 276 | 1023 | 8,170 | 29.6 | 5 | 1.8 | 1,634.0 | 事故 | 放火 | その他 |
| ダッカ(バングラデシュ人民共和国) | 1,464 | 2,174 | 1,713 | 2,541 | 1.2 | 14 | 0.6 | 181.5 | 短絡 | オープン | タバコ |
| バンドル・スリ・ブガワン (ブルネイ・ダルサラーム国) | 570 | 29 | 722 | 619 | 21.4 | - | - | - | 電気事故 | 調理時不在 | タバコ |
| 香港特別行政区(中華人民共和国) | 1,107 | 751 | 10,030 | 5,766 | 7.7 | 24 | 3.2 | 240.3 | 調理過熱 | 電気事故 | 放火 |
| デリー(インド) | 1,483 | 1,679 | 3,629 | 14,750 | 8.8 | 83 | 4.9 | 177.7 | 電気 | 不注意 | その他 |
| ジャカルタ(インドネシア共和国) | 662 | - | 2,571 | 1,505 | - | 18 | - | 83.6 | 電気事故 | その他 | ガス暖房機 |
| テヘラン(イラン・イスラム共和国) | 750 | 1,400 | 5,243 | 29,433 | 21.0 | 50 | 3.6 | 588.7 | 可燃材料への着火物の 投げ捨て | 可燃材料への着火 物の落下 | 放火 |
| イスラエル国 | 22,145 | 929 | 3,204 | 46,458 | 50.0 | 22 | 2.4 | 2,111.7 | 電気事故 | 放火 | 不注意 |
| ウランバートル(モンゴル国) | - | - | - | 1,782 | - | 35 | - | 50.9 | 裸火 | 電気 | 暖炉 |
| ウェリントン(ニュージーランド) | 290 | 22 | 182 | 742 | 33.7 | 0 | - | - | 調理時不在 | 合法行為 | 不法行為 |
| マニラ首都圏(フィリピン共和国) | 620 | 1,380 | 3,616 | 2,167 | 1.6 | 57 | 4.1 | 38.0 | 電気の接続 | 電柱 | タバコ |
| ソウル(大韓民国) | 605 | 966 | 7,126 | 5,088 | 5.3 | 37 | 3.8 | 137.5 | 不注意 | 電気 | 不明 |
| シンガポール共和国 | 726 | 585 | 2,745 | 1,877 | 3.2 | 1 | 0.2 | 187.0 | 電気 | 調理過熱 | タバコ |
| 台北(台湾) | 272 | 260 | 1,813 | 1,940 | 7.5 | 23 | 8.9 | 84.4 | 調理 | 電気 | タバコ |
| バンコク(タイ王国) | 1,569 | 559 | 1,697 | 3,050 | 5.5 | 6 | 1.1 | 508.3 | 火災原因調査は警察局の担当 | | |
| ハノイ(ベトナム社会主義共和国) | 3,324 | 806 | - | 411 | 0.5 | 6 | 0.7 | 68.5 | 電気 | 裸火 | 機械 |
| 日本の各都市名 | 管内面積 (k㎡) | 人口 (万人) | 消防 職員数 (人) | 出火件数 (件) | 出火率 人口1万人 当たりの 出火件数 (件) | 死者数 (人) | 人口 100万人 当たりの 死者数 (人) | 死者1人 当たりの 出火件数 (件) | 主な出火原因 | | |
| 札幌 | 1,121 | 196 | 1,733 | 376 | 1.9 | 14 | 7.1 | 26.9 | 電気関係 | こんろ | 放火(疑い含む) |
| 仙台 | 786 | 107 | 1,096 | 251 | 2.4 | 9 | 8.4 | 27.9 | 放火(疑い含む) | こんろ | たばこ |
| 新潟 | 726 | 78 | 920 | 140 | 1.8 | 5 | 6.4 | 28.0 | 放火(疑い含む)/電灯・電話等の配線 | こんろ | たばこ |
| さいたま | 217 | 132 | 1,357 | 264 | 2.0 | 18 | 13.6 | 14.7 | 放火(疑い含む) | たばこ | こんろ |
| 千葉 | 272 | 98 | 946 | 204 | 2.1 | 7 | 7.1 | 29.2 | 放火(疑い含む) | たばこ | 配線関係 |
| 東京 | 1,769 | 1,373 | 18,661 | 3,694 | 2.7 | 86 | 6.3 | 43.0 | 放火(疑い含む) | たばこ | ガステーブル等 |
| 横浜 | 438 | 376 | 3,625 | 624 | 1.7 | 15 | 4.0 | 41.6 | 放火(疑い含む) | たばこ | こんろ |
| 川崎 | 143 | 152 | 1,433 | 326 | 2.1 | 8 | 5.3 | 40.8 | 放火(疑い含む) | たばこ | こんろ |
| 相模原 | 329 | 72 | 732 | 152 | 2.1 | 2 | 2.8 | 76.0 | 放火(疑い含む) | たばこ | こんろ |
| 浜松 | 1,558 | 80 | 889 | 166 | 2.1 | 7 | 8.8 | 23.7 | 放火(疑い含む) | たき火 | たばこ |
| 静岡 | 2,357 | 87 | 1,040 | 205 | 2.4 | 11 | 12.6 | 18.6 | 放火(疑い含む) | たばこ | こんろ |
| 名古屋 | 327 | 233 | 2,413 | 516 | 2.2 | 11 | 4.7 | 46.9 | たばこ | こんろ | 放火(疑い含む) |
| 京都 | 828 | 140 | 1,816 | 204 | 1.5 | 9 | 6.4 | 22.7 | 放火(疑い含む) | たばこ | こんろ |
| 大阪 | 225 | 273 | 3,615 | 704 | 2.6 | 32 | 11.7 | 22.0 | たばこ | 放火(疑い含む) | 電気配線類 |
| 堺 | 173 | 95 | 1,055 | 195 | 2.1 | 5 | 5.3 | 39.0 | 放火(疑い含む) | こんろ | たばこ |
| 神戸 | 557 | 152 | 1,460 | 385 | 2.5 | 12 | 7.9 | 32.1 | たばこ | こんろ | 放火(疑い含む) |
| 岡山 | 1,059 | 72 | 814 | 183 | 2.6 | 9 | 12.5 | 20.3 | たき火 | 放火(疑い含む) | たばこ |
| 広島 | 1,457 | 127 | 1,350 | 229 | 2.2 | 5 | 3.9 | 45.8 | たばこ | こんろ | 放火(疑い含む) |
| 北九州 | 492 | 94 | 1,050 | 248 | 2.6 | 11 | 11.7 | 22.6 | たばこ | 放火(疑い含む) | こんろ |
| 福岡 | 343 | 160 | 1,103 | 261 | 1.6 | 12 | 7.5 | 21.8 | たばこ | 放火(疑い含む) | こんろ |
| 熊本 | 533 | 77 | 810 | 171 | 2.2 | 6 | 7.8 | 28.5 | たき火 | 放火(疑い含む) | たばこ/電気機器 |

- (注) 1 日本の各都市の火災状況に関するデータについては令和2年のもの。
2 日本の各都市の火災状況以外に関するデータについては令和3年4月1日現在のもの。
3 海外の各都市のデータは2020年のもの(アジア消防長協会「イフカ」提供)。データについては、イフカ会員が所属するアジア・オセアニア地域の消防機関から2021年5月末までに回答があったものをそのまま記載
4 各都市における火災の定義は異なる。
5 人口については、千人単位を四捨五入したのもの。
6 消防職員数については、日本国内は定員数、海外については常勤職員の総数。
7 東京については、受託地域を含む東京消防庁管轄区域による。
8 静岡については、受託地域を含む静岡市消防局管轄区域による。
9 堺については、受託地域を含む堺市消防局管轄区域による。
10 岡山については、受託地域を含む岡山市消防局管轄区域による。
11 広島については、受託地域を含む広島市消防局管轄区域による。
12 熊本については、受託地域を含む熊本市消防局管轄区域による。
13 端数処理をしているため、数値等が一致しない場合がある。

資料 1-2-1 危険物施設数の推移

(各年 3 月 31 日現在)

| 年 | 製造所等の別 総 計 | 製造所 | 貯 蔵 所 | | | | | | | | | 取 扱 所 | | | | |
|---------|---------------|-------|---------|------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------|------------|---------|------------|------------------|------------------|------------|------------|
| | | | 小 計 | 屋 内 貯蔵所 | 屋 外 タンク 貯蔵所 | 屋 内 タンク 貯蔵所 | 地 下 タンク 貯蔵所 | 簡 易 タンク 貯蔵所 | 移 動 貯蔵所 | 屋 外 貯蔵所 | 小 計 | 給 油 取扱所 | 第一種 販売 取扱所 | 第二種 販売 取扱所 | 移 送 取扱所 | 一 般 取扱所 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 昭和 34 年 | 95,207 | 2,523 | 63,303 | 23,566 | 19,090 | 2,048 | 5,484 | 7,237 | 3,527 | 2,351 | 29,381 | 19,937 | 1,702 | | | 7,742 |
| 昭和 42 年 | 213,526 | 3,008 | 140,842 | 34,163 | 48,975 | 8,863 | 23,891 | 4,648 | 15,190 | 5,112 | 69,676 | 42,347 | 2,059 | | | 25,270 |
| 昭和 43 年 | 246,767 | 3,164 | 157,456 | 36,523 | 53,938 | 9,993 | 28,243 | 4,731 | 17,856 | 6,172 | 86,147 | 49,041 | 2,478 | | | 34,628 |
| 昭和 44 年 | 279,012 | 3,309 | 175,150 | 38,880 | 59,504 | 11,172 | 33,142 | 4,793 | 20,556 | 7,103 | 100,553 | 54,060 | 2,907 | | | 43,586 |
| 昭和 45 年 | 308,784 | 3,459 | 192,155 | 40,709 | 64,693 | 12,334 | 38,852 | 4,767 | 22,645 | 8,155 | 113,170 | 58,096 | 3,274 | | | 51,800 |
| 昭和 46 年 | 346,113 | 3,684 | 213,883 | 43,254 | 71,320 | 13,611 | 45,880 | 4,849 | 25,396 | 9,573 | 128,546 | 62,749 | 3,553 | | | 62,244 |
| 昭和 47 年 | 377,123 | 3,789 | 231,972 | 44,872 | 76,090 | 14,667 | 52,132 | 4,805 | 28,484 | 10,922 | 141,362 | 66,638 | 3,722 | 91 | | 70,911 |
| 昭和 48 年 | 410,158 | 3,929 | 251,372 | 46,769 | 81,388 | 15,575 | 58,913 | 4,748 | 32,139 | 11,840 | 154,857 | 71,049 | 3,697 | 163 | | 79,948 |
| 昭和 49 年 | 461,500 | 4,037 | 288,771 | 50,253 | 91,596 | 16,840 | 68,423 | 4,774 | 36,049 | 20,836 | 168,692 | 74,697 | 3,763 | 258 | | 89,974 |
| 昭和 50 年 | 495,161 | 3,961 | 312,009 | 53,239 | 97,846 | 17,534 | 75,642 | 4,578 | 39,364 | 23,806 | 179,191 | 76,879 | 3,727 | 319 | 1,148 | 97,118 |
| 昭和 51 年 | 512,675 | 4,035 | 323,827 | 55,140 | 99,401 | 17,936 | 80,906 | 4,540 | 41,909 | 23,995 | 184,813 | 78,508 | 3,717 | 374 | 1,225 | 100,989 |
| 昭和 52 年 | 527,118 | 4,104 | 333,440 | 56,772 | 99,626 | 18,236 | 85,874 | 4,496 | 44,266 | 24,170 | 189,574 | 79,998 | 3,675 | 464 | 1,229 | 104,208 |
| 昭和 53 年 | 539,532 | 4,124 | 341,341 | 57,819 | 99,456 | 18,632 | 90,734 | 4,286 | 46,333 | 24,081 | 194,067 | 81,288 | 3,626 | 513 | 1,251 | 107,389 |
| 昭和 54 年 | 552,597 | 4,184 | 349,777 | 58,528 | 98,984 | 18,929 | 95,823 | 4,194 | 49,427 | 23,892 | 198,636 | 82,900 | 3,538 | 541 | 1,316 | 110,341 |
| 昭和 55 年 | 575,376 | 4,272 | 366,356 | 60,165 | 100,373 | 19,451 | 104,193 | 4,187 | 52,350 | 25,637 | 204,748 | 84,588 | 3,462 | 604 | 1,357 | 114,737 |
| 昭和 56 年 | 587,052 | 4,346 | 373,465 | 61,554 | 97,509 | 19,923 | 109,755 | 4,076 | 54,986 | 25,662 | 209,241 | 86,056 | 3,416 | 647 | 1,366 | 117,756 |
| 昭和 57 年 | 596,575 | 4,393 | 379,752 | 62,789 | 97,007 | 20,013 | 113,398 | 3,953 | 57,126 | 25,466 | 212,430 | 86,962 | 3,351 | 667 | 1,382 | 120,068 |
| 昭和 58 年 | 601,905 | 4,435 | 382,914 | 63,440 | 96,341 | 19,955 | 115,724 | 3,871 | 58,662 | 24,921 | 214,556 | 87,678 | 3,284 | 705 | 1,380 | 121,509 |
| 昭和 59 年 | 607,040 | 4,477 | 386,406 | 63,598 | 96,057 | 19,878 | 117,715 | 3,742 | 61,019 | 24,397 | 216,157 | 88,143 | 3,221 | 729 | 1,391 | 122,673 |
| 昭和 60 年 | 613,364 | 4,560 | 390,825 | 63,878 | 95,685 | 19,831 | 119,749 | 3,638 | 64,393 | 23,651 | 217,979 | 88,582 | 3,124 | 744 | 1,400 | 124,129 |
| 昭和 61 年 | 617,540 | 4,598 | 393,419 | 64,081 | 94,998 | 19,621 | 121,254 | 3,531 | 66,998 | 22,936 | 219,523 | 88,882 | 3,040 | 739 | 1,402 | 125,460 |
| 昭和 62 年 | 620,783 | 4,657 | 395,877 | 63,980 | 94,334 | 19,465 | 122,509 | 3,435 | 69,976 | 22,178 | 220,249 | 88,890 | 2,939 | 758 | 1,397 | 126,265 |
| 昭和 63 年 | 574,720 | 4,677 | 397,687 | 63,693 | 93,497 | 19,354 | 123,402 | 3,361 | 72,957 | 21,423 | 172,356 | 89,088 | 2,845 | 766 | 1,381 | 78,276 |
| 平成元年 | 578,881 | 4,722 | 400,597 | 63,562 | 93,105 | 19,150 | 124,374 | 3,288 | 76,451 | 20,667 | 173,562 | 89,506 | 2,768 | 765 | 1,372 | 79,151 |
| 平成 2 年 | 582,911 | 4,775 | 403,577 | 63,426 | 92,778 | 18,955 | 125,630 | 3,199 | 79,308 | 20,281 | 174,559 | 89,814 | 2,696 | 776 | 1,360 | 79,913 |
| 平成 3 年 | 561,184 | 4,774 | 385,975 | 61,350 | 87,950 | 17,999 | 125,874 | 2,354 | 71,596 | 18,852 | 170,435 | 89,388 | 2,630 | 657 | 1,373 | 76,387 |
| 平成 4 年 | 562,980 | 4,917 | 387,019 | 61,522 | 87,550 | 17,710 | 126,599 | 2,266 | 73,111 | 18,261 | 171,044 | 89,616 | 2,554 | 640 | 1,369 | 76,865 |
| 平成 5 年 | 562,250 | 4,975 | 386,022 | 61,285 | 87,038 | 17,459 | 126,706 | 2,212 | 73,699 | 17,623 | 171,253 | 89,996 | 2,464 | 652 | 1,377 | 76,764 |
| 平成 6 年 | 560,790 | 5,013 | 383,979 | 60,862 | 86,272 | 17,168 | 126,543 | 2,169 | 73,704 | 17,261 | 171,798 | 90,647 | 2,395 | 647 | 1,380 | 76,729 |
| 平成 7 年 | 561,295 | 5,046 | 383,683 | 60,304 | 85,764 | 16,880 | 126,533 | 2,089 | 75,307 | 16,806 | 172,566 | 91,418 | 2,321 | 647 | 1,382 | 76,798 |
| 平成 8 年 | 561,094 | 5,071 | 382,941 | 59,824 | 85,114 | 16,598 | 126,552 | 2,040 | 76,575 | 16,238 | 173,082 | 92,037 | 2,256 | 660 | 1,378 | 76,751 |
| 平成 9 年 | 560,108 | 5,126 | 382,409 | 59,221 | 84,553 | 16,315 | 126,617 | 1,965 | 77,881 | 15,857 | 172,573 | 91,583 | 2,196 | 652 | 1,365 | 76,777 |
| 平成 10 年 | 556,647 | 5,159 | 380,337 | 58,697 | 83,902 | 16,133 | 126,218 | 1,906 | 78,184 | 15,297 | 171,151 | 90,226 | 2,146 | 641 | 1,359 | 76,779 |
| 平成 11 年 | 551,371 | 5,156 | 377,229 | 58,073 | 82,877 | 15,848 | 125,481 | 1,828 | 78,404 | 14,718 | 168,986 | 88,382 | 2,075 | 645 | 1,350 | 76,534 |
| 平成 12 年 | 546,043 | 5,145 | 374,034 | 57,246 | 81,646 | 15,497 | 124,558 | 1,768 | 79,027 | 14,292 | 166,864 | 86,616 | 2,017 | 638 | 1,343 | 76,250 |
| 平成 13 年 | 542,068 | 5,160 | 371,351 | 56,722 | 80,260 | 15,311 | 123,964 | 1,703 | 79,802 | 13,589 | 165,557 | 85,182 | 1,963 | 631 | 1,331 | 76,450 |
| 平成 14 年 | 537,825 | 5,183 | 368,561 | 56,010 | 79,264 | 15,022 | 123,096 | 1,646 | 80,356 | 13,167 | 164,081 | 83,869 | 1,876 | 625 | 1,322 | 76,389 |
| 平成 15 年 | 530,484 | 5,085 | 363,829 | 55,178 | 77,631 | 14,709 | 121,795 | 1,586 | 80,194 | 12,736 | 161,570 | 82,371 | 1,807 | 618 | 1,288 | 75,486 |
| 平成 16 年 | 523,341 | 5,076 | 358,786 | 54,577 | 76,147 | 14,368 | 119,988 | 1,514 | 79,804 | 12,388 | 159,479 | 80,814 | 1,737 | 611 | 1,262 | 75,055 |
| 平成 17 年 | 514,990 | 5,050 | 352,872 | 54,337 | 74,724 | 14,086 | 117,491 | 1,446 | 78,683 | 12,105 | 157,068 | 79,104 | 1,681 | 600 | 1,250 | 74,433 |
| 平成 18 年 | 506,245 | 5,058 | 346,532 | 53,770 | 73,428 | 13,803 | 114,564 | 1,384 | 77,630 | 11,953 | 154,655 | 77,642 | 1,632 | 591 | 1,241 | 73,549 |
| 平成 19 年 | 496,789 | 5,107 | 339,728 | 53,720 | 72,213 | 13,363 | 111,204 | 1,307 | 76,262 | 11,659 | 151,954 | 76,310 | 1,584 | 583 | 1,226 | 72,251 |
| 平成 20 年 | 486,812 | 5,121 | 332,859 | 53,473 | 70,898 | 12,965 | 108,292 | 1,247 | 74,513 | 11,471 | 148,832 | 74,388 | 1,523 | 567 | 1,215 | 71,139 |
| 平成 21 年 | 475,989 | 5,154 | 325,590 | 53,182 | 69,756 | 12,574 | 105,206 | 1,204 | 72,387 | 11,281 | 145,245 | 72,121 | 1,480 | 554 | 1,208 | 69,882 |
| 平成 22 年 | 465,685 | 5,164 | 318,562 | 52,637 | 68,606 | 12,287 | 102,417 | 1,170 | 70,232 | 11,213 | 141,959 | 70,005 | 1,428 | 551 | 1,190 | 68,785 |
| 平成 23 年 | 455,829 | 5,152 | 311,996 | 52,219 | 67,470 | 11,923 | 99,383 | 1,141 | 68,746 | 11,114 | 138,681 | 67,990 | 1,381 | 542 | 1,179 | 67,589 |
| 平成 24 年 | 447,277 | 5,150 | 305,975 | 51,516 | 66,294 | 11,679 | 96,120 | 1,114 | 68,299 | 10,953 | 136,152 | 66,470 | 1,333 | 537 | 1,153 | 66,659 |
| 平成 25 年 | 436,918 | 5,160 | 299,142 | 51,245 | 65,330 | 11,502 | 91,255 | 1,101 | 67,916 | 10,793 | 132,616 | 64,593 | 1,293 | 538 | 1,151 | 65,041 |
| 平成 26 年 | 428,541 | 5,154 | 293,544 | 50,888 | 64,206 | 11,296 | 87,831 | 1,060 | 67,665 | 10,598 | 129,843 | 63,222 | 1,245 | 529 | 1,142 | 63,705 |
| 平成 27 年 | 422,029 | 5,106 | 289,034 | 50,553 | 63,093 | 11,021 | 85,499 | 1,019 | 67,498 | 10,351 | 127,889 | 62,269 | 1,209 | 518 | 1,127 | 62,766 |
| 平成 28 年 | 416,234 | 5,088 | 284,849 | 50,201 | 62,120 | 10,802 | 83,341 | 1,002 | 67,170 | 10,213 | 126,297 | 61,401 | 1,178 | 510 | 1,111 | 62,097 |
| 平成 29 年 | 410,651 | 5,096 | 280,863 | 50,023 | 61,124 | 10,586 | 81,417 | 986 | 66,733 | 9,994 | 124,692 | 60,585 | 1,138 | 499 | 1,098 | 61,372 |
| 平成 30 年 | 405,238 | 5,093 | 276,879 | 49,811 | 60,360 | 10,386 | 79,723 | 961 | 65,806 | 9,832 | 123,266 | 59,715 | 1,107 | 493 | 1,084 | 60,867 |
| 平成 31 年 | 400,639 | 5,098 | 273,641 | 49,717 | 59,699 | 10,170 | 77,988 | 940 | 65,425 | 9,702 | 121,900 | 58,865 | 1,078 | 482 | 1,077 | 60,398 |
| 令和 2 年 | 396,457 | 5,077 | 270,722 | 49,613 | 59,035 | 9,988 | 76,425 | 933 | 65,124 | 9,604 | 120,658 | 58,124 | 1,050 | 474 | 1,062 | 59,948 |
| 令和 3 年 | 392,619 | 5,045 | 268,074 | 49,590 | 58,225 | 9,837 | 74,938 | 908 | 64,965 | 9,611 | 119,500 | 57,497 | 1,028 | 469 | 1,048 | 59,458 |

(備考) 1 「危険物規制事務調査」により作成

2 昭和 34 年は 9 月 30 日現在である。

3 東日本大震災の影響により、平成 23 年、平成 24 年の岩手県陸前高田市消防本部及び福島県双葉地方広域市町村圏組合消防本部のデータについては、平成 22 年 3 月 31 日現在の件数で集計している。

資料

資料 1-2-2 容量別、都道府県別屋外タンク貯蔵所の施設数（完成検査済証交付施設）

（令和3年3月31日現在）

| 都道府県 | 容量 合計 | 1000kl未満の 屋外タンク 貯蔵所 | 1000kl以上の 屋外タンク 貯蔵所 | 左の内訳 | | | | |
|-------|----------|---------------------------|---------------------------|----------------------|--------------------|------------------|-------------------|---------|
| | | | | 1000kl以上 5000kl未満 | 5000kl以上 1万kl未満 | 1万kl以上 5万kl未満 | 5万kl以上 10万kl未満 | 10万kl以上 |
| 北海道 | 2,493 | 1,947 | 546 | 223 | 122 | 95 | 16 | 90 |
| 青森 | 731 | 581 | 150 | 74 | 18 | 7 | 0 | 51 |
| 岩手 | 534 | 520 | 14 | 10 | 1 | 0 | 0 | 3 |
| 宮城 | 835 | 708 | 127 | 51 | 21 | 38 | 17 | 0 |
| 秋田 | 529 | 467 | 62 | 30 | 6 | 10 | 0 | 16 |
| 山形 | 576 | 559 | 17 | 15 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 福島 | 1,379 | 1,284 | 95 | 54 | 3 | 18 | 20 | 0 |
| 茨城 | 2,691 | 2,468 | 223 | 96 | 40 | 52 | 19 | 16 |
| 栃木 | 1,001 | 987 | 14 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 群馬 | 1,386 | 1,371 | 15 | 15 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 埼玉 | 974 | 968 | 6 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 千葉 | 4,422 | 3,554 | 868 | 375 | 228 | 163 | 98 | 4 |
| 東京 | 335 | 300 | 35 | 25 | 10 | 0 | 0 | 0 |
| 神奈川 | 2,979 | 2,200 | 779 | 375 | 211 | 183 | 10 | 0 |
| 新潟 | 1,470 | 1,307 | 163 | 100 | 28 | 18 | 13 | 4 |
| 富山 | 1,061 | 990 | 71 | 37 | 7 | 23 | 4 | 0 |
| 石川 | 640 | 592 | 48 | 35 | 13 | 0 | 0 | 0 |
| 福井 | 743 | 681 | 62 | 27 | 2 | 0 | 3 | 30 |
| 山梨 | 266 | 263 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 長野 | 964 | 945 | 19 | 19 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 岐阜 | 1,164 | 1,160 | 4 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 静岡 | 2,356 | 2,239 | 117 | 102 | 6 | 5 | 4 | 0 |
| 愛知 | 3,063 | 2,724 | 339 | 149 | 80 | 66 | 32 | 12 |
| 三重 | 2,592 | 2,269 | 323 | 202 | 25 | 68 | 18 | 10 |
| 滋賀 | 757 | 757 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 京都 | 317 | 301 | 16 | 8 | 4 | 4 | 0 | 0 |
| 大阪 | 1,662 | 1,351 | 311 | 139 | 60 | 89 | 19 | 4 |
| 兵庫 | 2,394 | 2,247 | 147 | 109 | 32 | 6 | 0 | 0 |
| 奈良 | 176 | 176 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 和歌山 | 1,237 | 1,008 | 229 | 94 | 62 | 44 | 17 | 12 |
| 鳥取 | 176 | 150 | 26 | 23 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| 島根 | 383 | 376 | 7 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 岡山 | 2,348 | 1,844 | 504 | 269 | 108 | 97 | 19 | 11 |
| 広島 | 1,384 | 1,287 | 97 | 67 | 5 | 14 | 11 | 0 |
| 山口 | 2,463 | 1,952 | 511 | 220 | 116 | 128 | 33 | 14 |
| 徳島 | 425 | 407 | 18 | 13 | 0 | 5 | 0 | 0 |
| 香川 | 518 | 432 | 86 | 14 | 45 | 23 | 0 | 4 |
| 愛媛 | 1,184 | 965 | 219 | 93 | 80 | 35 | 9 | 2 |
| 高知 | 337 | 328 | 9 | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 福岡 | 1,660 | 1,481 | 179 | 130 | 38 | 3 | 0 | 8 |
| 佐賀 | 430 | 421 | 9 | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 長崎 | 692 | 637 | 55 | 32 | 18 | 0 | 0 | 5 |
| 熊本 | 831 | 807 | 24 | 21 | 2 | 1 | 0 | 0 |
| 大分 | 999 | 833 | 166 | 58 | 53 | 42 | 13 | 0 |
| 宮崎 | 550 | 514 | 36 | 34 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 鹿児島 | 1,164 | 1,000 | 164 | 51 | 8 | 3 | 2 | 100 |
| 沖縄 | 597 | 461 | 136 | 23 | 15 | 22 | 24 | 52 |
| (県別)計 | 57,868 | 50,819 | 7,049 | 3,464 | 1,474 | 1,262 | 401 | 448 |
| 構成比% | 100.0% | 87.8% | 12.2% | 6.0% | 2.5% | 2.2% | 0.7% | 0.8% |

(備考) 1 「危険物規制事務調査」により作成

2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

資料 1-2-3 危険物施設の火災及び流出事故件数の推移（過去 20 年）

（各年中）

| 年 | 危険物施設 事故の別 | 製造所 | 貯 蔵 所 | | | | | | | 取 扱 所 | | | | |
|---------------------|---------------|-----|-----------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-----------|-----------|------------------|------------------|-----------|-----------|
| | | | 屋内 貯蔵所 | 屋外 タンク 貯蔵所 | 屋内 タンク 貯蔵所 | 地下 タンク 貯蔵所 | 簡易 タンク 貯蔵所 | 移動 タンク 貯蔵所 | 屋外 貯蔵所 | 給油 取扱所 | 第一種 販売 取扱所 | 第二種 販売 取扱所 | 移送 取扱所 | 一般 取扱所 |
| 平成 13 年 | 火災 | 24 | 1 | 1 | 0 | 2 | 0 | 6 | 0 | 44 | 0 | 0 | 0 | 91 |
| | 流出 | 13 | 0 | 41 | 3 | 57 | 0 | 74 | 0 | 70 | 0 | 0 | 8 | 68 |
| 平成 14 年 | 火災 | 20 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 54 | 0 | 0 | 0 | 90 |
| | 流出 | 5 | 0 | 32 | 4 | 61 | 0 | 73 | 0 | 74 | 0 | 0 | 15 | 67 |
| 平成 15 年 | 火災 | 24 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 11 | 0 | 38 | 0 | 0 | 0 | 111 |
| | 流出 | 14 | 2 | 54 | 4 | 47 | 0 | 79 | 0 | 71 | 0 | 0 | 2 | 79 |
| 平成 16 年 | 火災 | 33 | 6 | 1 | 0 | 1 | 0 | 10 | 0 | 37 | 0 | 0 | 0 | 107 |
| | 流出 | 11 | 2 | 40 | 10 | 64 | 0 | 65 | 0 | 84 | 0 | 0 | 6 | 77 |
| 平成 17 年 (2005 年) | 火災 | 27 | 2 | 4 | 0 | 0 | 0 | 7 | 0 | 26 | 0 | 0 | 0 | 122 |
| | 流出 | 10 | 1 | 61 | 3 | 76 | 0 | 73 | 1 | 81 | 0 | 0 | 6 | 80 |
| 平成 18 年 | 火災 | 35 | 0 | 3 | 0 | 1 | 0 | 5 | 0 | 40 | 0 | 0 | 0 | 139 |
| | 流出 | 19 | 0 | 52 | 5 | 71 | 1 | 66 | 0 | 78 | 0 | 0 | 8 | 75 |
| 平成 19 年 | 火災 | 27 | 5 | 4 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 27 | 0 | 0 | 1 | 104 |
| | 流出 | 20 | 0 | 94 | 12 | 78 | 0 | 56 | 0 | 75 | 0 | 0 | 11 | 88 |
| 平成 20 年 | 火災 | 23 | 4 | 5 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 27 | 0 | 0 | 0 | 116 |
| | 流出 | 17 | 1 | 52 | 6 | 65 | 0 | 62 | 0 | 84 | 0 | 0 | 7 | 90 |
| 平成 21 年 | 火災 | 30 | 1 | 4 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 30 | 0 | 0 | 0 | 93 |
| | 流出 | 19 | 1 | 49 | 6 | 54 | 0 | 68 | 1 | 67 | 0 | 0 | 9 | 86 |
| 平成 22 年 (2010 年) | 火災 | 40 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 | 29 | 0 | 0 | 0 | 103 |
| | 流出 | 16 | 2 | 56 | 3 | 55 | 0 | 42 | 3 | 69 | 0 | 0 | 9 | 102 |
| 平成 23 年 | 火災 | 30 | 6 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 29 | 0 | 0 | 1 | 119 |
| | 流出 | 26 | 1 | 62 | 8 | 55 | 0 | 52 | 2 | 79 | 0 | 0 | 16 | 95 |
| 平成 24 年 | 火災 | 27 | 2 | 5 | 1 | 0 | 0 | 6 | 0 | 29 | 0 | 0 | 0 | 128 |
| | 流出 | 25 | 1 | 81 | 6 | 48 | 0 | 48 | 0 | 59 | 0 | 0 | 11 | 96 |
| 平成 25 年 | 火災 | 32 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 22 | 0 | 0 | 0 | 124 |
| | 流出 | 25 | 1 | 73 | 5 | 46 | 0 | 60 | 0 | 56 | 0 | 0 | 9 | 101 |
| 平成 26 年 | 火災 | 36 | 5 | 1 | 0 | 1 | 0 | 8 | 0 | 26 | 0 | 0 | 0 | 126 |
| | 流出 | 40 | 0 | 73 | 5 | 43 | 0 | 75 | 1 | 65 | 0 | 0 | 7 | 87 |
| 平成 27 年 (2015 年) | 火災 | 28 | 1 | 4 | 1 | 0 | 0 | 3 | 0 | 19 | 0 | 1 | 2 | 156 |
| | 流出 | 20 | 2 | 63 | 9 | 44 | 0 | 46 | 1 | 61 | 0 | 0 | 12 | 87 |
| 平成 28 年 | 火災 | 30 | 4 | 6 | 0 | 1 | 0 | 8 | 0 | 32 | 0 | 0 | 1 | 133 |
| | 流出 | 22 | 1 | 64 | 7 | 33 | 0 | 57 | 1 | 69 | 0 | 0 | 10 | 92 |
| 平成 29 年 | 火災 | 38 | 2 | 12 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 26 | 0 | 0 | 0 | 115 |
| | 流出 | 26 | 0 | 77 | 6 | 44 | 0 | 72 | 1 | 52 | 0 | 0 | 9 | 82 |
| 平成 30 年 | 火災 | 39 | 2 | 2 | 0 | 1 | 0 | 7 | 0 | 23 | 0 | 0 | 1 | 131 |
| | 流出 | 33 | 2 | 76 | 4 | 39 | 0 | 72 | 2 | 77 | 0 | 0 | 10 | 88 |
| 令和元年 | 火災 | 30 | 6 | 9 | 0 | 0 | 0 | 3 | 1 | 31 | 0 | 0 | 1 | 137 |
| | 流出 | 38 | 4 | 70 | 4 | 31 | 0 | 59 | 1 | 71 | 0 | 0 | 18 | 84 |
| 令和 2 年 (2020 年) | 火災 | 27 | 1 | 4 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 30 | 0 | 0 | 0 | 122 |
| | 流出 | 36 | 5 | 71 | 7 | 35 | 0 | 57 | 0 | 62 | 0 | 0 | 11 | 91 |

（備考） 1 「危険物に係る事故報告」により作成

2 震度 6 弱以上（平成 8 年 9 月以前は震度 6 以上）の地震により発生した事故件数を除く。

資料 1-2-4 危険物施設における火災発生原因の推移（過去 15 年）

(各年中)

| 発生原因 | 平成 18 年 | | 平成 19 年 | | 平成 20 年 | | 平成 21 年 | | 平成 22 年 | | 平成 23 年 | | 平成 24 年 | | 平成 25 年 | | 平成 26 年 | | 平成 27 年 | | 平成 28 年 | | 平成 29 年 | | 平成 30 年 | | 令和元年 | | 令和 2 年 | | |
|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|------|--------|--------|--------|------|
| | 件数 | 比率 (%) | 件数 | 比率 (%) | 件数 | 比率 (%) | 件数 | 比率 (%) | 件数 | 比率 (%) | 件数 | 比率 (%) | 件数 | 比率 (%) | 件数 | 比率 (%) | 件数 | 比率 (%) | 件数 | 比率 (%) | 件数 | 比率 (%) | 件数 | 比率 (%) | 件数 | 比率 (%) | 件数 | 比率 (%) | 件数 | 比率 (%) | |
| 人的要因 | 維持管理不十分 | 58 | 26 | 51 | 30.2 | 41 | 23.3 | 45 | 27.8 | 53 | 29.6 | 40 | 21.2 | 41 | 20.7 | 43 | 22.9 | 60 | 29.6 | 56 | 26.0 | 44 | 20.5 | 32 | 16.4 | 47 | 22.8 | 49 | 22.5 | 33 | 17.6 |
| | 誤操作 | 8 | 3.6 | 5 | 2.9 | 9 | 5.1 | 9 | 5.6 | 9 | 5.0 | 13 | 6.9 | 19 | 9.6 | 13 | 6.9 | 15 | 7.4 | 15 | 7.0 | 17 | 7.9 | 19 | 9.7 | 9 | 4.4 | 21 | 9.6 | 13 | 7.0 |
| | 操作確認不十分 | 44 | 19.7 | 28 | 16.6 | 20 | 11.4 | 29 | 17.9 | 19 | 10.6 | 27 | 14.3 | 29 | 14.6 | 26 | 13.8 | 24 | 11.8 | 38 | 17.7 | 22 | 10.2 | 31 | 15.9 | 30 | 14.6 | 25 | 11.5 | 36 | 19.3 |
| | 操作未実施 | 34 | 15.2 | 17 | 10.1 | 25 | 14.2 | 8 | 4.9 | 13 | 7.3 | 19 | 10.1 | 8 | 4 | 12 | 6.4 | 14 | 6.9 | 9 | 4.2 | 14 | 6.5 | 6 | 3.1 | 13 | 6.3 | 21 | 9.6 | 15 | 8.0 |
| | 監視不十分 | 3 | 1.3 | 5 | 2.9 | 10 | 5.7 | 12 | 7.4 | 10 | 5.6 | 9 | 4.8 | 13 | 6.6 | 11 | 5.9 | 11 | 5.4 | 6 | 2.8 | 8 | 3.7 | 6 | 3.1 | 11 | 5.3 | 8 | 3.7 | 9 | 4.8 |
| | 小計 | 147 | 65.9 | 106 | 62.7 | 105 | 59.7 | 103 | 63.6 | 104 | 58.1 | 108 | 57.1 | 110 | 55.6 | 105 | 55.9 | 124 | 61.1 | 124 | 57.7 | 105 | 48.8 | 94 | 48.2 | 110 | 53.4 | 124 | 56.9 | 106 | 56.7 |
| 物的要因 | 腐食疲労等劣化 | 16 | 7.2 | 15 | 8.9 | 14 | 7.9 | 6 | 3.7 | 13 | 7.3 | 13 | 6.9 | 18 | 9.1 | 22 | 11.7 | 14 | 6.9 | 16 | 7.4 | 23 | 10.7 | 23 | 11.8 | 17 | 8.3 | 21 | 9.6 | 17 | 9.1 |
| | 設計不良 | 6 | 2.7 | 4 | 2.4 | 9 | 5.1 | 12 | 7.4 | 12 | 6.7 | 12 | 6.3 | 17 | 8.6 | 12 | 6.4 | 17 | 8.4 | 10 | 4.7 | 17 | 7.9 | 16 | 8.2 | 10 | 4.9 | 8 | 3.7 | 10 | 5.3 |
| | 故障 | 8 | 3.6 | 2 | 1.2 | 11 | 6.3 | 8 | 4.9 | 9 | 5.0 | 12 | 6.3 | 10 | 5.1 | 9 | 4.8 | 14 | 6.9 | 13 | 6.0 | 6 | 2.8 | 7 | 3.6 | 10 | 4.9 | 13 | 6.0 | 7 | 3.7 |
| | 施工不良 | 9 | 4 | 8 | 4.7 | 6 | 3.4 | 5 | 3.1 | 4 | 2.2 | 6 | 3.2 | 8 | 4 | 3 | 1.6 | 5 | 2.5 | 8 | 3.7 | 15 | 7.0 | 15 | 7.7 | 16 | 7.8 | 16 | 7.3 | 9 | 4.8 |
| | 破損 | 7 | 3.1 | 3 | 1.7 | 5 | 2.8 | 6 | 3.7 | 7 | 3.9 | 2 | 1.1 | 7 | 3.5 | 6 | 4.3 | 7 | 3.4 | 13 | 6.0 | 14 | 6.5 | 8 | 4.1 | 6 | 2.9 | 6 | 2.8 | 9 | 4.8 |
| 小計 | 46 | 20.6 | 32 | 18.9 | 45 | 25.5 | 37 | 22.8 | 45 | 25.1 | 45 | 23.8 | 60 | 30.3 | 54 | 28.7 | 57 | 28.1 | 60 | 27.9 | 75 | 34.9 | 69 | 35.4 | 59 | 28.6 | 64 | 29.4 | 52 | 27.8 | |
| その他の要因 | 放火等 | 5 | 2.2 | 4 | 2.4 | 3 | 1.7 | 5 | 3.1 | 4 | 2.2 | 2 | 1.1 | 0 | 0 | 1 | 0.5 | 2 | 1 | 0 | 0 | 3 | 1.4 | 5 | 2.6 | 2 | 1.0 | 0 | 0.0 | 6 | 3.2 |
| | 交通事故 | 4 | 1.8 | 0 | 0 | 1 | 0.6 | 1 | 1 | 1 | 0.6 | 2 | 1.1 | 1 | 0.5 | 2 | 1.1 | 6 | 3 | 0 | 0 | 1 | 0.5 | 3 | 1.5 | 1 | 0.5 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| | 類焼 | 1 | 0.4 | 5 | 2.9 | 2 | 1.1 | 2 | 1.2 | 2 | 1.1 | 0 | 0.0 | 6 | 3 | 0 | 0 | 2 | 1.0 | 5 | 2.3 | 10 | 4.7 | 9 | 4.6 | 11 | 5.3 | 11 | 5.0 | 7 | 3.7 |
| | 風水害等 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 | 1.1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0.5 | 0 | 0 | 1 | 0.5 | 2 | 1.0 | 2 | 1.0 | 2 | 0.9 | 0 | 0.0 |
| | 悪戯 | 5 | 2.2 | 1 | 0.6 | 10 | 5.7 | 0 | 0.0 | 1 | 0.6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 小計 | 15 | 6.7 | 10 | 5.9 | 17 | 9.7 | 8 | 4.9 | 10 | 5.6 | 5 | 2.6 | 7 | 3.5 | 3 | 1.6 | 11 | 5.4 | 5 | 2.3 | 15 | 7.0 | 19 | 9.7 | 16 | 7.8 | 13 | 6.0 | 13 | 7.0 | |
| 不明 | 3 | 1.3 | 7 | 4.2 | 0 | 0.0 | 9 | 5.6 | 12 | 7 | 15 | 7.9 | 10 | 5.1 | 20 | 10.6 | 7 | 3.4 | 20 | 9.3 | 17 | 7.9 | 11 | 5.6 | 20 | 9.7 | 15 | 6.9 | 15 | 8.0 | |
| 調査中 | 12 | 5.4 | 14 | 8.3 | 9 | 5.1 | 5 | 3.1 | 8 | 4.5 | 16 | 8.5 | 11 | 5.6 | 6 | 3.2 | 4 | 2 | 6 | 2.8 | 3 | 1.4 | 2 | 1.0 | 1 | 0.5 | 2 | 0.9 | 1 | 0.5 | |
| 合計 | 223 | 100.0 | 169 | 100.0 | 176 | 100.0 | 162 | 100.0 | 179 | 100.0 | 189 | 100.0 | 198 | 100.0 | 188 | 100.0 | 203 | 100.0 | 215 | 100.0 | 215 | 100.0 | 195 | 100.0 | 206 | 100.0 | 218 | 100.0 | 187 | 100.0 | |

(備考) 1 「危険物に係る事故報告」により作成

2 震度 6 弱以上の地震により発生した事故件数を除く。

3 平成 15 年から、人的要因に監視不十分が追加された。

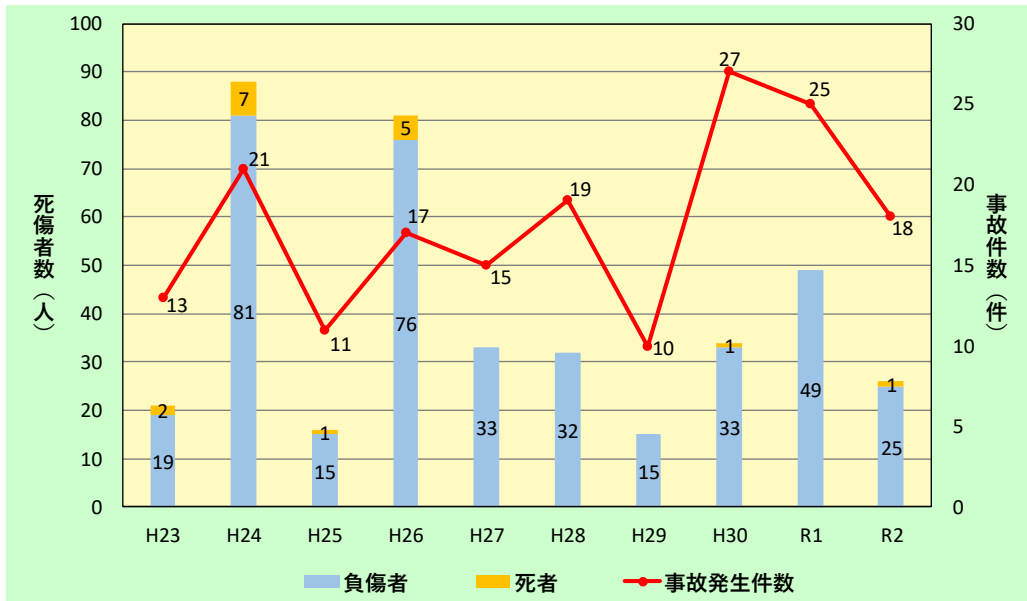
4 その他の要因の「悪戯」は、平成 17 年までは「その他」であった。

5 人的要因の「維持管理不十分」、「操作確認不十分」及び「操作未実施」は、平成 19 年まではそれぞれ「管理不十分」、「確認不十分」、「不作為」であった。(内容は同じ。)

6 その他の要因の「風水害等」は、平成 29 年までは「地震等災害」であった。

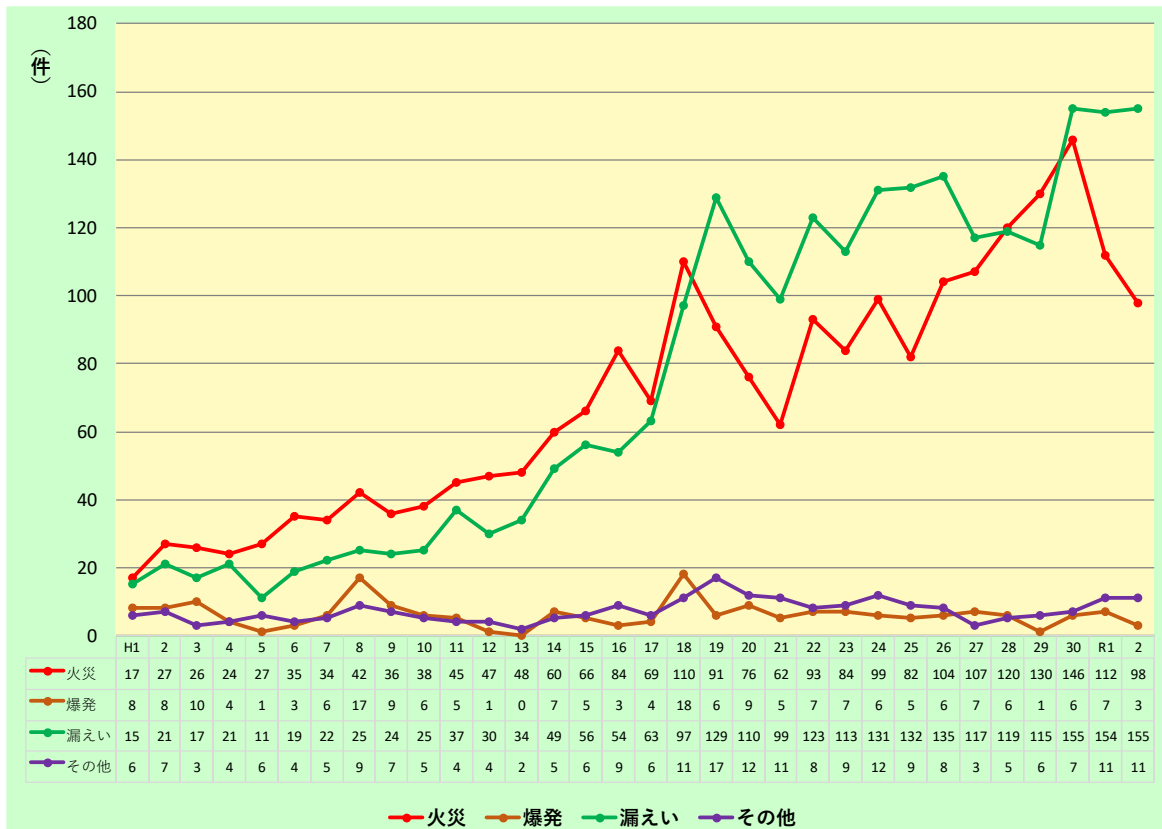
7 端数処理をしているため、合計等が一致しない場合がある。

資料 1-3-1 死傷者の発生した一般事故件数及び死傷者の推移



資料

資料 1-3-2 事故種別ごとの一般事故件数の推移



資料 1-3-3 特定事業所種別ごとの一般事故発生件数

| 特定事業所別 | 特定事業所数 (A) | 事故件数 (B) | 事故の総件数に 対する割合 (%) | 一事業所あたりの事故発生 件数 (B/A) |
|----------|---------------|-------------|----------------------|--------------------------|
| 第一種事業所 | 333 | 214 | 80.1 | 0.64 |
| レイアウト事業所 | 154 | 199 | 74.5 | 1.29 |
| 上記以外の事業所 | 179 | 15 | 5.6 | 0.08 |
| 第二種事業所 | 326 | 53 | 19.9 | 0.16 |
| 合計 | 659 | 267 | 100.0 | 0.41 |

- (備考) 1 「石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要 (令和2年中)」により作成
 2 特定事業所数は、令和2年4月1日現在
 3 合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。

資料 1-3-4 特定事業所業態別の一般事故件数

| 業 態 | 内 容 | | | | 件 数 | | 業態別事故発生件数 | |
|----------------|--------|--------|-------------|-------------|--------|-------------------------|-------------|--------------------|
| | 火 災 | 爆 発 | 漏 え い | そ の 他 | 小 計 | 事故の総件数 に対する割合 (%) | 業態別事業 所数 | 一事業所あたり の事故発生件数 |
| 食料品製造業関係 | | | | | | | 13 | 0.00 |
| パルプ・紙・紙加工製造業関係 | | | 1 | | 1 | 0.4 | 3 | 0.33 |
| 化学工業関係 | 42 | 1 | 46 | 8 | 97 | 36.3 | 223 | 0.43 |
| 石油製品・石炭製品製造業関係 | 17 | | 78 | 3 | 98 | 36.7 | 46 | 2.13 |
| 窯業・土石製品製造業関係 | 4 | | 4 | | 8 | 3.0 | 10 | 0.80 |
| 鉄鋼業関係 | 29 | 1 | 5 | | 35 | 13.1 | 30 | 1.17 |
| 非鉄金属製造業関係 | | | | | | | 6 | 0.00 |
| 機械器具製造業関係 | 1 | | 2 | | 3 | 1.1 | 8 | 0.38 |
| 電気業関係 | 2 | 1 | 5 | | 8 | 3.0 | 57 | 0.14 |
| ガス業関係 | 2 | | 5 | | 7 | 2.6 | 29 | 0.24 |
| 倉庫業関係 | | | 6 | | 6 | 2.2 | 219 | 0.03 |
| 廃棄物処理業関係 | 1 | | | | 1 | 0.4 | 7 | 0.14 |
| その他 | | | 3 | | 3 | 1.1 | 8 | 0.38 |
| 合計 | 98 | 3 | 155 | 11 | 267 | 100.0 | 659 | 0.41 |

- (備考) 1 「石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故概要 (令和2年中)」により作成
 2 特定事業所数は、令和2年4月1日現在

資料 1-3-5 石油コンビナート等特別防災区域の現況と防災資機材等の整備状況

(1) 自衛防災組織及び共同防災組織

(令和3年4月1日現在)

| 都道府県 | 特別防災区域 | 区域面積 (万㎡) | 第1種事業所 | | 石油の貯蔵・取扱量 (万kl) | 高圧ガスの処理量 (万Nm ³) | 大型化学消防車 (台) | 大型高所放水車 (台) | 泡原液搬送車 (台) | 大型化学高所放水車 (台) | その他の消防車 (台) | 泡消火薬剤 3% (kl) | 泡消火薬剤 6% (kl) | オイルフェンス (m) | オイルフェンス 展張船 (隻) | 油回収船 (隻) | 油回収装置 (基) | |
|--------|--------------|--------------|-------------|-----|--------------------|---------------------------------|----------------|----------------|---------------|------------------|----------------|---------------------|---------------------|----------------|-----------------------|-------------|--------------|----|
| | | | うち レリアウト | 事業所 | | | | | | | | | | | | | | |
| 北海道 | 1 釧路 | 37 | 3 | - | 27 | - | - | - | - | 1 | - | 56 | - | 3,020 | 1 | - | - | |
| | 2 苫小牧 | 1,728 | 9 | 3 | 1,331 | 11,615 | 5 | 1 | 4 | 3 | 1 | 161 | 13 | 9,780 | 2 | - | 2 | |
| | 2-2 石狩 | 52 | 1 | - | 2 | 23 | 193 | - | - | 1 | 1 | 27 | - | 1,620 | 1 | - | - | |
| | 3 室蘭 | 775 | 2 | 2 | 5 | 211 | 377 | 2 | - | 2 | 2 | 85 | - | 4,340 | 2 | 1 | 1 | |
| | 4 北斗 | 44 | 2 | - | - | 45 | - | - | - | 2 | 2 | 1 | 54 | - | 2,200 | 2 | - | - |
| 4-2 知内 | 32 | 1 | - | - | 22 | - | 1 | 1 | 1 | - | - | 235 | - | 2,120 | 1 | - | - | |
| 青森 | 4-3 むつ小川原 | 251 | 2 | - | 621 | - | - | - | 2 | 2 | 3 | 156 | - | 4,560 | 1 | - | 1 | |
| | 5 青森 | 12 | 1 | - | 12 | - | 1 | 1 | 1 | - | - | 20 | - | 1,620 | 1 | - | - | |
| | 6 八戸 | 169 | 4 | - | 5 | 34 | 189 | 1 | 1 | - | - | 108 | - | 5,720 | 1 | - | - | |
| 岩手 | 6-2 久慈 | 132 | 1 | - | 185 | - | - | - | - | - | 1 | 37 | - | 2,300 | 6 | 1 | 1 | |
| | 7 塩釜 | 30 | 5 | 1 | - | 27 | 94 | - | - | - | - | 2 | 65 | - | 4,300 | 6 | - | - |
| 宮城 | 8 仙台 | 460 | 2 | 1 | 4 | 294 | 9,398 | - | - | 2 | 2 | 3 | 144 | - | 4,460 | 1 | - | 1 |
| | 9 男鹿 | 161 | 2 | - | - | 475 | - | 1 | - | 1 | 1 | 105 | - | 3,920 | 2 | 1 | - | |
| 秋田 | 10 秋田 | 175 | 5 | - | 4 | 49 | 82 | 1 | 1 | 1 | - | 54 | - | 5,670 | 2 | - | - | |
| | 11 酒田 | 336 | 1 | - | 2 | 8 | 40 | 1 | 1 | - | - | 29 | - | 2,420 | 1 | - | - | |
| 福島 | 12 広野 | 136 | 1 | - | 1 | 25 | 0 | - | - | 1 | - | 43 | - | 1,900 | 1 | - | - | |
| | 13 いわき | 754 | 7 | 1 | 10 | 194 | 740 | - | - | 3 | 3 | 1 | 199 | 12 | 7,780 | 1 | 1 | - |
| | 14 鹿島臨海 | 2,410 | 13 | 10 | 19 | 728 | 79,229 | 2 | 1 | 4 | 4 | 17 | 202 | 47 | 12,000 | 3 | 1 | 1 |
| 千葉 | 15 京葉臨海北部 | 204 | 5 | - | 1 | 26 | 632 | - | - | 1 | 1 | - | 93 | 5 | 3,390 | 1 | - | - |
| | 16 京葉臨海中部 | 4,519 | 28 | 21 | 32 | 1,985 | 231,330 | 12 | 3 | 10 | 8 | 26 | 636 | 65 | 30,340 | 5 | 2 | 5 |
| | 17 京葉臨海南部 | 1,251 | 1 | 1 | 2 | 4 | 2,138 | - | - | 1 | 1 | 2 | 30 | - | 1,980 | 1 | - | - |
| 東京 | 18 東京国際空港 | 1,402 | 1 | - | - | 13 | - | - | - | 1 | - | 8 | - | 1,620 | 1 | - | - | |
| 神奈川 | 19 京浜臨海 | 3,500 | 30 | 16 | 40 | 580 | 113,985 | 6 | 1 | 7 | 7 | 11 | 529 | 79 | 28,140 | 4 | - | 1 |
| | 20 根岸臨海 | 639 | 3 | 2 | 5 | 449 | 62,022 | 1 | 3 | 3 | 6 | 82 | - | 5,100 | 1 | 1 | - | |
| 新潟 | 21 新潟東港 | 452 | 12 | 2 | 2 | 236 | 1,451 | 1 | 1 | 2 | 1 | - | 157 | 15 | 8,240 | 1 | - | - |
| | 22 新潟西港 | 703 | 3 | 1 | 5 | 50 | 4,947 | - | - | 1 | 1 | 1 | 51 | 16 | 2,480 | 1 | - | - |
| | 23 直江津 | 303 | 2 | 1 | 2 | 10 | 416 | - | - | - | 1 | 3 | 38 | - | 2,000 | 2 | - | - |
| 富山 | 24 富山 | 75 | 2 | - | 2 | 87 | 0 | - | - | 1 | 1 | 1 | 47 | 5 | 1,820 | 2 | - | - |
| | 25 婦中 | 57 | 1 | 1 | - | 0 | 2,606 | - | - | - | - | 2 | 14 | - | - | - | - | |
| | 26 新湊 | 86 | 1 | - | - | 25 | - | - | - | 1 | 1 | - | 19 | - | 1,620 | 1 | - | - |
| | 27 伏木 | 17 | 2 | - | - | 8 | - | - | - | - | - | 2 | 54 | - | 1,620 | 2 | - | - |
| 石川 | 28 七尾港三室 | 37 | 1 | - | - | - | 2,418 | - | - | - | - | 1 | - | - | - | - | - | |
| | 29 金沢港北 | 34 | 4 | - | 4 | 27 | 263 | 1 | 1 | 1 | - | - | 100 | - | 3,600 | 1 | - | - |
| 福井 | 30 福井臨海 | 263 | 4 | - | - | 394 | - | 3 | - | 2 | 3 | - | 175 | - | 8,930 | 5 | 3 | 5 |
| 静岡 | 31 清水 | 114 | 3 | - | 9 | 73 | 187 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 129 | 37 | 5,820 | 3 | - | - |
| 愛知 | 32 瀬美 | 108 | 1 | - | - | 57 | - | - | - | 1 | 1 | - | 46 | - | 1,620 | 1 | - | - |
| | 33 田原 | 114 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 34 衣浦 | 1,052 | 3 | 2 | 7 | 11 | 1,879 | 2 | 1 | - | - | 4 | 41 | - | 2,820 | 5 | - | - |
| | 35 名古屋港臨海 | 2,742 | 19 | 6 | 20 | 771 | 45,699 | 5 | 1 | 5 | 7 | 12 | 305 | 168 | 17,260 | 11 | - | 2 |
| | 三重 | 36 四日市臨海 | 1,101 | 16 | 11 | 18 | 683 | 59,508 | 1 | 1 | 4 | 5 | 9 | 160 | 127 | 13,180 | 2 | 2 |
| 大阪 | 37 大阪北港 | 360 | 2 | - | 12 | 27 | 46 | 1 | 1 | 1 | - | 3 | 37 | 35 | 3,440 | 1 | - | - |
| | 38 堺泉北臨海 | 1,801 | 12 | 5 | 23 | 554 | 97,205 | 3 | 4 | 5 | 2 | 14 | 251 | 112 | 17,420 | 3 | - | 1 |
| | 39 関西国際空港 | 1,035 | 1 | - | - | 20 | - | - | - | 1 | 1 | - | 11 | - | 2,510 | 1 | - | - |
| 兵庫 | 40 神戸 | 271 | 5 | 1 | 3 | 41 | 2,024 | - | - | 2 | 2 | 3 | 78 | - | 7,100 | 4 | - | - |
| | 41 東播磨 | 1,121 | 4 | 3 | 8 | 18 | 7,961 | 1 | - | 1 | 1 | 11 | 66 | 0 | 7,980 | 6 | - | - |
| | 42 姫路臨海 | 1,899 | 6 | 5 | 9 | 26 | 7,926 | 2 | 2 | 1 | 3 | 6 | 67 | 55 | 8,720 | 5 | - | - |
| | 43 赤穂 | 53 | 1 | - | - | 26 | - | - | - | 1 | 1 | - | 17 | - | 1,620 | 1 | - | - |
| 和歌山 | 44 和歌山北部臨海北部 | 521 | 3 | 2 | - | 12 | 1,804 | 1 | - | 1 | 2 | 2 | 28 | 34 | 5,080 | 3 | - | - |
| | 45 和歌山北部臨海中部 | 116 | 1 | 1 | 1 | 40 | 131 | 2 | 1 | 1 | - | 1 | 58 | - | 4,160 | 3 | - | - |
| | 46 和歌山北部臨海南部 | 197 | 2 | 1 | - | 490 | 15,507 | 2 | 2 | 3 | 2 | 1 | 138 | 0 | 4,730 | 3 | 1 | 1 |
| | 47 御坊 | 34 | 1 | - | - | 36 | - | - | - | - | 1 | 1 | - | 16 | - | 2,800 | 2 | - |
| 岡山 | 48 水島臨海 | 2,535 | 13 | 9 | 11 | 946 | 120,288 | - | - | 8 | 6 | 17 | 197 | 57 | 22,610 | 11 | 1 | 1 |
| 岡山・広島 | 49 福山・笠岡 | 1,106 | 2 | 1 | 1 | 16 | 7,218 | - | - | 1 | - | 5 | 51 | 15 | 2,980 | 1 | - | - |
| 広島 | 50 江田島 | 8 | 1 | - | - | 7 | - | - | - | 1 | 1 | - | 21 | - | 2,100 | 1 | - | - |
| | 51 能美 | 39 | 1 | - | - | 95 | - | - | - | 1 | 1 | - | 19 | 5 | 3,800 | 4 | - | - |
| 広島・山口 | 52 岩国・大竹 | 627 | 5 | 4 | 5 | 255 | 17,780 | 4 | 1 | 3 | 3 | 9 | 218 | 31 | 8,272 | 3 | - | 1 |
| 山口 | 53 下松 | 273 | 1 | 1 | 1 | 21 | 1 | - | - | 1 | 1 | 1 | 18 | 0 | 1,620 | 1 | - | - |
| | 54 周南 | 937 | 10 | 8 | 7 | 421 | 79,787 | 6 | 1 | 1 | 4 | 8 | 309 | 36 | 11,540 | 8 | - | 1 |
| | 55 宇部・小野田 | 928 | 5 | 5 | 7 | 510 | 29,993 | 2 | 1 | 1 | 2 | 4 | 125 | 11 | 6,400 | 3 | 1 | 1 |
| | 57 六連島 | 5 | 1 | - | - | 27 | - | - | - | - | - | - | 43 | - | 1,620 | 1 | - | - |
| | 徳島 | 58 阿南 | 80 | 1 | - | 1 | 10 | 11 | - | - | 1 | 1 | - | 13 | - | 2,360 | 2 | - |
| 香川 | 59 番の州 | 436 | 3 | 2 | 2 | 265 | 4,868 | 2 | 1 | 3 | 2 | 3 | 102 | - | 9,300 | 4 | 1 | - |
| 愛媛 | 60 新居浜 | 435 | 3 | 3 | 4 | 17 | 12,236 | 1 | - | 1 | 1 | 3 | 71 | 10 | 4,390 | 1 | - | - |
| | 61 波方 | 36 | 1 | 1 | - | 36 | 6,617 | - | - | 1 | 1 | - | 16 | - | 1,950 | 2 | - | - |
| | 62 菊間 | 82 | 2 | 1 | - | 320 | 28,520 | 1 | - | 2 | 1 | 1 | 42 | - | 3,860 | 3 | - | 1 |
| | 63 松山 | 170 | 1 | 1 | 4 | 95 | 3,730 | - | - | 1 | 1 | 3 | 38 | 9 | 3,840 | 2 | - | 1 |
| 福岡県 | 64 北九州 | 2,287 | 8 | 5 | 8 | 38 | 4,357 | 2 | 3 | 3 | 1 | 4 | 44 | 22 | 7,960 | 6 | 1 | - |
| | 65 白鳥 | 14 | 1 | - | - | 27 | - | - | - | - | - | 1 | 208 | - | 2,475 | 2 | 1 | 1 |
| | 66 福岡 | 33 | 5 | - | 6 | 27 | 150 | 1 | - | 1 | - | 2 | 104 | 2 | 5,170 | 2 | - | - |
| 長崎 | 67 福島 | 37 | 1 | 1 | - | 0 | 3,160 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| | 68 上五島 | 26 | 1 | - | - | 26 | - | - | - | - | - | 1 | 190 | - | 3,520 | 1 | - | 1 |
| 熊本 | 69 八代 | 15 | 2 | - | 1 | 10 | 60 | 1 | 1 | 1 | - | - | 45 | - | 2,240 | 1 | - | - |
| 大分 | 70 大分 | 1,124 | 7 | 5 | 5 | 302 | 57,230 | 2 | 2 | 4 | 4 | 4 | 241 | 27 | 7,420 | 4 | 1 | - |
| 鹿児島 | 71 川内 | 51 | 1 | 1 | 2 | 7 | 67 | - | - | 1 | 1 | - | 27 | - | 2,140 | 1 | - | 1 |
| | 71-2 串木野 | 66 | 1 | - | - | 169 | - | - | - | - | - | 1 | 43 | - | 2,300 | 1 | 1 | 4 |
| | 71-3 鹿児島 | 66 | 3 | - | - | 21 | - | - | - | - | - | 1 | 56 | - | 4,860 | 1 | 1 | - |
| | 72 喜入 | 192 | 1 | 1 | - | 882 | 6 | - | - | 1 | 1 | 2 | 98 | - | 8,120 | 4 | - | 1 |
| | 72-2 志布志 | 196 | 1 | - | - | 537 | - | - | - | 1 | 1 | 2 | 51 | - | 2,800 | 1 | - | 1 |
| 沖縄 | 73 平安座 | 419 | 3 | 1 | - | 733 | 122 | - | - | 2 | 2 | 5 | 53 | - | 4,050 | 3 | - | 2 |
| | 75 小那覇 | 87 | 1 | 1 | - | 209 | 230 | - | - | 2 | 2 | - | 83 | - | 2,880 | 1 | - | 2 |
| 合 計 | | 46,185 | 328 | 151 | 327 | 17,119 | 1,140,473 | 85 | 40 | 128 | 114 | 237 | 7,787 | 1,049 | 429,447 | 192 | 22 | 42 |

(備考) 1 「石油コンビナート等防災体制の現況(令和3年)」により作成
2 四捨五入をしているため、各数値の合計と合計欄の数値が一致しない場合がある。

資料 1-3-5 石油コンビナート等特別防災区域の現況と防災資機材等の整備状況（つづき）

(2) 広域共同防災組織等（大容量泡放射システム関係）

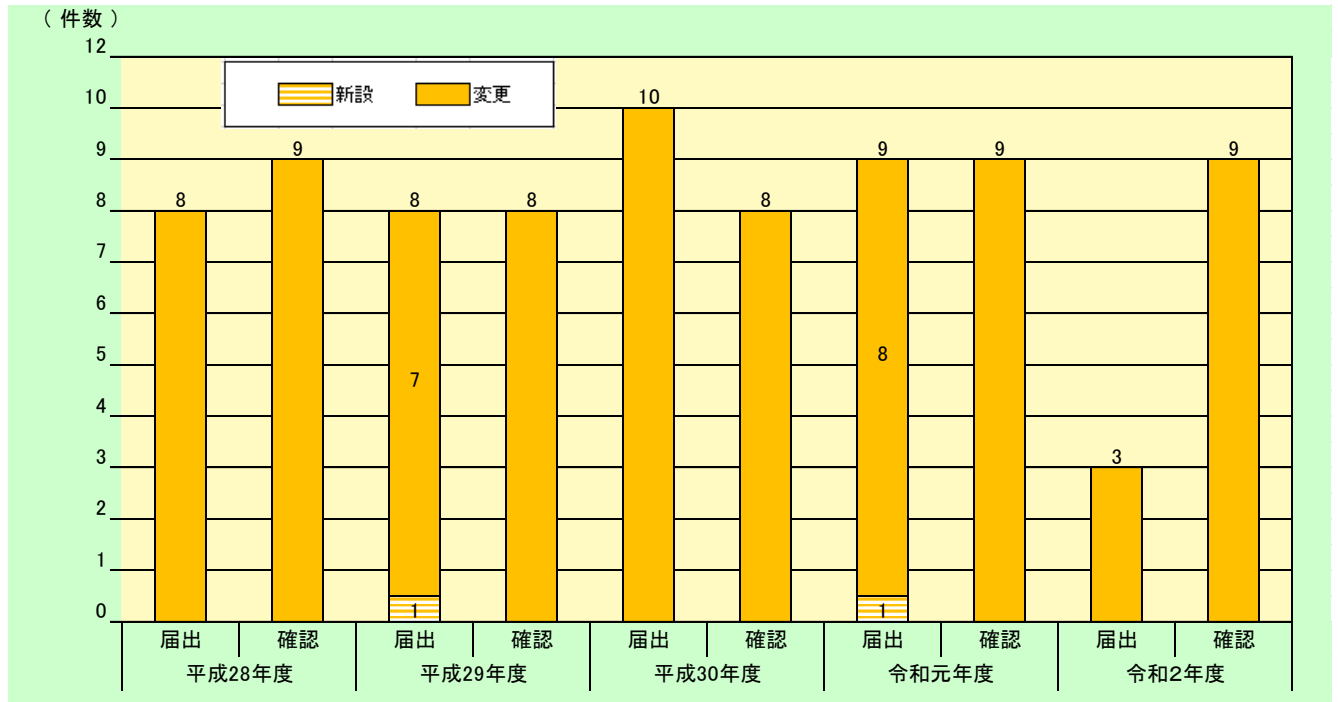
（令和3年4月1日現在）

| 令別表第3における区分 | 共同防災組織・広域共同防災組織名 | 都道府県名 | 特別防災区域名 | 対象タンク基数 | 合計 | 大容量泡放水砲 | | | | | ※大容量泡放水砲用 泡消火薬剤（1%） （k l） | |
|-------------|---------------------|-------|-----------|---------|-----|---------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------------------|-------------|
| | | | | | | （基） | 1万以上 2万未満 （基） | 2万以上 3万未満 （基） | 3万以上 4万未満 （基） | 4万以上 5万未満 （基） | | 5万以上 （基） |
| 第1地区 | 北海道地区広域共同防災組織 | 北海道 | 苫小牧 | 108 | 118 | 2 | - | 1 | 1 | - | - | 60 |
| | | | 室蘭 | 7 | | | | | | | | |
| | | | 知内 | 3 | | | | | | | | |
| 第2地区 | 第二地区（東北）広域共同防災協議会 | 青森 | むつ小川原 | 55 | 99 | 2 | - | - | 2 | - | - | 108 |
| | | 宮城 | 仙台 | 19 | | | | | | | | |
| | | 秋田 | 男鹿 | 16 | | | | | | | | |
| | | | 秋田 | 9 | | | | | | | | |
| 第3地区 | 常磐地区広域共同防災組織 | 福島 | 広野 | 4 | 86 | 2 | - | - | 2 | - | - | 115 |
| | | 茨城 | いわき | 22 | | | | | | | | |
| | | | 鹿島臨海 | 60 | | | | | | | | |
| 第4地区 | 京葉臨海中部地区共同防災協議会 | 千葉 | 京葉臨海中部 | 139 | 139 | 2 | - | - | 2 | - | - | 76 |
| 第5地区 | 神奈川・静岡地区広域共同防災協議会 | 神奈川 | 京浜臨海 | 54 | 97 | 2 | - | 2 | - | - | - | 66 |
| | | 静岡 | 根岸臨海 | 35 | | | | | | | | |
| | | | 清水 | 8 | | | | | | | | |
| 第6地区 | 北陸地区広域共同防災協議会 | 新潟 | 新潟東港 | 20 | 63 | 2 | - | 2 | - | - | - | 60 |
| | | 富山 | 富山 | 5 | | | | | | | | |
| | | | 新湊 | 5 | | | | | | | | |
| | | 福井 | 福井臨海 | 33 | | | | | | | | |
| 第7地区 | 中京地区広域共同防災協議会 | 愛知 | 渥美 | 6 | 112 | 2 | - | - | 2 | - | - | 74 |
| | | 三重 | 名古屋港臨海 | 51 | | | | | | | | |
| | | | 四日市臨海 | 55 | | | | | | | | |
| 第8地区 | 大阪・和歌山広域共同防災協議会 | 大阪 | 堺泉北臨海 | 47 | 95 | 2 | - | - | 2 | - | - | 72 |
| | | 和歌山 | 和歌山北部臨海南部 | 44 | | | | | | | | |
| | | | 御坊 | 4 | | | | | | | | |
| 第9地区 | 瀬戸内地区広域共同防災協議会 | 兵庫 | 赤穂 | 4 | 120 | 2 | - | - | 2 | - | - | 96 |
| | | 岡山 | 水島臨海 | 64 | | | | | | | | |
| | | 徳島 | 阿南 | 5 | | | | | | | | |
| | | 香川 | 番の州 | 15 | | | | | | | | |
| | | | 波方 | 3 | | | | | | | | |
| | | | 菊間 | 18 | | | | | | | | |
| | | | 松山 | 11 | | | | | | | | |
| 第10地区 | 西中国・北部九州地区広域共同防災協議会 | 広島 | 江田島 | 1 | 125 | 2 | - | 1 | - | 1 | - | 72 |
| | | 広島・山口 | 能美 | 13 | | | | | | | | |
| | | | 岩国・大竹 | 13 | | | | | | | | |
| | | 山口 | 下松 | 6 | | | | | | | | |
| | | | 周南 | 35 | | | | | | | | |
| | | | 宇部・小野田 | 32 | | | | | | | | |
| 大分 | 大分 | 25 | | | | | | | | | | |
| 第11地区 | 南九州広域共同防災協議会 | 鹿児島 | 川内 | 2 | 102 | 2 | - | - | - | 2 | - | 96 |
| | | 喜入 | 57 | | | | | | | | | |
| | | 志布志 | 43 | | | | | | | | | |
| 第12地区 | 沖縄地区広域共同防災組織 | 沖縄 | 平安座 | 63 | 80 | 2 | - | - | - | 2 | - | 72 |
| | | | 小那覇 | 17 | | | | | | | | |
| 合計 | | | | 1,236 | 24 | - | 6 | 13 | 5 | - | 967 | |

（備考）1 「石油コンビナート等防災体制の現況（令和3年）」により作成

2 第4地区のみ「共同防災組織」であり、他の11の地区は「広域共同防災組織」である。

資料 1-3-6 レイアウト事業所の新設等の届出



- (備考) 1 石油コンビナート等災害防止法第5条及び第7条の規定に基づく届出の件数により作成
 2 石油コンビナート等災害防止法第11条の規定に基づく確認の件数により作成
 3 新設等の届出が行われてから、確認を行うまでに一定の工事期間を要することから、各年度の届出件数と確認件数は合致しない。

資料 1-3-7 主な石油コンビナート災害

(単位：人、百万円)

| 発生日月 | 地区 | 事業所 | 災害種別 | 死者 | 負傷者 | 損害額 | 備考 |
|------------|-----------|--------------------|-------------|----|-----|--------|--|
| 昭 48. 7. 7 | 徳山・新南陽 | 出光石油化学(株)徳山工場 | プラント火災 | 1 | — | 2,500 | アセチレン水添塔 |
| 48. 10. 8 | 京葉臨海中部 | チッソ石油化学(株)五井工場 | プラント爆発火災 | 2 | 11 | 2,500 | ポリプロピレン製造装置 |
| 48. 10. 28 | 直江津 | 信越化学工業(株)直江津工場 | プラント爆発火災 | 1 | 12 | 520 | 塩化ビニルモノマー製造装置 |
| 49. 12. 18 | 水島臨海 | 三菱石油(株)水島製油所 | タンク漏えい | — | — | 50,000 | 重油漏えい 42,888kl |
| 50. 2. 16 | 四日市臨海 | 大協石油(株)四日市製油所 | タンク火災 | — | — | 36 | 灯油中間タンク |
| 51. 3. 9 | 姫路臨海 | 日本触媒化学工業(株)姫路製造所 | タンク爆発火災 | — | — | 153 | アクリル酸メチルエステル屋外貯蔵タンク |
| 53. 6. 12 | 仙台 | 東北石油(株)仙台製油所 | タンク漏えい | — | — | 4,275 | 宮城県沖地震による重油等漏えい 68,160kl |
| 53. 11. 8 | 四日市臨海 | 昭和四日市石油(株)四日市製油所 | タンカー漏えい | — | — | 770 | 係留中のタンカー隆洋丸 |
| 55. 4. 1 | 徳山・新南陽 | 出光興産(株)徳山製油所 | プラント破裂 | — | — | 200 | 接触水添脱硫装置 |
| 56. 1. 6 | 京浜臨海 | 東亜燃料工業(株)川崎工場 | タンカー爆発火災 | 3 | 2 | 128 | 係留中のタンカー第5豊和丸 |
| 57. 3. 31 | 鹿島臨海 | 鹿島石油(株)鹿島製油所 | プラント爆発火災 | 2 | 6 | 3,000 | 重油脱硫装置 [負傷者6人には事故発生後48時間以上経過して死亡した3人を含む。] |
| 58. 5. 26 | 秋田 | 東北電力(株)秋田火力発電所 | タンク火災 | — | — | 305 | 日本海中部地震による原油タンク火災 |
| 59. 3. 5 | 岩国・大竹 | 三井石油化学工業(株)岩国大竹工場 | タンク爆発火災 | — | — | 78 | トルエンタンク |
| 60. 12. 17 | 水島臨海 | 三菱石油(株)水島製油所 | タンカー爆発 | 2 | — | 111 | 係留中のタンカー第6明和丸 |
| 62. 5. 26 | 品川・大井 | 東京電力(株)大井火力発電所 | タンク爆発火災 | 4 | 1 | 60 | 原油中継タンク |
| 63. 8. 1 | 尼崎 | 関西電力(株)尼崎第三発電所 | 発電設備爆発 | 2 | 13 | 245 | ボイラー-空気予熱器のホッパー部 |
| 平 元. 3. 6 | 水島臨海 | 日本鉱業(株)水島製油所 | プラント爆発火災 | — | 1 | 480 | 重油脱硫装置 |
| 元. 7. 10 | 和歌山北部臨海北部 | 大岩石油(株)青岸油槽所 | タンク爆発火災 | — | 2 | 93 | アクリル酸エチルエステルタンク |
| 2. 2. 6 | 阿南 | 日本電工(株)徳島工場 | 電気炉ガス漏えい | 1 | 8 | — | 一酸化炭素による中毒 |
| 3. 6. 26 | 京葉臨海中部 | ライオン(株)千葉工場 | プラント爆発火災 | 2 | 10 | 850 | メタノール精留塔 |
| 4. 10. 16 | 京葉臨海中部 | 富士石油(株)袖ヶ浦製油所 | プラント爆発 | 9 | 8 | 2,800 | 熱交換器 |
| 5. 7. 4 | 新居浜 | 住友化学工業(株)愛媛工場 | プラント爆発火災 | 1 | 3 | 1,500 | ジメチルスルフォキシド溶媒回収ドラム |
| 6. 2. 25 | 京浜臨海 | 東燃(株)川崎工場 | プラント火災 | — | — | 1,008 | 流動接触分解装置に附属する動力回収装置 |
| 7. 5. 30 | 京浜臨海 | 東燃(株)川崎工場 | プラント有害ガス漏えい | 1 | 46 | — | 定期点検整備中の硫化水素ガス漏えい [負傷者46人には事故発生後48時間以上経過して死亡した2人を含む。] |
| 8. 6. 18 | 京葉臨海中部 | 東京電力(株)姉崎火力発電所 | 発電設備爆発 | 2 | 1 | 7,640 | ボイラー |
| 8. 7. 17 | 堺泉北臨海 | 日本アルキルアルミ(株)大阪工場 | プラント爆発 | — | 12 | 218 | 水素化反応器 |
| 9. 1. 6 | 仙台 | 東北石油(株)仙台製油所 | プラント火災 | — | — | 35 | 重油脱硫装置 |
| 9. 8. 21 | 番の州 | コスモ石油(株)坂出製油所 | タンク火災 | — | — | 18 | 開放点検中のナフサタンク |
| 10. 5. 21 | 姫路臨海 | 山陽特殊製鋼(株) | タンク漏えい | — | — | 26 | 重油漏えい 80kl |
| 12. 7. 12 | 堺泉北臨海 | 興亜石油(株)大阪製油所 | プラント爆発 | — | — | 32 | ボイラー |
| 13. 6. 10 | 徳山・新南陽 | 日本ポリウレタン工業(株)南陽工場 | プラント有毒ガス漏えい | — | 7 | — | ホスゲンがガス化して拡散 |
| 14. 4. 15 | 苫小牧 | 出光興産(株)北海道製油所 | プラント爆発火災 | — | — | 173 | 重油脱硫装置 |
| 14. 11. 23 | 京浜臨海 | 大東通商(株)横浜油槽所 | タンク爆発火災 | — | — | 1 | ガソリンタンク |
| 15. 8. 29 | 名古屋港臨海 | エクソンモービル(有)名古屋油槽所 | タンク火災 | 6 | 1 | 1 | 開放洗浄中のガソリンタンク |
| 15. 9. 26 | 苫小牧 | 出光興産(株)北海道製油所 | タンク火災 | — | — | 16 | 原油タンクリング火災 |
| 15. 9. 28 | 苫小牧 | 出光興産(株)北海道製油所 | タンク火災 | — | — | 538 | ナフサタンク全面火災 |
| 16. 10. 16 | 仙台 | 新日本石油精製(株)仙台製油所 | プラント火災 | — | 1 | 2 | 重油脱硫装置 |
| 17. 1. 24 | 水島臨海 | JFエスチール(株)西日本倉敷事業所 | プラントガス漏えい | 2 | 1 | — | 均熱炉立ち上げ中の燃焼ガス漏えい |
| 17. 5. 8 | 東播磨 | (株)神戸製鋼所加古川製鉄所 | プラント火災 | — | 1 | 100 | ボイラー |
| 18. 1. 17 | 菊間 | 太陽石油(株)四国事業所 | タンク火災 | 5 | 2 | — | 開放前作業中の原油タンク |
| 18. 5. 31 | 鹿島臨海 | 日本ブチル(株)鹿島工場 | プラント有毒ガス漏えい | — | 55 | — | スタートアップ中の臭素ガス漏えい |
| 19. 3. 20 | 直江津 | 信越化学工業(株)直江津工場 | プラント爆発火災 | — | 17 | 1,912 | メチルセルロース製造工場 |
| 19. 12. 21 | 鹿島臨海 | 三菱化学(株)鹿島事業所 | プラント火災 | 4 | — | 1,724 | エチレンプラント |
| 20. 7. 29 | 北九州 | 新日本製鐵(株)八幡製鐵所 | プラント火災 | — | — | 8,163 | コークス炉付属設備 |
| 21. 4. 15 | 新居浜 | 住友化学(株)愛媛工場菊本地区 | プラント有毒ガス漏えい | — | 32 | 1 | ソーダ工場除害塔設備塩素ガス漏えい |
| 22. 6. 15 | 京葉臨海中部 | 京葉モノマー(株) | プラント劇物漏えい | 2 | 6 | — | 塩酸回収設備スタートアップ中の塩酸漏えい |
| 23. 3. 11 | 京葉臨海中部 | コスモ石油(株)千葉製油所 | 液化石油ガスタンク火災 | — | 6 | — | 東日本大震災による液化石油ガスタンクの火災 |
| 23. 11. 13 | 周南 | 東ソー(株)南陽事業所 | プラント爆発 | 1 | — | — | 塩酸塔還流槽の爆発 |
| 24. 4. 22 | 岩国・大竹 | 三井化学(株)岩国大竹工場 | プラント爆発火災 | 1 | 21 | 1,130 | プラントの緊急停止中の爆発火災 |
| 24. 6. 28 | 京葉臨海中部 | コスモ石油(株)千葉製油所 | タンク漏えい | — | — | — | アスファルトの海上漏えい |
| 24. 9. 29 | 姫路臨海 | (株)日本触媒姫路製造所 | プラント爆発 | 1 | 36 | — | プラントの中間タンクの爆発 |
| 24. 11. 7 | 平安座 | 沖縄ターミナル(株) | タンク漏えい | — | — | — | 原油タンクの浮き屋根沈降 |
| 26. 1. 9 | 四日市臨海 | 三菱マテリアル(株)四日市工場 | プラント爆発火災 | 5 | 13 | — | 熱交換器開放洗浄作業時の爆発火災 |
| 26. 9. 3 | 名古屋港臨海 | 新日鐵住金(株)名古屋製鐵所 | プラント火災 | — | 15 | — | コークス炉石炭塔の火災 |

資料 1-5-1 昭和 23 年以降の主な風水害等（死者及び行方不明者の合計が 100 人以上のもの）

| 番号 | 被害発生年月日 | 災害種目 | 被害地域 | 人的被害(人) | | | 住家被害(棟) | | | |
|----|-------------------------|----------------------|------------------|---------|-------|--------|---------|---------|---------|---------|
| | | | | 死者 | 行方不明者 | 負傷者 | 全壊(流失) | 半壊 | 床上浸水 | 床下浸水 |
| 1 | S23 (1948). 9. 11~12 | 水害 | 西日本 | 121 | 126 | 317 | 391 | 872 | 246 | 2,026 |
| 2 | 9. 15~17 | アイオン台風 | 関東、甲信、東北、特に岩手 | 512 | 326 | 1,956 | 5,889 | 12,127 | 44,867 | 75,168 |
| 3 | S24 (1949). 6. 18~22 | デラ台風 | 九州から東北部、特に鹿児島、愛媛 | 252 | 216 | 367 | 1,410 | 4,005 | 4,627 | 52,926 |
| 4 | 8. 13~18 | ジュディス台風 | 九州、四国 | 154 | 25 | 213 | 569 | 1,966 | 33,680 | 68,314 |
| 5 | 8. 31~9. 1 | キティ台風 | 東日本、特に関東 | 135 | 25 | 479 | 3,733 | 13,470 | 51,899 | 92,161 |
| 6 | S25 (1950). 1. 10~14 | 風害 | 九州、北陸、関東 | 11 | 109 | — | 43 | 56 | — | — |
| 7 | 9. 3~4 | ジェーン台風 | 四国、近畿中部、北日本、特に近畿 | 398 | 141 | 26,062 | 19,131 | 101,792 | 93,116 | 308,960 |
| 8 | S26 (1951). 7. 7~17 | 水害 | 中部以西、特に京都 | 162 | 144 | 358 | 630 | 727 | 13,532 | 89,766 |
| 9 | 10. 13~15 | ルース台風 | 東北以西、特に山口 | 572 | 371 | 2,644 | 24,716 | 47,948 | 30,110 | 108,163 |
| 10 | S27 (1952). 6. 22~24 | ダイナ台風 | 関東以西、特に静岡 | 65 | 70 | 28 | 73 | 89 | 4,020 | 35,692 |
| 11 | 7. 10~12 | 水害 | 中国、四国、近畿、東海 | 67 | 73 | 101 | 356 | 238 | 20,733 | 21,456 |
| 12 | S28 (1953). 6. 23~30 | 水害 | 九州、中国、四国、特に北九州 | 748 | 265 | 2,720 | 5,699 | 11,671 | 199,979 | 254,664 |
| 13 | 7. 16~25 | 水害 | 東北以西、特に和歌山 | 713 | 411 | 5,819 | 7,704 | 2,125 | 20,277 | 66,202 |
| 14 | 8. 11~15 | 水害 | 東近畿、特に京都 | 290 | 140 | 994 | 893 | 765 | 6,222 | 18,894 |
| 15 | 9. 22~26 | 台風第 13 号 | 全国、特に近畿 | 393 | 85 | 2,559 | 8,604 | 17,467 | 144,300 | 351,575 |
| 16 | S29 (1954). 5. 8~12 | 風害 | 北日本、近畿 | 172 | 498 | 59 | 606 | 1,471 | — | 23 |
| 17 | 9. 10~14 | 台風第 12 号 | 関東以西、特に南九州 | 107 | 37 | 311 | 2,162 | 5,749 | 45,040 | 136,756 |
| 18 | 9. 24~27 | 台風第 15 号 (洞爺丸台風) | 全国、特に北海道、四国 | 1,361 | 400 | 1,601 | 8,396 | 21,771 | 17,569 | 85,964 |
| 19 | S30 (1955). 2. 19~20 | 風害 | 全国 | 16 | 104 | 18 | 42 | 100 | 77 | 219 |
| 20 | 5. 11 | 霧害 (紫雲丸事件) | 四国 (高松) | 166 | — | — | — | — | — | — |
| 21 | S31 (1956). 4. 17~18 | 風水害 | 東北、関東、北海道 | 47 | 53 | — | 2 | 10 | 1,087 | 1,320 |
| 22 | S32 (1957). 7. 25~28 | 水害 (諫早水害) | 九州、特に諫早周辺 | 586 | 136 | 3,860 | 1,564 | 2,802 | 24,046 | 48,519 |
| 23 | S33 (1958). 1. 26~27 | 風浪害 (南海丸事件) | 西日本 | 174 | 83 | 8 | — | — | 6 | — |
| 24 | 9. 26~28 | 台風第 22 号 (狩野川台風) | 近畿以東、特に静岡 | 888 | 381 | 1,138 | 2,118 | 2,175 | 132,227 | 389,488 |
| 25 | S34 (1959). 8. 12~14 | 台風第 7 号 | 近畿、中部、関東、特に山梨、長野 | 188 | 47 | 1,528 | 4,089 | 10,139 | 32,298 | 116,309 |
| 26 | 9. 26~27 | 台風第 15 号 (伊勢湾台風) | 全国 (九州を除く)、特に愛知 | 4,697 | 401 | 38,921 | 40,838 | 113,052 | 157,858 | 205,753 |
| 27 | S35 (1960). 5. 24 | 浪害 (チリ地震津波) | 北海道南岸、三陸沿岸、志摩半島 | 122 | 17 | 872 | 6,943 | 2,136 | 23,322 | 18,494 |
| 28 | S36 (1961). 6. 24~7. 5 | 水害 | 山陰、四国、近畿、中部、関東 | 302 | 55 | 1,320 | 1,758 | 1,908 | 73,126 | 341,236 |
| 29 | 9. 15~16 | 台風第 18 号 (第二室戸台風) | 全国、特に近畿 | 194 | 8 | 4,972 | 15,238 | 46,663 | 123,103 | 261,017 |
| 30 | 10. 25~28 | 水害・台風第 26 号 | 関東以西、特に大分 | 78 | 31 | 86 | 234 | 444 | 10,435 | 50,313 |
| 31 | S37 (1962). 7. 1~8 | 水害 | 関東以西、特に九州 | 110 | 17 | 114 | 263 | 285 | 16,108 | 92,448 |
| 32 | S38 (1963). 1 | 雪害 | 北陸、山陰、山形、滋賀、岐阜 | 228 | 3 | 356 | 753 | 982 | 640 | 6,338 |
| 33 | S39 (1964). 7. 17~20 | 水害 | 山陰、北陸 | 114 | 18 | 221 | 669 | — | 9,360 | 48,616 |
| 34 | S40 (1965). 9. 10~18 | 台風第 23・24・25 号 | 全国、特に徳島、兵庫、福井 | 153 | 28 | 1,206 | 1,879 | 3,529 | 46,183 | 258,239 |
| 35 | S41 (1966). 9. 23~25 | 台風第 24・26 号 | 中部、関東、東北、特に静岡、山梨 | 238 | 79 | 824 | 2,422 | 8,431 | 8,834 | 42,792 |
| 36 | S42 (1967). 7. 8~9 | 水害 | 中部以西、特に長崎、広島、兵庫 | 102 | 16 | 152 | 163 | 169 | 17,213 | 103,731 |
| 37 | S42. 8. 26~29 | 水害 | 新潟、東北部 | 83 | 55 | 155 | 449 | 408 | 26,641 | 39,542 |
| 38 | S43 (1968). 8. 17 | 水害 (飛騨川バス転落) | 岐阜、京都 | 106 | 13 | 29 | 64 | 79 | 2,061 | 13,460 |
| 39 | S47 (1972). 7. 3~15 | 台風第 6・7・9 号 | 全国、特に北九州、鳥根、広島 | 421 | 26 | 1,056 | 2,977 | 10,204 | 55,537 | 276,291 |
| 40 | S49 (1974). 5. 29~8. 1 | 水害・台風第 8 号 | 静岡、神奈川、三重、兵庫、香川 | 145 | 1 | 496 | 657 | 1,131 | 77,933 | 317,623 |
| 41 | S51 (1976). 9. 8~14 | 台風第 17 号 | 全国、特に香川、岡山 | 161 | 10 | 537 | 1,669 | 3,674 | 101,103 | 433,392 |
| 42 | S52 (1977). 1 | 雪害 | 東北、近畿北部、北陸 | 101 | — | 834 | 56 | 83 | 177 | 1,367 |
| 43 | S54 (1979). 10. 17~20 | 台風第 20 号 | 全国、特に東海、関東、東北 | 110 | 5 | 543 | 139 | 1,287 | 8,156 | 47,943 |
| 44 | S55 (1980). 12~56. 3 | 雪害 | 東北、北陸 | 133 | 19 | 2,158 | 165 | 301 | 732 | 7,365 |
| 45 | S57 (1982). 7~8 | 集中豪雨・台風第 10 号 | 全国、特に長崎、熊本、三重 | 427 | 12 | 1,175 | 1,120 | 1,919 | 45,367 | 166,473 |
| 46 | S58 (1983). 7. 20~29 | 集中豪雨 | 山陰以東、特に鳥根 | 112 | 5 | 193 | 1,098 | 2,040 | 7,484 | 11,264 |
| 47 | S58. 12~59. 3 | 雪害 | 東北、北陸、特に新潟、富山 | 131 | — | 1,366 | 61 | 128 | 70 | 852 |
| 48 | H16 (2004). 6~10 | 集中豪雨・台風等 | 全国 | 220 | 16 | 2,925 | 1,471 | 16,669 | 42,537 | 135,130 |
| 49 | H17 (2005). 12~18. 3 | 雪害 | 北海道、東北、北陸 | 152 | — | 2,145 | 18 | 28 | 12 | 101 |
| 50 | H22 (2010). 11~H23. 3 | 雪害 | 北海道、秋田、新潟、山形 | 131 | — | 1,537 | 9 | 14 | 6 | 62 |
| 51 | H23 (2011). 7~10 | 集中豪雨・台風第 6・9・12・15 号 | 全国 | 106 | 20 | 519 | 485 | 5,735 | 8,894 | 30,215 |
| 52 | H23 (2011). 11~H24. 3 | 雪害 | 北海道、東北、北陸 | 133 | — | 1,990 | 13 | 12 | 3 | 55 |
| 53 | H24 (2012). 11~H25. 3 | 雪害 | 北海道、東北、北陸 | 104 | — | 1,517 | 5 | 7 | 2 | 23 |
| 54 | H29 (2017). 11~H30. 3 | 雪害 | 北海道、東北、北陸 | 116 | — | 1,539 | 9 | 18 | 13 | 40 |
| 55 | H30 (2018). 6. 28~7. 29 | 水害 (7月豪雨)・台風第 12 号 | 全国 | 263 | 8 | 484 | 6,783 | 11,346 | 6,982 | 21,637 |
| 56 | R1 (2019). 10. 12~26 | 令和元年東日本台風・水害 | 全国 | 107 | 3 | 384 | 3,144 | 28,836 | 7,076 | 22,796 |

資料

資料 1-5-2 令和2年1月1日から令和2年12月31日までの間に発生した自然災害による都道府県別被害状況

令和3年4月1日現在

| 都道府県 | 区分 | 人的被害（人） | | | | 建物被害（棟） | | | | | | | その他 | | |
|------|-----|----------|---|-------|-----|---------|-------|-------|-------|-------|------|-------|--------|----------|----|
| | | 死者 | | 行方不明者 | 負傷者 | | 住家被害 | | | | | 非住家被害 | | 田（ha） | |
| | | うち災害関連死者 | | | 重傷 | 軽傷 | 全壊 | 半壊 | 一部破損 | 床上浸水 | 床下浸水 | 公共建物 | その他 | 流失埋没 | 冠水 |
| 北海道 | 8 | | | | | | | | | | | | | | |
| 青森 | 5 | | | 16 | 41 | | | 47 | 17 | 30 | | 1 | | | |
| 岩手 | 1 | | | 12 | 49 | | 1 | 108 | | 15 | | 8 | | | |
| 宮城 | 2 | | | 1 | 5 | | | 5 | | 15 | | | | | |
| 秋田 | 5 | | | 41 | 49 | | 1 | 185 | 13 | 122 | | 13 | 1.57 | 260.64 | |
| 山形 | 5 | | | 39 | 34 | 2 | 62 | 24 | 152 | 580 | | 25 | 139.61 | 1,517.82 | |
| 福島 | 5 | | | 5 | 4 | | | 1 | 2 | 37 | | 1 | | 12.40 | |
| 茨城 | | | | | 10 | | 1 | 23 | | | | 2 | | | |
| 栃木 | 1 | | | | 3 | | 1 | 8 | | | 1 | 4 | | | |
| 群馬 | 1 | | | 2 | 4 | | 1 | 50 | 2 | 52 | | 8 | | 29.69 | |
| 埼玉 | | | | | | | | 83 | 72 | 71 | | | | | |
| 千葉 | | | | 2 | 7 | | | 45 | 5 | 14 | | | | | |
| 東京 | | | | | | | | 7 | 6 | 2 | | 1 | | | |
| 神奈川 | | | | | 5 | | 2 | 18 | 5 | 10 | 1 | 1 | | | |
| 新潟 | 3 | | | 47 | 56 | 1 | | 45 | 3 | 50 | 1 | 30 | 2.16 | | |
| 富山 | 1 | | | 3 | 13 | | | 2 | | 1 | | | | | |
| 石川 | | | | | | | | | | 1 | | | | | |
| 福井 | | | | | 16 | | | | | 3 | | | | | |
| 山梨 | | | | | 1 | | | 4 | | 4 | | | 0.07 | | |
| 長野 | 1 | | | 4 | 18 | | 1 | 4 | 5 | 116 | 1 | 3 | 45.92 | | |
| 岐阜 | | | | 2 | 1 | 6 | 36 | 86 | 31 | 315 | 13 | 40 | 25.81 | | |
| 静岡 | 1 | | | | | | 2 | 66 | 10 | 59 | | 1 | 0.05 | | |
| 愛知 | | | | | 4 | | 1 | 10 | 28 | 178 | | 4 | 2.00 | | |
| 三重 | | | | | | 1 | | 17 | 17 | 127 | 1 | 3 | 2.55 | | |
| 滋賀 | | | | | 1 | | | 5 | 1 | 12 | | | 1.83 | | |
| 京都 | | | | | 3 | | 2 | 11 | | 29 | | | 0.83 | 0.10 | |
| 大阪 | | | | | | | | 7 | | 1 | | | | | |
| 兵庫 | | | | 3 | 8 | 4 | 2 | 11 | 5 | 1 | | | | | |
| 奈良 | | | | | | | | 1 | | 1 | 1 | 3 | | | |
| 和歌山 | | | | 3 | 4 | 1 | | 3 | 3 | 32 | | 41 | 0.20 | | |
| 鳥取 | | | | | 1 | | | | | 2 | | 4 | | | |
| 島根 | | | | 1 | 15 | 2 | 41 | 8 | 6 | 108 | 5 | 53 | | | |
| 岡山 | | | | | 2 | | 1 | 7 | | 16 | | 2 | 0.09 | | |
| 広島 | 2 | | | 2 | 3 | 1 | 11 | 18 | 4 | 111 | | | 188.00 | | |
| 山口 | | | | | 7 | | 6 | 6 | 17 | 212 | | | 2.12 | 1.29 | |
| 徳島 | | | | 1 | 6 | 1 | | 11 | | | | 2 | | | |
| 香川 | | | | 2 | 11 | | | 2 | | | | | 0.80 | | |
| 愛媛 | 2 | | | 3 | 15 | 1 | 3 | 99 | 5 | 66 | 6 | 3 | 18.10 | | |
| 高知 | | | | | 3 | | | 31 | | 6 | | 4 | | | |
| 福岡 | 2 | | | 6 | 28 | 14 | 998 | 1,470 | 648 | 1,383 | 5 | 16 | 10.00 | 3,315.00 | |
| 佐賀 | 1 | | | 3 | 11 | 2 | 9 | 52 | 25 | 144 | | 9 | 46.50 | | |
| 長崎 | 4 | | | 3 | 24 | 13 | 32 | 95 | 127 | 166 | 9 | 13 | 2.00 | 73.75 | |
| 熊本 | 65 | | 2 | 20 | 53 | 1,490 | 3,112 | 302 | 426 | 2,052 | 28 | 2,414 | | 1285.40 | |
| 大分 | 6 | | 1 | 2 | 2 | 69 | 213 | 268 | 156 | 568 | 12 | 240 | 38.40 | 11.30 | |
| 宮崎 | 1 | | 3 | 2 | 7 | 6 | 4 | 6 | 2 | 18 | 1 | 8 | | | |
| 鹿児島 | 2 | | | 4 | 16 | 26 | 55 | 1,364 | 140 | 360 | 4 | 181 | 277.20 | | |
| 沖縄 | | | 3 | | 9 | | | 9 | 11 | 17 | | 3 | | | |
| 合計 | 119 | | 9 | 289 | 704 | 1,640 | 4,600 | 4,674 | 1,956 | 7,166 | 97 | 3,158 | 831.81 | 6,515.39 | |

(備考) 自然災害とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り、その他の異常な自然現象をいう。

資料 1-5-2 令和2年1月1日から令和2年12月31日までの間に発生した自然災害による都道府県別被害状況（つづき）

令和3年4月1日現在

| 都道府県 | その他 | | その他 | | | | | り災世帯数(世帯) | り災者数(人) | 被害総額(千円) | 災害対策本部の設置 | | 災害救助法適用市町村(延べ数) | 消防職員出動延べ人数(人) | 消防団員出動延べ人数(人) | |
|------|--------|--------|--------|----------|--------|----------|----------|-----------|---------|----------|-------------|---------|-----------------|---------------|---------------|----------|
| | 畑 (ha) | | 学校(箇所) | 橋りょう(箇所) | 河川(箇所) | 崖くずれ(箇所) | 鉄道不通(箇所) | | | | 被害船舶(隻) | 都道府県(回) | | | | 市町村(延べ数) |
| | 流失埋没 | 冠水 | | | | | | | | | | | | | | |
| 北海道 | | 3.00 | 11 | 3 | 83 | | 22 | 17 | 14 | 28 | 4,407,891 | | 10 | 177 | 56 | |
| 青森 | | | | | 23 | | | | 15 | 26 | 571,298 | | | 1,424 | 830 | |
| 岩手 | | | 33 | | 45 | | | | 2 | 5 | 2,679,116 | | 14 | 2,374 | 6,948 | |
| 宮城 | | | 1 | | 8 | | | | | | 1,010,982 | | | 75 | 1,350 | |
| 秋田 | 0.02 | 117.40 | 1 | | 60 | 1 | 2 | | 17 | 33 | 3,218,508 | | 5 | 909 | 730 | |
| 山形 | 7.16 | 337.78 | 1 | 7 | 287 | 19 | | 1 | 179 | 542 | 26,641,700 | 1 | 37 | 31 | 608 | 7,677 |
| 福島 | | | | 1 | 99 | | | | 2 | 3 | 1,965,930 | | 12 | 134 | 2,065 | |
| 茨城県 | | | 27 | 1 | | | | | | | 880,033 | | 3 | 92 | 1,438 | |
| 栃木 | | | | | | | 5 | | | | 440,677 | | 1 | 160 | 152 | |
| 群馬 | | 6.32 | | | 12 | | | | 3 | 5 | 1,498,173 | | 3 | 184 | 7 | |
| 埼玉 | | | 3 | | 4 | 1 | | | 80 | 184 | 414,806 | | | 249 | 121 | |
| 千葉 | | | 17 | | | | | 1 | 11 | 11 | 135,472 | | 10 | 853 | 1,186 | |
| 東京都 | | | 2 | | 8 | 28 | | | 8 | 204 | 184,514 | | 5 | 2 | 20 | 55 |
| 新潟 | | | | 1 | 27 | | | | 3 | 4 | 2,446,641 | 1 | 2 | 2 | 328 | 1,335 |
| 富山 | | | 2 | | 1 | | | | | | 731,816 | | | 133 | 77 | |
| 石川 | | | 3 | | 10 | | | | | | 2,231,116 | 1 | 3 | 39 | 59 | |
| 福井 | | | | | 5 | | | | | | 235,011 | | 1 | 28 | 29 | |
| 山梨 | 0.07 | | | | 1 | | | | | | 150,726 | | | 54 | 23 | |
| 長野 | 34.29 | | 9 | 1 | 159 | 2 | 26 | | 6 | 15 | 28,904,697 | 1 | 29 | 14 | 381 | 3,066 |
| 岐阜 | 13.08 | | 4 | 12 | 246 | 48 | 13 | 2 | 73 | 156 | 25,354,509 | 2 | 8 | 6 | 378 | 4,066 |
| 静岡 | 0.06 | | 1 | | 5 | 33 | 1 | 1 | 12 | 29 | 5,506,217 | | 5 | 452 | 374 | |
| 愛知 | | | | | 11 | 1 | | | 31 | 59 | 621,570 | 16 | 102 | 234 | 84 | |
| 三重 | 0.05 | | 6 | | 42 | 10 | | | 18 | 27 | 3,475,043 | 19 | 154 | 494 | 39 | |
| 滋賀 | | | | | 2 | 7 | | | 1 | 1 | 325,303 | | | 597 | 95 | |
| 京都 | 0.70 | | | | 13 | 27 | 1 | | 2 | 3 | 2,704,338 | | 9 | 88 | 131 | |
| 大阪 | | | | 2 | 6 | 9 | | | | | 38,535 | | 9 | 476 | 5 | |
| 兵庫 | | | | | 1 | | | | 6 | 10 | 462,632 | | | 423 | 55 | |
| 奈良 | | | | | | 3 | | | | | 4,617,024 | | 7 | 4 | 161 | |
| 和歌山 | | | | 1 | 59 | | | | 2 | 6 | 4,179,053 | | 1 | 133 | 39 | |
| 鳥取 | | | | | 9 | | | | | | 1,234,851 | 2 | 4 | 94 | 129 | |
| 島根 | | | 6 | | 167 | | | 71 | 12 | 54 | 8,350,947 | | 8 | 193 | 645 | |
| 岡山 | 0.00 | | 5 | | 87 | 56 | | | 1 | 4 | 2,353,545 | | 12 | 83 | 483 | |
| 広島 | 22.00 | | 1 | | 407 | 32 | 1 | | 16 | 29 | 11,553,853 | 6 | 25 | 763 | 1,720 | |
| 山口 | | | 1 | 1 | 78 | | | 1 | 24 | 37 | 4,582,329 | | 8 | 656 | 1,865 | |
| 徳島 | | | 6 | | | | | | 1 | 1 | 272,085 | | 2 | 210 | 774 | |
| 香川 | 0.70 | | | | | | | | | | 54,126 | | | 39 | 85 | |
| 愛媛 | 1.08 | | | | 144 | 19 | | 1 | 9 | 12 | 14,524,824 | | 50 | 1,065 | 11,188 | |
| 高知 | | | 2 | 1 | 134 | | | 1 | | | 4,789,425 | 1 | 34 | 315 | 644 | |
| 福岡 | | | 66 | 8 | 336 | 175 | | | 1,992 | 3,963 | 28,974,346 | 2 | 78 | 4 | 5,188 | 11,444 |
| 佐賀 | 46.37 | | 58 | | 133 | 1 | | | 34 | 78 | 11,747,400 | 1 | 31 | 1 | 528 | 8,152 |
| 長崎 | 1.00 | 44.55 | 26 | 1 | 270 | 93 | | 6 | 172 | 202 | 31,077,933 | 2 | 29 | 308 | 2,116 | |
| 熊本 | | 360.60 | 42 | 35 | 1,824 | 142 | 597 | 188 | 5,565 | 12,035 | 349,811,188 | 1 | 53 | 26 | 3,749 | 29,801 |
| 大分 | 0.33 | 0.30 | 26 | 14 | 669 | | | 6 | 444 | 976 | 68,322,482 | 1 | 15 | 4 | 1,088 | 8,276 |
| 宮崎 | | | 16 | 1 | 132 | | | 7 | 14 | 19 | 10,362,427 | 1 | 26 | 642 | 7,657 | |
| 鹿児島 | 94.50 | | 141 | 8 | 801 | 85 | 230 | 43 | 237 | 454 | 33,568,220 | 2 | 53 | 11 | 1,808 | 16,049 |
| 沖縄 | | | 3 | | 1 | 19 | | 1 | 39 | 48 | 424,569 | 2 | 42 | 1,979 | 385 | |
| 合計 | 221.41 | 869.95 | 520 | 98 | 6,409 | 823 | 983 | 274 | 9,087 | 19,321 | 708,067,881 | 62 | 900 | 102 | 30,459 | 133,656 |

資料

資料 1-6-1 関東地震以降の主な地震災害

| 発生日月 | 地震名等 | 規模 (マグニチュード) | 最大 震度 | 人的被害(人) | | 住家被害(棟) | | | |
|--------------------|------------------------------------|-----------------|----------|-----------|-------|---------|---------|-------|---------|
| | | | | 死者 | 行方不明者 | 全壊 | 全焼 | 流出 | 計 |
| 大正 12(1923). 9. 1 | 関東大震災 | 7.9 | 6 | 約 105,000 | | 128,266 | 447,128 | 868 | 576,262 |
| " 13(1924). 1. 15 | 丹沢地震 | 7.3 | 6 | 19 | — | 1,298 | — | — | 1,298 |
| " 14(1925). 5. 23 | 北但馬地震 | 6.8 | 6 | 428 | — | 1,295 | 2,180 | — | 3,475 |
| 昭和 2(1927). 3. 7 | 北丹後地震 | 7.3 | 6 | 2,925 | — | 12,584 | 3,711 | — | 16,295 |
| " 5(1930). 11. 26 | 北伊豆地震 | 7.3 | 6 | 272 | — | 2,165 | — | 75 | 2,240 |
| " 6(1931). 9. 21 | 西埼玉地震 | 6.9 | 5 | 16 | — | 206 | — | — | 206 |
| " 8(1933). 3. 3 | 昭和三陸地震 | 8.1 | 5 | 3,008 | — | 2,346 | 216 | 4,917 | 7,479 |
| " 10(1935). 7. 11 | 静岡岡地震 | 6.4 | 6 | 9 | — | 814 | — | — | 814 |
| " 14(1939). 5. 1 | 男鹿地震 | 6.8 | 5 | 27 | — | 585 | — | — | 585 |
| " 18(1943). 9. 10 | 鳥取地震 | 7.2 | 6 | 1,083 | — | 7,485 | 251 | — | 7,736 |
| " 19(1944). 12. 7 | 東南海地震 | 7.9 | 6 | 998 | — | 26,130 | — | 3,059 | 29,189 |
| " 20(1945). 1. 13 | 三河地震 | 6.8 | 5 | 2,306 | — | 12,142 | — | — | 12,142 |
| " 21(1946). 12. 21 | 南海地震 | 8.0 | 5 | 1,330 | 113 | 11,591 | 2,598 | 1,451 | 15,640 |
| " 23(1948). 6. 28 | 福井地震 | 7.1 | 6 | 3,769 | — | 36,184 | 3,851 | — | 40,035 |
| " 24(1949). 12. 26 | 今市地震 | 6.4 | 4 | 10 | — | 873 | — | — | 873 |
| " 27(1952). 3. 4 | 十勝沖地震 | 8.2 | 5 | 33 | — | 815 | — | 91 | 906 |
| " 35(1960). 5. 23 | チリ地震津波 | 9.5(Mw) | — | 139 | — | 1,571 | — | 1,259 | 2,830 |
| " 36(1961). 2. 2 | 長岡地震 | 5.2 | 4 | 5 | — | 220 | — | — | 220 |
| " 37(1962). 4. 30 | 宮城県北部地震 | 6.5 | 4 | 3 | — | 369 | — | — | 369 |
| " 39(1964). 6. 16 | 新潟潟地震 | 7.5 | 5 | 26 | — | 1,960 | 290 | — | 2,250 |
| " 43(1968). 2. 21 | えびの地震 | 6.1 | 5 | 3 | — | 368 | — | — | 368 |
| " 43(1968). 5. 16 | 1968年十勝沖地震 | 7.9 | 5 | 52 | — | 673 | 18 | — | 691 |
| " 49(1974). 5. 9 | 1974年伊豆半島沖地震 | 6.9 | 5 | 30 | — | 134 | 5 | — | 139 |
| " 53(1978). 1. 14 | 1978年伊豆大島近海の地震 | 7.0 | 5 | 25 | — | 94 | — | — | 94 |
| " 53(1978). 6. 12 | 1978年宮城県沖地震 | 7.4 | 5 | 28 | — | 1,383 | — | — | 1,383 |
| " 57(1982). 3. 21 | 昭和57年(1982年)浦河沖地震 | 7.1 | 6 | — | — | 13 | — | — | 13 |
| " 58(1983). 5. 26 | 昭和58年(1983年)日本海中部地震 | 7.7 | 5 | 104 | — | 1,584 | — | — | 1,584 |
| " 59(1984). 9. 14 | 昭和59年(1984年)長野県西部地震 | 6.8 | 4 | 29 | — | 14 | — | — | 14 |
| " 62(1987). 3. 18 | 日向灘を震源とする地震 | 6.6 | 5 | 1 | — | — | — | — | — |
| " 62(1987). 12. 17 | 千葉県東方沖を震源とする地震 | 6.7 | 5 | 2 | — | 16 | — | — | 16 |
| 平成 5(1993). 1. 15 | 平成5年(1993年)釧路沖地震 | 7.5 | 6 | 2 | — | 53 | — | — | 53 |
| " 5(1993). 7. 12 | 平成5年(1993年)北海道南西沖地震 | 7.8 | 5 | 202 | 28 | 601 | — | — | 601 |
| " 5(1993). 10. 12 | 東海道はるか沖を震源とする地震 | 6.9 | 4 | 1 | — | — | — | — | — |
| " 6(1994). 10. 4 | 平成6年(1994年)北海道東方沖地震 | 8.2 | 6 | — | — | 61 | — | — | 61 |
| " 6(1994). 12. 28 | 平成6年(1994年)三陸はるか沖地震 | 7.6 | 6 | 3 | — | 72 | — | — | 72 |
| " 7(1995). 1. 17 | 平成7年(1995年)兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災) | 7.3 | 7 | 6,434 | 3 | 104,906 | 7,036 | — | 111,942 |
| " 12(2000). 7. 1 | 新島・神津島近海を震源とする地震 | 6.5 | 6弱 | 1 | — | 15 | — | — | 15 |
| " 12(2000). 10. 6 | 平成12年(2000年)鳥取県西部地震 | 7.3 | 6強 | — | — | 435 | — | — | 435 |
| " 13(2001). 3. 24 | 平成13年(2001年)芸予地震 | 6.7 | 6弱 | 2 | — | 70 | — | — | 70 |
| " 15(2003). 7. 26 | 宮城県北部を震源とする地震 | 6.4 | 6強 | — | — | 1,276 | — | — | 1,276 |
| " 15(2003). 9. 26 | 平成15年(2003年)十勝沖地震 | 8.0 | 6弱 | — | 2 | 116 | — | — | 116 |
| " 16(2004). 10. 23 | 平成16年(2004年)新潟県中越地震 | 6.8 | 7 | 68 | — | 3,175 | — | — | 3,175 |
| " 17(2005). 3. 20 | 福岡県西方沖を震源とする地震 | 7.0 | 6弱 | 1 | — | 144 | — | — | 144 |
| " 19(2007). 3. 25 | 平成19年(2007年)能登半島地震 | 6.9 | 6強 | 1 | — | 686 | — | — | 686 |
| " 19(2007). 7. 16 | 平成19年(2007年)新潟県中越沖地震 | 6.8 | 6強 | 15 | — | 1,331 | — | — | 1,331 |
| " 20(2008). 6. 14 | 平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震 | 7.2 | 6強 | 17 | 6 | 30 | — | — | 30 |
| " 20(2008). 7. 24 | 岩手県沿岸北部を震源とする地震 | 6.8 | 6弱 | 1 | — | 1 | — | — | 1 |
| " 21(2009). 8. 11 | 駿河湾を震源とする地震 | 6.5 | 6弱 | 1 | — | — | — | — | — |
| " 23(2011). 3. 11 | 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災) | 9.0(Mw) | 7 | 19,747 | 2,556 | 122,005 | — | — | 122,005 |
| " 23(2011). 3. 12 | 長野県・新潟県境付近を震源とする地震 | 6.7 | 6強 | 3 | — | 73 | — | — | 73 |
| " 23(2011). 6. 30 | 長野県中部を震源とする地震 | 5.4 | 5強 | 1 | — | — | — | — | — |
| " 26(2014). 11. 22 | 長野県北部を震源とする地震 | 6.7 | 6弱 | — | — | 81 | — | — | 81 |
| " 28(2016). 4. 14~ | 平成28年(2016年)熊本地震 | 7.3 | 7 | 273 | — | 8,667 | — | — | 8,667 |
| " 28(2016). 10. 21 | 鳥取県中部を震源とする地震 | 6.6 | 6弱 | — | — | 18 | — | — | 18 |
| " 30(2018). 4. 9 | 島根県西部を震源とする地震 | 6.1 | 5強 | — | — | 16 | — | — | 16 |
| " 30(2018). 6. 18 | 大阪府北部を震源とする地震 | 6.1 | 6弱 | 6 | — | 21 | — | — | 21 |
| " 30(2018). 9. 6 | 平成30年北海道胆振東部地震 | 6.7 | 7 | 43 | — | 469 | — | — | 469 |
| 令和 3(2021). 2. 13 | 福島県沖を震源とする地震 | 7.3 | 6強 | 2 | — | 123 | — | — | 123 |

※Mw：モーメントマグニチュード

- (備考) 1 死者が生じたもの又は住家の全壊(全焼、流出を含む)被害が10棟以上生じたものを掲載。
2 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震については、令和3年3月1日現在の数値であり、住宅全壊棟数に全焼及び流出を含む。
3 平成28年(2016年)熊本地震については、平成31年4月12日現在の数値である。
4 平成28年(2016年)熊本地震のマグニチュード及び最大震度は、一連の地震におけるこれまでの最大の値を記載している。

資料 1-6-2 過去 5 年間に発生した最大震度 6 弱以上を観測した地震による都道府県別被害状況

| 地震/発生日時/マグニチュード/ 最大震度 | 都道府県 | 人的被害 (人) | | | 住家被害 (棟) | | | 建物火災 (件) |
|---|------|----------|-------|-------|----------|--------|---------|-------------|
| | | 死者 | 行方不明者 | 負傷者 | 全壊 | 半壊 | 一部破損 | |
| 平成 28 年 (2016 年) 熊本地震 平成 28 年 4 月 14 日 21 時 26 分～ M7.3 最大震度 7 (平成 31 年 4 月 12 日現在) | 山口 | — | — | — | — | — | 3 | — |
| | 福岡 | — | — | 17 | — | 4 | 251 | — |
| | 佐賀 | — | — | 13 | — | — | 1 | — |
| | 長崎 | — | — | — | — | — | 1 | — |
| | 熊本 | 270 | — | 2,737 | 8,657 | 34,491 | 155,095 | 15 |
| | 大分 | 3 | — | 34 | 10 | 222 | 8,110 | — |
| | 宮崎 | — | — | 8 | — | 2 | 39 | — |
| | 合計 | 273 | — | 2,809 | 8,667 | 34,719 | 163,500 | 15 |
| 内浦湾を震源とする地震 平成 28 年 6 月 16 日 14 時 21 分 M5.3 最大震度 6 弱 (平成 28 年 6 月 20 日現在) | 北海道 | — | — | 1 | — | — | 3 | — |
| 鳥取県中部を震源とする地震 平成 28 年 10 月 21 日 14 時 07 分 M6.6 最大震度 6 弱 (平成 30 年 3 月 22 日現在) | 大阪 | — | — | 1 | — | — | — | — |
| | 兵庫 | — | — | 3 | — | — | — | — |
| | 鳥取 | — | — | 25 | 18 | 312 | 15,078 | — |
| | 岡山 | — | — | 3 | — | — | 17 | — |
| | 合計 | — | — | 32 | 18 | 312 | 15,095 | — |
| 茨城県北部を震源とする地震 平成 28 年 12 月 28 日 21 時 38 分 M6.3 最大震度 6 弱 (平成 29 年 11 月 9 日現在) | 茨城 | — | — | 2 | — | 1 | 25 | — |
| 大阪府北部を震源とする地震 平成 30 年 6 月 18 日 7 時 58 分 M6.1 最大震度 6 弱 (令和元年 8 月 20 日現在) | 三重 | — | — | 2 | — | — | — | — |
| | 滋賀 | — | — | 3 | — | — | 5 | — |
| | 京都 | — | — | 25 | — | 9 | 3,424 | — |
| | 大阪 | 6 | — | 384 | 20 | 471 | 57,586 | 3 |
| | 兵庫 | — | — | 42 | 1 | 3 | 223 | 4 |
| | 奈良 | — | — | 5 | — | — | 28 | — |
| | 徳島 | — | — | 1 | — | — | — | — |
| | 合計 | 6 | — | 462 | 21 | 483 | 61,266 | 7 |
| 平成 30 年 北海道胆振東部地震 平成 30 年 9 月 6 日 3 時 7 分 M6.7 最大震度 7 (令和元年 8 月 20 日現在) | 北海道 | 43 | — | 782 | 469 | 1,660 | 13,849 | 2 |
| 熊本県熊本地方を震源とする地震 平成 31 年 1 月 3 日 18 時 10 分 M5.1 最大震度 6 弱 (令和元年 12 月 5 日現在) | 熊本 | — | — | 4 | — | — | 60 | — |
| 北海道胆振地方中東部を震源とする地震 平成 31 年 2 月 21 日 21 時 22 分 M5.8 最大震度 6 弱 (令和元年 12 月 5 日現在) | 北海道 | — | — | 6 | — | — | 19 | — |
| 山形県沖を震源とする地震 令和元年 6 月 18 日 22 時 22 分 M6.7 最大震度 6 強 (令和 2 年 4 月 1 日現在) | 宮城 | — | — | 5 | — | — | — | 2 |
| | 秋田 | — | — | 2 | — | — | 1 | — |
| | 山形 | — | — | 28 | — | 4 | 940 | — |
| | 新潟 | — | — | 7 | — | 24 | 639 | — |
| | 石川 | — | — | 1 | — | — | — | — |
| | 合計 | — | — | 43 | — | 28 | 1,580 | — |
| 福島県沖を震源とする地震 令和 3 年 2 月 13 日 23 時 07 分 M7.3 最大震度 6 強 (令和 3 年 11 月 26 日現在) | 岩手 | — | — | 1 | — | — | 2 | — |
| | 宮城 | — | — | 64 | 5 | 132 | 14,098 | 2 |
| | 山形 | — | — | 1 | — | — | 15 | — |
| | 福島 | 2 | — | 99 | 118 | 1,804 | 20,112 | — |
| | 茨城 | — | — | 3 | — | — | — | — |
| | 栃木 | — | — | 8 | — | — | — | — |
| | 群馬 | — | — | 1 | — | — | — | — |
| | 埼玉 | — | — | 3 | — | 1 | — | — |
| | 千葉 | — | — | 2 | — | — | 6 | — |
| | 東京 | — | — | — | — | — | 3 | — |
| | 神奈川 | — | — | 4 | — | — | 1 | — |
| | 新潟 | — | — | — | — | — | 2 | — |
| | 合計 | 2 | — | 186 | 123 | 1,937 | 34,239 | 2 |

(備考) 「平成 28 年 (2016 年) 熊本地震」のマグニチュード及び最大震度は、一連の地震におけるこれまでの最大の値を記載している。

資料 1-7-1 平成 7 年（1995 年）以降の原子力施設における主な事故

| 発生年月日 | 施設名 | 事故概要等 | INES による評価 |
|------------------|----------------------------------|--|------------|
| 平成 7 年 12 月 8 日 | 動力炉・核燃料開発事業団 (当時) | 使用前検査中の高速増殖炉「もんじゅ」において、冷却材であるナトリウムが漏えいし、火災となった。 | 1 |
| 平成 9 年 3 月 11 日 | 動力炉・核燃料開発事業団 (当時) | 東海再処理施設アスファルト固化処理施設において、火災爆発が発生した。 | 3 |
| 平成 11 年 9 月 30 日 | 株式会社 JCO | 東海事業所ウラン加工施設において、臨界に達する事故が発生し、従業員 3 人が重篤の放射線被ばくを受けた（うち 2 人死亡）ほか、これらの者を救急搬送した救急隊員 3 人、防災業務関係者、臨界状態停止のための作業に従事した従業員を含む多数の者が被ばくした。 | 4 |
| 平成 12 年 8 月 17 日 | 北海道電力(株)泊発電所 | 点検工事中の放射性廃棄物処理建屋サブタンク内の清掃作業中に、当該タンク内で体調不良となった作業員 1 人を救出するためタンク内に入った別の 2 人の作業員のうち 1 人が、救出に使用した縄ばしごの約 1メートルの高さから落下転倒し、死亡した（病院において、全身の放射線測定を改めて行った結果、臀部及び背部に汚染があり、臀部の汚染は当初事業所から説明があったレベルより高いことが判明）。 | — |
| 平成 13 年 11 月 7 日 | 中部電力(株)浜岡原子力発電所 | 定格熱出力運転中の 1号機において、非常用炉心冷却系の一つである高圧注入系の定期手動起動試験を実施したところ、同系統のタービン蒸気配管から分岐する余熱除去系配管が破断し、放射性物質を含む蒸気が原子炉建屋内に漏えいした。 | 1 |
| 平成 18 年 3 月 22 日 | 関西電力(株)大飯発電所 | 3、4号機廃棄物処理建屋において、管理区域である同建屋 4階の工具等の物置として使用していた場所で火災が発生した。 | — |
| 平成 19 年 7 月 16 日 | 東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所 | 新潟県中越沖地震（最大震度 6強）が発生し、それに伴い 3号機所内変圧器において火災が発生した。 | — |
| 平成 23 年 3 月 11 日 | 東京電力(株)福島第一原子力発電所 | 東北地方太平洋沖地震（最大震度 7）の発生に伴い、非常用炉心冷却装置による注水が不能になるなど、原災法に定める原子力緊急事態となった。また、原子炉建屋の水素爆発、火災、汚染水の滞留や放射性物質が外部に放出されるなどの事態となった。 | 7 ※暫定評価 |
| | 東京電力(株)福島第二原子力発電所 | 東北地方太平洋沖地震の発生に伴い、圧力抑制機能が喪失するなど、原災法に定める原子力緊急事態となった。 | 3 ※暫定評価 |
| | 東北電力(株)女川原子力発電所 | 東北地方太平洋沖地震の発生に伴い、タービン建屋地下 1階において、火災が発生した。 | — |
| 平成 25 年 5 月 23 日 | (独) 日本原子力研究開発機構 (当時) | 大強度陽子加速器施設 J-PARC ハドロン実験施設において、陽子ビーム取出装置の誤作動により放射性物質が管理区域外に漏えいし、放射線業務従事者 34 人が被ばくした。 | 1 |
| 平成 29 年 6 月 6 日 | (国研) 日本原子力研究開発機構 | 大洗研究開発センター燃料研究棟において、核燃料物質を収納した貯蔵容器の点検作業中、貯蔵容器内のビニルバッグが破裂し、作業員 5 人が被ばくした。 | 2 |
| 令和 3 年 3 月 16 日 | (公財) 核物質管理センター (六ヶ所所保障措置センター) | 六ヶ所所保障措置分析所内のグローブボックス内において、廃棄物容器内の内容物の化学反応による火災が発生した（設備等の損傷なし）。初期消火に際し、職員 1 人に軽微な身体汚染が生じた。 | — |

資料 1-8-1 主要港湾における消防機関の出動状況

(令和 2 年中)

| 事故種別件数 | | | | 事故発生場所別件数 | | | 総トン数別事故件数 | | | | | |
|--------|----|----|-----|-----------|------------|-----|-----------|---------------|--------------------------|---------------------|-------------|----|
| 火災 | 爆発 | 流出 | その他 | 海上 | 係留中 | | | 1,000 t 未満 | 1,000 t 以上 1万 t 未満 | 1万 t 以上 10万 t 未満 | 10万 t 以上 | 不明 |
| | | | | | 修理・ 解体中 | 荷役中 | その他 | | | | | |
| 16 | 0 | 7 | 15 | 14 | 4 | 6 | 14 | 22 | 3 | 3 | 0 | 10 |

(備考) 「特殊災害対策実態調査」により作成

資料 2-1-1 市町村の消防組織の現況

(各年 4 月 1 日現在)

| 区分 | | 令和 2 年 | 令和 3 年 | 比較 | |
|------|-----------|---------|---------|----------|---------|
| | | | | 増減数 | 増減率 (%) |
| 消防本部 | 消防単独市町村 | 726 | 724 | △ 2 | △ 0.3 |
| | 消防内訳 | 385 | 385 | 0 | 0.0 |
| | 消防一部事務組合等 | 52 | 51 | △ 1 | △ 1.9 |
| | 消防出張所 | 289 | 288 | △ 1 | △ 0.3 |
| | 消防職員数 | 1,719 | 1,718 | △ 1 | △ 0.1 |
| 消防団 | 消防職員数 | 3,106 | 3,099 | △ 7 | △ 0.2 |
| | うち女性消防職員数 | 166,628 | 167,073 | 445 | 0.3 |
| | 消防団員数 | 5,587 | 5,885 | 298 | 5.3 |
| | 消防分団員数 | 2,199 | 2,198 | △ 1 | △ 0.0 |
| | うち女性消防団員数 | 22,309 | 22,237 | △ 72 | △ 0.3 |
| | | 818,478 | 804,877 | △ 13,601 | △ 1.7 |
| | | 27,200 | 27,317 | 117 | 0.4 |

(備考)「消防防災・震災対策現況調査」及び「消防本部及び消防団に関する異動状況の報告」により作成

資料 2-1-2 都道府県別市町村消防組織一覧

(令和 3 年 4 月 1 日現在)

| 区分 | 消防本部 | | | | | 消防署 | 出張所 | 消防職員 | 消防団 | 消防分団 | 消防団員 |
|------|------|-----|----|---|-----|-------|-------|---------|-------|--------|---------|
| | 計 | 市 | 町 | 村 | 組合 | | | | | | |
| 北海道 | 58 | 17 | 5 | | 36 | 132 | 237 | 9,261 | 206 | 1,054 | 23,972 |
| 青森 | 11 | 2 | | | 9 | 39 | 48 | 2,671 | 41 | 778 | 17,591 |
| 岩手 | 12 | 4 | | | 8 | 27 | 51 | 2,018 | 33 | 429 | 20,335 |
| 宮城 | 11 | 4 | | | 7 | 33 | 59 | 3,191 | 42 | 481 | 18,223 |
| 秋田 | 13 | 6 | 1 | | 6 | 20 | 58 | 2,085 | 25 | 348 | 15,473 |
| 山形 | 12 | 7 | | | 5 | 16 | 39 | 1,565 | 35 | 325 | 23,204 |
| 福島 | 12 | 2 | | | 10 | 29 | 73 | 2,549 | 59 | 560 | 31,169 |
| 茨城 | 24 | 15 | 2 | | 7 | 65 | 59 | 4,535 | 44 | 1,039 | 21,698 |
| 栃木 | 12 | 7 | | | 5 | 29 | 44 | 2,515 | 29 | 287 | 14,052 |
| 群馬 | 11 | 4 | | | 7 | 36 | 45 | 2,637 | 35 | 420 | 11,131 |
| 埼玉 | 27 | 13 | 1 | | 13 | 64 | 129 | 8,663 | 64 | 622 | 13,763 |
| 千葉 | 31 | 22 | 1 | | 8 | 88 | 118 | 8,208 | 48 | 772 | 24,179 |
| 東京都 | 5 | 2 | 2 | 1 | | 84 | 220 | 19,355 | 98 | 719 | 22,202 |
| 神奈川県 | 24 | 17 | 7 | | | 58 | 207 | 10,154 | 59 | 532 | 17,950 |
| 新潟 | 19 | 13 | 1 | | 5 | 41 | 75 | 3,342 | 30 | 558 | 34,323 |
| 富山 | 7 | 3 | 1 | | 3 | 26 | 21 | 1,329 | 15 | 317 | 9,016 |
| 石川 | 11 | 6 | 2 | | 3 | 25 | 31 | 1,597 | 23 | 251 | 5,328 |
| 福井 | 9 | 3 | 1 | | 5 | 19 | 27 | 1,268 | 18 | 237 | 5,874 |
| 山梨 | 10 | 5 | | | 5 | 17 | 33 | 1,252 | 27 | 221 | 14,380 |
| 長野 | 13 | 2 | | | 11 | 60 | 34 | 2,522 | 77 | 609 | 32,477 |
| 岐阜 | 20 | 13 | 1 | | 6 | 44 | 64 | 2,790 | 44 | 450 | 21,518 |
| 静岡 | 16 | 10 | | | 6 | 45 | 91 | 4,670 | 35 | 573 | 18,093 |
| 愛知 | 34 | 24 | 2 | | 8 | 66 | 151 | 8,473 | 345 | 598 | 22,306 |
| 三重 | 15 | 11 | 1 | | 3 | 28 | 61 | 2,626 | 29 | 437 | 12,886 |
| 滋賀 | 7 | 3 | | | 4 | 23 | 29 | 1,699 | 19 | 225 | 8,746 |
| 京都 | 15 | 9 | 2 | | 4 | 31 | 67 | 3,369 | 55 | 424 | 16,973 |
| 大阪 | 26 | 19 | 2 | | 5 | 76 | 174 | 10,282 | 44 | 405 | 10,259 |
| 兵庫 | 24 | 18 | 1 | | 5 | 55 | 116 | 6,195 | 62 | 1,218 | 40,553 |
| 奈良 | 3 | 2 | | | 1 | 24 | 28 | 1,850 | 39 | 300 | 7,896 |
| 和歌山 | 17 | 7 | 6 | | 4 | 27 | 21 | 1,529 | 30 | 307 | 11,484 |
| 鳥取 | 3 | | | | 3 | 13 | 13 | 788 | 19 | 230 | 4,732 |
| 島根 | 9 | 5 | | | 4 | 20 | 31 | 1,203 | 19 | 321 | 11,386 |
| 岡山 | 14 | 10 | | | 4 | 24 | 58 | 2,527 | 27 | 442 | 26,515 |
| 広島 | 13 | 9 | 2 | | 2 | 39 | 77 | 3,678 | 30 | 535 | 20,732 |
| 山口 | 12 | 8 | | | 4 | 26 | 34 | 2,016 | 19 | 375 | 12,499 |
| 徳島 | 13 | 5 | 1 | | 7 | 19 | 14 | 1,095 | 27 | 421 | 10,445 |
| 香川 | 9 | 4 | 1 | | 4 | 17 | 19 | 1,202 | 17 | 237 | 7,583 |
| 愛媛 | 14 | 7 | 3 | | 4 | 25 | 36 | 1,878 | 20 | 365 | 19,470 |
| 高知 | 15 | 8 | | | 7 | 20 | 19 | 1,202 | 34 | 267 | 7,732 |
| 福岡 | 24 | 10 | 1 | | 13 | 45 | 96 | 5,035 | 73 | 717 | 24,274 |
| 佐賀 | 5 | 1 | | | 4 | 15 | 21 | 1,120 | 20 | 199 | 18,061 |
| 長崎 | 10 | 7 | 1 | | 2 | 17 | 67 | 1,739 | 21 | 703 | 18,869 |
| 熊本 | 12 | 2 | | | 10 | 27 | 56 | 2,444 | 45 | 603 | 30,852 |
| 大分 | 14 | 12 | | | 2 | 18 | 37 | 1,664 | 18 | 417 | 14,086 |
| 宮崎 | 10 | 7 | | | 3 | 13 | 21 | 1,242 | 26 | 143 | 13,971 |
| 鹿児島 | 20 | 10 | 1 | | 9 | 30 | 65 | 2,374 | 43 | 636 | 14,938 |
| 沖縄 | 18 | 10 | 1 | | 7 | 23 | 25 | 1,666 | 30 | 130 | 1,678 |
| 合計 | 724 | 385 | 50 | 1 | 288 | 1,718 | 3,099 | 167,073 | 2,198 | 22,237 | 804,877 |

(備考)「消防防災・震災対策現況調査」及び「消防本部及び消防団に関する異動状況の報告」により作成

資料

資料 2-1-3 消防機関数と消防職員数の推移

(各年4月1日現在)

| 年 | 区分 | 消 防 本 部 | | | | 消 防 団 | | | | |
|-------|---------|---------|------|-------|-------|---------|-------|--------|------------|-----------|
| | | 消防本部 | うち組合 | 消防署 | 出張所 | 消防職員 | 消防団 | 分 団 | 消防団 常備部 | 消防団員 |
| 昭和31年 | (1956年) | 383 | 6 | 465 | 713 | 31,864 | 5,332 | - | 101 | 1,830,222 |
| 32 | (1957) | 406 | 6 | 488 | 735 | 32,745 | 4,484 | - | 107 | 1,737,319 |
| 33 | (1958) | 429 | 6 | 507 | 778 | 33,729 | 4,304 | - | 104 | 1,677,555 |
| 34 | (1959) | 438 | 6 | 533 | 831 | 35,168 | 4,153 | - | 93 | 1,633,792 |
| 35 | (1960) | 445 | 3 | 562 | 833 | 36,627 | 4,016 | - | 102 | 1,591,053 |
| 36 | (1961) | 461 | 3 | 578 | 889 | 38,489 | 3,957 | 35,463 | 96 | 1,542,406 |
| 37 | (1962) | 484 | 3 | 597 | 919 | 40,948 | 3,909 | 35,377 | 100 | 1,488,495 |
| 38 | (1963) | 511 | 3 | 617 | 961 | 43,169 | 3,852 | 34,323 | 116 | 1,445,508 |
| 39 | (1964) | 544 | 4 | 641 | 996 | 45,357 | 3,835 | 33,825 | 117 | 1,413,285 |
| 40 | (1965) | 620 | 4 | 735 | 1,024 | 48,075 | 3,826 | 31,653 | 123 | 1,330,995 |
| 41 | (1966) | 640 | 4 | 755 | 1,072 | 50,806 | 3,818 | 30,940 | 125 | 1,301,702 |
| 42 | (1967) | 671 | 5 | 817 | 1,110 | 53,957 | 3,764 | 29,926 | 107 | 1,283,003 |
| 43 | (1968) | 700 | 9 | 851 | 1,155 | 56,681 | 3,748 | 29,451 | 94 | 1,258,277 |
| 44 | (1969) | 734 | 26 | 892 | 1,242 | 60,486 | 3,743 | 28,998 | 89 | 1,234,696 |
| 45 | (1970) | 756 | 58 | 937 | 1,308 | 64,230 | 3,699 | 28,482 | 71 | 1,210,839 |
| 46 | (1971) | 782 | 129 | 986 | 1,470 | 70,077 | 3,682 | 27,732 | 61 | 1,189,675 |
| 47 | (1972) | 805 | 221 | 1,094 | 1,769 | 79,092 | 3,659 | 27,638 | 23 | 1,166,625 |
| 48 | (1973) | 829 | 304 | 1,155 | 2,120 | 88,754 | 3,696 | 27,392 | 25 | 1,148,567 |
| 49 | (1974) | 848 | 359 | 1,230 | 2,407 | 98,329 | 3,682 | 27,081 | 22 | 1,131,723 |
| 50 | (1975) | 859 | 378 | 1,258 | 2,590 | 105,005 | 3,668 | 26,805 | 22 | 1,118,036 |
| 51 | (1976) | 869 | 387 | 1,286 | 2,665 | 107,632 | 3,673 | 26,650 | 22 | 1,105,299 |
| 52 | (1977) | 878 | 398 | 1,321 | 2,742 | 110,618 | 3,669 | 26,463 | 17 | 1,094,367 |
| 53 | (1978) | 887 | 408 | 1,336 | 2,771 | 114,249 | 3,669 | 26,324 | 18 | 1,087,269 |
| 54 | (1979) | 895 | 419 | 1,366 | 2,840 | 117,657 | 3,666 | 26,281 | 12 | 1,078,536 |
| 55 | (1980) | 906 | 427 | 1,425 | 2,883 | 120,460 | 3,641 | 26,084 | 11 | 1,069,140 |
| 56 | (1981) | 914 | 435 | 1,462 | 2,930 | 123,204 | 3,645 | 25,995 | 11 | 1,063,761 |
| 57 | (1982) | 923 | 441 | 1,470 | 3,001 | 125,335 | 3,656 | 26,115 | 9 | 1,057,404 |
| 58 | (1983) | 927 | 445 | 1,476 | 3,063 | 126,959 | 3,653 | 26,002 | 8 | 1,050,271 |
| 59 | (1984) | 932 | 451 | 1,483 | 3,111 | 128,087 | 3,658 | 25,858 | 8 | 1,042,463 |
| 60 | (1985) | 933 | 454 | 1,496 | 3,132 | 128,914 | 3,641 | 25,798 | 7 | 1,033,376 |
| 61 | (1986) | 933 | 454 | 1,501 | 3,151 | 129,610 | 3,650 | 25,701 | 7 | 1,026,224 |
| 62 | (1987) | 931 | 455 | 1,514 | 3,152 | 130,463 | 3,648 | 25,667 | 7 | 1,017,807 |
| 63 | (1988) | 930 | 456 | 1,526 | 3,170 | 131,407 | 3,649 | 25,606 | 6 | 1,008,998 |
| 平成元年 | (1989) | 931 | 458 | 1,535 | 3,160 | 132,437 | 3,649 | 25,620 | 6 | 1,002,371 |
| 2 | (1990) | 933 | 464 | 1,554 | 3,166 | 133,610 | 3,654 | 25,639 | 6 | 996,743 |
| 3 | (1991) | 935 | 468 | 1,589 | 3,175 | 135,157 | 3,648 | 25,559 | 2 | 991,566 |
| 4 | (1992) | 935 | 467 | 1,602 | 3,181 | 137,388 | 3,642 | 25,574 | 1 | 986,996 |
| 5 | (1993) | 932 | 466 | 1,618 | 3,200 | 141,403 | 3,642 | 25,575 | 1 | 983,014 |
| 6 | (1994) | 931 | 465 | 1,615 | 3,207 | 144,885 | 3,641 | 25,561 | 1 | 979,737 |
| 7 | (1995) | 931 | 467 | 1,631 | 3,207 | 147,016 | 3,637 | 25,506 | - | 975,512 |
| 8 | (1996) | 925 | 470 | 1,636 | 3,219 | 148,989 | 3,636 | 25,480 | - | 972,078 |
| 9 | (1997) | 923 | 471 | 1,654 | 3,224 | 150,626 | 3,641 | 25,455 | - | 968,081 |
| 10 | (1998) | 920 | 473 | 1,662 | 3,232 | 151,703 | 3,643 | 25,393 | - | 962,625 |
| 11 | (1999) | 911 | 473 | 1,670 | 3,239 | 152,464 | 3,641 | 25,351 | - | 957,047 |
| 12 | (2000) | 907 | 472 | 1,682 | 3,230 | 153,439 | 3,639 | 25,322 | - | 951,069 |
| 13 | (2001) | 904 | 475 | 1,687 | 3,225 | 153,952 | 3,636 | 25,268 | - | 944,134 |
| 14 | (2002) | 900 | 475 | 1,690 | 3,226 | 154,487 | 3,627 | 25,238 | - | 937,169 |
| 15 | (2003) | 894 | 472 | 1,696 | 3,207 | 155,016 | 3,598 | 25,064 | - | 928,432 |
| 16 | (2004) | 886 | 459 | 1,699 | 3,207 | 155,524 | 3,524 | 24,852 | - | 919,105 |
| 17 | (2005) | 848 | 385 | 1,704 | 3,225 | 156,082 | 2,963 | 24,384 | - | 908,043 |
| 18 | (2006) | 811 | 329 | 1,706 | 3,221 | 156,758 | 2,584 | 23,946 | - | 900,007 |
| 19 | (2007) | 807 | 320 | 1,705 | 3,230 | 157,396 | 2,474 | 23,605 | - | 892,893 |
| 20 | (2008) | 807 | 316 | 1,706 | 3,218 | 157,860 | 2,380 | 23,180 | - | 888,900 |
| 21 | (2009) | 803 | 312 | 1,710 | 3,197 | 158,327 | 2,336 | 22,997 | - | 885,394 |
| 22 | (2010) | 802 | 305 | 1,716 | 3,180 | 158,809 | 2,275 | 22,926 | - | 883,698 |
| 23 | (2011) | 798 | 303 | 1,711 | 3,186 | 159,354 | 2,263 | 22,839 | - | 879,978 |
| 24 | (2012) | 791 | 305 | 1,706 | 3,184 | 159,730 | 2,234 | 22,753 | - | 874,193 |
| 25 | (2013) | 770 | 304 | 1,700 | 3,162 | 160,392 | 2,224 | 22,578 | - | 868,872 |
| 26 | (2014) | 752 | 296 | 1,703 | 3,153 | 161,244 | 2,221 | 22,560 | - | 864,347 |
| 27 | (2015) | 750 | 295 | 1,709 | 3,145 | 162,124 | 2,208 | 22,549 | - | 859,995 |
| 28 | (2016) | 733 | 291 | 1,714 | 3,130 | 163,043 | 2,211 | 22,484 | - | 856,278 |
| 29 | (2017) | 732 | 290 | 1,718 | 3,111 | 163,814 | 2,209 | 22,458 | - | 850,331 |
| 30 | (2018) | 728 | 289 | 1,719 | 3,117 | 164,873 | 2,209 | 22,422 | - | 843,667 |
| 31 | (2019) | 726 | 289 | 1,719 | 3,113 | 165,438 | 2,198 | 22,388 | - | 831,982 |
| 令和2年 | (2020) | 726 | 289 | 1,719 | 3,106 | 166,628 | 2,199 | 22,309 | - | 818,478 |
| 3年 | (2021) | 724 | 288 | 1,718 | 3,099 | 167,073 | 2,198 | 22,237 | - | 804,877 |

(備考)「消防防災・震災対策現況調査」及び「消防本部及び消防団に関する異動状況の報告」により作成

資料 2-1-4 消防車両等の保有数

(令和3年4月1日現在) (単位: 台、艇、機)

| 区分 | | 消防本部 | 消防団 | 計 |
|---------------------|-------------|-------|--------|--------|
| 消 防 ポ ン プ 自 動 車 | | 7,747 | 13,796 | 21,543 |
| は し ご 自 動 車 | | 1,116 | 0 | 1,116 |
| 化 学 消 防 車 | | 934 | 4 | 938 |
| 救 急 自 動 車 | | 6,579 | 0 | 6,579 |
| 指 揮 車 | | 1,778 | 908 | 2,686 |
| 救 助 工 作 車 | | 1,239 | 0 | 1,239 |
| そ の 他 の 消 防 自 動 車 | | 9,390 | 2,183 | 11,573 |
| 小 型 動 力 ポ ン プ | | 3,574 | 49,314 | 52,888 |
| 内 訳 | 自 動 車 に 積 載 | 424 | 35,564 | 35,988 |
| | 台 車 に 積 載 | 1,833 | 2,565 | 4,398 |
| | 上 記 以 外 | 1,317 | 11,185 | 12,502 |
| 消 防 艇 | 38 | 11 | 49 | |
| 消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー | 32 | 0 | 32 | |

(備考) 「消防防災・震災対策現況調査」、「救急年報報告」、「救助年報報告」により作成

資料 2-1-5 消防水利 (主な人工水利) の整備数

(各年4月1日現在)

| 区分 | 令和2年 | 令和3年 | 比較 | |
|-------------|---|----------------------|--------|---------|
| | | | 増減数 | 増減率 (%) |
| 全 国 の 整 備 数 | 2,491,074 (100.0) | 2,499,150 (100.0) | 8,076 | 0.3 |
| 消 火 栓 | 1,936,132 (77.7) | 1,941,751 (77.7) | 5,619 | 0.3 |
| 防 火 水 槽 | 535,651 (21.5) | 538,280 (21.5) | 2,629 | 0.5 |
| 井 戸 | 20 m ³ ~40 m ³ 未満 | 102,913 | 97 | 0.1 |
| | 40 m ³ ~60 m ³ 未満 | 386,180 | 2,175 | 0.6 |
| | 60 m ³ 以上 | 46,558 | 46,915 | 357 |
| | 19,291 (0.8) | 19,119 (0.8) | △172 | △0.9 |

(備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

2 () は、構成比を示し、単位は%である。

資料 2-1-6 普通会計歳出決算額と消防費決算額との比較並びに1世帯当たり及び住民1人当たり消防費の推移

| 年度 | 普通会計 歳出決算額 (百万円) (A) | 消防費 決算額 (百万円) (B) | 1世帯 当たり 消防費 (円) | 住民1人 当たり 消防費 (円) | (B) / (A) ×100 (%) |
|-----|-------------------------------|----------------------------|--------------------------|---------------------------|--------------------------|
| H29 | 58,128,548 | 2,006,217 | 34,905 | 15,685 | 3.5 |
| H30 | 58,169,432 | 2,001,176 | 34,499 | 15,670 | 3.4 |
| R1 | 59,634,943 | 2,091,952 | 35,743 | 16,415 | 3.5 |

(備考) 1 「地方財政の状況」(総務省)及び「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」(総務省)により作成

2 世帯数及び人口は、それぞれの年度の1月1日現在の計数を用いている。

3 各決算額は純計額であり、消防に関する一部事務組合等に対する負担金等の重複は除いている。

4 普通会計決算額には東京都の消防費決算額(東京消防庁)を含む。

資料 2-1-7 消防費の性質別歳出決算額の推移

(単位：億円、%)

| 区 分 | 平成 27 年度 | | 平成 28 年度 | | 平成 29 年度 | | 平成 30 年度 | | 令和元年度 | |
|---------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|--------|-------|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 人件費 | 13,264 | 63.3 | 13,397 | 67.5 | 13,538 | 67.5 | 13,715 | 68.5 | 13,880 | 66.3 |
| 物件費 | 2,017 | 9.6 | 2,052 | 10.3 | 2,114 | 10.5 | 2,165 | 10.8 | 2,270 | 10.9 |
| 普通建設事業費 | 4,766 | 22.7 | 3,505 | 17.7 | 3,092 | 15.4 | 3,152 | 15.8 | 3,591 | 17.2 |
| 補助事業費 | 846 | 4.0 | 698 | 3.5 | 557 | 2.8 | 456 | 2.3 | 530 | 2.5 |
| 単独事業費 | 3,912 | 18.7 | 2,806 | 14.1 | 2,534 | 12.6 | 2,693 | 13.5 | 3,058 | 14.6 |
| 受託事業費 | 8 | 0.0 | 1 | 0.0 | 0 | 0.0 | 2 | 0.0 | 3 | 0.0 |
| その他 | 922 | 4.4 | 901 | 4.5 | 1,318 | 6.6 | 980 | 4.9 | 1,178 | 5.6 |
| 計 | 20,969 | 100.0 | 19,855 | 100.0 | 20,062 | 100.0 | 20,012 | 100.0 | 20,920 | 100.0 |

(備考) 1 「地方財政統計年報」(総務省)により作成

2 単位未満を四捨五入しているため、合計等が一致しない場合がある。

資料 2-1-8 消防費決算額の財源内訳

(単位：億円、%)

| 区 分 | 平成 27 年度 | | 平成 28 年度 | | 平成 29 年度 | | 平成 30 年度 | | 令和元年度 | |
|---------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|--------|-------|
| | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 | 金額 | 構成比 |
| 一般財源等 | 16,746 | 79.9 | 16,814 | 84.7 | 17,408 | 86.8 | 17,251 | 86.2 | 17,769 | 84.9 |
| 特定財源 | 4,223 | 20.1 | 3,041 | 15.3 | 2,654 | 13.2 | 2,761 | 13.8 | 3,150 | 15.1 |
| 国庫支出金 | 411 | 2.0 | 318 | 1.6 | 245 | 1.2 | 223 | 1.1 | 255 | 1.2 |
| 地方債 | 3,116 | 14.9 | 2,135 | 10.8 | 1,860 | 9.3 | 1,925 | 9.6 | 2,302 | 11.0 |
| 使用料、手数料 | 33 | 0.2 | 32 | 0.2 | 31 | 0.2 | 33 | 0.2 | 33 | 0.2 |
| その他 | 664 | 3.2 | 555 | 2.8 | 518 | 2.6 | 580 | 2.9 | 560 | 2.7 |
| 計 | 20,969 | 100.0 | 19,855 | 100.0 | 20,062 | 100.0 | 20,012 | 100.0 | 20,920 | 100.0 |

(備考) 1 「地方財政統計年報」(総務省)により作成

2 単位未満を四捨五入しているため、合計等が一致しない場合がある。

資料 2-1-9 消防費の単位費用及び基準財政需要額の推移

| 年度 | 単位費用 (円) | 対前年度 伸び率 (%) | 基準財政 需要額 (百万円) | 対前年度 伸び率 (%) |
|-----|-------------|--------------------|----------------------|--------------------|
| H29 | 11,300 | 0.0 | 1,670,020 | 0.9 |
| H30 | 11,300 | 0.0 | 1,667,748 | △0.1 |
| R1 | 11,300 | 0.0 | 1,661,452 | △0.4 |
| R2 | 11,400 | 0.9 | 1,673,420 | 0.7 |
| R3 | 11,700 | 2.6 | 1,716,179 | 2.6 |

(備考) 「地方交付税関係計数資料」(総務省)により作成

資料 2-1-10 国庫補助金による年度別消防防災施設整備状況

(単位：千円)

| | 平成 29 年度 | | 平成 30 年度 | | 令和元年度 | | 令和 2 年度 | | 昭和 28 年度～令和 2 年度 | |
|-------------------|----------|-----------|----------|-----------|-------|-----------|---------|-----------|------------------|-------------|
| | 数量 | 交付額 | 数量 | 交付額 | 数量 | 交付額 | 数量 | 交付額 | 数量 | 交付額 |
| 耐震性貯水槽 | 319 | 950,604 | 374 | 1,146,128 | 350 | 955,917 | 350 | 1,003,162 | 17,943 | 68,638,331 |
| 備蓄倉庫 | 3 | 63,715 | 4 | 55,099 | 0 | 0 | 1 | 3,320 | 265 | 1,935,810 |
| 防火水槽 | 8 | 14,242 | 11 | 20,307 | 7 | 11,052 | 13 | 24,953 | 119,097 | 115,206,589 |
| 救助活動等拠点施設等 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 15,895 |
| 活動火山対策避難施設 | 0 | 0 | 2 | 38,604 | 4 | 29,175 | 0 | 0 | 14 | 291,067 |
| 画像伝送システム | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 43 | 6,249,758 |
| 広域訓練拠点施設整備事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 565,962 |
| 救急安心センター等整備事業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 高機能消防指令センター総合整備事業 | 2 | 115,646 | 1 | 72,956 | 6 | 327,984 | 2 | 67,252 | 168 | 12,572,934 |
| 林野火災用活動拠点広場 | - | - | - | - | - | - | - | - | 9 | 162,369 |
| 訓練塔 | - | - | - | - | - | - | - | - | 143 | 723,991 |
| 自然水利利用施設 | - | - | - | - | - | - | - | - | 21 | 21,777 |
| 空中消火等補給基地 | - | - | - | - | - | - | - | - | 9 | 116,226 |
| 救急用ヘリコプター離着陸場 | - | - | - | - | - | - | - | - | 50 | 2,001,029 |
| 体力錬成施設 | - | - | - | - | - | - | - | - | 32 | 380,367 |
| ヘリコプター離着陸用広場 | - | - | - | - | - | - | - | - | 1 | 12,000 |
| 消防団拠点施設等整備事業 | - | - | - | - | - | - | - | - | 1,385 | 7,031,865 |
| 広域消防・無線中継施設 | - | - | - | - | - | - | - | - | 7 | 66,101 |
| コミュニティ防災拠点施設整備事業 | - | - | - | - | - | - | - | - | 38 | 118,061 |
| 震度情報ネットワークシステム | - | - | - | - | - | - | - | - | 46 | 4,068,500 |
| 自然水利等活用施設整備モデル事業 | - | - | - | - | - | - | - | - | 1 | 40,000 |
| 消防広域化推進事業 | - | - | - | - | - | - | - | - | 9 | 311,191 |
| 広域応援対応型消防艇 | - | - | - | - | - | - | - | - | 2 | 647,847 |
| 消防艇 | - | - | - | - | - | - | - | - | 77 | 2,919,376 |
| 消防用ヘリコプター附帯施設 | - | - | - | - | - | - | - | - | 6 | 357,173 |
| 消防用高所監視施設 | - | - | - | - | - | - | - | - | 17 | 308,207 |
| 消防車両動態管理・情報システム | - | - | - | - | - | - | - | - | 4 | 456,049 |
| その他 | - | - | - | - | - | - | - | - | 115 | 1,351,167 |
| 合計 | 332 | 1,144,207 | 392 | 1,333,094 | 367 | 1,324,128 | 367 | 1,098,687 | 139,508 | 226,569,642 |

- (備考) 1 当該年度には、前年度繰越分を含む。
 2 令和 2 年度については、翌年度繰越分を含まない。
 3 補助金交付調書の集計結果により作成

資料

資料 2-1-11 国庫補助金による年度別消防防災設備整備状況

(単位：千円)

| | 平成 30 年度 | | 令和元年度 | | 令和 2 年度 | | 昭和 28 年度～令和 2 年度 | |
|-----------------------|----------|-----------|-------|-----------|---------|-----------|------------------|-------------|
| | 数量 | 交付額 | 数量 | 交付額 | 数量 | 交付額 | 数量 | 交付額 |
| 災害対応特殊消防ポンプ自動車 | 118 | 1,141,454 | 111 | 1,387,324 | 110 | 1,446,656 | 2,042 | 18,109,091 |
| 災害対応特殊化学消防ポンプ自動車 | 17 | 244,611 | 9 | 230,167 | 10 | 226,966 | 289 | 4,436,590 |
| 災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車 | 22 | 1,132,185 | 12 | 716,789 | 9 | 448,541 | 333 | 14,379,044 |
| 救助工工作車 | 13 | 190,314 | 11 | 267,599 | 25 | 611,474 | 508 | 8,028,631 |
| 災害対応特殊救急自動車 | 126 | 1,139,345 | 128 | 1,194,053 | 119 | 1,123,556 | 4,369 | 28,502,946 |
| 高度救命処置用資機材 | 104 | 349,261 | 105 | 332,970 | 103 | 338,445 | | |
| 災害対応特殊高所放水車 | 2 | 15,338 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 | 50,726 |
| 災害対応特殊大型高所放水車 | 0 | 0 | 1 | 42,752 | 0 | 0 | 2 | 83,561 |
| 災害対応特殊泡原液搬送車 | 2 | 20,854 | 0 | 0 | 0 | 0 | 11 | 113,207 |
| 特殊災害対応自動車 | 0 | 0 | 1 | 52,223 | 0 | 0 | 12 | 549,295 |
| 支援車 | 15 | 135,864 | 7 | 39,792 | 17 | 110,073 | 190 | 2,179,285 |
| 災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車 | 5 | 61,848 | 2 | 37,032 | 3 | 55,548 | 40 | 522,444 |
| 消防活動二輪車 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2,046 | 4 | 4,011 |
| 救助消防ヘリコプター | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 30 | 7,200,000 |
| 救助消防ヘリコプターテレビ電送システム | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 78,743 | 50 | 2,452,212 |
| ヘリコプター高度化資機材 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 24 | 934,181 |
| ヘリコプター消火用タンク | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 14 | 166,114 |
| ヘリコプター用衛星電話 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9 | 52,780 |
| 広域応援対応型消防艇 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 49,695 | 2 | 289,695 |
| 救助用資機材 | 14 | 170,873 | 13 | 151,827 | 23 | 305,089 | 516 | 6,145,603 |
| 高度救助用資機材 | 6 | 62,891 | 10 | 59,701 | 9 | 97,365 | 341 | 2,996,256 |
| 高度探査装置 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 13,640 | 39 | 458,531 |
| 緊急消防援助隊用支援資機材等 | 8 | 14,067 | 4 | 8,146 | 4 | 5,624 | 122 | 218,508 |
| テロ対策用特殊救助資機材 | 9 | 31,595 | 8 | 17,568 | 19 | 99,719 | 194 | 636,515 |
| 検知型遠隔探査装置 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 海水利用型消防水利システム | 0 | 0 | 3 | 77,182 | 2 | 109,327 | 14 | 585,615 |
| 消防救急無線 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 124 | 12,573,952 |
| 搬送用アイソレータ装置 | - | - | - | - | 121 | 74,620 | | |
| 災害対応特殊屈折放水塔車 | - | - | - | - | - | - | 5 | 96,091 |
| 消防ポンプ自動車 | - | - | - | - | - | - | 39,215 | 93,252,504 |
| 小型動力ポンプ | - | - | - | - | - | - | 47,509 | 10,646,722 |
| 消防専用電話装置 | - | - | - | - | - | - | 23,629 | 3,859,354 |
| 小型動力ポンプ付積載車 | - | - | - | - | - | - | 17,426 | 16,256,442 |
| 小型動力ポンプ付水槽車 | - | - | - | - | - | - | 668 | 4,401,633 |
| 消防団活性化総合整備事業 | - | - | - | - | - | - | 1,091 | 5,566,552 |
| 消防団総合整備事業 | - | - | - | - | - | - | 433 | 4,050,058 |
| 防災無線 | - | - | - | - | - | - | 1,729 | 45,448,338 |
| 高能防災無線 | - | - | - | - | - | - | 83 | 4,902,957 |
| 受令機 | - | - | - | - | - | - | 67 | 15,918 |
| 林野火災工工作車 | - | - | - | - | - | - | 135 | 375,349 |
| チェンソー | - | - | - | - | - | - | 29 | 16,612 |
| 可搬式消火機材 | - | - | - | - | - | - | 670 | 438,635 |
| 可搬式小型動力ポンプ | - | - | - | - | - | - | 6,232 | 2,547,459 |
| 電源車 | - | - | - | - | - | - | 121 | 947,756 |
| 起震車 | - | - | - | - | - | - | 100 | 302,807 |
| 防災指導車 | - | - | - | - | - | - | 23 | 163,408 |
| 多重情報処理車 | - | - | - | - | - | - | 3 | 28,908 |
| 震災工工作車 | - | - | - | - | - | - | 5 | 62,205 |
| 火山噴火災害特殊避難車 | - | - | - | - | - | - | 2 | 9,961 |
| 耐熱装甲型救助活動車 | - | - | - | - | - | - | 2 | 65,200 |
| 救護所用資機材 | - | - | - | - | - | - | 133 | 192,458 |
| 給水車 | - | - | - | - | - | - | 19 | 85,443 |
| コミュニティ防災資機材等整備事業 | - | - | - | - | - | - | 7,194 | 1,997,052 |
| 自主防災組織活性化事業 | - | - | - | - | - | - | 102 | 64,156 |
| 林野火災対策用資機材 | - | - | - | - | - | - | 22 | 42,354 |
| 震災初動対応資機材 | - | - | - | - | - | - | 103 | 198,490 |
| 降雨情報等収集分析装置 | - | - | - | - | - | - | 1 | 3,669 |
| 化学消防ポンプ自動車 | - | - | - | - | - | - | 1,575 | 8,727,952 |
| はしご付消防ポンプ自動車 | - | - | - | - | - | - | 2,119 | 39,775,475 |
| 高発泡車 | - | - | - | - | - | - | 64 | 224,979 |
| 屈折放水塔車 | - | - | - | - | - | - | 27 | 250,691 |
| ヘリコプター | - | - | - | - | - | - | 78 | 7,703,731 |
| ヘリコプターテレビ電送システム | - | - | - | - | - | - | 22 | 1,582,659 |
| 消防緊急通信指令施設 | - | - | - | - | - | - | 842 | 14,290,859 |
| 救助資機材等総合整備事業 | - | - | - | - | - | - | 1,525 | 7,874,955 |
| 救急高度化推進整備事業 | - | - | - | - | - | - | 276 | 1,592,606 |
| 大型化学消防ポンプ自動車 | - | - | - | - | - | - | 103 | 1,453,056 |
| 大型高所放水車 | - | - | - | - | - | - | 110 | 2,392,807 |
| 泡原液搬送車 | - | - | - | - | - | - | 102 | 449,938 |
| 救急業務高度化資機材緊急整備事業 | - | - | - | - | - | - | 2,026 | 15,216,053 |
| ヘリコプター運行管理システム | - | - | - | - | - | - | 10 | 11,279 |
| 画像伝送システム | - | - | - | - | - | - | 7 | 278,499 |
| 自然水利活用遠距離送水システム | - | - | - | - | - | - | 15 | 73,203 |
| 自然水利活用小型動力ポンプ連結送水システム | - | - | - | - | - | - | 1 | 5,047 |
| 放射線防護資機材 | - | - | - | - | - | - | 30 | 46,072 |
| 救急指令装置その他 | - | - | - | - | - | - | 2,329 | 2,478,383 |
| その他 | - | - | - | - | - | - | 5,200 | 5,409,181 |
| 合 計 | 461 | 4,710,500 | 425 | 4,615,125 | 580 | 5,197,127 | 172,498 | 417,544,709 |

- (備考) 1 当該年度には、前年度繰越分を含む。
2 令和 2 年度については、翌年度繰越分を含まない。
3 令和 2 年度については、補正予算整備分を含む。
4 補助金交付調書の集計結果により作成

資料 2-1-12 市町村等の消防防災施設等整備に係る地方債発行（予定）額の推移

(単位：百万円、%)

| 区 分 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 (A) | 令和元年度 (B) | 対前年度比較 | |
|------------------|----------|-----------------|--------------|---------------------|------------------|
| | | | | 増減額 (C) (B-A) | 増減率 (C) / (A) |
| 緊急防災・減災事業（通常収支分） | 147,030 | 189,566 | 260,413 | 70,847 | 37.4 |
| 教育・福祉施設等整備事業 | 9,418 | 11,337 | 11,006 | △ 331 | △ 2.9 |
| 一般補助施設整備等事業 | 4,870 | 6,291 | 6,239 | △ 52 | △ 0.8 |
| 施設整備事業（一般財源化分） | 4,548 | 5,046 | 4,767 | △ 279 | △ 5.5 |
| 一般単独事業 | 30,852 | 31,914 | 41,279 | 9,365 | 29.3 |
| 一般事業（消防・防災施設） | 20,432 | 21,456 | 26,653 | 5,197 | 24.2 |
| 防災対策事業 | 10,420 | 10,458 | 14,626 | 4,168 | 39.9 |
| 防災基盤整備事業 | 9,701 | 9,956 | 14,046 | 4,090 | 41.1 |
| 公共施設等耐震化事業 | 719 | 502 | 580 | 78 | 15.5 |
| 辺地対策事業 | 1,955 | 1,395 | 1,254 | △ 141 | △ 10.1 |
| 過疎対策事業 | 11,711 | 13,831 | 10,135 | △ 3,696 | △ 26.7 |
| 合 計 | 200,966 | 248,043 | 324,087 | 76,044 | 30.7 |

- (備考) 1 「総務省自治財政局調査」をもとに作成。特別区を含む。
 2 緊急防災・減災事業（通常収支分）、教育・福祉施設等整備事業、一般単独事業並びに辺地対策事業及び過疎対策事業のうち、消防防災施設等整備事業に係る額を記載している。
 3 単位未満を四捨五入しているため、合計等が一致しない場合がある。

資料 2-1-13 都道府県の普通会計歳出決算額と防災費決算額等の推移

(単位：百万円、%)

| 年度 | 普通会計 歳出決算額 (A) | 防災費 決算額 (B) | (B) / (A) ×100 | (B) のうち 市町村に対するもの | |
|-----|----------------------|-------------------|-------------------|----------------------|-----|
| | | | | 補助金 | 貸付金 |
| H29 | 49,218,577 | 131,738 | 0.27 | 7,402 | 483 |
| H30 | 48,725,495 | 124,038 | 0.25 | 8,596 | 172 |
| R1 | 49,096,513 | 135,843 | 0.28 | 8,473 | 417 |

- (備考) 1 「都道府県決算状況調」(総務省)により作成
 2 普通会計歳出決算額は、東京都の防災費決算額（東京消防庁）を除く。

資料 2-1-14 令和3年度 消防庁予算の内訳

【百万円、%】

| 事業内容 | R3 予算 (A) | R2 予算 (B) | 比較増減 (A-B) | 増減率 (%) |
|--|--------------|--------------|---------------|------------|
| ～国民の生命・生活を守る～ 消防防災行政の推進（一般会計） ① | 12,818 | 16,344 | △ 3,526 | △ 21.6 |
| 大規模災害に備えた緊急消防援助隊等の充実強化 | 5,257 | 6,885 | △ 1,628 | △ 23.6 |
| うち 緊急消防援助隊施設整備費補助金（車両等） | 4,986 | 4,986 | 0 | 0.0 |
| 様々な災害に対応するための常備消防力等の強化 | 1,715 | 1,617 | 98 | 6.1 |
| うち 消防防災施設整備費補助金 | 1,372 | 1,353 | 19 | 1.4 |
| 地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の充実強化 | 731 | 2,355 | △ 1,624 | △ 69.0 |
| うち 消防団を中核とした地域防災力の充実強化 | 510 | 530 | △ 19 | △ 3.7 |
| うち 消防団の装備・訓練の充実強化 | 188 | 1,825 | △ 1,637 | △ 89.7 |
| 火災予防対策の推進 | 252 | 294 | △ 42 | △ 14.3 |
| 消防防災分野における女性の活躍促進 | 282 | 271 | 11 | 4.2 |
| 防災情報の伝達体制の強化 | 1,343 | 1,314 | 29 | 2.2 |
| 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた安心・安全対策の推進 | 460 | 864 | △ 405 | △ 46.8 |
| 消防防災分野における消防用機器等の海外展開の推進及び科学技術の活用 | 577 | 580 | △ 3 | △ 0.5 |
| 被災地における消防防災体制の充実強化（復興特別会計） ② | 228 | 786 | △ 557 | △ 71.0 |
| 消防防災施設災害復旧費補助金・消防防災設備災害復旧費補助金 | 90 | 407 | △ 316 | △ 77.8 |
| 原子力災害避難指示区域消防活動費交付金 | 89 | 280 | △ 191 | △ 68.1 |
| 緊急消防援助隊活動費負担金（東日本大震災派遣へり除染） | 48 | 98 | △ 50 | △ 50.8 |
| 総計（①+②） | 13,046 | 17,130 | △ 4,084 | △ 23.8 |

※端数処理の関係上、数値が合わない箇所がある。

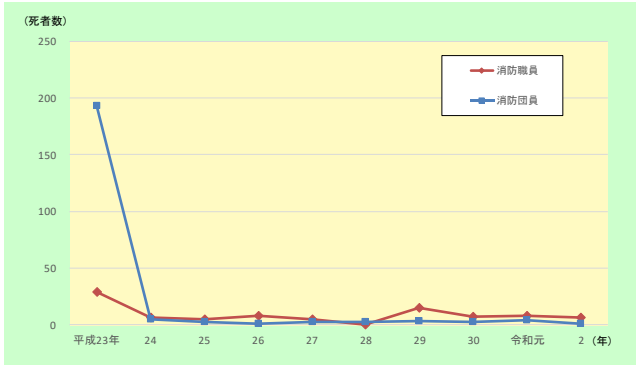
資料 2-3-1 消防職団員の公務による死傷者数

(令和2年中)(単位:人)

| 区 分 | | 消防職員 | 消防団員 | 計 | 構成比(%) |
|---------------|-------|-------|------|-------|--------|
| 火 災 | 死 者 | 4 | 0 | 4 | 57.1 |
| | 負 傷 者 | 178 | 134 | 312 | 21.9 |
| 風 水 害 等 の 災 害 | 死 者 | 0 | 0 | 0 | 0.0 |
| | 負 傷 者 | 15 | 11 | 26 | 1.8 |
| 救 急 | 死 者 | 0 | 0 | 0 | 0.0 |
| | 負 傷 者 | 205 | 0 | 205 | 14.4 |
| 演 習 ・ 訓 練 等 | 死 者 | 1 | 1 | 2 | 28.6 |
| | 負 傷 者 | 382 | 100 | 482 | 33.8 |
| 特 別 警 戒 | 死 者 | 0 | 0 | 0 | 0.0 |
| | 負 傷 者 | 0 | 5 | 5 | 0.4 |
| 捜 索 | 死 者 | 0 | 0 | 0 | 0.0 |
| | 負 傷 者 | 4 | 9 | 13 | 0.9 |
| そ の 他 | 死 者 | 1 | 0 | 1 | 14.3 |
| | 負 傷 者 | 343 | 38 | 381 | 26.8 |
| 計 | 死 者 | 6 | 1 | 7 | 100.0 |
| | 負 傷 者 | 1,127 | 297 | 1,424 | 100.0 |

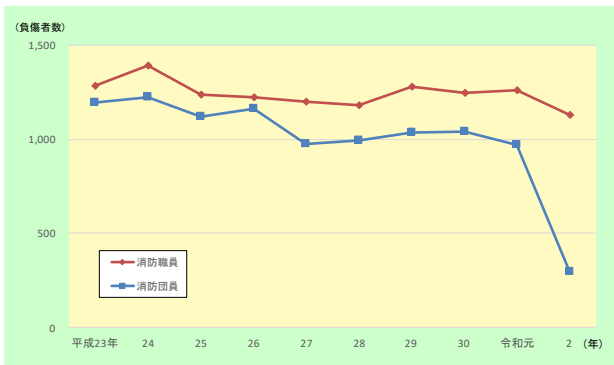
- (備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成
2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

資料 2-3-2 消防職団員の公務による死者数の推移



(備考) 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

資料 2-3-3 消防職団員の公務による負傷者数の推移



(備考) 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

資料 2-3-4 消防本部における交替制勤務体制

(令和3年4月1日現在)

| 勤務体制別本部数 | | | | |
|----------|----------------|-------|------|------|
| 消防本部数 | 交替制をとっている消防本部数 | | | |
| | 2部制 | 3部制 | 併用 | その他 |
| 724 | 430 | 223 | 62 | 9 |
| | 59.4% | 30.8% | 8.6% | 1.2% |

- (備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成
 2 交替制の「その他」とは、指令業務のみ4部制を取り入れている消防本部及び宿直者を3班に分けて変則的な勤務体制をとる消防本部等をいう。
 3 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

資料 2-3-5 勤務体制別消防吏員数

(令和3年4月1日現在)

| 勤務体制別 | 毎日勤務 | 2部制 | 3部制 | その他派遣等 | 計 |
|-------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 消防吏員数 | 32,266 | 81,654 | 47,440 | 4,103 | 165,463 |
| | 19.5% | 49.3% | 28.7% | 2.5% | 100.0% |

- (備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成
 2 勤務体制別の「その他派遣等」とは、首長部局に派遣されている職員及び消防学校など消防本部(署)以外の部署に勤務する職員等をいう。
 3 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

資料 2-3-6 消防職員委員会の審議結果

(令和2年度)

| 審議意見 | 審議件数 | 審議結果 | | | | |
|----------------------|--------|-----------|------------|-----------|-----------|------|
| | | 実施が 適当 | 諸課題を 検討 | 実施は 困難 | 現行 どおり | その他 |
| 勤務条件・ 厚生福利 | 2,257 | 792 | 723 | 129 | 551 | 62 |
| | 42.7% | 15.0% | 13.7% | 2.4% | 10.4% | 1.2% |
| 被服・ 装備品 | 1,681 | 574 | 536 | 63 | 485 | 23 |
| | 31.8% | 10.9% | 10.1% | 1.2% | 9.2% | 0.4% |
| 機械器具・ その他の 施設等 | 1,347 | 399 | 331 | 43 | 398 | 176 |
| | 25.5% | 7.5% | 6.3% | 0.8% | 7.5% | 3.3% |
| 計 | 5,285 | 1,765 | 1,590 | 235 | 1,434 | 261 |
| | 100.0% | 33.4% | 30.1% | 4.4% | 27.1% | 4.9% |

- (備考) 1 「令和2年度における消防職員委員会の運営状況調査結果」より作成
 2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

資料 2-3-7 令和元年度に消防職員委員会において 審議された意見の実現状況

(令和2年度末現在)

| 「実施が適当」とされた 意見数 (A) | 既の実施された件数 (B) | 割合 (B) / (A) × 100 |
|------------------------|------------------|--------------------|
| 1,635 件 | 950 件 | 58.1% |

(備考) 「令和2年度における消防職員委員会の運営状況調査結果」より
作成

資料 2-3-8 各年度の消防職員委員会開催状況

(各年度末現在)

| 開催年度 | 消防本部数 | 開催本部数 | 開催率 |
|--------|-------|-------|--------|
| 平成28年度 | 733本部 | 733本部 | 100.0% |
| 29年度 | 732本部 | 732本部 | 100.0% |
| 30年度 | 728本部 | 728本部 | 100.0% |
| 令和元年度 | 726本部 | 726本部 | 100.0% |
| 2年度 | 726本部 | 726本部 | 100.0% |

(備考) 「令和2年度における消防職員委員会の運営状況調査結果」より
作成

資料 2-3-9 各年度の消防職員委員会審議件数及び 審議結果

| | 審議 件数 | 審議結果の区分 | | | | |
|-------------------------|----------|-----------|------------|-----------|-----------|-------|
| | | 実施が 適当 | 諸課題を 検討 | 実施は 困難 | 現行 どおり | その他 |
| 平成28年度 | 4,901 | 1,677 | 1,430 | 177 | 1,315 | 302 |
| | | 34.2% | 29.2% | 3.6% | 26.8% | 6.2% |
| 29年度 | 4,999 | 1,663 | 1,429 | 197 | 1,422 | 288 |
| | | 33.3% | 28.6% | 3.9% | 28.4% | 5.8% |
| 30年度 | 4,918 | 1,548 | 1,504 | 207 | 1,392 | 267 |
| | | 31.5% | 30.6% | 4.2% | 28.3% | 5.4% |
| 令和元年度 | 5,201 | 1,635 | 1,586 | 230 | 1,506 | 244 |
| | | 31.4% | 30.5% | 4.4% | 29.0% | 4.7% |
| 2年度 | 5,285 | 1,765 | 1,590 | 235 | 1,434 | 261 |
| | | 33.4% | 30.1% | 4.4% | 27.1% | 4.9% |
| 累計 (平成8年度～ 令和2年度) | 131,999 | 50,644 | 37,675 | 6,282 | 31,407 | 5,991 |
| | | 38.4% | 28.5% | 4.8% | 23.8% | 4.5% |

- (備考) 1 「令和2年度における消防職員委員会の運営状況調査結果」
より作成
2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合
がある。
3 審議結果のうち、「その他」については平成11年度から設
定

資料 2-3-10 「消防本部におけるハラスメント等への対応策に関するワーキンググループ」を踏まえた対応策

1. 消防職員・消防本部アンケート結果

- 消防現場におけるハラスメント等は、依然として存在（最近1年間に「パワハラを受けた」男性17%、「セクハラを受けた」女性28%）
- 通報等の体制整備は一定程度進んでいるが、活用はほとんど進んでいない（通報等の窓口を設置している本部は74%。窓口に相談した職員はパワハラを受けた男性のうち3%、セクハラを受けた女性のうち4%）

2. ハラスメント等への対応策

(1) 提言の概要

トップの意志の明確化等

- ハラスメント等の撲滅のための、消防長の宣言等による意志の明確な表明・周知徹底
- 消防本部においてハラスメント等撲滅推進会議を開催

ハラスメント等通報制度の確立及びハラスメント相談窓口の設置

- 消防本部においてハラスメント等通報制度を確立し、事案を調査・解決
- 消防本部においてハラスメント相談窓口を設置し、相談者を精神的にサポート

ハラスメント等相談窓口の設置

- 都道府県及び消防庁においてハラスメント等相談窓口を設置し、消防本部に助言し、事案を解決

懲戒処分の厳格化

- 消防本部において懲戒処分基準及び処分の公表基準を策定・公表

職員のセルフチェック・アンケートの実施

- 消防本部において、
 - ・自らの行動を振り返るためのセルフチェックの実施
 - ・実態調査のための定期的なアンケートの実施

研修の充実

- 消防大学校、消防学校等において研修を充実

消防職員委員会の有効活用

- 消防本部において消防職員委員会の場で積極的に審議

(2) スケジュール(消防庁の対応)

平成29年度7月

8月～平成29年度末

平成30年度～

- ハラスメント等撲滅推進会議、ハラスメント等通報制度及びハラスメント相談窓口の要綱のひな形の提示（7月）

- 「消防庁ハラスメント等相談窓口」を設置（取りまとめ公表と同時）

- 懲戒処分基準・処分の公表基準のひな形の提示（7月）

- セルフチェックシート・アンケートのひな形の提示（7月）

- テキスト作成 ○ポスター・パンフレットの作成
- 消防大学校において講義を充実（通年）

モデル的に、千葉県において、説明会を実施（7月）

全国各ブロックにおいて、消防本部・都道府県・市町村の各担当者に対する説明会を実施（8・9月）

対応策の取組状況について実態調査を実施（11月）

各消防本部等の実施状況をヒアリング（1月）

各消防本部等における取組状況をフォローアップし、PDCAサイクルを回す

資料

資料 2-3-11 消防関係表彰の種類ごとの表彰時期等一覧

| 表彰の種類 | 区分 | 担当課室 | 表彰時期 | 表彰者数等 | | | | |
|------------------------------|----|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | | | | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 |
| 叙位 | | 総務課 | 随時 | 363 | 357 | 387 | 314 | 366 |
| 叙勲 | | 総務課 | 随時 | | | | | |
| ○春秋叙勲 | | 総務課 | 毎年春秋 | 1,203 | 1,261 | 1,253 | 1,240 | 1,241 |
| ○危険業務従事者叙勲 | | 総務課 | 毎年春秋 | 1,289 | 1,274 | 1,245 | 1,243 | 1,249 |
| ○高齢者叙勲 | | 総務課 | 毎月 1 日付け | 132 | 120 | 110 | 115 | 131 |
| ○死亡叙勲、緊急叙勲 | | 総務課 | 随時 | 225 | 191 | 228 | 186 | 211 |
| 褒章 | | 総務課 | 毎年春秋 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 |
| ○黄綬褒章 | | 総務課 | 毎年春秋 | 12 | 13 | 14 | 16 | 13 |
| ○藍綬褒章 | | 総務課 | 毎年春秋 | 179 | 186 | 187 | 187 | 195 |
| ○紺綬褒章 | | 総務課 | 随時 | 15 | 22 | 12 | 5 | 27 |
| 内閣総理大臣表彰 | | | | | | | | |
| ○安全功労者表彰 | | 総務課 | 7 月上旬 | 6 | 7 | 6 | 6 | 7 |
| ○防災功労者表彰 | | 総務課 | 9 月上旬 | 21 | 19 | 11 | 55 | 40 |
| 総務大臣表彰 | | | | | | | | |
| ○安全功労者表彰 | | 総務課 | 7 月上旬 | 33 | 40 | 32 | 39 | 36 |
| ○消防功労者表彰 | | 総務課 | 7 月上旬 | 12 | 11 | 12 | 8 | 11 |
| ○救急功労者表彰 | | 救急企画室 | 9 月上旬 | 15 | 15 | 14 | 12 | 16 |
| ○防災まちづくり大賞 | | 地域防災室 | 3 月上旬 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| ○優良少年消防クラブ及び優良少年消防クラブ指導者表彰 | | 地域防災室 | 3 月下旬 | 32 | 37 | 36 | 42 | 40 |
| ○石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト | | 特殊災害室 | 12 月中旬 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| ○感謝状 | | 各課室 | 随時 | 77 | 28 | 105 | 43 | 47 |
| 消防庁長官表彰 | | | | | | | | |
| ○功労章 | | 総務課 | 3 月上旬 | 176 | 171 | 175 | 171 | 174 |
| ○永年勤続功労章 | | 総務課 | 3 月上旬 | 2,884 | 2,986 | 2,986 | 2,994 | 2,998 |
| ○表彰旗 | | 総務課 | 3 月上旬 | 30 | 27 | 27 | 25 | 24 |
| ○羊頭綬 | | 総務課 | 3 月上旬 | 49 | 47 | 45 | 41 | 41 |
| ○特別功労章 | | 総務課 | 随時 | - | - | 6 | - | 4 |
| ○顕功章 | | 総務課 | 随時 | 1 | 1 | - | 1 | - |
| ○功績章 | | 総務課 | 随時 | - | - | 1 | 1 | - |
| ○国際協力功労章 | | 総務課 | 随時 | - | 19 | - | - | - |
| ○顕彰状 | | 総務課 | 随時 | 1 | 9 | 7 | 1 | 1 |
| ○防災功労者表彰 | | 総務課、地域防災室 | 随時 | 18 | 6 | 55 | 51 | 9 |
| ○表彰状 | | 総務課 | 随時 | - | 2 | - | 4 | 1 |
| ○賞状 | | 各課室 | 随時 | 241 | 79 | 267 | 76 | 90 |
| ○賞じゅつ金 | | 総務課 | 随時 | 1 人 | 1 人 | 5 人 | 4 人 | 4 人 |
| | | | | 820 万円 | 1,360 万円 | 7,790 万円 | 5,590 万円 | 7,480 万円 |
| ○報賞金 | | 総務課 | 随時 | 1 人 | 9 人 | 7 人 | 1 人 | 1 人 |
| | | | | 100 万円 | 4,410 万円 | 3,430 万円 | 100 万円 | 100 万円 |
| ○退職消防団員報償(備考1) | | | | | | | | |
| ・1号報償 | | 総務課 | 年 4 回 | 9,037 | 9,520 | 9,401 | 9,582 | 10,016 |
| ・2号報償 | | 総務課 | 年 4 回 | 13,309 | 13,604 | 13,145 | 13,266 | 13,176 |
| ○感謝状 | | 各課室 | 随時 | 1 | 3 | 2 | 3 | 1 |
| ○予防業務優良事例表彰(備考2) | | 予防課 | 5 月下旬 | - | 12 | 15 | 14 | 14 |
| ○危険物保安功労者表彰 | | 危険物保安室 | 6 月上旬 | 21 | 21 | 21 | 32 | 22 |
| ○優良危険物関係事業所表彰 | | 危険物保安室 | 6 月上旬 | 27 | 24 | 28 | 39 | 28 |
| ○危険物安全週間推進標語表彰 | | 危険物保安室 | 6 月上旬 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ○危険物事故防止対策論文表彰 | | 危険物保安室 | 6 月上旬 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ○救急功労者表彰 | | 救急企画室 | 9 月上旬 | 20 | 17 | 18 | 17 | 17 |
| ○消防設備保守関係功労者表彰 | | 予防課 | 11 月上旬 | 30 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| ○優良消防用設備等表彰 | | 予防課 | 11 月上旬 | 3 | 13 | 21 | 14 | 6 |
| ○消防機器開発普及功労者表彰 | | 予防課 | 11 月上旬 | 28 | 30 | 30 | 30 | 30 |
| ○消防防災科学技術賞 | | 消防研究センター | 11 月下旬 | 23 | 29 | 23 | 24 | 23 |
| ○防災まちづくり大賞 | | 地域防災室 | 3 月上旬 | 4 | 4 | 5 | 5 | 5 |
| ○消防団等地域活動表彰 | | 地域防災室 | 3 月上旬 | 33 | 38 | 35 | 39 | 38 |
| ○優良少年消防クラブ表彰 | | 地域防災室 | 3 月下旬 | 47 | 47 | 42 | 40 | 42 |
| ○石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト | | 特殊災害室 | 12 月中旬 | 20 | 15 | 15 | 15 | 10 |
| ○消防団 PR ムービーコンテスト(備考3) | | 地域防災室 | 随時 | - | - | 2 | 4 | 4 |

(備考) 1 退職消防団員報償の 1 号報償は勤続 25 年以上の者が対象、2 号報償は勤続 15 年以上 25 年未満の者が対象である。

2 平成 29 年度から実施の表彰である。

3 平成 30 年度から実施の表彰である。

資料 2-3-12 叙勲

| 種類 | 内容 |
|-----------|---|
| 春秋叙勲 | 春は4月29日、秋は11月3日付けで授与される。 |
| 危険業務従事者叙勲 | 著しく危険性の高い業務に精励した功労者に対し、春は4月29日、秋は11月3日付けで春秋叙勲とは別に授与される。 |
| 高齢者叙勲 | 春秋叙勲又は危険業務従事者叙勲をいまだ授与されていない功労者のうち、88歳になった者に対し、毎月1日付けで授与される。 |
| 死亡叙勲 | 死亡した功労者に対し、随時授与される（発令の日付は生前最後の日）。 |
| 緊急叙勲 | 殉職者など特別な功績を有する者に対し、随時授与される。 |

資料 2-3-13 褒章

| 種類 | 内容 |
|------|--|
| 紅綬褒章 | 火災等に際し、自己の危難を顧みず人命救助に尽力した者を対象としている。 |
| 黄綬褒章 | 消防関係業務に精励し衆民の模範である者を対象としている。 |
| 藍綬褒章 | 永年にわたり、消防業務に従事しその功績が顕著な消防団員及び女性防火クラブ役員並びに永年にわたり、消防機器製造業等に従事しその功績が顕著な者を対象としている。 |
| 紺綬褒章 | 消防関係機関等に対し、公益のために一定の金額以上の私財の寄附を行った個人又は団体を対象としている。 |

資料 2-3-14 内閣総理大臣表彰

| 種類 | 内容 |
|---------|--|
| 安全功労者表彰 | 安全功労者総務大臣表彰等の受賞者のうち、国民の安全に対する運動の組織及び運営について顕著な成績を上げ、又は功績があった個人又は団体を毎年「国民安全の日」（7月1日）にちなみ表彰している。 |
| 防災功労者表彰 | 防災功労者消防庁長官表彰等の受賞者のうち、災害時における防災活動について顕著な功績があった者や防災思想の普及又は防災体制の整備について顕著な功績があった個人又は団体を毎年「防災の日」（9月1日）にちなみ表彰している。 |

資料 2-3-15 総務大臣表彰

| 種類 | 内容 |
|-----------------------------|--|
| 安全功労者表彰 | 安全思想の普及、安全水準の向上等のために顕著な成績を上げ、又は功績があった個人や消防機関以外の団体を表彰している。 |
| 消防功労者表彰 | 広く地域消防のリーダーとして地域社会の安全確保、防災思想の普及、消防施設の整備その他の災害の防御に関する対策の実施について功績顕著な消防団員及び女性防火クラブ役員を表彰している。 |
| 救急功労者表彰 | 救急業務の推進に貢献し、国民の生命身体を守るとともに社会公共の福祉の増進に顕著な功績があった者等を表彰している。 |
| 防災まちづくり大賞 | 地方公共団体、自主防災組織、教育機関、まちづくり協議会等における防災に関する優れた取組、工夫・アイデア等、防災や住宅防火に関する幅広い視点からの効果的な取組等を推奨し、災害に強い安全なまちづくりの一層の推進に資することを目的として表彰している。 |
| 優良少年消防クラブ及び優良少年消防クラブ指導者表彰 | 火災予防及び防災に関する思想の普及に貢献している特に優良な少年消防クラブや少年消防クラブ指導者の意識高揚とクラブ活動の活性化を図ることを目的として表彰している。 |
| 石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト | 石油コンビナート等において、自衛防災組織等の技能コンテストを実施し、その技能が特に優良な組織を表彰している。 |

資料 2-3-16 消防庁長官の定例表彰

| 種類 | 内容 |
|---------|---|
| 功労章 | 防災思想の普及、消防施設の整備その他災害の防御に関する対策の実施等について、その成績が特に優秀な消防職員、消防団員等を対象としている。 |
| 永年勤続功労章 | 永年勤続し、その勤務成績が優秀で、他の模範と認められる消防職員、消防団員等を対象としている。 |
| 表彰旗、竿頭綬 | 防災思想の普及、消防施設の整備その他災害の防御に関する対策の実施について、その成績が特に優秀で、他の模範と認められる消防機関を対象としている。 |

資料 2-3-17 消防庁長官の随時表彰

| 種類 | 内容 |
|---------|--|
| 特別功労章 | 災害に際して消防作業に従事し、功労抜群で他の模範と認められる消防職員、消防団員等を対象としている。 |
| 顕功章 | 災害に際して消防作業に従事し、特に顕著な功績があると認められる消防職員、消防団員等を対象としている。 |
| 功績章 | 災害に際して消防作業に従事し、多大な功績があると認められる消防職員、消防団員等を対象としている。 |
| 国際協力功労章 | 「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」に基づき派遣され、救急活動等に従事し、功労顕著な消防職員等を対象としている。 |
| 顕彰状 | 職務遂行中に死亡した消防職員、消防団員等を対象としている。 |
| 防災功労者表彰 | 災害における防災活動について顕著な功績がある又は防災思想の普及等についてその成績が特に優秀な個人又は団体を対象としている。 |
| 表彰状 | 災害に際して消防作業に従事し、顕著な功績を上げ又は防災思想の普及等について優秀な成績をおさめた個人又は団体を対象としている。 |
| 賞状 | 災害に際して消防作業に従事し、功労が認められる又は他の模範として推奨されるべき功績が認められる個人又は団体を対象としている。 |

資料 2-3-18 消防関係の各分野における表彰

| 種 類 | 内 容 |
|-----------------------------|--|
| 予防業務優良事例表彰 | 各消防本部の予防業務の改善や予防業務に従事する消防職員のモチベーションの向上を目的として優れた予防業務に取り組んだ消防本部を表彰している。 |
| 危険物保安功労者表彰 | 危険物の保安に、永年にわたり努められてきた個人、団体を表彰している。 |
| 優良危険物関係事業所表彰 | 危険物の関係法令遵守、危険物の取扱いに係る保安上の措置の自主的かつ積極的な推進等に特に顕著な功績のある危険物関係事業所を表彰している。 |
| 危険物安全週間推進標語表彰 | 危険物の保安に関する行政の推進に協力し、国民の安全保持に顕著な功績があった者として、危険物安全週間推進標語を考えた者を表彰している。 |
| 危険物事故防止対策論文表彰 | 危険物に係る事故防止対策に関する優れた論文を著した者を、危険物事故防止の推進に資することを目的として表彰している。 |
| 救急功労者表彰 | 救急業務の推進に貢献し、国民の生命身体を守るとともに社会公共の福祉の増進に顕著な功績があった者等を表彰している。 |
| 消防設備保守関係功労者表彰 | 消防用設備等の設置及び維持管理の適正化等を通じ消防行政の推進に寄与し、その功績が顕著であった者を表彰している。 |
| 優良消防用設備等表彰 | 高度な消防防災技術の発達、普及を促進し、防火対象物の防火安全性能の向上に資することを目的として、他の模範となる優れた消防用設備等、特殊消防用設備等その他これらに類するものの設置者、設計者、開発者又は施工者を表彰している。 |
| 消防機器開発普及功労者表彰 | 消防機器等の開発普及、業界の発展等を通じ消防行政の推進に寄与し、その功績が顕著であった者を表彰している。 |
| 消防防災科学技術賞 | 消防防災機器等の開発・改良、消防防災科学に関する論文及び原因調査に関する事例報告の分野において、優れた業績をあげた等の個人又は団体を表彰している。 |
| 防災まちづくり大賞 | 地方公共団体、自主防災組織、教育機関、まちづくり協議会等における防災に関する優れた取組、工夫・アイデア等、防災や住宅防火に関する幅広い視点からの効果的な取組等を推奨し、災害に強い安全なまちづくりの一層の推進に資することを目的として表彰している。 |
| 消防団等地域活動表彰 | 地域に密着し、他の模範となる活動を行っている消防団や、消防団活動への深い理解や協力を示し、地域防災力の向上に寄与している事業所等を表彰している。 |
| 優良少年消防クラブ表彰 | 火災予防及び防災に関する思想の普及に貢献している優良な少年消防クラブの意識高揚とクラブ活動の活性化を図ることを目的として表彰している。 |
| 石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト | 石油コンビナート等において、自衛防災組織等の技能コンテストを実施し、その技能が特に優良な組織を表彰している。 |
| 消防団PRムービーコンテスト | 住民の方々に、消防団をより身近なものとして知っていただくため、各都道府県及び市町村から消防団の知名度向上や消防団への入団促進につながる動画作品を募集し、優れた作品を表彰している。 |

資料 2-4-1 教育訓練実施状況

| 区分 | 令和2年度(実績) | | 令和3年度(計画) | | | | | |
|--------|-------------|----------------|-----------|-------|-------|------|---|--|
| | 実施回数(回) | 卒業生(人) | 実施回数(回) | 定員(人) | 期間 | 教育目的 | | |
| 学 科 | 総合教育 | 幹部科 | 4 | 213 | 4 | 240 | 2か月 | 消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、消防の上級幹部たるに相応しい人材を養成する。 |
| | | 上級幹部科 | 1 | 35 | 1 | 48 | 2週間 | 消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、現に消防の上級幹部である者の資質を向上させる。 |
| | | 新任消防長・学校長科 | 1 (※) | 18 | 2 | 78 | 2週間 | 新任の消防長・消防学校長に対し、その職に必要な知識及び能力を総合的に修得させる。 |
| | | 消防団長科 | 2 | 29 | 2 | 60 | 1週間 | 消防団の上級幹部に対し、その職に必要な知識及び能力を総合的に修得させる。 |
| | 専科教育 | 警防科 | 1 (※) | 55 | 2 | 108 | 2か月 | 警防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、警防業務の教育指導者等としての資質を向上させる。 |
| | | 救助科 | 1 (※) | 46 | 2 | 108 | 2か月 | 救助業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、救助業務の教育指導者等としての資質を向上させる。 |
| | | 救急科 | 1 | 47 | 1 | 48 | 1か月 | 救急隊長等に対し、高度の知識及び能力を総合的に修得させ、救急業務の指導者としての資質を向上させる(指導救命士養成教育を含む)。 |
| | | 予防科 | 2 | 85 | 2 | 60 | 2か月 | 予防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、予防業務の教育指導者等としての資質を向上させる。 |
| | | 危険物科 | 1 | 33 | 1 | 30 | 1か月 | 危険物保安業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、危険物保安業務の教育指導者等としての資質を向上させる。 |
| | | 火災調査科 | 1 (※) | 46 | 2 | 78 | 2か月 | 火災調査業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、火災調査業務の教育指導者等としての資質を向上させる。 |
| | | 新任教官科 | 1 | 74 | 1 | 60 | 2週間 | 新任の消防学校教育訓練担当職員等に対し、その職に必要な知識及び能力を専門的に修得させる。 |
| | 現任教官科 | 1 | 28 | 1 | 30 | 2週間 | 現任の消防学校教育訓練担当職員等に対し、業務運営の企画及び予防業務並びに警防業務を包括的に指導できる能力を向上させる。 | |
| | 小計 | | 17 | 709 | 21 | 948 | | |
| 実務講習 | 緊急消防援助隊教育科 | 指揮隊長コース | 1 (※) | 56 | 2 | 60 | 2週間 | 緊急消防援助隊の指揮支援部隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。 |
| | | 高度救助・特別高度救助コース | 1 | 53 | 1 | 48 | 2週間 | 高度救助隊、特別高度救助隊の隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。 |
| | | NBCコース | 1 | 54 | 1 | 48 | 3週間 | 緊急消防援助隊のNBC災害要員等に対し、NBC災害対応業務に必要な知識及び能力を修得させる。 |
| | | 航空隊長コース | 1 | 74 | 1 | 60 | 2週間 | 消防・防災航空隊の隊長等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。 |
| | 危機管理・防災教育科 | 危機管理・国民保護コース | 中止 (※) | | 1 | 48 | 1週間 | 地方公共団体の危機管理・防災実務管理者・国民保護担当者等に対し、その業務に必要な知識及び能力を修得させる。 |
| | | 自主防災組織育成コース | 中止 (※) | | 1 | 48 | 1週間 | 自主防災組織の育成担当者等に対し、その業務に必要な高度な知識及び能力を修得させる。 |
| | | 自主防災組織育成短期コース | 2 | 91 | 2 | 128 | 2日間 | 自主防災組織の育成業務に携わる担当職員に対し、その業務に必要な基礎的知識及び能力を修得させる。 |
| | 消防団活性化推進コース | 1 (※) | 21 | 2 | 60 | 1週間 | 消防団の加入促進や教育訓練等充実強化業務に携わる者に対し、その業務に必要な実務的な知識及び能力を修得させる。 | |
| | その他 | 女性活躍推進コース | 1 | 44 | 1 | 60 | 2週間 | 女性消防吏員の幹部候補生に対し、キャリア形成を支援し、職域拡大等を目的とした知識及び能力を修得させる。 |
| | | 査察業務マネジメントコース | 1 | 39 | 1 | 48 | 1週間 | 消防本部の予防業務を主管する係長以上の者に対し、違反処理を始めとする査察業務全般をマネジメントするために必要な知識及び能力を修得させる。 |
| 小計 | | 9 | 432 | 13 | 608 | | | |
| 合計 | | 26 | 1,141 | 34 | 1,556 | | | |

※新型コロナウイルス感染症対策等のため、「新任消防長・学校長科」及び「指揮隊長コース」は各2回を1回に統合、「警防科」、「救助科」及び「火災調査科」は各2回のうち1回を令和3年度に延期、「消防団活性化コース」は2回のうち1回を中止、「危機管理・国民保護コース」及び「自主防災組織育成コース」は中止

資料 2-5-1 救急出動件数及び搬送人員の推移

(各年中)

| 区分 年 | 救急出動件数 | | | | | 搬送人員 | | | | | (A)のうち急病に よる出動件数(B) | (A)に対する(B) の割合(%) |
|---------|-----------|---------------------------------|-----------------------------------|-------------------|---------|-----------|----------------------------|-------------------------------------|-------------------|---------|------------------------|----------------------|
| | 全出動件数 | うち 救急自 動車による 件数 (A) | うち 消防防災ヘ リコプター による 件数 | 対前年 増減数・増減率(%) | | 全搬送人員 | うち 救急自 動車による 搬送人員 | うち 消防防災ヘ リコプター による 搬送人員 | 対前年 増減数・増減率(%) | | | |
| | | | | 増減数 | 増減率(%) | | | | 増減数 | 増減率(%) | | |
| 平成 17 年 | 5,280,428 | 5,277,936 | 2,492 | 248,964 | (4.9) | 4,958,363 | 4,955,976 | 2,387 | 212,491 | (4.5) | 3,167,046 | 60.0 |
| 平成 18 年 | 5,240,478 | 5,237,716 | 2,762 | △39,950 | (△0.8) | 4,895,328 | 4,892,593 | 2,735 | △63,035 | (△1.3) | 3,163,822 | 60.4 |
| 平成 19 年 | 5,293,403 | 5,290,236 | 3,167 | 52,925 | (1.0) | 4,905,585 | 4,902,753 | 2,832 | 10,257 | (0.2) | 3,223,990 | 60.9 |
| 平成 20 年 | 5,100,370 | 5,097,094 | 3,276 | △193,033 | (△3.6) | 4,681,447 | 4,678,636 | 2,811 | △224,138 | (△4.6) | 3,102,423 | 60.9 |
| 平成 21 年 | 5,125,936 | 5,122,226 | 3,710 | 25,566 | (0.5) | 4,686,045 | 4,682,991 | 3,054 | 4,598 | (0.1) | 3,141,882 | 61.3 |
| 平成 22 年 | 5,467,620 | 5,463,682 | 3,938 | 341,684 | (6.7) | 4,982,512 | 4,979,537 | 2,975 | 296,467 | (6.3) | 3,389,044 | 62.0 |
| 平成 23 年 | 5,711,102 | 5,707,655 | 3,447 | 243,482 | (4.5) | 5,185,313 | 5,182,729 | 2,584 | 202,801 | (4.1) | 3,562,208 | 62.4 |
| 平成 24 年 | 5,805,701 | 5,802,455 | 3,246 | 94,599 | (1.7) | 5,252,827 | 5,250,302 | 2,525 | 67,514 | (1.3) | 3,648,074 | 62.9 |
| 平成 25 年 | 5,918,939 | 5,915,683 | 3,256 | 113,238 | (2.0) | 5,348,623 | 5,346,087 | 2,536 | 95,796 | (1.8) | 3,732,953 | 63.1 |
| 平成 26 年 | 5,988,377 | 5,984,921 | 3,456 | 69,438 | (1.2) | 5,408,635 | 5,405,917 | 2,718 | 60,012 | (1.1) | 3,781,249 | 63.2 |
| 平成 27 年 | 6,058,190 | 6,054,815 | 3,375 | 69,813 | (1.2) | 5,481,252 | 5,478,370 | 2,882 | 72,617 | (1.3) | 3,851,978 | 63.6 |
| 平成 28 年 | 6,213,628 | 6,209,964 | 3,664 | 155,438 | (2.6) | 5,624,034 | 5,621,218 | 2,816 | 142,782 | (2.6) | 3,975,380 | 64.0 |
| 平成 29 年 | 6,345,517 | 6,342,147 | 3,370 | 131,889 | (2.1) | 5,738,664 | 5,736,086 | 2,578 | 114,630 | (2.0) | 4,061,989 | 64.0 |
| 平成 30 年 | 6,608,341 | 6,605,213 | 3,128 | 262,824 | (4.1) | 5,962,613 | 5,960,295 | 2,318 | 223,949 | (3.9) | 4,294,924 | 65.0 |
| 令和元年 | 6,642,772 | 6,639,767 | 3,005 | 34,431 | (0.5) | 5,980,258 | 5,978,008 | 2,250 | 17,645 | (0.3) | 4,335,687 | 65.3 |
| 令和 2 年 | 5,935,694 | 5,933,277 | 2,417 | △707,078 | (△10.6) | 5,295,727 | 5,293,830 | 1,897 | △684,531 | (△11.4) | 3,850,497 | 64.9 |

(備考)「救急年報報告」及び「消防防災・震災対策現況調査」による。

資料 2-5-2 救急自動車による事故種別出動件数及び搬送人員

(各年中)

| 事故種別 | 令和元年中 | | 令和 2 年中 | | 対前年比 | |
|------|--------------------------|----------------|--------------------------|----------------|----------------------|----------------|
| | 出動件数 (搬送人員) | 構成比 (%) | 出動件数 (搬送人員) | 構成比 (%) | 増減数 | 増減率 (%) |
| 急病 | 4,335,687 (3,922,274) | 65.3 (65.6) | 3,850,497 (3,451,872) | 64.9 (65.2) | △485,190 △470,402 | △11.2 △12.0 |
| 交通事故 | 432,492 (411,528) | 6.5 (6.9) | 366,255 (342,250) | 6.2 (6.5) | △66,237 △69,278 | △15.3 △16.8 |
| 一般負傷 | 1,013,435 (926,553) | 15.3 (15.5) | 952,128 (866,529) | 16.0 (16.4) | △61,307 △60,024 | △6.0 △6.5 |
| 自損行為 | 52,286 (35,545) | 0.8 (0.6) | 54,937 (37,256) | 0.9 (0.7) | 2,651 1,711 | 5.1 4.8 |
| 労働災害 | 57,308 (55,924) | 0.9 (0.9) | 52,121 (50,948) | 0.9 (1.0) | △5,187 △4,976 | △9.1 △8.9 |
| 加害 | 30,074 (22,750) | 0.5 (0.4) | 27,061 (20,100) | 0.5 (0.4) | △3,013 △2,650 | △10.0 △11.6 |
| 運動競技 | 42,102 (41,573) | 0.6 (0.7) | 23,874 (23,593) | 0.4 (0.4) | △18,228 △17,980 | △43.3 △43.2 |
| 火災 | 23,485 (5,234) | 0.4 (0.1) | 21,727 (4,922) | 0.4 (0.1) | △1,758 △312 | △7.5 △6.0 |
| 水難 | 5,071 (2,160) | 0.1 (0.0) | 4,923 (1,985) | 0.1 (0.0) | △148 △175 | △2.9 △8.1 |
| 自然災害 | 1,105 (640) | 0.0 (0.0) | 544 (413) | 0.0 (0.0) | △561 △227 | △50.8 △35.5 |
| その他 | 646,722 (553,827) | 9.7 (9.3) | 579,210 (493,962) | 9.8 (9.3) | △67,512 △59,865 | △10.4 △10.8 |
| 合計 | 6,639,767 (5,978,008) | 100 100 | 5,933,277 (5,293,830) | 100 100 | △706,490 △684,178 | △10.6 △11.4 |

(備考) 1 「救急年報報告」により作成

2 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

資料 2-5-3 救急自動車による都道府県別事故種別救急出動件数

(令和2年中 単位：件)

| 区分 都道府県 | 火災 | 自然災害 | 水難 | 交通事故 | 労働災害 | 運動競技 | 一般負傷 | 加害 | 自損行為 | 急病 | 転院搬送 | 医師搬送 | 資器材等搬送 | その他 | 計 |
|------------|--------|------|-------|---------|--------|--------|---------|--------|--------|-----------|---------|-------|--------|--------|-----------|
| 北海道 | 1,090 | 18 | 204 | 9,840 | 2,411 | 617 | 35,375 | 729 | 2,854 | 154,000 | 27,978 | 246 | 9 | 6,245 | 241,616 |
| 青森 | 387 | 6 | 79 | 2,724 | 373 | 194 | 6,209 | 160 | 531 | 30,067 | 5,026 | 62 | 14 | 298 | 46,130 |
| 岩手 | 191 | 7 | 50 | 2,488 | 485 | 218 | 6,221 | 95 | 492 | 31,799 | 5,597 | 27 | 2 | 369 | 48,041 |
| 宮城 | 418 | 8 | 68 | 5,373 | 940 | 378 | 13,132 | 377 | 1,137 | 65,679 | 11,559 | 574 | 64 | 1,030 | 100,737 |
| 秋田 | 167 | 4 | 49 | 2,184 | 383 | 141 | 5,100 | 78 | 392 | 26,035 | 2,706 | 9 | 0 | 410 | 37,658 |
| 山形 | 177 | 8 | 34 | 2,100 | 363 | 140 | 5,692 | 72 | 344 | 26,577 | 4,343 | 5 | 1 | 259 | 40,115 |
| 福島 | 234 | 4 | 44 | 4,434 | 774 | 347 | 10,421 | 217 | 854 | 50,511 | 7,057 | 100 | 49 | 558 | 75,604 |
| 茨城 | 684 | 6 | 128 | 9,195 | 1,387 | 507 | 17,144 | 522 | 1,303 | 78,971 | 9,865 | 676 | 4 | 1,208 | 121,600 |
| 栃木 | 360 | 1 | 54 | 6,090 | 793 | 328 | 9,920 | 357 | 847 | 48,714 | 7,926 | 11 | 10 | 869 | 76,280 |
| 群馬 | 470 | 3 | 42 | 6,315 | 888 | 378 | 12,260 | 284 | 916 | 53,590 | 7,683 | 839 | 66 | 857 | 84,591 |
| 埼玉 | 1,232 | 12 | 184 | 22,681 | 2,999 | 1,478 | 49,366 | 1,984 | 3,549 | 213,671 | 22,974 | 49 | 105 | 7,494 | 327,778 |
| 千葉 | 1,212 | 28 | 236 | 18,490 | 2,835 | 1,022 | 46,389 | 1,701 | 2,738 | 197,252 | 24,345 | 39 | 74 | 8,892 | 305,253 |
| 東京都 | 3,212 | 8 | 739 | 39,136 | 4,587 | 2,964 | 134,615 | 5,243 | 5,750 | 479,359 | 39,341 | 160 | 503 | 9,822 | 725,439 |
| 神奈川県 | 1,697 | 14 | 275 | 23,980 | 3,268 | 1,729 | 78,086 | 2,448 | 3,853 | 305,079 | 26,234 | 603 | 24 | 6,825 | 454,115 |
| 新潟 | 288 | 8 | 118 | 5,139 | 1,172 | 344 | 14,756 | 259 | 971 | 58,955 | 9,615 | 770 | 1 | 1,270 | 93,666 |
| 富山 | 119 | 3 | 85 | 2,294 | 384 | 161 | 6,575 | 107 | 378 | 25,358 | 4,039 | 19 | 74 | 182 | 39,778 |
| 石川 | 128 | 3 | 51 | 2,555 | 397 | 162 | 6,817 | 111 | 391 | 26,111 | 3,439 | 58 | 0 | 407 | 40,630 |
| 福井 | 78 | 3 | 52 | 1,851 | 298 | 100 | 4,356 | 54 | 227 | 16,352 | 2,664 | 3 | 17 | 198 | 26,253 |
| 山梨 | 135 | 0 | 40 | 2,692 | 486 | 206 | 6,096 | 115 | 319 | 22,413 | 2,639 | 24 | 56 | 224 | 35,445 |
| 長野 | 335 | 8 | 73 | 4,783 | 837 | 250 | 14,427 | 231 | 728 | 55,639 | 8,816 | 77 | 2 | 487 | 86,693 |
| 岐阜 | 309 | 4 | 97 | 6,177 | 1,018 | 399 | 13,199 | 203 | 738 | 51,223 | 6,339 | 97 | 54 | 552 | 80,409 |
| 静岡県 | 511 | 2 | 166 | 10,257 | 1,645 | 646 | 23,296 | 382 | 1,421 | 95,774 | 16,834 | 72 | 4 | 1,769 | 152,779 |
| 愛知県 | 977 | 13 | 171 | 19,985 | 3,217 | 1,308 | 45,387 | 1,018 | 3,129 | 222,012 | 22,039 | 197 | 633 | 3,064 | 323,150 |
| 三重 | 290 | 4 | 78 | 5,875 | 861 | 360 | 13,935 | 299 | 611 | 57,570 | 7,132 | 6 | 49 | 244 | 87,314 |
| 滋賀 | 234 | 0 | 61 | 4,537 | 704 | 346 | 8,909 | 172 | 578 | 38,077 | 3,481 | 0 | 0 | 561 | 57,660 |
| 京都 | 457 | 6 | 59 | 9,404 | 1,015 | 527 | 21,670 | 518 | 1,072 | 85,661 | 6,853 | 20 | 2 | 1,294 | 128,558 |
| 大阪 | 1,882 | 16 | 194 | 37,437 | 4,289 | 1,756 | 91,483 | 3,878 | 5,043 | 368,927 | 31,362 | 1,274 | 39 | 3,977 | 551,557 |
| 兵庫県 | 825 | 29 | 122 | 17,206 | 2,279 | 1,025 | 45,762 | 1,269 | 2,269 | 168,837 | 21,242 | 297 | 2 | 5,735 | 266,899 |
| 奈良 | 278 | 4 | 29 | 4,512 | 705 | 296 | 11,870 | 203 | 658 | 44,429 | 5,812 | 758 | 0 | 228 | 69,782 |
| 和歌山 | 110 | 16 | 84 | 3,567 | 433 | 173 | 7,871 | 131 | 452 | 30,226 | 3,754 | 313 | 15 | 343 | 47,488 |
| 鳥取 | 119 | 3 | 38 | 1,329 | 243 | 129 | 3,800 | 47 | 213 | 15,952 | 2,487 | 59 | 4 | 118 | 24,541 |
| 島根 | 71 | 11 | 64 | 1,547 | 280 | 123 | 4,622 | 55 | 269 | 18,414 | 3,071 | 79 | 1 | 193 | 28,800 |
| 岡山 | 267 | 3 | 62 | 6,266 | 740 | 365 | 13,091 | 245 | 721 | 51,384 | 9,559 | 186 | 4 | 395 | 83,288 |
| 広島 | 370 | 7 | 98 | 8,889 | 1,006 | 480 | 19,777 | 408 | 998 | 74,687 | 13,191 | 194 | 2 | 1,258 | 121,365 |
| 山口 | 267 | 8 | 70 | 3,755 | 614 | 373 | 10,323 | 157 | 510 | 37,967 | 8,008 | 330 | 5 | 542 | 62,929 |
| 徳島 | 65 | 4 | 34 | 2,475 | 348 | 150 | 5,312 | 106 | 262 | 19,108 | 3,802 | 7 | 8 | 284 | 31,965 |
| 香川 | 201 | 5 | 45 | 3,521 | 344 | 232 | 7,076 | 129 | 344 | 26,053 | 5,481 | 9 | 5 | 116 | 43,561 |
| 愛媛 | 160 | 22 | 60 | 4,819 | 621 | 241 | 10,151 | 205 | 543 | 38,146 | 8,016 | 105 | 7 | 515 | 63,611 |
| 高知 | 61 | 4 | 36 | 2,509 | 383 | 140 | 6,544 | 103 | 347 | 24,437 | 4,257 | 53 | 2 | 146 | 39,022 |
| 福岡 | 424 | 55 | 187 | 13,267 | 1,758 | 1,000 | 38,842 | 887 | 2,262 | 153,746 | 21,027 | 14 | 7 | 3,763 | 237,239 |
| 佐賀 | 190 | 14 | 38 | 2,318 | 329 | 240 | 4,770 | 89 | 310 | 19,187 | 5,057 | 12 | 1 | 697 | 33,252 |
| 長崎 | 68 | 16 | 94 | 2,914 | 459 | 308 | 10,547 | 158 | 531 | 38,627 | 8,847 | 52 | 3 | 433 | 63,057 |
| 熊本 | 333 | 90 | 81 | 5,178 | 770 | 480 | 13,167 | 232 | 704 | 51,112 | 8,406 | 34 | 5 | 953 | 81,545 |
| 大分 | 113 | 17 | 39 | 3,157 | 409 | 265 | 8,217 | 159 | 417 | 29,620 | 7,581 | 170 | 4 | 628 | 50,796 |
| 宮崎 | 151 | 11 | 47 | 2,664 | 397 | 224 | 6,342 | 148 | 476 | 27,030 | 5,859 | 58 | 6 | 116 | 43,529 |
| 鹿児島 | 152 | 21 | 91 | 4,689 | 759 | 372 | 11,624 | 230 | 727 | 47,639 | 12,243 | 85 | 2 | 845 | 79,479 |
| 沖縄 | 228 | 7 | 173 | 3,657 | 435 | 252 | 11,584 | 486 | 758 | 48,520 | 5,311 | 27 | 5 | 837 | 72,280 |
| | 21,727 | 544 | 4,923 | 366,255 | 52,121 | 23,874 | 952,128 | 27,061 | 54,937 | 3,850,497 | 490,897 | 8,859 | 1,944 | 77,510 | 5,933,277 |

資料

資料 2-5-4 救急自動車による都道府県別事故種別救急搬送人員

(令和2年中 単位：人)

| 区分 | 火災 | 自然災害 | 水難 | 交通事故 | 労働災害 | 運動競技 | 一般負傷 | 加害 | 自損行為 | 急病 | その他 | 計 |
|-----|-------|------|-------|---------|--------|--------|---------|--------|--------|-----------|---------|-----------|
| 北海道 | 242 | 8 | 75 | 9,161 | 2,365 | 623 | 32,537 | 549 | 2,019 | 138,470 | 29,695 | 215,744 |
| 青森 | 89 | 5 | 34 | 2,479 | 367 | 194 | 5,820 | 124 | 340 | 27,556 | 5,006 | 42,014 |
| 岩手 | 62 | 7 | 26 | 2,401 | 472 | 217 | 5,889 | 68 | 335 | 29,527 | 5,578 | 44,582 |
| 宮城 | 84 | 7 | 30 | 4,996 | 909 | 385 | 12,011 | 291 | 786 | 59,173 | 11,527 | 90,199 |
| 秋田 | 49 | 4 | 19 | 2,074 | 378 | 140 | 4,884 | 58 | 269 | 24,534 | 2,697 | 35,106 |
| 山形 | 38 | 0 | 9 | 2,069 | 356 | 139 | 5,440 | 64 | 214 | 24,955 | 4,353 | 37,637 |
| 福島 | 83 | 1 | 20 | 4,385 | 761 | 343 | 9,798 | 178 | 599 | 46,610 | 7,077 | 69,855 |
| 茨城 | 130 | 6 | 40 | 9,087 | 1,349 | 508 | 16,009 | 402 | 881 | 71,623 | 9,852 | 109,887 |
| 栃木 | 86 | 1 | 16 | 5,690 | 775 | 325 | 9,013 | 256 | 562 | 43,556 | 7,906 | 68,186 |
| 群馬 | 94 | 3 | 12 | 6,000 | 854 | 375 | 11,436 | 226 | 627 | 48,486 | 7,668 | 75,781 |
| 埼玉 | 253 | 7 | 23 | 20,452 | 2,914 | 1,444 | 43,690 | 1,261 | 2,319 | 185,797 | 22,964 | 281,124 |
| 千葉 | 240 | 24 | 69 | 17,622 | 2,772 | 1,009 | 42,198 | 1,275 | 1,778 | 173,749 | 25,483 | 266,219 |
| 東京 | 618 | 7 | 368 | 35,936 | 4,502 | 2,949 | 120,306 | 3,930 | 4,012 | 418,272 | 38,864 | 629,764 |
| 神奈川 | 325 | 9 | 77 | 21,903 | 3,195 | 1,709 | 70,297 | 1,770 | 2,618 | 266,377 | 26,391 | 394,671 |
| 新潟 | 92 | 5 | 33 | 4,957 | 1,144 | 342 | 13,765 | 192 | 648 | 53,629 | 9,624 | 84,431 |
| 富山 | 30 | 3 | 40 | 2,352 | 375 | 160 | 6,353 | 98 | 254 | 24,033 | 4,035 | 37,733 |
| 石川 | 36 | 3 | 21 | 2,407 | 393 | 159 | 6,412 | 84 | 276 | 24,196 | 3,423 | 37,410 |
| 福井 | 30 | 2 | 26 | 1,998 | 296 | 101 | 4,154 | 48 | 131 | 15,356 | 2,680 | 24,822 |
| 山梨 | 30 | 0 | 11 | 2,752 | 472 | 206 | 5,814 | 105 | 199 | 21,038 | 2,648 | 33,275 |
| 長野 | 117 | 5 | 35 | 4,833 | 814 | 250 | 13,857 | 201 | 499 | 52,400 | 8,784 | 81,795 |
| 岐阜 | 66 | 3 | 31 | 6,122 | 1,009 | 401 | 12,638 | 172 | 505 | 47,986 | 6,355 | 75,288 |
| 静岡 | 103 | 0 | 68 | 9,488 | 1,602 | 630 | 21,628 | 298 | 1,001 | 87,388 | 16,874 | 139,080 |
| 愛知 | 245 | 8 | 58 | 19,082 | 3,152 | 1,289 | 42,403 | 837 | 2,265 | 203,605 | 22,036 | 294,980 |
| 三重 | 61 | 3 | 39 | 5,783 | 839 | 357 | 12,958 | 232 | 386 | 53,245 | 7,118 | 81,021 |
| 滋賀 | 51 | 0 | 29 | 4,408 | 686 | 342 | 8,352 | 131 | 372 | 35,147 | 3,484 | 53,002 |
| 京都 | 115 | 2 | 26 | 9,116 | 997 | 530 | 20,219 | 426 | 750 | 77,985 | 6,805 | 116,971 |
| 大阪 | 384 | 13 | 51 | 33,415 | 4,230 | 1,756 | 77,238 | 2,663 | 3,363 | 321,634 | 31,363 | 476,110 |
| 兵庫 | 218 | 26 | 51 | 15,784 | 2,222 | 1,007 | 41,111 | 943 | 1,459 | 151,545 | 21,323 | 235,689 |
| 奈良 | 51 | 3 | 21 | 4,311 | 684 | 294 | 11,177 | 155 | 473 | 41,009 | 5,797 | 63,975 |
| 和歌山 | 28 | 15 | 47 | 3,451 | 425 | 172 | 7,404 | 119 | 314 | 27,948 | 3,750 | 43,673 |
| 鳥取 | 21 | 2 | 15 | 1,348 | 246 | 132 | 3,657 | 37 | 142 | 15,139 | 2,478 | 23,217 |
| 島根 | 29 | 8 | 29 | 1,450 | 264 | 119 | 4,418 | 37 | 170 | 17,509 | 3,062 | 27,095 |
| 岡山 | 86 | 3 | 32 | 5,956 | 730 | 362 | 12,350 | 199 | 530 | 47,613 | 9,604 | 77,465 |
| 広島 | 112 | 4 | 51 | 7,674 | 969 | 464 | 17,767 | 280 | 652 | 65,341 | 13,087 | 106,401 |
| 山口 | 60 | 6 | 31 | 3,360 | 588 | 299 | 9,340 | 99 | 310 | 33,747 | 7,986 | 55,826 |
| 徳島 | 27 | 4 | 16 | 2,413 | 339 | 149 | 4,978 | 85 | 183 | 17,620 | 3,776 | 29,590 |
| 香川 | 38 | 4 | 28 | 3,315 | 343 | 236 | 6,565 | 114 | 222 | 23,604 | 5,485 | 39,954 |
| 愛媛 | 56 | 18 | 35 | 4,679 | 611 | 247 | 9,551 | 170 | 374 | 35,247 | 7,998 | 58,986 |
| 高知 | 23 | 4 | 15 | 2,358 | 382 | 144 | 6,127 | 81 | 250 | 22,414 | 4,249 | 36,047 |
| 福岡 | 126 | 30 | 66 | 12,343 | 1,705 | 983 | 35,994 | 685 | 1,526 | 140,392 | 21,546 | 215,396 |
| 佐賀 | 30 | 9 | 18 | 2,239 | 329 | 244 | 4,528 | 79 | 230 | 17,833 | 5,313 | 30,852 |
| 長崎 | 41 | 13 | 45 | 2,707 | 446 | 304 | 9,765 | 111 | 349 | 34,549 | 8,895 | 57,225 |
| 熊本 | 61 | 91 | 42 | 4,914 | 758 | 476 | 12,375 | 198 | 508 | 47,096 | 8,379 | 74,898 |
| 大分 | 45 | 9 | 19 | 2,829 | 397 | 258 | 7,626 | 121 | 248 | 26,698 | 7,572 | 45,822 |
| 宮崎 | 43 | 11 | 22 | 2,450 | 387 | 216 | 5,750 | 114 | 300 | 23,759 | 5,844 | 38,896 |
| 鹿児島 | 54 | 11 | 47 | 4,355 | 718 | 363 | 10,749 | 183 | 500 | 42,856 | 12,163 | 71,999 |
| 沖縄 | 20 | 6 | 69 | 3,346 | 427 | 241 | 10,178 | 351 | 508 | 43,626 | 5,365 | 64,137 |
| | 4,922 | 413 | 1,985 | 342,250 | 50,948 | 23,593 | 866,529 | 20,100 | 37,256 | 3,451,872 | 493,962 | 5,293,830 |

資料 2-5-5 救急自動車による事故種別傷病程度別搬送人員の状況

(令和 2 年中)

| 事故種別 | 区分 | 死亡 | 重症 (長期入院) | 中等症 (入院診療) | 軽症 (外来診療) | その他 | 計 |
|------|----|-----------------|-------------------|---------------------|---------------------|----------------|--------------------|
| 急病 | | 63,669 (1.8) | 281,747 (8.2) | 1,548,444 (44.9) | 1,557,163 (45.1) | 849 (0.0) | 3,451,872 (100) |
| 交通事故 | | 1,577 (0.5) | 13,878 (4.1) | 74,388 (21.7) | 252,288 (73.7) | 119 (0.0) | 342,250 (100) |
| 一般負傷 | | 5,175 (0.6) | 54,546 (6.3) | 315,046 (36.4) | 491,383 (56.7) | 379 (0.0) | 866,529 (100) |
| その他 | | 7,253 (1.1) | 107,892 (17.0) | 406,055 (64.1) | 111,167 (17.6) | 812 (0.1) | 633,179 (100) |
| 計 | | 77,674 (1.6) | 458,063 (8.7) | 2,343,933 (44.3) | 2,412,001 (45.6) | 2,159 (0.0) | 5,293,830 (100) |

(備考) 1 「救急年報報告」により作成

2 初診時における傷病程度は次によっている。

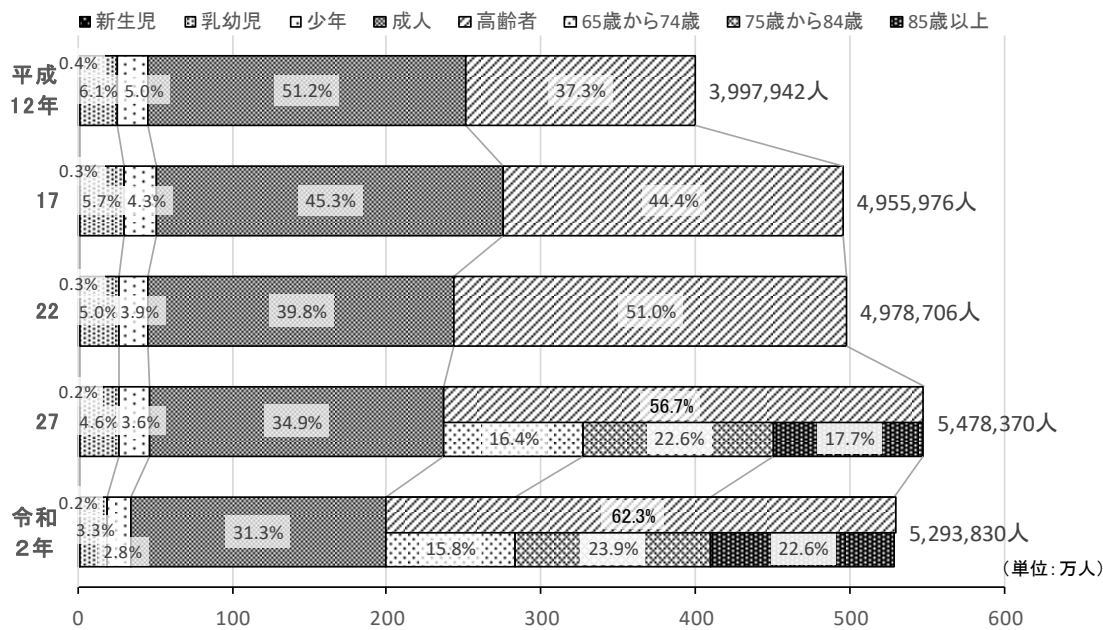
- (1) 死亡 初診時において死亡が確認されたもの
- (2) 重症(長期入院) 傷病程度が3週間以上の入院加療を必要とするもの
- (3) 中等症(入院診療) 傷病程度が重症または軽症以外のもの
- (4) 軽症(外来診療) 傷病程度が入院加療を必要としないもの
- (5) その他 医師の診断がないもの及び傷病程度が判明しないもの、その他の場所へ搬送したもの

※ なお、傷病程度は入院加療の必要程度を基準に区分しているため、軽症の中には早期に病院での治療が必要だったものや、通院による治療が必要だったものも含まれる。

3 () 内は構成比を示し、単位は%である。

4 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

資料 2-5-6 年齢区分別搬送人員構成比の推移



(備考) 1 「救急年報報告」より作成

2 年齢区分は次によっている。

- (1) 新生児 生後 28 日未満の者
- (2) 乳幼児 生後 28 日以上満 7 歳未満の者
- (3) 少年 満 7 歳以上満 18 歳未満の者
- (4) 成人 満 18 歳以上満 65 歳未満の者
- (5) 高齢者 満 65 歳以上の者

3 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

資料 2-5-7 救急自動車による年齢区分別事故種別搬送人員の状況

(令和2年中)

| 事故種別 年齢区分 | 急病 | 交通事故 | 一般負傷 | その他 (左記以外) | 合計※ | (参考) 平成27年 国勢調査人口 (構成比) |
|------------------------|---------------------|-------------------|-------------------|-------------------|---------------------|----------------------------------|
| 新生児 (構成比：%) | 1,775 (0.1) | 24 (0.0) | 239 (0.0) | 10,142 (1.6) | 12,180 (0.2) | 7,086,411 (5.6) |
| 乳幼児 (構成比：%) | 99,946 (2.9) | 9,053 (2.6) | 58,928 (6.8) | 9,390 (1.5) | 177,317 (3.3) | |
| 少年 (構成比：%) | 70,887 (2.1) | 29,398 (8.6) | 26,687 (3.1) | 23,497 (3.7) | 150,469 (2.8) | 12,407,682 (9.9) |
| 成人 (構成比：%) | 1,055,191 (30.6) | 205,656 (60.1) | 165,373 (19.1) | 228,841 (36.1) | 1,655,061 (31.3) | 72,681,453 (57.9) |
| 高齢者 (構成比：%) | 2,224,073 (64.4) | 98,119 (28.7) | 615,302 (71.0) | 361,309 (57.1) | 3,298,803 (62.3) | 33,465,441 (26.6) |
| うち、65歳から74歳 (構成比：%) | 563,781 (16.3) | 46,283 (13.5) | 126,069 (14.5) | 100,932 (15.9) | 837,065 (15.8) | 17,339,678 (13.8) |
| うち、75歳から84歳 (構成比：%) | 858,290 (24.9) | 39,394 (11.5) | 229,888 (26.5) | 137,223 (21.7) | 1,264,795 (23.9) | 11,238,276 (8.9) |
| うち、85歳以上 (構成比：%) | 802,002 (23.2) | 12,442 (3.6) | 259,345 (29.9) | 123,154 (19.5) | 1,196,943 (22.6) | 4,887,487 (3.9) |
| 合計 (構成比：%) | 3,451,872 (100) | 342,250 (100) | 866,529 (100) | 633,179 (100) | 5,293,830 (100) | 125,640,987 (100) |

- (備考) 1 「救急年報報告」により作成
 2 年齢区分は次によっている。
 (1) 新生児 生後28日未満の者
 (2) 乳幼児 生後28日以上満7歳未満の者
 (3) 少年 満7歳以上満18歳未満の者
 (4) 成人 満18歳以上満65歳未満の者
 (5) 高齢者 満65歳以上の者
 3 平成27年国勢調査人口中の年齢不詳1,453,758人は含まれていない。

資料 2-5-8 救急隊員が行った応急処置等の状況

| 事故種別 | | 急病 | 交通事故 | 一般負傷 | その他 | 合計 |
|-------------------|---------------------|---------------------|--------------------|--------------------|---------------------|---------------------|
| 応急処置等対象搬送人員 | | 3,409,376 | 334,785 | 850,812 | 623,559 | 5,218,532 |
| 応急処置等項目 | 止血 | 65,170 (0.5) | 21,712 (1.6) | 85,685 (2.7) | 19,876 (0.8) | 192,443 (0.9) |
| | 被覆 | 16,886 (0.1) | 61,673 (4.6) | 179,306 (5.6) | 30,665 (1.3) | 288,530 (1.4) |
| | 固定 | 26,327 (0.2) | 133,996 (10.0) | 140,129 (4.4) | 35,492 (1.5) | 335,944 (1.6) |
| | 保温 | 902,789 (6.6) | 63,109 (4.7) | 202,574 (6.4) | 147,313 (6.2) | 1,315,785 (6.4) |
| | 酸素吸入 | 678,163 (5.0) | 23,212 (1.7) | 47,936 (1.5) | 162,695 (6.9) | 912,006 (4.4) |
| | 人工呼吸 | 31,435 (0.2) | 631 (0.0) | 3,039 (0.1) | 4,481 (0.2) | 39,586 (0.2) |
| | 胸骨圧迫 | 8,847 (0.1) | 231 (0.0) | 951 (0.0) | 1,031 (0.0) | 11,060 (0.1) |
| | ※うち自動式心マッサージ器 | 3,032 | 49 | 307 | 281 | 3,669 |
| | 心肺蘇生 | 98,776 (0.7) | 2,256 (0.2) | 9,938 (0.3) | 10,619 (0.4) | 121,589 (0.6) |
| | ※うち自動式心マッサージ器 | 18,557 | 315 | 1,773 | 1,661 | 22,306 |
| | ※在宅療法継続 | 41,539 (0.3) | 279 (0.0) | 3,962 (0.1) | 3,863 (0.2) | 49,643 (0.2) |
| | ※ショックパンツ | 38 (0.0) | 5 (0.0) | 14 (0.0) | 6 (0.0) | 63 (0.0) |
| | ※血圧測定 | 3,173,254 (23.3) | 323,075 (24.2) | 795,082 (24.9) | 573,501 (24.2) | 4,864,912 (23.7) |
| | ※心音・呼吸音聴取 | 1,153,598 (8.5) | 107,949 (8.1) | 174,871 (5.5) | 136,948 (5.8) | 1,573,366 (7.7) |
| | ※血中酸素飽和度測定 | 3,240,062 (23.8) | 327,034 (24.5) | 823,093 (25.8) | 597,019 (25.2) | 4,987,208 (24.3) |
| | ※心電図測定 | 2,216,449 (16.3) | 106,331 (8.0) | 302,715 (9.5) | 326,118 (13.8) | 2,951,613 (14.4) |
| | 気道確保 | 154,243 (1.1) | 3,536 (0.3) | 14,929 (0.5) | 17,351 (0.7) | 190,059 (0.9) |
| | ※うち経鼻エアウェイ | 6,531 | 69 | 557 | 771 | 7,928 |
| | ※うち喉頭鏡、鉗子等 | 5,340 | 78 | 2,753 | 437 | 8,608 |
| | ※うちラリゲアルマスク等 | 38,221 | 590 | 2,892 | 2,709 | 44,412 |
| | ※うち気管挿管 | 6,642 | 107 | 2,074 | 768 | 9,591 |
| | ※除細動 | 10,827 (0.1) | 135 (0.0) | 381 (0.0) | 650 (0.0) | 11,993 (0.1) |
| | ※静脈路確保 | 61,073 (0.4) | 1,864 (0.1) | 5,654 (0.2) | 4,676 (0.2) | 73,267 (0.4) |
| | うち CPA 前 | 21,773 | 1,107 | 1,440 | 1,196 | 25,516 |
| | うち CPA 後 | 39,300 | 757 | 4,214 | 3,480 | 47,751 |
| | ※薬剤投与 | 27,904 (0.2) | 573 (0.0) | 3,013 (0.1) | 2,457 (0.1) | 33,947 (0.2) |
| | ※血糖測定 | 58,670 (0.4) | 462 (0.0) | 1,617 (0.1) | 1,070 (0.0) | 61,819 (0.3) |
| ※ブドウ糖投与 | 8,240 (0.1) | 20 (0.0) | 9 (0.0) | 40 (0.0) | 8,309 (0.0) | |
| ※自己注射が可能なアドレナリン製剤 | 227 (0.0) | 8 (0.0) | 30 (0.0) | 15 (0.0) | 280 (0.0) | |
| その他の処置 | 1,649,178 (12.1) | 157,708 (11.8) | 393,697 (12.3) | 295,827 (12.5) | 2,496,410 (12.2) | |
| 合計 | 13,623,695 (100) | 1,335,799 (100) | 3,188,625 (100) | 2,371,713 (100) | 20,519,832 (100) | |
| 拡大された応急処置等 | | 10,070,204 | 868,943 | 2,120,797 | 1,652,990 | 14,712,934 |

- (備考) 1 「救急年報報告」により作成
 2 1人につき複数の応急処置等を行うこともあるため、応急処置等対象搬送人員と事故種別ごとの応急処置等の項目の計は一致しない。
 3 () 内は構成比を示し、単位は%である。
 4 ※は平成3年以降に拡大された応急処置等の項目である。
 5 救急自動車により搬送された傷病者に行った応急処置等の状況を示す。

資料 2-5-9 救急業務実施市町村数の推移

(毎年4月1日現在)

| 区分 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | 令和2年 | 令和3年 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 市町村数 | 1,784 | 1,769 | 1,753 | 1,742 | 1,692 | 1,689 | 1,685 | 1,685 | 1,686 | 1,689 | 1,690 | 1,690 | 1,690 | 1,690 | 1,690 | 1,690 |
| 市町村実施率(%) | 98.0 | 98.0 | 98.0 | 98.0 | 97.9 | 97.9 | 98.0 | 98.0 | 98.0 | 98.3 | 98.3 | 98.3 | 98.3 | 98.3 | 98.3 | 98.3 |
| 人口カバー率(%) | 99.9 | 99.9 | 99.9 | 99.9 | 99.9 | 99.9 | 99.9 | 99.9 | 99.9 | 99.9 | 99.9 | 99.9 | 99.9 | 99.9 | 99.9 | 99.9 |

(備考) 「救急年報報告」により作成

資料 2-5-10 都道府県別救急業務実施状況

(令和3年4月1日現在)

| 都道府県名 | 市町村数 | 人口 H27 国勢調査 確定値 | 救急業務実施市町村 A | | 実施率 | | 出動件数 | | 対前年 増減率 C-B/B ×100 (%) | A内における 人口1万人当 たりの救急出 場件数 (件) |
|-------|-------|-----------------------|-------------|-------------|-------------|-----------|-------------------|-------------------|------------------------------------|---------------------------------------|
| | | | 市町村数 | 人口 | 市町村数 (%) | 人口 (%) | 令和元年中 B (件) | 令和2年中 C (件) | | |
| 北海道 | 179 | 5,381,733 | 179 | 5,381,733 | 100.0% | 100.0% | 269,210 | 241,616 | -10.2% | 449 |
| 青森 | 40 | 1,308,265 | 40 | 1,308,265 | 100.0% | 100.0% | 50,187 | 46,130 | -8.1% | 353 |
| 岩手 | 33 | 1,279,594 | 33 | 1,279,594 | 100.0% | 100.0% | 52,660 | 48,041 | -8.8% | 375 |
| 宮城 | 35 | 2,333,899 | 35 | 2,333,899 | 100.0% | 100.0% | 112,997 | 100,737 | -10.8% | 432 |
| 秋田 | 25 | 1,023,119 | 25 | 1,023,119 | 100.0% | 100.0% | 40,876 | 37,658 | -7.9% | 368 |
| 山形 | 35 | 1,123,891 | 35 | 1,123,891 | 100.0% | 100.0% | 45,314 | 40,115 | -11.5% | 357 |
| 福島 | 59 | 1,914,039 | 59 | 1,914,039 | 100.0% | 100.0% | 84,667 | 75,604 | -10.7% | 395 |
| 茨城 | 44 | 2,916,976 | 44 | 2,916,976 | 100.0% | 100.0% | 136,467 | 121,600 | -10.9% | 417 |
| 栃木 | 25 | 1,974,255 | 25 | 1,974,255 | 100.0% | 100.0% | 84,434 | 76,280 | -9.7% | 386 |
| 群馬 | 35 | 1,973,115 | 35 | 1,973,115 | 100.0% | 100.0% | 95,906 | 84,591 | -11.8% | 429 |
| 埼玉 | 63 | 7,266,534 | 63 | 7,266,534 | 100.0% | 100.0% | 364,380 | 327,778 | -10.0% | 451 |
| 千葉 | 54 | 6,222,666 | 54 | 6,222,666 | 100.0% | 100.0% | 342,184 | 305,253 | -10.8% | 491 |
| 東京 | 40 | 13,515,271 | 34 | 13,506,759 | 85.0% | 99.9% | 831,052 | 725,439 | -12.7% | 537 |
| 神奈川 | 33 | 9,126,214 | 33 | 9,126,214 | 100.0% | 100.0% | 505,124 | 454,115 | -10.1% | 498 |
| 新潟 | 30 | 2,304,264 | 30 | 2,304,264 | 100.0% | 100.0% | 104,694 | 93,666 | -10.5% | 406 |
| 富山 | 15 | 1,066,328 | 15 | 1,066,328 | 100.0% | 100.0% | 43,795 | 39,778 | -9.2% | 373 |
| 石川 | 19 | 1,154,008 | 19 | 1,154,008 | 100.0% | 100.0% | 44,841 | 40,630 | -9.4% | 352 |
| 福井 | 17 | 786,740 | 17 | 786,740 | 100.0% | 100.0% | 30,091 | 26,253 | -12.8% | 334 |
| 山梨 | 27 | 834,930 | 27 | 834,930 | 100.0% | 100.0% | 40,178 | 35,445 | -11.8% | 425 |
| 長野 | 77 | 2,098,804 | 77 | 2,098,804 | 100.0% | 100.0% | 98,742 | 86,693 | -12.2% | 413 |
| 岐阜 | 42 | 2,031,903 | 42 | 2,031,903 | 100.0% | 100.0% | 91,424 | 80,409 | -12.0% | 396 |
| 静岡 | 35 | 3,700,305 | 35 | 3,700,305 | 100.0% | 100.0% | 171,992 | 152,779 | -11.2% | 413 |
| 愛知 | 54 | 7,483,128 | 54 | 7,483,128 | 100.0% | 100.0% | 363,647 | 323,150 | -11.1% | 432 |
| 三重 | 29 | 1,815,865 | 29 | 1,815,865 | 100.0% | 100.0% | 98,919 | 87,314 | -11.7% | 481 |
| 滋賀 | 19 | 1,412,916 | 19 | 1,412,916 | 100.0% | 100.0% | 65,465 | 57,660 | -11.9% | 408 |
| 京都 | 26 | 2,610,353 | 26 | 2,610,353 | 100.0% | 100.0% | 145,884 | 128,558 | -11.9% | 492 |
| 大阪 | 43 | 8,839,469 | 43 | 8,839,469 | 100.0% | 100.0% | 616,839 | 551,557 | -10.6% | 624 |
| 兵庫 | 41 | 5,534,800 | 41 | 5,534,800 | 100.0% | 100.0% | 298,596 | 266,899 | -10.6% | 482 |
| 奈良 | 39 | 1,364,316 | 39 | 1,364,316 | 100.0% | 100.0% | 77,801 | 69,782 | -10.3% | 511 |
| 和歌山 | 30 | 963,579 | 29 | 960,492 | 96.7% | 99.7% | 52,948 | 47,488 | -10.3% | 494 |
| 鳥取 | 19 | 573,441 | 19 | 573,441 | 100.0% | 100.0% | 27,350 | 24,541 | -10.3% | 428 |
| 島根 | 19 | 694,352 | 19 | 694,352 | 100.0% | 100.0% | 31,107 | 28,800 | -7.4% | 415 |
| 岡山 | 27 | 1,921,525 | 27 | 1,921,525 | 100.0% | 100.0% | 92,467 | 83,288 | -9.9% | 433 |
| 広島 | 23 | 2,843,990 | 23 | 2,843,990 | 100.0% | 100.0% | 133,732 | 121,365 | -9.2% | 427 |
| 山口 | 19 | 1,404,729 | 19 | 1,404,729 | 100.0% | 100.0% | 68,909 | 62,929 | -8.7% | 448 |
| 徳島 | 24 | 755,733 | 21 | 746,598 | 87.5% | 98.8% | 35,345 | 31,965 | -9.6% | 428 |
| 香川 | 17 | 976,263 | 16 | 973,124 | 94.1% | 99.7% | 47,659 | 43,561 | -8.6% | 448 |
| 愛媛 | 20 | 1,385,262 | 20 | 1,385,262 | 100.0% | 100.0% | 69,338 | 63,611 | -8.3% | 459 |
| 高知 | 34 | 728,276 | 34 | 728,276 | 100.0% | 100.0% | 42,057 | 39,022 | -7.2% | 536 |
| 福岡 | 60 | 5,101,556 | 60 | 5,101,556 | 100.0% | 100.0% | 264,030 | 237,239 | -10.1% | 465 |
| 佐賀 | 20 | 832,832 | 20 | 832,832 | 100.0% | 100.0% | 36,798 | 33,252 | -9.6% | 399 |
| 長崎 | 21 | 1,377,187 | 21 | 1,377,187 | 100.0% | 100.0% | 67,429 | 63,057 | -6.5% | 458 |
| 熊本 | 45 | 1,786,170 | 45 | 1,786,170 | 100.0% | 100.0% | 91,401 | 81,545 | -10.8% | 457 |
| 大分 | 18 | 1,166,338 | 18 | 1,166,338 | 100.0% | 100.0% | 55,555 | 50,796 | -8.6% | 436 |
| 宮崎 | 26 | 1,104,069 | 22 | 1,092,953 | 84.6% | 99.0% | 47,514 | 43,529 | -8.4% | 398 |
| 鹿児島 | 43 | 1,648,177 | 41 | 1,647,014 | 95.3% | 99.9% | 86,247 | 79,479 | -7.8% | 483 |
| 沖縄 | 41 | 1,433,566 | 29 | 1,414,769 | 70.7% | 98.7% | 81,515 | 72,280 | -11.3% | 511 |
| 計 | 1,719 | 127,094,745 | 1,690 | 127,039,796 | 98.3% | 99.9% | 6,639,767 | 5,933,277 | -10.6% | 467 |

資料 2-5-11 都道府県別経営主体別救急病院及び診療所告示状況一覧表

(令和3年4月1日現在)

| 都道府県 | 病院 | | | | 病院計 | 診療所 | 合計 |
|------|-----|-----|-----|-------|-------|-----|-------|
| | 国立 | 公立 | 公的 | 私的 | | | |
| 北海道 | 13 | 81 | 40 | 130 | 264 | 15 | 279 |
| 青森県 | 4 | 23 | 1 | 18 | 46 | 2 | 48 |
| 岩手県 | 1 | 22 | 4 | 21 | 48 | 0 | 48 |
| 宮城県 | 3 | 27 | 6 | 34 | 70 | 3 | 73 |
| 秋田県 | 3 | 10 | 8 | 6 | 27 | 0 | 27 |
| 山形県 | 1 | 18 | 2 | 14 | 35 | 0 | 35 |
| 福島県 | 2 | 10 | 9 | 34 | 55 | 0 | 55 |
| 茨城県 | 4 | 3 | 14 | 64 | 85 | 1 | 86 |
| 栃木県 | 3 | 2 | 6 | 47 | 58 | 15 | 73 |
| 群馬県 | 4 | 11 | 3 | 55 | 73 | 5 | 78 |
| 埼玉県 | 3 | 10 | 7 | 161 | 181 | 14 | 195 |
| 千葉県 | 7 | 27 | 3 | 113 | 150 | 5 | 155 |
| 東京都 | 15 | 21 | 5 | 273 | 314 | 5 | 319 |
| 神奈川県 | 10 | 19 | 10 | 129 | 168 | 7 | 175 |
| 新潟県 | 3 | 23 | 14 | 24 | 64 | 0 | 64 |
| 富山県 | 3 | 11 | 5 | 15 | 34 | 2 | 36 |
| 石川県 | 2 | 16 | 4 | 23 | 45 | 7 | 52 |
| 福井県 | 2 | 5 | 5 | 28 | 40 | 11 | 51 |
| 山梨県 | 3 | 14 | 2 | 19 | 38 | 5 | 43 |
| 長野県 | 3 | 19 | 19 | 38 | 79 | 6 | 85 |
| 岐阜県 | 2 | 15 | 10 | 34 | 61 | 4 | 65 |
| 静岡県 | 6 | 21 | 10 | 35 | 72 | 4 | 76 |
| 愛知県 | 7 | 26 | 11 | 108 | 152 | 13 | 165 |
| 三重県 | 4 | 13 | 8 | 29 | 54 | 4 | 58 |
| 滋賀県 | 3 | 12 | 4 | 12 | 31 | 0 | 31 |
| 京都府 | 5 | 15 | 5 | 62 | 87 | 0 | 87 |
| 大阪府 | 9 | 20 | 13 | 244 | 286 | 11 | 297 |
| 兵庫県 | 6 | 34 | 4 | 137 | 181 | 5 | 186 |
| 奈良県 | 2 | 9 | 3 | 27 | 41 | 0 | 41 |
| 和歌山県 | 3 | 14 | 3 | 31 | 51 | 3 | 54 |
| 鳥取県 | 3 | 8 | 2 | 5 | 18 | 0 | 18 |
| 島根県 | 2 | 11 | 4 | 8 | 25 | 0 | 25 |
| 岡山県 | 4 | 15 | 4 | 62 | 85 | 4 | 89 |
| 広島県 | 6 | 17 | 11 | 116 | 150 | 20 | 170 |
| 山口県 | 7 | 16 | 8 | 35 | 66 | 2 | 68 |
| 徳島県 | 2 | 8 | 5 | 23 | 38 | 1 | 39 |
| 香川県 | 5 | 8 | 4 | 32 | 49 | 10 | 59 |
| 愛媛県 | 2 | 15 | 5 | 35 | 57 | 3 | 60 |
| 高知県 | 3 | 9 | 2 | 25 | 39 | 2 | 41 |
| 福岡県 | 7 | 17 | 14 | 109 | 147 | 3 | 150 |
| 佐賀県 | 5 | 7 | 2 | 26 | 40 | 5 | 45 |
| 長崎県 | 7 | 13 | 4 | 32 | 56 | 1 | 57 |
| 熊本県 | 7 | 16 | 6 | 50 | 79 | 5 | 84 |
| 大分県 | 4 | 5 | 3 | 44 | 56 | 0 | 56 |
| 宮崎県 | 5 | 12 | 2 | 38 | 57 | 3 | 60 |
| 鹿児島県 | 3 | 12 | 4 | 73 | 92 | 9 | 101 |
| 沖縄県 | 1 | 6 | 3 | 17 | 27 | 0 | 27 |
| 合計 | 209 | 746 | 321 | 2,695 | 3,971 | 215 | 4,186 |

資料 2-5-12 医療機関への受入照会回数 4 回以上の事案の推移

| 区分 | 年 | 平成 28 年 | | 平成 29 年 | | 平成 30 年 | | 令和元年 | | 令和 2 年 | |
|---------------|---|---------|------|---------|------|---------|------|--------|------|--------|------|
| | | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 |
| 重症以上傷病者搬送事案 | | 10,039 | 2.3% | 9,834 | 2.2% | 10,861 | 2.4% | 11,067 | 2.4% | 12,998 | 3.0% |
| 産科・周産期傷病者搬送事案 | | 540 | 3.5% | 475 | 3.3% | 545 | 3.6% | 532 | 3.6% | 525 | 3.8% |
| 小児傷病者搬送事案 | | 7,527 | 2.0% | 6,442 | 1.7% | 6,368 | 1.7% | 6,702 | 1.7% | 4,977 | 1.9% |
| 救命救急センター搬送事案 | | 20,248 | 2.6% | 20,262 | 2.5% | 23,116 | 2.6% | 24,786 | 2.8% | 24,253 | 3.0% |

- (備考) 1 「令和 2 年中の救急搬送における医療機関の受入れ状況等実態調査」より作成
 2 重複あり
 3 割合については、それぞれの類型の総搬送人員に対する割合
 4 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

資料 2-5-13 現場滞在時間 30 分以上の事案の推移

| 区分 | 年 | 平成 28 年 | | 平成 29 年 | | 平成 30 年 | | 令和元年 | | 令和 2 年 | |
|---------------|---|---------|------|---------|------|---------|------|--------|------|--------|------|
| | | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 |
| 重症以上傷病者搬送事案 | | 22,104 | 5.0% | 22,620 | 5.0% | 23,643 | 5.1% | 23,790 | 5.2% | 26,807 | 6.1% |
| 産科・周産期傷病者搬送事案 | | 1,161 | 7.5% | 1,112 | 7.8% | 1,257 | 8.2% | 1,107 | 7.4% | 1,171 | 8.5% |
| 小児傷病者搬送事案 | | 12,237 | 3.2% | 11,515 | 3.1% | 11,494 | 3.1% | 11,532 | 3.0% | 9,680 | 3.7% |
| 救命救急センター搬送事案 | | 40,213 | 5.1% | 42,491 | 5.2% | 47,455 | 5.3% | 47,598 | 5.4% | 50,988 | 6.4% |

- (備考) 1 「令和 2 年中の救急搬送における医療機関の受入れ状況等実態調査」より作成
 2 重複あり
 3 割合については、それぞれの類型の総搬送人員に対する割合
 4 小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

資料 2-5-14 一般市民による応急手当の実施の有無

(各年中)

| 区分 | 救急隊が搬送した心肺機能停止傷病者総数 | 心原性でかつ心肺停止の時点が一般市民により目撃された傷病者数 | | | | | | | | | | |
|---------|---------------------|--------------------------------|----------|-----------|------------|-----------|------------------|----------|-------|------------|-----|------|
| | | うち、一般市民による応急手当あり | 1ヵ月後生存者数 | | 1ヵ月後社会復帰者数 | | うち、一般市民による応急手当なし | 1ヵ月後生存者数 | | 1ヵ月後社会復帰者数 | | |
| | | | 1ヵ月後生存率 | 1ヵ月後社会復帰率 | 1ヵ月後生存率 | 1ヵ月後社会復帰率 | | | | | | |
| 平成 17 年 | 102,738 | 17,882 | 7,335 | 631 | 8.6% | 334 | 4.6% | 10,547 | 651 | 6.2% | 253 | 2.4% |
| 平成 18 年 | 105,942 | 18,897 | 8,108 | 819 | 10.1% | 456 | 5.6% | 10,789 | 772 | 7.2% | 312 | 2.9% |
| 平成 19 年 | 109,461 | 19,707 | 9,376 | 1,141 | 12.2% | 738 | 7.9% | 10,331 | 872 | 8.4% | 457 | 4.4% |
| 平成 20 年 | 113,827 | 20,769 | 9,970 | 1,280 | 12.8% | 861 | 8.6% | 10,799 | 889 | 8.2% | 433 | 4.0% |
| 平成 21 年 | 115,250 | 21,112 | 10,834 | 1,495 | 13.8% | 991 | 9.1% | 10,278 | 922 | 9.0% | 504 | 4.9% |
| 平成 22 年 | 123,095 | 22,463 | 11,195 | 1,572 | 14.0% | 1,065 | 9.5% | 11,268 | 989 | 8.8% | 478 | 4.2% |
| 平成 23 年 | 127,109 | 23,296 | 11,536 | 1,642 | 14.2% | 1,142 | 9.9% | 11,760 | 1,013 | 8.6% | 535 | 4.5% |
| 平成 24 年 | 127,866 | 23,797 | 12,248 | 1,741 | 14.2% | 1,193 | 9.7% | 11,549 | 995 | 8.6% | 517 | 4.5% |
| 平成 25 年 | 123,987 | 25,469 | 13,015 | 1,932 | 14.8% | 1,392 | 10.7% | 12,454 | 1,103 | 8.9% | 619 | 5.0% |
| 平成 26 年 | 125,951 | 25,255 | 13,679 | 2,106 | 15.4% | 1,476 | 10.8% | 11,576 | 976 | 8.4% | 496 | 4.3% |
| 平成 27 年 | 123,421 | 24,496 | 13,672 | 2,195 | 16.1% | 1,594 | 11.7% | 10,824 | 991 | 9.2% | 509 | 4.7% |
| 平成 28 年 | 123,554 | 25,569 | 14,354 | 2,359 | 16.4% | 1,681 | 11.7% | 11,215 | 1,041 | 9.3% | 545 | 4.9% |
| 平成 29 年 | 127,018 | 25,538 | 14,448 | 2,404 | 16.6% | 1,724 | 11.9% | 11,090 | 1,040 | 9.4% | 508 | 4.6% |
| 平成 30 年 | 127,718 | 25,756 | 14,965 | 2,618 | 17.5% | 1,873 | 12.5% | 10,791 | 966 | 9.0% | 482 | 4.5% |
| 令和元年 | 126,271 | 25,560 | 14,789 | 2,561 | 17.3% | 1,820 | 12.3% | 10,771 | 998 | 9.3% | 471 | 4.4% |
| 令和 2 年 | 125,928 | 25,790 | 14,974 | 2,273 | 15.2% | 1,530 | 10.2% | 10,816 | 882 | 8.2% | 412 | 3.8% |

- (備考) 東日本大震災の影響により、平成 22 年及び平成 23 年の釜石大槌地区行政事務組合及び陸前高田市消防本部のデータは除いた数値により集計している。

資料 2-5-15 熱中症による救急搬送状況の年別推移

| 年 | 年齢区分別 (人) | | | | | | 初診時における傷病程度別 (人) | | | | | | 発生場所別 (人) | | | | | | | | | |
|-------|-----------|------|--------|--------|--------|--------|------------------|-------|--------|--------|------|--------|-----------|--------|-------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|--|
| | 新生児 | 乳幼児 | 少年 | 成人 | 高齢者 | 合計 | 死亡 | 重症 | 中等症 | 軽症 | その他 | 合計 | 住居 | 仕事場① | 仕事場② | 教育機関 | 公衆(屋内) | 公衆(屋外) | 道路 | その他 | 合計 | |
| 平成28年 | 4 | 482 | 6,548 | 18,150 | 25,228 | 50,412 | 59 | 981 | 16,242 | 32,696 | 434 | 50,412 | | | | | | | | | | |
| | 0.0% | 1.0% | 13.0% | 36.0% | 50.0% | | 0.1% | 1.9% | 32.2% | 64.9% | 0.9% | | | | | | | | | | | |
| 平成29年 | 8 | 482 | 7,685 | 18,879 | 25,930 | 52,984 | 48 | 1,096 | 17,199 | 34,382 | 259 | 52,984 | 19,603 | 5,648 | 1,490 | 4,037 | 4,385 | 7,351 | 7,131 | 3,339 | 52,984 | |
| | 0.0% | 0.9% | 14.5% | 35.6% | 48.9% | | 0.1% | 2.1% | 32.5% | 64.9% | 0.5% | | 37.0% | 10.7% | 2.8% | 7.6% | 8.3% | 13.9% | 13.5% | 6.3% | | |
| 平成30年 | 8 | 967 | 13,192 | 35,189 | 45,781 | 95,137 | 160 | 2,061 | 30,435 | 62,158 | 323 | 95,137 | 38,366 | 10,279 | 1,980 | 6,333 | 8,712 | 12,185 | 12,774 | 4,508 | 95,137 | |
| | 0.0% | 1.0% | 13.9% | 37.0% | 48.1% | | 0.2% | 2.2% | 32.0% | 65.3% | 0.3% | | 40.3% | 10.8% | 2.1% | 6.7% | 9.2% | 12.8% | 13.4% | 4.7% | | |
| 令和元年 | 1 | 634 | 8,707 | 24,884 | 37,091 | 71,317 | 126 | 1,889 | 23,701 | 45,285 | 316 | 71,317 | 27,500 | 7,403 | 1,792 | 4,369 | 6,213 | 8,944 | 11,137 | 3,959 | 71,317 | |
| | 0.0% | 0.9% | 12.2% | 34.9% | 52.0% | | 0.2% | 2.6% | 33.2% | 63.5% | 0.4% | | 38.6% | 10.4% | 2.5% | 6.1% | 8.7% | 12.5% | 15.6% | 5.6% | | |
| 令和2年 | 3 | 329 | 5,253 | 21,756 | 37,528 | 64,869 | 112 | 1,783 | 23,662 | 39,037 | 275 | 64,869 | 28,121 | 7,065 | 1,599 | 2,901 | 4,340 | 6,130 | 11,276 | 3,437 | 64,869 | |
| | 0.0% | 0.5% | 8.1% | 33.5% | 57.9% | | 0.2% | 2.7% | 36.5% | 60.2% | 0.4% | | 43.4% | 10.9% | 2.5% | 4.5% | 6.7% | 9.4% | 17.4% | 5.3% | | |
| 令和3年 | 7 | 359 | 4,610 | 15,959 | 26,942 | 47,877 | 80 | 1,143 | 16,463 | 29,758 | 433 | 47,877 | 18,882 | 5,369 | 1,421 | 2,404 | 3,172 | 5,298 | 8,378 | 2,953 | 47,877 | |
| | 0.0% | 0.7% | 9.6% | 33.3% | 56.3% | | 0.2% | 2.4% | 34.4% | 62.2% | 0.9% | | 39.4% | 11.2% | 3.0% | 5.0% | 6.6% | 11.1% | 17.5% | 6.2% | | |

- (備考) 1 平成27年～令和元年、令和3年は5月～9月、令和2年は6月～9月の搬送人員。
 2 年齢区分は次によっている。
 (1) 新生児 生後28日未満の者
 (2) 乳幼児 生後28日以上満7歳未満の者
 (3) 少年 満7歳以上満18歳未満の者
 (4) 成人 満18歳以上満65歳未満の者
 (5) 高齢者 満65歳以上の者
 3 初診時における傷病程度は次によっている。
 (1) 死亡 初診時において死亡が確認されたもの
 (2) 重症(長期入院) 傷病程度が3週間以上の入院加療を必要とするもの
 (3) 中等症(入院診療) 傷病程度が重症又は軽症以外のもの
 (4) 軽症(外来診療) 傷病程度が入院加療を必要としないもの
 (5) その他 医師の診断がないもの及び傷病程度が判明しないもの、並びにその他の場所へ搬送したもの
 ※なお、傷病程度は入院加療の必要程度を基準に区分しているため、軽症の中には早期に病院での治療が必要だったものや通院による治療が必要だったものも含まれる。
 4 発生場所は次によっている。
 (1) 住居 敷地内全ての場所を含む
 (2) 仕事場① 道路工事現場、工場、作業所等
 (3) 仕事場② 田畑、森林、海、川等(農・畜・水産作業を行っている場合のみ)
 (4) 教育機関 幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、専門学校、大学等
 (5) 公衆(屋内) 不特定者が出入りする場所の屋内部分(劇場、コンサート会場、飲食店、百貨店、病院、公衆浴場、駅(地下ホーム)等)
 (6) 公衆(屋外) 不特定者が出入りする場所の屋外部分(競技場、各対象物の屋外駐車場、野外コンサート会場、駅(屋外ホーム)等)
 (7) 道路 一般道路、歩道、有料道路、高速道路等
 (8) その他 上記に該当しない項目

資料 2-6-1 救助活動件数及び救助人員の推移

| 年 | 救助活動件数 | | 救助人員 | |
|-------|--------|-----------|--------|-----------|
| | 件数 | 対前年増減比(%) | 人員 | 対前年増減比(%) |
| 平成28年 | 57,148 | 2.1 | 57,955 | △ 2.1 |
| 平成29年 | 56,315 | △ 1.5 | 57,664 | △ 0.5 |
| 平成30年 | 61,507 | 9.2 | 63,836 | 10.7 |
| 令和元年 | 61,340 | △ 0.3 | 63,670 | △ 0.3 |
| 令和2年 | 59,977 | △ 2.2 | 57,952 | △ 9.0 |

- (備考) 1 「救助年報報告」により作成
 2 消防本部・署を設置しない市町村の消防団の活動件数等も含めている。本節の以下のデータにおいても同じ。

資料 2-6-2 都道府県別救助活動件数及び救助人員

(令和2年中)

| 区分 都道府県名 | 火災 | | 交通事故 | | 水難事故 | | 風水害等 自然災害事故 | | 機械による 事故 | | 建物等による 事故 | | ガス及び酸欠 事故 | | 破裂事故 | | その他 | | 合計 | |
|-------------|-------|-------|--------|--------|-------|-------|----------------|-------|-------------|-------|--------------|--------|--------------|-----|------|----|--------|--------|--------|--------|
| | 件数 | 人員 | 件数 | 人員 | 件数 | 人員 | 件数 | 人員 | 件数 | 人員 | 件数 | 人員 | 件数 | 人員 | 件数 | 人員 | 件数 | 人員 | 件数 | 人員 |
| 北海道 | 125 | 117 | 511 | 787 | 149 | 198 | 9 | 18 | 21 | 20 | 828 | 397 | 18 | 11 | 0 | 0 | 515 | 445 | 2,176 | 1,993 |
| 青森 | 48 | 13 | 150 | 173 | 42 | 42 | 0 | 0 | 12 | 12 | 77 | 70 | 3 | 3 | 0 | 0 | 73 | 73 | 405 | 386 |
| 岩手 | 16 | 25 | 135 | 195 | 28 | 48 | 0 | 0 | 13 | 19 | 50 | 47 | 0 | 0 | 0 | 0 | 71 | 96 | 313 | 430 |
| 宮城 | 71 | 24 | 189 | 216 | 44 | 45 | 1 | 1 | 19 | 19 | 192 | 166 | 14 | 8 | 0 | 0 | 150 | 127 | 680 | 606 |
| 秋田 | 56 | 14 | 104 | 118 | 27 | 27 | 2 | 2 | 12 | 12 | 50 | 40 | 2 | 2 | 0 | 0 | 64 | 60 | 317 | 275 |
| 山形 | 41 | 18 | 92 | 120 | 26 | 24 | 20 | 110 | 14 | 29 | 25 | 23 | 4 | 4 | 0 | 0 | 87 | 92 | 309 | 420 |
| 福島 | 23 | 5 | 120 | 131 | 37 | 42 | 1 | 1 | 9 | 9 | 62 | 57 | 4 | 3 | 0 | 0 | 129 | 129 | 385 | 377 |
| 茨城 | 174 | 30 | 311 | 384 | 73 | 79 | 0 | 0 | 16 | 16 | 145 | 133 | 16 | 17 | 0 | 0 | 275 | 274 | 1,010 | 933 |
| 栃木 | 85 | 86 | 203 | 255 | 35 | 31 | 1 | 1 | 26 | 25 | 144 | 139 | 3 | 2 | 0 | 0 | 213 | 239 | 710 | 778 |
| 群馬 | 94 | 29 | 204 | 311 | 35 | 35 | 1 | 2 | 22 | 25 | 45 | 45 | 2 | 2 | 0 | 0 | 182 | 196 | 585 | 645 |
| 埼玉 | 599 | 95 | 418 | 456 | 112 | 87 | 6 | 5 | 38 | 38 | 1,508 | 1,020 | 26 | 15 | 0 | 0 | 627 | 367 | 3,334 | 2,083 |
| 千葉 | 197 | 70 | 405 | 438 | 129 | 118 | 2 | 2 | 32 | 31 | 1,484 | 1,128 | 22 | 15 | 1 | 0 | 611 | 364 | 2,883 | 2,166 |
| 東京 | 140 | 159 | 3,251 | 4,456 | 185 | 193 | 1 | 3 | 196 | 202 | 12,766 | 12,083 | 54 | 53 | 0 | 0 | 1,098 | 1,112 | 17,691 | 18,261 |
| 神奈川 | 229 | 121 | 232 | 303 | 138 | 122 | 4 | 2 | 25 | 55 | 1,103 | 1,141 | 29 | 27 | 0 | 0 | 600 | 675 | 2,360 | 2,446 |
| 新潟 | 17 | 14 | 145 | 166 | 79 | 63 | 5 | 6 | 20 | 20 | 12 | 13 | 1 | 1 | 0 | 0 | 186 | 181 | 465 | 464 |
| 富山 | 6 | 6 | 112 | 124 | 41 | 43 | 0 | 0 | 10 | 10 | 45 | 43 | 1 | 1 | 0 | 0 | 56 | 56 | 271 | 283 |
| 石川 | 35 | 14 | 98 | 122 | 33 | 34 | 0 | 0 | 8 | 8 | 68 | 61 | 4 | 3 | 0 | 0 | 61 | 72 | 307 | 314 |
| 福井 | 14 | 6 | 108 | 129 | 31 | 28 | 0 | 0 | 8 | 8 | 42 | 34 | 1 | 0 | 0 | 0 | 49 | 44 | 253 | 249 |
| 山梨 | 16 | 2 | 75 | 90 | 28 | 29 | 0 | 0 | 8 | 8 | 22 | 22 | 5 | 5 | 0 | 0 | 118 | 114 | 272 | 270 |
| 長野 | 28 | 27 | 206 | 223 | 69 | 67 | 5 | 5 | 30 | 37 | 62 | 66 | 7 | 9 | 0 | 0 | 158 | 180 | 565 | 614 |
| 岐阜 | 92 | 15 | 235 | 300 | 71 | 81 | 6 | 17 | 13 | 13 | 114 | 112 | 5 | 4 | 0 | 0 | 162 | 172 | 698 | 714 |
| 静岡 | 199 | 63 | 261 | 316 | 96 | 110 | 4 | 8 | 21 | 21 | 146 | 149 | 7 | 13 | 0 | 0 | 235 | 244 | 969 | 924 |
| 愛知 | 153 | 210 | 420 | 500 | 125 | 127 | 2 | 8 | 45 | 45 | 1,310 | 1,207 | 28 | 34 | 0 | 0 | 468 | 422 | 2,551 | 2,553 |
| 三重 | 9 | 6 | 212 | 265 | 59 | 60 | 1 | 3 | 11 | 16 | 137 | 123 | 2 | 2 | 0 | 0 | 144 | 158 | 575 | 633 |
| 滋賀 | 10 | 13 | 127 | 148 | 35 | 36 | 0 | 0 | 10 | 10 | 122 | 119 | 5 | 5 | 0 | 0 | 147 | 148 | 456 | 479 |
| 京都 | 39 | 17 | 148 | 167 | 49 | 26 | 1 | 0 | 12 | 14 | 856 | 487 | 11 | 7 | 0 | 0 | 327 | 313 | 1,443 | 1,031 |
| 大阪 | 313 | 133 | 340 | 388 | 151 | 139 | 1 | 0 | 50 | 82 | 2,931 | 2,381 | 37 | 24 | 0 | 0 | 780 | 436 | 4,603 | 3,583 |
| 兵庫 | 166 | 59 | 420 | 453 | 124 | 115 | 1 | 4 | 61 | 66 | 2,008 | 1,805 | 34 | 25 | 0 | 0 | 926 | 521 | 3,740 | 3,048 |
| 奈良 | 9 | 7 | 120 | 140 | 22 | 21 | 0 | 0 | 6 | 6 | 123 | 123 | 3 | 3 | 0 | 0 | 303 | 286 | 586 | 586 |
| 和歌山 | 7 | 5 | 110 | 150 | 56 | 71 | 1 | 2 | 11 | 10 | 105 | 106 | 8 | 9 | 0 | 0 | 139 | 172 | 437 | 525 |
| 鳥取 | 25 | 4 | 81 | 91 | 14 | 12 | 0 | 0 | 3 | 3 | 17 | 17 | 0 | 0 | 0 | 0 | 62 | 60 | 202 | 187 |
| 島根 | 10 | 6 | 126 | 136 | 31 | 31 | 1 | 1 | 11 | 11 | 35 | 40 | 2 | 1 | 0 | 0 | 91 | 93 | 307 | 319 |
| 岡山 | 21 | 19 | 229 | 271 | 37 | 37 | 0 | 0 | 21 | 28 | 85 | 93 | 8 | 10 | 0 | 0 | 123 | 120 | 524 | 578 |
| 広島 | 70 | 16 | 217 | 326 | 62 | 81 | 2 | 3 | 22 | 54 | 276 | 210 | 4 | 4 | 0 | 0 | 303 | 347 | 956 | 1,041 |
| 山口 | 68 | 19 | 172 | 211 | 40 | 48 | 0 | 0 | 14 | 15 | 45 | 42 | 5 | 5 | 0 | 0 | 127 | 132 | 471 | 472 |
| 徳島 | 14 | 11 | 66 | 77 | 26 | 28 | 0 | 0 | 7 | 7 | 44 | 44 | 2 | 3 | 0 | 0 | 77 | 78 | 236 | 248 |
| 香川 | 12 | 7 | 109 | 132 | 26 | 27 | 0 | 0 | 12 | 13 | 45 | 36 | 2 | 2 | 0 | 0 | 57 | 55 | 263 | 272 |
| 愛媛 | 21 | 13 | 148 | 187 | 28 | 23 | 3 | 2 | 13 | 13 | 109 | 88 | 4 | 4 | 0 | 0 | 175 | 195 | 501 | 525 |
| 高知 | 3 | 9 | 74 | 97 | 24 | 35 | 1 | 57 | 4 | 7 | 12 | 11 | 1 | 1 | 0 | 0 | 103 | 97 | 222 | 314 |
| 福岡 | 81 | 23 | 304 | 402 | 126 | 107 | 423 | 860 | 30 | 43 | 734 | 580 | 15 | 7 | 0 | 0 | 352 | 373 | 2,065 | 2,395 |
| 佐賀 | 14 | 9 | 87 | 106 | 29 | 25 | 6 | 26 | 8 | 8 | 40 | 40 | 4 | 4 | 0 | 0 | 116 | 114 | 304 | 332 |
| 長崎 | 10 | 3 | 78 | 99 | 44 | 41 | 5 | 24 | 16 | 17 | 83 | 67 | 1 | 1 | 0 | 0 | 94 | 95 | 331 | 347 |
| 熊本 | 98 | 12 | 150 | 170 | 43 | 43 | 53 | 349 | 18 | 17 | 79 | 69 | 3 | 4 | 0 | 0 | 197 | 175 | 641 | 839 |
| 大分 | 10 | 5 | 150 | 200 | 29 | 32 | 25 | 100 | 10 | 10 | 93 | 90 | 0 | 0 | 0 | 0 | 135 | 142 | 452 | 579 |
| 宮崎 | 9 | 6 | 76 | 100 | 30 | 29 | 2 | 1 | 7 | 8 | 27 | 29 | 0 | 0 | 0 | 0 | 90 | 95 | 241 | 268 |
| 鹿児島 | 22 | 11 | 205 | 298 | 51 | 62 | 14 | 80 | 19 | 19 | 36 | 37 | 3 | 1 | 0 | 0 | 156 | 152 | 506 | 660 |
| 沖縄 | 16 | 5 | 56 | 76 | 81 | 141 | 5 | 7 | 20 | 32 | 80 | 59 | 1 | 3 | 0 | 0 | 147 | 184 | 406 | 507 |
| 合計 | 3,515 | 1,581 | 11,790 | 15,003 | 2,850 | 2,943 | 615 | 1,710 | 1,014 | 1,191 | 28,422 | 24,892 | 411 | 357 | 1 | 0 | 11,359 | 10,275 | 59,977 | 57,952 |

資料 2-6-3 事故種別救助出動及び活動の状況

(令和2年中)

| 区分 | | 火災 | 交通事故 | 水難事故 | 風水害等 自然災害事故 | 機械による 事故 | 建物等に よる事故 | ガス及び 酸欠事故 | 破裂事故 | その他 | 計 |
|------------------|--------|------------------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------------------|-----------------|-------------|-------------------|----------------------|
| 救助活動件数 | | 3,515 (5.9) | 11,790 (19.7) | 2,850 (4.8) | 615 (1.0) | 1,014 (1.7) | 28,422 (47.4) | 411 (0.7) | 1 (0.0) | 11,359 (18.9) | 59,977 (100.0) |
| 救助人員 | | 1,581 (2.7) | 15,003 (25.9) | 2,943 (5.1) | 1,710 (3.0) | 1,191 (2.1) | 24,892 (43.0) | 357 (0.6) | 0 (0.0) | 10,275 (17.7) | 57,952 (100.0) |
| 消防職員 | 救助出動人員 | 122,458 (8.9) | 278,976 (20.3) | 81,238 (5.9) | 4,245 (0.3) | 22,079 (1.6) | 481,596 (35.0) | 12,655 (0.9) | 68 (0.0) | 371,819 (27.0) | 1,375,134 (100.0) |
| | 救助活動人員 | 51,773 (9.3) | 116,140 (21.0) | 41,379 (7.5) | 2,891 (0.5) | 10,396 (1.9) | 224,876 (40.6) | 4,722 (0.9) | 9 (0.0) | 102,108 (18.4) | 554,294 (100.0) |
| 消防団員 | 救助出動人員 | 43,479 (66.2) | 915 (1.4) | 2,222 (3.4) | 1,046 (1.6) | 91 (0.1) | 1,883 (2.9) | 133 (0.2) | 15 (0.0) | 15,941 (24.3) | 65,725 (100.0) |
| | 救助活動人員 | 4,847 (47.5) | 209 (2.1) | 1,187 (11.6) | 1,030 (10.1) | 0 (0.0) | 484 (4.7) | 35 (0.3) | 0 (0.0) | 2,402 (23.6) | 10,194 (100.0) |
| 1件当たりの 救助活動人員 | | 16.1 | 9.9 | 14.9 | 6.4 | 10.3 | 7.9 | 11.6 | 9.0 | 9.2 | 9.4 |

(備考) 1 「救助年報報告」により作成

2 () 内は構成比 (%)。単位未満四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

3 「救助出動人員」とは、救助活動を行うために出動したすべての人員をいう。

4 「救助活動人員」とは、救助出動人員のうち実際に救助活動を行った人員をいう。

5 「建物等による事故」とは、建物、門、柵、へい等建物に付帯する施設又はこれらに類する工作物の倒壊による事故、建物等内に閉じ込められる事故、建物等に挟まれる事故等をいう。

6 「その他」とは、上記事故種別以外の事故で、消防機関による救助を必要としたものをいう。

資料

資料 2-6-4 主な車両及び資機材の配備状況（無償使用によるもの）

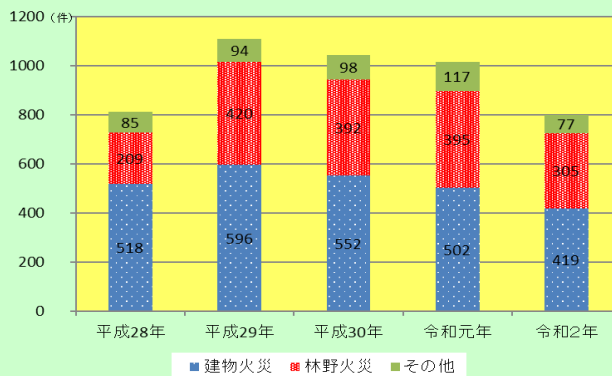
| 区分 配備年度 | 車両 | 配備数 |
|------------|----------------|------|
| 平成 18 年度 | 大型ブローア装置搭載車 | 5 台 |
| | ウォーターカッター装置搭載車 | 5 台 |
| 平成 19 年度 | 大型除染システム搭載車 | 5 台 |
| 平成 20 年度 | 特別高度工作車 | 5 台 |
| 平成 21 年度 | 特別高度工作車 | 9 台 |
| | 大型除染システム搭載車 | 8 台 |
| | 特殊災害対応自動車 | 10 台 |
| 平成 24 年度 | 大型除染システム搭載車 | 4 台 |
| | 特殊災害対応自動車 | 1 台 |
| | 特殊災害工作車 | 2 台 |
| | 大規模震災用高度救助車 | 3 組 |
| | 重機及び重機搬送車 | 19 組 |
| 平成 27 年度 | 重機及び重機搬送車 | 3 組 |
| | 大型除染システム搭載車 | 1 台 |
| 平成 28 年度 | 大型除染システム搭載車 | 1 台 |
| 平成 29 年度 | 大型除染システム搭載車 | 1 台 |
| 令和元年度 | 重機及び重機搬送車 | 16 組 |
| 令和 2 年度 | 重機及び重機搬送車 | 12 組 |

| 区分 配備年度 | 資機材 | 配備数 |
|------------|------------------------------|-------|
| 平成 18 年度 | 検知型遠隔探査装置 | 1 式 |
| 平成 20 年度 | 化学剤検知器（携帯型気体用） | 29 式 |
| 平成 21 年度 | 化学剤検知器（携帯型気体用） | 86 式 |
| | 化学剤検知器 （化学物質同定装置（液体・固体用）） | 15 式 |
| | 化学剤検知器 （化学物質同定装置（気体用）） | 15 式 |
| | 生物剤検知器（生物剤同定装置） | 110 式 |
| | 陽圧式化学防護服 | 500 着 |
| | 除染シャワー | 100 式 |
| | 救助用支柱器具 | 100 式 |
| | 検知型遠隔探査装置 | 1 式 |
| 平成 23 年度 | 生物剤検知器（携帯型気体用） | 11 式 |
| | 検知型遠隔探査装置 | 4 式 |
| | バッテリー式救助用破壊器具 | 500 式 |
| | ドライスーツ | 500 式 |
| 平成 24 年度 | 大型除染システム | 1 式 |
| 平成 27 年度 | 生物剤検知器（携帯型気体用） | 10 式 |
| | 化学剤検知器（携帯型気体用） | 30 式 |
| | 火山対応型山岳救助資機材キット | 41 式 |
| 平成 30 年度 | 有毒ガス測定器及び有毒ガス検知管 | 110 式 |
| 平成 30 年度 | 化学剤遠隔検知装置 | 3 式 |
| 令和元年度 | 高機能救命ボート | 36 式 |
| 令和 2 年度 | 高機能救命ボート | 27 式 |
| | 水上オートバイ | 6 式 |

資料 2-7-1 消防防災ヘリコプターの災害出動件数の内訳（平成 28～令和 2 年）

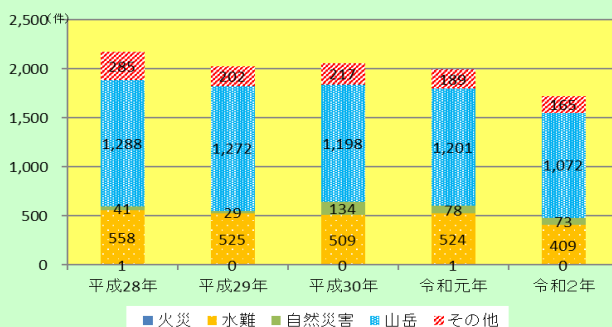
火災出動件数内訳

| | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 |
|------|-------|-------|-------|-------|------|
| 建物火災 | 518 | 596 | 552 | 502 | 419 |
| 林野火災 | 209 | 420 | 392 | 395 | 305 |
| その他 | 85 | 94 | 98 | 117 | 77 |
| 合計 | 812 | 1,110 | 1,042 | 1,014 | 801 |



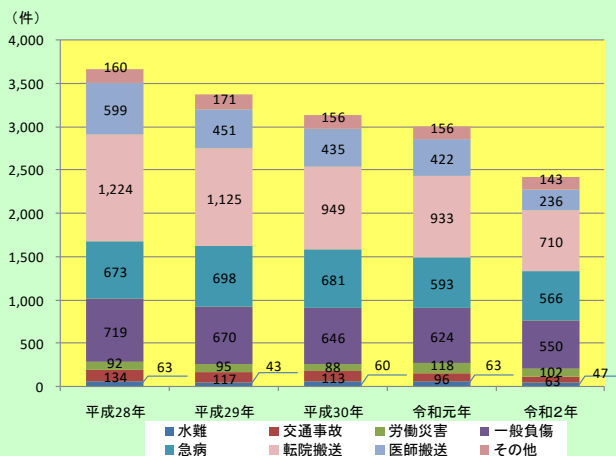
救助出動件数内訳

| | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 火災 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 水難 | 558 | 525 | 509 | 524 | 409 |
| 自然災害 | 41 | 29 | 134 | 78 | 73 |
| 山岳 | 1,288 | 1,272 | 1,198 | 1,201 | 1,072 |
| その他 | 285 | 202 | 217 | 189 | 165 |
| 合計 | 2,173 | 2,028 | 2,058 | 1,993 | 1,719 |



救急出動件数内訳

| | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 水難 | 63 | 43 | 60 | 63 | 47 |
| 交通事故 | 134 | 117 | 113 | 96 | 63 |
| 労働災害 | 92 | 95 | 88 | 118 | 102 |
| 一般負傷 | 719 | 670 | 646 | 624 | 550 |
| 急病 | 673 | 698 | 681 | 593 | 566 |
| 転院搬送 | 1,224 | 1,125 | 949 | 933 | 710 |
| 医師搬送 | 599 | 451 | 435 | 422 | 236 |
| その他 | 160 | 171 | 156 | 156 | 143 |
| 合計 | 3,664 | 3,370 | 3,128 | 3,005 | 2,417 |



資料

資料 2-7-2 緊急消防援助隊が出動した災害に係る航空小隊の出動件数及び救助・救急搬送人員数（平成 28 年～令和 2 年）

| 年・災害名 | | 区分 | 出動件数（件） 救助・救急搬送人員（人） | | | |
|---------|----------------------|----|----------------------|-----|-----------------------------|-----|
| | | | 緊急消防援助隊 航空小隊出動件数 | 計 | 緊急消防援助隊航空小隊 による救助・救急搬送人員 | 計 |
| 平成 28 年 | 平成 28 年熊本地震 | | 77 | 152 | 121 | 324 |
| | 平成 28 年台風第 10 号による災害 | | 75 | | 203 | |
| 平成 29 年 | 平成 29 年 7 月九州北部豪雨 | | 44 | 44 | 91 | 91 |
| 平成 30 年 | 大分県中津市土砂災害 | | 2 | 160 | 6 | 300 |
| | 大阪府北部を震源とする地震 | | 2 | | 0 | |
| | 平成 30 年 7 月豪雨 | | 129 | | 187 | |
| | 平成 30 年北海道胆振東部地震 | | 27 | | 107 | |
| 令和元年 | 令和元年 8 月の前線に伴う大雨 | | 2 | 57 | 0 | 115 |
| | 令和元年東日本台風 | | 55 | | 115 | |
| 令和 2 年 | 令和 2 年 7 月豪雨 | | 73 | 73 | 236 | 236 |

資料 2-8-1 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の出動実績（過去 20 年間）

令和3年11月1日現在 単位：件

| 年 | 出動実績 | 出動種別 | | | | | | | |
|-----|------|------|---------------|-----|------|------|------|-------|------------|
| | | 林野火災 | 林野火災 以外の火災 | 風水害 | 爆発災害 | 地震災害 | 火山災害 | 航空機事故 | その他の 災害 |
| 14 | 38 | 38 | | | | | | | |
| 15 | 24 | 18 | 2 | 1 | | 2 | | | 1 |
| 16 | 27 | 21 | | 5 | | 1 | | | |
| 17 | 20 | 18 | | | | 1 | | | 1 |
| 18 | 8 | 6 | 2 | | | | | | |
| 19 | 13 | 12 | | 1 | | | | | |
| 20 | 10 | 10 | | | | | | | |
| 21 | 21 | 18 | | 2 | | | | | 1 |
| 22 | 16 | 12 | | 2 | | | | 1 | 1 |
| 23 | 28 | 23 | | 5 | | | | | |
| 24 | 7 | 5 | | 2 | | | | | |
| 25 | 20 | 17 | | 2 | | 1 | | | |
| 26 | 36 | 19 | | | | | | | 17 |
| 27 | 10 | 10 | | | | | | | |
| 28 | 5 | 3 | | 1 | | 1 | | | |
| 29 | 6 | 4 | | 1 | | | | 1 | |
| 30 | 13 | 12 | | | | | | 1 | |
| 令和元 | 9 | 9 | | | | | | | |
| 2 | 4 | 4 | | | | | | | |
| 3 | 4 | 4 | | | | | | | |
| 計 | 319 | 263 | 4 | 22 | 0 | 6 | 0 | 3 | 21 |

資料

資料 2-8-2 緊急消防援助隊登録状況

(令和3年4月1日現在 単位：隊)

| 都道府県 | 指揮支援隊 | 航空指揮支援隊 | 都道府県大隊指揮隊 | 統合機動部隊指揮隊 | 災害即応部隊指揮隊 | エネルギー・産業基盤指 | NBC災害即応部隊 | 支援部隊指揮隊 | 土砂・風水害機動 | 消防小隊 | 救助小隊 | 救急小隊 | 後方支援小隊 | 通信支援小隊 | 特殊災害小隊 | | | | | 特殊装備小隊 | | | | | 水上小隊 | 航空小隊 | 航空後方支援小隊 | 合計 | 重複を除く合計 |
|------|-------|---------|-----------|-----------|-----------|-------------|-----------|---------|----------|-------|------|------|--------|--------|----------|---------|--------|---------|--------|--------|---------|--------|--------------------|-------|-------|------|----------|----|---------|
| | | | | | | | | | | | | | | | 対毒応劇小物隊等 | 火災等対応小隊 | 大規模危険物 | 等密閉空間火災 | 送遠距離小隊 | 二消輪防小隊 | 車震災対応特殊 | 水難救助小隊 | 特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊 | その他 | | | | | |
| 北海道 | 3 | 2 | 7 | 1 | 1 | 3 | 1 | 1 | 159 | 28 | 93 | 38 | 1 | 11 | 22 | 1 | 2 | | 1 | 3 | 21 | | 3 | 2 | 403 | 387 | | | |
| 青森 | | 1 | 4 | 1 | | 1 | 1 | 1 | 45 | 7 | 25 | 19 | 1 | 2 | 9 | | | | 1 | 1 | 5 | | 1 | 1 | 125 | 122 | | | |
| 岩手 | | 1 | 3 | 1 | | 1 | 1 | 1 | 42 | 7 | 23 | 17 | 1 | 1 | | | | | 1 | 1 | 3 | | 1 | 1 | 105 | 100 | | | |
| 宮城 | 3 | 2 | 4 | 1 | | 1 | 2 | 2 | 52 | 10 | 25 | 18 | 1 | 4 | 3 | 1 | 2 | | 1 | 1 | 7 | | 3 | 3 | 144 | 136 | | | |
| 秋田 | | 1 | 3 | 1 | | 1 | 1 | 1 | 40 | 8 | 19 | 11 | | 1 | 5 | | | | 1 | | 2 | | 1 | 1 | 96 | 91 | | | |
| 山形 | | 1 | 3 | 1 | | 1 | 2 | 2 | 28 | 7 | 18 | 15 | | 1 | | | | | 1 | | 2 | | 1 | 1 | 82 | 77 | | | |
| 福島 | | 1 | 5 | 1 | | 1 | 1 | 1 | 51 | 9 | 36 | 18 | 1 | 2 | 2 | | 1 | | 1 | | 6 | | 1 | 2 | 139 | 133 | | | |
| 茨城 | | 1 | 3 | 3 | | 1 | 1 | 1 | 63 | 14 | 48 | 28 | 1 | 7 | 3 | | | | 2 | 1 | 15 | 1 | 1 | 1 | 194 | 184 | | | |
| 栃木 | | 1 | 3 | 1 | | 1 | 1 | 1 | 39 | 12 | 27 | 17 | | 5 | | | | | 1 | | 8 | | 1 | 1 | 118 | 109 | | | |
| 群馬 | | 1 | 4 | 1 | | 1 | 1 | 1 | 40 | 8 | 26 | 16 | 1 | 4 | | | | | 1 | | 3 | | 1 | 1 | 109 | 103 | | | |
| 埼玉 | 3 | 1 | 6 | 1 | | 1 | 1 | 1 | 108 | 26 | 60 | 43 | | 11 | | | | | 3 | | 19 | | 3 | 1 | 287 | 279 | | | |
| 千葉 | 2 | 1 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 102 | 24 | 63 | 49 | 1 | 15 | 8 | 1 | 1 | | 1 | | 22 | 2 | 2 | 1 | 302 | 285 | | | |
| 東京 | 3 | 1 | 3 | 1 | | 1 | 1 | 1 | 175 | 15 | 60 | 35 | 1 | 3 | 6 | 2 | 2 | 4 | 4 | 2 | 18 | 4 | 8 | 1 | 350 | 347 | | | |
| 神奈川 | 8 | 1 | 3 | 1 | 1 | 3 | 1 | 1 | 97 | 23 | 72 | 34 | 2 | 12 | 12 | 3 | 4 | | 5 | 7 | 23 | 2 | 4 | 1 | 319 | 312 | | | |
| 新潟 | 3 | 1 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 62 | 16 | 39 | 22 | 2 | 2 | 9 | | 2 | | 1 | | 5 | 1 | 1 | 1 | 174 | 169 | | | |
| 富山 | | 1 | 3 | 1 | | 1 | 1 | 1 | 30 | 7 | 20 | 12 | 1 | 2 | | 1 | | | 1 | 2 | 7 | | 1 | 1 | 92 | 87 | | | |
| 石川 | | 1 | 3 | 1 | | 1 | 1 | 1 | 30 | 6 | 15 | 17 | 1 | 3 | 3 | | | | 1 | | 8 | | 1 | 1 | 93 | 86 | | | |
| 福井 | | 1 | 3 | 1 | | 1 | 1 | 1 | 29 | 6 | 12 | 11 | 1 | 2 | 3 | | | | 1 | | 2 | | 1 | 1 | 76 | 71 | | | |
| 山梨 | | 1 | 3 | 1 | | 1 | 1 | 1 | 21 | 6 | 15 | 15 | 1 | 2 | | | | | 1 | | 2 | | 1 | 1 | 72 | 67 | | | |
| 長野 | | 1 | 3 | 2 | | 1 | 1 | 1 | 52 | 15 | 37 | 18 | 2 | 3 | | | | | 1 | | 13 | | 1 | 1 | 151 | 144 | | | |
| 岐阜 | | 1 | 4 | 3 | | 1 | 1 | 1 | 56 | 14 | 38 | 16 | 1 | 2 | | | | | 1 | | 6 | | 2 | 1 | 147 | 139 | | | |
| 静岡 | 5 | 3 | 2 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 55 | 18 | 40 | 25 | | 4 | 5 | | 2 | 2 | 4 | 1 | 15 | | 3 | 3 | 192 | 186 | | | |
| 愛知 | 3 | 2 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 111 | 24 | 73 | 40 | 1 | 14 | 5 | 3 | | 2 | 2 | 1 | 26 | 1 | 3 | 2 | 320 | 307 | | | |
| 三重 | | 1 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 43 | 7 | 31 | 15 | | 1 | 4 | | | | 1 | | 7 | | 1 | 1 | 119 | 115 | | | |
| 滋賀 | | 1 | 3 | 1 | | 1 | 1 | 1 | 25 | 6 | 14 | 12 | 1 | 3 | | | | | 1 | | 4 | 1 | 1 | 1 | 76 | 69 | | | |
| 京都 | 3 | 1 | 4 | 1 | | 1 | 1 | 1 | 45 | 11 | 22 | 14 | 1 | 4 | | 1 | 1 | | 3 | 2 | 8 | | 2 | 1 | 126 | 120 | | | |
| 大阪 | 5 | 1 | 5 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 134 | 22 | 61 | 30 | 2 | 9 | 11 | 1 | 3 | | 1 | 2 | 22 | 2 | 2 | 1 | 319 | 309 | | | |
| 兵庫 | 2 | 1 | 4 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 98 | 21 | 71 | 33 | 2 | 10 | 5 | | 3 | | 2 | | 18 | 1 | 3 | 1 | 279 | 270 | | | |
| 奈良 | | 1 | 3 | 2 | | 1 | 1 | 1 | 27 | 8 | 19 | 13 | 2 | 2 | | | | | 1 | | 5 | | 1 | 2 | 88 | 81 | | | |
| 和歌山 | | 1 | 3 | 1 | | 1 | 1 | 1 | 30 | 9 | 18 | 12 | 1 | 6 | 1 | | | | 1 | | 2 | | 1 | 1 | 89 | 79 | | | |
| 鳥取 | | 1 | 3 | 2 | | 1 | 1 | 1 | 19 | 4 | 8 | 8 | 1 | 4 | | | | | 1 | 1 | 2 | | 1 | 1 | 58 | 50 | | | |
| 島根 | | 1 | 2 | 1 | | 1 | 1 | 1 | 23 | 6 | 21 | 9 | | 1 | | | | | 1 | | 4 | | 1 | 1 | 73 | 68 | | | |
| 岡山 | 2 | 2 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 45 | 14 | 27 | 12 | 1 | 4 | 5 | | | | 1 | | 10 | | 2 | 2 | 134 | 130 | | | |
| 広島 | 3 | 2 | 3 | 1 | | 1 | 1 | 1 | 64 | 12 | 40 | 25 | 1 | 3 | 3 | | 2 | 2 | 1 | 1 | 10 | 2 | 2 | 2 | 181 | 177 | | | |
| 山口 | | 1 | 3 | 1 | | 1 | 1 | 1 | 35 | 8 | 24 | 17 | | 5 | | | | | 2 | 2 | 5 | | 1 | 1 | 107 | 101 | | | |
| 徳島 | | 1 | 3 | 1 | | 1 | 1 | 1 | 20 | 10 | 18 | 6 | 1 | 2 | 3 | | | | 1 | 1 | 4 | | 1 | 2 | 76 | 70 | | | |
| 香川 | | 1 | 3 | 1 | | 1 | 1 | 1 | 24 | 6 | 12 | 8 | | 2 | | | | | 1 | | 8 | | 1 | 1 | 70 | 65 | | | |
| 愛媛 | | 1 | 3 | 1 | | 1 | 1 | 1 | 30 | 11 | 22 | 13 | 1 | 2 | 3 | | 2 | | 1 | | 5 | 1 | 1 | 1 | 100 | 95 | | | |
| 高知 | | 1 | 3 | 2 | | 1 | 1 | 1 | 20 | 10 | 18 | 8 | 1 | 2 | | | | | 1 | | 2 | | 2 | 1 | 73 | 68 | | | |
| 福岡 | 6 | 2 | 6 | 2 | 1 | 2 | 1 | 1 | 55 | 17 | 44 | 30 | 1 | 10 | 8 | 1 | | | 1 | 3 | 16 | 2 | 3 | 2 | 213 | 205 | | | |
| 佐賀 | | 1 | 2 | 1 | | 1 | 1 | 1 | 16 | 4 | 12 | 9 | | 1 | | | | | 1 | | 5 | | 1 | 1 | 56 | 54 | | | |
| 長崎 | | 1 | 3 | 1 | | 1 | 1 | 1 | 33 | 8 | 21 | 10 | | 2 | 2 | | | | 1 | | 2 | | 1 | 1 | 88 | 83 | | | |
| 熊本 | 2 | 1 | 4 | 1 | | 1 | 1 | 1 | 34 | 13 | 26 | 14 | 1 | 5 | | | | | 2 | 3 | 6 | | 1 | 1 | 117 | 112 | | | |
| 大分 | | 1 | 2 | 1 | | 1 | 1 | 1 | 28 | 8 | 16 | 11 | 1 | 4 | | | | | 1 | 1 | 4 | | 1 | 1 | 82 | 75 | | | |
| 宮崎 | | 1 | 3 | 1 | | 1 | 1 | 1 | 17 | 5 | 15 | 11 | 1 | 2 | | | | | | 2 | | 1 | 1 | 1 | 62 | 56 | | | |
| 鹿児島 | | 1 | 3 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 33 | 11 | 29 | 13 | 1 | 4 | 8 | | | | 1 | | 4 | | 1 | 1 | 114 | 106 | | | |
| 沖縄 | | | 3 | 1 | | 1 | 1 | 1 | 22 | 6 | 21 | 9 | 1 | 4 | | | | | 1 | | 2 | | | | 72 | 67 | | | |
| 合計 | 56 | 54 | 158 | 56 | 12 | 54 | 49 | 2,407 | 547 | 1,494 | 876 | 42 | 205 | 148 | 15 | 27 | 13 | 65 | 34 | 395 | 20 | 77 | 58 | 6,862 | 6,546 | | | | |

資料 2-8-3 消防組織法第 50 条の無償使用制度による主な配備車両等

| 配備年度 (平成) | 配備車両等 | 配備数 |
|--------------|-------------------------|-----|
| 17 | ヘリコプター | 1機 |
| 18 | 大型ブローア装置搭載車 | 5台 |
| | ウォーターカッター装置搭載車 | 5台 |
| 19 | 大型除染システム搭載車 | 5台 |
| | 特別高度工作車 | 5台 |
| 20 | 燃料補給車 | 6台 |
| | ヘリコプター動態管理システム | 8式 |
| 21 | 特殊災害対応自動車 | 10台 |
| | 特別高度工作車 | 9台 |
| | 大型除染システム搭載車 | 8台 |
| | 燃料補給車 | 2台 |
| | 海水利用型消防水利システム | 2式 |
| 22 | ヘリコプター動態管理システム | 2式 |
| | 赤外線カメラ | 1機 |
| | 支援車Ⅰ型 | 47台 |
| 23 | 海水利用型消防水利システム | 3式 |
| | ヘリコプター | 2機 |
| 24 | 人員輸送車 | 47台 |
| | 資機材搬送車 | 46台 |
| | 全地形対応車 | 1組 |
| | 無線中継車 | 21台 |
| | 大規模震災用高度救助車 | 3組 |
| | 重機及び重機搬送車 | 19組 |
| | 都道府県指揮隊車 | 45台 |
| | 燃料補給車 | 30台 |
| | 支援車Ⅰ型 | 17台 |
| | 海水利用型消防水利システム | 1式 |
| | 特殊災害対応自動車 | 1台 |
| | 特殊災害工作車 | 2台 |
| | 大型除染システム搭載車 | 4台 |
| | ヘリコプター動態管理システム | 11式 |
| ヘリサットシステム | 1式 | |
| 25 | 拠点機能形成車 | 6台 |
| | 津波・大規模風水害対策車 | 15台 |
| | 機動連絡車 | 33台 |
| | ヘリコプター | 2機 |
| | ヘリコプター動態管理システム | 4式 |
| | ヘリサットシステム | 4式 |
| 26 | ヘリサット用カメラ | 3式 |
| | 拠点機能形成車 | 4台 |
| | 津波・大規模風水害対策車 | 2台 |
| | エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システム | 2式 |
| 27 | ヘリコプター動態管理システム | 4式 |
| | 拠点機能形成車 | 2台 |
| | 津波・大規模風水害対策車 | 2台 |
| | エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システム | 2式 |
| | 消防活動用偵察システム(無人ヘリ) | 2式 |
| 28 | 重機及び重機搬送車 | 3組 |
| | 大型除染システム搭載車 | 1台 |
| | ヘリコプター動態管理システム | 6式 |
| | 拠点機能形成車 | 2台 |
| | 津波・大規模風水害対策車 | 3台 |
| 29 | エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システム | 2式 |
| | 無線中継車 | 3台 |
| | 大型除染システム搭載車 | 1台 |
| | 燃料補給車 | 9台 |
| 30 | ヘリテレ受信機 | 23式 |
| | 拠点機能形成車 | 6台 |
| | 津波・大規模風水害対策車 | 6台 |
| | エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システム | 4式 |
| | 情報収集活動用ドローン | 18式 |
| 令和元年 | 化学剤遠隔検知装置 | 3台 |
| | 津波・大規模風水害対策車 | 6台 |
| | 中型水陸両用車及び搬送車 | 5台 |
| | 拠点機能形成車 | 1台 |
| 令和2年 | 重機及び重機搬送車 | 16台 |
| | 高機能救命ボート | 36艇 |
| | 津波・大規模風水害対策車 | 13台 |
| | 中型水陸両用車及び搬送車 | 1台 |
| | 拠点機能形成車 | 1台 |
| 令和3年 ※ | 重機及び重機搬送車 | 12台 |
| | 高機能救命ボート | 27艇 |
| | 水上オートバイ | 6艇 |
| | ヘリコプター | 1機 |
| 令和3年 ※ | 大型水陸両用車及び搬送車 | 1台 |
| | 拠点機能形成車 | 1台 |
| | 情報収集活動用ドローン | 52式 |
| | 高機能救命ボート | 2艇 |

(備考) ※については、令和3年度中に配備予定

資料 2-8-4 緊急消防援助隊の活動実績

令和3年7月1日現在

| 年 (平成) | 活動期間 | 災害名 | 出動都道府県 | 出動隊・出動人員 | 活動概要 |
|-----------|----------------------|----------------------|---|---|---|
| 8 | 12.6~12.12 (7日間) | 蒲原沢土石流災害 | 東京都、愛知県 (1都1県) | 72隊 382人 | 長野・新潟の県境付近で発生した土石流災害において、東京消防庁及び名古屋市消防局の救助部隊による高度救助用資機材を用いた検索・救助活動を行った。 |
| 10 | 9.4 (1日間) | 岩手県内陸北部を震源とする地震 | 宮城県、東京都 (1都1県) | 2隊 7人 | 岩手県内陸北部で発生した最大震度6弱の地震に際し、仙台市消防局及び東京消防庁の指揮支援部隊による情報収集活動を行った。 |
| 12 | 3.29~5.10 (40日間) | 有珠山噴火災害 | 宮城県、東京都、神奈川県 (1都2県) | 14隊 65人 | 北海道有珠山の噴火災害に対して、札幌市消防局及び仙台市消防局から指揮支援部隊、東京消防庁、横浜市消防局及び川崎市消防局から救助部隊、消火部隊が出動し、地元消防本部の応援活動を行った。 |
| | 10.6 (1日間) | 平成12年(2000年)鳥取県西部地震 | 兵庫県、広島県 (2県) | 4隊 15人 | 鳥取県西部で発生した最大震度6強の地震に際し、広島市消防局及び神戸市消防局の指揮支援部隊がヘリコプターによる情報収集活動を行った。 |
| 13 | 3.24~3.26 (3日間) | 平成13年(2001年)芸予地震 | 大阪府、兵庫県、岡山県、福岡県、鳥取県 (1府4県) | 9隊 37人 | 安芸灘を震源とする最大震度6弱の地震の発生に際し、大阪市消防局、神戸市消防局及び福岡市消防局の指揮支援部隊が出動するとともに、鳥取県、岡山市消防局及び北九州市消防局が情報収集活動を行った。 |
| 15 | 7.26~7.28 (3日間) | 宮城県北部を震源とする地震 | 北海道、茨城県 (1道1県) | 3隊 16人 | 宮城県北部を震源とする地震(最大震度6弱、6強、6弱が1日連続して発生)に際し、札幌市消防局の指揮支援部隊、航空部隊及び茨城県の航空部隊が情報収集活動を行った。 |
| | 8.22~8.25 (4日間) | 三重県多度町にあるごみ固形燃料発電所火災 | 愛知県 (1県) | 23隊 56人 | 三重県多度町にあるごみ固形燃料発電所火災に際し、名古屋市消防局の指揮支援部隊、特殊災害部隊等が出動し消火活動を行った。 |
| | 9.8~9.9 (2日間) | 栃木県黒磯市ブリヂストン栃木工場火災 | 東京都 (1都) | 30隊 135人 | 栃木県黒磯市タイヤ工場火災に際し、東京消防庁の指揮支援部隊、特殊災害部隊等が出動し消火活動を行った。 |
| | 9.26 (1日間) | 平成15年(2003年)十勝沖地震 | 青森県、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県 | 381隊 1,417人 | 北海道十勝沖を震源とする地震で(最大震度6弱が2回発生)に際し、札幌市消防局及び仙台市消防局の指揮支援部隊、航空部隊及び青森県の航空部隊が情報収集活動を実施。 また、この地震により損傷した出光興産株式会社北海道製油所のオイルタンクから発生した火災の消火活動及び鎮火後の火災警戒活動のため、札幌市消防局の指揮支援部隊、特殊災害部隊等が出動し応援活動を実施。さらに、消火に必要な泡消火剤確保のため全国的な広域応援を実施し、自衛隊航空機による輸送支援及び在日米軍からの泡消火剤の提供を受けた。 |
| | 9.28~10.21 (24日間) | 出光興産北海道製油所ナフサ貯蔵タンク火災 | (1都2府7県) | | |
| 16 | 7.13~7.15 (3日間) | 平成16年7月新潟・福島豪雨 | 宮城県、山形県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県 (1都11県) | 指揮隊 17隊 救助隊 76隊 消火隊 4隊 救急隊 10隊 後方支援隊 55隊 航空隊 9隊 171隊 693人 | 大規模な堤防決壊により浸水した地域及び道路寸断等により孤立した山間部等で救助活動を実施。3日間の活動で救命ボート(66隻)及びヘリコプター(9機)により、三糸市1,652人、見附市106人、中之島町(現長岡市)97人の計1,855人を救助した。(うち、ヘリコプターによる救助92人) |
| | 7.18~7.19 (2日間) | 平成16年7月福井豪雨 | 神奈川県、富山県、石川県、長野県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県 (2府10県) | 指揮隊 16隊 救助隊 69隊 消火隊 19隊 救急隊 19隊 後方支援隊 27隊 航空隊 9隊 159隊 679人 | 河川の決壊により住宅等に孤立した住民を救助。救命ボート(80隻)及びヘリコプター(9機)を活用して、福井市266人、鯖江市45人及び美山町77人の計388人を救助した。(うち、ヘリコプターによる救助187人) |
| | 10.21~10.22 (2日間) | 平成16年台風第23号兵庫県豊岡市水害 | 大阪府、岡山県、滋賀県、愛知県 (1府3県) | 指揮隊 5隊 救助隊 44隊 救急隊 3隊 後方支援隊 16隊 航空隊 2隊 70隊 284人 | 台風第23号の集中豪雨により、河川堤防が決壊、豊岡市において住宅等に孤立した住民の救助活動を実施。住民127人を救命ボート(42隻)等により救助するとともに、2,000世帯を超える浸水家屋の戸別調査を行った。 |
| | 10.23~11.1 (10日間) | 平成16年(2004年)新潟県中越地震 | 宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、長野県、愛知県 (1都14県) | 指揮隊 23隊 救助隊 83隊 消火隊 99隊 救急隊 80隊 後方支援隊 148隊 航空部隊 39隊 その他 8隊 480隊 2,121人 | 新潟県中越地方を中心に最大震度7の地震が発生。最初の地震発生後も短時間に最大震度6強の地震が頻発し、新潟県の内陸部・山間部に家屋倒壊、土砂崩れ等の被害をもたらした。緊急消防援助隊は、主に小千谷市、長岡市及び山古志村(現長岡市)において孤立住民等の安否確認、救助・救出、救急搬送を行うとともに、10月25日に全村避難指示が出された山古志村からのヘリコプターによる救助活動を、自衛隊、警察及び海上保安庁と連携して行った。さらに27日には、長岡市妙見堰の土砂崩れによる車両転落現場において、長岡市、新潟県内応援隊及び東京消防庁ハイパーレスキュー隊等により2歳男児とその母親を地震発生以来4日ぶりに救助(母親は病院搬送後死亡確認)するなど、10日間で453人を救助した。 |

資料 2-8-4 緊急消防援助隊の出動実績（つづき）

令和3年7月1日現在

| 年 (平成) | 活動期間 | 災害名 | 出動都道府県 | 出動隊・出動人員 | 活動概要 |
|-----------|--|-------------------------|---|--|--|
| 17 | 3.20 (1日) | 福岡県西方沖を震源とする地震 | 大阪府、熊本県 (1府1県) | 指揮隊 1隊 航空隊 2隊 3隊 12人 | 福岡県西方沖を震源とする最大震度6弱の地震が発生。大阪府及び熊本県から指揮支援部隊、航空部隊が出動し情報収集活動を行った。 |
| | 4.25~4.28 (4日間) | 平成17年JR西日本福知山線列車事故 | 大阪府、京都府、岡山県 (2府1県) | 指揮隊 8隊 救助隊 19隊 消火隊 3隊 救急隊 20隊 後方支援隊 20隊 航空隊 4隊 74隊 270人 | 兵庫県尼崎市において、JR西日本の7両編成の快速列車が脱線、沿線のマンションに衝突し1階の駐車場に食い込む事故が発生。狭隘な空間の上、駐車場の自動車からのガソリン漏れがあり、エンジンカッター等の火花が発生する救助資機材が使用できないことから救助活動に時間を要した。緊急消防援助隊は、尼崎市消防本部及び兵庫県内応援隊と協力し4日間にわたり救助、救急活動を実施し240人を救助（うち緊急消防援助隊の救助人員42人）した。 |
| 19 | 1.30 (1日) | 奈良県吉野郡上北山村土砂崩れによる車両埋没事故 | 京都府、大阪府、和歌山県、三重県 (2府2県) | 指揮隊 1隊 救助隊 1隊 航空隊 5隊 7隊 30人 | 奈良県吉野郡上北山村の国道169号沿いの崖の崩落により走行中の乗用車が埋没し3人が生き埋めになる事故が発生。情報収集活動を実施するとともに、救助活動及びヘリコプターによる救急搬送を行った。 |
| | 3.25~3.26 (2日間) | 平成19年(2007年)能登半島地震 | 東京都、京都府、大阪府、兵庫県、富山県、福井県、滋賀県 (1都2府4県) | 指揮支援隊 4隊 指揮隊 4隊 救助隊 13隊 消火隊 25隊 救急隊 21隊 後方支援隊 13隊 航空隊 5隊 その他 2隊 87隊 349人 | 能登半島で最大震度6強の地震が発生、平成16年新潟県中越地震以来の大規模な出動となり、2日間にわたり倒壊建物等における検索活動、情報収集活動を行った。 |
| | 4.15 (1日) | 三重県中部を震源とする地震 | 愛知県 (1県) | 指揮隊 1隊 航空隊 2隊 3隊 12人 | 三重県中部で最大震度5強の地震の発生に際し、航空部隊等が出動し情報収集活動を行った。 |
| | 7.16~7.23 (8日間) | 平成19年(2007年)新潟県中越沖地震 | 宮城県、福島県、栃木県、埼玉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、京都府 (1都1府8県) | 指揮隊 2隊 後方支援隊 4隊 航空隊 9隊 15隊 110人 | 新潟県中越沖を震源とする最大震度6強の地震が発生し、家屋倒壊、土砂崩れ等により甚大な被害をもたらした。1都1府8県から緊急消防援助隊が出動して情報収集、救急及び人員搬送等の活動を行った。 |
| 20 | 岩手県 6.14~6.17 (4日間) 宮城県 6.14~6.19 (6日間) | 平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震 | 北海道、青森県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、山梨県 (1都1道15県) | 指揮支援隊 7隊 指揮隊 9隊 救助隊 27隊 消火隊 48隊 救急隊 33隊 後方支援隊 71隊 航空隊 16隊 211隊 1,025人 | 岩手県内陸南部で最大震度6強の地震が発生し、岩手、宮城両県の内陸部・山間部で家屋倒壊、土砂崩れ等の甚大な被害をもたらした。当初岩手県知事から要請を受けて岩手県の被災地へ出動していた部隊を、宮城県知事からも要請を受けたことから、3県隊（山形県、千葉県、埼玉県）の応援先を変更した。さらに、15日には、岩手県内で活動していた1都2県隊（東京都、秋田県、福島県）について宮城県栗原市への部隊移動を行った。緊急消防援助隊は、発足後、初めて2つの県に及ぶ活動となり、6日間にわたり救助活動、情報収集活動等を行った。 |
| | 7.24 (1日) | 岩手県沿岸北部を震源とする地震 | 宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、東京都 (1都7県) | 指揮支援隊 3隊 指揮隊 7隊 救助隊 7隊 消火隊 33隊 救急隊 10隊 後方支援隊 33隊 航空隊 5隊 その他 1隊 99隊 379人 | 岩手県北部で最大震度6弱の地震が発生。当初の発表が最大震度6強であったことから「大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱」に基づき、地震発生と同時に指揮支援部隊長（仙台市消防局）及び航空部隊（茨城県、栃木県）に出動要請。その後、岩手県知事からの要請を受け1都7県から出動し、情報収集活動等を行った。 |
| 21 | 8.11 (1日) | 駿河湾を震源とする地震 | 東京都、山梨県、愛知県 (1都2県) | 指揮支援隊 3隊 航空隊 3隊 6隊 29人 | 平成21年8月11日午前5時7分、駿河湾を震源とするマグニチュード6.5、最大震度6弱の地震が発生した。静岡県知事の要請に基づき、指揮支援部隊（東京消防庁、名古屋市消防局）及び航空部隊（山梨県及び愛知県）に出動を求め、1都2県（東京都、山梨県、愛知県）から6隊29人が出動し、情報収集活動及び指揮支援活動を行った。 |
| 23 | 3.11~6.6 (88日間) | 東日本大震災 | 北海道、青森県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 (1都1道2府40県) | 指揮支援隊 159隊 指揮隊 414隊 救助隊 854隊 消火隊 1,853隊 救急隊 1,734隊 後方支援隊 3,441隊 航空隊 244隊 その他 155隊 8,854隊 30,684人 | 平成23年3月11日午後2時46分、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0、最大震度7の地震が発生、大きな揺れに加えて津波による被害、原子力発電所事故及び石油コンビナート火災等、広範囲にわたり大きな被害が発生した。緊急消防援助隊法制化後初めてとなる、消防組織法第44条第5項に基づく消防庁長官の指示等により、全国44都道府県から緊急消防援助隊が出動し、消火・救助・救急活動を88日間にわたり行った。 |

資料

資料 2-8-4 緊急消防援助隊の出動実績（つづき）

令和3年7月1日現在

| 年 (平成) | 活動期間 | 災害名 | 出動都道府県 | 出動隊・出動人員 | 活動概要 |
|-----------|-----------------------|-----------------------|---|--|--|
| 25 | 10.16~10.31 (16日間) | 平成25年台風第26号による伊豆大島の災害 | 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県 (1都4県) | 指揮支援隊 7隊 指揮隊 4隊 救助隊 65隊 救急隊 2隊 後方支援隊 21隊 特殊装備隊 9隊 航空隊 9隊 117隊518人 | 台風第26号の記録的大雨(24時間824ミリ)により、伊豆大島(東京都大島町)で大規模な土石流が発生した。東京都知事の要請に基づき1都4県から緊急消防援助隊が出動して多数の倒壊家屋や土砂からの救助活動を行った。今回の派遣は、離島における大規模災害に緊急消防援助隊が出動した初めての事例であり、部隊や車両の輸送に大きな困難があったが、自衛隊と連携し、航空機による緊急輸送(隊員57人、車両13台)を行った。 |
| 26 | 8.20~9.5 (17日間) | 平成26年8月豪雨による広島市土砂災害 | 大阪府、鳥取県、島根県、岡山県、山口県、愛媛県、高知県 (1府6県) | 指揮支援隊 15隊 指揮隊 28隊 消火小隊 6隊 救助小隊 102隊 後方支援小隊 212隊 特殊装備小隊 32隊 航空小隊 4隊 399隊1,296人 | 平成26年8月20日未明、広島市安佐北区、安佐南区において、複数箇所で大規模な土砂崩れが発生した。広島県知事の要請に基づき、1府6県から緊急消防援助隊が出動した。津波・大規模風水害対策車や重機等の特殊車両を活用し、高度救助隊等による救助活動や道路啓開活動を17日間にわたり行った。 |
| | 9.27~10.17 (21日間) | 御嶽山噴火災害 | 東京都、富山県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県 (1都5県) | 指揮支援隊 19隊 指揮隊 47隊 消火小隊 24隊 救助小隊 221隊 後方支援小隊 215隊 特殊装備小隊 19隊 航空小隊 2隊 547隊2,171人 | 平成26年9月27日午前11時52分頃、御嶽山で噴火が発生した。長野県知事の要請に基づき、火山ガス検知等の資機材を保有する1都5県の高度救助隊及び山岳救助隊が出動した。登山道が急峻な上、粘土質となった火山灰等は足場が悪く、火山性ガスが発生した場合には緊急退避を余儀なくされる等、標高3,000メートルの厳しい活動環境のもとで21日間にわたり救助活動を行った。 |
| | 11.23 (1日) | 長野県北部を震源とする地震 | 東京都、埼玉県、群馬県、山梨県、富山県、新潟県 (1都5県) | 指揮支援隊 2隊 指揮隊 3隊 消火小隊 3隊 救助小隊 3隊 救急小隊 3隊 後方支援小隊 4隊 航空小隊 4隊 22隊104人 | 平成26年11月22日午後10時8分頃、長野県北部を震源とするマグニチュード6.7、最大震度6弱の地震が発生した。長野県知事の要請に基づき、1都5県の緊急消防援助隊が直ちに活動し、情報収集活動、倒壊家屋が発生した地域において安否確認活動等を実施した。 |
| 27 | 5.29 (1日) | 口永良部島噴火災害 | 福岡県、高知県、宮崎県 (3県) | 指揮支援隊 1隊 航空小隊 3隊 4隊22人 | 平成27年5月29日午前9時59分頃、口永良部島で噴火が発生した。鹿児島県知事の要請に基づき、3県の緊急消防援助隊が直ちに活動し、航空隊を中心とした島民の避難支援をはじめ、情報収集活動及び避難状況の確認等を実施した。 |
| | 9.10~9.17 (8日間) | 平成27年9月関東・東北豪雨 | 東京都、埼玉県、群馬県、山梨県、千葉県、新潟県 (1都5県) | 指揮支援隊 7隊 指揮隊 19隊 消火小隊 41隊 救助小隊 50隊 救急小隊 24隊 後方支援小隊 83隊 通信支援小隊 12隊 特殊装備小隊 2隊 航空小隊 17隊 255隊1,001人 | 台風第18号から変わった低気圧に向けて南から流れ込む湿った風と、日本の東海上を北上していた台風17号から流れ込む湿った風の影響により、関東地方と東北地方では記録的な大雨となった。大雨特別警報が発令された茨城県では、鬼怒川の堤防が決壊するなど広い範囲で浸水した。茨城県知事からの要請に基づき、1都5県の緊急消防援助隊が出動し、水陸両用バギーや救命ボート等により、住宅に孤立した住民等の救助活動を実施した。さらに、消防防災ヘリコプターにより上空から救助活動を実施した。8日間にわたる活動により、茨城県では、786人を救助した。(うちヘリコプターによる救助272人) |
| 28 | 4.14~4.27 (14日間) | 平成28年熊本地震 | 東京都、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、徳島県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 (1都2府17県) | 指揮支援隊 31隊 指揮隊 117隊 消火小隊 291隊 救助小隊 226隊 救急小隊 433隊 後方支援小隊 451隊 通信支援小隊 29隊 特殊災害小隊 1隊 特殊装備小隊 24隊 航空小隊 41隊 1,644隊5,497人 | 平成28年4月14日午後9時26分頃、熊本県熊本地方を震源とする地震(前震:マグニチュード6.5、最大震度7)及び同日16日午前1時25分頃、熊本県熊本地方を震源とする地震(本震:マグニチュード7.3、最大震度7)が発生した。 熊本県知事からの要請に基づき、1都2府17県の緊急消防援助隊が出動し、余震が頻発するなか、14日間にわたり捜索救助を中心とする活動を実施し、熊本県内において86人を救助した。 |
| | 8.31~9.9 (10日間) | 平成28年台風第10号による災害 | 青森県、宮城県、秋田県、福島県、東京都、神奈川県 (1都5県) | 指揮支援隊 7隊 指揮隊 13隊 消火小隊 50隊 救助小隊 29隊 救急小隊 40隊 後方支援小隊 79隊 通信支援小隊 2隊 特殊装備小隊 6隊 航空小隊 31隊 257隊1,044人 | 平成28年8月30日に岩手県大船渡市付近に上陸し、東北地方を通過した台風第10号により岩手県宮古市、久慈市では1時間に80ミリの猛烈な雨となった。この台風の影響で土砂崩落、路面冠水、倒木等により多数の孤立地域が発生した。 岩手県知事からの要請により1都5県の緊急消防援助隊が出動し、重機や水陸両用バギーを活用し、孤立地域の捜索活動を実施するとともに、消防防災ヘリコプターにより上空から救助活動を実施した。10日間にわたる活動により、岩手県において43人※を救助した。(※広域航空消防応援による救助者2人を含む) |

資料 2-8-4 緊急消防援助隊の出動実績（つづき）

令和 3 年 7 月 1 日現在

| 年 (平成) | 活動期間 | 災害名 | 出動都道府県 | 出動隊・出動人員 | 活動概要 |
|-----------|--------------------|-------------------|--|--|--|
| 29 | 3.27~3.28 (2日間) | 栃木県那須町雪崩事故 | 埼玉県 (1県) | 指揮隊 1隊 後方支援小隊 2隊 3隊 10人 | 平成 29 年 3 月 27 日に栃木県那須町のスキー場において、春山安全登山講習会に参加していた高校生等が雪崩に巻き込まれる事故が発生した。 栃木県知事からの要請により緊急消防援助隊が出動し、消防活動用ドローンによる上空からの事故現場全体の状況把握や活動現場の確認等を実施した。 |
| | 7.5~7.25 (21日間) | 平成 29 年 7 月九州北部豪雨 | 愛知県、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県 (1府 14県) | 指揮支援隊 30隊 指揮隊 93隊 消火小隊 272隊 救助小隊 179隊 救急小隊 156隊 後方支援小隊 376隊 通信支援小隊 14隊 特殊装備小隊 6隊 航空小隊 53隊 1,179隊 4,203人 | 平成 29 年 7 月 5 日頃、梅雨前線に向かって暖かく非常に湿った空気が流れ込んだ影響等により、九州北部で、記録的な大雨となった。福岡県、大分県では、河川の氾濫、土砂崩れ等により甚大な被害が生じた。 7 月 5 日に大分県知事、7 月 6 日に福岡県知事からの要請に基づき、両県に合わせて 1 府 14 県の緊急消防援助隊が出動、陸上では重機や水陸両用バギー、全地形対応車を活用し、捜索救助活動を実施した。また、消防防災ヘリコプターにより、孤立地域からの救助活動を実施した。 21 日間にわたる活動により、福岡県内において 30 人、大分県において 29 人を救助した。 |
| 30 | 4.11~4.14 (4日間) | 大分県中津市土砂災害 | 福岡県、熊本県 (2県) | 指揮支援隊 4隊 指揮隊 5隊 救助小隊 6隊 後方支援小隊 8隊 特殊装備小隊 6隊 航空小隊 2隊 31隊 135人 | 4 月 11 日、大分県中津市の山腹で土砂崩れが発生し、6 人の安否が不明となった。同日、大分県知事からの要請に基づき、消防庁長官の求めを受けた福岡県及び熊本県の緊急消防援助隊が出動した。 陸上隊は、地元消防機関、警察、自衛隊、国土交通省等と連携し、重機を活用し土砂を排除しながら捜索・救助活動を行った。また、航空小隊は、ヘリコプターテレビ電送システムを活用して情報収集を行った。 |
| | 6.18 (1日) | 大阪府北部を震源とする地震 | 京都府、兵庫県 (2府県) | 航空小隊 2隊 2隊 11人 | 6 月 18 日、大阪府北部を震源とする地震により、大阪府北部を中心に広い範囲で建物倒壊等による人的、物的被害が発生した。 消防庁長官の求めを受けた京都市消防航空隊及び兵庫県消防防災航空隊が緊急消防援助隊として大阪府に出動し、ヘリコプターテレビ電送システムを活用し、大阪府北部を中心に被害状況を把握するなど、情報収集活動を行った。 |
| | 7.6~7.31 (26日間) | 平成 30 年 7 月豪雨 | 栃木県、埼玉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県 (1都 2府 20県) | 指揮支援隊 52隊 指揮隊 86隊 消火小隊 426隊 救助小隊 231隊 救急小隊 127隊 後方支援小隊 392隊 通信支援小隊 10隊 特殊災害小隊 3隊 特殊装備小隊 28隊 航空小隊 28隊 1,383隊 5,385人 | 7 月 6 日、梅雨前線に台風第 7 号からの湿った空気が流れ込んだ影響等により、西日本を中心に全国的に広い範囲で長期間にわたる記録的な大雨となり、多くの地域で河川の氾濫による浸水、土砂災害が発生した。 発災後、岡山県、広島県、愛媛県及び高知県知事からの要請に基づき、消防庁長官の求め又は指示を受けた 23 都府県の緊急消防援助隊が出動した。なお、広範囲に及ぶ災害となり、多数の死者、行方不明者が見込まれたこと、7 月 8 日に政府の非常災害対策本部が設置されたことを踏まえ、同日 17 時 00 分に平成 30 年 7 月豪雨における緊急消防援助隊の一連の出動について、消防庁長官の指示によるものとした。 陸上隊は、河川氾濫による浸水地域や土砂が堆積した住宅地等で救命ボート、重機等を活用し、孤立者の救出や行方不明者の捜索を行った。また、航空小隊は、ヘリサットシステム等を活用した情報収集及び孤立地域からの救助活動を行った。 緊急消防援助隊の 26 日間にわたる活動により、397 人を救助した。 |
| | 9.6~9.10 (5日間) | 平成 30 年北海道胆振東部地震 | 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県 (1都 1道 10県) | 指揮支援隊 7隊 指揮隊 10隊 消火小隊 41隊 救助小隊 25隊 救急小隊 17隊 後方支援小隊 63隊 通信支援小隊 5隊 特殊装備小隊 11隊 航空小隊 18隊 197隊 827人 | 9 月 6 日、北海道胆振地方中東部を震源とする地震が発生した。 消防庁長官の求めを受けた 12 都道府県の緊急消防援助隊は、本州からは、陸路による出動ができないため、民間フェリー等を活用し被災地へ向けて出動した。また、防衛省に協力依頼し、航空自衛隊輸送機により、神奈川県大隊の消防車両と人員の輸送を行った。 陸上隊は、厚真町で人力及び重機による土砂等の排除を行いながら、行方不明者の捜索・救助活動を昼夜を通し行った。 また、航空小隊は、ホイスト等による人命救助の実施、ヘリコプターテレビ電送システム等を活用した情報収集を行った。 緊急消防援助隊の 5 日間にわたる活動により、24 人を救助した。 |

資料

資料 2-8-4 緊急消防援助隊の出動実績（つづき）

令和3年7月1日現在

| 年 (令和) | 活動期間 | 災害名 | 出動都道府県 | 出動隊・出動人員 | 活動概要 |
|-----------|--------------------------|---------------------|---|---|--|
| 元 | 8.28~8.31 (4日間) | 令和元年8月の前線に伴う大雨による災害 | 熊本県 (1県) | 指揮隊 4隊 消火小隊 8隊 救助小隊 8隊 救急小隊 4隊 後方支援小隊 16隊 通信支援小隊 1隊 特殊装備小隊 1隊 航空小隊 1隊 43隊 146人 | 8月28日、前線と湿った空気の影響で、九州北部地方を中心に記録的な大雨となり、河川の氾濫による浸水害が発生した。同日、佐賀県知事からの要請に基づき、消防庁長官の求めを受けた熊本県の緊急消防援助隊が出動した。 陸上隊は、地元消防機関、警察、自衛隊と連携し、浸水地域の安否確認及び孤立者の救助活動を行い、11人を救助した。また、浸水地域の排水活動の妨げになっていた鉄工所から流出した焼き入れ油の除去活動を実施した。航空小隊は、上空から被災状況の情報収集活動を実施するとともに、ヘリサットシステムを活用して消防庁等に最新の情報を提供した。 |
| | 10.13~10.18 (6日間) | 令和元年東日本台風による災害 | 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、福井県、静岡県、愛知県 (1都1道12県) | 統括指揮支援隊・指揮支援隊 8隊 指揮隊 12隊 消火小隊 71隊 救助小隊 33隊 救急小隊 33隊 後方支援小隊 92隊 通信支援小隊 3隊 特殊装備小隊 3隊 航空小隊 18隊 航空後方支援小隊 3隊 276隊 1,038人 | 10月13日、令和元年東日本台風の影響等による大雨で、各地で複数の河川が氾濫、決壊し、多くの地域で浸水害、土砂崩れが発生した。 発災後、宮城県、福島県及び長野県知事からの要請に基づき、消防庁長官の求め又は指示を受けた、14都道府県の緊急消防援助隊が出動した。 なお、平成31年3月に改定した基本計画を踏まえ、災害の状況、10月13日の政府の非常災害対策本部の設置、応援の必要性等を考慮し、10月15日に緊急消防援助隊の一連の出動について、消防庁長官の指示によるものとした。 陸上隊は、河川氾濫による浸水地域や土砂崩れによって押し流された住宅地等で救命ボート、重機等を活用し、孤立者の救助や行方不明者の捜索を行った。また、航空小隊は、情報収集及び孤立地域等からの救助活動を行った。 緊急消防援助隊の6日間にわたる活動により、171人を救助した。 |
| 2 | 7.4~7.15 (12日間) | 令和2年7月豪雨 | 埼玉県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県 (14県) | 統括指揮支援隊・指揮支援隊 18隊 指揮隊 40隊 消火小隊 113隊 救助小隊 73隊 救急小隊 62隊 後方支援小隊 182隊 通信支援小隊 10隊 特殊災害小隊 3隊 特殊装備小隊 8隊 航空指揮支援隊 2隊 航空小隊 21隊 532隊 1,999人 | 7月3日から7月9日までにかけて、梅雨前線が同じような場所に停滞し、温かく湿った空気が流れ込み続けたため、西日本から東日本にかけての広い範囲で大雨となり、各地で河川が氾濫、決壊し、多くの地域で浸水害、土砂崩れが発生した。 発災後、熊本県、長野県、宮崎県及び島根県知事からの要請に基づき、消防庁長官の求め又は指示を受けた、14県の緊急消防援助隊が出動した。 なお、基本計画の規定を踏まえ、災害の状況、7月5日の政府の非常災害対策本部の設置、応援の必要性等を考慮し、同日に緊急消防援助隊の一連の出動について、消防庁長官の指示によるものとした。 陸上隊は、ドローンや水陸両用バギー、重機を活用しながら、捜索・救助活動及び浸水した地域での安否確認等を行った。また、航空小隊は、情報収集及び孤立地域等からの救助活動を行った。 緊急消防援助隊の12日間にわたる活動により、369人を救助した。 |
| 3 | 2.25~3.3 (7日間) | 栃木県足利市林野火災 | 宮城県、福島県、茨城県、埼玉県、東京都、神奈川県、富山県 (1都6県) | 統括指揮支援隊 1隊 航空指揮支援隊 3隊 航空小隊 20隊 24隊 145人 | 令和3年2月21日栃木県足利市西宮町地内(両崖山山頂から南西200m付近)で火災が発生した。2月25日、栃木県知事からの要請に基づき、1都6県の緊急消防援助隊が直ちに活動し、空中消火活動や活動隊の指揮支援活動を実施した。 |
| | 7.3~7.26 (24日間) | 静岡県熱海市土石流災害 | 茨城県、栃木県、群馬県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県 (1都9県) | 統括指揮支援隊・指揮支援隊 16隊 指揮隊 44隊 消火小隊 169隊 救助小隊 230隊 救急小隊 54隊 後方支援小隊 246隊 通信支援小隊 17隊 特殊装備小隊 39隊 815隊 3,099人 | 令和3年7月3日静岡県熱海市伊豆山地区において土石流が発生した。 発災後、静岡県知事からの要請に基づき、1都9県の緊急消防援助隊が直ちに活動した。 なお、基本計画の規定を踏まえ、災害の状況、7月5日の政府の特定災害対策本部から非常災害対策本部に改組、応援の必要性等を考慮し、同日に緊急消防援助隊の一連の出動について、消防庁長官の指示によるものとした。 重機等を活用し、広範囲に堆積した土石流による泥や倒壊家屋のがれき等を除去しながら、安否不明者の救助活動を実施。ドローンや映像伝送装置を活用し、情報収集や消防応援活動調整本部等と情報共有を行った。 県内応援隊や警察・自衛隊等と連携の下、緊急消防援助隊の24日間にわたる活動により、49人を救助した。 |

(備考) 出動隊数及び人員は、消防庁の集計による。

資料 2-8-5 緊急消防援助隊全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練の実施状況

資料

1 全国合同訓練

| | | | | | |
|-----------|----------|--------------------|-------------------|--------------------------|--------------------------|
| 第1回全国合同訓練 | (平成7年度) | 開催日：H 7. 11/28. 29 | 開催地：東京都 | 参加本部数等：98本部 135隊 1,500人 | |
| 第2回全国合同訓練 | (平成12年度) | 開催日：H12. 10/23. 24 | 開催地：東京都 | 参加本部数等：148本部 206隊 1,922人 | |
| 第3回全国合同訓練 | (平成17年度) | 開催日：H17. 6/10. 11 | 開催地：静岡県 | 参加本部数等：206本部 386隊 1,953人 | |
| 第4回全国合同訓練 | 図上訓練 | (平成21年度) | 開催日：H22. 1/28. 29 | 開催地：愛知県・和歌山県・徳島県 | 参加本部数等：81本部 370人 |
| | 部隊運用訓練 | (平成22年度) | 開催日：H22. 6/ 4. 5 | 開催地：愛知県 | 参加本部数等：223本部 411隊 2,138人 |
| 第5回全国合同訓練 | (平成27年度) | 開催日：H27. 11/13. 14 | 開催地：千葉県 | 参加本部数等：280本部 582隊 2,361人 | |

2 地域ブロック合同訓練 (過去10年間)

| ブロック等 | 年度 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|------------------|--------------|----------------|-------------------|--------------------------|-----------------------------|----------------------------------|--|-----------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|---|
| 北海道東北 (1道・7県) | 開催日 | | 10/7. 8 | 10/11. 12 | 10/22. 23 | 10/28. 29 | 10/12. 13 | 10/6. 7 | 11/17. 18 | 10/28. 29 | 10/3 |
| | 開催地 | 東日本大震災により中止 | 宮城県 利府町 | 北海道 苫小牧市 | 青森県 弘前市 | 岩手県 北上市 | 秋田県 能代市 | 山形県 米沢市 | 福島県 いわき市 楡葉町 | 新潟県 上越市 | 宮城県 大崎市 仙台市 |
| | 隊数等 | | 図上訓練のみ 288人 | 208隊 758人 | 213隊 793人 | 195隊 703人 | 202隊 764人 | 194隊 747人 | 179隊 656人 | 令和元年 東日本台風 (台風第19号) により中止 | 62隊 218人 |
| 開催日 | 11/1. 2 | | 11/29. 30 | 10/30. 31 | 11/5. 6 | 11/4. 5 | 10/17. 18 | 10/24. 25 | 11/30. 12/1 | 11/17. 18 | 東京オリンピック競技大会・ 東京パラリンピック競技大会 の開催予定年であつたため、 実施予定なし |
| 開催地 | 長野県 松本市 | 埼玉県 新座市 | 山梨県 富士吉田市 | 静岡県 浜松市 磐田市 | 茨城県 東茨城郡 茨城町 神栖市 | 栃木県 小山市 栃木市 上三川町 那須町 | 群馬県 大田市 桐生市 高崎市 | 神奈川県 横浜市 川崎市 相模原市 厚木市 | 千葉県 市原市 | | |
| 隊数等 | 246隊 909人 | 280隊 1,063人 | 台風第26号に より中止 | 293隊 1,167人 | 平成27年9月 関東・東北豪雨 により中止 | 305隊 1,188人 | 291隊 1,173人 | 235隊 852人 | 令和元年 東日本台風 (台風第19号) により中止 | | |
| 中部 (7県) | 開催日 | 10/14. 15 | 11/9. 10 | 10/18. 19 | 11/15. 16 | 10/23. 24 | 9/23. 24 | 11/17. 18 | 11/4. 5 | 11/1. 2 | 9/1 |
| | 開催地 | 静岡県 静岡市 | 福井県 坂井市 | 愛知県 碧南市 | 石川県 珠洲市 | 三重県 桑名市 四日市市 鈴鹿市 | 富山県 滑川市 富山市 | 岐阜県 中津川市 多治見市 恵那市 瑞浪市 | 静岡県 浜松市 菊川市 牧之原市 島田市 | 福井県 大野市 勝山市 | 愛知県 |
| | 隊数等 | 93隊 366人 | 126隊 477人 | 127隊 505人 | 137隊 528人 | 152隊 582人 | 134隊 514人 | 125隊 510人 | 106隊 424人 | 121隊 469人 | 図上訓練のみ 21人 |
| 近畿 (2府・7県) | 開催日 | 10/29. 30 | 10/27. 28 | 10/26. 27 | 10/18. 19 | 10/17. 18 | 10/22. 23 | 11/4. 5 | 11/9. 10 | 10/26. 27 | 11/8 |
| | 開催地 | 徳島県 小松島市 | 兵庫県 神戸市 三木市 | 滋賀県 近江八幡市 東近江市 | 和歌山県 田辺市 白浜町 串本町 | 京都府 城陽市 宇治市 久御山町 | 奈良県 五條市 橿原市 | 大阪府 大阪市 堺市 豊中市 | 福井県 福井市 坂井市 永平寺町 | 三重県 松阪市 津市 伊賀市 | 徳島県 阿南市 海陽町 |
| | 隊数等 | 142隊 592人 | 143隊 617人 | 145隊 573人 | 130隊 558人 | 126隊 585人 | 154隊 605人 | 194隊 765人 | 153隊 586人 | 196隊 753人 | 11隊 46人 |
| 中国・四国 (9県) | 開催日 | 10/20. 21 | 11/1. 2 | 11/2. 3 | 11/1. 2 | 10/31. 11/1 | 10/29. 30 | 10/20. 21 | 10/20. 21 | 11/30. 12/1 | 11/14 |
| | 開催地 | 広島県 福山市 | 山口県 山口市 防府市 | 徳島県 那賀町 海陽町 阿南市 | 岡山県 岡山市 | 香川県 高松市 坂出市 小豆島町 | 鳥取県 倉吉市 | 島根県 安来市 松江市 | 愛媛県 宇和島市 新居浜市 西予市 鬼北町 | 高知県 須崎市 高知市 土佐市 | 山口県 下関市 |
| | 隊数等 | 125隊 597人 | 135隊 567人 | 134隊 493人 | 161隊 647人 | 153隊 588人 | 平成28年10月 鳥取県中部を震 源とする地震に より中止 | 142隊 559人 | 平成30年7月豪 雨により中止 | 108隊 439人 | 33隊 139人 |
| 九州 (8県) | 開催日 | 11/4. 5 | 11/17. 18 | 11/27. 28 | 11/22. 23 | 11/7. 8 | 11/5. 6 | 11/11. 12 | 11/10. 11 | 11/9. 10 | 10/31 |
| | 開催地 | 宮崎県 宮崎市 | 熊本県 八代市 | 沖縄県 西原町 | 福岡県 久留米市 | 大分県 佐伯市 | 長崎県 雲仙市 大村市 | 佐賀県 武雄市 | 鹿児島県 鹿屋市 東串良町 | 宮崎県 高原町 宮崎市 | 熊本県 |
| | 隊数等 | 145隊 556人 | 192隊 747人 | 102隊 410人 | 170隊 690人 | 201隊 757人 | 235隊 885人 | 227隊 826人 | 216隊 783人 | 246隊 885人 | 令和2年7月豪 雨により中止 |

※令和2年度の数値は速報値であり、今後、変更の可能性がある。

資料 2-10-1 衛星通信ネットワーク地球局整備状況

(令和3年4月1日現在)

| 都道府県 | 県庁 | 県出先機関 | 市町村 | 消防 | ライフライン機関等 | 車載局 | 可搬局 | 合計 |
|------|----|-------|-------|-----|-----------|-----|-----|-------|
| 北海道 | 1 | 18 | 179 | 0 | 0 | 0 | 0 | 198 |
| 青森 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 岩手 | 1 | 12 | 33 | 12 | 3 | 0 | 0 | 61 |
| 宮城 | 1 | 10 | 34 | 10 | 4 | 0 | 7 | 66 |
| 秋田 | 1 | 15 | 28 | 11 | 2 | 0 | 0 | 57 |
| 山形 | 1 | 7 | 35 | 10 | 0 | 0 | 1 | 54 |
| 福島 | 1 | 15 | 59 | 12 | 0 | 0 | 0 | 87 |
| 茨城 | 1 | 15 | 44 | 23 | 8 | 0 | 0 | 91 |
| 栃木 | 1 | 17 | 25 | 12 | 21 | 0 | 1 | 77 |
| 群馬 | 1 | 31 | 37 | 11 | 7 | 0 | 7 | 94 |
| 埼玉 | 1 | 40 | 62 | 27 | 39 | 0 | 0 | 169 |
| 千葉 | 1 | 57 | 53 | 26 | 47 | 1 | 5 | 190 |
| 東京都 | 1 | 5 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 16 |
| 神奈川県 | 1 | 39 | 26 | 4 | 9 | 0 | 0 | 79 |
| 新潟 | 1 | 32 | 30 | 19 | 3 | 0 | 2 | 87 |
| 富山 | 1 | 25 | 15 | 8 | 0 | 0 | 9 | 58 |
| 石川 | 1 | 36 | 19 | 11 | 5 | 1 | 3 | 76 |
| 福井 | 1 | 21 | 17 | 7 | 19 | 1 | 3 | 69 |
| 山梨 | 1 | 16 | 27 | 10 | 7 | 0 | 1 | 62 |
| 長野 | 1 | 21 | 77 | 13 | 1 | 0 | 2 | 115 |
| 岐阜 | 1 | 16 | 42 | 20 | 0 | 0 | 11 | 90 |
| 静岡 | 1 | 21 | 33 | 11 | 11 | 1 | 17 | 95 |
| 愛知 | 2 | 21 | 60 | 33 | 4 | 0 | 8 | 128 |
| 三重 | 1 | 9 | 30 | 15 | 6 | 0 | 24 | 85 |
| 滋賀 | 1 | 20 | 20 | 7 | 5 | 0 | 0 | 53 |
| 京都 | 1 | 14 | 26 | 5 | 3 | 1 | 3 | 53 |
| 大阪 | 1 | 58 | 43 | 28 | 36 | 1 | 4 | 171 |
| 兵庫 | 1 | 2 | 48 | 19 | 9 | 0 | 3 | 82 |
| 奈良 | 1 | 17 | 39 | 3 | 1 | 0 | 1 | 62 |
| 和歌山 | 1 | 13 | 30 | 14 | 1 | 0 | 7 | 66 |
| 鳥取 | 1 | 5 | 19 | 3 | 2 | 0 | 0 | 30 |
| 島根 | 1 | 44 | 18 | 9 | 20 | 1 | 2 | 95 |
| 岡山 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 3 |
| 広島 | 1 | 2 | 22 | 12 | 0 | 0 | 0 | 37 |
| 山口 | 1 | 13 | 19 | 12 | 1 | 0 | 0 | 46 |
| 徳島 | 1 | 4 | 25 | 12 | 0 | 0 | 0 | 42 |
| 香川 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 5 |
| 愛媛 | 1 | 11 | 20 | 4 | 0 | 0 | 2 | 38 |
| 高知 | 2 | 12 | 34 | 15 | 0 | 0 | 6 | 69 |
| 福岡 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 佐賀 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 3 |
| 長崎 | 1 | 10 | 19 | 10 | 0 | 0 | 1 | 41 |
| 熊本 | 1 | 1 | 44 | 12 | 0 | 0 | 0 | 58 |
| 大分 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 3 | 5 |
| 宮崎 | 1 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 7 |
| 鹿児島 | 1 | 1 | 43 | 0 | 0 | 0 | 0 | 45 |
| 沖縄 | 1 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| 合計 | 49 | 734 | 1,446 | 470 | 275 | 7 | 142 | 3,123 |

(備考)「消防防災・震災対策現況調査」により作成

資料 2-10-2 市町村防災行政無線通信施設整備状況

(令和3年3月31日現在)

| 都道府県 | 市町村数 | 同 報 系 | | 移 動 系 | |
|------|-------|---------|---------|---------|---------|
| | | 整備済市町村数 | 整備率 (%) | 整備済市町村数 | 整備率 (%) |
| 北海道 | 179 | 120 | 67.0% | 128 | 71.5% |
| 青森 | 40 | 38 | 95.0% | 32 | 80.0% |
| 岩手 | 33 | 28 | 84.8% | 29 | 87.9% |
| 宮城 | 35 | 27 | 77.1% | 33 | 94.3% |
| 秋田 | 25 | 23 | 92.0% | 18 | 72.0% |
| 山形 | 35 | 30 | 85.7% | 22 | 62.9% |
| 福島 | 59 | 51 | 86.4% | 34 | 57.6% |
| 茨城 | 44 | 42 | 95.5% | 29 | 65.9% |
| 栃木 | 25 | 20 | 80.0% | 19 | 76.0% |
| 群馬 | 35 | 31 | 88.6% | 23 | 65.7% |
| 埼玉 | 63 | 62 | 98.4% | 49 | 77.8% |
| 千葉 | 54 | 54 | 100.0% | 46 | 85.2% |
| 東京都 | 62 | 60 | 96.8% | 58 | 93.5% |
| 神奈川県 | 33 | 33 | 100.0% | 27 | 81.8% |
| 新潟 | 30 | 25 | 83.3% | 27 | 90.0% |
| 富山 | 15 | 13 | 86.7% | 12 | 80.0% |
| 石川 | 19 | 18 | 94.7% | 10 | 52.6% |
| 福井 | 17 | 16 | 94.1% | 9 | 52.9% |
| 山梨 | 27 | 26 | 96.3% | 19 | 70.4% |
| 長野 | 77 | 71 | 92.2% | 65 | 84.4% |
| 岐阜 | 42 | 41 | 97.6% | 41 | 97.6% |
| 静岡 | 35 | 34 | 97.1% | 34 | 97.1% |
| 愛知 | 54 | 46 | 85.2% | 54 | 100.0% |
| 三重 | 29 | 29 | 100.0% | 26 | 89.7% |
| 滋賀 | 19 | 14 | 73.7% | 14 | 73.7% |
| 京都 | 26 | 18 | 69.2% | 18 | 69.2% |
| 大阪 | 43 | 43 | 100.0% | 39 | 90.7% |
| 兵庫 | 41 | 35 | 85.4% | 20 | 48.8% |
| 奈良 | 39 | 24 | 61.5% | 28 | 71.8% |
| 和歌山 | 30 | 30 | 100.0% | 27 | 90.0% |
| 鳥取 | 19 | 19 | 100.0% | 17 | 89.5% |
| 島根 | 19 | 19 | 100.0% | 12 | 63.2% |
| 岡山 | 27 | 18 | 66.7% | 22 | 81.5% |
| 広島 | 23 | 18 | 78.3% | 10 | 43.5% |
| 山口 | 19 | 18 | 94.7% | 16 | 84.2% |
| 徳島 | 24 | 18 | 75.0% | 15 | 62.5% |
| 香川 | 17 | 15 | 88.2% | 16 | 94.1% |
| 愛媛 | 20 | 19 | 95.0% | 15 | 75.0% |
| 高知 | 34 | 25 | 73.5% | 22 | 64.7% |
| 福岡 | 60 | 55 | 91.7% | 45 | 75.0% |
| 佐賀 | 20 | 20 | 100.0% | 14 | 70.0% |
| 長崎 | 21 | 18 | 85.7% | 11 | 52.4% |
| 熊本 | 45 | 41 | 91.1% | 27 | 60.0% |
| 大分 | 18 | 14 | 77.8% | 13 | 72.2% |
| 宮崎 | 26 | 24 | 92.3% | 19 | 73.1% |
| 鹿児島 | 43 | 43 | 100.0% | 17 | 39.5% |
| 沖縄 | 41 | 37 | 90.2% | 18 | 43.9% |
| 合 計 | 1,741 | 1,523 | 87.5% | 1,299 | 74.6% |

(備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

2 上記同報系の整備済市町村数は、市町村防災行政無線(同報系)の代替設備として利用する MCA 陸上移動通信システム、市町村デジタル移動通信システム、FM 放送、280MHz 帯電気通信業務用ページャー及び V-Low マルチメディア放送を含む。

資料

資料 2-10-3 過去 5 年間の防災行政無線等の整備率の推移等

(各年 3 月 31 日現在)

| 手段 | | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 令和元年 | 令和 2 年 | 令和 3 年 | |
|--------|--|--------------------------------------|---------|-------|--------|--------|-------|
| 整備済団体数 | 市町村防災行政無線（同報系） <a> | 1,374 | 1,387 | 1,380 | 1,371 | 1,366 | |
| | その他の市町村防災行政無線（同報系）と同等の機能を有するもの | MCA 陸上移動通信システムを活用した同報系システム | 71 | 63 | 67 | 72 | 70 |
| | | 市町村デジタル移動通信システムを活用した同報系システム <c> | 14 | 15 | 14 | 19 | 20 |
| | 整備済団体数（a~c の小計） | | 1,459 | 1,465 | | | |
| | 上記の整備率（%） | | 83.8 | 84.1 | | | |
| | その他の市町村防災行政無線（同報系）と同等の機能を有するもの（平成 28 年度以降） | FM 放送を活用した同報系システム <d> | | | 37 | 40 | 40 |
| | | 280MHz 帯電気通信業務用ページャーを活用した同報系システム <e> | | | 9 | 11 | 26 |
| | | V-Low マルチメディア放送を活用した同報系システム <f> | | | 0 | 1 | 1 |
| | 整備済団体数の合計（a~f の合計） | | | | 1,507 | 1,514 | 1,523 |
| | 整備率（%） | | | | 86.6 | 87.0 | 87.5 |

(備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

- 防災行政無線等とは、市町村防災行政無線（同報系）及び MCA 陸上移動通信システム、市町村デジタル移動通信システム、FM 放送、280MHz 帯電気通信業務用ページャーや V-Low マルチメディア放送を活用した同報系システムをいう。
- 複数手段を整備している市町村は、市町村防災行政無線（同報系）、MCA 陸上移動通信システムを活用した同報系システム、市町村デジタル移動通信システムを活用した同報系システム、FM 放送を活用した同報系システム、280MHz 帯電気通信業務用ページャーを活用した同報系システム、V-Low マルチメディア放送を活用した同報系システムの順に、当該手段を代表して整備しているものとして集計。
- FM 放送、280MHz 帯電気通信業務用ページャー及び V-Low マルチメディア放送については、平成 28 年度より、一定の要件を満たし、市町村防災行政無線（同報系）と同等の機能を有するときは、MCA 陸上移動通信システム等と同様に、市町村防災行政無線（同報系）を代替するものとして利用することが可能となり、その整備に当たり、地方財政措置等が講じられている。

<参考> 防災行政無線等の整備数（単純合計）

複数手段を整備している市町村があり、それぞれの災害情報伝達手段ごとの合計は以下のとおり。

(上の表で示す整備済団体数の合計（a~c、a~f の合計）と一致しない。)

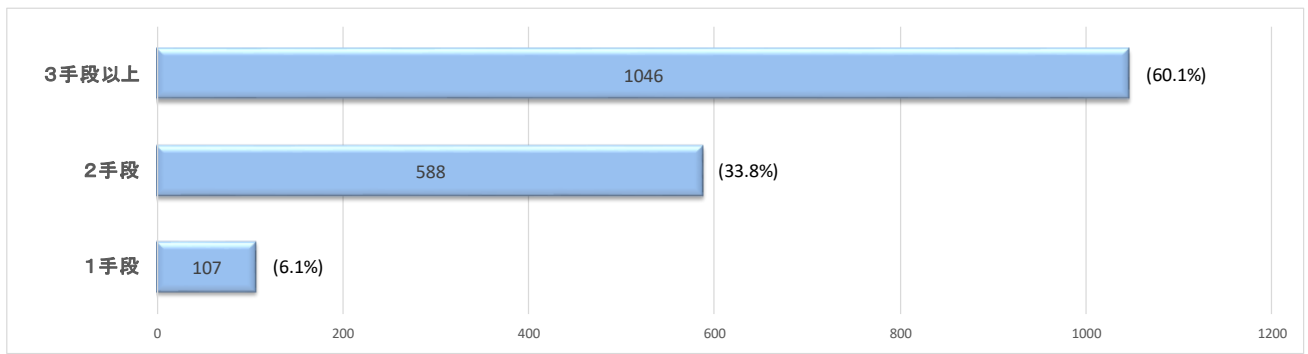
(各年 3 月 31 日現在 単位：市町村数)

| 手段 | | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 令和元年 | 令和 2 年 | 令和 3 年 |
|---------------------------|----------------------------------|---------|---------|-------|--------|--------|
| 市町村防災行政無線（同報系） | | 1,374 | 1,387 | 1,380 | 1,371 | 1,366 |
| 系） と同等の機能を有するもの （同報 | MCA 陸上移動通信システムを活用した同報系システム | 82 | 91 | 94 | 96 | 100 |
| | 市町村デジタル移動通信システムを活用した同報系システム | 16 | 25 | 29 | 29 | 33 |
| | FM 放送を活用した同報系システム | 93 | 108 | 122 | 135 | 141 |
| | 280MHz 帯電気通信業務用ページャーを活用した同報系システム | 8 | 15 | 22 | 30 | 49 |
| | V-Low マルチメディア放送を活用した同報系システム | 0 | 0 | 1 | 2 | 2 |

(備考) 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

資料 3-1-1 Jアラートによる自動起動が可能な情報伝達手段の保有状況（手段数別）

(令和3年5月1日現在)
(n=1,741 市区町村)



資料

資料 4-1 自主防災組織の都道府県別結成状況

(令和3年4月1日現在)

| | 管内市町村数 | 管内世帯数 (A) | 自主防災組織を有する 市町村数 | 自主防災組織が その活動範囲としている 地域の世帯数 (B) | 自主防災 組織活動 カバー率 (%) (B/A) |
|------|--------|--------------|--------------------|---|--------------------------------------|
| 北海道 | 179 | 2,791,190 | 154 | 1,786,807 | 64.0% |
| 青森 | 40 | 593,432 | 40 | 331,199 | 55.8% |
| 岩手 | 33 | 531,329 | 33 | 469,577 | 88.4% |
| 宮城 | 35 | 1,018,623 | 35 | 846,246 | 83.1% |
| 秋田 | 25 | 414,796 | 25 | 299,152 | 72.1% |
| 山形 | 35 | 416,736 | 35 | 382,283 | 91.7% |
| 福島 | 59 | 787,424 | 55 | 589,248 | 74.8% |
| 茨城 | 44 | 1,262,723 | 44 | 1,059,964 | 83.9% |
| 栃木 | 25 | 825,457 | 25 | 693,710 | 84.0% |
| 群馬 | 35 | 859,311 | 35 | 783,331 | 91.2% |
| 埼玉 | 63 | 3,390,385 | 63 | 3,115,152 | 91.9% |
| 千葉 | 54 | 2,973,864 | 54 | 2,041,938 | 68.7% |
| 東京都 | 62 | 7,351,159 | 55 | 5,525,793 | 75.2% |
| 神奈川県 | 33 | 4,260,560 | 33 | 3,285,464 | 77.1% |
| 新潟 | 30 | 908,151 | 30 | 790,961 | 87.1% |
| 富山 | 15 | 428,018 | 15 | 377,670 | 88.2% |
| 石川 | 19 | 489,138 | 19 | 473,676 | 96.8% |
| 福井 | 17 | 298,068 | 17 | 271,804 | 91.2% |
| 山梨 | 27 | 363,677 | 27 | 335,799 | 92.3% |
| 長野 | 77 | 874,475 | 76 | 831,352 | 95.1% |
| 岐阜 | 42 | 824,394 | 42 | 733,508 | 89.0% |
| 静岡 | 35 | 1,611,605 | 35 | 1,517,009 | 94.1% |
| 愛知 | 54 | 3,371,460 | 54 | 3,199,310 | 94.9% |
| 三重 | 29 | 810,783 | 29 | 716,331 | 88.4% |
| 滋賀 | 19 | 593,411 | 19 | 533,854 | 90.0% |
| 京都 | 26 | 1,235,521 | 25 | 1,116,866 | 90.4% |
| 大阪 | 43 | 4,375,740 | 43 | 3,964,597 | 90.6% |
| 兵庫 | 41 | 2,519,879 | 41 | 2,450,202 | 97.2% |
| 奈良 | 39 | 601,029 | 38 | 483,938 | 80.5% |
| 和歌山 | 30 | 423,350 | 30 | 406,889 | 96.1% |
| 鳥取 | 19 | 238,735 | 19 | 221,340 | 92.7% |
| 島根 | 19 | 292,026 | 19 | 222,315 | 76.1% |
| 岡山 | 27 | 859,927 | 27 | 756,979 | 88.0% |
| 広島 | 23 | 1,331,160 | 23 | 1,252,281 | 94.1% |
| 山口 | 19 | 660,163 | 19 | 621,378 | 94.1% |
| 徳島 | 24 | 336,684 | 24 | 316,987 | 94.1% |
| 香川 | 17 | 445,694 | 17 | 432,635 | 97.1% |
| 愛媛 | 20 | 656,453 | 20 | 614,991 | 93.7% |
| 高知 | 34 | 350,669 | 34 | 339,964 | 96.9% |
| 福岡 | 60 | 2,427,117 | 60 | 2,296,382 | 94.6% |
| 佐賀 | 20 | 339,770 | 20 | 307,877 | 90.6% |
| 長崎 | 21 | 630,024 | 21 | 460,882 | 73.2% |
| 熊本 | 45 | 793,571 | 45 | 660,950 | 83.3% |
| 大分 | 18 | 541,705 | 18 | 525,049 | 96.9% |
| 宮崎 | 26 | 507,621 | 26 | 441,670 | 87.0% |
| 鹿児島 | 43 | 779,183 | 43 | 729,391 | 93.6% |
| 沖縄 | 41 | 676,958 | 30 | 251,764 | 37.2% |
| 合計 | 1,741 | 59,073,148 | 1,691 | 49,866,465 | 84.4% |

資料 5-1 国際消防救助隊の派遣状況

(令和3年11月1日現在)

| | 派遣年月日 | 災害名 | 被災地 | 被害状況 | 派遣実績、活動概要等 |
|----|-----------------------------|------------------------------|--------------------------------|--|--|
| 1 | 昭61.8.27~9.6 (11日間) | ニオス湖 有毒ガス噴出災害 | カメルーン共和国 ニオス湖周辺 | 死者 1,700人以上 | 国際消防救助隊員1人(東京消防庁) 有毒ガスの再噴出に備え、調査団に対する呼吸保護具の指導 |
| 2 | 昭61.10.11~10.20 (10日間) | エル・サルバドル 地震災害 | エル・サルバドル共和国 サンサルバドル市 | 死者 1,226人 倒壊家屋 30,000戸 | 国際消防救助隊員9人(東京消防庁5人、横浜市消防局3人、消防庁1人) 倒壊建物からの救助 |
| 3 | 平2.6.22~7.2 (11日間) | イラン 地震災害 | イランイスラム共和国 カスピ海沿岸 | 死者 80,000人以上 | 国際消防救助隊員6人(東京消防庁5人、消防庁1人) 倒壊建物からの救助 |
| 4 | 平2.7.18~7.26 (9日間) | フィリピン 地震災害 | フィリピン共和国 ルソン島北部 | 死者 1,600人以上 | 国際消防救助隊員11人(東京消防庁2人、名古屋消防局4人、広島市消防局4人、消防庁1人) 倒壊建物からの救助 |
| 5 | 平3.5.15~6.6 (23日間) | バングラデシュ サイクロン災害 | バングラデシュ 人民共和国 | 死者 約130,000人 | 国際消防救助隊員38人(東京消防庁17人、大阪市消防局11人、川崎市消防局4人、神戸市消防局4人、消防庁2人)及びヘリコプター2機 被災者への救援物資の輸送等を実施 |
| 6 | 平5.12.13~12.20 (8日間) | マレーシア ビル倒壊被害 | マレーシア クアラルンプール郊外 ウルクラン地区 | 死者 48人 倒壊ビル 1棟 | 国際消防救助隊員11人(東京消防庁6人、名古屋消防局2人、北九州市消防局2人、消防庁1人) 倒壊建物からの救助 |
| 7 | 平8.10.30~11.6 (8日間) | エジプト ビル崩壊被害 | エジプト・アラブ共和国 カイロ郊外 ヘリオポリス | 死者 64人 崩壊ビル 1棟 | 国際消防救助隊員9人(東京消防庁3人、札幌市消防局2人、大阪市消防局2人、松戸市消防局1人、消防庁1人) 倒壊建物からの救助 |
| 8 | 平9.10.22~11.11 (21日間) | インドネシア 森林火災 | インドネシア共和国 ランブン州 | 焼失面積 18,000ha (ランブン州内) | 国際消防救助隊員30人(東京消防庁19人、名古屋消防局5人、大阪市消防局3人、横浜市消防局2人、消防庁1人)及びヘリコプター2機 火災地点の上空からの情報収集、消火活動の助言 |
| 9 | 平11.1.26~2.4 (10日間) | コロンビア 地震災害 | コロンビア共和国 アルメニア市周辺 | 死者 1,171人 負傷者 4,765人 | 国際消防救助隊員15人(東京消防庁8人、大阪市消防局2人、千葉市消防局2人、船橋市消防局2人、消防庁1人) 倒壊建物からの救助 |
| 10 | 平11.8.17~8.24 (8日間) | トルコ 地震災害 | トルコ共和国 ヤロヴァ地区周辺 | 死者 約15,370人 負傷者 23,954人 | 国際消防救助隊員25人(東京消防庁12人、川崎市消防局4人、神戸市消防局4人、市川市消防局2人、尼崎市消防局2人、消防庁1人) 倒壊建物からの救助 |
| 11 | 平11.9.21~9.28 (8日間) | 台湾 地震災害 | 台湾中部 | 死者 2,333人 負傷者 10,002人 | 国際消防救助隊員46人(東京消防庁18人、仙台市消防局4人、千葉市消防局3人、京都市消防局4人及び川口市、松戸市、新潟市、岡山市、倉敷市、佐世保市、鹿児島市消防局から各2人、消防庁3人) 倒壊建物からの救助 |
| 12 | 平15.5.22~5.29 (8日間) | アルジェリア 地震災害 | アルジェリア 民主人民共和国 ブーメルデス県周辺 | 死者 2,266人 負傷者 10,000人以上 | 国際消防救助隊員17人(東京消防庁8人、京都市消防局、仙台市消防局、川口市消防本部、朝霞地区一部事務組合埼玉県西部消防本部から各2人、消防庁1人) 倒壊建物からの救助 |
| 13 | 平16.2.25~3.1 (6日間) | モロッコ 地震災害 | モロッコ王国 アルホセイマ周辺 | 死者 628人 負傷者 926人 | 国際消防救助隊員7人(東京消防庁4人、千葉市消防局1人、京都市消防局1人、消防庁1人) 現地被害状況の調査、救助資機材取扱いに関する技術供与等を実施 |
| 14 | 平16.12.29~17.1.20 (23日間) | スマトラ沖大地震・ インド洋津波災害 | タイ王国 ブーケット周辺 | 死者・行方不明者 229,866人 | 国際消防救助隊員46人(東京消防庁23人、大阪市消防局15人、千葉市消防局2人、横浜市消防局1人、相模原市消防本部1人、川越地区消防組合消防本部1人、消防庁3人)及びヘリコプター2機 捜索救助活動、人員・物資搬送、捜索技術指導等を実施 |
| 15 | 平17.10.9~10.18 (10日間) | パキスタン・ イスラム共和国 地震災害 | パキスタン・イスラム共和国 バトグラム周辺 | 死者 73,338人 負傷者 69,412人 | 国際消防救助隊員13人(東京消防庁6人、横浜市消防局3人、船橋市消防局2人、茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部1人、消防庁1人) 建物倒壊現場での捜索救助活動 |
| 16 | 平20.5.15~5.21 (7日間) | 中国四川省における 地震災害 | 中華人民共和国四川省 広元市周辺 | 死者 69,227人 負傷者 374,643人 | 国際消防救助隊員17人(東京消防庁6人、川崎市消防局3人、名古屋消防局3人、市川市消防局2人、藤沢市消防本部2人、消防庁1人) 建物倒壊現場での捜索救助活動 |
| 17 | 平21.10.1~10.8 (8日間) | インドネシア 西スマトラ州 パダン沖地震災害 | インドネシア共和国 パダン市周辺 | 死者 1,117人 負傷者 約2,900人 | 国際消防救助隊員17人(東京消防庁6人、札幌市消防局3人、福岡市消防局3人、さいたま市消防局2人、横須賀市消防局2人、消防庁1人) 建物倒壊現場での捜索救助活動ほか |
| 18 | 平23.2.22~3.12 (19日間) | ニュージーランド 南島地震災害 | ニュージーランド クライストチャーチ市 | 死者 181人 (うち邦人28人) | 国際消防救助隊員33人(東京消防庁16人、京都市消防局3人、千葉市消防局3人、相模原市消防局2人、高松市消防局2人、新潟市消防局2人、福岡市消防局2人、消防庁3人) 建物倒壊現場での捜索救助活動ほか |
| 19 | 平27.4.26~5.9 (14日間) | ネパール地震災害 | ネパール連邦民主共和国 カトマンズ市 | 死者 8,896人 (うち邦人1人) 負傷者 22,302人 (うち邦人1人) | 国際消防救助隊員17人(東京消防庁6人、さいたま市消防局3人、浜松市消防局3人、川越地区消防局1人、秋田市消防本部1人、高崎市等広域消防局1人、富山市消防局1人、消防庁1人) 建物倒壊現場での捜索救助活動 |
| 20 | 平29.9.21~9.28 (8日間) | メキシコ地震災害 | メキシコ合衆国 メキシコシティ | 死者 369人 負傷者 約8,800人 | 国際消防救助隊員17人(東京消防庁6人、仙台市消防局3人、京都市消防局3人、朝霞地区一部事務組合埼玉県西部消防本部1人、豊中市消防局1人、和歌山市消防局1人、高知市消防局1人、消防庁1人) 建物倒壊現場での捜索救助活動 |
| 21 | 平30.2.9~2.11 (3日間) | 台湾東部地震災害 | 台湾 花蓮県 | 死者 17人 負傷者 285人 | 国際消防救助隊員2人(東京消防庁2人) 捜索資機材の貸与及び資機材取扱要領の指導を実施 |

※1及び2については、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」制定前であり、JICAの短期専門家として派遣されている。

資料

資料 6-1 令和 3 年度の政府戦略等を踏まえた重点研究開発目標

| |
|---|
| (1) 消防防災活動における Society5.0 の実現に資する新たな装備・資機材等の開発・改良 |
| <p>先端 ICT に加え、総合的な発想による新たな装備・資機材や情報システムの開発・改良</p> <p>◆科学技術・イノベーション基本計画（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）〈関連箇所要約〉</p> <p>○気候変動を一因とする甚大な気象災害やパンデミックの発生などの差し迫った脅威の克服は、我が国にとって喫緊の課題であり、また、ICT の浸透により、新たな価値として人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる DX の推進は、個々のニーズにかなったソリューションを提供する可能性を広げている。このような背景を踏まえて、我が国が目指す社会を表現すると、「直面する脅威や先の見えない不確実な状況に対し、持続可能性と強靭性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ (wellbeing) を実現できる社会」とまとめられ、このような未来社会を実現することこそが第 6 期基本計画を策定する目的である。</p> <p>これは、SDGs と軌を一にするものである。</p> <p>○頻発化・激甚化する自然災害に対し、先端 ICT に加え、人文・社会科学の知見も活用した総合的な防災力の発揮により、適切な避難行動等による逃げ遅れ被害の最小化、市民生活や経済の早期の復旧・復興が図られるレジリエントな社会を構築する。</p> |
| (2) 消防法令上の技術基準等の確立や最近の災害等を踏まえた研究開発課題の例 |
| <p>○大規模災害への対応に資する資機材開発及びリスク把握に資する研究開発</p> <p>○避難に関する情報の提供及び判断に資する研究開発</p> <p>○パンデミックを踏まえた資機材開発や、救急需要の分析及び効果的な運用に資する研究開発</p> <p>○石油コンビナート災害対応を最適化するための資機材・システムに関する研究開発</p> <p>○消防業務の効率化に資する研究開発</p> |

資料 6-2 採択研究テーマの一覧

(令和 3 年度)

| |
|---|
| 令和 3 年度採択の新規研究課題（9 件） |
| ・スマホを活用したドローン無線中継システムによる遭難者位置特定及び救助支援 |
| ・迅速な状況把握による的確な意思決定を支援するためのドローン活用体系の開発 |
| ・救急搬送におけるポータブルエアロゾルシールドの研究 |
| ・感染防止性・夏季における冷却性等に優れた能力を有する感染防止衣の開発 |
| ・石油コンビナート防災と消防戦略立案を支援するリスクアセスメントシステムの開発 |
| ・消防防災活動における重量資機材搬送等の支援用電動アシスト自転車の開発及び実装 |
| ・感染防止性・夏季における冷却性等に優れた能力を有する感染防止衣の開発 |
| ・IT 技術を活用した火災通報・連動システムの有効性の検証 |
| ・火災予防のための火災誘発物の検出とその危険度予測システムの構築 |
| 令和 2 年度採択の継続研究課題（3 件） |
| ・寝具類及び衣服類等用途向け後加工防災薬剤の研究開発 |
| ・屋外貯蔵タンクの浮き屋根監視用防爆センサシステムの開発 |
| ・救急電話相談事業による緊急度判定が救急搬送患者の予後に与える影響評価 |

資料 6-3 応募件数、採択件数等の推移

| 年度 | 応募件数（件） | 採択件数（件） | 継続件数（件） | 予算（億円） |
|----------|---------|---------|---------|--------|
| 平成 15 年度 | 131 | 16 | — | 2.0 |
| 平成 16 年度 | 64 | 12 | 12 | 3.0 |
| 平成 17 年度 | 75 | 11 | 18 | 3.7 |
| 平成 18 年度 | 47 | 9 | 15 | 3.5 |
| 平成 19 年度 | 38 | 9 | 17 | 3.1 |
| 平成 20 年度 | 44 | 13 | 13 | 2.9 |
| 平成 21 年度 | 65 | 12 | 13 | 2.8 |
| 平成 22 年度 | 47 | 9 | 19 | 2.5 |
| 平成 23 年度 | 45 | 6 | 10 | 1.6 |
| 平成 24 年度 | 33 | 12 | 7 | 2.1 |
| 平成 25 年度 | 28 | 5 | 13 | 1.8 |
| 平成 26 年度 | 26 | 4 | 10 | 1.5 |
| 平成 27 年度 | 22 | 6 | 6 | 1.4 |
| 平成 28 年度 | 29 | 9 | 7 | 1.3 |
| 平成 29 年度 | 32 | 9 | 7 | 1.3 |
| 平成 30 年度 | 31 | 6 | 7 | 1.3 |
| 令和元年度 | 42 | 8 | 7 | 1.4 |
| 令和 2 年度 | 35 | 5 | 4 | 1.3 |
| 令和 3 年度 | 37 | 9 | 3 | 1.3 |

資料 6-4 消防機関の研究部門等の概要

(令和 2 年度)

| 消防本部名 | 定員(人) | 件数(件) | 主な試験研究 |
|---------|-------|-------|--|
| 札幌市消防局 | 4 | 3 | <ul style="list-style-type: none"> ・水力換気を応用した排煙及び燃焼抑制システムの検証について ・防火衣その他の個人装備品に係る熱特性について ・夏期における救急隊員の労働負荷軽減に係る検証について |
| 東京消防庁 | 43 | 8 | <ul style="list-style-type: none"> ・火災室の熱環境の判断及び検索方法等に関する検証 ・火災現場で発生する有害物質の危険性に関する検証 ・消防隊員の受熱による影響等に関する検証 ・特別区消防団の新型防火服に関する検証 ・消防学校学生の熱中症防止方策の検証 ・消防学校学生のストレス対処力に関する検証 ・観測地震波を用いた車いす使用者の身体防護体勢の検証 ・一酸化炭素の区画外への拡散状況に関する検証 |
| 川崎市消防局 | 3 | — | 該当なし |
| 横浜市消防局 | 5 | 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・火災原因調査における爆発現象判断の実験的研究 ・VRによる消防教育訓練シミュレーションシステムの研究開発 |
| 名古屋市消防局 | 6 | 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・在庫管理ツール（RFID タグ及びハンディーターミナル型リーダー）の行方不明消防隊員捜索資器材としての適用性の検証実験 ・リモートワーク型建物被害状況分析システムを使用したドローン画像伝送や運行管理訓練についての報告 |
| 京都市消防局 | — | — | 該当なし |
| 大阪市消防局 | 10 | 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・垂鉛メッキ工場で発生した水素爆発について ・コロナ禍におけるエチルアルコールの火災危険について |
| 神戸市消防局 | 3 | 1 | ・ドローンによる濃煙熱気空間把握 |
| 北九州市消防局 | 4 | — | 該当なし |